

嵐山町議会平成28年第1回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月1日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	26
施政方針表明	29
議案第22号～議案第27号の上程、説明、質疑	39
予算特別委員会の設置、委員会付託	70
予算特別委員会委員の選任	70
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告	71
議案第30号～議案第32号の上程、説明、質疑	71
休会の議決	74
散会の宣告	74

第 2 号 (3月3日)

議事日程	7 5
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
本会議に出席した事務局職員	7 6
説明のための出席者	7 6
開議の宣告	7 9
諸般の報告	7 9
一般質問	7 9
4 番 長 島 邦 夫 議員	7 9
2 番 森 一 人 議員	1 0 3
6 番 畠 山 美 幸 議員	1 1 4
5 番 青 柳 賢 治 議員	1 4 4
1 番 吉 本 秀 二 議員	1 6 4
会議時間の延長	1 7 1
散会の宣告	1 9 5

第 3 号 (3月4日)

議事日程	1 9 7
出席議員	1 9 8
欠席議員	1 9 8
本会議に出席した事務局職員	1 9 8
説明のための出席者	1 9 8
開議の宣告	2 0 1
諸般の報告	2 0 1
一般質問	2 0 1
1 3 番 渋 谷 登美子 議員	2 0 1
8 番 河 井 勝 久 議員	2 3 2
9 番 川 口 浩 史 議員	2 5 4
1 1 番 松 本 美 子 議員	2 7 3
会議時間の延長	2 9 2

散会の宣告	299
-------	-----

第 4 号 (3月7日)

議事日程	301
出席議員	302
欠席議員	302
本会議に出席した事務局職員	302
説明のための出席者	302
開議の宣告	305
諸般の報告	305
発言の訂正	306
一般質問	306
10番 清水正之議員	306
12番 安藤欣男議員	325
休会の議決	343
散会の宣告	344

第 5 号 (3月9日)

議事日程	345
出席議員	348
欠席議員	348
本会議に出席した事務局職員	348
説明のための出席者	348
開議の宣告	351
諸般の報告	351
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	351
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	352
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	354
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	356
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	357

同意第 5 号の上程、説明、質疑、採決	3 5 8
同意第 6 号の上程、説明、質疑、採決	3 5 9
同意第 7 号の上程、説明、質疑、採決	3 6 0
同意第 8 号の上程、説明、質疑、採決	3 6 1
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 2
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 7
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 4
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 7
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 9
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 8
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 9
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 1
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 3
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 7
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 9
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0 4
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1 4
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1 7
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2 0
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2 1
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2 2
延会の宣告	4 2 5

第 6 号 (3月10日)

議事日程	4 2 7
出席議員	4 2 8
欠席議員	4 2 8
本会議に出席した事務局職員	4 2 8
説明のための出席者	4 2 8
開議の宣告	4 3 1

諸般の報告	4 3 1
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3 1
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4 6
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5 2
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5 8
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6 2
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0 3
休会の議決	5 0 4
散会の宣告	5 0 4

第 7 号 (3月23日)

議事日程	5 0 7
出席議員	5 0 8
欠席議員	5 0 8
本会議に出席した事務局職員	5 0 8
説明のための出席者	5 0 8
開議の宣告	5 1 1
諸般の報告	5 1 1
議案第 2 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	5 1 2
議案第 2 3 号～議案第 2 7 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	5 3 0
議案第 3 0 号～議案第 3 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	5 3 7
平成 2 7 年陳情第 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	5 4 0
議員派遣の件について	5 4 3
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	5 4 3
日程の追加	5 4 3
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4 4
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4 9
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5 3
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5 5
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6 2

町長挨拶	5 6 5
議長挨拶	5 6 6
閉会の宣告	5 6 6
署名議員	5 6 9

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第13号

平成28年第1回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月19日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成28年3月1日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	佐久間 孝 光	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	洪 谷 登 美 子	議 員	1 4 番	大 野 敏 行	議 員

平成28年第1回嵐山町議会定例会

議事日程 (第1号)

3月1日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(大野議長)
- 日程第 4 行政報告(挨拶並びに行政報告 岩澤町長)
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 広報広聴特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 施政方針表明(岩澤町長)
- 日程第 8 議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第 9 議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第11 議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第12 議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第13 議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- 日程第14 議案第30号 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)
- 日程第15 議案第31号 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)
- 日程第16 議案第32号 町道路線を認定することについて(橋梁)(道路台帳の補正)

○出席議員（14名）

1番	吉本	秀二	議員	2番	森	一人	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
5番	青柳	賢治	議員	6番	畠山	美幸	議員
7番	吉場	道雄	議員	8番	河井	勝久	議員
9番	川口	浩史	議員	10番	清水	正之	議員
11番	松本	美子	議員	12番	安藤	欣男	議員
13番	渋谷	登美子	議員	14番	大野	敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	村田	泰夫
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
中嶋	秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課	長
山岸	堅護	税務課	長
金井	敏明	町民課	長
石井	彰	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
村上	伸二	文化スポーツ課	長
植木	弘	環境農政課	長
山下	隆志	企業支援課	長
菅原	浩行	まちづくり整備課	長
新井	益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
藤 永 政	昭	教育委員会子ども課 学校教育担当副課長
前 田 宗	利	教育委員会子ども課 子ども担当副課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第1回嵐山町議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○大野敏行議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○大野敏行議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第7番 吉 場 道 雄 議員

第8番 河 井 勝 久 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○大野敏行議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

長島議会運営委員長。

[長島邦夫議会運営委員長登壇]

○長島邦夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回定例会を前に2月23日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席者は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として大野議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、中嶋総務課長にご出席をいただき、提出されます

議案について説明を求めました。

長提出議案については、承認1件、人事8件、条例17件、予算10件、その他5件の計41件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第1回定例会は本日3月1日から23日までの23日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問につきましては、受け付け順として、3月3日の1番の私、長島邦夫から5番の吉本秀二議員、4日に6番の渋谷登美子議員から9番の松本美子議員、7日に10番の清水正之議員と安藤欣男議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告を申し上げます。

○大野敏行議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日3月1日から3月23日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの23日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○大野敏行議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、承認1件、人事8件、条例17件、予算10件、その他5件の計41件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成27年12月から平成28年2月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成28年2月9日、吉見町のフレサよしみにおいて比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員13名が出席いたしました。平成28年2月10日、さいたま市の埼玉県県民健康センターにおいて埼玉県町村長・町村議会正副議長合同研修会に本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において閉会中の継続審査となり、文教厚生常任委員会より町長宛て必要な調査の要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決されました発議第24号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出についての件及び発議第25号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第1号 埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設の建設の位置の見直しを求める陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議会基本条例の規定に基づき、第8回議会報告会を1月16日に開催いたしました。詳細につきましては、後ほど広報広聴特別委員長より報告いたします。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○大野敏行議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成28年嵐山町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各

位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成28年度予算案をはじめ町政の重要課題につきまして審議を賜りますことは、町勢進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

さて、本議会に提案いたします議案は承認1件、人事8件、条例17件、予算10件、その他5件の計41件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年6月から実施をしておりました改修工事が終わり、北部交流センターがリニューアルオープンをいたしました。バリアフリーはもとより、多機能トイレ、また授乳室を完備し、さまざまな目的で対応できるつくりとなっております。心豊かに住み続けられるまちづくりを目指すべく、人的資源を生かし、地域の交流を深める拠点として、幅広く多くの方にご利用いただきたいと考えております。何とぞ議員各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

そのほか、平成27年11月から平成28年1月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する報告書でご報告を申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 教育委員会関係につきましてご説明、ご報告いたします。

庶務関係、学校教育関係（1）を除きまして、児童福祉関係等につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご高覧いただければ幸いです。

2、学校教育関係の（1）、平成28年度小中学校入学予定者の入学通知送付者数でございます。3小学校合計127人、昨年度と比べまして7人の増でございます。中学校合計130人、昨年度と比べまして23人の減でございます。

1、庶務関係の（2）、会議等開催状況のうち1月23日、嵐山町いいとこスピーチコンテストにつきましてご報告申し上げます。去る1月23日午後1時30分より嵐山町役場町民ホールにて、509点の応募の中から各校2名の代表者計12名が自分の学校の

いいところ、誇り、魅力、伝統等をスピーチいたしました。小学校5、6年、中1、2年でございます。大野議長には議会を代表いたしまして来賓のご挨拶を賜り、また議員各位の大勢のご臨席を賜りまして、花を添えていただき、まことにありがとうございました。

町内の児童生徒が自分の通う学校のいいところを原稿用紙3枚にまとめることは、一人一人が表現力を中心とした国語力の基礎を培うこと、自分の学校のよさを再確認できるという視点で大変意義のある学習の機会と捉えております。また、各学校の教員にとりましても、子供が感じる学校のよさを知る機会になるとともに、担任にとりまして、作文を読み、一人一人を褒め、励ますコミュニケーションの機会となりました。

埼玉新聞、埼玉よみうり等で報道されました。東松山ケーブルテレビでも収録に見えていただきました。広報3月号に出場者の氏名、題名、小中1名の最優秀者の原稿が掲載されておりますので、ご高覧いただければ幸いです。町、PTA連絡協議会、嵐山町商工会、嵐山町観光協会のご後援を賜り開催できましたことを申し添えさせていただきます、ご報告といたします。

ここには記載してございませんが、教育委員会の重要課題の一つといたしまして、不登校児童生徒の状況についてご報告いたします。不登校児童生徒の増加につきましては、全国的な傾向にあり、嵐山町でも同じ状況にあり、憂慮すべきこととして捉えております。平成27年度の4月から1月末までの町内児童生徒の不登校児童生徒は、小学生3名、中学生13名、計16名が年間30日以上欠席者でございます。さらに、不登校可能性の生徒も数名ございます。大部分の児童生徒は体調不良ですが、本人及び保護者に対して学校と連携いたしまして対応しているところでございますけれども、新年度より新たな施策を講じ、登校できる環境を取り戻すべく一層努力してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長 おはようございます。総務経済常任委員会の中間報告をさせていただきたいと思います。

平成28年3月1日

嵐山町議会議長 大野敏行様

総務経済常任委員長 佐久間孝光

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

町の経済の活性化について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「町の経済の活性化について」調査をするため、12月18日、1月29日及び2月15日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 12月18日の委員会について

当日は、町の経済の活性化に関する調査をするに当たり、どのように進めていくべきかを協議した。その中で、まず総合戦略において、総務経済常任委員会所管事務のうち町の活性化に関し得る事業の詳細説明を各課から求めることとした。さらに、それに付随し、重要と思われる事項の説明もあわせて依頼することとした。

(2) 1月29日の委員会について

当日は、中嶋総務課長、青木地域支援課長、植木環境農政課長、山下企業支援課長、菅原まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けた。

ア 地域支援課

・策定委員会での意見

小さな自治体同士の人口の奪い合いではなく、協力連携すべき。福祉等は、一自治体が極端な施策を行うのではなく、比企全体で歩調を合わせるべき。企業、自然、文化、・農業などをコラボすることで町の活性化を図るべき。農業は単に生産するだけでなく、加工場の設立、販路開拓、拡大まで町が中心となって6次産業化を目指すべ

き。8万人を超えるバーベキュー場の利用者が町内をめぐる横のつながりを構築すべき。その他、人材育成、女性教育会館との連携強化、休耕田への観光客誘致、IT企業関連の誘導促進等があった。

・意見交換を行ったその他の団体とその主な意見

団体は、観光協会、商工会、農業関係者、町政モニターである。その主な意見は、日本一きれいな観光地、大型バスで立ち寄れる地元食材提供のお店、文化遺産をめぐるサイクリングコースやハイキングコースの整備、プロの視点による駅周辺及び情報発信基地の整備、企業の本社機能の誘致、補助金を財源に行う事業は長続きしない、自然に恵まれた環境でスポーツとバーベキューに親しめるコンセプト、地産地消が実行されていない、未来の農業についてじっくり話すべき、ターゲットとする年代層を絞るべき、不妊治療への助成、町の魅力をもっと発信すべきとの意見があった。

説明後の主な質疑応答

(問) 県議会では総合戦略の議決ができていない。その影響は嵐山町にあるのか。

(答) 県がおくれている場合は、国の方針に従っていれば問題はない。

(問) 嵐山町版地域おこし協力隊は、10名で5カ年の累計とあるが、その構想と方向は。

(答) 28年度予算に反映させたいが、4月からすぐスタートするわけではない。1人中心的な方がいて、その方をサポートしてくれる人を想定している。

(問) 2020年のオリンピックに向け、外国人がふえると思うが、その受け入れ態勢は。

(答) 外国人視点は大切。女性教育会館との連携、外国語併記の看板設置、外国語版パンフレットの作成等は考えている。

イ 総務課

・今後の職員数の見通しと目標

2015年4月1日を基準とした5カ年間の嵐山町定員管理適正化計画を作成した。基本的な考え方としては、今後の人口減、町の財政状況を鑑みの中で、義務的経費に占める割合が高い人件費も削減していくと同時に、町民から求められる行政課題は複雑化しており、それらにも的確な対応をしていかなければならない。そのバランスをとりながら適正化計画作成を進めた。ちなみに、平成27年の実職員数は141名であります。その下の表は、今後の職員数の計画目標でありますけれども、平成27年から平成

31年まで146名を上限として目標としております。

説明後の主な質疑応答

(問) 臨時職員希望者には、待ってもらっているような状況はあるのか。

(答) 待機というよりも不足する場合もある。年度当初には希望を出していただいているが、基本的には70歳ぐらいまでの方に働いていただきたいので、69歳で希望されても、応えられないこともある。27年度途中でやめられた方の補充には、ハローワークを通じて町外からも人材を募った。その中には、国勢調査で募った方もいる。

(問) 再任用のカウントは。

(答) 再任用は、週5日体制で依頼した場合は定員管理上で常勤の職員としてカウントする。週3日、4日の短時間勤務の場合はカウントされない。現在常勤の再任用はいない。

(問) 課長まで行かなかった職員の再任用の期間は。

(答) 課長職云々では特に区別していない。義務的な期間は、年金の支給開始年齢までと考えている。

ウ 環境農政課

・各企業の嵐山町における農業経営の現状と今後の方向性

太陽グリーンエネルギー株式会社は、太陽ホールディングス株式会社が100%出資、資本金1,000万円の法人で、ベビーリーフに特化した栽培を行っている。平成27年9月2日より収穫開始、同年11月より商業出荷を開始した。出荷額は4,600円パーキログラムで、一般的な市場に比べると約2倍の単価となり、コストダウンが今後の課題である。

ヤオコーは、一般企業参入方式による農業参入を計画しており、農地中間管理機構を通じて農地を借り受け、事業を展開する予定である。嵐山町内も検討していただいたが、条件が合わず、進出決定には至っていない。

株式会社ナガホリは、上尾市を基盤に耕作放棄地を重機などを使って復元し、首都圏向けのコマツナ栽培などを展開する農業法人である。嵐山町へは、平成23年ごろから東松山農林振興センターからの紹介で進出し始めた。しかし、平成27年12月に地権者より農地賃借料支払い延期の相談があり、町農業委員会事務局及び東松山農林振興センターとナガホリによる協議がなされたが、平成27年12月28日にナガホリより農地利用権の合議解約約31人分の通知が町農業委員会にあった。その後の平成28年1月

19日、農地バンク利用登録抹消申請が受理された。

説明後の主な質疑応答

(問) ヤオコーからは話があったけれども、実現はしなかったということか。

(答) 検討はしていただいたが、中間管理機構を使っていることや、カットやデリカをやる加工施設が嵐山から遠いということが、大きな阻害要因となった。

(問) 嵐山町内の食堂での地産地消はどうなっているのか。

(答) 把握はしていない。特別栽培農産物は、県の認証農産物を扱っているという看板を掲げられる。そのお店は、嵐山町内にはなかったものと記憶している。うどんに特化した地産地消を展開できないかということで、うどんに適した小麦、農林61号の栽培を来年度は再び依頼する予定である。食堂や直売所で販売しているうどんや小麦製品に「嵐山産農林61号を使っています」という表示を今後は検討していく。

(問) 6次産業についての構想はあるのか。

(答) 6次産業については、具体的なものに取り組んでいくには至っていない。今は小麦の関係を進めること、古里の観光果樹園ふるさとがつくっているブルーベリーや勝田のうめ生産組合がつくっている梅の本格的加工の支援をしていくことを考えている。今年度、加工用トマトの試験栽培を行った。新年度では、このトマトを町内の飲食店等で提供していく新しいメニューの開発を依頼する予定。嵐山営農には、米粉を使った加工品の開発をお願いしている。大規模にシステム化した6次産業化までは軌道に乗っていない。

エ 企業支援課

・町経済（企業関連、雇用関連）の現状は

嵐山町の事業所数は、全体的には減少している。新たに出店や進出を希望する業者もかなりいたが、紹介できる種地がなかった。今後は改善されていくと考えている。

下の表は、各自治体の事業所数の推移でありまして、平成24年と平成26年を比べた場合に、嵐山町と小川町だけがマイナスになっている状況であります。

雇用に関しては、就業者数で見ると、平成12年から平成22年において減少傾向にある。その改善を図るために、今年度は就職を希望する45歳以上の方を対象とした就職セミナーを2月に開催する予定である。また、平成28年度からは窓口でハローワークとインターネット経由の連携で求職先情報の提供を行う予定である。

・インターランプ内の企業誘致の経緯と阻害要因

平成12年に地元地権者から開発の要望書が提出された。平成22年第4次嵐山町振興計画の土地利用を修正する議案を可決し、本地域を新たな企業誘致先として指定し、平成25年度には地権者の同意もおおむね完了した。平成26年度、予定地内の道路、緑地計画が一部見直され、今年度は既にインターアクセス道（県道）との接道協議を埼玉県土木整備事務所と地元警察とは終え、現在は県警の本部協議に入っている。昨年12月からは県都市計画部局との調整を開始している。民間のディベロッパーが間に入り企業誘致も行っている。物流系の企業からの問い合わせがあった。町としては、雇用創出の観点から工場の誘致を希望している。接道の協議が終わった後は課内調整をし、予定企業の整理をした後に農振の除外、市街化編入、開発申請の手続となる。

説明後の主な質疑応答

(問) インターランプ内の土地利用が進まなかった主な要因は、インターアクセス道（県道）との接道協議が進んでいなかったことであり、県との協議を進めている今後はその阻害要因が解消され、企業誘致等が図りやすくなるとの認識でいいのか。

(答) そのとおりです。

(問) 駅周辺の未利用地はどこのことか。また、それは町有地なのか。

(答) 駅西口の階段と線路との間（東武のホームだったスペース）と西口エレベーター裏の空きスペースを考えている。土地は東武所有であるため協議に入っている。

オ まちづくり整備課

・平沢一川島線は、川島地区に産業団地を整備し、企業誘致に取り組むには必要な都市計画道路と考える。川島地区が整備され、全通開通すれば、東松山インターチェンジへもアクセスしやすくなる。

・平沢地区と東原地区の区画整理事業は、いずれも道路等の公共施設、宅地の造成はほぼ完了した。ただ、区画整理事業中ということで仮換地の状況で、登記と現地の状況が一致していないため、手続は煩雑ではあるが、一般の宅地と同様に建築は可能である。土地の取引には若干影響が出ていると認識している。できるだけ早期に区画整理事業の換地処分、本登記ができるように整備を進めていきたい。平沢土地区画整理事業の本換地の予定は平成32年度、東原土地区画整理事業は平成29年度である。

・駐輪場の整備、放置自転車の対策、未利用地の活用を進めていく上で、商工、交通安全、道路管理担当が連携して対応していくことが必要である。官民共同の「らんざん活性化チーム」の創設により、連絡通路、駅周辺の整備についての提言がなされ

るものと考えている。

説明後の主な質疑応答

(問) 平沢一川島線の同意率は。

(答) 川島地区は、住居系の区画整理を実施し、それにあわせて都市計画道路を整備した、むさし台、平沢と同じような形で進めていく予定であった。月輪一川島線も同じく区画整理事業で整備していく予定であったが、今は県の企業局と協議しながら産業団地の開発にあわせて都市計画道路を整備する準備を進めている。1社に合わせた都市計画道路から数社を誘致することを考慮した都市計画道路に変更する場合、どの位置が望ましいのかを企業局の意向を伺いながら検討してきた。その結果、その位置が確定したので、27年度中に現況測量と中心線を入れた図面を完成させる。それができ上がった段階で地元の方にこの位置で都市計画道路を整備することを話し、同意を求めていくことになる。測量そのものには反対はない。地権者は、都市計画道路ができることは認識していると思うが、まだ具体的な話はしていない。

(問) 平沢一川島線は、他町と協定を結んでいるのか。

(答) 協定云々ではなく、東松山都市計画区域ということで、東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町が一体となって一つの都市計画区域の中で都市計画道路を位置づけているので、整備計画に基づいてそれぞれの町が分担すべき整備をしてきている。それを整備していかないと、東松山都市計画区域としての機能が損なわれてしまう。

(3) 2月15日の委員会について

当日は前回の説明を受け、意見交換を行った。以下は委員会としての意見である。

ア 企業支援課

① 嵐山町版地域おこし協力隊（仮称らんざん活性化チーム）では、1人中心的な方を雇用し、もう一人はそのサポートをする方を雇用することを想定しているとの説明があったが、この中心となる人物は今後の嵐山町の活性化の明暗を分ける極めて重要な役割を負う。また、行政は思い切った事業展開が難しい土壌がある。その達成には、民間の力をかりて大胆な発想ができる人材が必要である。そのような視点から、その人選には細心の注意と最善の努力をしていただきたい。

② 町内経済の活性化につながる女性教育会館との連携の強化を図っていただきたい。それには、地元の方々の利用が多くなることが町全体の雰囲気づくりには不可欠である。施設の利用方法、条件等の情報発信をさらに充実していただきたい。

イ 総務課

① 職種によっては適当な人材を見出すことが難しいこともあろうが、臨時職員を補充、募集する場合、ハローワークをお願いするのではなく、回覧板等も含め、もっと積極的に情報提供を行い、町民の雇用機会につなげていただきたい。

ウ 環境農政課

① 6次産業化、もうかる農業を達成するには、農林61号、のらぼう菜、ホウレンソウ等に特化し、販路の開拓、拡大には町がリーダーシップをとっていただきたい。

② 地元の就農者の意識改革、町外からの就農希望者の育成において、農業活性化アドバイザーがいかにかかわっているのか見えてこない。個人でも、生産拡大、販路拡大に成功している方もおられるのだから、農業活性化アドバイザーには、今までの経験、知識、ネットワークを活用し、その手腕を振るっていただきたい。

エ 企業支援課

① 雇用の拡大、企業誘致が企業支援課本来の仕事である。企業支援課が設置された目的をもう一度再認識してもらいたい。

② 仮称らんざん活性化チームのメンバーが大変重要である。今までと同じように商工会、観光協会などの充て職ではなく、責任感と意欲を持った町民を選出していただきたい。

オ まちづくり整備課

① 都市計画道路である平沢一川島線は、雇用につながる産業団地建設と密接な関係があり、人の流れ、車の流れからも利便性が大いに向上することが期待できる。また、東松山都市計画区域として、東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町が一体となって整備していくことで機能するものであるので、一日も早い実現をお願いしたい。

② 都市計画道路及び産業団地建設は、もともと明星食品が産業団地に進出することを想定して進めてきた経緯もある。しかし、明星が移転する可能性がなくなった今産業団地のみならず交通の便も飛躍的に改善されることから、住宅地としての開発スペースも視野に入れて進めていただきたい。

以上、中間報告といたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまです。

ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 3ページの株式会社ナガホリの件なのですが、地権者より農地賃借料支払い延期の相談があったということであったわけです。その後は解約をしたということで書いてあるわけですが、この支払いはきちんとされたのかどうか、そこは確認しているのか伺いたと思います。それから、農地についてはもとの状態に戻って返してもらっているのか伺いたと思います。それと、最後の委員会としての意見というのは、これは町への提言、要望ということで回答を求めているものなのでしょうか。一応そこを確認したいのですけれども。

○大野敏行議長 以上3点についてご回答願います。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 お答えさせていただきます。

農地のほうの賃借料は支払い延期ということですので、支払われていないものと認識をいたしております。それからあと、農地のほうですけれども、ほんの一部だけ少し工事というか、そういったことを進めた経緯があるのですけれども、ほとんど手つかずの状態、そのまま解約の方向にいったというふう聞いております。それとあと、最後の意見でありますけれども、これはあくまでもきょうの時点の中間報告としての意見でありますので、回答を求めるところまではいかないわけでありまして、やはりこの内容によってはこの時点でお伝えをぜひしておきたいということで、そういったことを考慮しながら今後の事業も進めていただきたいということで、この意見を載せさせていただきました。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 朗読をもって文教厚生常任委員会の中間報告をいたします。

平成28年3月1日

嵐山町議会議長 大野敏行様

文教厚生常任委員長 森 一人

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「嵐山町の環境美化について」及び陳情第4号「日清食品（株）協力工場・明星食品（株）嵐山工場に関する陳情に対する調査について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「嵐山町の環境美化について」を調査するため、1月12日、1月26日及び2月12日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 1月12日の委員会について

当日は、初回の委員会であり、調査事項の「環境美化について」、ある程度ポイントを絞って調査することがよいという判断のもと、各委員より嵐山町の環境美化についての問題点や改善が必要なことについて意見を出し合いました。内容については、町道、歩道等の立ち木や雑草の問題、民地においてはどのように対処することがよいのか、不法投棄の問題、ポイ捨て（たばこの吸い殻、ごみ）について、ごみステーションの管理問題、放置自転車等について、都市計画道路周辺（せせらぎ水路）や店舗周辺においての雑草、ごみ等のポイ捨てについて、嵐山町の自然環境、景観の保全において、河川の整備等が必要という意見が出されました。

最後に、今後の委員会の進め方を話し合い、次回は嵐山町の環境美化において環境農政課に現状について説明を受けることとしました。

また、陳情第4号について、今後どのように対応していくか協議し、決定いたしました。

- ・ 陳情第4号については、町に要望した件が上がってきた段階で調査を行っていく。
- ・ 陳情代表者の事情等は考慮せずに、既に文教厚生常任委員会に付託されているのだから、委員会として行える範囲で進めていく。

以上を各委員が確認し、当日の委員会を閉会しました。

(2) 1月26日の委員会について

当日の委員会は、環境農政課の植木課長より嵐山町の環境美化の現状について詳しく説明を受けました。

ごみのポイ捨て・不法投棄の状況

ごみのポイ捨て・不法投棄については、市町村境界や河川敷に近い場所に多く発生

している傾向があり、特に多い場所としては、大字吉田の町水道施設付近、大字菅谷の都幾川学校橋付近や大字鎌形の鳩山町境に近い道路沿い等が挙げられる。対策として、環境農政課や観光協会により、不法投棄禁止の啓発看板を設置、月に1度、総務課、まちづくり整備課、環境農政課の職員による町内各地での清掃活動の実施や各区長の協力を得て不法投棄の多い場所のパトロール、確認された場合は必要に応じて警察と連携をとるとともに、不法投棄物については現場から回収している。不法投棄の現状については、平成25年度59件、平成26年度38件、平成27年度が36件と、件数の傾向としては減る方向にあり、対策の効果が認められる。

この問題に対しての主な質疑は。

(問) 不法投棄物のごみ種別を明確に教えてほしい。

(答) 可燃ごみ、不燃ごみ、廃プラ、燃える粗大ごみ、燃えない粗大ごみ、危険物、家電用品等、産業廃棄物、事業系ごみ。

(問) 遠山地区の不法投棄において、個人特定できたものについてはどのように町として対処したのか。

(答) 警察と連携を図り、個人特定できたものには相手方に連絡をとった。

農地周辺の草刈り、道路の立ち木、雑草の問題

農地周辺の草刈りについては、土地所有者や土地改良組合、耕作者がみずから実施していただいている。しかし、耕作放棄地など、担い手不足による草刈りの実施が滞っている農地がふえている傾向である。対策として、国からの多面的機能支払交付金をいただいた事業として、土地改良区や行政区などが主体となり、町内7地区で畦畔の草刈りなど、農村環境の維持活動を実施していただいている。

この問題に対しての主な質疑は。

(問) あぜの草刈り、道路の立ち木について管理について、農地所有者と耕作者への周知等の徹底は。

(答) 農地においては、所有者、耕作者に管理してもらうというのが前提である。しかし、現状において少子高齢化の問題等（農家後継者不足）もあり、農家だけで管理していくのは難しい状況がある。

(問) 民地による立ち木、雑草の対処については。

(答) 地権者が管理してもらうべきもの。苦情が出た場合は地権者に連絡をとり、処理してもらう。

町の景観

町の景観については、町環境保全条例の中で良好な環境を保つための町の責務、町民、事業者の基本的責務を定めるとともに、不法投棄の規制に関する事項、自販機への空き缶等の回収容器の設置義務、飼い犬のふん害等の防止に関する事項、土砂等の堆積等に関する事項、事業者の緑化推進への協力を求め、町の緑を豊かにする条例により、民間施設の緑化協定について制度化を図っている。また、嵐山溪谷などの貴重な景観を保全するための措置として、同条例に基づき、保護樹木の指定や里地里山づくり条例に基づく保全地域等の指定を行っている。さらに、ボランティアの協力による里山管理の推進も行っている。

この問題に対しての主な質疑は。

(問) 景観保全において重要な箇所を地図等に印をし、ボランティアセンターにお願いができないか。

(答) ボランティアセンターには、春、秋の美化清掃、里地里山づくりの活動において必要なところにはお願いしている。

ごみステーションに勝手にごみを捨てられる、不法投棄

地域のごみステーションに地区外の方が無断でごみを排出している状況については、美化推進委員や区長、あるいはごみ当番の方などから通報があるが、誰が捨てているのかわからずに、直接の指導が困難なのが現状。

そのため、各ごみステーション地区専用、地区外の方がごみを出さないことを明記した看板の設置や、分別が適切にされていないもの、粗大ごみや処理困難物等は職員、委託業者により「収集できない」というシールを貼り、理由を明示して、出した方が引き取るようお願いしている。排出後2週間程度の期間を経て、引き取りがない場合は職員が回収し、不法投棄として処分している。

また、月に1度、第2金曜日に委託業者が各ごみステーションを確認、回収できないごみについては全て町の一時保管場所へ運搬、これらも同様に不法投棄物として処分している。また、アパート等の管理業者があるごみステーションにおいては、さきのような回収できないごみが出されることが多いことから、管理業者に対策をお願いするとともに、それらのごみについても敷地内に不法投棄されたごみとして扱い、管理業者が処分するように指導している。

この問題に対しての主な質疑は。

(問) 外国人290名程度とそれ以外の嵐山町に住民票を移していない方々への扱いについては。

(答) 管理者にごみ分別の周知徹底をお願いしていただいている。アパートは入れかわりも激しいため、以前の市町村とのごみに対するルールが違うためにトラブルもある状況。

(問) ごみステーション設置への補助金は。

(答) コミュニティー事業の関係で補助できると思う。新たに設置する場合は、町有地を活用してもらおう。

河川の美化と清掃

河川の美化清掃については、「槻川をきれいにする会」により槻川流域の美化清掃活動を年2回実施している。集められた不法投棄物のごみについては、毎回大型トラック1台分にも及び、これらは小川町役場の事務局が小川地区衛生組合に持ち込み、処分している。また、美化運動の一環として、同会によるウグイの放流を町内の幼稚園、保育園の園児とご家族等のご協力のもと開催している。

この問題に対しての主な質疑は。

(問) 都幾川桜堤の側道側はきれいだが、河川側はブッシュ状態であり、景観的にも問題がある。

(答) 柵、監視カメラ、フェンス等の必要が検討。バーベキュー場整備をモデルケースとして、各課連携で河川をきれいにしていければよいと思う。

質疑終了後に、次回の委員会では嵐山町内の不法投棄が多く発生している箇所を現地視察することに決まりました。

また、陳情第4号に対しての進捗状況について説明を受けました。現状は以下のとおりです。

- ・環境農政課では、飛来物についてはでん粉であると確定した。企業に対しては改善に向けて継続的にお願いしていく。

- ・飛来物、臭気について、企業地外の半径20メートルにおいての聞き取り調査は、南側は完了、北側については今後行っていく。臭気調査専門業者とも準備を進めている。

- ・町に川島1区、2区、3区の区長連名で要望書をいただいている。内容は、水蒸気とともに出る飛沫物と臭気及び排水による汚濁と臭気に対するの対応。

・町としては、工場排水についても、苦情があれば調査実施を考えている。

以上の説明を聞いた上で質疑に移りました。

(問) 工場排水、水質、飛来物について、もっと詳しく説明してほしい。

(答) 企業には専用の排水溝とろ過装置があるが、臭気の問題があると思う。大気汚染防止法では、飛来物のでん粉は規制にかからない。そのため、今後も改善に向けて企業努力をお願いしていく。

(問) 近郊の工場でもこのような事例は出ているのか。

(答) 関東近郊の自治体に照会したが、事例はない。

質疑終了後、当日委員会を閉会いたしました。

(3) 2月12日の委員会について

当日の委員会は、初めに環境農政課の担当から不法投棄が多く発生している5カ所について下記のとおり順次説明していただいたあと、現地調査を行いました。

1. 越畑地区 越畑第2林道 路肩

付近に人家がほとんどなく、道路脇に不法投棄が多いことから、区長要望と相談も受けて、職員による毎月の清掃活動でごみを回収するとともに、町で不法投棄禁止の啓発看板を設置。看板設置の効果が出ている。

2. 杉山地区 市野川沿い道路 路肩

付近に人家がなく、道路脇に不法投棄が多い。特に事業系ごみや産業廃棄物と思われるごみの不法投棄が続いたため、小川警察署と連携し、捜査するとともに、町で不法投棄禁止の啓発看板を設置。

3. 菅谷地区 都幾川学校橋北側 路肩

東松山市との行政境に位置し、付近に人家がなく、大型車がとまれる程度のスペースがあるため、事業系ごみと思われる不法投棄が続いている。職員による毎月の清掃活動でごみを回収するとともに、町で不法投棄禁止の啓発看板を設置。

4. 遠山地区 トラスト3号地入口 駐車場

日中は町内外から多くの方が訪れるが、逆に夜間は人通りも少なく、産業廃棄物と思われるごみの不法投棄があった。小川警察署と連携し、捜査するとともに、町で不法投棄禁止の啓発看板を設置。

5. 鎌形地区 鳩山町境付近 路肩(赤貫通り)

車両の通行量が多く、窓からの投げ捨てと思われる生活ごみの不法投棄が経常的に

見られるほか、事業系ごみや産業廃棄物と思われるごみの不法投棄がたびたび確認されている。職員による毎月の清掃活動でごみを回収するとともに、町で不法投棄禁止の啓発看板を設置。

下の写真は、それぞれ1番から5番の現地視察のときの写真を掲載させていただきました。

また、不法投棄が多く発生している箇所の説明後に陳情第4号に対して環境農政課の担当から水質関係について説明を受けました。

・水質汚濁防止法（公共用水域の水質汚濁の防止に関する法律）において、東日本明星食品は該当しない。

・埼玉県生活環境保全条例において、東日本明星食品は指定排水施設を設置している工場のため、該当しない。及び日平均排水量が10立法メートル以上のものは、県の対応であり、県が確認をする等の説明でした。

現地視察を終了し、帰庁後に次のような意見が出されました。

- ・看板設置のさらなる徹底やもっと目立つように看板デザイン等の工夫が必要。
- ・不法投棄防止のため、小川地区衛生組合に持ち込める環境づくりの構築。
- ・規制ありきでの不法投棄防止という考えも必要。
- ・不法投棄防止のため、ごみの収集、分別に対するの周知徹底がもっと必要。
- ・町職員がごみの回収をしていることを周知することも大事。もっとPRをしていくべき等の意見が出されました。

今後は、環境美化に力を入れている先進自治体の視察等も含め、調査研究を続けていくことに全委員一致で決定いたしました。

終わりに、本日水質関係の説明を聞いた上で、陳情第4号について今後はどのようにアプローチをしていくか、各委員から意見を出していただきました。主な意見は以下のとおりです。

・水質関係についても特定事件に入れて調査を行うべきである。東日本明星食品は嵐山町にとっても大事な企業であるのだから、調査をしていくことは今後のためにも必要では。

・町への川島1区、2区、3区の区長連盟の要望に排水による汚濁についても含まれているのだから、文教厚生常任委員会では、最初に決めたとおりに飛来物、臭気だけについて、町からの調査報告を待って調査研究を始めるべきでは。

・町の調査報告を待ってから委員会で調査研究を始め、その後に必要に応じて水質関係も調査が必要となれば進めていけばよい等の意見が出されました。

協議の上、文教厚生常任委員会としては、1月12日の委員会で決定したとおりに町からの調査報告を待って調査研究を始めるということに決しました。

以上、中間報告といたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまです。

ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

青柳広報広聴特別委員長。

〔青柳賢治広報広聴特別委員長登壇〕

○青柳賢治広報広聴特別委員長 議長のご指名をいただきましたので、広報広聴特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

嵐山町議会議長 大野敏行様

広報広聴特別委員長 青柳賢治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

第8回議会報告会、議会モニターとの意見交換会について

2 調査結果

本委員会は12月22日、2月4日に委員会を開会、1月8日に報告会リハーサル、1月16日に議会報告会を開催し、調査研究を行いました。

(1) 12月22日の委員会について

第8回議会報告会については、第160号の議会だより「らんざん」を使つての報告会とすることにしていましたので、160号の議会だよりをPDFに落とし込んでパワ

ーポイントとして縮小した議会だより「らんざん」のコピー版を委員会で確認しました。パワーポイントに常任委員会などで挿入したい写真等があれば、12月28日までの期限を区切りまして、事務局まで連絡してもらうことにしました。当日の受付の担当者を決め、意見交換会については参加人数でグループ分けの判断をすることにしました。町民への周知については、区長配布物へのチラシを依頼するとともに、公共施設へのポスター等の掲示担当を決定しました。

(2) 1月8日の議会報告会リハーサルについて

リハーサルは、前議会で構成されました各委員長の報告でほぼ予定された時間どおり進行できました。

リハーサル終了後、委員から出されました主な意見など。

①、パワーポイントの資料が不備ではないか。これにつきましては、事務局で主な報告内容につきまして拡大した写真などを挿入させていただきました。

②といたしまして、修正動議を加えるべきではないかということでございました。これも口頭によりまして報告することとさせていただきます。

③といたしまして、常任委員会からの要望に対して、執行の答弁も合わせて報告する。

(3) 1月16日の第8回議会報告会開催状況について

嵐山町役場町民ホールでの報告会は、午後1時31分から午後3時9分まで、18名参加、男性15名、女性3名。ふれあい交流センターにおいては、午後6時から午後7時31分まで、4名参加、男性3名、女性1名。「あなたは新しい議会に何を求めますか」という意見交換の予定時間は確保できた。

(4) 2月4日の委員会について

第8回議会報告会報告書作成に当たり、出席委員より順次確認を進め、次のような意見や指摘があった。

- ① 議会で報告したことについての質問は区分して表示をする。
- ② 意見交換会での発言は議員個人の発言によるものであることを示す。
- ③ 嵐山町には防災無線電話応答システムがあることを加筆する。
- ④ 参加者の質問については、字句等の補正の必要がある。
- ⑤ 委員からの問いかけについても区分して表示する。

報告書は、上記の箇所等について修正をし、最終ページを委員長、副委員長が作成

した上で各委員の再確認をお願いすることとしました。

最後に、今回の報告会、意見交換会を通して、広報広聴特別委員会の全般的な反省点といたしまして、報告書の作成方法、議員の携わり方、部門を分けること、役割分担をはっきりさせること、初心に戻って取り組むこと等の意見がありました。議会モニターとの意見交換会は現モニターの任期中に実施すべきであるとの考え方のもと、3月24日に開催することを決めまして委員会を閉じました。

以上、委員会報告といたします。

- 大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。報告の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時11分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの総務経済常任委員会の報告において、佐久間委員長より発言を求められておりますので、これを許可します。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

- 佐久間孝光総務経済常任委員長 2点ばかり訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1点は、私の答弁の中で賃借料ということで、これは3ページのところに出てくるナガホリの関係でありますけれども、正確に言いますと、27年12月28日までの賃借料は支払われていると。それ以降は支払われていないということに訂正をさせていただきたいと思います。

それとあと、もう一点は文言のほうの訂正ですけれども、4ページのところに、下から5行目、埼玉県土木整備事務所という記載がありますけれども、埼玉県土木整備事務所ということで訂正をさせていただきたいと思います。

よろしく願います。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

◎施政方針表明

○大野敏行議長 日程第7、町長の施政方針表明を行います。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 平成28年度予算案及び関連諸議案を提案するに先立ちまして、町政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

平成27年は、大村先生、梶田先生のノーベル賞受賞という話題に日本中が沸き立った1年でありました。特に梶田先生が東松山市の出身ということから、身近な人が世界的な偉業を達成したことで、子供たちが夢や希望を持てるよう、教育、また人づくりに力を入れなければならないという思いを改めて強くしたところでございます。

さて、平成27年度は人口減少社会に本格的に対応するための地方創生に取り組み始めた初年度でありました。嵐山町もプレミアム付商品券により活性化に取り組み、昨年10月にはいち早く「嵐山町人口ビジョン及び総合戦略」を策定いたしました。この総合戦略で定めた「活力と生きがいを創出する」「子どもたちの未来を創出する」「住みよい豊かな環境を創出する」という3つの基本方針のもとに施策の推進を図ってまいります。また、平成27年度は第5次嵐山町総合振興計画の中間年に当たり、総合戦略と整合を図りながら見直しを行ったところでございます。

平成28年度は、これらの計画に基づき、「地方創生」とともに国が進める「一億総活躍社会」を実現するための諸事業を展開してまいります。さらに、去る1月20日に成立した国の補正予算に対応し、地方創生加速化交付金を活用するなどの諸事業を進めるための補正予算を計上し、平成28年度に繰り越して事業を進める予定でございます。

平成28年度事業全体につきましては、平成29年度に町制施行50周年を迎える準備のための事業費、人口減少に対応するための事業費、雇用をつくるなど「稼ぐ力」の創出のための事業費、人の流れをつくり、駅周辺施設の拡充等によるにぎわいの創出のための事業費、結婚、出産、子育てがしやすい地域社会の実現のための事業費、自然環境の整備による住みやすい地域づくりのための事業費、防犯、防火、防災、交通安

全対策等による安全で安心な地域づくりのための事業費、教育環境の整備や児童生徒の学力向上等を展開するための事業費など、嵐山町の近未来を展望した予算編成を行ったところでございます。

次に、平成28年度予算の概要を申し上げます。

平成28年度の一般会計当初予算は60億6,800万円と、前年度比2.2%増の予算を計上いたしました。このほか、国の平成27年度補正予算に合わせ、町も補正予算に関連事業を計上したところでございます。

このうち防災機能を兼ね備えた菅谷小学校プールの改築工事、マイナンバー制度等を適正かつ安全に運用するための自治体情報セキュリティ強化につきましては、鋭意進めてまいります。また、地方創生加速化交付金事業につきましては、国の事業認定を受けて実施していきたいと考えております。

国民健康保険特別会計は23億1,605万3,000円で、前年度比0.9%増、後期高齢者医療特別会計は1億8,045万6,000円で、前年度比8.3%増、介護保険特別会計は11億6,726万7,000円で、前年度比4.2%増、下水道事業特別会計は6億172万円で、前年度比2.1%減、水道事業会計は8億8,518万8,000円で、前年度比13.1%増を計上いたしました。予算全体では112億1,868万4,000円で、前年度比2.8%増でございます。

一般会計の歳入についてご説明申し上げます。

平成28年度の町税は、固定資産税が伸びる予想ではございますが、法人町民税の税率改正による減収、またたばこ税の落ち込み等が予想されることから、前年度比0.9%減で見込んでおります。

地方交付税は、税収減を見込んでいることから、当初予算比では7.2%増を見込んでおります。

内閣府が発表した2月の月例経済報告では、冒頭において「景気は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とする一方、「海外経済の不確実性の高まり、また金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としており、経済の先行きが不透明なこともあり、町の財政状況につきましても楽観視できない厳しい状況が続くものと思われま。

国庫支出金は、保育所緊急整備事業補助金の増、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金の増、防災安全交付金の増、文化財保存事業費補助金の減、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減、子育て世帯臨時特例給付金支給事業補助金

の減等により前年度比約1億5,568万6,000円、25.9%増で計上をいたしました。

県支出金では、地域密着型サービス等整備助成事業補助金、農地中間管理事業補助金、子どものための教育・保育給付費負担金が増加しているものの、市町村有施設再生可能エネルギー等導入事業補助金、地域づくり提案事業費補助金、特別保育事業費補助金の減に伴いまして、前年度比約2,200万円、5.1%減で計上いたしました。

地方債につきましては、投資的経費のうち単独事業の減少に伴いまして、前年度比430万円、0.8%減となりました。基礎的財政収支（プライマリーバランス）につきましては、昨年度に引き続き元金ベースで約8,300万円の黒字となり、厳しいながらも財政の健全化に資することができました。

平成28年度も多額の財源不足を解消するため、財政調整基金から2億6,900万円を繰り入れ、予算編成を行ったところでございます。

続きまして、一般会計の歳出についての説明を申し上げます。

歳出の性質別では、人件費が2,590万円減少しましたが、扶助費が5,200万円、公債費も2,280万円増加し、義務的経費全体では4,900万円の増となっております。

投資的経費では、道路修繕事業費、幹線道路整備事業費等の増加に伴い、約3,470万円増となりました。

物件費では、選挙事務等の減少によりまして約3,860万円の減、補助費等は保育所緊急整備事業補助金等の増額により約5,650万円の増、繰出金については約2,770万円の増で計上しております。

それでは、平成28年度の主な事業につきまして、「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」を将来像とした第5次嵐山町総合振興計画の各種施策に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、「町民と行政の協働による調和のとれたまち」でございまして。

平成28年度は、地方創生関連事業を幅広い分野で進めます。そのためには、町民をはじめとした自治組織、各種団体など多様な主体との「協働」「連携」がこれまでも増して必要となります。平成27年度には、北部交流センターの改修による施設の利便性向上を図り、さらに災害時に備えた太陽光発電設備等の整備を行いました。今後もふれあい交流センター、南部交流センターとともに多くの皆様にこれらの施設をご利用を願いたいと考えております。

町では、昨年10月に「嵐山町人口ビジョン及び総合戦略」をいち早く策定いたしま

した。国が補正予算で計上した「地方創生加速化交付金」を活用するため、町も補正予算に、仕事の創出、地域間連携、地方創生人材の確保等、これらを進める事業予算を計上したところでございます。今後国の事業認定を受けて実施をしてみたいと考えております。

嵐山町では、これまでも企業誘致や子育て支援等を積極的に進めておりました。地方創生を進め、一億総活躍社会を実現するためには、これまでの取り組みをさらにもう一步進める必要があります。平成28年度は、仕事の創出に向けた産業団地適地選定、また都市計画道路整備関連事業を進めてまいります。さらに、人口減少抑制対策事業として実施している子育て世帯等転入奨励事業も引き続き積極的に進めるとともに、空き家の利活用についてモデル事業の実施や推進体制を整備してまいります。

町からの情報発信には、武蔵嵐山駅デジタルサイネージの運用を開始するとともに親しみやすい広報紙やホームページづくりに努めてまいります。

平成27年度は、嵐山町を会場とした「比企都市人権フェスティバル」や「人権の花」運動を通じて人権意識の啓発事業に積極的に取り組みました。また、節目の年として「戦後70年平和事業」も実施いたしました。

平成28年度も人権侵害のない住みよいまちづくりを進めるため、人権意識の高揚を図る啓発を進めてまいります。世界恒久平和のため、平和都市宣言の趣旨にのっとり町民と協働して平和意識の醸成と啓発を進めてまいります。

また、第2次嵐山町男女共同参画プランの最終年に当たり、総合的な検証を行い、昨年8月に制定された女性活躍推進法の趣旨を反映した第3次嵐山町男女共同参画プランを策定してまいります。

次に、「健康で互いに支えあう生き活きとしたまち」でございます。

こども医療費の助成につきましては、少子社会への対応や全国的な課題であるこどもの貧困への対応として、平成27年10月から窓口払い廃止による現物支給を開始し、利便性向上を図ったところでございます。

平成28年度におきましては、最重要課題である人口減少に対応し、子育てを支援する観点から、これまでこども医療費窓口払代替事業として実施しておりましたロタウイルス、おたふくかぜ、B型肝炎、中学3年生へのインフルエンザの予防接種に対する助成、これを継続してまいります。

また、重度心身障害者医療費につきましては、こども医療費の助成に続き、4月か

ら窓口払いを廃止することといたしました。今後ひとり親家庭等の医療費につきましても窓口払い廃止を検討してまいります。

町民の健康増進に対する取り組みといたしましては、平成27年度から「健康長寿埼玉モデル事業」を活用した「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト事業」を開始いたしました。平成28年度におきましては、さらに多くの町民の皆様が事業に参加していただけるよう対象者を拡大し、健康寿命の延伸を図ってまいります。健康づくりの推進には、疾病を予防することが重要であります。生活習慣病予防等に関連する事業を推進するとともに、各種検診の受診率向上に努めてまいります。また、健康増進センターは、町民の健康づくりと健康に関する活動拠点として利用拡大を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け介護保険法が改正されたことにより、平成28年度から総合事業を開始するため、要支援の方のサービス利用法の一部が変わることとなります。高齢化はこの先も当面続くことが予想されますことから、新制度移行後におきましても、遺漏のないよう進めてまいります。

介護予防施設として長年使用いただいております「生き生きふれあいプラザ やすらぎ」につきましては、利用者数の減少が課題となっております。施設の有効活用を図るため、「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト事業」による活用を進め、介護予防にもつなげてまいります。

認知症対策は、今や避けては通れない重要な課題であります。そのため、ひだまりの丘にかわる新たなグループホームの整備を支援するとともに、認知症サポーターを養成してまいります。また、障害者をはじめ誰もが住みよい町となるよう各種施策を進めてまいります。

次に、「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」でございます。

災害になると急がれるのがライフラインの確保、復旧です。特に飲料水や生活用水の確保は町民の生活に欠かせない重要なものであります。町では、給水活動に活用する給水タンク等の導入や災害時の安全性を高めるため、老朽化した送配水管を整備するなど、災害時における飲料水の確保に今までも備えてまいりました。今後も人口減少を考慮した水道施設の中長期の更新需要に基づく計画的な施設更新を行ってまいります。

埼玉県は、県土に占める川の面積が日本一ということから、「川の国埼玉」として「水辺再生100プラン」「川のまるごと再生プロジェクト」等の事業を推進しております。嵐山町におきましても、県が進める両事業とともに、都幾川、槻川周辺地域を整備し、町民が親しみを持ち、誇れるような地域づくりを進めてまいります。また、関東で初めてPFI方式により実施している市町村管理型合併浄化槽事業を積極的に進めてまいりました。この事業につきましても引き続いて推進し、きれいな河川環境を将来に引き継いでいけるよう努めてまいります。

町では、27年度においてリース方式により既存の1,698基ある道路照明灯のLED化を行ったところでございます。今後も新規の道路照明灯につきましてはLED化を進めてまいります。また、家庭用太陽光発電システムや高効率給湯器等の設置に対する補助を引き続き実施することによりまして、低炭素社会の推進と地球温暖化防止に努めてまいります。

可燃物のごみ焼却施設等の老朽化は、小川地区衛生組合の構成町村にとって大きな課題となっていました。東松山市、桶川市、川島町、吉見町とともに、埼玉中部資源循環組合を通じて広域による新ごみ処理施設整備に取り組んでまいります。

次に、「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」でございます。

町では、これまでも子育て支援を積極的に行ってまいりました。平成27年度からは、本格的に実施された子ども・子育て支援新制度、保育や幼児教育制度変更へ適切に対応するとともに、平成27年4月には子育てステーション「嵐丸ひろば」をオープンし、子育て支援拠点施設として、親子が一緒に触れ合い、遊ぶことができる場として提供を開始しました。これにあわせ、駅西公園にあずまやと遊具を整備し、外遊びの場も提供してまいりました。

平成28年度におきましては、保育ニーズの高まりに対応するため、民間保育所に対し建て替え建設費の助成を行い、入所児童数の増加を図ってまいります。また、今後も「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに即した子育て支援の充実を図り、安心して子育てできるような環境整備を進めてまいります。

戦国期城郭の最高傑作の一つと言われている国指定史跡杉山城跡につきましては、地権者の皆様の協力により、平成27年度までの間に公有地化を行いました。嵐山町が誇る歴史的資産、これを継承するため、地域と連携しながら整備構想を策定してまいります。また、木曾義仲公生誕の地として、引き続き「義仲・巴」広域連携推進会議

とともに義仲公と巴御前のNHK大河ドラマ放送実現に向けて尽力をしております。

教育環境の向上に対する取り組みといたしましては、既に学校施設の耐震化率が100%となっております。また、将来に向けた整備として、国が補正予算で増額した学校施設環境改善交付金、これを活用し、町の補正予算に防災拠点機能を兼ね備えた菅谷小学校プールの改築工事予算を計上したところでございます。

教育現場におきましては、平成27年度、他の市町村に先駆けて、タブレット端末等を活用できるよう、各中学校の普通教室等に無線LAN環境を整備いたしました。また、情報機器を活用した教育の効果を高めるため、ICT支援員による教員と生徒のサポートを始めたところでございます。平成28年度は、学習効果を高めるための電子教材を充実し、生徒の学力向上につなげてまいりたいと考えております。

また、学校における不安、悩みを抱える児童生徒への対応といたしましては、町単独費によりスクールソーシャルワーカーの配置日数を拡大するとともに、新たに（仮称）スクールパートナーを配置することによりきめ細かな対応を進めてまいります。

小中一貫教育推進事業につきましては、効果が上がっていることから、平成28年度も継続してまいります。

次に、「安全・安心で活気に満ち、快適に暮らせるまち」でございます。

町民が安全に安心して暮らせることはまちづくりの基本であり、「一億総活躍社会の実現」「地方創生」を進める上にも欠くことのできないものと考えております。嵐山町では、これまで交通安全に対する啓発、また自主防犯組織の設立、活動を積極的に支援してまいりました。その取り組みを毎年積み重ねてきたことにより、交通死亡事故ゼロや犯罪発生件数の減少など、着実に活動の成果があらわれております。しかしながら、全国では児童生徒を狙った凶悪犯罪は後を絶たない状況が続いていることから、平成27年度に続き防犯モデル地区を選定させていただき、さらなる防犯対策の向上も図ってまいります。

道路整備事業につきましては、町道1-1号ほか14路線の路面性状調査、町道1-9号ほか4路線の舗装修繕、狭隘道路整備としましては、菅谷30号線整備、大蔵256号線等の測量設計、幹線道路につきましては、町道1-3号、町道1-17号、町道2-26号の工事、都市計画道路平沢一川島線、月輪一川島線の都市計画変更図書作成、町道1-12号ほか5路線においては、路面表示工事を実施してまいります。

また、道路照明灯施設設置事業におきましては、防犯モデル地区における道路照明灯設置事業もあわせて実施してまいります。

橋梁改修事業につきましては、新市野川橋ほか2橋の橋梁修繕詳細設計、入会橋ほか2橋の橋梁修繕工事、立山橋ほか8橋の道路ストック点検を実施してまいります。

川のまるごと再生につきましては、関連整備の最終年に当たり、遠山側駐車場及び観光トイレ、嵐山溪谷バーベキュー場野外炉等の整備を行ってまいります。

地方創生加速化交付金事業につきましては、国の認定を受けた上で情報発信拠点整備事業、地域活性化事業、農業者支援事業、杉山城跡整備事業等の地方創生関連事業を進め、「ひと」を呼び、「しごと」をつくり、地域経済の活性化を図ってまいりたいと思います。

また、町の活力を高めるため、地域における雇用の拡大は欠かせないものと考えております。町は、これまでも企業誘致条例を制定する等により、雇用の拡大につなげるための取り組みを進めてまいりました。また、川島地区北部は人口増加及び働く場の確保のため、工業系の土地利用と位置づけ、平成26年度に都市計画マスタープランの改定を行い、平成27年度からは都市計画道路の測量設計に着手いたしました。平成28年度は都市計画決定の変更手続、これを進め、早期に企業が進出できる体制を整えてまいります。

武蔵嵐山駅は、町民だけではなく、町を訪れる多くの方が利用する本町の主要な玄関口であります。平成27年4月に「嵐丸ひろば」がオープンし、平成28年2月に東西連絡通路の内装を一新してイメージアップを図ったところでございます。平成28年度におきましても、地域との協働や各種団体等との連携を図りながら、武蔵嵐山駅周辺のにぎわい創出に向け、その核となる情報発信拠点の整備に着手してまいります。また、駅前空き店舗、空き家の利活用の検討等、関連する事業も進めてまいります。

人口増加のためには、住環境の整備や住宅地の整備が欠かせません。引き続き平沢土地区画整理事業及び東原土地区画整理事業を支援してまいります。

「地方創生」を進める上で地域経済の活性化は大きなテーマの一つです。平成28年度も引き続き町内産業の活性化を図りつつ、子育て支援、高齢者の支援を行うため、子育て世帯のリフォーム及び高齢者世帯への高齢者対応のリフォーム補助を行ってまいります。

消費者行政におきましても、引き続き専門相談員を配置し、町民の方の安心した生

活を支援してまいります。

農業分野においては、ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）に対応するため、積極的な施策を展開することが必要と認識しております。

平成28年度におきましては、6次産業化の推進、農地中間管理事業による農業者支援、畜産振興事業におけるＴＰＰ対策支援事業補助金を創設し、積極的に地域の「稼ぐ力」の創出等を推進してまいります。

町では、27年度に今後の人口減少社会及び超高齢社会に対応した公共交通施策を実施するための基礎調査を実施いたしました。これまでも高齢者を対象にデマンド交通事業を行ってまいりました。調査結果を踏まえ、平成28年度より新たに子育て支援と交通弱者対策として、妊産婦を対象とする外出支援タクシー助成事業を試行してまいります。

災害に対する備えとしては、町内全域において自主防災組織を育成し、防災倉庫の設置など防災対策を積極的に行ってまいりました。平成27年度には、町の主要な避難場所である北部交流センター及び玉ノ岡中学校に防災用太陽光発電装置を設置し、災害時への対応を強化しました。災害はいつ起こるかわかりません。平成28年度におきましては、玉ノ岡中学校に整備した防災用太陽光発電設備を活用し、地域の防災組織と連携した防災訓練を実施いたします。

町では、平成17年度に職員育成方針を策定し、多様化する住民ニーズや地方分権による業務の増加に対応するため、個々の職員の資質向上に取り組んでおります。また、平成25年度から人事評価制度を導入し、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促す等により、職員の育成とともに組織の活性化を図っております。今後もこれらをはじめさまざまな職員育成支援を進めることにより、行政サービスの向上を図ってまいります。

平成28年度は、参議院議員選挙、町長選挙が予定されております。公職選挙法の改正により、選挙権を有する年齢が引き下げられ初めて執行される選挙となるものでございます。適正な選挙事務が執行されるよう選挙管理委員会支援をしてまいります。

また、平成27年度末からマイナンバー制度が始まり、平成28年1月より個人番号カードの交付が始まりました。制度の運用に当たりまして、個人情報データの適正な管理に配慮するとともに、マイナンバー制度により町民の利便性が向上するよう検討を進めてまいります。同時に、町が取り扱うさまざまな情報につきまして、適正な管理に努め

てまいります。

これまで町では公平公正のため税等の徴収事務の強化を行ってまいりました。平成28年度も引き続き徴収事務の適正な執行に努め、徴収率の向上を図ってまいります。

地方創生は、この日本が持続可能であり続けるために、人口減少を食い止め、地方に新たな産業や仕事をつくるため始まったものでございます。町では、平成6年度に花見台工業団地が完成するなど企業誘致を行ってまいりました。平成26年度には企業誘致条例を制定し、平成27年度には事業規模の拡大を図る企業から申請が出されるなど効果があらわれてきております。

今後さらに雇用の創出や税収の確保を図るため、新たな企業誘致地域を拡大し、活用されていない企業誘致可能な地域への企業立地の推進等により、税収の確保についても積極的に行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、平成27年度より税のワンストップサービスが導入されたこと等により、多くの自治体において寄附金額が大きく増加いたしました。嵐山町においても、ふるさと納税手続を簡素化した新たな財源確保を図ってまいります。

平成28年度の財政全般につきましては、平成27年度に続き、基礎的財政収支（プライマリーバランス）が黒字となりました。しかしながら、予算編成に当たり大幅に財政調整基金を取り崩す状況も続いていることなど、決して楽観できるものではありません。平成28年度においては、平成29年度の新地方公会計制度導入に向けた準備を進めるとともに、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、平成28年度の町政運営に関する基本的な考え方と平成28年度予算の概要を申し述べました。今後も町民福祉の向上のため、議員の皆様並びに町民の皆様には引き続き特段の理解とご協力をお願い申し上げ、平成28年度の施政方針とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。これにて施政方針表明を終わります。

会議の途中でございますが、少し早いのですが、暫時休憩させていただきます。再開を1時30分からとさせていただきます。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時27分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第22号～議案第27号の上程、説明、質疑、

○大野敏行議長 日程第8、議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第9、議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第12、議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第13、議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第22号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。平成28年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,800万円と定めるものであります。このほか、債務負担行為2件及び地方債9件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第23号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第23号は、平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。平成28年度の国保会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,605万3,000円と定めるものであります。このほか、一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第24号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第24号は、平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。平成28年度の後期高齢者医療会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,045万6,000円と定めるものであります。

次に、議案第25号について提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第25号は、平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。平成28年度の介護保険会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,726万7,000円と定めるものであります。このほか、歳出予算の流用について定めるもので

あります。

次に、議案第26号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第26号は、平成28年度下水道事業特別会計予算議定についての件でございます。平成28年度の下水道会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億172万円と定めるものであります。このほか、債務負担行為2件及び地方債3件の設定並びに一時借入金の借入額の借り入れの最高額について定めるものであります。

最後に、議案第27号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第27号は、平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。平成28年度の水道事業会計は、業務の予定量を給水戸数7,650戸、年間総配水量を272万8,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億4,641万6,000円、事業費用を4億6,372万7,000円、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入1,500万円、資本的支出4億2,146万1,000円とするものであります。このほか、一時借入金の限度額等について定めるものであります。なお、細部につきましてはそれぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。

まず、議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定について細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第22号の細部について説明させていただきます。

最初に、平成28年度予算案の参考資料をごらんいただきたいと思います。ページにつきましては、2ページからお願いいたします。2ページ、予算額等の推移でございます。

下の表をごらんいただきたいと思います。下の表につきましては、当初予算額、町税、普通建設事業費、人件費、町債の推移でございます。平成28年度の当初予算額は60億6,800万円で、対前年度2.2ポイント、1億3,200万円の増額でございます。町税は25億8,885万2,000円で、対前年度0.9ポイント、2,340万8,000円の減額、普通建設事業費は7億796万2,000円で、3,472万1,000円の増額、人件費は12億586万8,000円で、2,597万6,000円の減額、そして町債は5億3,150万円で、430万円の減額となりました。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページは、歳入財源別の内訳表でございます。平成28年度の予算額と平成27年度を比較したものでございます。まず、自主財源でございますが、平成28年度の自主財源は32億1,484万9,000円で、全体の構成比といたしますと53.0%でございます。町税並びに諸収入の減によりまして、対前年度比では1.6ポイント、5,236万6,000円の減額となっております。依存財源につきましては、平成28年度が28億5,315万1,000円、パーセンテージでは47.0%でございます。地方交付税、国庫支出金の増額等によりまして6.9ポイント、1億8,436万6,000円の増額となっております。

8ページをごらんいただきたいと思います。8ページは、歳出の目的別の内訳表でございます。平成28年度の款ごとの予算額と構成比を前年度と比較してあらわしてございます。この中で、前年度と比較いたしまして10%以上増額となりましたのは民生費と商工費でございます。さらに、10%以上減額となっておりますのは教育費でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。12ページにつきましては、基金の状況の表でございます。積立基金の平成27年度末現在高見込み額は6億676万4,000円、平成28年度の積立額を8万円、取り崩し額を2億6,980万円といたしまして、平成28年度末の現在高の見込み額につきましては3億3,704万4,000円となるものでございます。なお、予算の関係の資料につきましては、その他のものについてはご高覧いただきたいと思います。

続きまして、予算書に移りまして説明を続けさせていただきます。予算書は、8ページからをごらんいただきたいと思います。予算書の8ページにつきましては、第2表の債務負担行為でございます。農業近代化資金利子補給、それからその下の特別小口融資制度に係る損失補償の2件でございます。期間及び限度額につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと思います。

次ページにつきましては、第3表、地方債でございます。保育所緊急整備事業から緊急防災減災事業まで8事業の起債でございますが、それぞれの限度額につきましてはごらんいただいているとおりでございます。合計で2億1,450万円でございます。なお、一番下に記載しております臨時財政対策債は3億1,700万円で、総合計では5億3,150万円になるものでございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。歳入

の第1款町税の第1項町民税でございますが、法人分につきまして対前年度5,019万5,000円の減となっております。こちらにつきましては、法人税率の引き下げによるものでございます。なお、次の第2項固定資産税の3,780万8,000円の増額につきましては、家屋新築分の増及び償却資産の増を見込んで増額と計上させていただいているものでございます。

18、19ページをお願いいたします。第2款地方譲与税から22、23ページにわたります第11款交通安全対策特別交付金の各款の予算につきましては、平成26年度の決算額並びに平成27年度の実績見込み額をもとにいたしまして、予算計上をさせていただいております。

32、33ページをお願いいたします。総務費国庫補助金が1,905万5,000円の減となっておりますが、こちらにつきましては、平成27年度におきましてはマイナンバー制度導入のための情報システムの整備費補助金1,439万4,000円及び公的個人認証サービスを委託するための補助金633万1,000円が計上されておりましたので、平成28年度については減となっております。

その中段をごらんいただきまして、民生費国庫補助金の中の児童福祉費補助金でございます。説明欄、保育所等整備交付金の1億1,886万7,000円の計上でございますが、東昌第二保育園の老朽化及び耐震対策の必要性から、移転の整備に対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。なお、新たに移築いたします保育園につきましては定員を60名から71名に増枠する予定となっております。

続きまして、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金、右のページをごらんいただきまして、空家再生等推進事業交付金40万4,000円につきましては、空家等対策計画の策定、空き家等の適正な管理の促進に必要な実態把握に要する経費に対して交付されるものでございまして、補助率は2分の1となっております。

その下の土木費国庫補助金、狭隘道路整備等推進事業交付金1,940万円につきましては、狭隘道路の整備を促進する事業に対し補助されるものでございまして、補助率は2分の1、菅谷30号線及び大蔵256号線が対象となっております。

次ページをお願いいたします。続いて、防災安全交付金につきましては1億1,913万円の計上でございますが、補助率は55%でございます。記載されております6事業に充当されるものでございます。

その下の5目教育費国庫補助金につきましては、4,246万5,000円の減となっております。

ますが、これは昨年度杉山城跡公有地化事業補助金3,957万3,000円を計上してあったためでございます。このため、減となっているものでございます。

40、41ページをお願いいたします。一番右の上の段になりますが、2目民生費県補助金の老人福祉費補助金のうち地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金3,200万円及びその下の段の括弧書きでございますが、介護施設等開設準備経費等支援事業分につきましては、ひだまりの丘グループホームの建設に充当される予算でございます。

中段のところをごらんいただきまして、保健衛生費補助金の中で埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金の254万6,000円につきましては、平成27年度に補正で計上させていただきまして平成28年度も継続して実施するものでございます。

42、43ページをお願いいたします。4目の農林水産業費補助金の中で、右の上段をごらんいただきまして、有害動植物防除等体制整備促進事業補助金及びその下の環境保全型農業直接支払事業補助金につきましては新規事業でございます。それぞれの活動目的に応じて、環境保全型農業推進協議会補助金に充当して活用するものでございます。

続きまして、5目の商工費県補助金、地域づくり提案事業費補助金につきましては2,025万円を計上しておりますが、川のまると再生事業で実施する遠山観光トイレ及び駐車場等の整備に要する経費でございます。その下の土木費県補助金地域づくり提案事業費補助金950万円につきましては、同じく川のまると再生事業として整備いたします遊歩道整備に対する補助金でございます。

44、45ページをお願いいたします。中段でございますが、第3項の委託金、総務費の委託金でございまして、節の3、選挙費委託金で計上しておりますのは参議院議員選挙費委託金でございまして、844万4,000円、10分の10の補助率でございます。

続きまして、54、55ページをお願いいたします。55ページの上から3段目でございます20款の諸収入の中、3目の雑入の中でございますが、自治総合センターコミュニティ事業助成金350万円でございます。こちらについては、補助率10分の10でございまして、コミュニティ活動事業に助成をされるものでございます。今回充当されますのは、川島1区の音響機器等の補助として250万円、各消防団に貸与いたしますデジタル式のトランシーバーの購入費といたしまして100万円でございます。

58、59ページをお願いいたします。第21款の町債でございます。保育所緊急整備事業債が新規事業でございますが、こちらは東昌第二保育園の建てかえに充当するものでございます。

次ページをごらんいただきまして、右の消防施設整備事業債480万円は鎌形地内の防火水槽移転に伴いまして耐震化を図るものでございます。また、その下の緊急防災減災事業債1,200万円につきましては、衛星系の県防災行政無線の再整備に要する町負担分に充当するものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。64、65ページをお願いいたします。第1款議会費でございます。事業項目の(5)議会報発行事業でございますが、こちらにつきましては19万5,000円の増額をさせていただいております、議会だより「らんざん」について表紙及び裏表紙のカラー化を図るものでございます。

70、71ページをお願いいたします。第2款の総務費、第1項の総務管理費でございますが、事業の(20)財政管理事業の中で委託料、固定資産台帳整備業務委託料540万円につきましては、平成27年度に債務負担行為をとらせていただきました新公会計制度へ移るための固定資産台帳整備業務の委託経費でございます。

72、73ページをお願いいたします。目の2、文書広報費の中で(5)の広報誌発行事業でございますが、140万4,000円の増額になっております。こちらにつきましては印刷製本費の増額でございます、広報「らんざん」について7月号より隔月2色化にするための増額でございます。

78、79ページをお願いいたします。こちらの中段の事業項目の(3)男女共同参画推進事業費、66万3,000円の増額になっておりますが、こちらにつきましては事業概要にありますとおり、第3次嵐山町男女共同参画プラン策定のための委員報酬の増及びアンケート実施のための諸経費の増が内容でございます。

80、81ページをお願いいたします。事業項目の(10)地方版総合戦略検証等事業で委員報酬の9万円を計上させていただいておりますが、嵐山町総合戦略の検証を行うための経費として20人分の委員報酬を計上させていただいております。

一番下の段をごらんいただきまして、コミュニティ推進事業の中で19節負担金補助及び交付金、一番下のところがございますが、川島1区音響機器等補助金、歳入で説明を申し上げました宝くじ助成を充当するものでございます。

88、89ページをお願いいたします。中段の下側になりますが、12目の諸費の中で事

業項目（６）町制施行50周年準備事業、13万5,000円の委員報償を計上させていただいております。平成29年度に町制施行50周年を迎えます。その準備として、事業等の検討を行うために検討委員会を立ち上げたいというものでございます。15人分の報償費を計上させていただいております。その下の町制施行50周年記念映像作成事業でございますが、委託料といたしまして町制施行50周年記念映像作成委託料を計上させていただいているものでございます。

94、95ページをお願いいたします。第3項の戸籍住民基本台帳費、事業費としては（５）の戸籍事務事業でございますが、今回事業概要にありますとおり拡大分といたしまして、オリジナル婚姻届、出生届を発行するために、報償費、消耗品費、印刷製本費の中で、報償費につきましては原画の印刷の謝礼、それから記念額、用紙の経費、そしてその用紙の印刷代等を増額で計上させていただいているものでございます。

96、97ページをお願いいたします。第4項の選挙費でございますが、平成28年度につきましては参議院議員選挙費並びに町長選挙費を計上させていただいているものでございます。

100、101ページをお願いいたします。小さい項目でございますが、第5項の統計調査費の中で事業費（４）工業統計調査事業3万円の計上でございますが、平成29年度に工業統計調査が行われます。その準備経費として計上しているものでございます。

108、109ページをお願いいたします。第3款の民生費に移りまして、第1項社会福祉費の中の事業項目（20）臨時福祉給付金事業でございますが、その中の19節、臨時福祉給付金事業補助金でございますが、5,610万円でございます。こちらにつきましては、非課税者1人につき3,000円については3,200人分を、さらに65歳以上の非課税者1人につき3万円の加算分については1,300人分を、65歳以上の非課税者を除く障害年金、遺族年金受給者1人について3万円の加算につきましては250人分を計上したものでございます。

110、111ページをお願いいたします。下のほうの欄になりますが、事業項目では（7）高齢者就業促進事業につきまして456万5,000円の増額となっておりますが、こちらはシルバー人材センター補助金の増額でございまして、現在シルバー人材センターで進めております人材派遣事業の推進及び会員育成強化等の課題に対応いたしまして、町としても支援を強化するために補助金額を拡大するものでございます。

114、115ページをお願いいたします。上の段から（5）の地域密着型サービス等整

備助成事業の3,758万9,000円の計上につきましては、ひだまりの丘グループホームの事業に補助するものでございます。

120、121ページをお願いいたします。事業項目では（9）の子ども・子育て支援事業150万2,000円の増額となっておりますが、主な理由といたしましては、事業概要にありますように、レピの3歳児クラスの設置のために嘱託職員報酬及び消耗品費を増額するものでございます。

122、123ページをお願いいたします。中段の目の3、保育所費の中で（1）保育所保育事業の中の負担金補助及び交付金、その中で保育所緊急整備事業補助金1億3,372万5,000円につきましては、東昌第二保育園建てかえへの補助でございます。

126、127ページをお願いいたします。第4款衛生費に移りまして、第1項保健衛生費の中の事業費としては（5）健康づくり事業の中で委託料をごらんいただきますと、委託料の中に血液検査委託料、健康プログラム委託料及び次ページに運動指導業務委託料等を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、健康長寿埼玉モデル事業を受けまして実施する「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」に要する経費でございます。

続きまして、130、131ページをお願いいたします。目の3、母子衛生費の中で事業の（2）母子保健事業の委託料でございますが、妊産婦外出支援タクシー実施委託料78万9,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、妊産婦を対象にタクシー料金の一部を試行的に助成するための経費として本年度計上させていただくものでございます。

132、133ページをお願いいたします。事業項目の（5）空家等対策協議会運営事業の委員報酬及び費用弁償の計上につきましては、今議会で設置をお願いいたします空家等対策協議会の運営に要する費用として9人分のさらに4回分の会議開催の報酬を計上しているものでございます。

134、135ページをお願いいたします。事業項目（13）空家等管理事業の80万8,000円の委託料の計上でございますが、空家等対策計画の策定及び空き家等の適正な管理のために空き家の特定と実態把握を行うための調査経費でございまして、その委託料を80万8,000円計上しております。

続いて、（14）の空家利活用モデル事業でございまして、100万円の計上でございます。新規に行う事業でございまして、空き家の利活用により地域の交流を促進させる

ために、改修等に必要な費用を補助するための経費を計上してございます。モデル事業として実施させていただきたいというものでございます。

140、141ページをお願いいたします。第6款農林水産業費、第1項の農業費でございますが、その中で目の3、農業振興費の事業費では(2)農業者支援事業でございますが、拡大分といたしまして、農業者の担い手や農業団体の育成等、農業者の支援を行うための経費を拡大して行うものでございまして、内容につきましては、6次産業化推進事業補助金、こちらが31万6,000円、有害動植物防除等体制整備促進事業補助金、こちらが108万6,000円、環境保全型農業直接支払事業補助金8万9,000円、次のページをごらんいただきまして、農地中間管理事業補助金、こちらが1,387万8,000円、計1,536万9,000円を計上するものでございます。

次に、4目の畜産業費をごらんいただきまして、事業の(1)畜産振興事業の19節の中でT P P対策支援事業補助金151万円を計上しておりますが、こちらにつきましては、畜産業の近代化経営を推進し、農業基盤の確立を図るための経費といたしまして、内容的には、飼料用種子の購入費の補助、あるいは農業用廃プラスチックの処理を行うための畜産経営の基盤強化を図るために補助するものでございます。

144、145ページをお願いいたします。事業項目(1)の土地改良事業の中で委託料の測量設計委託料、その下の工事請負費につきましては、吉田37号線側溝整備を行うための経費でございます。

続いて、事業項目(2)農業用施設整備事業の13節委託料、測量設計委託料で1,130万円を計上させていただいておりますが、記載のとおり農業振興防災減災事業として、記載の3つの沼に関して、平面測量、土質測量、それから解析調査等を行い、ハザードマップを作成するものでございます。

146、147ページをお願いいたします。第7款の商工費でございますが、下の段をごらんいただきまして、事業費(4)花見台工業団地管理センター管理事業の中で工事請負費289万円でございますが、こちらにつきましては、高圧交流負荷開閉器の老朽化に伴いまして交換が必要になっておりますので、この交換及びケーブルの張りかえ工事を行うものでございます。

148、149ページをお願いいたします。目の2、商工振興費の中で(5)の企業誘致事業の委託料でございますが、産業団地適地選定図書作成業務委託料として105万円を計上しております。こちらにつきましては、産業団地適地選定図書を作成し、新た

な産業適地を創出することによりまして、企業誘致をさらに進めるために行うものでございます。

次の19節企業奨励金の1,234万9,000円の対象企業でございますが、東日本明星株式会社及び太陽インキ製造株式会社の2社でございます。

続きまして、152、153ページをお願いいたします。一番上段の事業の（４）川のまると再生事業でございますが、この委託料、測量設計委託料及び工事請負費につきましては、事業概要にありますとおり、遠山側の駐車場及び観光トイレの整備、それからバーベキュー場、野外炉の整備を行うものでございます。

154、155ページをお願いいたします。第8款の土木費、目の2の道路維持費の中で（2）道路修繕事業でございますが、その測量設計委託料及び工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金の防災安全交付金の対象事業といたしまして、路面性状調査委託といたしまして、町道の1－1号ほか14路線及び町道1－9号ほか4路線の舗装修繕工事を行うものでございます。

156、157ページをお願いいたします。事業項目（3）の生活道路整備事業につきましては、施工箇所に記載のとおり、菅谷30号線ほか2路線の3路線について狭隘道路整備等促進事業の対象事業として実施するものでございます。

次の（4）の幹線道路整備事業につきましては、こちらも施工箇所に記載のとおり、この事業に対して防災安全交付金の充当及び町単独事業として実施するものでございます。

158、159ページをお願いいたします。目の5、橋梁維持費の中の（1）橋梁改修事業でございますが、測量設計委託料1,000万円、橋梁点検業務委託料1,660万円、そして工事請負費として400万円を計上してございます。こちらにつきましても事業概要にある橋梁等についての設計あるいは工事業務の内容でございます。

続きまして、160、161ページをお願いいたします。一番下の段になりますが、（6）の建築開発総務事業の計上でございますが、こちらにつきましても、備考欄にありますように、拡大分といたしまして、平成29年度から県から開発許可の権限の移譲を受けることになっております。そのために職員を今派遣いたしておりますが、その準備経費といたしまして、ここに記載させていただいた経費を計上させていただいているものでございます。

162、163ページをお願いいたします。一番上の段の（7）都市計画業務事業の委託

料、都市計画基礎調査業務委託料でございますが、新規事業でございますが、都市計画の策定等のためにおおむね5年ごとに行う都市計画区域における人口、産業分類、土地利用、交通量等の調査を行うものでございます。

166、167ページをお願いいたします。第3項の都市計画費の中でございますが、事業項目（7）の川のまるごと再生事業の工事請負費1,900万円につきましては、武蔵嵐山遊歩道整備等の整備を行うものでございます。

その下の（8）武蔵嵐山遊歩道管理活用事業の除草委託料及び工事請負費につきましては、昨年度整備をいたしました嵐山溪谷の遊歩道等の施設の維持管理を行っていくための経費でございます。

168、169ページをお願いいたします。第9款の消防費、3目消防施設費の中で（2）消防施設整備管理事業の工事請負費につきましては700万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、歳入で申しあげましたように、町道改良工事に伴いまして、鎌形地内にある防火水槽を移転する必要がございます。こちらについて耐震化を図るための経費でございます。

なお、その下の備品購入費104万円の計上をさせていただいておりますのが、宝くじ助成金を充当いたしまして、デジタルトランシーバー20台を購入いたしまして、各消防団に貸与するものでございます。

170、171ページをお願いいたします。消防費の中の（5）防災訓練事業で消耗品を38万1,000円計上させていただいておりますが、こちらにつきましては夜間の避難所立ち上げ訓練を新たに実施をするために計上させていただいているものでございます。

172、173ページをお願いいたします。第10款の教育費に移りまして、事業項目（3）の教育委員会事務局総務事業の賃金の増額をさせていただいております。臨時職員の賃金が1,524万9,000円、昨年度が1,162万9,000円ということで増額をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、この拡大分といたしまして、スクールソーシャルワーカーの配置、これを町単独で配置日数を拡大するもの、そして学校司書の配置を試験的に実施するもの、そして仮称ですが、スクールパートナーの配置、2人分を行うものでございます。

174、175ページをお願いいたします。事業項目（7）の学習支援教室検討委員会運営事業につきましては、新規事業でございますが、委員報償9万円を計上させていた

だいております。こちらについては、学力の向上を図るために学校の補習等を行う学習支援教室の実施について、どのような形で行うことが効果的か、これを検討していただくために委員会を設置するものでございまして、10人の委員さんを予定しているところでございます。

176、177ページをお願いいたします。事業項目（17）学校教育IT推進事業1,142万円につきましては、需用費から使用料まで計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、国が推奨する教育の情報化ビジョンに基づきまして、情報教育、教科指導における情報通信技術の活用、校務の情報化に要する経費として平成27年度に導入いたしましたタブレットパソコン等の運用経費、こちらを各学校からこの項目に集約いたしまして、この事業項目を起こしたものでございます。

続きまして、188、189ページをお願いいたします。第3項の中学校費の中の（2）菅谷中学校管理事業でございまして、この需用費の中の消耗品費の中に拡大分といたしまして、タブレットパソコン等の有効活用のためにデジタル教科書及びソフト教材の導入、教師用指導書の購入経費といたしまして本年度54万6,000円を含んで計上させていただいております。

192、193ページをお願いいたします。事業項目（3）の玉ノ岡中学校管理事業でございまして、こちら11款11節の需用費の中の消耗品費の中に菅谷中学校と同様にデジタル教科書及びソフト教材の導入費、教師用指導書の購入経費といたしまして、予算上では115万9,000円を含んで計上してございます。

206、207ページをお願いいたします。中段になりますが、こちらは第5項の社会教育費の中の（4）文化財発掘調査事業でございまして、この需用費の中で印刷製本費54万6,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、嵐山町の埋蔵文化財の調査報告書の作成といたしまして、平成8年から平成22年にかけて行われました平沢の平沢寺の調査結果をまとめたものを発行するものでございます。

216、217ページをお願いいたします。以上、さまざまな各課にわたりまして予算を計上し、第13款の予備費でございまして、本年度の予備費につきましては1,696万6,000円を計上させていただくものでございます。

なお、28ページ以下に給与費明細書等も記載させていただいておりますが、こちらにつきましてはご高覧をいただきたいと存じます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

続きまして、特別会計等の細部説明を担当課長に求めます。議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について及び議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について細部説明を求めます。

金井町民課長。

〔金井敏明町民課長登壇〕

○金井敏明町民課長 議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部説明についてご説明申し上げます。

最初に、平成28年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。24ページをお開きください。1、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は23億1,605万3,000円であります。構成比の大きな順に、前期高齢者交付金、6億7,099万5,000円で、構成比は29%、次に共同事業交付金、5億2,580万2,000円で、構成比は22.7%、次に国民健康保険税、4億2,729万3,000円で、構成比は18.4%となっております。

次に、25ページ、2、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に、保険給付費、14億349万7,000円で、構成比は60.6%、次に共同事業拠出金、4億8,048万4,000円で、構成比は20.8%、次に後期高齢者支援金等、2億7,597万1,000円で、構成比は11.9%となっております。

26ページをお開きください。次に、3、世帯数、被保険者数の推移ですが、平成28年度の見込みは世帯数2,950世帯、被保険者数5,000人で、前年度比較ではそれぞれ若干の減少となっております。

次の27ページ以下は、年度別医療費の推移等の資料でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

なお、27ページの一般及び退職被保険者のグラフ及び28ページの資料につきましては、実績額及び見込み額をもとに作成しておりますので、そのようにごらんいただければと思います。

また、29ページにつきましては、一般及び退職被保険者の平成27年度月別1件当たりの医療費状況が記載してございますので、後ほどご高覧ください。

それでは、これから予算書によりましてご説明をさせていただきます。予算書の240ページ、241ページをお開きください。2、歳入でございますが、1款国民健康保

除税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は4億380万5,000円で、前年度比較26万7,000円の増額となっています。積算内訳ですが、1節から3節までの現年課税分については、それぞれの収納率を調定見込み額の92%と見込み、計上させていただいております。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税は2,348万8,000円で、前年度比較1,767万3,000円の減額となっています。これは、1節から3節までの現年課税分について、収納率を平成27年度と同じ調定見込み額の99%で見込んでおりますが、平成27年度からこの制度が廃止になり、新たに退職該当になる被保険者がいないため、被保険者数が減となることによるものです。

242、243ページをお開きください。次に、3款国庫支出金でございますが、1項1目療養給付費等負担金は3億4,538万7,000円で、前年度比較4,139万4,000円の増額となっております。これは、一般被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費等の所要額の32%が交付されるものでございます。内訳でございますが、1節現年度分は療養給付費分2億2,354万5,000円、後期高齢者支援金分8,839万4,000円で、前年度と比較して増額となりますが、介護納付金は3,344万6,000円で、前年度と比較して減額の計上となっております。

次に、2目高額医療費共同事業負担金1,320万5,000円は、高額医療費共同事業拠出金に対しまして、国、県より4分の1ずつが交付されるもので、国負担分の金額でございます。

また、3目特定健康診査等負担金179万4,000円は、特定健康診査、特定保健指導に対しての補助でございまして、国、県より補助単価の3分の1ずつが交付されるもので、国負担分の金額でございます。

次に、2項国庫補助金ですが、1目財政調整交付金は5,828万1,000円で、前年度比較534万8,000円の増額となっております。内訳でございますが、1節普通調整交付金5,228万1,000円、これは市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。2節特別調整交付金600万円は、国保ヘルスアップ事業交付金として交付されるものです。

次に、2目災害臨時特例補助金49万3,000円は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う一般被保険者の税の減免及び一部負担金の免除に係る財政負担に対して交付されるもので、補助率は10分の7であります。

244、245ページをお開きください。4款療養給付費交付金ですが、5,992万円で、前年度比較4,278万2,000円の増額となっております。これは、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用として交付されるもので、平成27年度からこの制度が廃止になったため、退職被保険者数が減少することを見込んでの計上となっております。

次に、5款前期高齢者交付金ですが、6億7,099万5,000円で、前年度比較3,355万2,000円の減額となっております。これは、65歳から74歳の前期高齢者の加入率に応じて保険者間の負担の不均衡を調整する目的で交付されるものでございます。

次に、6款県支出金ですが、1項1目高額医療費共同事業負担金1,320万5,000円及び2目特定健康診査等負担金249万7,000円は、国庫負担金と同様にそれぞれの県負担分として交付されるものでございます。

次に、2項県補助金、1目第1号県調整交付金ですが、7,109万4,000円で、前年度比較16万2,000円の増額と見込み、計上しております。定率国庫負担は減少されてきておりまして、減少分として補填される割合を6.6%として見込んでございます。

246、247ページをお開きください。2目第2号県調整交付金は5,015万9,000円で、前年度比較1,050万3,000円の増額となっております。これは、人間ドック等健診助成事業及びレセプト点検等の医療費適正化対策について助成されるものと、その他特別調整交付金として、定率国庫負担の2%減少分等で2,000万円、国保税徴収評価分として2,000万円の計4,000万円を計上しているものでございます。

次に、7款1項1目共同事業交付金は7,975万円ですが、これはレセプト1件80万円を超える高額療養費に対して交付基準に基づき、交付されるものでございます。

次に、2目保険財政共同安定化事業交付金は4億4,605万2,000円であります。これは、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、全ての医療費を対象として、80万円までの部分の額について交付基準に基づき交付されるものでございます。この2つの交付金につきましては、どちらも国保連合会で試算をした金額が示されましたので、その金額を計上してございます。

次に、9款繰入金ですが、1項1目一般会計繰入金は7,400万4,000円で、前年度比較1,085万7,000円の増額となっております。内訳といたしましては、1節保険基盤安定繰入金2,692万円は一般被保険者に係る保険税軽減分を繰り入れるもので、この財源の負担割合は、県が4分の3、町が4分の1となっております。

2節出産育児一時金繰入金476万円は、出産育児一時金支給額の3分の2を繰り入

れるものでございます。

3節国保財政安定化支援事業繰入金836万3,000円は、国保財政の健全化、税負担の平準化に資するため、地方財政措置されたものを繰り入れるものでございます。

4節その他繰入金1,649万6,000円は、人件費、事務経費及び保健事業に要する経費等についての繰り入れでございます。

248、249ページをお開きください。5節保険基盤安定保険者支援分繰入金1,746万5,000円は、一般被保険者の保険税の軽減対象人数に応じて、国が4分の2、県、町が4分の1の負担割合で繰り入れるものでございます。

252、253ページをお開きください。3、歳出でございますが、1款総務費の計966万4,000円となりますが、1項総務管理費が事務的な経費、2項徴税費が賦課徴収に要する経費、3項運営協議会費が国保運営協議会の運営経費、次に254、255ページをお開きください。上の段の4項趣旨普及費が国民健康保険制度の普及啓発に要する経費をそれぞれ計上させていただいているものでございます。

次に、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費は11億7,565万9,000円で、前年度比較3,029万1,000円の増額となっています。各年齢区分による人数に過去5年分の実績を案分して算出しておりますが、平成28年度の予算額も大変厳しい状況となっております。

次に、2目退職被保険者等療養給付費は4,827万8,000円で、前年度比較2,952万1,000円の減額となっています。退職者医療制度は平成27年度から廃止となりましたが、これまで該当となっていた人が65歳になるまでは対象となるため、被保険者数231人分を見込み、計上させていただいております。

256、257ページをお開きください。3目一般被保険者療養費1,726万8,000円及び4目退職被保険者等療養費83万7,000円は、マッサージ等の施術料及び治療用器具等の費用を負担するもので、過去数年間の実績に基づき、計上しております。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1億4,226万2,000円、2目退職被保険者等高額療養費は641万8,000円ですが、それぞれ被保険者の一部負担金が一定額を超える場合にその超える額について負担をするもので、過去数年間の実績に基づき、計上させていただいております。

258、259ページをお開きください。ページ下段の4項出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては714万円で、1人当たり42万円の17人分を計上させていただい

ております。

260、261ページをお開きください。次に、5項葬祭諸費、1目葬祭費は175万円で、1件5万円の35件分を計上しております。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は2億7,595万3,000円で、前年度比較1,278万2,000円の減額となっています。これは、加入者1人当たりの後期高齢者支援金負担額5,273人分と平成26年度の精算分を見込み、計上させていただいております。

262、263ページをお開きください。6款介護納付金は1億139万5,000円で、前年度比較884万3,000円の減額となっております。これは、国保加入者のうち介護保険の第2号被保険者該当分を診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項1目共同事業医療費拠出金は5,282万2,000円で、レセプト1件当たり80万円を超えた高額医療費に対し交付される共同事業交付金に要する費用として一定割合を国保連合会へ拠出するものでございます。

264、265ページをお開きください。次に、4目保険財政共同安定化事業拠出金は4億2,766万円で、県内の市町村国保間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図る制度である保険財政共同安定化事業交付金に要する費用として一定割合を国保連合会に拠出するものでございます。この2つの拠出金も交付金と同様に、平成28年度分につきましては国保連合会で試算を行い、金額が示されましたので、その金額を計上してございます。

8款保健事業費、1項1目疾病予防費は1,970万円で、このうち主なものとしたしましては、人間ドック350人分、併診ドッグ70人分、その他各種がん検診等の委託料で1,844万円となっております。

次に、2項1目特定健康診査等事業費は1,948万9,000円で、主なものとしたしましては、特定健康診査等委託料が1,121万9,000円、国保ヘルスアップ事業委託料584万9,000円であります。

次の9款基金積立金から11款諸支出金は省略させていただきます。

268、269ページをお開きください。最後に、12款予備費は315万6,000円を計上させていただきます。以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部につきましてご説明申し上げます。

予算案の参考資料につきましては、歳入歳出の構成、被保険者数の推移及び年度別月別医療費の状況等を掲載させていただいておりますが、申しわけございませんが、説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、予算書の280、281ページをお開きください。2、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は1項1目特別徴収保険料9,920万2,000円及び2目普通徴収保険料4,301万5,000円で、合わせて1億4,221万7,000円を計上させていただいております。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合で見込んだ1人当たり平均調定額に基づき算定した額を特別徴収保険料と普通徴収保険料に分けて計上をしたものと滞納繰り越し分を計上させていただいております。保険料率につきましては、2年ごとに見直すこととされておりまして、平成28年度は改正の年でございます。均等割額4万2,070円、所得割率8.34%、賦課限度額が57万円となります。2款、3款は省略させていただきます。

次に、4款繰入金は1項1目事務費繰入金が94万3,000円、2目保険基盤安定繰入金3,659万3,000円で、合わせて3,753万6,000円を計上させていただいております。この保険基盤安定繰入金につきましては、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものでございます。

次に、5款繰越金は前年度決算における純剰余金を50万円と見込み、計上しております。

次に、6款諸収入は、主なものとして1項1目延滞金を10万円、2項1目保険料還付金を10万円計上しております。

284、285ページをお開きください。次に、3、歳出でございますが、1款総務費、1項1目徴収費は、保険料徴収に係る事務経費として94万3,000円を計上しております。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億7,881万1,000円で、前年度比較1,334万5,000円の増額であります。これは、被保険者から特別徴収、普通徴収により徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を合わせて広域連合に納付するものでございます。

次に、3款諸支出金、1項1目保険料還付金10万円は、過年度に納付された保険料を還付するための経費でございます。

286、287ページをお開きください。最後に、4款予備費でございますが、60万円を

計上させていただいているものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

再開時間を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時51分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての細部についてご説明申し上げます。

初めに、平成28年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。40ページをお開きください。3、被保険者数の推移ですが、平成18年からの被保険者数及び高齢化率の推移を示しており、平成28年2月1日現在の第1号被保険者数は5,350人で、平成18年10月時点の3,720人と比較すると1,630人、43.8%の増となっております。また、第2号被保険者数については6,170人で、平成18年と比較いたしますと872人、12.4%の減となっております。

高齢化率については、総人口の減少や団塊の世代の人たちが65歳に到達したことにより、平成18年に19.0%であったものが本年2月には30.0%となり、約9年半の間に11ポイントの増となっております。町では、平成20年に超高齢社会と言われる21%を超え、その後もほぼ年間1ポイントを上回る割合で高齢化が進んでおります。こうした状況を踏まえ、平成28年度の第1号被保険者数については、前年度比1.4%増の5,380人と推計し、予算を編成いたしました。

次に、41ページの4、介護認定者数の状況ですが、平成27年11月末現在で756人の方が介護認定を受けており、平成18年の494人と比較すると、262人、53.0%の増となっております。介護度別に見ると、要介護1の方が163人と最も多く、全体の21.6%

を占め、次いで要介護3の方が126人で16.7%となっております。また、認定者総数は毎年増加していたものが、平成25年、平成26年は同数でしたが、平成27年からは再び増加しております。

42ページをお開きください。5、給付額の推移ですが、平成27年度の12月分までの合計額が8億1,902万8,277円となっております。この額を平成26年度の同時期と比較すると、約2,555万円、3.2%の増額となっております。平成28年度の保険給付費の総額については、第1号被保険者数や認定者数の推移及び平成27年度の実績見込み等を勘案して前年度比3.4%増の予算計上をしております。

それでは、これから予算書によりご説明させていただきます。予算書の300、301ページをごらんください。2、歳入ですが、1款保険料は2億8,265万6,000円で、前年度比696万3,000円の増額となっております。1節現年度分特別徴収保険料は収納率を100%、2節現年度分普通徴収保険料は88%として計上いたしました。3節滞納繰り越し分、普通徴収保険料については76万9,000円を計上しております。

次に、2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は1億9,830万3,000円で、前年度比662万3,000円の増額となっております。平成28年度の保険給付費の予定額となる標準給付費を11億1,744万4,000円と推計し、そのうちの居宅介護サービス費分として6億1,372万9,000円の20%、1億2,274万5,000円を、また施設介護サービス費分については5億371万5,000円の15%、7,555万7,000円を見込んでおります。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村間の財政力格差を調整するため標準給付費に対して全国平均で5%が交付されるものですが、各市町村の後期高齢者の割合と所得階層の状況等により交付割合に変動があり、平成28年度は1.53%と見込み、1,745万8,000円を計上しております。

2目地域支援事業交付金は、平成28年度より新たに始める介護予防・日常生活支援総合事業費の20%、474万円を、また3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業、任意事業費の39%、287万円を計上しているものであります。

次に、3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は3億1,288万4,000円で、前年度比1,018万2,000円の増額となっております。

302、303ページをお開きください。2目地域支援事業支援交付金663万6,000円は、来年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業に対して交付されるものです。

これらの交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当分が社会保険診療報酬支払基金より対象経費の20%が交付されるものであります。

次に、4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は1億6,486万6,000円で、前年度比519万7,000円の増額となっております。これは、保険給付費のうち居宅給付費分12.5%、施設給付費分17.5%が交付されるものであります。

次に、2項県補助金は国と同様で、1目地域支援事業交付金が平成28年度より新たに始める介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、296万2,000円が、また2目地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業、任意事業費の19.5%、143万5,000円が交付されるものであります。

次に、6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金1億3,968万円は標準給付費の12.5%を、2目、3目の地域支援事業繰入金は国、県と同様に平成28年度より新たに始める介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、296万2,000円と介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業、任意事業費の19.5%、143万5,000円を、4目その他一般会計繰入金1,548万円は介護保険制度の事務執行に要する経費及び介護認定審査会に要する経費を、304、305ページになります。5目低所得者介護保険料軽減繰入金180万3,000円は低所得者の介護保険料軽減分をそれぞれ町負担分として繰り入れるものであります。

2項基金繰入金、1目介護保険介護給付費支払準備基金繰入金1,100万円は、介護給付費の支払いに充当するため、基金から繰り入れるものであります。これにより、平成28年度末……済みません。ちょっと途中で飛んでしまいました。申しわけございませんでした。302、303ページまで戻っていただいて、6款の繰入金のところからでよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 しっかりと再開する場所を提示してやってください。

○山下次男長寿生きがい課長 済みません。今6款繰入金までご説明させていただきましたでしょうか。その次の2項の基金繰入金ですね。

では、次の308、309ページをお開き願います。

○大野敏行議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時03分

○大野敏行議長 会議を再開します。

山下長寿生きがい課長の細部説明を続行します。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 大変失礼いたしました。

それでは続きまして、308、309ページをお開きいただきます。3、歳出ですが、1款総務費、1項1目一般管理費は116万1,000円で、94万円の減額となっておりますが、これは13節委託料で、平成27年度は国保連との専用回線の高速化を実施するための委託でありましたが、その分がなくなったことが主な理由であります。

2項徴収費、1目賦課徴収費は177万9,000円で、121万2,000円の増額ですが、平成28年度より介護保険料のコンビ収納を開始するため、その経費を新たに計上したことが大きな要因となっております。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費は578万4,000円で、前年度比69万6,000円の減額ですが、これは比企広域市町村圏組合で行っている介護認定審査会に要する負担金の減額によるものであります。

310、311ページをお開きください。下段になりますが、2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は4億2,432万7,000円で、前年度比3,730万4,000円の減額となっております。減額理由としては、小規模通所介護サービス、いわゆるデイサービス分が制度改正により平成28年4月から3目の地域密着型介護サービスに移行となることが大きな理由となっております。

312、313ページをお開きください。3目地域密着型介護サービス給付費は1億5,491万4,000円で、前年度比7,884万円の大幅な減額となっております。これは、先ほどご説明いたしました小規模通所介護サービス分が移行されたことが大きな理由となっております。

5目施設介護サービス給付費は3億9,245万3,000円で、前年度比272万8,000円の増額となっており、主なものとしては、介護老人福祉施設が2億6,822万2,000円、介護老人保健施設が1億1,244万8,000円となっております。

314、315ページをお開きください。9目居宅介護サービス計画給付費は4,528万7,000円で、前年度比296万3,000円の増額ですが、要介護者のケアプラン作成に要する経費、延べ3,780人分を計上しているものであります。

次に、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は2,942万9,000円

で、前年度比723万9,000円の減額となっております。これは、要介護認定により要支援1、要支援2と判定された方に対するの保険給付ですが、平成28年4月より総合事業を開始することに伴い、介護予防訪問介護及び通所介護分の一部が3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費へ移行したことによるものが主な要因であります。

316、317ページをお開きください。中段になりますが、5目介護予防サービス計画給付費484万6,000円は、要支援者のケアプラン作成に要する経費、延べ1,176人分を計上しているものであります。

7目地域密着型介護予防サービス給付費は、認知症の方が共同で生活するグループホームに係る経費450万3,000円で、延べ24人分を計上しているものでございます。

318、319ページをお開きください。4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費1,622万9,000円は、介護サービスを利用した場合の自己負担額が高額にならないように負担軽減を図るための経費として計上しているものでございます。

320、321ページをお開きください。中段になりますが、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は3,035万8,000円で、前年度比607万2,000円の減額となっております。これは、低所得者の施設利用に当たり負担が重くならないように居住費と食費の負担軽減を図るための経費で、第6期の介護保険計画に基づき計上しているものでございます。

322、323ページをお開きください。3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、4月から総合事業を開始するために平成27年度は介護予防事業費として計上していたものを改め、新たに設定したものであります。

1目介護予防生活支援サービス事業費は1,429万円で、主なものとして、第1号訪問事業530万円、第2号通所事業819万9,000円、第1号生活支援事業77万5,000円となっております。

324、325ページをお開きください。中段になりますが、2目介護予防ケアマネジメント事業費128万7,000円は新規の計上であり、利用延べ人数385人分を計上しているものでございます。

3目一般介護予防事業費816万3,000円は、平成27年度では2次予防事業費、1次予防事業費として計上していたものを改め、新たに設定したもので、介護予防を必要とする人の把握、各種講座、教室を実施するための費用等を計上しているものでござい

ます。

328、329ページをお開きください。一番下の段で、2項包括的支援事業・任意事業費、4目任意事業費432万8,000円は85万1,000円の減額で、次ページの13節委託料の配食サービス事業255万9,000円が総合事業の関係で減額となっているのが主な理由となっております。

5目生活支援体制整備事業費は205万4,000円で、164万6,000円の増額ですが、13節委託料の生活支援コーディネーター業務委託191万9,000円が期間の延長等により増となっているのが主な理由でございます。

332、333ページをお開きください。ここには主に来年度は廃止されたものが、項目事業が掲載されているものでございます。

334、335ページをお開きください。一番下の予備費は301万2,000円を計上してございます。

336ページの給与費明細書につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

最後に、議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について及び議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定について細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定につきまして細部説明をさせていただきます。

予算書の342ページをお願いいたします。債務負担行為についてご説明させていただきます。1件は、水洗便所改造資金利子補給について債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成28年度から平成31年度までの間で、限度額につきましては水洗便所改造資金融資あっせん条例に基づき利子補給する額でございます。

もう一件は、水洗便所改造資金損失補償について債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成28年度から平成32年度までの間、限度額につきましては、下水道事業のため水洗便所の改造をしようとする者が金融機関から借り入れた資金のうち、その元本及び利子について、最終弁済期到来後六月を経過しても償還できない額を限度額とするものでございます。

次に、343ページをお願いいたします。第3表、地方債ですが、流域下水道事業債について限度額を2,030万円とするものでございます。起債の方法は、普通貸付または証券発行でございます。利率につきましては、4%以内でございます。償還の方法についてですが、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるとしています。

次に、浄化槽市町村整備事業債について限度額を1,950万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、流域下水道事業債と同様でございます。

次に、公営企業会計適用債でございます。下水道事業特別会計につきましては、集中取り組み期限を定めて法適用会計へと移行することが求められています。公営企業会計の適用に直接必要な経費について公営企業債の対象となるものでございます。今年度の事業費について640万円を限度額とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、流域下水道事業債と同様でございます。

次に、350ページ、351ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款1項1目浄化槽事業分担金でございますが、557万円としています。前年度より330万2,000円の減でございます。転換浄化槽30基、新築・増改築浄化槽20基、全体で50基分に相当する分担金を見込んでおります。前年度と比較し、30基分の減としています。

第2項負担金、1目下水道事業受益者負担金ですが、20万1,000円としています。減額の理由は、賦課面積が大幅に少なくなっているためでございます。

次に、第2款1項1目下水道使用料ですが、2億3,064万6,000円を見込んでおります。前年度の実績等から予算計上をしております。

次に、2目浄化槽使用料ですが、2,619万1,000円を見込んでおります。前年度と比較し、641万3,000円の増でございます。手数料は、説明を省略いたします。

第3款国庫支出金ですが、1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金でございますが、2,785万4,000円は前年度より1,329万5,000円の減でございます。内容は、転換浄化槽を30基、新築・増改築浄化槽を20基分に応じた補助金を計上しております。

次に、第4款県支出金でございますが、1項1目浄化槽整備事業費補助金1,500万円を見込んでおります。内容は、転換浄化槽30基分に応じた配管費と撤去費の補助の

ほかに、浄化槽本体の設置分に拡大補助がされたものでございます。

次に、第5款繰入金の1目一般会計繰入金でございますが、2億4,470万円としております。

352、353ページをお願いいたします。第6款繰越金でございますが、500万円を見込んでおります。

第7款の説明は、省略をさせていただきます。

第8款町債ですが、1項1目下水道事業債として3,980万円を見込んでおります。町債の内容は、流域下水道事業債2,030万円及び浄化槽市町村整備事業債1,950万円でございます。下水道事業債としましては、前年度より1,450万円の減でございます。

次に、2目として、公営企業会計適用債として640万円を新規に計上しております。公営企業会計適用債でございますが、下水道事業につきましては、国から地方公営企業法の適用拡大の方針が示され、今後法適用の会計へと移行していく必要があります。法適用の会計へ移行するための準備費用について地方債が認められており、この額は準備費用に充当しています。

次に、354ページ、355ページをお願いいたします。歳出でございますが、第1款公共下水道費、1項公共下水道総務費、1目一般管理費は3,404万5,000円でございます。前年度より906万3,000円の増額でございます。主な増額の理由としましては、下水道使用料等の取り扱いに付随する27節公課費の消費税の増額分が946万1,000円と見込まれております。

356ページ、357ページをお願いいたします。第2項公共下水道事業費の1目建設事業費は2,033万9,000円となっております。建設事業費の内容は、市野川流域下水道事業建設負担金でございます。

次に、2目維持管理費でございますが、1億4,239万2,000円でございます。前年度より330万9,000円の増額でございます。主な支出としましては、13節委託料が1,338万8,000円となっております。内容は、清掃委託料等でございます。

15節工事請負費251万円の内容でございますが、菅谷ナンバー2、マンホールポンプ2号機の交換工事などを予定しております。

19節負担金補助及び交付金の主なものでございます。市野川流域維持管理負担金でございますが、流域の負担金額は1億2,305万1,000円でございます。前年度と比較し565万7,000円の増額でございます。市野川流域維持管理負担金につきましては、負担

金単価の改定が行われ、今までの1立方当たり83円から1立方当たり87円へ4円の増額となります。

次に、3目公営企業会計適用化事業費でございますが、下水道事業につきまして地方公営企業法の適用拡大の方針が示され、今後法適用の会計へと移行していくための委託事業を行うものでございます。委託料としまして648万円の予算でございます。

358、359ページをお願いいたします。第2款浄化槽費、1項浄化槽総務費、1目一般管理費は498万6,000円でございます。町管理型浄化槽事業を推進するための費用でございます。

第2項浄化槽事業費の1目建設事業費でございますが、7,580万4,000円でございます。

360ページ、361ページをお願いいたします。1目建設事業費の主な内容は17節の公有財産購入費でございます。内容は、転換浄化槽30基分、新築・増改築等浄化槽20基分、合わせて50基分の浄化槽買い取り費用でございます。

19節の浄化槽配管費補助金1,500万円につきましては、転換分、新築分に合わせて50基分でございます。浄化槽撤去費補助金につきましては、40基分を見込んでおります。新たに浄化槽推進地域補助金として80万円を予算化しています。地域で浄化槽の事業に取り組み、地域での合併浄化槽への転換の取り組みに対して配管費の上乗せ補助を行うものでございます。

次に、2目維持管理費でございますが、4,028万円でございます。主な内容は13節委託料でございます。町管理型浄化槽の適切な維持管理を行うため、浄化槽の保守管理委託料及び浄化槽内部の清掃委託料などでございます。

次に、第3款公債費ですが、1項1目元金が2億364万2,000円でございます。前年度より842万8,000円の増でございます。内容は、公共下水道事業及び流域下水道事業の元金償還金でございます。

362、363ページをお願いいたします。2目利子は6,874万9,000円でございます。内容は、公共下水道事業、流域下水道事業及び浄化槽事業の利子償還金でございます。

第4款予備費でございますが、500万3,000円を計上しております。

364ページをお願いいたします。364ページにあります給与費明細書以降の資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

次に、370ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございますが、表の

横列2行目、前年度末現在高見込み額でございますが、合計が27億8,158万6,000円でございます。表の横列、一番右側です。当該年度現在高見込み額合計は26億2,414万4,000円となる見込みでございます。

以上をもちまして、議案第26号、下水道事業特別会計予算の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての細部説明をさせていただきます。373ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量、第3条、収益的収入及び支出につきましては、説明を省略させていただきます。

ページの中段にあります第4条、資本的収支及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億646万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億1,747万円、減債積立金2,780万円、建設改良積立金3,280万円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,839万1,000円で補填するものとする)としています。

389ページをお願いいたします。平成28年度水道事業会計予算執行計画につきましてご説明をさせていただきます。収益的収入及び支出でございますが、初めに収入でございます。第1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益でございますが、水道料金収入を4億5,023万円9,000円と見込んでおります。前年度と比較し、265万6,000円の減額となっております。内容は、年間総有収水量を254万2,000立方メートルと予定しております。

次に、2目その他営業収益でございますが、2,401万1,000円と見込んでおります。2節雑収益の新設加入金の収入としまして1,603万8,000円を見込んでおります。前年度と比較し、880万円ほど減額と見込んでおります。

次に、2項営業外収益の1目受け取り利息及び配当金は預金の利息を見込んでおります。

次に、2目長期前受金戻入につきましては、会計基準の見直しから設けられた項目でありまして、償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金や一般会計負担金等につきましては、長期前受金として負債、繰り延べ収益に計上した上で減価償却見合い分を順次収益化することとなっております。減価償却見合い分として、3,794万1,000円を長期前受金戻入として収益化するものでございます。

次に、390ページをお願いいたします。第3項特別利益でございますが、そのうち

2節の退職給付引当金戻入でございます。平成26年度会計基準の見直しから退職給付引当金の積み立てを毎年度実施しております。平成26年度以降4年間にわたり均等額を積み立てて処理しております。退職給付要支給額を積み立ててはいますが、人事異動や退職者一時金支給額の減額がありまして、積み立てた退職給付引当金の一部は戻入となるために2,476万6,000円を歳入とするものでございます。

次に、391ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費でございますが、1億1,049万9,000円と予定しております。主な支出としましては、人件費関係費用及び9節委託料が1,985万円、12節動力費が2,854万5,000円、14節受水費が4,538万5,000円となっております。

次に、2目配水及び給水費でございますが、7,074万2,000円でございます。配水及び給水費の主な支出としましては、人件費関係費用及び392ページをお願いいたします。7節委託料が1,401万円、8節修繕費が4,058万4,000円としております。

次に、3目総係費でございますが、8,124万円を計上しております。総係費の主な支出としましては、人件費関係費用及び393ページをお願いいたします。13節委託料を2,627万4,000円としております。

394ページをお願いいたします。4目減価償却費でございますが、1億6,383万4,000円を計上しております。内容は、建物からリース資産までの有形固定資産減価償却費を計上しております。

次に、5目資産減耗費でございますが、210万9,000円を計上しております。内容は老朽管の布設替え等に伴う固定資産の除却費でございます。

次に、2項の営業外費用、1目支払利息及び企業債取り扱い諸費でございますが、870万5,000円を計上しております。内容は、企業債の利息及びリース取引に係る支払利息でございます。

次に、3項特別損失でございますが、1,936万1,000円を計上しております。特別損失としまして、退職給付費を計上しております。

4項予備費でございますが、700万円、前年度と同額を計上しております。

次に、395ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金1,500万円でございます。ライフライン機能強化の事業費補助金としまして、国の補助金を予定しております。内容は、第3水源から第1配水場までの間の送水管及び配水管の布設替え工事の補助金でござ

います。補助率につきましては、4分の1以内でございます。

次に、396ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費でございますが、1,693万2,000円でございます。主な内容は、人件費と委託料でございます。

5節委託料につきましては、配水管の布設工事のための測量設計業務委託、測量設計調査業務及び第1配水池更新計画地測量業務委託などがございます。

次に、2目浄水施設費2,280万円の内容は、第2水源にありますナンバー1、取水ポンプの交換工事や第2浄水場の一部について耐震補強工事などを予定しております。

3目配水場施設費2,800万円の内容でございますが、第3配水場へ送る増圧ポンプ設備について交換工事を予定しております。

次に、4目配水本管施設費3億150万円でございます。工事請負費の内容でございますが、送配水管布設替え工事を含む老朽管の更新工事及び管網の整備工事を予定しております。

なお、工事場所等につきましては、後ほど別紙の予算案の参考資料の54、55ページ等をごらんいただければと思います。

7目固定資産購入費のソフトウェア購入費2,200万円の内容は、水道管路の管網図などを管理している水道台帳管理システムについて、システムの購入に要する費用でございます。平成27年度予算において導入に向けて検討を進めておりましたが、補正予算において全額減額しております。平成28年度の予算におきまして再度予算化をして、システムの更新、導入を進めてまいりたいと考えております。

8目リース債務支払い額162万2,000円の内容でございますが、水道料金システムに係る費用でございます。

次に、2項企業債償還金でございますが、予定額は2,781万7,000円でございます。

次に、戻りまして、382ページをお願いいたします。平成28年度嵐山町水道事業予定貸借対照表でございます。資産の部でございます。1、固定資産の(1)有形固定資産のイの土地から、リの建設管理勘定までの有形固定資産合計が41億9,808万6,182円となります。(2)無形固定資産でございますが、イ、非電話加入権、ロ、ソフトウェアの無形固定資産の合計が2,105万6,900円となります。(3)その他の資産の合計はゼロでございます。固定資産の合計は42億1,914万3,082円となります。

次に、2の流動資産でございますが、(1)現金預金から(4)貯蔵品までの流動資産合計は9億2,946万261円となります。

資産の部の1、固定資産合計と2、流動資産合計を合わせた資産合計は51億4,860万3,343円となります。

続きまして、383ページ、負債の部でございますが、3、固定負債としまして(1)企業債、(2)リース債務及び(3)引当金までの固定負債合計は5億3,181万653円となります。

4の流動負債でございますが、(1)企業債から(7)浄化槽使用料までの流動負債合計は4,971万202円となります。

5、繰り延べ収益でございますが、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額の繰り延べ収益合計は7億8,658万9,074円となります。負債合計は13億6,810万9,929円となります。

次に、資本の部でございますが、6、資本金ですが、(1)固有資本金及び(2)組入資本金の合計、資本金合計は32億1,237万9,747円となります。

7、剰余金ですが、(1)資本剰余金は、イの受贈財産評価額からチ、国庫補助金までの資本剰余金合計が2億3,376万124円となります。(2)利益剰余金ですが、イ、減債積立金からニ、当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計が3億3,435万3,543円となります。(1)資本剰余金合計と(2)利益剰余金合計を合わせた剰余金合計が5億6,811万3,667円となります。

6、資本金合計と7、剰余金合計を合わせた資本合計は37億8,049万3,414円となります。負債合計13億6,810万9,929円と資本合計37億8,049万3,414円を合わせました負債資本合計が51億4,860万3,343円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

次に、384ページをお願いいたします。重要な会計方針に係る事項につきましては記載しております。後ほどご高覧をお願いいたします。

戻りまして、377ページの平成28年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書及び378ページ以降にあります給与費明細書等の資料につきましても後ほどご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

これにて平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか5件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案6件を一括して行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○大野敏行議長 お諮りいたします。

本予算議案6件の審査に当たっては、委員会条例第5条並びに会議規則第39条の規定により、13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 異議なしと認めます。

よって、本予算議案6件は13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案6件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案6件につきましては今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○大野敏行議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおりご指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時52分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○大野敏行議長 休憩中に先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に畠山美幸議員、副委員長に森一人議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

〔畠山美幸予算特別委員長登壇〕

○畠山美幸予算特別委員長 ただいま特別委員会委員長に就任いたしました畠山美幸です。スムーズな運営にしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 ありがとうございました。

◎議案第30号～議案第32号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第14、議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、日程第15、議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、日程第16、議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁）（道路台帳の補正）、以上3件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第30号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、町道路線を廃止することについての件でございます。道路台帳整備に伴いまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第31号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第31号は、町道路線を認定することについての件でございます。道路台帳整備に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

最後に、議案第32号につきまして提案趣旨をご説明申し上げます。議案第32号は、町道路線を認定することについて、橋梁の件でございます。橋梁を町道へ用途変更することに伴いまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

[菅原浩行まちづくり整備課長登壇]

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、議案第30号、議案第31号及び議案第32号について細部説明をさせていただきます。

まず、議案第30号をごらんください。町道の廃止についてでございます。次のページをめくっていただきますと、町道路線廃止調書というものでございますが、調書をめくっていただきますと、町道古里34号線でございます。こちらにつきましては、全区間を廃止するものでございます。この路線には、一部私有地が含まれておりましたが、現地調査の結果、私有地部分について道路区域から除外して支障がないことが確認できましたので、全区間を廃止し、必要な区間を改めて認定させていただくものでございます。なお、改めて行う日程につきましては、議案第31号におきまして提案させていただきます。

続きまして、議案第31号をごらんください。こちらにつきましては、町道の認定についてでございます。次のページをごらんください。町道の認定調書というものでございます。ページをめくっていただきまして、町道菅谷266号線でございます。こちらにつきましては、道路敷地の寄附に伴いまして新たに認定するものでございます。次の町道古里34号線でございますが、先ほど説明をさせていただきましたとおり、全区間廃止後に必要な区間を認定するものでございます。

最後に、議案第32号をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても道路の認定でございます。ページをめくっていただきまして、町道路線認定調書をめくっていただきますと、町道志賀499号線、町道志賀500号線、町道志賀501号線でございます。いずれの路線も道路施設の橋として管理されておりましたが、道路区域に含まれていないことが調査の結果判明いたしましたので、改めて町道として認定させていただきますものがございます。

なお、議案書に各路線の参考図面を添付させていただいております。また、議場の出入り口に関係いたします路線を表示した図面を掲示してございますので、ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁）（道路台帳の補正）、以上3件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁）（道路台帳の補正）、以上3件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○大野敏行議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月2日は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月2日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分)

平成28年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

3月3日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員	長 島 邦 夫 議員
第2番議員	森 一 人 議員
第6番議員	畠 山 美 幸 議員
第5番議員	青 柳 賢 治 議員
第1番議員	吉 本 秀 二 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
中嶋秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課長
山岸堅護	税務課	長
金井敏明	町民課	長
石井彰	健康いきいき課	長
山下次男	長寿生きがい課	長
村上伸二	文化スポーツ課	長
植木弘	環境農政課	長
山下隆志	企業支援課	長
菅原浩行	まちづくり整備課	長
新井益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
藤 永 政	昭	教育委員会子ども課 学校教育担当副課長
前 田 宗	利	教育委員会子ども課 子ども担当副課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さんおはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第1回嵐山町議会定例会第3日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問も含め100分以内となっております。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○大野敏行議長 それでは、最初の一般質問は受付番号1番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の地方創生、地域活性化についてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) おはようございます。議長より指名をいただきました4番の長島邦夫でございます。私の今回の質問は、大項目で3点でございます。順次質問をいたしますので、はっきりと明快なる答弁をお願いしたいというふうに思います。マイクがあるわけですから、なるべくマイクに寄って、大きな声でお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問を始めさせていただきます。初めに、地方創生、地域活性化についてということで、関連することを質問させていただきます。

町では地域活性化にさまざまな取り組みを模索しているが、安心安全なまちづくりについても重要な部分だというふうに思います。生徒児童の登下校の状況からお伺いをしたいと思います。

(1) としまして、安全安心なまちづくり、学校づくりにおいては、さまざまな取り組みにて安全を図っていると推察をいたしますが、交通事故による危険性、不審者の心配など絶えないものがございます。

現在父母の協力で安心安全な登下校が守られていると、そのように言っても過言ではないかなというふうに思います。この状況について、教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目としまして、人口減少による、実際1人、2人で下校する姿も見かけられます。さらに少人数登校が進むと思われ、実際通学距離が長ければ長いほど危険性が増すわけでございます。全国的に学校統廃合によるバス通学もふえているようですが、町内の必要性、またはお考えをお伺いしたいというふうに思います。

以上2点、よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)(2)の答弁を求めます。藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、答弁のほうをさせていただきます。

最初に質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

現状の登下校につきましては、議員さんご指摘のとおり保護者の方、地域の方々の協力のもと、安全安心な登下校が守られていると思います。今後も保護者の方、地域の方々の協力を得ながら、警察をはじめとした関係団体と連携し、交通マナーや交通安全意識の向上に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。現在町では平成18年に嵐山パトロールセンターを開設し、地域の安全は地域で守るを合言葉に、町民、警察、自治会、PTA等各種関係団体とともに防犯活動を積極的に取り組んでおります。

今後も安全で安心な町であり続けるために、地域一体となった防犯活動を支援し、強化を図っていききたいと思っておりますので、バス通学につきましては今後の課題として検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、1番から再質問をさせていただきます。

答弁をいただきまして、再質問なのですが、私自身、また通常の父母においても、一歩子供たちが家から出れば、学校に行ったのと同じように学校の管理下にあるというふう理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 学校の管理下ということでございますけれども、学校のほうは敷地内に入れば学校の管理下に入るというふうには考えております。

また、登下校のほうも常時、毎日というわけではございませんけれども、定期的に学校教員が登下校の指導ということで外のほうに出て回ったりとか、そういったのも定期的に、月1回とか、そういった状況ではあったとは思っておりますけれども、そういったこともやっております。敷地内のほうでは、学校の当然管理下にあるというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 全て学校だけで、父母に関係ないということを私は申したのではなくて、主体は学校にあるのではないかというふうに思います。

そういうところで、学校とすれば、通学路の危険箇所、状況、不審者の情報等を父母と共有しなければ、学校だけ把握していても、また父母だけで把握していても、改善とかよくなるというふうに、全国的にいろいろな問題が出ておりますので、そういうふうな質問をするのですが、共有できているのかどうか。どういう体制で父母とのコミュニケーションを図っているのか、その点をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 安全面に関しましては、平成7年から埼玉県東松山県土事務所というところで、比企管内のほうで通学路の安全総点

検ということ始めております。これは、教員もはじめ保護者の方も、実際に子供が通学をするところを歩いて見て回って、危険箇所がないかどうか、そういったものを調査して、その危険解消をしていこうということで始めております。平成7年から始まっているようでして、平成14年と平成19年の2回に、私の把握している限りでは再度見直しをかけてやっております。その中で、通学路の安全総点検という点検票というのを作成していただきまして、平成19年の時点で116件の箇所が危険箇所だという指摘がありまして、その辺の対応を、所管課は今のまちづくり整備課のほうで整備はしていただいているのですけれども、やってきております。

116件のやった以外に、そのほかにもまた常時危険箇所が何カ所かご指摘があって、そういったものも整備してきていると思っておりますけれども、そんなような状況で、主に路面標示、止まれだとか停止線ですとか横断歩道のライン、そういったものが消えているというので、路面標示をちゃんとまたやってくださいとか、側溝関係、ふたも含めて破損して危ないとか、または歩車道境界ブロック、車道と歩道を区切るブロックを設置してほしいですとか、あとは障害物、歩くときに木の枝が出ていたりとか、看板、そういったものが危ないのではないかと、そういったご指摘ですとか、あとは交差点等では信号機を設置してほしい、または歩道を設置してほしい、フェンスが破損しているので危険だとか、照明灯のほうも暗いので設置してほしい。また、道路の凹凸といいますか、雨が降ったときの水たまり、そういったものもよくないとか、あとカーブミラー、そういったものも設置してほしいとか、そういった項目が主に上がってまして、この116件、平成19年で上がった分については全て整備のほうは終わっているという状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。116件ということで、全町のことだというふうに思いますが、非常に多く感じましたが、そのほかにこの中に絡んでいるのかよくわかりませんが、スクールガードリーダーさんという方が県の委嘱でなられております。私の知っている人もこの一人ではないかなというふうに思いますが、非常に小まめにいろいろな学校の体制についてご意見等を出していただいているのだというふうに思います。町の中の方ですから、その状況というのはよくわかって、町にも提言しているというふうに思いますが、その状況と

今おっしゃってくれたものというのは、重なっている部分も多いですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 スクールガードリーダーは、学校内を主に見て回っていただいているのが多いです。外に出て見回りもしていただくこともあるのですけれども、校内での生徒、授業等のやっている時間帯に外にいないで違うところに出かけている子がいないとか、授業をちゃんと真面目に受けているとか、そういった形で校内をぐるぐると回っているのを主にやっております。時には学校付近を出て回っていることもあるようですけれども、一応そんな形でスクールガードリーダーさんは職務をしていただいております。また、時には講演だとか講話、これは生徒、保護者に向けてそういった指導の講話とかもいただいております。

以上です。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 言葉のとおりスクールガードですから、学校をガードする、守るところが第一の仕事だというふうに思いますが、何か教育委員会の点検の評価報告書によりますと、昨年26年では、年1回だと思っておりますけれども、父母の方に来ていただいて講演をなさって、現状を説明したり、見守りの具体的な事例に即して学校や通学路での子供の見守り対応について理解を深める機会を設けているというふうなことを書かれておりますが、27年度は毎年これは行っているものなのですか。それともまた、26名というのは、全町で26名ということになると、保護者会のPTA会の役員さんが集まっている、そんな感じも受け取れますが、26名というのは全町ですよ。一問一答ですから、1問ずつで結構ですが、27年は実施しているのかどうか、まずそこからお聞きします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 スクールガードリーダー、今年度もお二人体制でお願いしています。これは2人が毎日来ているわけではございませんで、交代といいますか、そういった形で予算のほうはいただいて、指導のほうにいてもらっております。これは26年度以前もそうなのですから、今年度もいただいておりまして、来年度もまた継続していく予定ではございます。

以上です。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私が重要視しているのは、父母と、PTAというと先生も入ってしまいますから、父母と学校の危険の共有ができていくかどうかというのが大切だというふうに思うのです。父母が幾ら、通学路危険なのだけれどもというふうに言っても、学校は知らない。学校が知っていることについても、こういうところでこういう事例が起きたのだけれども、父母は知らない。それでも非常によくはないというふうに思うのです。ですから、先ほどからこの質問をしているわけですが、そういう体制をしっかりとこれからもつくっていったほうがいいと思いますので、ぜひ講演会、スクールガードリーダーさんのそういうときにおいても、そういうふうな共有ができるような講演会にさせていただけたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長にお伺ひしたいのですけれども、昨年私の状況、夏場の状況によると、非常に歩道の通学路の管理が、どこでもそういう話を最近よく聞きますが、草が歩道に覆いかぶさってしまって、子供の通学を妨げているところが随分あると。そういうところで、私も南部の人間ですから、いわゆる自分の持っている畑等のところに草が覆いかぶさっていけば、それを自分でやるし、または改良区でも率先的に歩道もやってくれています。また、観光協会の草刈り時も、当然気づいたところはやっています。

こういつて対応をどなたもしているわけなのですが、学校、父母だけの対応ではなくて、もっと地域の方に、やっている地域も十分あるのだというふうに思いますが、うちの地域は余りよくそんな感じに見えないので、もうちょっと行政区の方にも、子供の通学路なので、ぜひ気づいたところはお願ひしたいと、皆さん方が何かをやる場合には、その点にも気をつけてやっていただきたいというような要請を出されてもいいのではないかとこのように思うのですが、年に1回学校にお集まりして、学校の周りについてはやっているみたいですが、その回覧を回しても、地域の方がご理解があるのかどうか。私は出たことがありますけれども、地域の方はさほど、父母の関係の人だけしか見えておられませんでした。もうちょっとそういうふうに、学校外のところの通学路について、そういう体制があってもいいのではないかと、ただ要請しなくてもやってくれよというふうなことよりも、出ていなければ、要請するしか方法はないですから、やったほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、教育

長、お考えをお伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 長島議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、教育全般にわたりまして学校、地域、家庭が一体化として進めていくというのが基本理念でございます。そういった中で、ただいま議員さんからのご指摘については、非常にありがたいご意見というふうに受けとめております。

例えば昨年度も大雪があったときに、ある方から電話が入りまして、この先が雪が、歩道等解除できていないよと、教育委員会どうするのだと、こういうふうに電話を頂戴いたしました。そのときに、すぐ課長と副課長が飛んでいって見ました。確かに言われたとおり、あるところまではきれいに除去されていましたが、あるところは除去されていないのです。こういったときに、現在地域でもいろいろな立場で、今議員さんご指摘のとおり除草をやっていただいているところもございますし、地域によって格差がございます。そういった中で、私どもも事があるたびにどうこうではなくて、年間を通して、こういう時期には草が生い茂るとか、あるいは雪が降れば雪の影響で木が倒れるとか、いろいろそういう危険に思われるところは大勢あるわけですが、そういったことを今後やはり行政、またいろいろな視点から検討させていただきまして、依頼をさせていただくことについては遠慮なく申し述べていくことが、子供の安全安心につながることはないかなというふうに捉えております。

また、そういった作業をしていたときに、車が通ってこられた方がおりて、一緒にお手伝いしてくれた方もおります。大変感動いたしました。

また、今回の雪のときにも、雪が終わって三、四日後に、ある区長さんから、教育長、ここは危ないよと連絡いただきました。そこですぐ課長と副課長が飛んでいき、校長、教頭も来ていただいて、その雪のところを除去したのですが、もう凍結しておりまして、なかなか前に進まなかった。それは私たちが気がつかないのです。

そういった中で、地域のご協力をいただきながら、ヘルプしていただく方には遠慮なくヘルプしていただく。また、家庭と地域と、必ずしも自由に暇な時間があるわけではございませんので、可能な範囲でそういった体制づくりを今後検討してまいりたいと思っておりますので、またいろんな面でご協力いただければありがたいと思いま

す。

以上でございます。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 通学路というのは、目が離れているところですから、ぜひ父母が毎日ついてくるというわけにはいきませんので、ぜひそういうところ、目が届かない場所にあるのだということで、細心の注意を払ってお願いをしたいというふうに思います。

それでは、2番目に移らせていただきます。また教育長にご答弁いただきたいのですが、これは2番目の質問は通学バスについて、前回のときも質問しておりますが、前回質問したときには、教育長の答弁の中には、安心安全な面から検討しなくてはならないと思っているということで、ご答弁をいただきました。私もいい答弁をいただいてよかったなというふうに思っているのですが、今のご答弁をいただきますと、今後の課題として検討してまいりたいということでございまして、少しは進捗はあるのかなというふうに思ったのですが、なかったのでしょうか。どうでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 バス通学につきましては、現状では今のところバス通学はございません。歩いてきていただいている例えば遠山地区の生徒さん、あるいは古里の馬内のほう、かなり遠距離でございます。

そういった中で、現在全く検討していないわけではございませんけれども、バス通学となりますとそれなりの金額もかかりますし、町といたしましては、これはまだ検討する段階に至っておりません。しかし、大事な点でありますので、今後の課題ということで現在心得ているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、少し後押しするような発言をさせていただきます。

きのう教育長は、行政報告の中で不登校の問題について、登校できる環境の整備に努めたいと述べられておりました。私たち議員も数字を聞いて少しびっくりしたところもありますが、正確な数字は教育長がおっしゃったことなので申し上げますが、こういうこともいろいろ現状の中で私も学校の役員等も長く務めたこともあります

し、いろいろな場面でいろいろな人の話を聞いて、今私が話すのは、私の娘の話なのですけれども、中学校に行っているときに、いわゆる危険な箇所が、いろんな人が被害が遭っているところがあるのです。そこのところで、いわゆる痴漢に、スカートめくりというやつです。それに遭ったときに、もう学校に行きたくないということです。しようがないですから、家内がしばらく送り迎えをしたときがございます。

こういうことも不登校につながってしまうのではないかなというふうに思うのです。やはり父母の方、毎日おうちにいるわけではないですから、子供が学校に行く間に送っていく、また迎えに行く、それはごく普通のようなことに思われますけれども、家庭としては非常に負担が多いわけです。通学路の危険なところがあれば、改善されなければ、しばらく送り迎えということになるわけです。学校嫌いになるということなんか絶対に避けなくてはならないことですから、教育現場を預かる教育長として、この問題を多く私に取り上げるわけではございませんけれども、つながるというふうに思っていますので。思春期の子供たちです。ぜひそういうことも含めて、再度これから町長にも後でお聞きをしますが、違う面からもお聞きしますが、教育長としての預かるところとして、そういう危険性、不登校にもつながってしまうようなことはあるということを少し理解していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるご家庭での経験をお聞かせいただきまして、初めて聞かせていただきまして、軽いショックを受けております。実は不登校については、また後の機会で述べる機会もございませうけれども、いろいろなことが要因で不登校になります。遠距離ということも一つの理由かもしれません。私は以前別の学校に勤めたときに、嵐山でない学校にいたときに、確かに遠い方が、不登校の子がおりました。現実的にそういう面も一つの要因だと思います。

不登校の要因は、それ以外にもたくさんございまして、危険な箇所があるということもあるかもしれませんけれども、また別の精神的な要因もございませう。そういった中で、この通学路を含めて、子供が登下校をするのに、安心安全な環境づくりについては、やはり今後そういった視点からも見直していかなければいけないという点は私も同感でございませう。しかし、まず一定のものをうまく登校につなげるというのも、

これからの一つの考えていかなければならない問題と私も思います。

以前、別の町に勤めているときに、公共のバスがあって、現実的には全部子供は歩いていく。バスを使ってもいいのではないかという意見を申し述べたことがございましたけれども、やはりその当時の予算的な面から考えて、その地区だけそれを乗せるというのはいかかなものかという意見もあったようでございまして、こういう問題については全町挙げて考えていくことが大事かなというふうに考えておりますので、しかしそういった特別の状況にあるお子さんについては、やはり考えていくことも大事なことだと思っておりますので、二面性はございますけれども、今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 一つの要因になるということを考えて、次に進むときに参考にさせていただければというふうに思います。

地域活性化ということで尋ねてありますので、通学バスがされることにより、また町の活性化につながるということで町長にちょっと質問いたしますが、親というのは、子供が帰ってくるまで心配なものです。通学距離が長くなればなるほど、心配がふえるわけでありまして、町の総合戦略を立てる上のアンケート、私たちもビジョンでいただいておりますが、16歳から22歳の答えに、居住したくない理由として、一番トップが交通が不便だから、74.4%と記載されています。非常に私たちもショックを受けましたけれども、そしてその居住続けたい場合には、交通の便がよくなれば継続して住みたい、66.7%、ほとんど同じような数字です。

やはり交通インフラ、公共交通の整備というのは、まちづくりの大きなポイントだというふうなことを示しているのだというふうに思います。私の住まいする近所においても、これは実際の話ですが、近場です。知人の3軒の方が、私が知っている方は、その人のお孫さんに当たるわけですが、せがれさんが家に入らない。理由は何なのだとしたら、やっぱり学校に通わせるのに、こんな遠距離で、それは3キロ、4キロというのは、遠距離ではないと言えれば遠距離ではないです。けどとる人によっては、もっと近くなところで、1キロ範囲内に学校へ通わせる、よその町村に行けばそういうふうに通わせられるというふうな条件が整っているところがありますから、3軒の方が、東松山に2軒、鶴ヶ島に1軒。理由はそれなのです。はっきりそう

いうふうに私におっしゃるのです。

ですから、私、今回の立候補によって、所信の表明の中に、通学路の改善、安心安全な登校ということを上げさせていただきました。そうしたら、女性の方を中心に、ぜひやってくださいと。なおかつこういうふうな状況の中で人口が減っていく。自然減は多少しようがないかと思えますけれども、社会減というのは避けなくてはしようがないと思うのです。いろいろなものをクリアをしていって、ただお金もかかります。かかるけれども、嵐山のここのこれがやはりいいねと、山のほうへ行けばスクールバスを使っているのが現状です。

ですけれども、この周辺はちょうど境目ですから、そんな必要性はないと言えばそうなのですが、いろいろな要素が出てきて、今裁判にもなっているではないですか。子供さんが、8年前のことです。ですけれども、やはりそういうものは記憶に残ります。だったら、安心なところに通わせたい。これは、親の心ではないかなというふうに思います。遠距離の子供も多い。うちのところよりまだ遠い子もいるみたいです。若い人の通勤もそう、通学もそう。全町の足の確保ということで、全てをクリアをした何かバスの体制を、町長、考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 交通安全についてご質問をいただいております。交通安全は、これをしたからこれでよしということはないわけでありまして、さらにもう一步、その上にもう一步、そしてもっとやることはないかというのが交通安全の状況だと思うのです。

そういう中であって、嵐山町では昨年度区長さん方をお願いをして、現在もそうですけれども、ずっと地域を守っていただくという事業を行っていただいております。そういう中で、もうこれ以上地域をお願いすることってありませんという状況なのですけれども、議員さんおっしゃるように全国では登下校の中で心配な事態が起きて、事件も起きているような状況ですので、さらにもう一步やってもらえるところはありますかということでお願いをして、それでお話をしておりますけれども、4つの区で取り組みをしていただきました。

そういうふうに町のほうでお願いをしているわけですが、いずれにいたしましても、これでよしということはないわけでありまして、それで、議員さんから通告い

ただいております学校づくりで父母の協力、登下校の協力、そしてまた通学距離が長いほど危険があると。危険が増していく。それなので、全国的に統廃合をした地域ではバス通学もふえているというような通告をいただいているわけです。ですので、そういう方向を答弁の中でもさせていただきましたけれども、バス通学については今後の課題でありますという答弁をさせていただきました。

しかし、どうしたらいいのかというのは、これからの課題ではなくて今の課題なのです。今の課題なのです。ですので、きょうどうしたらいいかということだと思のです。そういうことをさらに突き詰めていかなければいけないというふうに思のです。

今年の小学校1年生、七郷小学校、16～18人、志賀小学校が35～37、倍ぐらいなのです。それで、その36人の倍ぐらい、70何人が菅谷小学校、それぐらいの人数になってきてしまっているのです。ですので、その子供たちが1年生だけで帰ることになると、どこかは、一番最後は1人で帰ることになるわけです。ですから、これを全部どうにかして守っていかなければいけないわけですが、どうやったら完全に安全かということとはなかなか難しいことだと思のです。

ですので、先ほど申しましたように、きょうの問題ですので、どうしたらいいのかというのは、教育長からの答弁がありましたように、学校、地域、家庭、これがどうやったらいいのかというのを、きょうからさらに考えていただかないといけないなというふうに思のです。

それで、二、三日前に、これは話がそれてしまいますけれども、教育のIT機器も含めたりいろんな教育の内容についての器具なりノウハウなりをやる展示が東京にあるのだという案内をいただきました。その中で、通学の安全安心というのがあったのです。それで、今よく言われていますけれども、東京なんかで電車で通学なんかするときには、どここのところを通ったというのを子供が知らせて、ここを通ったということをもた知らせて、それで母親の、父親のこっちに、受けるほうに通っていくのだというようなことをやっているというのは、現在もやっているところではやっているのです。ですから、何をやればいいのかというのはないわけですが、どうやったらどうなのだろうということは、今考えていかなければいけないことだというふうに思っています。

それと、もう一つお答えさせていただきたいのは、バス通学、これも視野に入れて

考えていかないといけないと思うのです。それで、近未来の対応、町全体のことですけれども、近い将来について、どうやっていったらいいのかということがあるわけです。それで、整備計画をつくったわけですから、それで10年計画の5年目で、あとの5年間についていろいろ検討をいただいてつくりました。それでこういうふうにしたりあしたり、議員の先生方にも検討をいただいて、案ができました。

ですので、それらを踏まえて、その先の5年間、あるいはその先どうなるかというようなことというのは、今もう方向を定めて、それに向かって進んでいくということが必要だと思うのです。

ですので、今このことは今のままでいいのか。あるいはこのことは考えていかなければいけないよ。だけれども、すぐすぐはできないけれども、考えていかなければいけないということについては、もうあしたからその方向に向かって、何らかの準備、考え方でもあれですし、していかなければいけない。こういう時代に今まさにかかっているというふうに思っております。

ですので、議員さんおっしゃるように、安全な登下校というような問題、父母の協力をお願いしてやっているのだ。それでいいのか。それと、また人口減少で、全国の学校統廃合が進んでいるけれども、バス通学って嵐山町はどう考えているのだという通告をいただきました。まさにこのとおりでありまして、これをしっかりきょうの問題として取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

答弁のほうでは、これからの問題というふうに答弁させていただきましたけれども、やはりこれからそういうことも当然近未来、近い将来そういうことになるのかもしれないし、ならないかもしれませんが、先ほど言ったように十数名が1年生、そして志賀の学校は30数名、菅谷の学校が70数名、全体でそれですから。ですから、クラスはどうなるのかということになるわけで、全校で一緒に下校するときはあれですけれども、学年ごとに帰ることもあるわけですので、そういう状況も踏まえたときには、まさにきょうの問題だというふうに考えて、捉えていかなければいけないなというふうに思っています。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。きょうの問題としてすごく前向きに考えていただけるような答弁をいただいたというふうに思っています。現状をお話ししたので、やはり私の地域の周りのこと、アンケートから出てきた数値を申し上げ

れば、やはりこれは何とかしなくてはしようがない、そういうふうにごなたも思うのだと思うのです。やはり前向きに検討してまいりますということでございますから、なるべく早目な対応がいいような感じがいたします。これが町にとってプラスになると信じて今お話ししているわけでございますので、ぜひ前向きにお願いしたいというふうに思います。

それでは、2問目に入らせていただきます。友好自治体提携についてお伺いいたします。これも町の活性化についてお伺いをするわけですが、友好自治体提携は、自治体間で行う交流や推進する典型的な手法の一つで、相互理解や友好の推進、地域の振興、活性化、さらには社会の平和と繁栄への貢献といったところを期待されています。人的交流、文化交流、さらには技術、経済交流といった共通の目的を持ち、相手地域のニーズを的確に把握、きめ細かな交流を行うこととなり、さらには住民が参加できる機会も多くなるなど、お互いに伸びるよき事例を聞くようになりました。

そこで質問するわけでございますが、1としまして、現在嵐山町は防災協定による提携を木曽町及び小矢部市などと結び、間もないところでありますが、目的を持っての協定だというふうに思います。成果、効果についてお伺いします。

2番目としまして、友好協定では相互交流が進み、さらなる地域の活性化の推進が可能となり、地域創生の、自分の地域の魅力をさらに表現し、町外の人に理解、利用していただくことにつながると考えます。相互にメリットがある伸びる試みは大切と思いますが、町の考えをお伺いします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに小項目(1)について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは(1)につきましてお答えをさせていただきます。

県外自治体との災害時応援協定につきましては、長年の懸案でございましたが、平成25年度に「義仲・巴」広域連携推進会議の幹事市町といたしまして活動をともにしております長野県木曽町及び富山県小矢部市と協定を締結することができました。なお、協定締結につきましては、いずれも本町より申し入れたものでございます。

協定締結の成果、効果でございますが、まず木曽町に関しましては、昨年度木曽町友好都市宿泊事業を活用し、区長会の視察研修をはじめ延べ89名、本年度は七郷防災会の視察研修会など延べ40名が宿泊を兼ねて木曽町を訪れております。

また、木曾町からは25年度、26年度の嵐山まつりへ物産展の出店をいただくなど、民間レベルでの活発な交流が行われております。特に平成26年9月の御嶽山の噴火災害におきましては、町民の方から本町として木曾町へ何らかの支援を行うのかとの問い合わせを多数いただきました。このように多数の問い合わせをいただいたことそのものが成果ではないかと考えております。

続きまして、小矢部市でございしますが、平成26年度の嵐山まつりに合わせて、小矢部市の防災担当職員3名が本町を訪れ、防災と義仲公の関連施設を視察し、意見交換を行いました。

また本町からは、昨年9月に開催されました小矢部市総合防災訓練の応援物資搬送訓練に地域支援課職員2名が参加をいたしました。小矢部市との交流は距離的に難しい面もございますが、顔の見える交流を今後とも続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 小項目（2）についてお答えをさせていただきます。

友好自治体提携の目的及び意義につきましては、議員ご質問のご趣旨のとおりと理解しております。友好自治体の定義は、法律上定められているものではございませんが、財団法人自治体国際化協会では、両首長による提携書があること、交流分野が特定のものに限られていないこと、交流するに当たって、議会の承認を得ていることなどが基準としているようでございます。

木曾町、小矢部市とはそもそも文化交流の縁から災害時応援協定を締結した経緯もございまして、災害時のみならず平常時においてもさまざまな分野で交流を深めたいとの意思確認をしているところでございます。

特に木曾町につきましては、地域支援課長の答弁のとおり、協定を契機に民間を含めさまざまな交流を行っており、昨年11月1日の木曾町合併10周年記念式典につきましては、町長並びに議長に対しご招待をいただくなど、実態的には友好自治体と同等もしくは同等以上の交流を行っていただいているところでございます。今後さらにこのような交流を深めて、両町の発展に寄与する意義あるものとなるよう進めていくことが大変重要ではないかというふうに考えている次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 再質問をさせていただきます。

今のご答弁の中にも木曾の御嶽山、噴火が起きたときに、我々議会でも、議会の会派のほうでも行きますし、個人的な、または団体のあれでも木曾町は昔から交流があるというか、義仲の縁で何度も行っておりました。ここと結べたのがいいな、ですけども災害時にそこまで行けるのかなというふうな心配はしましたけれども、いろいろな面で、観光的な面でいろいろ交流ができ、ほかの町民の方もいっぱい行っているということで、一通りの成果はあったのではないかというふうに思いますが、御嶽山の災害があったときに、町民の方にご心配をいただいたということはありますけれども、向こうからぜひ何か援助してほしいということはなかったですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

御嶽山の噴火のニュースを見させていただきました、本町といたしましても、木曾町に対して何かしらの支援、援助、こういったものが必要かどうかということをお聞き合わせをさせていただいたところでございます。その回答といたしましては、実際に災害的なものというのは、火山灰が少し降った程度の、大きな災害はなかったというようなお話でございまして、人的な支援あるいは物的な支援、こういったものは今回は必要はないというような回答でございました。

ただ、そのときにお話をいただいたのは、風評被害ではございませんが、観光面での打撃、こういったものが大変危惧されると。もともと木曾町自体が観光を主な産業としている町でございまして、そういった風評被害による観光客の減、こういったことが心配されると、そういったこともあるので、ぜひとも多くの皆様に訪れていただき、こういったお話をいただいたと。こういったこともございまして、先ほどの答弁で申し上げました宿泊助成事業、こういったものを町民の皆様方に広くご案内を申し上げ、ご利用いただき、多くの方に木曾町を訪れていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） テレビに噴火が起きたときの災害対策本部というのが役場の脇にある、我々もそこで研修、視察を受けましたが、あそこで視察を受けたよな、そ

のときの副町長さんがテレビに映っていましたので、当町にも何かいろいろ要請があるのかなと、そんな感じを持って聞いたこともあったのですが、そこまで及ばないですよというふうなことでございますから、それはそれでいいのかもしれませんが、やはりこちらでも何かお願いするというふうなことも当然出てくるときもあるかと思えます。ないほうがいいですが、そういうときのためにも、少しでも相手方に寄り添った、協定ですから、対応をしていただいたほうがいいのではないかというふうには思えます。

防災協定ですから、防災協定の内容を見させていただきましたけれども、観光的な面だとか、そのような観光的に今まで木曾町に行っていた経緯があるからそういうものも入ったのでしょうけれども、いろいろな面で、こちらからの方は多く利用していると思えます。ですけれども、ここにも答弁もありましたが、相手の方が嵐山まつりとか何とか、そういうふうな関係しかこちらにはないのでしょうか。こちらの余りお願いしていることも少ないかどうか。お願いですか、逆にこちらにもこういうものもありますよ、ぜひお越しく下さいと。観光ということになれば、お互いにメリットがなくても、なかなか長続きしないかなと思うのですけれども、こちらのPRもしているのでしょうか。こちらからこういう面があるから、ぜひお越しく下さいというふうな、相手方が余り事例がないみたいなので、お聞きするのですが、どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうから答弁をさせていただきます。

今議員さんお話をいただきました。今回友好都市ということでもご質問いただいているわけですが、木曾町さんとは災害協定ということです。今回木曾町さんとこの協定を結ばせていただいitつくづく感じますのは、この災害協定を結んだときも、時代まつりで嵐山町においでいただいて、時代まつりの席で結ばせていただきました。

先ほど観光でというお話がございましたけれども、木曾町さんはあえてそういった嵐山町の町民の皆様方が集まる場所でぜひ協定をさせていただきたいというご希望でございました。つまり観光に対するそういった木曾町さんの熱意でしょうか。そういったものをつくづく感じました。嵐山まつりの出店にも、その協定のときにおいでいただきました。

そして、観光ということに関しては、宿泊の助成補助についても、実は友好都市、

木曾町さん何市町と結んでいるのですが、災害協定でこの宿泊協定を結んでいるのは嵐山町だけです。災害協定は何カ所も結んでいますが、要するに木曾町さんにとってみれば、嵐山町は友好都市と同じような待遇で協定先として遇していただいていると。こういった宿泊協定を結ぶことについても、木曾町さんから直接職員が説明においでになりました。そして、こういったパンフレットを置いてください。そして、広報にもぜひ載せていただければありがたいという売り込みがございました。

こういった熱意、今議員さんのおっしゃられたように、嵐山町がまたこの協定を結んで、そして学ぶべきこと、そういった観光に対する木曾町の熱意、今度は嵐山町が木曾町さんに行って、例えば宿泊施設やそういったところに何らかの形で嵐山町の観光案内を置いていただくとか、そういったことを木曾町から学んで、今度は町からお願いをするというような形で進めていければ、その協定を結んだ意義がさらに有意義なものになるのではないかと。町にとっても有意義になるのではないかなと、そんなふうを感じている次第でございます。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 協定の趣旨だとか結んだとき等、今お聞きしましたが、そういうお気持ちで協定を結んだのかと改めて感じているわけですが、ちょっと変なことを言いますけれども、私があるところの神社の清掃をしていましたら、どこの団体なのか、バス1台で多くの方が来ていただきまして、きょうはどこから来たのですかと言ったら、木曾町から来ましたということだったのです。だから、こちらからも幾らかPR、こういうものをいろいろやっているのかなというふうに思ったものですからお聞きをしたのですけれども。きょうは、これですぐ参拝させてくださいというから、どうぞということで参拝して、そのまま急いでお帰りになったみたいです。ですけれども、誰かと待ち合わせをしていたのです。その待ち合わせをした人が、それから5分ぐらいたって、あれ、もう帰ってしまったかいなというふうな感じで帰りました。

ですから、その方は町内の方ですけれども、木曾町に行って非常にいい懇親ができた。ぜひうちのほうにも来てください。うちのほうにもこういうものもありますよと。ウグイも使ったところがあるので、ぜひ見てくださいよということをおっしゃったのではないかと思います。それで、それは来ていただいたから、それはその方のPRによってこっちに来てくれたと。

役所は誰か来るのですかと言ったら、そういうあれではないのですよねというふうなことで、何か違うところに、義仲ゆかりのところがほかにもございますから、こちらに向かったみたいですが、やはり向こうも協定を結ぶ、観光に来ていただくとなれば、相手にもたまには行かなくてはならないのだよと。それは、公民館活動だというふうに言っていましたから、ぜひ大きなPRをしていただいて、お互いに成果が出るようにやっていただいたほうがいいかと思うので、これは提言ですが、そういう事例もありましたということでお話をしておきます。ぜひお互いの交流がさらに活発になるように、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、2番目に入らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。友好自治体の協定のことでございますけれども、前にも私、違う質問の中に、嵐山のバーベキュー場のことを違う面からお話をしましたが、内容的にはそう変わらないですが、バーベキュー場には非常に多くの個人の方、または団体の方、いろいろな方が来ます。ですが、最近目立つのは、都内の方面または近県のほうから、団体で来る方も非常に多いです。

それで、団体で来たけれども、それはバーベキュー場のことですから、今回そんなに関係ございませんが、年に1度、2度とリピーターで来るのです。それは嵐山町のあそこの魅力にひかれて、団体ですとお金もかかりますから、低利でできる、子供たちも遊ばせることができる。子供の団体が多いですが、たくさんお見えになります。また、よく聞く話ですが、観光農園等で、都内のほうと提携というか、行き来もあるのだと、そんな話も聞きます。

こういう団体のリストというのは、バーベキュー場に行けば当然あるわけです。副町長も、当然よくご存じだというふうに思いますが、こういう団体にもっとPRをして、当町にないものは、自分のないものというのは、誰でもあこがれるものです。いい環境があるから、利用できるから向こうから来るわけです。逆に、その人たちにとって、うちのほうはこういうものがありますというふうなものがあったら、何回も一方的にただ来ていただいて、それは事業になるからいいのかもしれませんが、何かもったいないような気がするのです。

各課から当然嵐山町のPRはさらにいろんな、こういうものもありますよ、こういうものもありますよということでPRをして、それがガイドブックにもなっていますから、利用もしているのだというふうに思いますが、やはり相互の友好都市を結ぶ以

前の問題としても、そういうところの来ていただくことをさらに大事にさせていただいて、それが協定等に結んで、私、子供のとき、家族の中では、子供のときに海水浴なんか連れていけるような時代ではないです。

そのときでも、学校と学校のつながりの中で、海水浴、臨海学校というのがあったのです。そういう行く機会があって、そのとき初めて、海水浴というのを体験しましたけれども、やはり自分の持っていない川、山はありますけれども、海もないし、そういうところの交流というところに、子供のときの記憶というのは、いい思い出です。やっぱり地域間の交流というのは、そういうところにいいものがあるわけで、それは地域の活性化にもつながると思います。ぜひ副町長、そこら辺のところをつついて調べてみる気持ちはございませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 長島議員さんから大変ありがたいご提案をいただきました。バーベキュー場を中心に、いろいろな環境整備が進みまして、去年は観光協会の統計ですと、来客数が2桁の伸びだったと。当然売り上げもそのようにふえたというふうにお聞きしていますけれども、内容的に細かに分析しているわけではございませんけれども、議員さんおっしゃられたように、大変リピーターがふえてきたと。それから、あそこを通過してみますと、夏、それから5月の連休は観光バスが何台も来て利用されていると。6年連続の関東エリア人気スポットナンバーワンと、そういう称号もいただいているわけでございます。これをいかに町の活性化につなげていくか。さらに活性化につなげていくか。これが我々嵐山町の大きな課題ではないかなというふうに思っております。

手法については、いろいろあると思いますけれども、これまでの成功してきた、これまでの経験を踏まえ、そしてこれから将来想定をされる、観光客も2,000万人に手が届こうかと、海外からも、これがさらにオリンピックのときには3,000万人というふうな政府の計画もございます。

外国人の観光客も含めて、あるいは周辺の嵐山町以外の地域との観光地との連携等も含めて、どうこのバーベキュー場、そしてその周辺を充実をして、町に来ていただく方を呼び込むか。それも地域の経済に結びつくような方法はどうしたらいいのか。さまざまなことを思い描きながら、観光協会、商工会、それから議会の皆様方のご指

導もいただきながら前進をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) あれだけの方が来て、一方通行でただ利用していただいて、よかったですよというだけではもったいないような気がして、いろいろなことを私なんかも考えるのですけれども、やはり今回は友好都市ということで質問させていただきましたので、そういうきっかけでも、何かのきっかけがないとあれですから、ぜひそういうことも一つのポイントではないかなというふうなところで提言しているわけで、ぜひきっかけになり、嵐山町がさらに違うところと提携を結んで、今後の交流ができるようになる、そういうことにつながるようにぜひご努力いただきたいというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目に移らせていただきます。

○大野敏行議長 長島議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をとらせていただきたいというふうに思ひます。ご了承ください。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の一般質問を続行します。質問項目3の自治体境界の開発行為についてです。長島邦夫議員、どうぞ。

○4番(長島邦夫議員) 最後の質問になりますが、自治体の境界の開発行為についてお伺いをいたします。

境界及び隣接地の開発は、十分な情報が入らずトラブルになりかねない。県の独自事業、自治体の事業、さまざまな形態が考えられるが、主な情報提供は住まいする自治体からと考える。自治体間の連絡体制、情報交換など町の取り組みをお伺ひいたします。

○大野敏行議長 それでは答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目の3についてお答えをさせていただきます。

自治体間の境界で実施される土木事業における連絡調整や情報交換の状況につきましては、基準があるわけではございませんが、必要に応じて事前の調整や情報の提供が行われております。具体的には、町内で実施される県の事業は、年度当初に説明会が実施されております。発注後には請負業者、工期等が通知をされます。

また、隣接自治体で実施される県及び他市町村の事業では、境界や隣接敷地における影響などについて、事業者の判断により事前の調整や発注後の連絡などが行われているところがございます。当町においても、隣接自治体との境界における事業については、当該自治体の土木担当部署と連携をとるよう努めているところがございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり基準があるわけではございませんので、現地調査に不備があったり、認識の違いなどによるトラブルが生じている事例もございます。引き続き事業を円滑に実施するために、関連自治体との連携に努めてまいりたいと考えております。

また、東松山県土整備事務所と管内の市町村で、東松山土木研究会を構成し、土木事務並びに土木技術に関する情報、資料の交換及び連絡調整を図るなどの活動をしておりますので、会合などの機会に改めて連絡調整などについて提案をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 一番最後に連絡調整などについて提言をしてまいりたいということで答弁いただきましたが、これで結構なのですが、ちょっと事例を申し上げますけれども、川の再生事業につきまして、うちの町は槻川の関係でいろいろやっていたのですが、県の事業を。ときがわ町は都幾川なのです。それで、これも嵐山町分までに入っているのです。場所を申し上げますと、班溪寺橋とありますが、そこから工事会社の看板が立っていますから、よくわかるのですけれども、そこから上流側に向かって、昨年もそのところ竹やぶが茂っていて、前から班溪寺を渡った後、河川のところを脇を通って玉川のほうに抜きたいのだという話はいろいろ聞いていましたが、そういう構想があるのですかという程度に聞いていたのですけれども、それで私も知り合いが側道のすぐ脇なので、今度ここを整備して人が通るかもしれないから、相手からもそういうふうに出てきているので、ご了解くださいとあって、2人で行ったこともございます、ときがわの方と。

それで、それまではよかったのですけれども、今年になったら、そののところに工事がさらに進んで、完全に対岸のときがわ町のほうに渡れるように飛び石の工事をやっているのです。私も何となく見て回る、いろいろそういう癖がありますから、防犯ジャンパーを着ながら、きょうは何だいなんて冷やかされながら、そういうことがございましてけれども、見て回ったときに、これはこんな狭いところに、嵐山町の境のところに飛び石をつくって、嵐山町には話はあるのだろうかというふうに思って聞いていましたら、ないようなお話を聞いたものですから、では地権者の人に、すぐ脇の人に県のほうから話があったかと聞いたら、何の話もないよと。そののところはうちのお墓で、人が飛び石のすぐ脇を上がってくるわけなので、これではしょうがないと、うちはお墓を整備して、そこにブロックをつくるのだと。そうなの、ではあれだね、手間がかかるねと言ったら、いいのだよ、将来的には整備しなくてはならないからというふうな、その人がそんなふうにおっしゃってくれて、好意的にやってくれましたけれども、将来的にそれはそれで解決したから散策のコースができたわけなので、いいことだというふうに思いますが、逆に、コースが入ってくると、中州状態になっているところもございまして、学校橋の上流のところに、非常に昨年川の中に4駆の車が入って、大水が出て流されたときもございまして。

隣の町の範囲だったら構いませんけれども、そこは嵐山町の中なのです。地図で見れば。それだと、いざとなったときに、嵐山町が知りませんよというふうなわけにもいかないでしょうから、やはり最終的には県の啓発の看板を立てていただくか、または嵐山町の中でときがわ町のほうの要請の水辺再生の事業でしょうけれども、そのところを交互にやりとりをしてやっていただかないと、町が知らない間に事故が起きましたというふうなことになっても大変だというふうに思うので、よく連絡体制を調整をするということもございまして、ぜひそれをやっていただいて、そのことを住民の方に必要性があればお話をさせていただきたいと思うのですけれども、その提言をまず一つしておきます。これについては結構ですから。

それで、再質問に入らせていただきますけれども、連絡を、相手からの協定があるわけではないので、連絡を待つというふうなことでも余りよくないというふうに思うのです。定期的に、半年に一度ぐらいでも、やはり境界と言われるところは巡回する。どの課の責任でもなくて、きのうでもいろいろ文教のほうでごみの視点についての提言なんかありましたけれども、やはり境界と言われるところは非常にそういうものが

多くなるのです。

ごみの問題ですとか、境界の状況がどういうふうになっているだとか、または町の施設の機能が完全に発揮されているかどうか。各課は、自分のところのことであれば回ると思うのですけれども、やはり町全体として見回るような、そういう体制があるかどうか。副町長でよろしいですか。そういう体制があるかどうか、まずお聞きしたいと思うのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山町の行政エリアのことは、それぞれ道路所管をしているところ、あるいはその他ごみの担当課、それぞれ頭に置いて、いつも、例えばごみを捨てられるような場所って大体決まったような場所がございますので、いつも頭に置いて、抜き取りに対応しているつもりですけれども、場合によっては、それが放置をされたり、そういったこともございます。

町では、月に1回ですけれども、関係する課が集まりまして、ごみについては巡視をしながら、放置をされているものについては町の職員が拾って処分をしているというふうなことでございます。今菅原課長から申し上げましたのは、当然川の工事でございますので、県がやっている仕事ですから、それなりのルールを持って、関係地主さんなんかにもお話があるものというふうに考えておったわけでございますけれども、そんな話もないということでございますので、もう一度再確認をしながら、住民の方に不快な思いをさせたり、ご迷惑がかからないようにしっかり対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 自分の担当課ではなくても、見回るときは、こういう事例がありましたよと、連絡会議で出していただいて、町全体が、特に境界については把握をしていただくように、そういう体制をつくっていただいたほうが。住民の方から話が出ると、これは住民の話でなくて、私が見て回ったの結果のことですから、それは構わないのですけれども、住民の人から話が出て、よく理解できていないというふうなことも非常に恥ずかしいことだというふうに思いますので、ぜひご注意をしていただいて、隣町でやることであっても、嵐山町にプラスになることはいっぱいあるわけ

ですから、マイナスにならないようにしていただきたいというふうに思いますので、提言を申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 森 一 人 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号2番、森一人議員。

それでは、質問事項、いじめ問題の防止と解消について。(総合戦略における教育環境の充実・改善も合わせて)です。どうぞ。

[2番 森 一人議員一般質問席登壇]

○2番(森 一人議員) 議席番号2番、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、大項目で1点、小項目で4点になります。よろしくお願いたします。

いじめの問題の防止と解消について。(総合戦略における教育の環境の充実・改善も合わせて)。

全国的に見ると、現在のいじめは陰湿化しており、多種多様化しております。子供によっては、一度のいじめられた経験で未来への自信を失い、自尊心の欠落を生み、もがき苦しみ、不登校や自ら命を絶つ児童生徒もおります。新聞やニュースで見ると、大変心が痛みます。

いじめは心と体への暴力です。私は、いじめは犯罪だと思っております。

嵐山町においては、教育行政の重点施策として、いじめ・不登校の防止に取り組んでいただいております。さわやか相談員やスクールカウンセラーの配置など、未然防止や早期発見につながる体制はとられております。

そこで、嵐山町でのいじめ問題や対応について、以下について伺います。

(1) 全国でのいじめ認知件数と比較し、嵐山町の各小中学校のいじめ認知件数の状況について伺う。(平成24年～26年度の3年間)。

(2) 嵐山町でのいじめの判断基準・定義について伺う。

(3) 各小中学校におけるネットいじめ(携帯・パソコン)についての事例はあるのか伺う。

(4) 国は2013年に、いじめ防止対策推進法を施行した。その後に当町でも、いじめ防止基本方針が策定されたと思うが、いじめ撲滅に対しての具体的な取り組み、施策について伺う。

以上4点です。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、答弁をさせていただきます。

最初に、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。最初に、全国のいじめの認知件数ですが、平成24年度は小学校11万7,384件、中学校6万3,634件、平成25年度は小学校11万8,748件、中学校5万5,248件、平成26年度は小学校12万2,721件、中学校5万2,969件でございます。

続きまして、嵐山町のいじめの認知件数ですが、平成24年度は小学校1件、中学校1件、平成25年度は小学校はありませんでした。中学校で1件。平成26年度は小学校1件、中学校4件でございます。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。嵐山町のいじめの判断基準・定義についてでございますが、いじめ防止対策推進法で、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、これはインターネットを通じて行われるものも含むということとなっております。当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言うというふうに定義されておりました、町ではこの定義に基づいております。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。質問項目1の(1)でお答えいたしました認知件数の中に、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるといふいじめの対応の区分に当てはまるものではありませんでした。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。いじめ撲滅に対しては、埼玉県教育委員会で、私たちは子供たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるため、いじめは絶対に許さない、子供たちを守るという強い決意のもと、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言しますとして、4つの取り組みを掲げております。

1つ目は、学校ではいじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害に遭った子供に寄り添い、守ります。家庭、地域、県や市町村、関係団体では学校の取り組みを全力で支援します。

2つ目は、家庭では、他人を思いやる大切さや生命の大切さを教えるとともに、いじめから我が子を守ります。我が子がいじめをしたら、本気で叱ります。

3つ目は、地域では、地域の子供は地域で育てるという認識のもと、学校や家庭と連携し、それぞれの役割に応じていじめ撲滅に積極的にかかわります。

4つ目は、県や市町村、関係団体では、いじめ問題は社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成を図るとともに、あらゆる方策を講じて、未然防止、早期発見、早期解決に全力で取り組みますとしております。町でも、県のいじめ撲滅宣言をもとに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大野敏行議長 森一人議員。

○2番（森 一人議員） それでは、順次再質問させていただきます。

（1）については、全国での認知件数と嵐山町の認知件数を比較したく、確認的な質問をさせていただきました。率直に申し上げて、嵐山町はいじめ件数は少ないと感じます。これも未然防止、早期発見の体制づくりがしっかりととられていると思うからでございます。また、嵐山町の地域性もあると思います。

しかしながら、少ないといっても、当町でも件数を聞いて、いじめがあるということですので。いじめで苦しんでいる児童生徒がいるということですので。それを踏まえながら、

（2）から再質問させていただきます。（2）の答弁を聞くに当たり、文科省で示した平成18年度はいじめ調査からの新定義、また埼玉県の定義とほとんど同じです。この定義の冒頭に、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとするとのあります。いじめられた児童生徒の立場に立ってというのは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということです。一番重要なことであると思います。

ここで小久保教育長に、釈迦に説法かもしれませんが、現在のいじめについて、自分なりに調べてまいりましたので、お話しさせていただきたいと思ひます。昔とは違い、いじめは陰湿化しており、遊びやゲーム感覚、またいじめの継続性が強くなって

いると思います。多種多様化であります。少し絞りますが、1つ目に、現在のいじめと言えばネットいじめです。これについては次に再質問させていただきます。

2つ目には、ばり雑言です。子供たちの言葉の乱れもあり、うざい、きもい、ばい菌、死ねなどのきつい言葉を浴びせます。周囲の大人も、うざいなどの言葉に日常的になれており、鈍感になっているため、しっかりと注意できず、どんどんいじめが増長していきます。

3つ目に集団での無視です。最初は少人数から始まりますが、どんどんいじめの輪が広がり、いじめられた子が孤立していき、居場所がなくなります。過日に嵐山町の人権問題研修会が行われましたが、そこでDVDの映像を拝見いたしました。いじめる子といじめられている子、それとそれを周りから見ている傍観者の構図があります。その傍観者はその光景にだんだんとなれていき、そこからいじめに加わったり、いじめを肯定するかのようになり、見て見ぬふりをするのが当たり前になっていきます。

今回いじめ問題について、質問させていただいたのも、名前は伏せますが、ある保護者の方から、自分の子供がいじめに遭っていると聞いたからです。学校でばい菌扱いを集団でされ、死ね、死ねと言われ続けられ、学校から帰ってきた子供が、母親に対して死にたいと言ったそうです。それを聞いたときに、自分も子を持つ親として大変胸が引き裂かれる思いを感じました。一時期担任の先生の熱心な指導により、多少いじめが沈静化したらしいのですが、学年が上がり、担任の先生がかわりましたら、またいじめが再発したということでした。

嵐山町において、こういったいじめの実態があることについて、小久保教育長、率直なご感想をお聞かせください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 森議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

先ほど副課長のほうから、いじめに対しての定義含めて、全国的な傾向、また町内の傾向についてお話を述べさせていただきました。議員が自身にもお子さんが通学されているという立場で、親の立場でもこれに対して非常に考えていただいていることに対しましては敬意を表します。

いじめの問題につきましては、嵐山町ではただいまの最後のほうにお話のございました、死にたいという、そういう表現が出たということは、これは大変深刻なことで

ございます。命を絶ってからでは間に合わない。全国的に命を絶ってから第三者委員会とか、必ずそういう形になります。それは絶対あってはならない。そういう視点の中で、小さいいじめでも、各学校において、いじめた側、いじめられた側、両方の立場を尊重していかなければいけない。そういった中で、嵐山町では、私はうざいとか、そういう悪い言葉遣いは聞いておりません。全国的にはそういうこともあるかと思えますけれども。また、きもいという言葉も余り聞きません。ただ、ばかとか、そういう表現は聞いております。子供が受けた、ばかと言われていい気持ちの人はいません。それも子供に精神的に影響を与えるということで、いじめに入ります。

私が子供のころは、はげとか、ばかとか、よく言いました。それは当たり前だと思っていましたけれども、今はそれが全部いじめになります。受けた側がそれを自分にとって嫌なことになれば全部いじめですので、平成27年度から、今年度からそういったことも全部いじめに入れてカウントしなさいという国からの意向というのですか。県が受けて、町村が受けて、絶対に死んではならないということが原則ですから、そういった中で、私どもも子供をそういった環境に追い込まないようにするためにどうしたらいいか。これは、やはり学校だけではだめです。家庭の協力、また地域でのそういった面で目をかけていただく必要があるかと思えます。

そういった中で、嵐山町も、今年度は、先ほど副課長の答弁では26年度までの答弁でございましたけれども、今言ったのは、小さなことも含めて、小学校で11件、中学校で1件いじめがございました。これに対しては、死ぬというような状況まで行っておりませんが、いつそういう方向に発展するかわかりませんので、小さなことでも大きくならないうちに解決してしまう。こういう姿勢を小中と連携しております。幸いに、今年度は起きたいじめに対しては、全て解決しているものと認識しております。

今後もいじめに対しては不登校と同様、負の部分でございますので、嵐山町でいじめのない明るい楽しい小中学校にしていきたいというふうに心がけて、今後も指導に徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 森一人議員。

○2番(森一人議員) 小久保教育長の命を絶ってからでは遅い、早期発見、未然防止が重要であるといういじめに対する所見を伺いました。ありがとうございました。

(3)に移ります。先ほども触れましたが、ネットいじめについてです。嵐山町の現状においては、ネットいじめの事例はないということでした。確認させていただきませんが、学校においての児童生徒、携帯電話の取り扱いはどのようになっていますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、学校での状況でございますが、当然学校のほうに持ち込みは禁止というふうになっております。また、今でいうスマートフォンとか、そういったものにつきましては、家庭でやったりとか、あとインターネットなんかもそうですけれども、家庭ではやっている可能性は十分あると思うのですけれども、それにつきましては各春休み、夏休み、冬休み、こういう長期の休みに入る前に、夏休みのしおりの的なものを学校のほうは配付しておりまして、その中にいろんな意味での注意書きというものが入っております、その中にネットの関係ですとかスマホの扱い、そういったものについての注意書きがうたっております。そういった注意喚起をしております。

また、専門の知識をお持ちの方に、例えば埼玉県警察本部のサイバー犯罪対策課の方とか、またはNPO法人のスクールネットワークアドバイザーという方を招いての、保護者合同のそういった取り扱いの注意を呼びかける講話といたしますか、研修会みたいな保護者会を開いたりもしております。

以上でございます。

○大野敏行議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) 先ほど副課長の答弁のとおり、持ち込みは禁止、家庭に帰ってからはスマートフォンであったりパソコンであったり、子供も使用するのだと思います。

学校外ではどうなのでしょうかとこのところ、いじめの新定義においては、いじめの起こった場所は、文科省の定義なのですが、学校の内外は問わないと、いじめに対してはなっております。

学校外で携帯電話によるネットいじめ、もしやあるかもしれません。嵐山町のことでもございませんが、SNSのラインを使用し、仲間同士でグループラインというものを立ち上げまして、いじめたい相手への誹謗中傷を言い合ったりしているという事例

を聞いたことがあります。

また、学校裏サイトというものがあり、児童生徒や卒業生が情報を交換するためにサイト内に掲示板を立ち上げます。もちろん自分の名前を出さずに、匿名でいじめたい相手に対し、ネット検索にひっかからないように、先ほどの死ねという死の字を、氏名の氏に変えて書き込みまして、先ほどの死ね、死ねなどの誹謗中傷を書き込むものです。私がちょっと嵐山町の学校でということで、学校裏サイト検索してみたところですが、学校名は伏せますが、サイトを立ち上げられていた痕跡がありました。現在は封鎖されております。

文科省の8年も前の調査になりますが、2008年の1月から3月の調査期間に確認できたサイトは、特定の学校を対象としたサイトが858サイト、これは全国です。全国の生徒からの利用を想定した一般型のサイトが1,931サイト、掲示板のスレッドに学校名が上げられているスレッド型が3万3,527スレッドあるということです。少人数の生徒らが、実在の学校名などをつけて共同管理しているグループホームページ型が1,944サイト、調査では掲示板のスレッドも実質的な学校裏サイトとみなして、合計3万8,260件の学校裏サイトが確認されたとしています。これは、全国の高校、中学校をメインとした調査ですが、実際には小学校も含め、もっと多くの裏サイトがあると言われております。その当時は、2008年当時は、3万8,000に比べて桁が1桁違うほどの数があったという話もあります。

現在文科省、各都道府県や教育関係機関によりチェックが厳しくされておりまして、減少傾向ではありますが、調べましたところ、根本的にはなくなっていないというのが実情です。直接的ないじめと違いまして、ネットいじめの場合は、時間や場所を選ばないので、いじめられているほうは逃げ場がない状態になってしまいます。追い込まれてしまいます。子供の携帯電話所持率が高まり、インターネット使用の機会がふえるにつれ、今後多分当町においてもネットいじめというものはあり得る、ふえてくるというのは、前提として重大な問題としていくべきだと私は思っております。

そこで、教育委員会や学校では、先ほど保護者と児童生徒の情報モラルについての具体的な指導をお聞きしましたが、教職員に対してのネットいじめの実態把握、その防止に向けた取り組みなど、どのような対策をとられておりますか、お聞きいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 教職員に対しましては、今町のほうでも、嵐山町いじめの防止等のための基本的な方針というものの案を作成しております。その中で、学校のほうで実施する対策という項目がありまして、その中で学校側のやることをうたっておるのですが、まず町のほうで実施しているのが嵐山町はいじめ問題対策連絡協議会の設置というのをうたっておりまして、その後審議会、そういったものも設置して、町が実施している施策としてはさわやか相談員の配置を行うとか、今現在でもやっておりますけれども、そういったものとか、いじめの防止等にかかわる研修会を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。こういった研修、主に夏休みだとか、そういったときに利用してやるが多くなるかと思います。

また、こども課の指導主事のほうが生徒指導等にかかわる学校訪問を、これは常日ごろやっていますけれども、実施して、いじめ防止等にかかわる学校の取り組みに対して、継続的に指導、助言するというようなことをしております。また、いじめの未然防止のために、私たちの道徳とか、彩の国の道徳と、そういった活用による道徳教育の充実、そういったものも指導助言していくということになっております。

主には以上でございます。

○大野敏行議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) 教職員に対しても、そういった対応をされているということで、大変安心いたしました。

保護者、教職員も、周りにいる大人も、子供たちがインターネットを利用している実態、ネットが用いるメディアとしての特性など、基本的なところから理解を深めていく必要があると思います。児童生徒においても、どういったことが危険なのか、ルールがどこにあるのか、そういったことから第一歩から始めていかなければ、児童生徒のいじめの判断基準をつくることは難しいことだと思います。幼いときから情報に関するモラルの指導、今後ともお願いしたいと思います。

では、(4)に移ります。いじめ防止撲滅に対しての具体的な取り組み施策についてお伺いいたしました。冒頭にもお話させていただきましたが、さわやか相談員だったり、スクールカウンセラーの配置など、嵐山町は大変未然防止、早期発見につながる体制はとられております。

そこで、私も具体的ないじめ防止対策について、1つ提案をさせていただきたいと

思います。オルヴェウス・いじめ防止プログラムというものがございまして、これはいじめ仲裁所システムというものです。北欧のノルウェーやカナダ等でも取り入れているいじめ防止対策です。

仲裁員は児童生徒自身で、仲裁員を育成するプログラムが用意され、指導教師やその仲裁員、これは児童生徒でございます。スキルアップのための研修なども行政が用意します。いじめ、もめごとに直面した児童生徒たちは、合意の上で仲裁所へ問題を持ち込み、仲裁所のルールのもとで、その仲裁員の進行で話し合いが行われ、いじめ、もめごとの解決、和解を努力して生み出していくシステムです。時には仲裁所に行く前に、その仲裁員が、これは上級生になるのだと思いますが、トラブルを解決してしまうこともあるそうです。私もこれは、BSのテレビのほうでいじめの特集をしていたときにたまたま目にしまして、これはいいシステムだなと思ったわけです。公募で選ばれた仲裁員というのは、児童生徒がみんながあこがれる存在対象になるような子が仲裁員になるということです。

このいじめ防止対策として、特色ある教育環境として魅力的な施策だと思いますが、教育長、このノルウェーのいじめ防止プログラムについてどのような感想をお持ちになりましたか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

とても斬新的なノルウェーのいじめに対する対応だと思います。日本では、日本だけではないと思うのですが、どうも先生とか周りの親が子供のほうに、これはだめだよ、これからしないようにしようねというのがメインです。やはり子供同士が納得して、いじめた子、いじめられた子が和解するというのが基本だと思うのです。しかし、心に恨み、そこから抜けられない。親もそうだと思うのです。いじめられた側、いじめた側の親も同じです。そういうことを解決するのは、今のノルウェー、カナダの子がやっているようなのが私はいいのかなと、個人的にも賛成です。

今後こういったいじめに対しては、学級で討論するといっても、教室の中にいじめられた子といじめた子が入って討論できますか。しかし、ノルウェーは一步超えて、そういう該当者も入れてやるというのは、私は今後いじめに対する一つの解決法としては、いい取り組みだと思いますし、それがすぐこちらにフィットするかわかりませ

んけれども、検討していくいい提案だと思いますので、今後考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 森一人議員。

○2番（森 一人議員） 教育長には、大変前向きなご答弁をいただきました。まさに子供同士が和解することが一番大事であり、そこに第三者も入って和解に努めるということは、とても問題を解決するに当たってはいいプログラムだと私も思っております。

ただ、教育長もおっしゃったとおり、このままこの施策を持ち込んでも、嵐山町の地域性やいじめの傾向に合わせて、また難しいところも出てくるとは思いますが、しかしながら嵐山町の教育環境、いじめ対策として、これを参考に進めていくことも大変いいことだと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、教職員、保護者という大人たちも、いじめから逃げないで、児童生徒と一緒にいじめ防止解決に向けて行動することが必要だと私は思っております。今後とも全ての学校で人権教育の徹底を図っていき、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを学校の基本的な姿勢としていただき、組織的に取り組んでいっていただきたいです。具体的には児童生徒、保護者にまでアンケートを、いじめに対するアンケートをなるべく頻繁に実施していただき、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、さわやか相談員、または教職員が児童生徒一人一人の心の状態と変化を丁寧に把握していくことに努めていただきたいと思っております。

最後になりますが、答弁書の欄に岩澤町長のお名前は記載していませんが、嵐山町総合戦略における教育環境の充実と改善について伺いたいことがございまして、よろしいでしょうか。

私は、先ほど提案させていただいたようないじめ防止対策や教育環境、人間形成のさらなる発展を目指す事業、また他市町でも行っていない児童生徒の学力向上を図っていく特色を持った事業を実施していくことが、総合戦略においては嵐山町の学校ブランド化事業というのがうたってありまして、これが平成31年度までに中学校の体操着と制服のデザインを変更というふうになってあるのですが、私としては特色ある、先ほどの長島議員のご質問にもありましたが、学校統合が進んでいくにつれ、バスの通学であったりとか、今菅谷小学校、中学校が一貫教育が大変成果が上がっていると

聞いておりますし、こういったことをやっていく上で、こういった事業をやることで学校をブランド化していくということが大事なことだと思うのです。

制服や体操着をかえて学校をブランド化していくという施策については、私はちょっと疑問があるのですが、町長のお考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 森議員のご意見を伺いをしました。大変考え方がきちんとしているという感じを受けました。きちんというの、言葉が足りませんが、物事に対してはじめ、見方がしっかりしているというか、一つ一つが。いじめに対してはこういうことをやる必要があろう、学力向上はこういうことをしよう、学校はこうあるべきだというようなものが一つまとまらないと、嵐山町の教育はブランドができないのだと。いい学校だな、いい教育をやっているな、嵐山町はすごいなというふうには言われたい。それがこういうふうにはやっていかなければいけないというご提案、まさにそのとおりだと思うのです。それで、やっぱり一番の基本というのは、教育、教養育てるといいますので、親も子ども地域も、子供を見る目というのが、きのうときようは違うとか、きのうときようも同じだとかいうことがはっきりわかるような見方が周りの人ができないとあれだと思うのです。

親も学校も気がつかないけれども、前を通るところの、昔の話ですけども、駄菓子屋のおばあちゃんが、いつものあれと違うなというふうに思っていたとかという話を昔よく聞いたものです、そういうことを。そういうのは、地域でもそうだと思うのです。親が忙しくて見逃してしまった。だけれども、地域で旗を振って見てくれていた人たちが、何々ちゃん、ちょっといつもと違うなとか。それも学校の先生も一人一人しっかり見てもらって、人数少ないのですから、しっかり見てもらって、顔色が違う、声が違う、服装のあれがふだんと違って乱れている。何か持ち物を忘れたようとかというようなことというのはみんなシグナルなのですから、そういうものを見逃さないというのを全ての人がやらないと、いじめというものは見つからないのだと思うのです。

当時者同士は、隠れてやっているわけですから、ですからそれを見つけ出すのは大変なことだと思うのです。やはりそういうものが地域の中に全て、自分たちが受け持つべきことがしっかりできたときに、教育のすばらしい地域になり、これがブランド

化につながっていくのだというふうに私も思います。議員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、町でもしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

○大野敏行議長 森一人議員。

○2番（森 一人議員） 町長、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○大野敏行議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時29分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の不妊助成事業についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議席番号6番、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、大項目5個でお願いしたいと思います。まず、大項目1、不妊助成事業についてでございます。

平成24年の12月議会で不妊治療について質問させていただきましたが、県の助成につなげて現在は町の助成はないとのことでした。しかし、町長は「大変重要なことと捉えています」とのご答弁をいただきました。

嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略の中に、不妊治療を行う方への助成や相談体制の整備とあります。そこで、お伺いいたします。

（1）今後、県だけではなく町も助成を考えているのか、お伺いをいたします。

（2）相談体制の現状と今後についてでございます。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）（2）の答弁を求めます。石井健康いきいき

課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。

不妊助成事業につきましては、嵐山町総合戦略並びに第5次嵐山町総合振興計画改訂版に新規事業として掲げておりますが、現在不妊治療費助成につきましては、県において不妊治療を受けた方を対象に、国の制度に基づき治療費の助成を行っております。今後町におきましても、県の助成内容等について精査し、町独自の助成がどこまで実施できるのか検討してまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えをいたします。相談窓口につきましては、内容的に大変デリケートな問題ですので、身近な人に相談しにくいケースが多いと想定されることや専門的な知識が必要とされることなどから、お問い合わせがあった場合には東松山保健所内の女性の健康や不妊治療・不育症に関する相談窓口や埼玉医科大学総合医療センター内にある埼玉県不妊専門相談センター、または助産師による妊娠、不妊、不育症に関する電話相談をご案内いたします。今後につきましても、各関係機関と連携し、対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 再質問、(1)のほうからさせていただきたいと思います。

今回、2015年の国の補正予算では不妊治療の助成が拡充されました。今までは、女性に対して15万円から30万円の倍増、そして男性の治療が必要な場合は最大15万円までということで、こちらも拡大されました。そういう中で、最大使いますと45万円補助をしていただけたということになったわけでございますけれども、今本当に少子高齢化といいまして、結婚される方が昔は25歳でクリスマスケーキと言われて、25までに行かないと売れ残りなんてよく言われたものでしたけれども、今は働く女性が多くなってきておりまして、あと経済的なこととかも問題がありまして、結婚年齢がどんどん後ろに下がっている状況でございます。

そういう中で、やはり25ぐらいまでに結婚して出産という形になるのが自然な流れではございますけれども、なかなかそういかない今の社会状況がございまして、子供さんを産む時期が後ろに、30歳以降という年になっております。そういう中で、やはりちょっと妊娠がしにくい状況、また若いときにダイエットとかをして、なかなか産

みにくい体になってしまったのかなということも懸念されておりますけれども、そういう中でも皆さん結婚されればお子さんが欲しいというのは誰もの望みでございます。ですので、今回、国、県のほうでそのような拡充をしていただけることにはなるわけなのですけれども、しかしながら本当に精神的な負担、そして費用的な負担も大変かかってまいりますので、ぜひ町でもお願いをしたいところでございます。

ときがわ町では、もう前回のときも私言わせていただきましたけれども、そのときからもうときがわ町は上限1回につき10万円を限度としてということで助成をさせていただいております。また、この比企管内では、あとどういうところでやっているのだろうということで私も調べましたところ、吉見町も始まっております。金額は少し低い金額、5万円でしたか、ちょっと金額は違うにしても、そういう形で補助をさせていただいております。あとは、比企管内ではなかった状況だったのですけれども、今回こちらの第5次嵐山町総合振興計画の改訂版、また嵐山町人口ビジョンの中に、新規としてこの不妊治療の助成という文字が入ってまいりました。そして、相談体制もやっていくのだということがうたってありましたので、町としてもこの5年間ないしもっと短い期間で何かお考えがあるのかなと思ひまして、今回また再度質問をさせていただいたところでございます。その辺のことを、今後いつ嵐山町でも検討をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

県内の状況をまずちょっとお知らせしたいと思います。県内ですと、市町村で実施をしているところは24市町でございます。先ほど言われましたとおり、近隣では吉見町、ときがわ町ということで実施をしているところでございますけれども、いつということでございますけれども、こちらとしても前向きに検討して、なるべく早い段階でできるような形で考えていければというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 明確な答えにはなっていないのですけれども、町長はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、町の計画の中に新規に不妊助成事業の取り組みをするということで書かせていただきましたし、方向をはっきりいたしました。そして、何が大切なのかということなのですけれども、この助成を5万円やる、10万円やるというときに、なかなかそのところの助成金を活用するというのがふえていかないというような状況も聞いております。というのは、大変デリケートな、微妙な内容も含んでということもありまして、嵐山町では県の状況も検討しながら、これは助成金の内容もそうですけれども。それと、相談体制、これを町のほうではしっかりとって、それで子供が欲しくてもできないという人に対して、どういった形のやり方が一番いいのか、大変、微に入り細にわたりというぐらいに何かいろいろ調べる、聞く内容があるらしいのですけれども、そういうような状況もありますので、相談をしっかりとっていただいて。

それと、議員さんおっしゃるように、苦痛といいますか、長期にわたるといようなこともあるので、相手の立場に立った相談体制、そしてその本人の考え方というものにどう近づけていったら優しい指導体制がとれるのかということ念頭に置いて、助成金も含めて、これからどういう方向に行ったらいいのか、慎重に検討して進めていきたいというふうに思っております。方向にはそういう状況に、方向というか、計画には新規に上げてありますので、町の方向とすると、そういう方向で進んでいきたいというふうに考えています。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 町長からは、デリケートな、微妙な問題であると。今現実問題、余り相談、この助成がある中でも、今のところ余りそういう相談がないのだよというお話でした。それで、相談体制にも慎重にやっていかなくてはいけないというご答弁がございました。もうまさしくそうです。

やはり町内に今産婦人科が、ちょっとやっているのかどうなのかということもございませけれども、産婦人科もございませ。また、近隣にも産婦人科がございませ。そういうところで、またお願いをして相談窓口みたいなものをつくっていただき、そこに、やはり庁舎に来て、庁舎の中で相談ということは、やはり町内の方がお見えになるわけですから、町内にお住まいの職員さんも中にいらっしやいませし、そういう中であいう、別に職員の方がそれを口外するわけではないですけれども、ちょっとやっぱり聞かれたくないなという精神状態は鑑みられますので、やはりちょっと外に

出たところでの相談体制をしっかりと構築していただきまして、そこにつなげていっていただくということがやはり大前提なのかなと思います。そちらのほうにつなげていって、やはり多くの方がそういうご相談に見える時期が来ましたら、ぜひとも町内でも助成のほうを考えていただきたいと思いますけれども、そういう方向でよろしいでしょうか。町長に再度お伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 再度お答えしますが、町ではそういう方向で、ここにも指導体制というものを町では重きを置いていこうということで、東松山保健所内の女性の健康や不妊治療、不妊症に関する相談窓口、それから埼玉医科大学の総合医療センター、埼玉県不妊専門相談センターによる助産師による妊娠、不妊、不育症に関する電話相談等々を対象者に対してお話をかけている。それで、なかなかほかのところの担当の話ですと、町内のところ、市内のところになかなか相談には行きづらいというのか、そういうような状況があって、県、町外、市外というのか、今言ったようなこういうところにご相談に行かれていた方が多いというような話もあります。

ですので、そういうところと連携を担当者としまして、それでそういう中でどう長期にわたって対応ができていくかというようなことも、それこそ相談といいますが、当事者の意思の確認といいますが、そういうような、何しろ長期にわたりいろんなデリケートな問題がありますので、しっかりと相談といいますが、相手の立場に立った行政指導ができればというふうに考えております。新しくこれも新規に、新しくというか不妊助成事業を新規に入れましたので、町とするとそういう方向でこれからも進んでいきたいと考えています。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひともよろしくお願ひいたします。

それで、あとは周知のほうですけども、今町長のほうからもご答弁ございましたとおり、妊娠、不妊、不育症に関する電話相談とか埼玉県不妊専門相談センターですとか、いろいろなこういう相談窓口があるのですよということが今私もわかったところでございますので、ぜひ周知のほうもしかりとしていただき、こういう相談する電話番号があるのだ、場所があるのだということを町民の方々にお示しをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の大項目2に移らせていただきます。野良猫対策についてでございます。

野良猫対策第2弾です。一般質問、平成26年9月に、そのときに1回目やらせていただきました。1年余りたったところでございますけれども、ボランティア、地域猫の会が立ち上がり、活動をしてくださっております。近隣住民に活動の周知をし、猫を捕獲し、不妊、避妊手術をして、もとにいた場所に戻し、餌を与え、資金がない中、今後はふえない対策をして命を全うする仕組みを実現して下さっております。今後活動する上で、地域の皆様のご理解と周知、手術費、餌代等の資金が大変重要になってまいります。そこで、伺います。

- (1) 現在の野良猫の苦情については何件ぐらいあったのでしょうか。
- (2) 地域猫活動支援金の一日も早い交付を。
- (3) 地域猫活動支援の現状と課題は。
- (4) 地域猫活動支援の今後の普及拡大は。

以上でございます。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、質問項目2の(1)についてでございます。猫につきましては、自由な放し飼いというのが慣例となっておりまして、飼い猫と野良猫等を厳密に見分けることがかなり困難となっております。そのような中で、犬のように登録制度がない猫については、苦情を受け付ける町の担当窓口につきましても、道路にひかれていたというような死体処理であれば環境農政課、一般的な迷惑相談ということであれば地域支援課が対応する場合もございます。

そこで、町に寄せられました猫に関する苦情ということで、両課に寄せられた苦情を合わせますと、平成24年度が2件、25年度が4件、26年度が5件、そして27年度、現在までが3件となっております。その内訳を見ますと、交通事故等で轢死をしている、あるいは弱っているというような猫の保護ですとか処分について依頼されたものが3件、それから虐待を疑われるような、そういった通報が2件、それからふん尿の被害で困っているというような被害が3件、捨て猫や野良猫の子供が生まれてしまったと、あるいは捨てられているというような繁殖等にかかわるものが7件となっております。野良猫の被害を訴える場合が多くなっている傾向がうかがえるかと思えます。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。埼玉県の行っております地域

猫活動支援事業費補助金という制度がございまして、これはボランティア活動団体から市町村を通じて県へ提出された計画に対して、県がモデル地区に指定して実施されるものでございまして、地域猫活動に対して県から市町村を経由して交付される補助金となっております。

当町では、現在1件の活動が計画をされておりました、県とも協議をし、指導を受けつつ手続を進めている状況でございます。今後、地域の合意等条件が整えば、補助金については平成28年度に交付が受けられる見込みとなっております。

続きまして、(3)についてお答えいたします。埼玉県公表する資料によりますと、平成20年に策定された埼玉県動物愛護管理推進計画、この計画において犬猫の殺処分を今後10年間で、29年までということになりますが、10年間で半減させるという目標を立てました。この目標につきましては、6年前倒しで平成23年に達成をされております。数字を申し上げますと、当初、平成20年に9,118頭殺処分があったわけですが、これを10年間で半減、4,500頭にしたいということでありましたが、平成23年には既に4,367頭まで目標をクリアしているという状況になっております。

その後も、殺処分数は順調に減少しておりますが、犬猫別で見ますと、猫の殺処分数が犬に比べて3倍近くあるというようなことから、そのうちの多くを野良猫が産んだ子猫が占めているという実態がございまして、そのために今後さらに殺処分数を減らしていく、そのために野良猫の対策として地域猫活動、これを推進していくことが重要であろうということで、県と市町村、地域ボランティアが連携した地域猫活動のモデル事業が平成24年度からスタートをしております。平成27年、昨年8月現在で県内11市町に拡大をしております、盛んになっている状況がございまして、具体的には、TNR、トラップ・ニューター・リターンというふうに申し上げますけれども、トラップは捕獲、ニューターは避妊あるいは去勢、そしてリターンはその後解き放つと、もとの場所に戻すということがございまして、これによる野良猫の増加の防止あるいは生まれてしまった子猫の里親探し、そういった活動が中心になっておりました、このモデル事業で見ますと、例えば吉見町のモデル地区では活動により30匹から10匹に野良猫が減ったと。それから、入間市のモデル地区では90匹から60匹に減ったというような成果を上げているというふうに伺っております。

課題としては、モデル地区内外の地域住民の地域の理解をいただくということが大きな課題となっております、その周知の仕方をどうするかという問題があります。

場合によっては、モデル地区の外から、この地区に新たな捨て猫が生まれると、持ち込まれるというような好ましくない事例も見られる、報告をされております。地域猫活動への地域の合意、それと理解を形成することが大きな課題となっていると言えるかと思えます。

続きまして、(4)につきましてお答えをいたします。県の支援制度はあくまでもモデル事業でございまして、原則として1市町村で1地区であります。この活動だけで目標とする猫の殺処分、県では平成35年までに殺処分ゼロを達成するという目標を掲げておりますが、この目標を達成することが困難であろうかと思えます。ただし、この支援制度を無限に拡大していくということが必ずしも根本的な解決にはならないのではないかというふうに危惧をしております。

こうした活動を通じて、猫をはじめとしてペットを飼う場合の飼い方や飼い主の心構えといったモラルを確立させて、地域住民の住民意識向上を促していくということが重要な課題ではなかろうかというふうに考えております。町では、今後も事業の成果を踏まえ、動物愛護精神の一層の普及啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) (1)から再質問させていただきたいと思えます。

1年前に質問したときには苦情はゼロですというご答弁でしたけれども、今回はちゃんと地域支援課のほうにも確認をしていただきまして、今回の苦情の件数を教えていただきました。やはり猫ちゃんは盛りがつくと、ニャーニャーすごい声でわめいてしまうということと、あと野良ちゃんに限ってはお外のどこの敷地のところでもお粗相をしてしまうということと、あとちょっと爪を研ぐということで室外機にガリガリとやってしまったりとか、そういうことがあるということは私も伺っております。

しかしながら、報告件数が意外と少ないなということと、あとはびっくりしたのが虐待があったということで、この虐待というのはどういう状況で見つかったのか、ちょっと確認だけしたいと思えます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 こちらに寄せられている苦情相談簿によりますと、言うのも

はばかれるような内容なのですけれども、例えばセメダインのようなもので毛を固められたとか、歯を抜き取られたとか、爪が抜き取られたとか、そういうようなものが見られるということ。それから、どうも最近近所の野良猫が減っているようだけれども、誰かが処分しているのではないかというような、そういうような内容でございます。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 大変ショックなのですけれども、大体地域的にはどういうところの地域だったかはわかるでしょうか。もしわければ、教えていただきたいと思えます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 こちらの町のほうに報告をいただいたのは千手堂地区ですとか、それから川島地区、そういったようなところでございます。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ありがとうございます。また今度活動する場所をその都度変えていくときには、こういうところから早く手を打っていただくようにボランティアの方にはお話をしていきたいと思えます。

今ボランティアの方というお話がございましたけれども、昨年、月末からボランティアが立ち上がりまして、町内の平沢から始めていただいているところではございましたが、その中で今平沢がある程度完了しまして、今度菅谷のほうの駅周辺に活動を移していただいているところなのですけれども。そうした中で、先日まちづくり整備課さんのほうから苦情が私のほうに入りまして、猫の餌がてんこ盛りで、安曇野さんというお店の前のところに置いてあるのだよという、そういう苦情がありました。それをボランティアの方に確認しましたところが、それはボランティアの方々がやっているものではなくて、誰か地域の方が、野良ちゃんがここを出入りしていて、食べる物がなくてかわいそうだなということで餌を上げていたということが判明しました。

やはりその駅だけではなくて、命を大切にするという観点から、住民の方でただ餌だけを上げてしまっているという方がいてしまうと思うのです。だから、そこが違うのですよということをこれから地域猫のボランティアの方々に周知をしていくなから、変えていかなくてはならないところだなということは皆様方も承知をしていると

ころでございませう。そういう中で、(1)のほうは苦情の件数でしたので、こちらは終わりにさせていただきます。

一日も早い交付をということで、先ほどからTNRということで、トラップ、捕獲をするというまずその捕獲器を買わなくてははいけないとか、あと避妊手術をしなくてははいけない、あとそこに命がある限り、そこの場所でやっぱり生きて行かなくてははいけませんので餌がなくてははいけない。そういう費用がやはりかかるというところで、県のほうに申請をボランティアの方々がしていたところでございますが、28年度に見込みがついているというような内容がございましたので、この辺はちょっと一安心をしたところでございます。

そして、次の(3)のほうに移りたいと思います。(3)は、地域猫の活動支援の現状と課題ということころでございますけれども、ボランティアの方々も今後、今既に自分の実費で避妊治療をやっけてくださっております。普通ですと、やっぱり1万5,000円から2万円ぐらいの手術費がかかってしまうところではございますが、昨年吉見町のほうに地域猫の活動をしているというお話をお聞きしに私行きましたところ、上尾市にさくら耳猫に関するどうぶつ基金というものがあって、それに賛同してくださっている上尾の獣医さんが5,000円でやっていただけるという話を伺いましたのもので、それをボランティアの皆様にお話をし、今はそちらのほうに猫を連れて行き、手術をしてまたもとに戻すというような活動をしていただいているところなのですけれども。今後は、やはりちょっと上尾までというのも、本当にボランティアの方が車だとちょっと大変というときには、電車に乗って行っていらっしゃる方もいらっしゃると思います。ですので、今後はできる限り近いところにそういう賛同していただく医療機関、獣医さんに賛同していただきまして、何とかこういう町内の活動に関しては手助けをしてもらえないかというのは、やはり行政のほうで言っていたかかないと先に進まないと思うのですけれども、その辺に関しましてはどのようにお考えくださいますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 やはり地域猫活動にはこのTNRが大きな比重を占めてまいりますので、地域の獣医師の方の協力というのは欠かせないかと思ひます。

ただし、これはあくまでも地域猫活動総体の中での地域の合意の中に、やはりこう

した獣医師の方にも積極的に参加をしていただくというようなことで地域の合意をつくっていただくということが大事だと思いますので、そういう活動を町のほうが支援するという形では、支援、口ききと言ったらいいんでしょうか、できるかと思いますが、行政のほうで獣医師さんにお話をしますと、行政のほうから強制的な依頼というふうプレッシャーとしてとられると、獣医師さんもいろいろなお考えの方いらっしゃると思いますので、あくまでやはり地域猫活動の中で賛同していただく獣医師さんを見つけていただくと。その活動に対して、町のほうも一緒に応援をするというような立場でさせていただければと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 新聞の中に、東京都の中野区になるのですけれども、野良猫の増加に住民が頭を悩ませていた。かわいそうだからと、こっそり餌を与える人もおり、その食べ残しの悪臭やふん尿、発情期の鳴き声などに対して行政や自治会に多くの苦情が寄せられてきた。猫は年に1回から3回出産し、一度に2匹から8匹ぐらいまでの子猫を産む。また、生後10カ月で出産が可能となる。TNR活動は殺処分を減らす有効な手段と強調。地域住民の協力が何よりも大切と考える。啓発活動に力を入れる。捕獲作業を実施する日時や場所を記したチラシを周辺住民に事前に配り、実施後も捕獲した数を記したチラシを配布する。そういう活動を中野区ではやっている。

また一方、行政はどのように取り組んでいるのかということで、飼い主のいない猫対策のためのガイドラインを策定したほか、同年度から猫対策を行う町会、自治会に対する助成制度を創設。普及啓発や不妊、去勢手術に要する費用を1団体につき最大20万円を支給している。捕獲器6台を区民に貸し出した。地域猫活動は、行政単独では決してできない。地域猫活動に取り組む自治会長からは、目に見えて猫の数が減ったとの声も寄せられ、成果も出てきている。地域猫活動は、地域を舞台に展開されるため、住民のほかボランティア、獣医師、行政などによる連携が欠かせないと、そのように書いてあって、今中野区では成功をしているということがうたってあるわけなのですけれども、ボランティアの方だけでは進まない、また行政だけでも無理な話です。

やはりここに書いてあったとおり、地域の方々にチラシを配って、こういう活動をします、皆様ご協力よろしく願いますということで、ボランティアの方がそ

うチラシを配ったり、また行政のほうからは区長さんにもお願いしたださったり、そして獣医師さんにも連携をとっていただきたいということで進めていっていただくと、嵐山町はいい方向に進んでいくのかなと思うのです。植木課長もそのように思っていると思いますけれども、もう一度お願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えさせていただきます。

先ほど私からのうまくお伝えできなかった部分があるかと思うのですけれども、行政の支援ということで、この猫に関する事務については今県の事務ということになっておりまして、埼玉県のほうで計画をつくったり、指針をつくったり、そして支援の制度をつくったということでございます。

町が何をできるかということでございますが、あくまでも県の今回行っている支援の制度というのがモデル事業ということなのです。このモデル事業が今うまく機能し始めたというところでございます。この県のモデル事業に指定されるためには、市町村がその地域猫活動を支援するのだと。市町村が認めた事業であるということが前提となっているわけでございます。このモデル事業に対して、県の制度がうまく導入できるように、そして活動を町が独自に制度を持ってということではなくて、あくまでも県の制度に乗かってということなのですけれども、一旦モデル地区が決まれば、町はできる限りの支援をさせていただくと、今議員さんおっしゃったような内容で町が支援ができるかと思えます。そして、その成果を見て、モデル事業から次のステップにということになっていくのかなと思えます。

まずは、このモデル事業をどういうふうに進めていくか、うまく進めていくか、町が取り入れるかということで、今その地域の合意を図りつつ進めているという状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） もう本当に課長のおっしゃるとおりで、モデル事業を成功させて次のステップに進んでいけるように、また皆様にも頑張っていただきたいなと思っているところでございます。

そういう中で、動物愛護推進員というものが、彩の国動物愛護推進員というのを

存じですかということで書いてございました。先ほどやっぱり飼い方を間違えている飼い主さんが多くいて、野良猫ちゃんがふえていたりとか、ご近所にご迷惑をおかけしているという状況があると思います。そういう中で、この動物愛護推進員さんをやはり町内でどんどんふやしていただく活動も必要なのかなと思いました。

今現状は、この動物愛護推進員さんは嵐山町内には何人ぐらいいらっしゃるか、ご存じでしょうか。お伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 申しわけありません。ちょっと数は把握しておりません。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) これは、県の知事が委嘱する委員さんだそうですので、町はちょっとあれだったのかなと思いますが、今後この動物愛護推進員さんをどんどん町にふやしていただきまして、飼い方を間違えている人に指導、これは猫に限らず犬もそうなのですが、犬がやはりお散歩、リードつけてお散歩なさっているのに、どうしてふんがここに落ちているのだろうという状況が現在見受けられます。文化村でもちょっとご近所の奥様から、朝散歩した後に私のごみ出し行こうと思ったら、ふんが落ちていたのよという、私のほうにクレーム言われても困るなと思ったのですが、それは区長のほうにまた回覧板等回してもらったほうがいいよねなんていう話もしたのですが、やはり飼い主さんがマナーがない人がちょっと見受けられるのかなと思いますので、ぜひこの動物愛護推進員さんを拡充していただきたいと思いますが、課長、どのようにお考えになりますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 近年では、犬よりも猫のほうが飼いやすいということで、ペットとしてふえている傾向があるというふうにも伺っています。動物を初めて飼う方は、よくその飼い方を理解しないで飼ったためにいろいろなトラブルが起こったり、あるいは途中で放棄してしまったりということで、無責任な野良猫を出すということもあるのかなと思います。

モデル事業というのは、あくまでも対症療法でございまして、根本的な解決にはならないのかなと思うわけです。このモデル事業を通じて住民意識を喚起したりとか、

その飼い方のモラルを定着させていくと。そのための普及啓発をこのモデル事業をきっかけとして広めていくということが何より大切なのかなと思います。

この地域猫活動を行う皆さんの中からも、そういった愛護推進員になっていただいたり、あるいはこの事業によって町全体を挙げて、言ってみれば殺処分ゼロを目指した取り組みを行っていくという方向にどんどん発展していただければ、愛護推進員もふえていただけるのではないかと。ぜひ町としてもこうした正しい飼い方を普及するための制度でございますので、活用して、こういう方がたくさんふえていただければありがたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） その彩の国愛護推進員さんは、活動報告、事例が何点か載っていたのですけれども、春日部と吉川市、そして上尾市というところで今そういう事例が載っておりましたので、今課長のご答弁もどんどんふやしていきたいというご答弁でしたので、ぜひこれをふやしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それと、あと野良猫ちゃんに関して、今ボランティアの方が配ってくださっているチラシが、この「始めませんか地域猫対策」というチラシに、後ろにボランティアの方の電話番号を入れて今地域の方にお示ししているところですが、この中に真っ赤な、下のところに、保健所では野良猫の捕獲駆除や引き取り処分は行いませんということで、動物に傷をつけたら懲役2年と罰金200万円ですよとか、飼い主が弱らせるなどの虐待犯罪をした場合には罰金100万円ですよというような、こういう看板というか、チラシといいますか、ありますので、ぜひまた先ほど虐待のあったような地域にはこのような看板を、ちょっときょうその赤いほうの看板を持ってこなかったのですけれども、そういうものを張って周知していただきたいなと思います。

それから、あと今アベノミクスという言葉にもじって、ネコノミクスという言葉がございまして、猫がすごく経済効果を生んでいるのだよということでありまして、この間NHKのテレビ番組でそのネコノミクスのことが報道されておりました。今やCMなんか猫が起用されて、犬も起用されておりますけれども、猫が多く起用されておまして、今猫にかかっているトータルの金額が2兆何千万とかというお金が、経済効果があるということで、その中で飼育にかかる病院代などを含めて約1兆1,000億円、そして映画、グッズなどの売り上げ、猫ちゃんの出ている、約30億円、そして観

光客がふえるなどの効果には40億円ということで、トータル1兆1,070億円の経済効果があるのですよと。そして、先ほど課長からのご答弁の中にもございましたが、昔は犬のほうが人気がありましたけれども、今や猫ちゃんのほうが犬を逆転するような状況にあります、ペットとして飼われる方が。それは、やはりお散歩がないという、お部屋の中で飼えるということで、ふえているということもございます。

そういうことを踏まえまして、今嵐山町で、今回駅西の開発とかを頑張りたいというお話がありましたけれども、そういう中でこの野良猫ちゃんたちの譲渡式、譲ってあげるといような譲渡式をやるためにも、駅西の開発の中に猫カフェみたいなようなものとかを立ち上げると、すごく町の活性化になるのではないのかなと思います。

すごく猫カフェ、今ブームなのです。町長、ご存じでしょうか、猫カフェ。猫カフェというのは、きょうはこの子がいいよといって、その子と30分間たむろうというのですか。コーヒー1杯飲んでお帰りになる。1,000円とか払って。それがすごく今ブームで、もうぜひ、今野良ちゃんも行く当てがない子たちもいて、それがまたかわいいなと思ってくださる方が、この子をもらいたいと思って連れ帰っていただくということにもつながりますので、駅西開発の中にぜひこの猫カフェを考えていただけるとありがたいなと思いますけれども、一つの案としてです。絶対やれとは言いませんけれども。また、商工会の中で、私がやりたいわという方がいるかもしれませんから、それはそれでやっていただければいいのかなと思いますし、そういう、今お話ししたとおり経済効果が大変あるのです。

2月22日は、ニャンニャンニャンで猫の日ということもありますから、そういうときに年に1回、猫の日ということで何かイベントをやるとか、そのときに譲渡会をやるとか、そういうふうな町を盛り上げていける猫たちになると思うのですけれども、町長、どういうふうイメージされますか、今の私の話。

○大野敏行議長 提案に対する答えでよろしいですか。

町長、お願いします。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

猫カフェ、私も知っています。それとか、猫がいっぱいいて、そのところに人がどんどん押しかけていくとか、猫が住む何とか島にどうだとか、それから観光資源として猫をいうようなことだとかいうのも、新聞、テレビで見たことがあります。それで、餌があれば集まるのです。それは、アライグマもそうだし、イノシシも鹿も、そうい

うのもみんな餌があるからそのところに集まってしまうのです。それで、猫カフェもそうですけれども、観光地で、例えば餌は上げないでくださいという猿にどんどん餌をやったりして、どうしようもなくなってしまっているところもあるわけです。それで、自分が必要とするときだけ、猫にしろ、猿にしろ、犬にしろやるといふ人がふえてしまったので問題なのです、一番の核は。だから、そのところをどうするかということなのです。

だから、好きな人は責任を持って自分で飼ってやる。それで、どこの犬か猫か何かわからないものには餌は上げない。これを動物愛護、さっきから課長言っていますように、動物愛護精神というものをしっかり根づかせないと、誰かが何人かだけがやったといっても絶対にだめだと思うのです。ですから、県がやる事業も、それだけやってもだめでしょうと課長言いましたけれども、そうだと思うのです。ですから、一番のもとというのは、好きなときだけやるのではないだよということを誰もがわかるようにしないと、これは解決はしないのだと思うのです。そのところなのだと思うのです。

ですから、どういうふうにしたらいいのか。今ブームはブームなのです、猫の。猫のブームで、本当にどこでも猫をあれして、そうするとその島に行くとか、何がどこのところに行くとかというのが新聞、テレビにも載っていますよね。それで、観光の目玉になるのだというようなことでやっていますけれども、それは一番最後のときにはどうなってしまうのだろうというようなことになるわけです。ですから、もとを考えて何かをやったほうがいいのではないかなというふうに思います。

ですので、さっきから課長言うように、動物愛護精神、これを嵐山町の中では徹底をして、全部の町民にそういうことが理解ができるように、犬にしろ猫にしろやっていきましょうと。それで、それまでの過程においては、今議員さんやっただいていようなことですか、あるいは県の助成を活用をすとか、どういうことをどうやったらいいのかというのをしっかり検討をしてから始めた方がいいのかな、そんな感じがします。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 先走りしましたが、今後そういう方向に嵐山町の皆さんがそこにある命を奪わないように、またふやさないようにしていくということが大切だと思えます。しかしながら、県の補助金のほうもあんまり当てにもしてられない

と思っておりますので、皆さん、会の方もそのように思っております。しかしながら、この活動にはお金が不可欠なので、今後どうしようかという中で、今コンサートを企画したりとか、講演会をやろうとか、そういうのでちょっと資金稼ぎをしようねということも考えておりますし、またピースワンコというのが広島県の神石高原町というところでございまして、こちらは犬なのですけれども、殺処分をされそうになっている犬たちを捕獲している団体さんがあるのです。その捕獲場所がどんどん必要になってきているということで、ふるさと納税をやっているのです、この広島県の神石高原町というところが。

今回嵐山町もいろいろシステムも変えて、ふるさと納税もまたちょっとやり方を変えようという予算にも入ってございましたけれども、そういうことでこのふるさと納税に地域猫とか、殺処分はここは、熊谷でないとなのであれなのですけれども、地域猫に使える費用としてふるさと納税を組み込んではいただけないかどうか、確認をしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうからふるさと納税の関係についてはお答えをさせていただきます。

私も今の議員さんのご質問を受けるまで、そういったふるさと納税で、多分これはNPO法人に対してふるさと納税の寄附を募っているという制度だと思っておりますけれども、寡聞にして私も存じておりませんでした。恐らくそういったふるさと納税の寄附対象機関として、町と連携してということなのでしょうけれども、NPO法人を対象にしてふるさと納税の寄附金を募るというのは余りないのではないかというふうに思っております。

したがって、こういったNPO法人に対応するふるさと納税の寄附金、こういったものができるのかどうなのか、その条件、そういったものはどうなのか、そういったことが整えばそういった条件が整えるのか、あるいはだめなのかということもちょっと研究しておりませんので、この場では今後研究をさせていただきたいということでお答えをさせていただきます。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今命を救われた捨て犬、夢之丞というのがテレビで、広島のと砂災害のときに、この子は本当は保護センターで殺処分される寸前だったのです。ところが、もう容器がつか、そのステンレスの中に野良犬たちが入れられて、二酸化炭素で処分されていくわけなのですけれども、なぜかこの子の1匹だけ処分されずに残っていたのです。それで、今回そのと砂災害に埋もれてしまった人たちをこの犬が救ったという、そういう犬なのです。とにかく命には無駄がないということがここに書いてあって、字も大きかったので一気に読んでしまったのですけれども、その文章の中に、ガンジーの言葉の中に、国の偉大さと道徳的な発展は、その国における動物の扱い方でわかるという言葉を残しました。動物を大切にすることは人に対しても優しく、反対に動物の命や権利が守られないようでは決して立派な国とは言えないということをこの言葉は教えています。日本は先進国と呼ばれていますが、ガンジーの言うことに従えば、とても偉大な国の仲間には入りません。大変多くの犬や猫が人の手で、しかもほとんどが二酸化炭素ガスで窒息させるという残酷な方法によって殺されているからですよというようなことが書いてあったのですけれども、本当に先ほど殺処分が減ってきたのだよという課長からの答弁もあったので、本当にこれをゼロを目指していけるように活動をしっかり頑張っていきたいと思いますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

次に移ります。3番、ご当地婚姻届・ご当地出生届について。入籍・ご出産のお祝いの気持ちを込めて、かわいい絵、嵐丸の描かれたものや、手元に写真入りで記念にできるご当地婚姻届・ご当地出生届についてのお考えについて伺います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、質問項目3のご当地婚姻届・ご当地出生届につきましてお答え申し上げます。

オリジナルの戸籍届け出書につきましては、町といたしましてお祝いの気持ちを表現させていただく意味において大変素晴らしいものと考えます。届け出書の作成につきましては、これから準備を進めて、戸籍事務事業の新年度の予算の中で、婚姻届と出生届の2種類の作成を検討しております。また、その届け出書の提出に伴い、一部を複写した記念証の作成もあわせて検討しております。作成時期につきましては、9月ごろから実現できればと考えております。

届け出書につきましては、届け出書用紙の余白に、豊かな自然と文化に育まれた嵐山町らしさをイメージしたイラストを描いたものを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 嵐山議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時38分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

嵐山美幸議員の質問項目3のご当地婚姻届・ご当地出生届についての再質問からです。どうぞ。

○6番(嵐山美幸議員) 再質問させていただきます。

今回予算書に載っていたので、私もびっくりだったのですけれども、嵐山町と私の考えが一致してよかったなと思いました。

今回なぜこの質問をしようかなと思ったのが、結婚情報誌というものが民間で売っていきまして、その中に、今ご当地のそういう婚姻届・出生届がはやっていますよ、あと、こういう子供が生まれたときには命名カードというのですか。ベッドのところに何々ちゃんという名前がついたという、そういうものまでサイトからとれるということを知りましたので、ぜひこれは嵐山町でやっていただきたいなと思いました。

私がインターネットで調べたところによりますと、丸亀市では、このようなかわいらしいカラーのご当地婚姻届がございまして、これはインターネットからダウンロードができるような形になっていきまして、婚姻届として持ってくるのならA3に拡大をしてくださいよというふうにうたってあります。それと、伊丹市ではオリジナルの婚姻届ができましたと。先着3,000名様ですと。こういう婚姻届ですよというのが、柄が入ったものが、サイトにただ見本として添付しているだけです。

今回予算にかかわるところだから、どこまで聞いていいのかわかりませんが、今回私知らないで質問入れましたので、先ほど課長のほうからご答弁ありましたけれども、イメージとしては、こういったものをイメージされているのかご答弁していただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、お答え申し上げます。

全くそのとおりでございます。届け書の余白を使いまして、嵐山町に少しでも関心を持っていただけるような、また町といたしましてもお祝いの気持ちを込めた形になるようなもので、嵐山町らしさをイメージしたものでイラストを考えていただくということで今後進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) サイトからとるような形にするのか、また先ほど写真を添付して差し上げるとかという話もありましたけれども、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 形的には、届け書は必要枚数というのを印刷を、イラストをその前にお願ひするわけでございますが、印刷したものを町のほうに備えさせていただいて、それで、それをとりに来ていただくというのですか。お越しいただいて、とりに来ていただいて、またそれをお持ち帰りいただいて、今度は届け出書として届けられるような形で、記入されたものをお持ちいただくと。そのお持ちいただいた届け出書の用紙の向かって左側部分、当事者のお名前や住所等が書いてある部分、そちらを町のほうでコピーをさせていただきますして、それを左側を半分をコピーさせていただいて、それで右側に余白のスペースを設けたものとして、それを記念証としてお渡しすることを考えてございます。その記念証の余白につきましては、後ほど、そのお届けでいただいた方々の好きな写真を張っていただくとか、そういったことで、あくまでこちらにおいでいただいて、お渡しして考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひ何度か来町していただけるので、職員の方々の対応をよくしていただいて、この町に住みたいなと思っていただけるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。では、この質問はこれで終わり

ます。

次に、大項目4、健康長寿を目指そうプロジェクトについて。県の補助事業で、健康長寿を目指そうプロジェクトは、150名の募集で多くの方が参加され、皆さんが目標に向かって取り組んでいらっしゃいます。

そこで伺います。参加人数は何人だったのでしょうか。現状と今後について伺いたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）（2）の答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目4の（1）につきましてお答えいたします。

県の推奨する健康長寿埼玉モデルであります健康寿命を延ばそうプロジェクト事業ですが、当初150人の参加者募集をしましたが、146人の参加となりました。しかしながら、諸事情により途中で参加できなくなった方が数名おりましたので、最終的にデータを集計できる対象人数は約140人となります。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。2月26日をもちまして初年度の事業は終了となりましたので、現在収集したデータをもとに、血液や医療費の分析を行っております。既に集計を終えた体力測定の結果につきましては、全ての種目について数値が向上しております。今年度参加された方につきましては、今後も引き続き活動量計や体組成計を使用していただき、7カ月間のプログラムで得たノウハウを生かして実践していただきます。

2年目となります来年度は新たに80人を募集し、事業展開してまいります。それと並行して、1年目の参加者に対しては運動教室や体力測定なども実施できるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） （1）から再質問させていただきます。

参加者のほうは、150名の募集のところ、最終的には140名ということで、大成功だったのではないのかなと思います。参加した方もすごく皆さんまじめに取り組んでいらっしゃって、とてもいい顔をして皆さん参加されておりました。（1）につきましては承知しました。

(2)のほうに移らせていただきます。今後、来年度、2年目は80人ということで、半分ぐらいの人数に減ってはいますけれども、1年目に参加された方も、また運動教室や体力測定もやっていただけるということで、ほっとしたところがございます。今回、1年目経験された方から、これで終わってしまうのかしらという不安の声が私のほうに入りましたものですが、今まで万歩計、体組成計を持っていると、やすらぎが月13回までたしか無料だったのかなと思います。今後この方々はどのようにそれはなるのか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

1年目の方につきましては、申しわけございませんけれども、普通の料金を払っていただき、また利用していただくということになろうかと思います。2年目の人は、また月13回無料という形で行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 参加されていた方が、お金がかかってもせっかくこうやっていいことをしてもらったから、続けてもらわないとねという声があったのです。この間122条報告のほうの中に、やすらぎのトレーニングルームの利用状況が載っていましたが、大変ふえているのかなと思って、さっき資料を取り寄せました。どのくらいふえたのだろうということで。すごく延べ人数にして、65歳以上の方々は3,667名が昨年、26年度3月末でその人数でした。

ところが、今回は65歳以上の方々が、まだ1月締めのところ、もう4,279ということで、500人余り、600人ぐらいもうふえている状況だなということで確認をしました。今回65歳以上の方だけではなくて若い世代、若い世代に私を入れていいのかわかりませんが、50代ぐらいの方々、40代から64歳のところも、前回ですと1,642人が、1月時点でもう1,557人ということでふえております。ですので、やはり65歳以上の方は、もう大変メンバーの顔を見ても多くいらっしゃいました。やっぱり40代から50代の方はちょっと現役でお仕事をなさっていて、やすらぎを使うのも、月5回か6回がせいぜいではないのかなと思うのです。そう言っている私は全然利用していなかったのですが、今後は利用するつもりなのですが、ですので、その人たちに、

今やすらぎは半年券と1年券というのがありますけれども、半年券が8,000円、1年券が1万2,000円なので、すごく割安なのだけれども、やっぱり50代の方が行こうと思っても、1カ月5回か6回しか行かないとなると、回数券を復活してもらいたいねという声があったのです。そういう中でいかがなのでしょう、回数券というお考えは。お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

やすらぎにつきましては、今議員さんおっしゃられましたとおり、開館をされた当時は、1回券、11回券、半年券、1年券というような形の4種類の券を発売をしていました。それが、平成18年のときに一度町の公共施設等の使用料等の見直しというような形の中で、そのときに11回券、半年券、それから1年券につきましては廃止ということにさせていただきました。そうしたところ、利用者の多くの皆さんから、大変困ると、ぜひその半年券、1年券を復活してもらいたいというようなご要望が当時多かったと。町民の声なんかでも多かったということでございまして、1年後には半年券と1年券を復活をさせていただきました。

ただ、そのときに、11回券につきましては、特にご要望等もなかったようでございます。当時の課長等も、そのときはまだやすらぎのとなごみというのがありましたが、両方に3回ずつぐらい行って、実際にご利用している方のご意見等をお聞きしたこともあったようです。それで、その結果として、19年にまた半年券と1年券が復活したわけでございまして、それ以後、うちのほうと申しますか、長寿生きがい課のほうにも、その11回券をもう一回復活してくださいというようなご意見とかというのは、今のところ特にお聞きしていませんので、今のところでは、このままやらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今後はこのままでというお話ですけれども、今回このやすらぎの利用者数がふえているところで、やっぱり50代の方は月10回行くのはちょっときついのかなと思いますので、検討していただきたいと思います。以上で終わります。

次に移らさせていただきます。5番目、児童虐待防止対策についてです。

本年1月に狭山市で3歳女児の死亡事件や、大田区の3歳男児の死亡事件など、児童虐待で幼い命が奪われる痛ましい事態が続いています。家庭や地域における養育力の低下、複雑な家庭環境と表に出ない児童虐待があるように思います。

そこで伺います。

- (1) 孤立しがちなアウトリーチ支援は。
- (2) 緊急性の判断や関係機関との連携は。
- (3) 児童虐待が発生した場合の対応は。
- (4) 早期発見と適切な対応については。
- (5) 一時保護所については。
- (6) 被虐待児童が18歳を超えての支援は。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(6)の答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、質問項目5の小項目(1)につきましてお答えいたします。

家族形態の多様化で核家族がふえたことにより、子育てをする中で不安を抱え、自宅にいて孤立感や孤独感を感じてしまう母親も少なくありません。そのようなときのための家庭へのアウトリーチ訪問支援としては、出産後の健康いきいき課で行う乳児全戸訪問の実施と、こども課でのファミリーサポートセンター事業での同伴保育による傾聴の支援を行っております。

続きまして、質問項目5の小項目(2)につきましてお答えいたします。緊急性の判断につきましては、課内で緊急受理会議をいたしまして判断しております。状況により、児童相談所が推奨する児童虐待リスクアセスメントシートを作成して、判断の材料としております。情報の内容により、関係する機関には直ちに連絡をとり、児童の状況を把握いたします。それらの情報をもとに、さらにこども課内で今後の支援方針を検討し、関係機関と支援方針を共有し対応しております。

続きまして、質問項目5の小項目(3)につきましてお答えいたします。児童虐待が発生し、虐待の通告を受けた場合には、児童虐待対応マニュアルに従い対応しております。1、通告の受理、2、予備調査(児童の状況把握等)、3、対応方針の決定(緊急受理会議)、4、安全確認(48時間以内に児童の安全確認)、5、処遇の検討

(支援方針の決定)の流れで対応をしております。

続きまして、質問項目5の小項目(4)につきましてお答えいたします。早期発見ということからは、児童相談所をはじめ、教育、福祉、警察などの関係機関による要保護児童対策地域協議会実務者会議を年2回開催して、それぞれの関係機関と情報の共有を図り、早期発見に努めております。

また、適切な対応ということで、児童相談に係る事務を適切に行うため、必要な体制の整備として、担当課であるこども課に専門職(保健師)の配置をし、児童相談所で開催される実務研修会などに参加し、適切な対応ができるよう努めております。

続きまして、質問項目5の小項目(5)につきましてお答えいたします。児童の一時保護については、児童相談所が行うものとなります。嵐山町は、川越児童相談所管内になりますので、児童が一時保護の必要があると判断したときは、川越児童相談所に連絡をいたします。児童相談所の判断により一時保護となりますが、川越児童相談所管内には一時保護所がないため、県内の他の児童相談所の一時保護所への保護をすることになります。

続きまして、質問項目5の小項目(6)につきましてお答えいたします。虐待児童が18歳を超えての支援につきましては、対象児童の状況により、関係機関との協議、調整を行い、今後の支援も含め、移管となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 畠山議員に申し上げます。(1)から(6)までとかなり細かく分かれておりますが、順番を追って再質問ということでお願いしたいと思います。

畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) そうしましたら、(1)から再質問させていただきます。

健康いきいき課で乳児全戸訪問の実施と、こども課ではファミリーサポートセンターの事業で、子供さん同伴で保育による傾聴の支援を行っているという、これは新たに入った支援ですけれども、まず、乳児全戸訪問に関しましては、ここが、この人ちょっと大丈夫かなというお宅、普通一般は何回訪問するのか。何歳までに何回訪問するのか。ちょっとこの方は不安だなと思うと何回訪問するのか、お伺いをしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁をお願いします。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

乳幼児の全戸訪問に関しましては、その状況によりますけれども、問題が特に多いご家庭等があれば、かなりの数によりまして訪問をさせていただいているところがございます。集計的なものは、年間、今まで123件訪問されているのですけれども、難しいご家庭ではないところがございますけれども、訪問は実施しているところがございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ちょっとこれ、こども課のほうの答弁かなということで。用意していなかったと思いますので、また後で、もし……

○大野敏行議長 そこいらを触れないようにお願いします。

○6番(畠山美幸議員) はい。詳しい内容がわかりましたら、後で教えてください。

ファミリーサポートセンターのほうは、今までは病後児保育ですとか、あと送り迎えをするとか、そういうものにプラスアルファで、今回は、もう孤立して寂しいお母さんが子供がいる中でも、そういうファミリーサポートの方が行って話を聞けるということになったと思うのですけれども、今までこういう利用回数、まだ始まったばかりですけれども、利用回数ございましたか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 この制度は、実は今年度の1月から始めたサービスでございます。12月にサポーターさんに傾聴の研修をしていただきまして、1月から制度としてスタートさせていただきました。現在のところ、実績はございません。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) わかりました。だけれども、こういうふうにご子供の悩みを話せる場所ができたということはよかったのかなと思いますので、頑張ってやっていっていただきたいと思います。

(2)に移らせていただきます。(2)は、関係機関に連絡をして、怪しいなと思うと、ちゃんとした対応をしているはずなのに、どうしてあの狭山のようなああい

う事件が起こってしまうのかなというのがすごく、もう毎回毎回こういうこと聞いて、ちゃんとこういうマニュアルがあって、しっかり取り組んでくださっているはずなのに、虐待が絶えませんよね。

それで、きのうだったか、ニュースつけていましたら、今度はウサギのゲージに3歳の子供を入れていて、口には声がしないように、テープか何かして声が出ないようにして、1日1回しかご飯を上げないと、何だかもうすごいことしているなという、もう毎日そういうニュースを聞いたたびに、嵐山町は本当に大丈夫なのかなというふうに胸を痛めているところなのですけども、もうこういうことが本当に本町で起きたときには、私も議員としていて、どうしてもっと早くに言ってくれなかったのというふうに思ってしまうので、本当に本町においてはこういうことがないようにしていきたいところではございますけれども、今までこういうふうに児童虐待が発生した場合の対応というものをやったことは、この本町ではあったのでしょうか。こういう通報があって、今までこういうことがあったことはあったか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 嵐山町でも年に1件、2件はございます。虐待、通常ですと、泣き声通告とか、そうではないのですが、本来の虐待事例もございますので、そういった場合にはこういった対応をして、身体的な虐待もございまして、本当に1件、2件という、数は少ないですけども、対応したことはございます。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） その後は、次に、3番に移るようになってしまうのかな。発生した場合の、では（3）のほうに移りますけれども、発生した場合の対応はここにありますがけれども、段階を踏んで、通告の受理、予備調査、対応方針の決定、安全確認、処遇の検討ということでやっていくわけなのですけれども、その確認はわかりましたから、では、（4）に移ります。

児童相談所はあるのだけれども、児童相談所はあって……4、5に絡むと思います。

○大野敏行議長 では、一緒にやってください。4、5。

○6番（畠山美幸議員） 川越児童相談所に連絡をして、一時保護所がないため、県内

のほかの児童相談所の一時保護所へ保護をするとあるのですけれども、川越に児童相談所、熊谷にもありますけれども、管轄は川越だということで、一時保護がなくて、これ県内のどこにあるのか、ちょっとその辺全然調べていないので、教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 一時保護所につきましては、先ほどお答えしましたが、川越児童相談所内にはそういった部屋はございませんので、ほかの、川越児童相談所ですと所沢ですとか、中央児相ですとか、そういったところで一時保護所を持っている相談所に問い合わせをして、空きがあればその場所でのというのが通常の流れになってございます。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 児童相談所を調べまして、埼玉県では川越、所沢、熊谷、越谷、草加、中央児童相談所、南児童相談所とありますから、そういうところに子供さんがもし万が一虐待を受けていたということになると、川越で一応相談は……そこで一時保護がないから、では所沢だ何だと、それは職員さんが移動して動くわけですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 お答えいたします。

一時保護という制度でございますけれども、児童相談所で一時保護するという制度には、本当の虐待の場合に職権で強制的に保護する場合と、保護者の方から養育ができないのでという相談を受けて、児童相談所のほうで一時保護する場合とございます。強制的に保護をする場合につきましては、当然川越児童相談所の職員がその家庭に向きまして、強制的な保護になります。また、養育ができないということで相談であった場合には、お母さんと、ご家族の方とご相談をしまして、どこの一時保護所に保護するかということを決めさせていただいて保護ということになります。ケースによって、ちょっとそういったケースがございますので、場所がどこということところは、空き状態もありますので、何とも町のほうではわからないのですけれども、川越児童相談所のほうで、措置の場所については決定するというところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） それで、嵐山町はさっき1件か2件相談がある、そういう通報がある程度で、それ以上のことは、本町においては大変なことはなかったのですね。それは聞かないほうがいいですか。まあいいです。では、それは結構です。後で教えていただければ結構です。

虐待の相談の件数が手元にあるのですけれども、これは24年度の状況で、24年度で5.7倍にも増加しているということで、今6万6,701件の24年度であったということで、今回のニュースを聞いていても、もっとこれ上に上がっているのだろうなと思っている状況です。

そういう中で、本町におきまして、ちょっと4、5とは違うのですけれども、虐待という観点から、今11月が虐待予防月間になっておりまして、11月といいますと、嵐山町では嵐山町まつりをやっております。そういう中で、いろんな市町村では啓発事業をやっているのですね。いろんなキャンペーンやったり、児童虐待を防止するためのそういうキャンペーンなんかをやっているのですけれども、今嵐山町の嵐山まつりでは、そういうような啓発、啓蒙みたいなことはやっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 お答えいたします。

嵐山まつりの中では啓発活動はやってございませんが、一応虐待月間に当たりまして、各学校、保育園等にポスターの配布ですとか、あと民生・児童委員さんを通しまして、そういった虐待に対する啓発活動等は行っております。それと、広報紙のほうにも虐待月間ですということで、広報のほうをさせていただいています。

以上です。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひオレンジリボン運動というものが、11月がそのオレンジリボン月間になっておりますので、今後嵐山町で、今交通安全キャンペーンも年に3回ないし4回やっておりますので、こういう形で11月にやっていくという方向で考えていただけないかなと思うのですけれども、町長、どのように思われますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 担当のほうで慎重に検討していると思いますので、そちらのほうに沿って進めていきたいと思っています。

○大野敏行議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひ、もうこういうことが二度とないようにと、栃木県の小山市で2004年に、3歳と4歳の2人の男の子の兄弟がお父さんの友達に殴られたりして、あげくの果てに橋から投げ込まれて命を奪われたという事件があって、この11月のオレンジリボン月間というものができたと同っております。もうこんな痛ましい事件が起こらないようにとオレンジリボンの運動の活動があるにもかかわらず、まだ現在に至ってもこれだけの虐待が行われているというのがもう本当に信じられないので、ぜひこういうことはなくそうという啓発運動を、交通安全キャンペーンとは違いますけれども、ぜひやっていただけたらと思います。

そして、一番最後の5番のほうに移らせていただきます。

○大野敏行議長 6番ですね。

○6番(畠山美幸議員) 6番。6番に移らせていただきます。

被虐待児童が18歳を超えての支援ということで、やはり虐待を受けて、そういう保護施設とかに入って18歳を迎えられた子供さんが、本来であればしっかり就職をして住んでいていただきたいのだけれども、家庭には戻れない。だけれども、もう18歳になったから、その施設は出ていかななくてはいけない。こういう子たちが本当はしっかり仕事をして、ひとりで自立していただけるのが一番なのだけれども、なかなか今それが難しい状況である。いくら勤めに入ったとしても、やはり幼いころに受けたそういう心の傷が、仕事につけない状況にあるということも伺っております。

そういう中で、今嵐山町の答弁には、18歳を超えての支援につきましては、対象児童の状況により、関係機関との協議調整を行い、今後の支援も含め移管となりますということでもありますけれども、この辺の手だてもしっかりと、もしご相談があったときには、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号5番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の嵐山の乳幼児たちの健やかな成長についてからです。どうぞ。

〔5番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 5番議員、青柳賢治でございます。議長の指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の1点目は、ただいまの畠山議員の5番目の質問と重複しておりまして、答弁のほうも、今いただいた分については省かせていただいて結構でございますので、再質問から話してもらっても結構です。

一応質問要旨は読ませていただきます。新しい年を迎えたにもかかわらず、乳幼児たちへのいじめのニュースが後を絶ちません。痛ましい事件を耳にするたびに、何が原因で起きてしまうのか、止めることができなかったものか、当事者の人間性や資質などの問題ばかりにしておくことはできません。行政や地域とのかかわりをもっと深く掘り下げた親身になった対応が必要なのではないのでしょうか。

嵐山町の現況や各種事業を通じた取り組み、対応についてお聞きしますということでございますので、よろしくをお願いします。

○大野敏行議長 再質問からで結構です。

○5番（青柳賢治議員） まず、やはり狭山のほうの事件の中であったのですけれども、いろいろこの事件も調べていきますと、確かにうちの嵐山町の行政担当を超えるようなことですが、先ほどの畠山議員の児童虐待が発生した場合の対応ということで、当町にも1～2件あるというふうな答弁でございました。

その中で、今回やはり一番の、その狭山の1月の事件は、いろいろな警察を含めた、それからその担当課ですか、それと児童相談所を含めたものが連携の谷間に入ってしまったというようなことがよく表現されるのです。その中で、うちの町の場合で1～2件あったようなケースを一応確認しておきたいのは、ただそこにつなげていくだけで済んでいるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 お答えいたします。

嵐山町の一般的な場合をちょっとお答えさせていただきますけれども、当町ですと、通常虐待通告が入るのが、嵐山町のこども課の担当のところに入るか、もしくは児童相談所に虐待通告が入るかということでございます。川越児童相談所に入った場合には、当然児童相談所から嵐山町に連絡があります。そして、嵐山町のほうで、そのご家庭のいろんな状況を調査をいたします。学校に行っているお子さんであれば、学校での出席状況であるとか、保育園に行っていれば保育園であるとか、もしくは警察のほうに関係してくることであれば警察署ですとか、各方面に情報の提供をしていただきまして、リスクの分析をさせていただきます。

そして、その場ですぐに、まず先にもありましたが、お子さんの安全確認をさせていただきます。48時間以内というのが埼玉県のルールとして、2日以内に子供さんをちゃんと目視をして、安全確認をするということが決まっております。なので、そのいろんな情報を分析をいたしまして、まずはその安全確認に当たります。安全確認をした後で、またそういった情報を各関係の機関にお話をして、その後の対応をしていくということでございます。ですから、対応したから終わりではなくて、その後どうしていくかということになりますので、見守りだけでよければ、こども課のほうの職員が定期的に訪問したり、もしくはもうちょっと重いケースですと、中央相談所のほうで面談をして対応をしたり、そういったいろんなケースで対応をさせていただいています。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今の答弁をいただいて、私もほっとしたといいますか、安心したところが本当でございます。やはり私もこの質問書を2月15日に提出させてもらったのですけれども、そこからこの児童虐待の載っているニュースを手帳に書き込んだのです。そうしたら、本当にあるのです。この次の日には、お風呂に閉じ込めてどうのこうのとか、また金魚を自分のお嬢さんに食べさせたとか、本当に多い。今までも多かったのですけれども、非常に何か痛まし過ぎてしまって、こういう状況というのは、まずこの嵐山町なんか起こしてはならぬぞということがありまして、これを1番目の質問にさせてもらったのです。

そして、今課長の答弁にあったように、そのようにうまく24時間含めてもやっている中でもあんなことが起きてしまうというのはまれなケースなのかなと、逆に今聞いて

ていて思ったりもします。一応その児童の關係のことについては、それで一応わかりましたので。

さっきちょっと、健康課長のほうに振りたいたいのですけれども、子供たちの乳幼児訪問といいますか、これは一応全部生まれた家庭に対して、漏れなく嵐山町で訪問ができているかどうかということをも確認させてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

先ほどお答えしたのですけれども、乳児訪問という形で、こちらのほうは新生児、または生後4カ月までの児ということで訪問をさせていただいているところでございます。それで、発育、発達のチェック、あるいは育児、栄養等の指導、また保健サービスの紹介等を行っているところでございます。

それで、件数的には、先ほど申し上げたのですけれども、先ほどののは平成26年のケースで、今年度は今までで92件訪問という形でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) それは、ですから嵐山町で生まれた子供たちの家庭へ、1軒も外すことなく全部行っているかどうかという確認なのですよ。その答弁お願いします。

○大野敏行議長 答弁をお願いします。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

全てお伺いしております。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) この4カ月訪問というのも、非常に来ていただくご両親といえますか、お母さん方にとってはありがたい事業で、非常にいろんなことを相談できる時間だということで私も聞いています。

そして、やはり今の前田課長のところに行く前の一歩手前として、そういう家庭、さっき嵐山議員もおっしゃっていましたが、やはりちょっとここは少し養育環

境といますか、そういうところにちょっと問題があるのではないかと、そういったようなことまで含めてできれば一番いいのしょうけれども、私はやっぱり今回のこういうふうな事件が多発しているということは、本当の一番入り口の子育てに当たっていくその時間の中で、しっかりとした子供たちを育てていくという親としての責任というか、自覚というか、そういったものもやっぱり大切なものだと思うのです。そういう意味では、あくまでもやっぱり乳幼児の健康、発達段階を見るというようなことで、どうなのでしょう。その養育環境のところまでなかなか手が回らないというのが実情でしょうか。その辺ちょっとお答えいただければありがたいのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

全てその乳幼児健診等を含めて、今実施をしているところでございますけれども、その中で問題の家庭等があれば、また随時こちらとしても関係機関と連絡をとって対処していくということでしてございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 本当に子供の人權の尊重ということが、やはり対応していかなくてはならないと。やはり先ほど前田課長のお話の中にも、いろいろな中で迷いがあるのだと思います、実際に担当されたときに。やっぱりその迷いの中でも、その子供にとっていいと思われる、そういう対応は嵐山町がとってほしい。それを私はお願いしたいです。

そして、今の乳幼児の段階から、やはり子育ての嵐山町であればなおさらです。そういう点は、子供の立場に立った対応、これが第一であるというふうに私は思いますが、ここは前田副課長、答弁をお願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 私児童福祉の担当になって7年目になります。一番最初の児童相談所の研修に行ったときに、その研修所で言われたことで今でも一番思っているのがチルドレンファースト、子供が第一というのを必ず最初に言うのです、児童相談所で。チルドレンファーストでちゃんと対応しなさい。だから

ら、必ず親ではなく、周りではなくて、子供さんの本当の安全とか安心とか、それを一番に考えて対応しようということをその一番最初の研修で教えられまして、それを今でも胸にして対応に当たっているところでございます。青柳議員さんのおっしゃるとおり、本当に子供さんのことを一番に考えてこれからも対応していきたいと思いません。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 課長の立派な答弁いただきました。嵐山町はこういう答弁ができる町だというふうには私は思いますけれども、やはりこういった事件が起きてくると、本当に何か起きていても全然無反応になってしまう。何かそれがもう日常茶飯事みたいになってしまっているような状況なわけですよ、今の日本の社会というのは。だから、こんなことはやっぱり通してはいかぬと、私も一議員として思いますし、嵐山町で、まずそんなこと起きてはいけないということの思いでございます。

そして、私一つここで提案しておきたいのは、やはり東京都なんかは本当に広いのですけれども、子供の数が減っているということで、さっき言ったいろいろ相談所の数が1個ぐらい減らされているというようなことを聞きました。ただ、どうなのでしょう。例えば、うちの近所の子がやっぱりちょっとうるさくてあれだとか、なかなか寝ないみたいだとか、そういうような情報というものは町に直接、町民の皆さんから年にどのくらいそういうふうな、ちょっとなかなか泣きやまないみたいだとか、そういうような情報どのくらい入るものですか。わかったらでいいです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 お答えします。

一応、国のほうに報告をしておりますそういった児童相談の対応件数というのがございまして、児童虐待の相談件数、これ26年でございますけれども、18件ございました。私の先ほど言いました中には、泣き声通告でありますとか、もしくはどなり声ですとか、そういった件数もございしますが、全体としては先ほどの18件が国のほうに報告している数字でございます。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) やはり我々町民一人一人がこういう機会を通じて考えなくてはいけないのは、何かよそのことだから、いや、ちょっと遠慮しておこう、いや、ちょっと出しゃばってもなんだなというようなところが結構あるのではないかなと思うのです。ですけれども、そこが、こんなことになるのだったら、ならないかもしれないけれども、やはりちょっと親切過ぎる、厄介というかもしれません。そういうことをやっぱりやっていく町にしていかななくてはいけないのではないかなと私考えるのです。そういう電話が頻繁に入ってくるかもしれない。だけれども、それにやっぱり対応してあげられるような町になっていかななくてはいけないと思いますけれども、ここは町長にちょっと答弁求めますか。町長、どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 虐待の話でいろいろ話ありますけれども、先ほど来から、猫の話もありましたけれども、やっぱり全体というか、その何がなのだろうと、哀れでかわいそうではないという話になってしまいますけれども、相手を思う気持ちというのが最終的なことだと思うのです。それには、だから犬も猫もそうですし、植物もそうですし、花がそうですしというようなことを全てひっくるめた形の中で虐待というようなことを考えていかないと、もう想定できないようなことの中に入っていってしまう、迷い込んでしまうようなことになってくると、虐待というのはどうやったら防げるのだろうというけれども、簡単なのです、相手を思えば。もうそんなことできないわけですが、思わないからできてしまうわけですが、ですから、犬にしろ、猫にしろ、どんどん捨ててしまうというのも、相手を思わないから。思えば、自分が好きなときだけかかわるのではなくて、ずっと面倒を見なくてはというようなことになるし、夜外で鳴いていれば、あれ、寒いのかな、餌がないのかなというふうに、これは思うのが人の親で、人でも何でも同じだと思うのです。そういうものをどうやって地域の中に育てていくか。花を折らない、動物を虐待をしない、子供に優しくするというようなことを、どうしたらこの町ではそういうまちづくりができるかということが一番のネックだと思いますので、一つ一つということではないのかなというふうに思いますけれども。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 町長の答弁のそのとおりだと思います。とにかく1万8,000有

余の町から、やっぱりこういうことは出さないぞと、出してはいかぬぞというのをやっぱりそれぞれ、我々は非常勤の議員でしかありませんけれども、一人一人が思っていくこと、これがやっぱり大事なのではないかなということをお願いして、次の質問に移ります。

2点目でございます。学校教育の充実について。嵐山町の総合戦略においても、数値を入れて、まちづくりの基本は人づくりであるとうたっています。平成25年第2回定例会で質問しました全国学力・学習状況調査などと教育委員会点検・評価報告書などにより、次のことについて質問いたします。

(1) 全国学力テストの調査結果を学力向上委員会が検証され、どのような課題が明らかになり、課題解決に向けての対応がなされているのでしょうか。

(2) といたしまして、不登校生徒の現状は予断を許さない状況とあるが、要因を把握し、いかなる対応が（さわやか相談員等の活動も含めて）とられているのでしょうか。

(3) といたしまして、いじめの現状は未然防止となっているとありますが、いじめ防止基本方針の策定、活用などが効果を上げているということになるのでしょうか。

(4) 点目といたしまして、総合戦略上の嵐山町の教育環境の充実に関する具体的施策や、数値を実現していくための展開をお聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（4）の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目の2の（1）につきましてお答えいたします。

平成27年度全国学力テストは、4月に小学校6年の国語、算数、中学校3年の国語、数学、英語が実施されました。調査結果につきましては各校ごとに検証をし、小学校、中学校ともに中ほどの位置やや下に小さな山ができておりまして、2極分布をなしています。これらの児童生徒は授業では理解していても、定着までには至っていない状況でございます。これらの児童生徒に学習内容が定着し、平均を上回るようにすることが求められています。総体的に基礎基本の定着は見られますけれども、活用を必要とする問題の正答率は低いと言えます。

課題解決に向けての対応でございますが、11月の校長会にて、結果に対する各校の取り組み状況報告をいただきました。また、目標を達成するための手だてとしまして、次の2点を依頼しました。1、過去問の活用方法について、家庭学習、自主学習、単

元テスト等で活用する。2、問題を正確に読み取り、正しい解答を書くことができる授業の充実を図る。

12月に県教育委員会の支援を得て、小学校5年生、中学校2年生の学力定着問題集を作成し、各校教務主任に活用するよう伝達しました。具体的には、国語、算数、数学の分野、観点別の問題が集められている問題集を活用する。2月には、これまでの活用した問題集の中から抜粋した問題で構成される確認テストを作成、実施し、定着の度合いを現在検証しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

質問項目の2の(2)につきましてお答えいたします。初めに、昨日不登校児童生徒につきまして、小学校3名、中学校13名と申し上げましたが、小学校2名、中学校14名、計16名には変わらないのですけれども、間違っておりましたので訂正させていただきます。

嵐山町の小中学校の課題の一つが、不登校児童生徒の解消でございます。平成27年度の1月末現在の不登校児童生徒数は、小学校2名、中学校14名、計16名で、全体の1.27%であり、ここ3年間、小学校は減少、中学校は増加の傾向でございます。ほとんどの児童生徒の要因は体調不良であり、怠学、無気力の者が数名おります。

対応については、個々に担任や学年主任による電話連絡、家庭訪問による面談、保護者に対しては、さわやか相談員、管理職、スクールソーシャルワーカー、SSW、記述ではソーシャルと出ていますが、スクールソーシャルワーカーの間違いでございます。スクールソーシャルワーカーが対応し、親の悩みや不安を聞き、相談に乗っていただいております。

不登校については、有効な特効薬はございませんが、登校できない児童生徒の立場に立って、「あきらめない、すてない、にげない」の精神で、各校とも一層多面的、継続的に対応するよう、教育委員会も連携して一人でも登校できる状況に努めてまいります。

なお、来年度、町として新たにスクールソーシャルワーカー1名、週2日、不登校児童生徒への対応にSP、スクールパートナー2名、週2回を配置し、不登校児童生徒の解消に向けて取り組んでまいります。

質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るものであると言われてはいますが、いじめは、いじめられた者からの申し出があって初めて気づく場合、いじめ調査や面談で判明する場合等、いじめが

起きてから数時間が経過してわかる場合が多いのであります。

いじめが起きた場合、いじめをした者、いじめられた者への対応がまず重要になります。解決に至るには、それぞれへの事案によって差が生じます。

全ての教職員は、いじめが気づきにくいものであることを認識し、わずかな兆しに対してはいじめを疑うことが必要です。このためには、教職員一人一人が児童生徒と触れ合う時間をふやすことで、表情や言動などの変化を見逃すことのないよう、日ごろからアンテナを高く保つことが大切であると考えます。町内各小中学校ともに、生徒指導のあり方や児童生徒とのかかわり方を見詰め直し、早期発見、早期対応に努め、いじめの未然防止になっています。平成26年4月に策定したいじめ防止基本方針の活用が、効果を上げていていると考えます。

質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。総合戦略上の嵐山町の教育環境の充実に関する具体的施策の一つに、町立小中学校の学力の向上があります。埼玉県が行う3つの達成目標における学力の達成率は、平成26年度の95.5%を、平成31年度までに98.0%の評価指標を目標としていますが、達成率の低い内容に一層継続的に取り組ませ、徐々にアップを図ってまいります。

中学生の不登校率を平成31年度までに2.42%に減少させていくためには、小中一貫教育推進事業を継続し、小中9年間の学び(学習面)と育ち(生活面)の連続性を重視することによる児童生徒の学習意欲の向上と、中1ギャップの解消をすることにあります。不登校ぎみの児童生徒の早期発見と対応を積極的に行い、スクールソーシャルワーカー及びスクールパートナーの活用を一層充実してまいります。

学習の基礎となる国語力の向上では、学校図書室貸し出し冊数を年間10万冊(平成31年度)達成するためには、平成28年度まず小学校の図書室に学校司書を配置し、図書の入替え、システムの導入、児童生徒一人一人に合った図書の案内等を実施し、読書環境の充実に努めます。そして、児童一人一人に合った図書の貸し出し、30冊以上読破した者を表彰する読書マラソンの継続実施と、志賀小学校が導入しています読書朝礼等を一層充実させ、学力の基礎となる国語力の向上を図ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 一般質問の途中でございますが、暫時休憩をいたします。再開時間を3時50分といたします。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時50分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治議員の再質問からです。どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） それでは、（1）から再質問をさせていただきますけれども、これは25年の、私一般質問をさせていただいたときに教育長が答弁いただいた言葉なのですけれども、やはりこの学力テストというのは、大体全体的にこの程度なのだというところだというようなことで、公表すべき必要も感じていると。そして、教師の指導方法を含めた改善にも目を向けていけるのだと。そして、最終的には、なかなかそうは言われても、先生がやはり指導される状況を越えていっているようなところもあるのだという答弁を私聞いているのですけれども。

まず、教育長に確認したいのは、きょうここで答弁もらいましたけれども、この嵐山町の状況ですけれども、小学生、中学生ともに中位置やや下に小さな山ができて、2極分布をなしているという答弁でございしますが、これをもう少しかみ砕いて理解すると、中位置の下に2極分布しているということなのではないでしょうか。どのようなふう理解したらよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

そのとおりでございまして、5、4、3、2、1という数字で見れば、2と3の間のところが、ここに2極なのです。これを3、4のほうに上げていけば、平均は上がるという。その2極のところの指導を、それぞれの学校で今年度の全国学力調査の分析をしながら、どうやったらそのところ全体点が上がるかという一つの目安としては、できなかったその問題をもう一度やっていくことがまず大事だろうということで、指導力の向上も兼ねながら、今年度は1学期にやったのを、結果が出た後、9月以降、9、10、11、12と、それらに力を入れて指導をしていただいております。全体的には、普通の分布ならいいのですけれども、こぶが2つあるというのが嵐山の大きな特徴ということで、そのこぶを少し右側方になるように努力していこうというのが目標でございます。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 私もこの教育点検・評価書なども見させてもらって、非常に第5次の総合振興計画ができたときの点数なんかと比べると、少し上向いているのではないかというふうに私は理解しているのですが、やはり今どういうところに嵐山町の状況があるのかということ、これをしっかりと捉えておくことが必要だというふうに、まずは入り口の部分ですから、思います。

それで、こういうような状況というものを、保護者の方といいますか、皆さんはその点、こういう今のこぶのところあたりの話というのは公開されているものなのか。ご存じなものなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

この学力テストを含めまして、中心は個人なのです。個人一人一人に対しては、それぞれ個票が担任から家庭に配られているわけです。しかし、学校全体としては、このとこにこぶがあるので指導力を改善し、そしてさらにそれを、それが目標なのです。

そういう中で、やはり保護者には各小中学校ごとに、例えばある学校では、うちの生徒は全国レベルよりも上ですと書いて通知を出したところもございます。というのは、嵐山町全体の平均ではなくて、それぞれの学校ごとに違うわけですから、それらについては、この学校が1番で、2番で、3番でということは嵐山町はしていないのです。これは当然だと思うのです。しかし、今後それがいいか悪いかについてはいろんな捉え方がございまして、埼玉県でも県下60数市町村ございますけれども、今のところ20市町村前後が平均で公表しているわけです。嵐山町は公表していないほうに入っているのですが、公表するしないということよりも、私どもはもちろん学力は上のほうがいいわけですから、それに対する手だてを学校としてしっかりやっていく、それをまた各小中学校とも保護者のほうに伝えていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 本当にきのうも高校入試の試験が終わった後で、先生方も大変本当ご苦労されているのだと思いますけれども、やはり私の間お聞きした先生が

秋田に研修に行ってこられたという方の話聞きましたのです。そうすると、秋田のそのまちに着いた途端に、やはり落ち着いた雰囲気がかみの中にあるという説明をされていまして。それは、だから教育長の学習教育調査でしたか、話されていましてけれども、やはり朝御飯を食べるだとか、人の話を聞くとかというのがやっぱりしっかりできている、基本ができていというふうにおっしゃっていたようなことでした。

それで、非常に嵐山町の取り組みの中で、今教育振興基本法が第2期というところに進んでいるのだと思いますけれども、やはり求められる人間像というのは、時代は変わっているのですけれども、ここにも書かれているように、これからの子供たちは今まさにこの少子化に向かっているその先で、いろいろな難問を解決していかななくてはならない、自分の頭で考えていかななくてはならない、答えのないようなものを考えていかななくてはならない、そういう子供たちを教育、指導していかななくてはという今現状だと思うのです。

そんな中で、今教育の格差ということも言われていますけれども、私一点、一つ大事なことは、自分の頭で考えられるような人間になること。それは小学生、5年生、6年生ぐらいになってくれば、大体わかってくると思うのです、本人の中で。ですから、言われたことではなくて、自分の頭の中で考えて、そしてそれを工夫してみると。そして、どうなるのだという、そういう展開、それがやはり大事なのかなというように思ったりしているのです。私は素人ですからあれですけれども、要するに自分の頭で考えて、そしてその答えを出してみるという、そこまで持っていくところがなかなか大変だと思うのですけれども、それはご苦労があると思うのですけれども、何とかそういうことのために、教育長どのような、やはり学校の中でご苦労されているのか、お答えいただければと思いますけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 まず、秋田県の例を議員さんからお話聞きましたですけれども、実は先日の小学校の校長先生からのお話によりますと、やはり学力が少し伸びたかなと思われる学年は、児童の落ち着きがあるということを行いました。だから、落ち着き、安定した、やっぱりそれが学力にも影響するのだなというのが一つわかりました。ある学年ですけれどもということです。例えば、小学校は1年生から6年生までありますよね。大体3年、4年ごろが一番、何とか時代ですから、ちょっと家庭が揺れた

りするのが大体3、4年生なのです。そこをうまく乗り切って、5年、6年になっても同じようでは困るのですけれども、そこをうまくきちっとできると、学力が伸びたことが今回わかりましたというのを聞いて、なるほど、やはり生活、朝早く起きて、御飯をきちんと食べて、御飯を食べないで来ている子もいるかもしれませんけれども、そういう生活習慣プラス落ち着き、これをやっぱり教育の一つの柱にしなくてはいけない。今いじめの問題とか、不登校の問題とか、やっぱり心豊かな生徒、児童、これを頭に入れながら、今のようなことに対して考えていく。そして、授業の中では、後ほどまた同じような質問も出るかと思うのですけれども、先生が教える一方ではなくて、子供同士で考えたり、自分で考えたりする時間を1時間の授業の中に入れなくてはいけない。これはいわゆる、国も新しい学習指導要領では、そっちのほうに転換してほしいという考え方があるのですね。これは、想像力とか、考える力とか、思考力を養うには、やっぱり自分でもまず考えて、そして、意見を出してというのが、自分の考えはよかったな、自分の考えはやっぱり少し違ったなと、そういうことを確認することは大事ななというふうに私も思います。そういった意味では、これから小中において、自分の考えている中で工夫していく、そういう時間を持たせることが大事かなと。

この間中学2年生のケーキをつくる時間を見させていただいたのですけれども、予定したとおりにならないで焦げてしまったのです。なぜ焦げたかというのを先生が説いた。原因があったわけです。やっぱり間違っただけでなく、さらっとできてしまっただけでなく、気づかなかったかもしれません。これは教育に大事ですので、私は、学力調査等でできなかった問題をもう一回やって、さらに見直しをし、そして、今度は間違えないよと、こういった指導を、学力の点から見ればそういう指導、あるいは一つの考え方からいけば、そういった授業の展開をこれからも学校のほうに伝え、一緒になって考えて、指導主事等にも伝えて、そういった授業が展開できる町内の小中学校にできればいいなというふうに思いまして、議員さんと同じような考え方でございます。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 私もいろいろなデータを調べたのですけれども、学習状況調査で、自分で計画を立てて家庭学習ができるという小学6年生が58.9%ぐらいいると。ところが、中学生になると、これが44.5%ぐらいに落ちているのです。これは大手教

育塾のデータ出ていたのですけれども。さらにはもう一つ、そのテストで間違えたところを、やっぱり問題の部分をもう一回確かにやっているというデータもあったのです。小学生は、6年生51.5%ぐらいやっているのですけれども、中学生になると39.5%に落ちてしまっているのです。そうすると、大事な部分がちょっと抜け落ちてしまっている。やっぱり本当にやらなくてはならない部分が抜け落ちてしまっているのではないかと。だから、やはり基本の部分というものをしっかりやっぱり押さえておくということは大事なのかなというふうに思います。そういう点は、ひとつご指導いただきたいと思っています。

そして、最後に、生徒が結局先生をいかに思っているかというような話もあるところで聞く機会ができました。そうすると、非常に比企地区の場合の状況ですと、先生の行ったり来たりもなかなか、管内といいますか、場所が限られているのかもしれませんけれども、何かもう少し大型のトレードと言っておかしいですけども、大きな意味で、西部地区なら西部地区で入れかわるようなこともあるのかねというような話も聞きました。それも私わからないから、わかりませんと言っておきましたけれども。先生に対しての生徒からの満足度調査と言っておかしいですけども、そのようなことというのは、教育長としてはお考えのところございますか。生徒からのいわゆるアンケートといいますか、今いろいろいじめを含めてのアンケートあるでしょうけれども、そのようなものを含めた、先生を生徒がどう思っているかというような、そんなようなことのアンケートというものはどのように考えていらっしゃるか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

町内の小中学校では、1年間の反省ということで、現在今いろいろな評価をしています。先日幼稚園に伺いまして、幼稚園の園児には評価はできなくても、親御さんが幼稚園に来て、幼稚園の先生方の指導ぶりを見てやっぱり評価をして、この間評価を見させてもらいました。厳しいのもございます。また、親御さん自身が自分たちの反省、評価もあります。特にいじめの調査はかなり定期的に行っております。

そして、子供から先生に対する評価も実は何点かあります。先生の授業はわかりやすいとか、わからないとか、もう少し丁寧に教えてくれとか、そういうのはこれから

はやっぱり評価の時代ですので、ただそれによって評価がマイナーでは困るのです。評価されたことによって、先生も、ああ、子供がこういうことを私に期待しているのかというふうに前向きに捉えて反省し、子供にわかりやすい授業、子供といい関係になる人間関係、教師としての指導力アップ、そういったことを反省する意味で、私はこういうふうに子供が先生に対して謙虚に考えていることをアンケートでまとめているのはいいことだと思っています。

そして、先生のほうからも、子供に対してこういう点がどうかなというのがもちろんあるわけでごさいます、お互いに相互評価が大切なことかなというふうに考えておきまして、今後これらについて、まだ多くの項目がないようでごさいますので、今後これらについては、また校長会等を通じて検討していけるべき、またいかなくはならない一つの課題になるかなと思いますので、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でごさいます。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) とにかく水準を上げていくという、今回できた総合戦略の中にもあるわけです。子供たちにやっぱり本を読んでもらう、国語力をつけてもらう。

私最後に、この学力の件については、嵐山町の特色という中で、私聞いたその方は50代の前半だったのです。嵐山の人だったですけれども、嵐山町に地産団地ができたころ、東京都の方がかなり流入してきてこられた。一気に嵐山町の学力の水準が上がったと。今、北辰テストというのかどうかちょっとわかりませんが、北辰テストの水準の中でも、埼玉県内でも2～3番にいくような順番があったという話を聞きました。ですから、やっぱりこれは何が問題かという、一人一人のそこへ取り組むということが、まず基本なのだと思うのですけれども、この際私が一つ提案したいのは、教育の嵐山だということをこの中にも書いてありましたけれども、町長、どうですか。奨学金というものをもっと町から、いろんな基金もあると思うのですけれども、そういったことを使ったいわゆる生徒の後押しというか、優秀な生徒を後押しするというような観点は、町長、どのように考えられるか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町の奨学金というのは、ご承知のような状況の経過で来ているわ

けです。それで、近隣に比べても幅、それと制度の利用しやすさというようなものは、奨学金の検討委員会の中で話を進めてきていただいて、進んでいるほうだと思っただけです。ただ、今その格差がいろいろ言われている中で、奨学金というものが、貸付制度でない方向にも移ってきている状況、それから国等でも、今までに比べて熱い対応というのですか、そういうような形に移ってきている。そういう状況の中で、さらに嵐山町としてはどういうことができるかということになると思うのです。それで、篤志家の方からいただいた資金も投入をして、それで今までの制度に書かれていたものを広げて、福祉関係の人たちが資格を取る試験というようなところの制度に対しても貸し出しをしようというようなことで広げてきて、そういう人たちに嵐山のところに根づいてもらえるとありがたいというような狙いがある部分もあって、現在に至っているわけです。

議員さんおっしゃるように、さらにそれを広げていってということですがけれども、借入金を現状で申し込む人というの、どういうところでどうなのかわかりませんが、資金が底をつくような形での申し込みというのがないのです。それで、議員さんが考えているような形の高度な学校を目指すというような成績の生徒というのも、比較的、割合からいっても少ないような状況になっております。ですので、資金をつくったときに比べて、現状では変わってきているのかなというような感じがいたします。

昔は、休みのときに学校の通知票を持ってこさせて、それで生徒間で話をし、今どういう状況で、学校では何をやっているというような話を生徒同士で話し合いをする。そここのところに審査員の先生方が出て、中学校の先生方が出てというような会という、そういったような席も設けたりしてきておりましたけれども、現状では、そういう状況でなくて、申し込みをして、急いで審査会開いて、それで、貸し出しをするというような形に変わってきております。ですので、制度を緩めるといえるのか、もうちょっと貸し出しをした場合にどうなるかというのは、ちょっと審査会の先生方にもいろいろ相談をして、どうやったらどういう形で嵐山町の教育の向上のほうに貢献ができるかというようなものを検討してもらったらいかなというふうに思います。現状では、ですからどういうふうに、どういう手厚さといえるのか、具体策というのはちょっと議員さんにはっきりお答えできるような考え方は持っていません。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) やっぱりなかなか嵐山の地理的な状況もあるのです。遠くまで結構通わなくてはならないと。そんな中で、私がちょっと聞いた話の中では、嵐山の特色として、そういう奨学金制度のようなものをもっと拡充、もっと使いやすいような形にしたらいいのではないかというようなことから、私きょう申し上げましたが、これについてはもっと研究して、今後のまた質問にさせていただきたいと思います。

次に入ります。(2)です。不登校の状況なのですけれども、これは、教育長が102条報告の中で話されて、ちょっと意外だったものですし、まして菅谷なんかでも小中一貫教育なんかも進めながら来ている中で、そういう数字がちょっとふえているというようなことが思われるのですけれども、どうなのですか、その辺のところは。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 答えいたします。

嵐山町、この25、26、27年度と見ますと、実はふえているわけではなくて、同じ数字なのです。つまり25年度は小学校4名、中学校12名で16人、26年度は小学校5名で、中学11名で16人、今は1月現在ですけれども、小学校2名で中学14名で16と。ずっと16の横ばいなのです。しかし、全国的には、これは少ない数だと私は思います。町で考えれば。しかし、これをもっと少なくしたい。一応憂慮すべきというのは、ややダラーティーな表現になってしまいましたけれども、私どもとすればもっと少なくしたいという考え方でございますので、ほぼ数については変わらないというふうに捉えていただき、そしてこれをもっと10以下に、さらに5以下に、これが目標でございますので、そういった形で、今後の不登校については、学校、教育委員会が連携してやっていきたいということでございますので、そんなふうにご承知いただければありがたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 今年からも充実されることもここに記されておりますので、やはりその人的な時間の有効な使い方というふうな形があるとする、なかなか大変なことだと思っております。

そんな中で、こういった専門のスクールソーシャルワーカーとか、そういった人たちのご活躍に期待して、なるべく小さなうちに摘み取っていってもらおうというような

形しか私からは申し上げられませんので、ひとつ対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。いじめの係につきましては、今回森議員からも深刻な話が出されました。確かにその子供さんの親からそのような言葉を聞かされたら、本当にショックで、胸も張り裂けそうな感じだと思うのですけれども、これもいろいろな答弁の中に出ているように、いじめているほうがわからなかったり、いじめられているほうは、何かもうちょっとした言葉でもいじめられているということになる。だから、その辺が本当に、どの辺でどういふふうにするのかというのが、よほどしっかりしたガイドラインといいますか、ないとなかなか判定が難しいのでしようけれども、とにかくここでは私申し上げておきたいのは、人間の命というのは一つしかないのだから、そんなに簡単に死んではいけないのだということを、いじめられる子にも、いじめる子にもやっぱりしっかり教えておくと。そんなことで、死にたいと言ったのでは、もうこの人生、どんなことあったって生きていけないぞというぐらゐのことをやっぱり親も言わなくてはいかぬし、先生にも言ってもらわなくてはならぬということで、とにかくいじめはやってはいかぬということだけはもう学校でしっかりと教育していつてもらいたいと思ひます。

次、移ります。小項目の4番なのですけれども、ここにはちょっと私なりに、地域においての、私、寺子屋的な発想がありまして、老若男女、それから小さい子供も含めて、集会所に月1回ぐらゐ集まっていこうという今構想がありまして、ちょっと實際動いているところでございます。

そんな中で、今ここに総合戦略の充実を図るということで出ておりましたけれども、不登校の子供たち、これをやはり中心にして捉えていくような、いわゆる連続性を重視してやっていくと。不登校気味の児童生徒の早期発見、そこにつなげていくというような事業展開を教育長のほうで考えているということではないのでしょうか。そこだけちょっと確認させてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

嵐山町で一番大事に、大切、また大事だと考えているのが、学力の向上がまず一番です。それにあわせて不登校児童生徒の解消、いじめのない小中学校、これを大きな

目標にしているのです。特にいじめについては、さっき青柳議員からもお話がございましたとおり、やはり豊かな心を持って相手側に立てれば、そういう児童生徒ができれば、いじめはないのです。しかし、どこでも起きる。まだまだ子供自身が未熟だということかもしれません。いじめて喜んでいる子供もいますから。逆に、いじめられて心が痛んでいる子もいる。この差ですね。これのない学級、またあわせて子供同士のいろいろな学習する中で、部活動とかいろいろ学習する中で、そういったものがない学級づくりを目指したいと。

そういう中で、不登校が、先ほど申しましたとおりいろいろな要因がございまして、今私2月の校長会のときにも申し上げたのですけれども、ただ不安定。何で不安定なのか。家庭の状況がこういうわけで不安定なのか。電話相談、何の電話相談したのが、ちょっと報告ではわからないのです。だから、もう少しきめ細かに、一人一人の児童生徒さんがどういう形で不登校になっているのか。やはりもうちょっと学校が食い入る必要があるのではないかと。

さらに、不登校で悩んでおられます親御さん。親御さんの対応が大事です。子供ももちろん第一ですけれども、第二は親です。もう今現在親御さんのほうが悩んでいる家庭もあるのではないかとということで、今回スクールパートナーは、ある意味では、親御さんへの対応の不登校の一つの施策なのです。そして、児童生徒は先生方を中心にやってもらう。親御さんにはスクールパートナーとか、スクールソーシャルワーカーとか、あるいは場合によれば、校長先生や教頭先生方が親御さんに対応する。この連携をしながら、この不登校児童生徒を、特にこの戦略の中に位置づけてまいりたいと。どこまでこれができるかわかりませんが、目標にすれば不登校ゼロでございます。これを目標にしたいと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これも町長の答弁にありましたように、近未来の中で解決をして進んでいかななくてはならないということで、我々議員も口酸っぱくなるかもしれませんが、いろいろな点でまた提言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次、移ります。3点目でございます。天沼の公園化への取り組みについてでございます。平成25年度の基本計画の策定から2年が経過し、天沼周辺も大きな変化が見ら

れます。地域においては、できるだけ早い公園化推進の要望も多くあります。担当課の今後の取り組みについてお聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目3についてお答えをさせていただきます。

天沼の公園化の取り組みの状況でございますが、川島地区の代表の方に整備計画の検討に参画をいただき、平成25年度に基本計画を策定し、翌年には、川島地区の要望として、事業の早期実現の要望書が提出されております。

今後の事業化の実現には、現在の財政状況においては、国・県などの財政的支援が必要不可欠と考えております。したがって、引き続き財源を確保するために、国・県の補助金等を研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これも何回か私も質問させてもらっているのですが、やはり環境が、あの辺が変わってきているということですね。サ高住の住宅ができたことによって、なかなかそこで毎年やってきたことのような行事がちょっとどうなのかなと、危ぶまれるというようなことも地区から聞いております。そんな中で、地区の、2～3の区長さんから要望が出ていたわけでございますけれども、その財源が確保できたらというようなことのお答えだと思います。

それで、やはり今後、あそこには道路計画等もあるわけですので、ある程度そのような財源ということだけではなく、何らかの形づけたような形で答弁をいただけないものなのかどうか。お願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 議員がご指摘されましたとおり、川島地区につきましては、区画整理事業等々の予定の中でいろいろなことが考えられてきた時期がございます。現在は、住居系の区画整理ということではなくて、工業系の産業団地の導入という形で、川島地区の北部、天沼の北側の部分につきましては面的な整備ということ

で考えているものがございます。その中で、一緒に含めてという取り組み方というのも一つの方法としては考える余地があるのかなと思います。そういったいろいろな可能性を含めて考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） こういう時代ですので、嵐山町では堂沼の工事が何年か前ありました。何か一方的に町のほうにお願いすることだけではなく、やはり今うちの地域の区長さんは結構非常に熱心でございます。新しい形の地域と連携したような公園化計画みたいなものも考えられてもいいのではないかと思いますので、この際、もっと前向きに地域との連携をするというような形を考えていただきたいと思いますが、課長、どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今、議員がご指摘になりましたとおり、地域と一体になって、維持管理とかそういったものも含め、トータル的に含めて、どういった形が川島地区で進めていけるのか。そういったものは、また地元の区長さん等々とも相談をしながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 我々議員も財源がないから、財源がないからということだけでもなく、こういう機会はこういうふうに生かそう、こういうふうにやろうというようなこともやっぱり言っていかななくてはならないと思えます。ですから、新しい形の沼づくりのようなものがあっていいような気がしますので、また区長とも相談させてもらって提案させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号5番、議席番号1番、吉本秀二議員。

初めに、質問項目1の嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略についてからです。
どうぞ。

〔1番 吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○1番（吉本秀二議員） 1番議員、吉本秀二、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。議員になりまして5カ月が過ぎましたが、まだまだふなれで、勉強不足もあります。大変失礼なお伺いになってしまうかもしれませんが、何でも、何とぞお許しを願いたいと思います。

それでは、私からは大項目3点になります。

大項目の1点目は、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略についてです。

昨年10月27日、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略が策定されました。この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月28日に国会で議決され、本格的に動き出したものです。

きっかけは、平成26年5月に日本創成会議の人口減少問題検討分科会の消滅する市町村との提言であります。提言の根拠は、2010年から30年間で20歳から39歳までの女性の人口の予想減少率であります。消滅のおそれがあるとされたのは全国896市町村で、埼玉県においても6市14町1村が該当し、当嵐山町も減少率58.1%ということで、県内の消滅のおそれのある21自治体中の1自治体に入っているわけです。中には、消滅のおそれがあるといっても地域が消滅するわけではなく、自治体がなくなるだけだとの声も時には聞かれますが、人口減少がもたらす影響は、地域の産業、経済、教育、文化、コミュニティと、はかり知れないものがあります。その意味で、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略は極めて重要であります。

この戦略の具体的な施策を進めることにより、いかに若い男女に嵐山に残ってもらえるか、また嵐山町に移り住んでもらえるのかにつなげていけるかということがかかっているのだと思います。

そうした観点から質問をさせていただきます。

まず、大項目1点目の（1）として、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略における国からの交付金について、何らかの方向が示されているのかについてお伺いします。

（2）として、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略における定住人口増加対策では、既に事業を進めてきた平沢土地区画整理事業及び東原土地区画整理事業が即効性

として効果に期待がかかるところであります。そこで、両事業別の現状についてお伺いします。

1として、町内移転世帯数、2、町外転入世帯数及び人口、3、町内者販売済み区画数、これは建築物未立地です。町外者販売済み区画数、これも同じです。5番、未販売区画数、6番、未成地区画数についてお願いします。

(3)として、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略のアンケート調査で、公園の整備を望む声が多くありました。主に子育て世代からのもので、この年齢層の定住化促進を図るためにも対策が必要とっております。町内における公園の現状についてお伺いします。

①として、地域別の公園数と遊具数、②として平成22年度から現在までの公園整備状況、③今後の公園整備計画についてお願いします。

(4)として、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略では、有効な空き家対策の推進を具体的施策に上げ、空き家バンクの売買件数や有効活用数を重要業績評価指標としていますが、空き家の実態把握をはじめ空き家対策が進められているのか、現状についてお伺いいたします。

①として、平成20年の住宅・土地統計調査による空き家率と平成25年の同調査による空き家率、②として空き家対策の現状、③として空き家対策の推進に関する特別法に定める特定空き家の把握状況についてお願いします。

(5)として、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略では、人口減少が避けられない現実として捉えられています。人口の減少は財政の縮小にもつながり、心配されるのが町の財政です。嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略をはじめとした数々の課題に対する事業の推進と、将来にツケを残さないという財政ギャップにどのように対応されるのか。10年、15年後を踏まえ、町財政の長期ビジョンについてお伺いします。

以上、1から5をお願いします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。

地方創生に関する国からの交付金につきましては、平成26年度補正予算で計上いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型がございます。

これが最初となっております。当該交付金は、国の総額が1,700億円、補助率10分の10であり、このうち基礎交付分として1,400億円が計上され、市町村の財政力指数や就業率、人口流出等の状況により交付額が決定されました。嵐山町の交付額は2,397万5,000円であり、総合戦略に盛り込む予定となっております3事業及び総合戦略等策定業務に対し決定を受けています。

また、上乘せ交付分といたしまして300億円が計上されておりました。嵐山町では、一般会計第2号補正予算に計上いたしましたが、総合戦略が10月までに策定された市町村に1,000万円交付されるタイプⅡについて申請を行い、交付決定を受けております。

今後の方向性のご質問でございますが、今国会において平成27年度補正予算が可決されました。その中において、地方創生加速化交付金が総額1,000億円計上されております。一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、総合戦略に基づく各自治体の取り組みのうち、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携などの先駆的な事業に対し交付されることとなっております。補助率は10分の10でございます。嵐山町においては、総合戦略に計上され、交付金の要件に合致する事業について、内閣府との事前協議を行い、終了したため、本議会に提出しております一般会計第4号補正予算に計上させていただきました。

平成28年度の国の予算は、ご存じのとおり、法案や予算が議決されておりませんが、現在の国の説明によりますと、地域再生法の改正を行い、総合戦略に定められた事業をその対象に加えた上で、地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金を交付することとございます。この制度は、内閣総理大臣が地方自治体の地域再生計画を認定することによりまして、複数年度の事業実施が可能となるものであり、安定的、継続的な取り組みができる制度となります。平成28年度の国の予算額は総額1,000億円で計上されており、補助率は2分の1となっております。対象となる事業は、総合戦略に位置づけられた取り組みであり、地方創生加速化交付金と同様、官民協働、地域間連携、政策間連携などの先駆的な取り組みである「先駆タイプ」、先駆的・優良事例の横展開を図る「横展開タイプ」、既存事業の隘路を発見し打開する「隘路打開タイプ」の3タイプがあると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(1)の①から⑥と、小項目(3)の①から③について、

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(2)につきましてお答えをさせていただきます。

①でございます。町内での移転世帯数につきましては、平沢土地区画整理事業で92世帯、東原土地区画整理事業で9世帯でございます。

続きまして、②の町外からの転入世帯数及び人口につきましては、平沢土地区画整理事業では244世帯563人、東原土地区画整理事業では7世帯23人でございます。

次に、3から6につきましては、組合で販売している保留地に関する質問でございますので、関連がございますので、各区画整理事業ごとにまとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、平沢土地区画整理事業でございますが、保留地の総区画数は74区画でございます。販売済みの区画数が72区画、町内の方が購入された区画数は29区画でございます。建物があるのは25区画、建物がないのが4区画でございます。また、町外の方が購入された保留地は43区画でございます。建物があるのは39区画、建物がないのは4区画でございます。また、未販売保留地は2区画ございまして、そのうち未造成区画が1区画でございます。

続きまして、東原土地区画整理事業につきましてお答えをさせていただきます。保留地の総区画数は9区画ございました。既に完売しております。内訳は、町内の方が購入された区画数は6区画でございます。建物があるのは3区画、建物がないのが3区画でございます。また、町外の方が購入された保留地は3区画でございます。全て建物の敷地として利用されております。したがって、東原土地区画整理事業におきましては、未販売区画、未成地の区画はございません。

続きまして、質問項目1の(3)についてお答えをいたします。地域別公園数と遊具数につきましては、地域順に申し上げます。まず、菅谷地内が11カ所23基の遊具がございます。川島地区が同様に9カ所24基、志賀地区が4カ所13基、むさし台12カ所7基、平沢地区4カ所7基、遠山地区が1カ所5基、千手堂地区が2カ所6基、鎌形地区が1カ所6基、大蔵地区が1カ所3基、根岸地区が2カ所4基、越畑地区が2カ所9基、勝田地区が2カ所11基、広野地区が1カ所3基、杉山地区が1カ所17基、花見台地区が2カ所3基。以上でございます。

続きまして、②番でございます。平成22年度から現在までの公園整備状況でござい

ます。まず、平成23年、24年度におきましては、志賀堂沼公園の整備が行われました。さらに、25年度からは駅西公園の整備に着手しており、平成27年度に整備が完了となります。

最後に、3番の今後の公園整備計画でございますが、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略におきまして、安心して屋外で遊べる場の整備といたしまして、新たな遊び場の整備を具体的な事業として掲げております。新たな拠点整備につきまして検討をしてまいるといふことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（4）の①から③について、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、私からは、（4）の①から③につきましてお答えをさせていただきます。

①につきましては、平成20年10月の住宅・土地統計調査では、嵐山町の住宅総数が8,730棟、うち空き家数は2,030棟で、空き家率は23.2%です。平成25年の同調査では、住宅総数7,820棟に対し、うち空き家数が940棟ということで、空き家率は12%となっております。一方、平成25年7月に町が独自に行った空き家調査では、空き家と考えられる住戸は292戸であり、3.7%となります。対象の全戸を調査しておりますので、これが実数であろうかと思われまふ。このように住宅・土地統計調査の数値は推計値でもありまして、当町におきましては必ずしも実態を反映しているものではないのかというふうに考えております。

続きまして、（4）の②につきましてお答えいたします。ご承知のように、空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年5月に全面施行され、国から空き家対策の施策の方向性が示されたところであります。

空き家対策には、利活用の推進と処分を含む適正管理という相反する二面性がございまして、ともに重要な今日的課題となっております。そこで、まず平成28年度には嵐山町空き家等対策協議会を発足させ、法に定められております町の空き家対策計画を策定をいたすことになっております。

町では、これに先行して、空き家の利活用について行政区や団体等が公益的な目的で実施する空き家利活用のモデル事業に対する支援を考えております。また、行政に対策が求められている特定空き家につきましては、その対象となるべき物件の把握に努め、協議会に諮った上で、法的な措置が迅速に実施できるよう事務を進めてまいり

ます。

続きまして、(4)の③についてお答えをいたします。空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいうとされております。

平成25年現在で把握している空き家の推計は292軒でありました。このうち十数棟の空き家につきましては、外見上の老朽化が著しく、適切に管理されていない状態が看取されます。しかし、特定空き家の要件となると、保安上、衛生上、景観上の有害性とは、周辺の生活環境の保全上不適切な管理状態ということでありまして、実際に周辺住民がどの程度の不利益をこうむっているかということが判断の基準として重要になるかと考えます。特定空き家と判断されれば、その所有者には必要な措置をとるよう責任が課せられることにもなりますので、特定空き家の対策は平成28年度に発足する空き家等対策協議会で、さまざまな角度からの慎重な検討をいただいて決定し、その後は、迅速かつ適切な対応を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(5)について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、小項目(5)についてお答えをさせていただきます。

議員のご質問のとおり、人口減少、特に15歳から65歳までの生産年齢人口の減少は、税収の減少に直結し、これに伴い、町財政も縮小することが予想されます。また、人口減少だけでなく年齢構成も変化し、団塊の世代が75歳以上となる2025年ごろは、社会全体の4人に1人が75歳以上という超高齢化社会となることが予想されておりしております。

昨年策定いたしました嵐山町人口ビジョン及び総合戦略では、個人町民税や人口構成を推計しておりますが、このうち個人町民税を見ますと、平成27年が約12億円ですが、10年後の平成37年には約10億円と推計しております。

このような状況を少しでも打開するためにも、総合戦略に盛り込んだ諸施策を進め、人口減少抑制に取り組むことが重要でございます。平成28年度からは本格的に施策を展開していくこととなりますが、議員ご質問のとおり、数々の課題に対する事業の推

進と、将来にツケを残さないという財政ギャップへの対応は、まさに相反する状況を生むものでもございまして、その対応にはまことに厳しい課題がございます。

町といたしましてこの課題に取り組むためには、より効率的かつ計画的な財政運営を行うことが必要でございます。具体的に申し上げますと、事業推進に当たりましては、国・県の交付金及び補助金の動向を常にアンテナを高くして情報収集に努め、積極的に活用するとともに、長期債務を抑制するために、起債に当たっては償還額とのバランスを考慮して、将来負担の減少を図ることが重要と考えております。また、新公会計制度移行に伴いまして、平成28年度に整備をいたします固定資産台帳等を活用し、将来の嵐山町に見合う施設の再編や各施設の修繕計画等を進めることも重要な課題になるものと考えております。

この厳しい財政状況の中ではありますが、町を挙げて創意工夫をもって取り組むことが何よりも大切だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◎会議時間の延長

○大野敏行議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○大野敏行議長 ここで暫時休憩をとります。再開時間を5時ちょうどとさせていただきます。

休 憩 午後 4時50分

再 開 午後 5時00分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本秀二議員の再質問からです。

吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それでは、大項目の(1)から順次再質問をさせていただきます。

地域支援課長のほうから大変細かく説明をしていただきました。私相当自分で説明しようかと思いましたが、最初の質問事項を速読みしてしまいましたけれども、ゆ

つくり読まさせていただきたいと思います。

嵐山町では、さきの地方創生の先行型の資金を、交付金を1,000万円いただいたと。これは、タイプⅡ型のいわゆる計画を早期に10月までに策定して送ったというお金だと思えますけれども、それでよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員お話のとおり、このタイプⅡにつきましては、昨年10月までに総合戦略を策定をした団体について交付ができるというものでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) そうしますと、さきに説明がありました2,397万5,000円、これはタイプⅠということですか。Ⅰだとしたら、これは、事業名は何の事業名でつけた交付金ですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回、タイプⅠ、タイプⅡと2種類ございまして、実は、タイプⅠにつきましても、申請というか、要望のほうはさせていただきました。しかしながら、その事業内容からしまして採択がされなかったということでございまして、嵐山町につきましてはタイプⅡの1,000万円のみというようなことでございます。

冒頭、最初の答弁で申し上げたこの2,397万5,000円、こちらの事業につきましては4事業ほどございまして、1つは先ほど答弁申し上げました総合戦略の策定事業に、これに充ててございます。それと、その他小中一貫教育推進事業、多子世帯保育料軽減事業、安全安心のまちづくりのための法定外予防接種事業、こういった4事業にこの2,397万5,000円を充当させていただき、事業を行ったということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 私のほうでもちょっと調べさせていただいて、隣接する自治体で交付金の決定を受けた事業は、東松山市が企業と起業支援プロジェクト事業、こ

れが1,770万4,000円、毛呂山町の桂木ゆずブランド化事業、これが765万5,000円、これと、越生町の青ダイヤ・黄ダイヤに輝く里山づくり戦略～おごせ6次産業化パワーアップ総合対策事業、これに5,850万円、同じく越生町で全国ウメ生産者女性サミット事業に150万円、滑川町で地域資源「柿」を活用した農業ビジネスモデル創造事業、これに2,000万円、これが決定したのだらうということで私承知していたのですけれども、今お話を伺うところによりますと、嵐山町ではこの種の事業での交付金はなかったということでもあります。

それで、この決定の時期についてお伺いしたいのですけれども、国から事務連絡なり、あるいは通達なりがなされたのはいつごろのことでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

大変申しわけございませんが、今議員さんがお話しされましたものは、タイプⅠの事業ということでございます。先ほど、私答弁をさせていただきましたが、嵐山町も事業名といたしましては、嵐山溪谷バーベキュー場バージョンアップ事業ということで手を挙げさせていただきましたが、こちらについては採択がされなかったということでございます。このタイプⅠの採択されなかったという通知について、ちょっと手元に資料がないのですが、タイプⅡについては昨年11月10日付で内閣府地方創生推進室から通知がまいているというようなことでございます。このタイプⅠ、タイプⅡ、ほぼ同時期に決定があったものというふうに思われます。

以上でございます。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 答弁いただいたとおり、昨年11月9日にあったと思うのです。いずれにしても、それからそう遠くない日には通達なり、あるいは事務連絡なりがあったものと思います。

それで、昨年11月27日には、議員全員協議会において嵐山町人口ビジョン及び総合戦略の町長報告をいただいたわけなのですけれども、その時点でもう明らかにわかっていたと私は思うのですけれども、そのときに一緒にその結果もあわせて報告ならなかったのはなぜなのか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

大変申しわけございませんが、11月27日の全協の内容につきましては、ちょっと定かに覚えておらないところがございますが、その時点でこちらで把握している情報のうち、議員の皆様方に伝えなければならないと判断をしたものについてお話をさせていただいたというところがございます。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 正直言って不満が残るわけなのですけれども、町にもいろいろな事情があるかとは思いますが、その辺のことも考慮して、これ以上はその点については余り追及したいとも思いませんけれども、いずれにしても、昨年12月18日には地方創生に関する都道府県指定都市担当課長説明会が開催されまして、地方創生加速化交付金についての説明があったわけなんです。それで、この加速化交付金については、さきのタイプⅠについて交付されなかったところもあるわけなのですけれども、交付されたところの事例が幾つもあるわけなのです。ですから、それを見て、もう一度この先駆性を高めて、レベルアップした事業計画を送ってくれということで国からあったものが、今現在、町が手を挙げて計画を送ったというもので間違いないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ちょっと一点整理をさせていただきたいのですけれども、加速化交付金、これはタイプⅠだとか、タイプⅡだとかというものではございません。タイプⅠ、タイプⅡというものは地方創生先行型というものに区分されるものでございますので、ご留意をいただきたいというふうに思います。この加速化交付金10分の10につきましては、町としても積極的に採択されるべく取り組んでまいったというものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) その辺は私も理解しているのですけれども、いずれにしても、それについては、さきのタイプⅠでやったような、先駆性のある事業にして送ってくださいというものだったと思います。趣旨の違うものではございますけれども、そう

ということでもう一度計画を、先駆性、5つぐらいの項目があったと思うのですけれども、それを兼ね備えてつくったのが今度送った計画ということだと思います。

私昨年12月の第4回町議会定例会の一般質問のパブリックコメントのところで、この計画は国に送ればそれで終わりというものではありませんと。全国の自治体でも大体同じようなものをつくってきたりして、もっと予算をつけられるようなものを出してきてほしいということになるのではないかという懸念をしたわけなのです。危機感を持って、議会も行政も町民も一体となって取り組んでいかなければなりませんよということをお願いしたと思います。

また、総務経済常任委員会では、嵐山町の経済活性化を閉会中の事件として今研究しているところでもあります。このように、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略を議会としても高い関心を持って、嵐山町のために何ができるかという思いで取り組んでいたわけなのです。

今までの一連のやりとりを町長お聞きになって、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろご指摘をいただきました。今まで担当課を中心として、国で大きく変わってきている、方向が変わってきている、それに乗りおけないということで、町でも担当課必死になってやったわけなのですが、一つご理解していただきたいところは、町ではこれがやりたいのだと。こっちの町はこういうことをやりたいと、みんなあるわけで、それで国ではこういうものにはいい点数を上げますよというのがあると思うのです。それがぴったりのところというのは、やっぱりうまい形にいやすい状況がある。そうでなくて、ここのところがやりたいのだというので、そのところを幾らか色をつけてといいますか、つくってすり寄せていってというようなことの中には、うまくいくときと、いかないときが出てしまったのかなという感じがします。

それで、いずれにしても、国全体の中で国をつくり直すといいますか、人口をふやす方向にいく、活性化を図るためにいく、それでなかなかそのところに産業の集積が少ないようなところですかというところには、ちょっと点数が甘かったのかなというのも、総体的に見るとそういうような感じがいたします。ですからというので甘

えるわけではありませんけれども、交付税のあれが埼玉県の中でも4番目に少ないというところ、国でもそれなりの見方というのがあるのかなという感じがいたします。それだけではないと思っても、ふんどしを締めてかからないといけないわけですけれども、そういうようないろんなことがいろんな形で少しずつ影響して、とれたりとなかったりしてしまったのかな、そんな感じがしております。

今後については、さらに情報をしっかりとって、どういうふうにしたらどうなるというようなことをしっかりと検討していきたいというふうに思っています。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。私も実は、地方創生推進室に電話をして、今回こういうことで計画も出す、もちろん嵐山町民であることも伏せての電話ですけれども、一般論としてのお尋ねで聞いたのですけれども、最低計画を出せば4,000万つくのか、その内容によっては8,000万までつけてもらえるのか、交付してもらえるのかということをお尋ねしたところ、いや、厳格に審査していると。それで、場合によっては落選ということもありますということなのです。ですから、なかなか、今町長からお話いただいたのですけれども、厳しい情勢もあると思いますので、期待を持って成果を見たいとは、待ちたいとは思っておりますけれども、何しろ選ばれるほうですから、なかなか難しいものがあるかなとは思いますが、しっかり結果を待ちたいと思います。

次に、(2)に移らしていただきます。資料1を見ていただきたいと思っておりますけれども、嵐山町近5年間の人口移動調査表及びグラフをちょっとご覧いただきたいと思っております。この表は、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略の27ページにある表と同じものを示したものです。少し違っているのは、近5年で26年と27年の数字を入れました。それと、世帯数の増減も見てみました。この2点であります。これを見ると、平成23年はプラス47世帯、それから平成24年はプラス29世帯、25年はプラス100世帯、26年はプラス65世帯、27年はプラス33世帯と、5年間で連続増加で274世帯増加しているわけなのです。

しかし、人口でいいますと、平成23年はマイナス38、24年はマイナス97人、25年はプラス45、そして26年はプラス35、27年は少しマイナスになりまして、マイナス8ということで、5年間で63人の減になっております。5年間で274世帯も増加しているのに、人口が63人減少していると。これは主に転入増加なのか、あるいは核家族によ

って、要するに、子供が家を嵐山に買ってということなものなのか。その辺、分析をされていたら教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

特に細かい分析はしてございませんが、考えることに関しましては、核家族化とか、そういったことが一つの要因として考えられるのかなというふうに考えます。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) はっきりしたものがあるかなと思ってお聞きしたのですけれども、グラフを見ると、世帯の増減も転出入の増減も同じ動きをしているのです。したがって、核家族化世帯とも推測されますけれども、いずれにしても、私はこの数字は結構健闘しているなと思って見ている数字です。嵐山町への、いずれにしても定住化につながる数字ではあるのではないかなと思って、期待をして見たわけがあります。

なお、増加人口及び減少人口の事由には、転出入のほかにその他があります。このその他とは何なのかと思ひまして、役場の職員にちょっと確認しましたところ、増加のその他は、転出の手続をしたのに転出を取りやめた場合など。あるいは減少のその他は、職権消除の場合、またいることになっていたが、確認をした結果いなかったなどだそうです。その他の事由では、増加しているよりも減少のほうが圧倒的に多いわけです。それも外国人の方に多いというので、そのような理由からの増減ですので、その人口は見ない数字になっております。

一方、将来を占う出生数について注目してみました。23年には110人、24年には113人、25年は95人、26年は112人、27年は116人と。25年の95人を除けば、110人台をキープしている数字で、出生数においても、ここ5年は安定した数字で、健闘しているなと思っております。

そこで、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略では、5年後に130人の出生数を事業評価指標としております。総合戦略には、そのための事業も幅広く網羅されていますが、成人式実行委員の若い方とのお話し会を持った際にも、住むなら、もうはっきり言いますけれども、滑川がいいというようなことがありまして、ショックな発言だと思っ

たわけです。5年後の20人の出生数を増加させるには、具体的にはどのような策をとったほうがいいのか、町としてどんなお考えを持っているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回の人口ビジョンと総合戦略の策定に至った経緯、きょう議員さんからもお話をいただきました。まさしくそういった経緯で策定をしたと。この中で、人口減少問題、これに対する対応が喫緊の課題だという判断のもとに、雇用をつくり、人の流れを変え、若者たちの希望をかなえる、この3つの施策を主に掲げて計画を策定をしたところでございます。

ご質問でございますが、どのような施策をということでございますが、今こういった3つ、基本の柱ですね。こういったこの事業ということではなくて、ここに掲載されているさまざまな事業を行う中で、嵐山町に定住をしていただける方をふやす、希望をかなえる、子供が3人欲しいのに2人しか持てない、2人欲しいのに1人しか持てない、そういった方の希望をかなえる、こういったさまざまな施策を実施することによって出生数を増加させていくという形で考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。いずれにしても、一つの施策で、これで子供がふえるというようなものではないと私も思います。ただ、若い子育て向きの行政サービスをすれば、向上が即効的にあるのかなとも思ったりしますが、町の予算も考えなければならぬわけでありまして、そうすると即効的に効果があるのは、今あるものを生かすのが一番いいのかなと私は思ったわけです。

そこで、やっぱり平沢地区の区画整理事業及び東原土地区画整理事業の成果を上げるべきだと、このように思ったわけですが、それで先ほど両事業の現状についてお伺いしたわけなのですけれども、この事業での今後、先における見通しについてお尋ねしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今後の見通しということでございますので、現在の事業計画上的お話をさせていただきたいと思いますが、平沢土地区画整理事業につきましては、平成30年度を完成の目標ということで進めておりますが、現実には若干見直しが必要だということで、現在見直しを進めておるところでございます。30年度から若干延びるのかなというふうを考えております。

それから、東原土地区画整理事業につきましては、平成30年度を完成のめどとして、今事業を進めております。こちらにつきましては、実際に工事そのものは全て完了しておりますので、こちらにつきましては30年度の完成を目標に進めてまいりたいというふう考えております。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 平成27年の第3回定例議会において、総務経済常任委員会から、東原土地区画整理地内は利便性が高い地域で、空き区画が多い、積極的に販売されるよう指導することという要望、提言がなされました。この提言に対しましては、いろいろと質疑もなされたようではありますが、町からは第4回定例議会におきまして、土地を所有する企業に方針を伺う、それから他の地権者からの土地利用相談があった場合に対応する、この2つの回答が主だったかと思えます。いろいろ考えられてこの回答になったのだとは思いますが、この対応しかないのかということでお伺いしたいと思えます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

東原土地区画整理事業につきましては、半数以上の土地を一般の企業がお持ちだった場所、山林だった場所を区画整理をした関係がございまして、大半を一般の企業が占めてございます。現在まだ東原土地区画整理事業につきましては、仮換地の状態でございます。まだ換地処分ができていない、登記が終わっていない状況でございます。そういったことがございまして、実際に販売をする段階で、仮の状態の販売をしなければいけない。そうすると、実際には事業が本登記が終わった段階で、清算という事務がどうしても生じてきてしまいます。そうなってくると、確定をしていない面

積で売り買いをするというのは今東原の企業さんは考えていないと。換地処分が終わって、面積が確定した段階で処分をしたいというのが企業さんのお考えでございますので、できるだけ早い事業完了に向けて努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それでは、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略で、土地区画整理事業地内への建築物立地数、重要業務指標として5カ年の累計で30件という計画を立てているわけなのですが、ただいま答弁いただきましたような状況で、この30件を目標としているわけでしょうか。お伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 目標の数値の設定につきましては、区画整理事業がおおむね整備のほうで済んでおりますので、前後の推移と、それから今ご指摘がございましたとおり、東原土地区画整理事業の換地処分が終われば一斉に処分ができると、そういったもろもろを検討させていただいて、目標数値として設定させていただいたものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 私は、定住人口対策としての土地区画整理事業地内に建築物を立地促進するのは、目に見える効果で、出生人口対策にも連動するものだと思っております。それだけの重要施策であると思っております。多額の予算を投入しての土地区画整理事業に建築物立地促進をやると、町が打てる手が余りないというのは残念に思うわけです。さまざまな広報媒体を活用をされて嵐山町の魅力を発信し、その中で、優良住宅地もアピールすることや、土地を所有する企業あるいは地権者、不動産業者との連携を強化して、町としてかかわれるところは貪欲にかかわっていただきたいと思うのです。ご答弁をお願いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁をお願いします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃるとおりでございます。団地、区画整理というのは、

通告の中にもありますけれども、即効性、これが即効性があるということで、バブル期を中心にこの事業が多く行われてきたわけです。残念ながら嵐山町の場合には、その即効性とあわせて区画整理がかなり進みました。都市計画道路に消防署ができるというようなこととか、向こうに商業の集積ができたというようなことというのは、大きな事業の成果だと思っております。

しかし、一つ一番残念なのが、土地価格が下がってしまったということで、当初計画をした計画が実行できないような状況になってきてしまった。それが何としても残念。しかし、これは時の流れで、いかんともしがたい。ですので、議会でも再三答弁をさせていただいておりますけれども、この区画整理をできるだけ早く仕上げ、そして、町にいただける税収のところに結びつけたいというのが町の基本的な考えですということで、再三議会では話をさせていただいております。

そういう中ですが、出せる予算も限られてきている部分もありますので、それを基本に置きながら、状況を見ながらできるだけのことをやって、早く仕上げたいというのが、基本的な考え方でございます。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。いろいろご苦労もあると思います。

それでは、次に、(3)に移らせていただきます。この質問をさせていただきましたのは、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たって実施されたアンケート調査で、公園が少ない、整備されていない、遊具がないなどの意見が余りにも多く寄せられたからです。また、先般の議会だよりの編集の取材のために、嵐山町PTA連絡協議会とお話し会を持ったのですが、そこでも、やはり公園が少ない、整備がされていないとの非難めいた意見が多く出されました。

まず、子育て世代のこうした声や公園の数、遊具の数、先ほど報告いただきましたけれども、現状をどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 現状のどういうふうに捉えているかということでございますが、現在嵐山町の中で整備されている公園というのは、人口がだんだんふえていく中で、地域の方たち等々の要望、そういったものに答えながらとか、先ほどお話をさせていただきました区画整理事業に合わせて、その中で公園を整備していくとか、

そういった形で整備をされてきた公園が現在でき上がっているというふうに考えてございます。

議員がご指摘のとおり、人口ビジョンの調査の中で、公園の整備が非常に不足していると、身近な公園がないとか、子供が遊べる公園が少ないとかといった、そういったもろもろの要望がたくさん出されているというのは私も認識をしているところでございますが、そういった中でも地域地域には公園があるわけでございます。身近な公園、確かに公園のそばにいらっしゃる方はそれで満たされているでしょうし、その身近な程度というのがなかなか難しいのかなと思います。

ただ、これから総合振興計画でも、人口ビジョンのほうでも考えているのが、人口減少の中で、どういうふうにそういったことに対応していかなければいけないのかなということをこれから考えていかなければいけないというふうに考えております。身近な公園をつくれれば、その公園の質というのはどうしても下がっていくのかなと。質を上げれば、数を減らさなければならぬと。そういったもろもろのバランスを考えたながら、整備をしていかなければいけないというふうに考えております。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 日ごろ公園を見ますと、そんなに遊んでいる子供がいて、にぎわっているというようなことは確かにないわけですがけれども、土、日、祭日あるいは夏休み等々になりますと、子供が一日中、家でいたり、遊んでいたり、勉強していたりというわけにもいきません。やっぱり小さな子供を、子育てに当たっているお母さんであれば、一日に1回は公園に連れ出して遊ばせてやらなければならないと。これがごく日常的事だと私は思います。いろいろ重要性も考えられて、公園の満足度をパーセントで指標にされておりますけれども、満足度をパーセントであらわすとすると、やっぱり整備していかなければ満足度にはつながらない、このようにも思うわけです。

これはあれですか、平成25年9月に総務経済常任委員会で、やはりこの公園に対する要望を提言をされております。同じような課題があって、今答弁されたような内容のことで提言をされているわけなのです。私もその辺の、子供が少なくなる、公園を整備していく、いろいろ管理もしなくてはならない、大変いろいろお悩みのことだろうとは思いますが。これを計画的に幾つかの公園に絞って、1年に1つずつでも整備していけば、5年たてば、5台の遊具がそろわなければならないのです。ですから、そういった面

の細かな整備を図っていただきたい。

それと、整備するだけではなくて、整備したものを広報でどこどこに何をつくりましたよと、写真入りで子供の遊んでいるのを載せてやる。あるいは子育てカレンダーですか、ああいったいいカレンダーも出ていますので、ああいうものの下にやっぱりそういう遊具で遊んでいる子供の写真を載せて、どこどこに何々をつくりました、駐車場も何台ぐらいありますよとか、そういった広報をしていけば、若いお母さんやお父さんも、町も苦勞して一生懸命やってくれているのだなということで、満足度も上がっていくのではないかなと私は思います。そういったことで努力をしていただきたいと思いますが、町長、お伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

まさにそのとおりだと思うのです。それで、公園で子供が少なくなってしまうので、公園も少なくなってくる。これが地域が廃れていくスパイラルになってしまうのだと思うのです。それで、今地域のあれを見ていただくとわかるのですけれども、昔はブランコがあって、滑り台があって、逆上がりの鉄棒があれば公園だというようなことだったわけですが、子供たちがおりてくる滑り台のおりてくる場所、ブランコの下、鉄棒でやるところ、下がもう草でいっぱいなのです。それぐらい使う子が少なくなってきたりしている地域の公園もあるわけですね。

ですので、数年前から町のほうではやっぱり拠点をつくっていく。それと、満足度というお話ありましたけれども、公園もブランコと滑り台があれば満足という時代でなくなってきたので、やっぱり満足をするような公園を、議員さんおっしゃるように絞ってやっていって、ちょっとあれだけでも、あそこまで行ってみようというような感じの公園にしないと公園と言われないのではないかなというような感じがしております。そういうようなこともありまして、拠点公園をしっかりとつくっていきなさいということなのですけれども、一つ色のきれいな大型するのが何千万というようなことなので、なかなか手が出しにくい状況もあるのですけれども、考え方とすると、おっしゃるとおりそういう方向にしないと地域の魅力ができない、公園としての公園の価値がないというような状況になりますので、議員さんおっしゃるように、いろんな知恵を絞って頑張っていかなければいけないというふうに思っています。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。

それでは、（４）に移らしていただきます。先ほど（４）についてご答弁いただきました。私は、自分で表をつくって皆さんに提示していて、質問して大変失礼なのですが、あの数字が本当に正しいのかどうか、確認をしたいとも思いました。余りにも、平成20年の統計と25年のあれが差があり過ぎまして、それで一覧表にしたのを皆さん見ていただければわかるのですけれども、よその市町村、村はないので市町だけなのですけれども、市町ではそんなに差がないのです。隣の滑川町さんで随分空き家が減っているようになっていっても6%ですか。そんなに変動ないのですけれども、当嵐山町は平成20年の統計では断トツ埼玉県の1位の空き家率を誇っていたわけなのですけれども、25年になってから12.2%ですか。県下ワースト17位まで改善していると。そういうことで、これは統計にはちょっと疑問があるなということで、それで質問をしたわけなのです。

そこで、お伺いしたいのですけれども、あの統計はどこで調査したものなのか、町がかかわっていないものなのか、その辺ちょっとご説明いただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。住宅都市統計調査の関係で地域支援課が所管をしておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、この調査につきましては、5年に1度行われているものでございます。町から町内の方に調査員としてお願いをして、調査をいただいております。確かにこの結果を見ますと、大変、5年間でこんなに乖離があるのかなというふうに誰しも思うところでございます。この調査の仕方が、まず国勢調査で行われる調査区、このうちおよそ5分の1を選定をして、なおかつその1調査区のうちの17戸、17の世帯というのでしょうか、家というのでしょうか、それを抽出をして、その状況を調査をして、そこから推計値として持っていくような形になっております。

今回、このような大きな差があるということの一つの要因として、20年と25年のその差を見てみますと、一番大きいと思われるのが、実は、嵐山郷さんの職員の寮というのでしょうか。そういったものが、20年のときには調査区には選定がされていまして、25年は外れているのです。今嵐山郷さんの寮というのは、ほぼ空いているような

状況があらうかと思えます。そういった、これだけに限らないと思うのですが、大変こういったことがあって、大きな差が発生をしてしまったのだらうなというふうに思っています。この統計の冊子になって出てくるのですけれども、そういったものを見ますと、やはり母体が大きくなれば大きくなるほど誤差というのが当然小さくなっていくわけでございまして、嵐山町くらいの1万8,000人、こういった人口の自治体については最も誤差率が大きくなるのです。それを加味しても大きいのですけれども、ただいま申し上げたような要因もあって、こういったような数字になっておるかと思えます。

先ほど環境農政課長のほうで答弁をされました実態調査をした結果の数値、こういったものが、嵐山町における真の空き家の数ではないかというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 統計でございますので、過去にさかのぼってどうのこうのといっても議論は始まらないと思えますので、今後はしっかり調査して、正確なものが把握できるようなものに持っていかなければいけないかなと私は思います。

それで、今度空家等対策推進に関する特別措置法の関係で、町でも、これは条例ですか、これが上程されてきているわけですが、嵐山町空家等対策協議会設置条例ですか、これが議案に上がってきておりますけれども、町には空家条例を制定されるというお考えはありませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 この法が施行される以前は、町は条例を制定すべく準備を進めておりました。しかし、国のほうで法を制定したということで、この法のほうに委ねるということで、条例の制定は取りやめになったという経緯がございます。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 多分この法律ができたのでということがあるのではないだろうかと思えます。

条例については、所沢市が全国で初めてこの空家条例をつくりました。そして、

急速に全国の自治体に広まって、370の自治体で制定されております。それで、空き家や問題の研究者で、上智大学法科大学院長北村喜宣先生は、法律が制定されても条例の必要性は失われない、このように書物で書いておられます。法律ができたから条例は要らないと言いがちではありますけれども、その先生の必要性の理由としては、これまで制定されていた条例の内容を、法律は必要かつ十分に吸収していない。それから、2番目として、法律を条例に吸収して、国の法政策プラス市町村の法政策を住民に示す必要があるのだと。3番目として、空き家問題はソフトとハードのまちづくりの問題であるのだと。4番目として、法律が空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進せよと言っている意味も考えてもらいたいと。5つ目として、一つの部署で手に負える課題ではないと。このように、5つの具体的な必要性を上げております。私も不勉強で、この5つがどういうふうに具体的に必要性にかかわるのだということまで勉強してはいないのですけれども、このように法学の先生が話されております。

この中で納得できるのは、法政策を住民に示す必要があるのだろうと。それから、空き家バンク制度もあるわけですから、そういう条例でそういうものも入れていっていいのではないかと。それから、法律のあれは14条の12項だったですか。定かではないのですが、この空き家で問題のある空き家については標章を張りなさいというようなところもあったと思うのです。ただ、標章を張れといっても、その標章を条例か何かできちんと示さないと張りようがないわけなのです。そういった観点からすると、空き家条例も考えなくてはいけないのではないかなと私は思っております。これについて答弁をお願いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

ご指摘の条例がどのような趣旨のものか、私まだ勉強しておりませんので、今後検討はさせていただきますが、法の今回制定されました特措法の中で、今回協議会の設立についてもう準備をさせていただいているところでございますが、この協議会が市町村の空き家対策計画というものを、この法の第6条に基づいて決めることになっております。これは、その計画につきましては、決定後には町民にお示しをするということになるわけですが、この中で空き家対策の対象エリア、対象とする空き家の種類、あるいは空き家対策の基本方針というようなもの、それから空き家対策の計

画の期間を定める、あるいは実態調査を実施する、所有者や空き家の適切な管理の促進についてを定める、それからさらに空き家の跡地の活用についての促進についても定める等々がありまして、これが全部で9つの項目がございまして、こういったもので、市町村の具体的な計画をこの法の精神に基づいて決めていくのだということが定められておりますので、こういった計画を立てて、これを実行していく上で、さらに条例が必要ということになりますれば、またその時点で検討をさせていただくということになるのではないかと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。まだ空き家についてはいろいろお尋ねしたいところもあるのですが、時間のほうも気になってきましたので、ではもう一点だけ空き家でお伺いしたいのですが、駅も非常に、東西通路もすばらしい嵐山町の写真ができて、私も早速見に行き、これはいいなと、すごいな、嵐山もいいところがいっぱいあるのだなというような感じを受けたわけですが、一方西口におると、まだ駅前にちょっと心配になるような建物もある。それから、駅の北側ですが、行けば、以前に賃貸のアパートか何かの、貸家ですが5～6棟あるのがすごい大分景観になってきているわけなのですが、そういったものに対して、町では当然ご存じでしょうけれども、アプローチか何かされているかどうか、それについてお伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 申しわけありません。もう一度そのアプローチというのは、何に対してということでしょうか。申しわけありません。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 要は、所有者がわかるかわからないか、これもあるでしょうし、それから所有者がいれば、これは将来的にどうするつもりなのかとかいろいろと、まだ強制力はないわけですので、相談したり、いろいろな手法はあろうかと思うのですが、そういったことをやられているかどうかということをお尋ねします。

○大野敏行議長 再度答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 申しわけありませんでした。平成25年の292戸という空き家調査を行いまして、これは業者委託方式で、目視による調査が第1次調査だったわけです。これを所有者を全部特定しまして、各所有者の方にアンケートという形で、今後どういう管理をされたいか、どういう意向をお持ちなのかということで、アンケートを実施しております。全てに回答をいただいたわけではございませんけれども、そのアンケートの結果をもとに、今後対策を進めていくというのが、まず一つございます。

それから、特に先ほど答弁で申し上げましたように、その中でも、特に老朽化が目立つ物件につきましては、またこれとは別に、特定空き家の候補として、そちらのほうの準備をそれとはまた別に進めていく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。

それでは、（5）に移らさせていただきます。私が人口減少と将来の町の財政状況に対する懸念をお伺いしたのは、人口減少大変だ、それ定住人口だ、町の活性化だ、産業だ、観光だになっているわけですけれども、年々人口が減少して、30年後には国立社会保障・人口問題研究所の推計では1万3,000人までになり、さらに45年後には1万人を切るという推計であります。対策を講じても2,000人の上積み。経済のパイが小さくなっていくわけですから、町の財政もしっかり目を向けていただいて、将来にわたっての道筋を立てておく必要があると、このように思うわけです。

平成26年度決算の嵐山町の町債の残高が約70億、臨時財政対策債というものもあるということなのですけれども、町長も町債残高、約50億を目指されていたと思います。それがなかなか累積地方債が減らない現状ですので、累積地方債の償還に対する町の考え方についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

70億という話出ました。それと、臨財債の話も出ました。以前からその6～70億を嵐山町はずっと抱えてきているわけですけれども、その臨財債の割合というのが、こ

のところ10年ぐらいで変わってきて、中身は少し変わってきているのは変わってきているということです。しかし、借金に変わりはないわけですし、それらをどうしていくかというのが、答弁をさせていただいたような状況でやっていかななくてはいけない。それで、国も年度を決めてプライマリーバランスをけじめをつけていくのだということがございます。嵐山町でもそういう方向をとっていかなければいけないわけで、持続可能性をしっかりと見つけた形での行政運営は、これは当然やらなければいけないというふうに思っております。

それで、基準財政需要額、供給額というのが規模が小さくなってくると、それもおのずと小さくなってくるわけなのです。それで、それが小さくなるということは、行政サービスが低下をするということになってしまうのです。そこのところへつながっていくわけですが、人口が少なくなって税収が上がってこなくなるということになると、当然そこのところにそう行かざるを得なくなってくる。そこのところでどうするというのが、嵐山町でも公共施設のリニューアルをやるときに、2つあるのを1つにするとかいうような形で、中央公民館のときには3つあるのを1つにしたとかいうようなこと、それからこれから先どうなるということもありますけれども、長島議員からも話がありました、学校の統廃合みたいな話も出ました。公共施設をこれからどうするという話も出てくるでしょう。道路の改修はどうですか、あるいは上水道、下水道の基本計画もこのところで見直しています。それで、水道の担当とすると、水道の管がこういうふうに行っていたものを、人数が少なくなってきたところは細くできないかとか、あるいはそこのところの回路が変えられないかとかいうようなことを考えて、縮小ではないのですけれども、そういうのを国ではダウンサイジングと言っていますけれども、そこのところに合わせていく努力、頭を使っていくのだということにならざるを得ないわけですが、そういう方向に嵐山町も早くとっていかなければなというふうに思います。

その一つの方向というのが、今回も予算の中入れさせていただいていますが、菅谷小学校のプール、これなんかもプールがみんな、学校のプールがもう古くなっているわけです。全部すぐつくりたいというような状況です。学校もつくらなければいけないという状況ですが、先ほど言ったように子供の数も少なくなってくる中で、これから30年、50年を使うものを今どうする。まさに今考えていかなければいけない時期だというふうに思うのです。そういうようなことを考えたときに、この財政のこ

ともしっかり頭に入れて、それで、行政サービスが落ちないようにやるのにはどうするのかというのを今皆さんで知恵を絞ってやっていく時期だというふうに思っています。それが、今回のこの総合戦略、人口ビジョンであり、ここで見直した地域の整備計画であり、そのこのところをしっかりと意識しながらまちづくりを進めていく、知恵を出し合う、そういうことかなというふうに思っています。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。

それでは、時間も押し迫っておりますので、大きい2番に移らせていただきます。

第5次総合振興計画、平成27年度改訂版(案)について。

第5次総合振興計画は、町の最上位計画に位置づけられ、町の10年後の将来像を示し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するものです。今回の改定は、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略との整合性や、中間年の見直しを図る必要からであります。

そこで、次についてお伺いをします。

(1) 第5次総合振興計画、平成27年度改訂版(案)への嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略の反映されていない評価指標について。

(2) パブリックコメントの対応について。

以上、2点お願いします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)(2)の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目2の(1)につきましてお答えをいたします。

第5次嵐山町総合振興計画、平成27年度改訂版(案)における目指す指標は、全体で125項目あります。また、嵐山町総合戦略の数値目標及び重要業績評価指標(KPI)は、全体で65項目となっています。なお、双方の計画に重複して掲載したものは41項目であり、総合戦略のみに掲載しているものは24項目でございます。

総合戦略は、地方創生における重要な施策ではありますが、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の総合戦略を勘案して作成している関係上、特に福祉分野などにおいては、入っていないものが多くなっています。また、個別事業において、事業内容を分析でき得る重要業績評価指標を設定をしているため、総合振興計画に掲載するにはなじまないものもあり、そのような総合的な判断を行い、現在の状況になっている

ところでございます。

次に、(2)につきましてお答えをいたします。第5次嵐山町総合振興計画、平成27年度改訂版(案)におけるパブリックコメントは、第2回の総合振興計画審議会終了後の平成28年1月22日から2月2日までの12日間実施をいたしました。

周知については、まず1月号の広報紙に掲載を行い、目を引くような記事となるよう工夫を凝らしました。さらに、総合戦略のパブリックコメントにおける周知方法の一部を改め、嵐山町役場、武蔵嵐山駅、商業施設など計11カ所にポスターを掲示いたしました。ポスターには、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略の概要版のパンフレット及び独自に作成をしたパブリックコメント募集のチラシをお持ち帰りできるよう配慮させていただきました。

結果としては、意見提出者1名、意見項目は6項目となっているところですが、一定数のチラシもお持ち帰りいただいております。周知が図られたものと考えております。なお、パブリックコメント結果につきましては、今後公式ホームページに掲載することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ただいまご答弁いただきました。私は、嵐山町総合ビジョンに出された業務評価は、全てこの振興計画にも盛り込むべきだったと思っております。といいますのは、先ほども前にも話しましたがけれども、国からのお金が十分に流れてこない。そうすると、やることはやらなければならないから、町の予算も使わなければならない。そうなりますと、やっぱり全てを振興計画のほうにも網羅していただいて、それで、町の事業を進めていくと。このほうがよかったのではないかと思っております。この辺についていかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうから、全てを盛り込むべきであったのではないかというような、このようなお話でございましたが、ただいま答弁を申し上げましたとおり、総合振興計画の目標値として設定するには、なじまないものもあるということでお話をさせていただきました。例えば、その総合振興計画の目標のこういった基準で設定をしてい

るかということでございますが、それぞれ施策がございますが、施策に基本的な方針と、このようなものをそれぞれ設けておるところでございます。この基本的な方針に対するその施策の目標値について、総振のほうでは記載をしておるところでございます。

また、総合戦略につきましては、総振に盛り込めるところについては極力盛り込むということで行いましたが、ここで申し上げてはあれですが、先ほどの大項目1の中で、加速化交付金等、交付金のご質問をいただきました。今回こういった交付金、今後いただくには、総合戦略に盛り込まなければならないというような決まりがございましたので、交付金を目的として総合戦略の中に目標数値として入れさせていただいたものもございます。こういったものの中には、やはり総振の中に記載をしなくてもよいのではないかと判断ができるものもございましたので、このようなことにさせていただいたということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ただいまの説明で納得いたします。

それでは、(2)についてご答弁いただきました。今回のパブリックコメントは、広報嵐山の掲載に囲みを入れて、タイトルも太文字で、大変目につくような工夫がありました。また、ポスターによる周知方法を加えられるなど、配慮をされたことは評価させていただきます。

しかし、期間が12日ということで、非常に短かったことに、大変に遺憾に思っております。答弁を求めたいところですが、時間もありませんので、私のほうから一方的に言いますけれども、第5次総合振興計画、平成27年度改訂版策定までの経緯を見ましても、確かに期間は過密でありました。しかし、議会に上げる、そこから逆算していけば、この辺でやらなければいけないというのは、皆さんもいつもやっておられることですからわかるわけなのですけれども、私もそのように思ってみても、なかなか厳しいスケジュールではあったなと思います。

ただ、人口ビジョン、総合戦略を終わってから次の会議まで1カ月空いているわけなのです。この1カ月の空白がちょっともったいなかったなと私思っております。その点だけちょっと端的にお願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回の総合振興計画の一部改定につきましては、正直なところ、総合戦略の策定が終わってから作業を始めたということではございませんで、実際の作業については並行して行っておるところでございます。担当職員も少ない中で、これは言いわけになってしまうかもしれませんが、大変厳しいタイトなスケジュールの中で、何とかここまで持ってきて、議会の皆様にごらんいただいていると、審議上程をさせていただいたということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 私のお配りしました表を見ていただければわかるとおり、いろいろそのように3つに区切って項目を出していかないと、なかなかその関連もわからないわけなのです。ということは、パブリックコメントをしたくても、町の人がこの計画を見ても、すぐに何をどうしていいかわからない状況だと思うのです。それで、1人の方がパブリックコメントをされたということですが、この方は知識が超ハイレベルの方だと思います。ですから、ずばずばいろいろ指摘もされているのだと思いますけれども、一般的にはなかなか、計画をパソコンでプリントアウトしてもわからないと思います。その辺で、後で皆さんのほうから出していただいた見え消し版がありますね。あれを載せていただければ、まだ見ればすぐわかるので、パブリックコメントするのであれば、見え消し版を出してほしかったと。これは、本来質問していきたいところですが、時間がありませんので、要望だけにしておきます。

それでは、次の大項目に入りたいと思います。次に、大項目3の、降雪時の学校の対応についてお伺いします。

平成28年1月18日の天候は雪でした。児童も生徒も1時間おくれの登校で、午前11時30分に下校になりました。午後2時過ぎに、翌日の休校について防災無線で放送がありました。私は、雪の影響で休校になったと思ったのですが、滑川町では休校にならなかったと知りました。

そこで、(1)比企郡内の小中学校の18日及び19日の対応について、一つ一つは結構でございますけれども、休校にした学校はあったかなかったか、その辺の回答をお願いしたいと思います。

それと、(2) 対応の違った理由についてお伺いします。

○大野敏行議長 それでは、初めに、小項目(1)について、藤永こども副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 では、私のほうからは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

休校のあった学校ということでしたので、まず、18日の月曜日の休校につきましては、滑川町の小学校が休校になっております。また、川島町の中学校が休校になっております。東秩父村の小中学校、両校が休校となっております。

19日、火曜日についての休校につきましては、他の市町村について休校のあった学校はございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、小項目(2)について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 (2)につきましてお答えいたします。

18日月曜日は、雪で調理員が4名しか給食センターに出勤できず、調理不能ということで給食を中止しました。午前中のみ授業で、牛乳、フルーツを飲食させて放課といたしました。

19日火曜日は雪ということで、慎重に検討した結果、時間おくれの授業実施も考えましたが、自転車通学が多いこと、路面凍結、歩道の除雪不備、車が滑って歩道に乗り上げるかもしれない等、慎重な判断を行い、安全面を再優先した結果、休校といたしました。結果的には大きな事故や予想外のことも起きず、安堵したところでございます。今までも台風や大雪の対応につきましては、隣接市町村と同じ場合や異なった場合もあり、その時々状況を判断して対応しておりました。今後もそういう方向で対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 吉本議員に申し上げます。一般質問の持ち時間は4分12秒でございます。

吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) わかりました。局地的に雪が多いとか、局地的に雨が降るとか、そういうことではなくて、この比企であれば大体同じような状況です。多分学校でも校長先生なりが教育委員会のほうに電話して、単独でそういう判断をされるとは思えません。やっぱり当然周囲の学校の状況も聞いたり、いろんなところと連携をと

ってやられるのが普通だとは思いますが。その中で、給食の確保ができなかったというのは少し、それでみんな学校へ行けなくなった、休みになったという理由であるとなると、これは父兄もちょっと納得できないところがあるかと思いますが。苦情についてどのくらいあったか、おわかりになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

今回、19日休校になった件につきまして、各小中学校とそれにつきまして、どうしてこういうことだとか、苦情的なものはなかったと聞いております。しかし、ほかの地区とは対応が違ったわけですから、これらについてはやはり今後十分検討して、議員さんのおっしゃるように対応してまいりたいと思っております。

○1番(吉本秀二議員) 実際には、いろいろ……

○大野敏行議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 失礼しました。時間がないもので焦ってしまいました。すみません。

実際には、いろいろ父兄のほうから苦情もあちこちで聞いております。そういう職員の方の対応ということでの瑕疵があっては、ちょっとまずいなと私も思います。今後どこにそういう職員が出勤できなかったようなあれがあるのか、よく原因を調べていただいて、今後こういうことのないような対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変早口で、大変多い項目にわたったものですから、慌ててしまいまして見苦しくなりましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 どうもご苦勞さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(午後 6時16分)

平成28年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

3月4日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第8番議員 河井 勝久 議員

第9番議員 川口 浩史 議員

第11番議員 松本 美子 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
中嶋秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課長
山岸堅護	税務課	長
金井敏明	町民課	長
石井彰	健康いきいき課	長
山下次男	長寿生きがい課	長
村上伸二	文化スポーツ課	長
植木弘	環境農政課	長
山下隆志	企業支援課	長
菅原浩行	まちづくり整備課	長
新井益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
藤 永 政	昭	教育委員会子ども課 学校教育担当副課長
前 田 宗	利	教育委員会子ども課 子ども担当副課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第1回嵐山町議会定例会第4日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 諸般の報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渋谷 登美子 議員

○大野敏行議長 それでは、最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の嵐山町ごみ処理の現状と埼玉中部資源循環組合でのごみ処理の見直しからです。どうぞ。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番(渋谷登美子議員) それでは、渋谷登美子です。第1番、嵐山町のごみ処理の現状と埼玉中部資源循環組合でのごみ処理の見直しについて質問いたします。

嵐山町及び小川町、滑川町、ときがわ町、東秩父村、川島町、吉見町、桶川市、東松山市の燃えるごみ、瓶、缶、プラスチック等の現状の資源化率、1人当たりのごみ量の22年度、26年度の実績値、目標値、目標値達成の可否についての評価を伺います。

2です。埼玉中部資源循環組合の財政計画は、平成26年12月10日の同組合循環型社会形成推進計画には、発生抑制・再使用の推進に関する施策の一つに、平成27年度から32年度までに有料化の検討をすることになっています。

収集運搬費を含め、嵐山町においても、小川地区衛生組合構成自治体においても、負担が高額になります。将来、社会保障サービスの負担増、サービスの低下は確実です。町民負担軽減を考慮し、埼玉中部資源循環組合でのごみ処理の考え方を見直し、里山資源のバイオガス化、生ごみの資源化、廃油のBDF化など、小川地区衛生組合管内での有効なごみ再資源化を考え、新たなごみ処理施設の構築を考える時期に来ています。

循環型社会形成推進交付金は、人口5万人以上で3分の1の補助、ごみ発電を行う場合は、2分の1の補助です。

埼玉中部資源循環組合でごみ処理ありきで進んでいるため、小川地区衛生組合管内での施設整備、PFI方式、DBO方式などの長期民間委託についての調査は一切されていません。将来の財政負担の増大を抑制するために、再度調査することを提言します。見直しを求めます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えをいたします。

嵐山町の生活系と事業系のごみを合わせた資源化率につきましては、平成26年度実績値でございますが、27.8%となります。

また、他の市町村につきましては、小川町が33.1%、滑川町が20%、ときがわ町が23.3%、東秩父村が34.2%、川島町が30%、吉見町が30.5%、桶川市が31.6%、東松山市が21.8%となっております。

嵐山町の事業系ごみも含めたごみ量、1人1日当たりの排出量につきましては、22年度実績値で868グラム、26年度実績値では810グラムであります。目標値につきましては、22年度が863グラム、26年度が834グラムとなります。両年度ともほぼ目標を達成しているものと判断しております。

一方、他の市町村の実績値につきましては、22年度が小川町814グラム、滑川町782グラム、ときがわ町748グラム、東秩父村627グラム、川島町1,042グラム、吉見町677グラム、桶川市785グラム、東松山市1,000グラムであり、26年度が小川町811グラム、滑川町802グラム、ときがわ町779グラム、東秩父村646グラム、川島町1,112グラム、吉見町741グラム、桶川市811グラム、東松山市959グラムとなっております。

同様に目標値につきましては、22年度が小川町710グラム、滑川町638グラム、ときがわ町632グラム、東秩父村484グラム、川島町につきましては21年度の数値でございますけれども1,062グラム、吉見町は22年度は数字が出ておりません。桶川市は23年度の数値で837グラム、東松山市946グラムであり、26年度につきましては小川町788グラム、滑川町760グラム、ときがわ町773グラム、東秩父村647グラム、川島町1,260グラム、吉見町700グラム、桶川市は27年度の数値で784グラム、東松山市は938グラムとなっております。

なお、資源化率及び実績値につきましては、埼玉県的一般廃棄物処理事業実態調査から、また22年度の目標値につきましては、小川地区衛生組合加盟町村では、一般廃棄物ごみ処理基本計画、川島町につきましては川島町輪中の郷環境総合計画、桶川市につきましては、桶川市一般廃棄物処理基本計画、東松山市につきましては、環境年次報告書よりそれぞれ算出をしております。

また、26年度につきましては、川島町以外は埼玉中部広域清掃協議会ごみ処理基本計画の目標値となっております。

これらの数値の根拠については、各市町村ごとに算出の根拠や目標値の捉え方を異にしておりますので、嵐山町以外の市町村の目標達成の可否についての評価については控えさせていただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

埼玉中部資源循環組合を構成する2市6町1村は、現在5カ所の施設でごみ処理を行っております。しかし、それぞれの施設が老朽化をしてきたことから、新たな施設建設を必要とするという共通の課題のもとで、将来のごみ処理の広域化による効率的な事業運営を行うことを目指そうということで協議が開始されました。

平成24年度に開始された協議は、その後構成市町村の入れかわりはありましたが、さまざまな議論と協議を重ねながら、現在の9市町村による体制と事業計画の合意を形成してきたものであります。

したがいまして、嵐山町は一部事務組合、埼玉中部資源循環組合の構成市町村の一員として、現在の事業計画の推進に全力を傾ける所存でありまして、さらなる財政負担の軽減、また事業の効率化は可能な限り追求をしておりますが、これ以外の枠組

みを前提とする事業の見直し等については考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1番から言っていきますけれども、それぞれの資源化率とか、それから目標値、実績値、かなり違いますよね。事業系のごみが入っている場合はしようがないのかなと思うのですけれども、生活系のごみの場合は、一定の資源化率とかそういったものが必要であると思うのですけれども、これは埼玉中部資源循環組合のことでやっているのですけれども、そのことについては埼玉中部資源循環組合では現在話し合われていなくて、ただただ焼却場をつくるという形でしか来ていないですよ。その計画についても見たのですが、それはそれぞれの計画を持っている、市町村の計画を抜粋しただけですよ。それ以外のところで話し合いをして、ごみ処分をどのようにしていくかという話し合いがなく進んでいると思いますが、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 今までの協議の中では、確かに市町村から提出された数値をまとめて、ごみ処理計画等に記載されたものでございまして、今後施設の計画、設計あるいは実施計画の中で、同様の具体的な統一に向けた協議がされていく予定となっております。

以上です。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1と2とかかわりがありますので、2に行きます。2のほうですけれども、資料を見ていただきたいと思います。この資料は、平成26年度の小川地区衛生組合の一般廃棄物処分量、それと23年度の各自治体の負担金です。じんかい処理の負担金です。それで金額を出していますけれども、例えばこの表の中ですけれども、この表の中で小川町でしたら、うち一般というのがありますよね。うち一般のうちの可燃ごみの1トン当たりの金額というのがあります。これが1トン当たりの金額が、小川地区衛生組合で、これは数字を一致させることができないので、負担金と、それから実績量とは違い、それぞれのところから出てきています。処理量です

けれども、1トン当たり、可燃ごみにしますと3万7,644円になります。これはどういうふうな計算かといいますと、可燃ごみが全体の処理量の何%に当たるか。そして、その何%に当たるかというのを金額に換算しています。金額ではどのくらいになっているのか。可燃ごみの金額はどのくらいかというパーセンテージの金額から、そして1トン当たり幾ら、各町村のごみ量1トン当たり幾らかというふうな形で出しているものです。総計ですと、事業系ごみを入れると、3万1,902円というのが1トン当たりの金額です、小川町は。可燃ごみですよ。そして、それが一般ごみになりますと、3万7,644円という金額になります。

嵐山町に行きますと、1トン当たり、事業系も含めて2万9,754円になります。一般だけになりますと4万1,259円、これ可燃ごみになります。

ところが、嵐山町の企業に、実はエコ計画のほうに、川口議員と私と、一遍どのようになっているのか伺いに行きました。そうしたらエコ計画のほうは、33年から34年までに焼却炉を建設する。そして、そのとき焼却炉を建設した場合に、1トン当たりの金額は今までと同じか、今までよりも低い金額になると言われています。今までよりとなりますと、資源プラで計算すると、1トン当たり3万5,640円です。そうしますと、一般の家庭ごみであると、今現在の嵐山町のコストというのは、1トン当たり4万1,259円になります。そうすると、そのところでも1トン当たりの差額というのは、6,000円ぐらいの差額が現在の段階で出てきます。それにプラス加えて、これは収集運搬費がありますよね。収集運搬費のことですけれども、収集運搬費は1キロ、1トン幾らぐらいというふうなものが出てきません。全部で総計で各事業所に民間事業者をお願いしているので出てきませんから、ここに出してあるとおりなのですけれども、嵐山町の現小川地区衛生組合までの距離というのは5.1キロ。だけれども、吉見町の大串地区に関しては18.3キロ。これで3倍の距離の差がありますよね。ガソリンが常に一定であるというわけではなく、そのときそのときによって金額変わってきます。そういった状況の中で、遠距離であるところをなぜやらなくてはいけないのか。初めから小川地区衛生組合管内でやっていくという姿勢がなくて、これ、このまま続けていくと、嵐山町のほか、小川町、滑川町、ときがわ町、東秩父村全て人口減少の消滅可能性自治体です。それであって、これだけの指摘をしながら、これって何回目になりますか。こういったことを進めていくこと自体にとっても大きな問題があると思うのです。

私は、今財政計画を進めていく、そして地域創生とか何かおっしゃっていますけれども、全然地域創生になっていないではないですか。これでバイオガスをつくったり、生ごみの資源化をしたり、いろんなことができるのに、こういった状況がなくて中部資源循環組合でやりますよと決めたから、それからはもう一切ほかのことを考えていかない。小川地区衛生組合管内でも、そういったことをちょっと一遍考え直しましょうよということ自体ができないことがとても大きな問題で、どっちにしても今の中部資源循環組合というのは、平成33年にはスタートできないですよ。どう考えても難しいなと私自身は判断しています。

それなので、もう一度考え直してみるということもあるし、こういうふうなことをやっていくというのは、町民への裏切りでしかないと思います。これから財政負担が大変になってくる時代に、こんな大きなことをやっていくということが。そして、それも、全く住民にも知らせないでやっていくということがとても大きい問題だと思うのです。それをどのように考えていくのか。そんなこともしないで、私本当に思いました。第5次総合振興計画の改訂版なんてこんなことをも考えない、ちっちゃなこと、あれですけれども、それもやらないでこういうふうにしてやっていくのかなということ自体に思いますけれども、町長はこういったこと全てのことを全部判断して、そして中部資源循環組合にやっていこうとしたのか。小川地区衛生組合で、こういったことも全く検討していなかったのか。距離というのは、どれだけ大変なものかということがわかっていらっしゃらないのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

埼玉中部資源循環組合に加入するに当たって、また小川地区衛生組合の構成町村として、今回のこの選択をするに当たって、考えなかったのかという話ですけれども、考えないでこんな大きなことが決断できないわけでありまして、それも今までも議会に報告をしながら、議会のご承認をいただいて、この資源循環組合の今までの費用についても了解をいただいて、循環組合に拠出をして、ここのところまで流れてきているわけです。

それで、加入するのがここに書いてありますけれども、それらの市町村がみんな今こういう状況にある中であって、これからどうしたらいいのだろうということを考え

ない市町村というのはいないです。その中で、ごみ処理についてはどうしたらいいのだろうということで、東松山市も自分でやっていたり、川島町は、桶川市は、小川地区の組合はというようなことを考えて、今度のここのところにみんな力を合わせてやっていこう。そして、今までより、より効率的な形でごみ処理を安定的にやっていこうということで意見があつてこの組合が進んできているということでございます。そして、決断をして構成市町村でスタートしておりますので、ここのところで見直しを求めると書いてありますけれども、その考えは全くありません。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 一旦スタート始めたら、引っ込みがつかないというのはありますけれども、市町村合併のときもそうでした。一旦スタートしていても、住民の人とかの意見があつたら、それは引っ込みがつかます。そういう問題なのです。これはとても大きな問題で、それもしかもし住民の皆さんにほとんど知らせていない。どこの市町村もそうですよね。今度吉見町で3月6日に説明会があるそうですけれども、ほかの市町村には全く、川島町だけですよね。あと川島町と吉見町だけ。ほかの市町村では全く説明会が開かれない。そして、住民の方も全く知らない。広域でこんな大きな問題をやっていくのに、住民の皆さんの意見も聞かない。それで、議会にご報告した。議会にどういふふうにご報告したって、こういうふうなことを検討しましたという報告はありませんでした。民間施設も考えていたけれども、そういうふうなこともありませんでした。ここの場所も選定しようとしたけれども、それはできませんでした。だから、吉見町にお願いしますというふうなご報告は、私は一切聞いていません。私は、ごみ問題に関しては、それなりにアンテナを張っているつもりですから、町長からそんなことを伺った覚えはありません。そして、議会が承認したといたって、議会が承認するのは町長与党の皆さんが多数派ですから、こういった形で進んでいきます。でも、実際にはこれだけ大きな問題を抱えているものを、そしてもし脱退するのであるならば、脱退する日の2年前に決議をして、そしてそれを報告しておけばいいのです。そういうふうな形で住民がやっていくことができる。そういうふうな形に持っていかなくては、この計画をやっていったら、嵐山町もほかの市町村も潰れていきます。

今あれですよ、高速バスの問題があつて、運転手が非常に足りないというふうな問題が出てきています。これだけの長距離のところ、パッカー一車が吉見町の大串地区

まで、東秩父から、嵐山町から、ときがわ町から、こうやってみんな行くのです。それだけの人数と、これ集めていく人数もいて、トラックの運転手さんがいて、そういうふうな状況になっていって、そういうふうなこと全てを考えてこの計画に参加しているとは私は考えられません。今までだって、民間事業者とやろうというふうなことを考えたことはありますかと言ったら、ありません、民間事業者にそんなことは、公共なものは公でやりますからと言っていますけれども、今は民間事業者がやっていくという形がかなり進んできています。そういったことも調査しないでこのままやっていくということで、嵐山町が財政計画でほかのところに、ほかの費用を削って、こういったところにお金を使っていくって、ほかの選択肢があるのにここを持ってきて、今やめればまだ傷は少ない、小さいです。東松山、吉見町、桶川、川島、それでやっていけばいいので、何も小川地区衛生組合がこんな遠いところから行く必要はないのです。そういった選択をしないでやってきているというのは町長の大きな責任だと思うのですが、そのところで、私は2年後だったらば、まだ設計段階ですから、設計段階の中に入っていないことを言えば、建設が始まらないわけです。だから、今の段階で、私は嵐山町ほか小川地区衛生組合は、埼玉中部資源循環組合から撤退して別の方向を考えるべきであって、特に生ごみとか里山の資源を考えるということ、一切そのところでも話し合っていない。でも、今バイオマスエネルギーを考えていく、そういった風潮になっていますよね。その点をなしにして、埼玉中部資源循環組合で始めていくこと自体が問題があると思うのですが、それについては全くお考えにならないのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねてお答えをさせていただきます。

いろいろ渋谷議員さんのお考えというのは、今までも何度も聞かせていただきました。その都度、こういう形で進めさせていただくということをお話をさせていただいてまいりました。そして、今回埼玉中部資源循環組合の話ですけれども、それだけではないのですね、嵐山町が今やっているのは、広域で斎場のつくりかえもしなければいけない。広域で消防署をあちこちでつくってあるものも直しながらやっていかなければいけない。自分の市町村だけではなかなかできないものについては、広域で力を合わせて、そしてできるだけ経費を少なく、そしてより効率的な形をとっていこうと

ということで今までも進めてまいりました。その一つが小川地区衛生組合です。

それで、議員さんも長いから、言うまでもなくご存じですけれども、小川地区衛生組合の中では、焼却、下水処理、そしてほかの汚水、下水処理というのが、みんなこの市町村ではこれを受け持とうということでやってきて、特に焼却場なんかはご存じのわけですけれども、そこのところに大規模改修もいけません、新しくつくりかえてもいけませんということで、次をどうするということで、今までも何度も何度も会議があったわけです。それで建設用地がなかなか決まらないというか、今までどうしても決まらない。それで直すのも直せないというような状況で今に至ってきているわけです。

ですので、小川地区衛生組合のごみの焼却場の経費というのは、ほかのところに比べても残念ながら高いのです。それは、毎年毎年多額の修繕費を、傾注をつぎ込んでいかないと今の施設が使えないから、そういう状況をずっととってきているわけです。できるだけ早くその状況から脱却をして、それでその経費を少しでも少なく、そして効率的に安定的に長期にわたって使えるような形のものをつくりたいというのは、小川地区衛生組合の構成町村の長い夢で来ているわけです。それが今回のことで、ほかの市町とも話があって、ここのところへ進んできているという状況です。おわかりのことをくどくど申し上げて申しわけないですが、そういう状況で来ているということでもありますので、お考えのような見直しを求めるということは、重ねて申しませんが、その考えは全くありません。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町長は、あと何年ここで町長をなさるか知りませんが、その後のことを考えたときに、すごく大きな責任を持っていると思うのです。その後のことを考えて、私もまだ何年議員をやるかわからないけれども、こんなことをやっていたら町民の方に申しわけがない。そう思います。そう思いませんか。10年後、20年後にこれだけの負債を子供たちに渡して、そしてもしかしたらガソリンが手に入らなくなったら、どこに持っていくのですか。すごく高騰したときに。そういったことも考えたときには、こういったやり方を今までのように広域処理で、そしてやっていく。例えばいろいろな形で広域議会というのは必要ですよ、広域の組合というのは。ですけれども、このことに関しては、ごみ焼却に関しては、もう今大きなところでたくさん燃していこうというのは無理な時代になっていて、焼却量の多い焼却炉を持つ

ているところは、焼却のごみが足りないから、あちこちから集めてくるという、そういう状況になっていきます。そうすると、1日220トンですか、今。220トンや250トンのこれから炉をつくるわけですよ。そういったことをして、ごみがなくなってきた、あちこちからごみを持ってくる。そういう炉になってしまいます。

そうではなくて、しっかりしたバイオマスや生ごみを外して、生ごみは生ごみでしっかりした資源処理をできる。そして、バイオマス、里山のものは里山のものとしてやっていく。そして、今は民間処理が、民間で行っていくという形のほうが、私もこれは民間でやってもいいのかなと思っているのは、それだけのノウハウを持っているということです。そうすると、まだ30年の建設段階には間に合うのです。今やめるということを考えていく。小川地区衛生組合で考え直していくということが必要なのですけれども、再三見直しはしないと言っていますが、見直しをしないといけない、どんなことがあってもやらなくてはいけないことがあるとしたら、これが一番大切なことなのです。いろいろやることはあります。消防署だってあるだろうし、介護保険のことだってあるだろうし、だけれどもこれは少なくともちっちゃいところでやっていくべきことで、吉見や東松山、東松山市のごみが38%入るのですよ。嵐山町のごみは何%か知りませんが、今ちょっと計算していないですけれども、そんなところに加わっていくよりも、しっかり、まだ嵐山町は里山のものがあるので、そういった形のごみ処理を考えていく。そういったことが全くなくて、先ほどもそうですけれども、ごみ資源化に関しての計画もない。そういった中でやっていくということ自体の問題性の大きさというのは、町長はこれから10年、20年後の嵐山町を考えて、消滅するかもしれない嵐山町を考えて、そんなことが、一遍決めたことは考え直せないなんてことができるのでしょうか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんのご意見は、今までも何度もお聞きをしていますけれども、消滅をするというふうに言われましたよね。そういうふうに衝撃的な試算、指数の報告があって、それで全国では今いろんな対応をしなければということで動いているわけです。それで、市を、町を、村をどうしようということで今考えているわけです。ですから、今やっているものより効率的で、経済的で、しかも安定的に、これから20年も30年もやっていかなければいけない。それは、この方法のほうが有利だろうという

判断のもとで、嵐山町だけが判断したのではないのです。構成市町村が判断をして、こっちのほうがいいだろうということで決断をしてスタートをしてきているわけです。ですから、そういうことを効率的にやって、それで介護にしろ、医療にしろ、生保にしろ、いろんなことに対応して、教育もしっかりやっていかなければいけないというために、今のままではできないので、しっかりした体制をとってやっていく。これが今度の中部資源循環組合、これに加入をした一番の理由でもありますし、それつきりありません。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 効率的、経済的なのというのは、中部資源循環組合では非効率的です。そこを今証明しているのだけれども、そのことは全く話をしていても、そのこと自体も検討しようとしていない。でも、一旦始まったから、それから抜け出すことはできない。そういうことが町長の答弁ですよね。今の話だと、私は絶対にこれは非効率的で非経済的であると思います。ごみを何でこんなに遠いところまで持っていかなくてはいけないのですか。町長は、自分でごみを焼却場まで運んだということがありますか。多くの嵐山町の町民や小川町の町民や東秩父村の町民が、これから吉見町まで車で粗大ごみなんか持っていきますよね。そういうふうな形になるかどうかわかりません。

そして、今の検討課題では、将来的には有料化を求めることも検討すると書いてありますよね。有料化を求めるということは、これだけ費用がかかるということが前提になっています。それにさらに運搬費用ということが出てきます。そういったことを考えて、ちっとも経済的でもないし、効率的でもない。そして、それは18年か19年ぐらいから考えられたことですよね。消滅自治体と言われたのは去年の話です。去年かおとしの話です。私がどんなにこれは危ないというふうに言ったって、いや大丈夫だというふうにおっしゃっていたの、町長ですからね。

それで、そういうふうな時期になったときには、もう一回見直すという、町のあり方自体を見直す。どうやって資源をとっていかか、そして新しい産業をつくっていくか。ここのところでエネルギーが使える一番大きなチャンスであるのに、そのエネルギーのチャンスも、ここでは全部中部資源循環組合にお渡しして、嵐山町、小川地区衛生組合、立派な里山の資源があるのにもかかわらず、それも全てそっちにお渡しして、立派な生ごみの堆肥化施設やなんかもつくることのできる。そういったノウハウ

を持っている小川町があるにもかかわらず、全て焼却ごみにして持っていくというのが今の計画です。そうではないですか。これをもう一回見直すということが、どれだけ嵐山町にとって、ほかの市町村にとって大切なことかということが全くわかってなくて、なさっているということです。

私は、何回も何回もこれをやっていきますけれども、もし仮定のことは答えられないとおっしゃるのはわかっているのですけれども、ガソリンが高騰したときにどうしますか。そういったことって、とても大切なことなのです。今までよりも3倍の距離を運んでいく。東秩父なんかもっと大変だと思います。そういった、それで、東秩父なんかは本当にすごいなと思っていますけれども、可燃ごみは1トン当たり現在でも8万円出しています。それに輸送費も入ってくる。そういったことを日本全体のお金で支えていくわけです。そうですね。東秩父村にはたくさんの国税が入ってきます。ときがわ町もそうです。そういった本当に必要なことにどこにお金を使っていくか。国全体で考えていかななくてはいけない。だけれども、ここに決まってしまったから、もうそれでいいのだよというのが、今の町長や小川地区衛生組合の市町村長の考え方です。それをもう一回見直していく。何しろ中部資源循環組合の説明さえ、嵐山町やなんかにはしない。そういう事態ですよ。どこで住民の方にこの説明をしましたか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これが議論がかみ合わないということなのでしょうね。

〔何事か言う人あり〕

○岩澤 勝町長 聞く耳はないし、自分の考え言うだけだから。今までのこの資源循環組合でやっている、計画の中で出てきている数字というのは、今までそれぞれの構成市町村がごみをどれぐらいやって、どれぐらいの処理費がかかってきていますよ、それを足すとどれぐらいになりますよというのが出ているわけです。それで、その構成市町村がこれぐらいな形の規模でいかなければどうなのだろうねということで計画をつくって、計画というのは予想のあれです。それで、各構成市町村から議員さんが出て、先日議会ができたわけです。それで、そのところで、これからどういうふうにごみの処理を、どういうやり方で処理をして、どういうふうにやって、どういうふうにするのだということは、議会の中で決めていくわけですね。

〔「議会の中で決めないよ」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 どこで決めるのですか。

〔「町長部局で決めるんでしょう」と言う人あり〕

○大野敏行議長 直接の発言をしないでください。

○岩澤 勝町長 はい。聞きません。

議会の中で決めていくわけです。それで、その議会ができて、それで新年度はこういうことをやりましょうということを議会で決め、それでまたやったら、それで議会が承認をしてどうなる。それを各構成市町村に持ってきて、議会の皆様、町民の皆様に了解をいただいて進めていく。この一番のスタートラインの議会ができたところではないですか。ですから、この数字なのです、この数字なのですというのは、架空の数字なのです。これからその焼却施設で、どれぐらいのごみが、どう1時間で燃えるとか、どう燃えるとか、そうするとごみの焼却費が幾らかかるとかというのは、これから出てくることなのです。ですから、議員さんのお考えは聞きましたけれども、何度も申していますけれども、今まで答弁したとおりでございます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 言い返します。聞く耳を持たないのは町長です。そして、私は何度もこの問題については言っています。なぜ問題があるかということも言っています。何を決定していくかというのは、議会ではないです。議会は本当は決定することですけれども、議会は、今の中部資源循環組合もそうですけれども、広域議会は政策は作りません。嵐山町の議会も政策は作りません。議決はしますけれども、議決ということはやりますけれども、その政策の案をつくるのは全部首長側です。その首長側が、全くどんなことが問題があるかと言っていても、提案しても、聞く耳を持たないのは首長側です。ずっと言っていて、こんな問題もあるよ、こんな問題もあるよ、こんな問題もあるよと言って、そして予算として出てくるのは、もう既に概算で全てのことは決まっています。概算でできますよね。そうではなかったら、予算も出せないし、こんなこともできないし、組合議会もできないし。そうですよね。議会が決定するのではない。当たり前のことではないですか。今の状況の中で、そんなインチキな話はしないでください。これは本当に大きな問題だから言っているのであって、こんな大きな問題を、決まったからやっていくというのではなくて、一遍見直してみるという視点に立ち直さないと無理があります。

これは、町長は何年生きられるかわかんない。私もあと20年は生きるかもしれない。だけれども、その後に続く問題なのです。焼却炉というのは、30年から40年はもちます。その間の期間、それをずっと運営していくランニングコストを支出するわけです。これだけ高額ではないですかと言っていて、こんな高額のことをしていたら、ほかの費用に回せなくなりますよと言っている。ほかの形でごみ焼却はできるし、ごみ処分はできるのだけれども、そこの考え方は全然できていないですよというのを言っているの、それでそれも全く、私の言っていることは、町長の言っていることを聞く耳がないからではなくて、町長のほうがどういう問題があるかということを知る耳がなく進んでいるということではないのですか。何度でもやりますけれども、これは見直しをしなければならない事項の最重要事項の一つだと思いますけれども、そうは思わないのですか。

○大野敏行議長 渋谷議員に申し上げます。インチキという言葉は撤回してください。

○13番（渋谷登美子議員） わかりました。今のインチキということは撤回しますけれども、これは虚証に近いです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねてお答えをします。

今まで答弁したとおりでございます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） このままでもしようがないので、次に行きます。ですけれども、この問題というのはずっと続いていく問題で、これはこの建設に嵐山町は参加してはいけません。すごく強く思っていますから。次に行きます。

公共用水域の水質と下水道の接続についてです。1として、町内の河川に通じる生活排水の水質検査において、大幅に基準値をオーバーしている地点がある。推測される理由を聞きます。これは、資料のほうにおつけしていますけれども、川島川流入点というのが異常ですよ。矢崎橋があって、矢崎橋が常に大腸菌が多く、そしてこれはなぜなのだろうかということがあって、個別表を見せていただきましたら、川島川流入点というのが異常です。そして、これはどんな問題があるのか伺いたいと思います。

それから、2番目です。生活排水等についての苦情・要望の有無を伺います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（１）（２）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えをいたします。

平成27年度の水質検査の結果、３河川７地点の全調査地点で環境基準に適合しています。しかし、大腸菌群につきましては、ほとんどの地点で環境基準を超える変動が見られておりまして、特に川島川流入点では、年間を通じて極めて高い数値を示しております。

渋谷議員さんの参考資料、この川島川流入点、こちらをごらんいただいた、このような大腸菌数が出ております。この要因を調査をいたしまして、必要な対策を講ずるため、２カ年にわたって川島川とその上流部の都市下水路の水質調査を実施をいたしましたところ、東上線の東側が数値が高いことがわかりました。このため、旧254国道から菅谷６区・５区を経由する下水路に範囲を絞り込みまして、さらに詳細な調査を行う予定となっております。この要因でございますけれども、大腸菌群の多さから見ますと、し尿による汚染を受けた可能性が高いというふうに思っております。

続きまして、質問項目（２）につきましてお答えをいたします。苦情件数につきましては、平成25年度は工業排水２件、車両が原因によるものが１件、下水道公共ますや下水路に関するものが５件、側溝等からの悪臭に関するものが２件の計10件でございます。平成26年度につきましては、工業排水が２件、側溝等からの悪臭に関するものが２件の計４件でございます。平成27年度につきましては、工業排水１件、車両が原因によるものが２件、下水道公共ますや下水路に関するものが７件、側溝等からの悪臭に関するものが３件の計13件でございます。

要望につきましては、平成27年度工業排水の１件のみでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 川島川流入の菅谷５区・６区について調査をしてということですが、具体的にはどのような形で調査をなされていくのか、伺います。そして、調査の結果はどのような形で公表されるのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 ただいまご答弁申し上げましたとおり、大体原因がわかってきたと

いうことをございまして、平成28年度は、その下水管の中に実際にカメラを入れてみまして、どこの排水管からどういう影響が出ているのかというのを究明をいたしまして、そしてわかった内容によって、そのご家庭あるいは事業所に対して改善を求めていくと。公共下水道でございますから、町の条例によって、かならず供用開始後、ここにつながんでいただくというのが原則になっておりまして、そういったことに基づいて今までも指導してきているわけですけれども、その具体的な形での指導が始まっていくというふうに考えております。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） わかりました。これは、私どの程度の世帯数があるのか伺いたいと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 菅谷6区で1世帯、菅谷5区が25世帯でございます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。2番目の生活排水についての苦情・要望等の有無を聞くということで、いろいろ件数があったわけですけれども、27年度は工業排水という1件ということですか。すみません、ちょっとうまくあれしなかったのですけれども。

私は、ずっと川島地区を歩いていますと、かなりいろいろなところで排水の問題とにおいの問題聞くのです。これが一番問題かなと思っているのですけれども、明星食品から出てきている排水が非常ににおいがするというふうに言われていて、ずっと歩いていくと、実は明星食品の排水路からずっと歩いていくのですけれども、そこでは原因がないのです。原因ではないのだけれども、どこからかわからないけれども、じゅくじゅくしているというふうな感じで言われていて、どう考えても、そうすると、今現在明星食品というのは、公共下水道地域であるのにもかかわらず、公共下水道につないでいないですよ。そうすると、私はこれは明星食品が出している排水が問題なのではないか。みんなその跡を追ってほしいというふうに言われて、ぐるぐる川島地区を歩くときは見るのです。だけれども、それは明星食品のものとは違う、別のところから来ているのではないかなというふうな感じがするのですけれども。そうすると、逆に言いますと、既に公共下水道につながなくてはいけない明星食品が、そこに

つながっていないことによる風評的な形で皆さんがうわさをするという問題は結構あるのかなというふうに思いまして、ここの問題なのですが、もうそろそろ明星食品も、工場も建て替えもしましたし、公共下水道につないでいくという指導はなさっているのかどうか。そろそろやっていただかないと、やはりイメージが悪くなっていきますので、その点についてはどのように指導されているのか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 お答えさせていただきます。

渋谷議員さんおっしゃられるとおりでございまして、下水管の面整備が終われば、速やかにこの公共下水道につないでいただくと、これが原則でございまして。町の下水道条例上は、12カ月の猶予期間を設けておりまして、供用開始から1年以内には頼みますよということで、町のほうでもお願いをしているわけでございまして。

それで、明星の関係でございましてけれども、下水道のこの面整備が終わったのが、平成25年3月。25年4月には供用が開始をされました。したがって、そこから24カ月以内ということで、町のほうでも指導してきております。

しかしながら、ここに明星の工場の建て替えという作業が入ってまいりまして、大きな工場が3つあるわけなのです。北側から第1工場、真ん中が第2工場、南側が第3工場と、こういうふうな名称になっておりますけれども、第3工場から建て替えが始まったわけでございまして。第3工場が、平成25年8月に始まりまして、26年4月には操業が始まったと。このときに完成と同時に下水道につなぎ込みしてくださいというお話をしまして、施設内にあるトイレ、食堂、それから休憩舎等、生活排水にかかわる分についてはつなぎ込みが完了いたしました。しかしながら、この生産ラインにかかわる工場の排水につきましては、第3、第2、第1と工場の予定がございまして、そちらの工事の進捗に合わせてつなぎ込みをしたいと、そういうふうなことでございました。第2工場が建設が始まるのが、26年11月でございまして、27年9月には操業が始まっております。そして、残されているのが第1工場ということで、第1工場これからなのですけれども、それではちょっと期間がたち過ぎると。あき過ぎるので、公共下水道につなぎ込んでくださいという協議に今入っております、具体的にいつになるかというのが、その建設工事とのかかわりになってきますので、町としては速やかにつなぎ込みをしてくれという協議に入っているという段階でございまして。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、これは速やかにつなぎ込みというのは、もう明星食品自体は、食品の工場自体は合併浄化槽もあるわけですから、つなごうと思えばそんなに、そこからの距離というのがどのくらいあるかわからないのですけれども、それほど大きな長い距離ではないような気がするのですけれども、中に通っていくのですか、道路沿いにあるわけですね。そこにつなぎ込むのに、それほど大きな工事は無いと思うのですが、それで第3と第2が済んでいて、なおかつ進まないというのは、第1も進まないというのは、財政的な問題で進まないのか、そこら辺はどのような形で協議が進んでいるのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 明星食品につきましては、嵐山工場が拠点工場ということで、大きな生産ラインがあるわけでございます。いかに効率よく、会社とすれば、建設工事を終えて、このつなぎ込みの工事も完成をさせるかというふうなことが、会社とすれば会社の経営にもかかわってくることでございます。敷地も非常に大きな敷地でございます。5万7,380平方メートルということでございます。下水管の流入口が町のほうでは19カ所つなぎ込みの場所を設けてありまして、この工事の進捗に合わせて、建設の計画に合わせて、どういうふうな形でこの生産ラインで出る工場の排水をつなぎ込んでいくか。それも会社にとってはかなり重要なことなのだろうというふうに思っております。何しろ工業排水を下水道につないでいただいて適正に処理をすると。周辺の皆様にそんな心配をかけさせないというのも、また会社としても大事な責任でございます。その辺との兼ね合いになってくるというふうに考えております。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、この28年度中には第3とか第2ぐらいはつなぎ込みができるのか、それとも第1の改築ができるのでは長過ぎるからという形でしたけれども、少なくともこういったものも、第3が一番大きなラインを持っていますよね、今。そこがもう完成しているので、そののところから入っていただくという形に町としてもやっていかないと、私は周囲の住民の皆さんとの影響が、余りよい関係が、よくなくなってくるのではないかなと思いますので、その点については、第3、第2できているところから早目につないでいく。できるならば、28年度中にはどこま

でやっていくというふうな計画的なものは出していた方がいいのではないかとと思いますが、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんおっしゃられるとおりでございまして、町のほうでも、大分時間がたっておりますので、どうなっているのだというふうなことで、先般明星にも出向いております、大事なものは、今おっしゃられた周辺の住民の方が大変心配しておりますので、そういったことを含めて、速やかにつなぎ込みをしていただくように、明星としての計画を立てていただいて進めていただくということでお願いをしたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

○大野敏行議長 それでは、質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時10分といたします。よろしく申し上げます。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き、渋谷登美子議員の一般質問を続けます。

大項目3、赤ちゃん学校応援団の設置からです。どうぞ。渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、赤ちゃん学校応援団の設置。赤ちゃん先生というNPO活動がある。これは、赤ちゃんとママが学校で子供たちと触れ合う企画を実行しています。嵐山町では、子供が赤ちゃんに触れ合い学ぶことを小中学生や高校生、若ママたちと一緒に企画して、赤ちゃん学校応援団を各学校で1年に1度程度実施し、若い人と子育て中の若い両親が、生まれたばかりの人の成長の学習と企画力を醸成していく活動を推進していくことを提案します。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目3につきましてお答えいたします。

NPO法人ママの働き方応援隊ウェブサイトによりますと、赤ちゃん先生とは、赤ちゃんとママが教育機関や高齢者施設、企業、団体を訪問し、学び、癒やし、感動を

共有し、人として一番大切なことを感じてもらう人間教育プログラムですと述べられています。

現在中学校家庭科の保育の時間に家庭と子供の成長の授業で、他市では妊婦の疑似体験をさせて、人形の赤ちゃんを抱っこする学習を行っている学校もございます。

議員の提案いたします赤ちゃん学校応援団は、斬新なよいアイデアと思います。学習指導要領に基づいた授業で実践できるか検討も必要になります。

現段階では、比企地区の学校にはございませんが、NPO法人等が立ち上がればと期待しております。県内でも取り組んでいる地域があれば、研修の機会を与えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、NPO法人を立ち上げないと、それはできないのかなと思って、とても残念ですが、これは赤ちゃん先生という名前は、名称は使ってはいけないということになっています。それで、赤ちゃん学校応援団という形にしたのですが、このママと働く何かのNPOは、この赤ちゃん先生をすることで、企業から赤ちゃん製品をいただくという形でお金を出している、そういうふうなグループなので、赤ちゃん先生という名前使えないのです。

私は思ったのは、成人式実行委員会のように子供たちが企画をして、そういうふうなことを1年に1回やってみようというふうな形で企画をしていくということがとても大切で、お母さんたちと一緒に話し合いをしながら、そういったことをやっていくのがいいのかなと思ってやったのですけれども、NPOをつくらなくてはできないとなると、とても残念で、もう少し別の形で、若いお母さんたちも赤ちゃんが生まれたときというのは、子供が小学校1年生になったらどんなふうになるのかなというのがよくわからなくて、行くことで、こういうふう成長していくのだというふうなことがわかるので、一度どうでしょうか。こっちになるのかな、すみません、健康いきいき課のほうになるのですかね。3、4カ月健診とか1歳児健診とかあるときに、そういったことを企画してみたいのですけれどもという働きかけというのはできないか、伺いたいと思うのです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 私も今回渋谷議員さんの提案は全く予想していなかったものですが、今後のことを考えると、大事な教育活動と認識しております。

そこで、やはりこれは学校だけではとてもできない。例えば私が非公式に聞いているのですけれども、やはりこういった教育活動は、学校の児童生徒だけでは無理なので、中学生が中心になるかと思うのですけれども、まずそういった、やってみようという一つのグループがあるといいなと思って、さっきNPOという言葉使ったのですが。あるところでは、NPOが1回何うと3万円程度いただく。そして、やはり命の大切さ、それを男の子にも女の子にも、保育は両方に大事なことで、そういった意味も含めて、抱っこさせる機会を与えて、命の大切さ含めて、保育の大事さを中学生のときから学んでいく、とても大事だと思います。

ただ、現在比企地区の学校等提案してみたのですが、疑似体験が精いっぱい、実際に赤ちゃんとお母さん来て、こういった風邪がはやる時期は無理だと思います。衛生上のこともありますから、乳幼児には結構配慮しながらやっていかななくては行けない点もありますし、広い場所も必要だと思います。教室みたいな狭いところだと、何人お母さん来るかわかりませんが、やっぱり1人、2人ではなくて、4～5人は来てもらわないとできないと思います。いろいろ考えていくと、これはやはり学校だけではなくて、今議員さんおっしゃるような何かタイアップして考えていければいいかなと。

また、高校生、大学生も含んだということもいい発想だと思いますので、そういったものが何か組織的にできて、これも学校教育の一環として考えられれば、そういったものを取り組んでいくことは大事だと思っています。

教育委員会といたしましても、そういった機会あれば参加させていただいて、まず見ていきたいなと思っていますので、またそういった情報ございましたら、ぜひ教えていただきたい。一応そんな考えであります。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと時間があれなのですけれども、私が知っている範囲では、中学生か小学校5、6年生でしたか、家庭科で保育園に行って子供たちと触れ合うという機会がずっとあったのですけれども、それは今なくなっているのですか。今のお話だと、そういうことでなくなってきているのか、そんな感じがしたのですけれども。そうすると、子供たちというのは、ますますちっちゃい子供と今ほとんど会

わないので、そうなのですかね。どうなのでしょう。ちょっとあれっと思って何うの
ですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

私が幼稚園にお世話になっているときに、鳩山中学校の生徒さんは鳩山の幼稚園へ
行って、幼稚園の子と遊ぶのをビデオで見せてもらいました。嵐山幼稚園のときも
やはり小学校の生徒さんがお見えになって、子供と遊ぶという機会をとりました。

ただ、保育とのかかわりが、小学生でなく中学生がやはり赤ちゃんというような
発想がなかったと思います。やっぱり教育課程の中で、今後こういったことは考えて
いってもいいかなというふうに私個人でも考えていますし、学習指導要領の中に位置
づけて、これやっぱりやっていくことが教育的にいいのかなと。ただ、それは学校だ
けでは無理なので、やはり関係と連携してということになるのでしょうか、そんなふ
うに思います。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ぜひ私もNPOみたいにつくれたらいいのですけれども、
できないので、よろしく願いいたします。

次に行きます。災害時の町職員、非常勤職員、民間委託事業従事者のあり方につい
てですが、先日大雪のとき、調理員が集まらないという理由で学校給食がつかれず、
休校になったと伺っています。現状では、日常的に嵐山町事業に携わる人で町外の人
の比率はどのくらいなのでしょう。職員、非常勤職員、日常業務の民間委託業務に
従事する人について伺いたいと思います。

災害時、嵐山町の緊急事態に対応できる人は、職員でどの程度か、機能するための
方策というのをどのように考えていらっしゃるか。

そしてまた、給食センターは防災の拠点として位置づけられているわけですが、現
実に災害時に機能する方策について伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 質問項目4につきましてお答えをいたします。

町の事業に携わる町外者の比率でございますけれども、正規職員につきましては

59人、43.1%、嘱託職員・臨時職員32人、36.8%、委託事業者でございますけれども、15人、全体の55.5%でございます。

災害時の職員の対応でございますけれども、災害のこの種別ごとに、あるいはそのレベルに応じまして動員基準を定めておりまして、例えば震度5弱以上の地震があった場合には全職員が参集するよう地域防災計画で定めております。

現在、派遣、育休を除く正規・再任用職員は137名でございます。自宅から徒歩での参集を想定いたしますと、1時間以内に54人、約40%、3時間以内102名、約75%、5時間以内123名、90%が参集でき、災害対応に従事できるものと考えております。

また、この場合、25年度に策定いたしました嵐山町業務継続計画におきまして、通常業務を縮小して災害応急業務に移行し、課・局ごとに当日中に行う業務、これを決めておりまして、3日以内に開始する業務、1週間以内に開始する業務に選別をしております。災害対策本部の指示を仰ぎつつ、災害時優先業務に当たることとなります。

なお、当該計画では、給食センターにつきましては、大きな災害によって被災者が避難所へ避難した場合において、その被災者に対する炊き出しを1週間以内に開始できるように定めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、今伺った限りでは、給食センターにおいては1週間以内の炊き出しということで、それで大丈夫なのかなという感じがするのですが、そういうふうな規定になっていて、地震などが起きたときには、ほかから救援物資が来て、3日間分は自分たちで食べるということが前提になっているのですが、4日目ぐらいからはなくなりますよね。1週間以内で炊き出しが始まるという形で、実際にどうなのでしょう。今のように民間委託だと、嵐山町の町内の人たちというのが給食センターを使って炊き出しができるというふうな形で、普通の一般の女性や皆さんもできると思うのですが、学校給食となると特別な施設になってきていて、それが使えるようにする。使える人はなかなかいないと思うのですが、職員しかできないということですよ。そうではない形の、そうではない人たちも臨時に入っていくことができるような体制にすることができるのかどうか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 災害時の給食センターの役割でございますけれども、議員さんご承知のとおり、給食センターを大きな災害が発生したときには、その炊き出しができる。その炊き出しにつきましては、避難所に、例えば菅谷中学校の体育館ですとか玉ノ岡中学校の体育館に町民の方が避難をした、その避難所に対して、調理場で調理した食料を運搬して運んで、そこで食べていただく。そういうことを考えておまして、今ちょっと議員さんがおっしゃられた、災害の程度によっても違いますけれども、災害発生、直ちに給食センターが機能するわけではなくて、まず災害が発生をして、3食分、1日分ですね、1日分については町が備蓄をした食料を提供すると。そして、2日目以降になるわけですが、2日目以降は、外部からの支援ですとか、あるいは各家庭で備蓄している食料ですとか、あるいは協定で提供していただくことになっている会社の食料ですとか、そういったものを、急場をしのいで、そして本格的な調理を始めるのが1週間以内に始めますよということを計画の中で位置づけているというふうなことでございまして、災害の程度によっても変わってくるでしょうし、小さな災害あるいは避難だけというふうなこと、1日、2日の避難ということになると、給食センターが機能するというふうなことではございません。

そういったことでございますので、その給食センターを誰が動かすのかというふうなことです。それは、今委託業者と契約を結んでおまして、大きな災害が発生した場合には、その委託業者が協力をすると、その調理にですね、そういうふうなことになっておまして、誰かが行って、町の職員が行って、あの給食の調理場を動かすということはちょっと難しいわけございまして、それはやはり業者さんがそこまで考えて、その業者さんを選択をしているというふうなことでございまして、果たしてシナリオどおりに運ぶかどうかは別にいたしましても、仕組み上はそういうふうなことになっているというふうなことでございます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） わかりました。なかなか難しいものだなと思って、雪のときは来られる方が少なく、給食ができなかったということが頭にありますので、そうすると、なかなか難しい。1週間以内に炊き出しができる状況という形になるので、せっかく防災センターとして位置づけた以上、やはり業者としっかりした協

定を結んでいって、そして調理室があげられて、調理の道具が使えるというふうな形にまで持っていけないと、食材が来たとしても、食品が実際に食べるものができなかつたら難しいなという感じがあったので、お伺いしました。これについては、職員の方も町外の方もいらしても、何とか町は機能して、そして災害業務に携われる形ができていくということに理解いたしました。

次行きます。小中学生の学力向上の具体的な方法として、(1)として第5次総合振興計画改定案において学力向上が記載されています。嵐山町小中学生の学力の特徴についての把握を伺います。

2020年大学入試改革に対応するのは、現中学1年生です。子供の学力を高めることを政策として掲げる以上、具体的にどのように進めていくのか伺います。

3番目として、考える力をつける、議論をまとめる力をつける、見通す力をつけるといった能力をどのようにつくっていくのか、予算措置を含めて伺います。一度、皆さんの答弁を伺っているのですけれども、簡単な答弁でお願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目3の(1)につきまして、お答えいたします。

第5次嵐山町総合振興計画において、学校教育においては特色ある学校教育を進めるとともに、学力の向上を図ることが求められています。町内小中学生の学力の特徴についてまとめると、次のようになります。

1、3つの達成目標における学力、これは読むこと、書くこと、計算なのですが、この視点を中心に、これだけは身につけさせたい基礎的、基本的な内容は、県を上回る96%以上の目標値であり、高いと判断できます。全国学力・学習状況調査でも、知識に関する問題は高いと判断できます。

2、今年度から実施しました埼玉県学力・学習状況調査結果によりますと、これは広報11月号で掲載しておりますけれども、小学校国語では書く力、小学校算数では数学的な考え方、中学校国語では書く力、中学校英語では外国語理解の能力が十分でなく、ここを伸ばしていきたいと考えています。

全国学力・学習状況調査でも、活用、応用問題ですけれども、活用に関する問題は低いと判断できます。以上、答弁とさせていただきます。

質問項目5の(2)につきましてお答えいたします。文科省は、現行の大学入試セ

ンター試験を2019年まで実施し、2020年度から新大学入試「大学入学希望者学力評価テスト」、仮称ですけれども、を実施すると発表しました。記述式とマークシート方式を分離し、記述式の前倒し実施を検討しているところでございます。

現在の中1の生徒たちが受ける時が、いわゆる大学受験のときのスタートになります。現行の学習指導要領（平成20年～23年度）に基づいた学習指導を徹底してまいりたいと思っております。新大学入試試験に対応するための指導は、現在のところ考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

(3)につきましてお答えいたします。新大学入試では、思考力、判断力を重視したマークシートと短文記述式になります。ここが今までと違って来るわけです。高校教育改革の施策の一環と考えております。

具体的には、高校での指導が中心になると考えますけれども、今後学習指導要領の改訂等視野に入れるからには、その学習の中に一層考えたり、表現したり、判断したりする行動を多く導入していくことが大切であると考えております。振興計画では、予算措置のことは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町の中学生の学力の特徴というのは伺ったのですけれども、今までは割と2こぶ状態、ラクダこぶ状態ではないというふうに聞いていたのですけれども、やっぱり普通と同じようにラクダこぶ状態になっているということで、それをこっち側に伸ばしたいということでした。

私は、2020年の大学入試改革について言っていますのは、これは私は結構おもしろい改革だなというふうに思っていて、それで今までの日本の知識偏重教育から考える力をつけていく。そういうふうなところが、もう日本もそういうふうな人材を求めざる得ないような状況に来てしまった。学力が低下していて、そういうふうな状況に来てしまった。学力は低下しているのではないけれどもというふうな形もあるので、来てしまったということだと思っています。

学校で学校教育をするときに、2つの面があると思っています。1つは、実際に知識とか読み書きというふうなことですよね。そういうふうな計算の能力。だけれども、もう一つは人間との関係性をつくっていく能力。それから、将来を見通す能力。そしてそれを分析して自分で表現する力をつけていく。そこのところがうまくいっていな

いので、日本の教育はというふうな形になってきています。これすごく注目したのですが、既に開成中学とか麻布中学では、そのことのために親がどんなふうな教育をしているかということを見てきているということを見て、すごくおもしろいなと思ったのです。

実は、いつでしたか、大妻中高の皆さんとお話をしたときに、大妻では中学校3年生に卒業論文を書かせると。それがとても大妻の特徴となっていて、それで皆さんが入ってくるという。さいたま市とか上尾市とかそういうところからやってくるということ聞いたときに、嵐山でもそういうことはできないかという話をしたら、そのときの教育主事さんは、とても公立ではそんな指導はできないというふうに言われたのですけれども、でも私はできるのではないかなというふうに思っていて、例えば一つ一つの細かい指導というのですか、中学校2年生か3年生ぐらいで、卒論ではなくてもいいのですけれども、あのときは大妻ではA4、20ページを書くのです。A4、20ページを子供が書くというのは、本をまるで写すのにしてもすごい力が必要になってきます。そういったことを指導できる体制にしていいたら、嵐山町もこういった形で学力を上げていくということは一つの方法としていいなと思っていて、嵐山は大妻と近くにあるので、そういったノウハウを学ぶ力でもあるのではないかなと思っていて、そのようなことをお考えになるということはないでしょうか。

私は、これ国際バカロレア入試というふうに変わっていくわけですが、そのときには国際的に通じる人を、人材を育てていくという形で、それはどんなことかという、今までのように自分で考えて自分で発言するということができない人間ではなくて、そういったことができる形が今国際人として求められている。これは経済人から求められていることで、必ずしも私としては賛成できる部分ではないのですけれども、でも実際にそういうふうなことですし、嵐山町が教育的に進めていこうといった、そういった形が必要だと思うのです。ですから、いろいろな形でやっていると、私は大妻の今のやり方というのはいいのではないかなと思っていますので、その点いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

今学校では言語活動の充実ということで、特に国語科を例にとりますと、国語力と

ということが叫ばれておりますけれども、基本的な国語の力を定着させるために、言葉の美しさ、またリズムを体験させたり、発達の段階に応じて記録、要約、説明、論述、討論といった言語活動を行う能力を培うのが国語科の大きな力をつけていく目標になっております。そして、やはり国語科を中心としながら、思考力とか、さっき申しました判断力、表現力を育てていくことが、それぞれの教科と連動して大事だということふうに考えますと、大妻中高は私立の中高等学校でありますし、私立高校の学習指導というのでしょうか、目標にのっとってやっている。しかし、参考になるいいところは、やはり公立でも導入してもいいと私は思っております。

そういった中で、嵐山町ではこういった作文を書かせるということは国語力につながりますので、昨年度から、いいとこスピーチコンテストでは、特に4、5、6、中1、中2、町のいいところ、学校のいいところだけですけれども、とりあえず原稿用紙3枚にほとんどの児童生徒が書いてくれました。これは、これに当てはめているわけではありませんけれども、将来のそういった書くことの一つの基礎かなと。

ただ、今後、大妻さんのように卒論を20ページまではいかないと思いますけれども、例えば読売新聞やほかの新聞でやっている全国作文コンテストなんかは、大体30枚ぐらい書かせるのですよね。これは、ある程度の力がないとだめだと思います。それには本を読ませなければだめです、やっぱり。本をたくさん読んで、そしてそういったことを培いながら、図書館に通ったり、そして司書にご指導いただいたり、国語の先生やほかの教科の指導いただいて、そういったものを嵐山の小中の児童生徒にやっていくということは、私はいいことだと思っていますので、今後どこまでできるかわかりませんが、議員さんの思いも、少しそれらが加えられるように、今後やはり小中と連携して考えていきたいなと思っています。

なお、大学入試となりますと、そこまではやはり義務教育の中では考えておりませんので、ただし記述的なものというのはやはり大事ですので、ただマークシートでイエス、ノーだけではやっぱりだめなので、ある程度書けるということが基本になります。これは、嵐山町の総合戦略でもその書く力というのを重視しているのです。だから、そういった中で、別に予算が計上されていなくたって、そこをやっていかななくてはいけない。そういうふうに思っていますので、今後ぜひこのことについては、また学習指導要領とも連動しながら考えてまいりたいと思います。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 学力を上げるというのは、いろんなやり方があると思うのですが、私は秋田の教育方式と福井の教育方式というのにとっても関心があって、ずっと読んでいたのです。教育ノートって、学習ノートというのはとても特徴があるのですが、秋田の場合は。そういうふうなことも考えますと、そうすると先進的な市町村というのですか、ちょっとどこかぱっと言えないのですが、私が読んでいる範囲の本では、各学校から先生を派遣するのですね、秋田とか福井に。研修に行かせるのです。それをまた学校から、その先生たちがどういうふうな形でやっているかというのを報告していく。それ1年に1人か2人でもそこに研修に行ってもらおうということは、長い期間は無理でしょうから、そういった形で私は予算をとっていただいて、どんなふうな形で教育をしているかというのを、各県によって、先進県というのはそれなりのことをやっているということがわかってきましたので、そういった予算をとっていくというのは必要なことではないかと思うのですが、いかがでしょう、町長。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今後のその、今お尋ねの状況については、今教育長のほうから話ありましたように、そういう方向で教育委員会としてはいこうということですので、それらに対して、行政のほうとすると、教育環境を応援をしていくということになると思うのです。

これはちょっと、一般論というのは行政のほうで考えなければいけないというふうに思っていますのは、グローバル化というような中で、日本の子供たちの成績がどうだとかって、OECDの成績が発表されるわけですが、その中で日本のあれもそうですけれども、2種類のやつがあるのです。青柳議員さんが言った考える教育という、考える部分というのが前から低いのですね、日本の場合には。それで、今度の大学入試のあれというのが変わってくるという、そういうところが基本的なのではないかと思うのですが。

変わる一番のあれというのが、センター試験なんかにある、ここのところにある5つの中の正しいと思うのをこの欄に入れなさいという、答えがあるものをここのところ入れるわけです。ですから、偶然当たってしまうのもあるわけです。そういうものはなくしていく。全て答えというのを自分でつくって考えてやっていくという方式に

なるのだと言われてます。

それでこの間、物理と歴史の案が新聞に発表されておりましたけれども、そういうような形に変わっていく。ですから、答えはないのですね、方向とすると。答えなくて、自分で考えて入れていく。今までは、こここのところに答えがあった中で拾って入れるという、極端に言えばそういうふうに変わっていくのだということだそうです。

それで、先ほどもその書く話がありましたけれども、何かをあれするのに、書かせるというのがふえてくるということだそうです。そういうものをどうするのかということを経済委員会これから検討していくのだと思うのです。それで、英語力はなくてはということで今言われています。日本の子供たちは英語力がない。そんなわけなのです。英語を使わなくても、どうにかなってしまっていますから。ただ、東南アジアの子供たちのように、翻訳というのが全く日本みたいに進んでないですから、みんな何か経済用語なんかというの、全部英語でなっているのです。ですから、英語を覚えなければ話がわからないというような状況になっているわけですので、そういう面で日本というのは、ちょっと足りなくなっているということがあられるわけですが、それがそのところまで行かないと、外国での話ができない。

しかし、考える思考のもとになるものというのは、母国語は大事だというふうに言われておまして、国語を大事にしなさいよというのは今度のあれでも言われているというふうに私は理解していますので、何かそういうようなことが、教育委員会あるいはいろんなところからそういう形で行政が応援しなさいよというようなことになれば、やっぱりそういう方向をとっていかなければいけないのかなと考えています。

○大野敏行議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今私は学校の教員をもう少し先進県のほうに派遣して、そういったことを学んでいただいたらいいかなというふうに思ったのですけれども、その点についてはいかがでしょう。いかがでしょうというのは、これは考えていただければいいです。

もう一つ、子供の学力を上げていくのには、今経済的な要因と、それから社会的要因と、家族というか、もともとの学校力というのがありますよね。経済的要因というのは、すぐれたというか、たくさんお金を持っている人たちは塾に行かせると、自動的に上がっていく。

それで2003年と2013年との結果を見た調査票があるのですけれども、塾に行ってい

なくても、学校力があれば、ある程度学力が上がっていく。だけれども、その学力が上がっていく、経済的な力がない子供たちでも上がっていくのには、今度社会資源力というのですか、社会資源力があると上がっていく。社会資源力をつくっていくのは学校力なのですけども、頑張っている学校というのがあって、嵐山町は頑張っている学校になってほしいなと思うのですが。頑張っている学校というのはどういう学校かという、地域の人たちとそれぞれ子供たちが話をしていく。地域の人たちがいろんなことをやっていく。先ほどの赤ちゃん学校応援団なんかもそうですけれども、そういうふうなことがあると、子供の関係性をつくる力というのができてくるわけですよ。企画力もできてくる。そういったことができていくのですけれども。そうすると、学校応援団というのは、かなり学力を上げていくために、お掃除とかそういうのではなくて、人間関係をつくっていくために、その関係力をつくっていくというのが学力を上げる一番基礎になっていくわけですから。それをつくっていくために、どのような形で進めていくか。今までのような学校応援団でもいいですけども、もう少し一歩進んだような学校応援団をつくっていくためには、どのような方法があるでしょうか、伺います。

○大野敏行議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問、持ち時間が5分前でございます。

答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

学校力というのも新しいキーワードですよ。さっきお話ございましたとおり。教員を先進県と思われるところへ派遣したら、全ていいかと。今回、私の記憶では、沖縄県が、1年間秋田県に先生を派遣して。あれは学力アップのために派遣したのか、あるいは秋田県の教育全体のために派遣したのか、ちょっと私は理解十分できなかったのですが、多分秋田県は全国で学力がトップだと、その学力を上げるために、沖縄県は派遣したのです。だから、それは目標があったわけです。実際に戻った後、沖縄県も少し学力が上がりましたね。だから、それは行った効果があったというふうに、私のほうは理解しました。

埼玉県も、それでは毎年秋田県あるいは先進県に向けるかということについては、県教育委員会がまず考えることであって、私どものような小さい町も、では派遣かという、これはとても現状では無理だと思います。しかし、行って研修をするという

ことは私はいいことだと思っています。そういった形ができるといいなと。

例えば、県下60市町村あって、それぞれの市町村から1人ずつ、北海道なら北海道、秋田なら秋田へ行って、それぞれ研修して、成果を発表して、それをそれぞれの学校に生かす、県に生かすというのは可能かもしれません。しかし、これには財源が必要ですね。その出ている先生の分の先生を宛てがわなくてはいけない。それで一つの学校力が、指導力のすばらしい先生が、まずたくさんいるのが一番と思います。

それから、学校応援団、現在嵐山町では菅谷小中、それから玉ノ岡、志賀小、七小両方の小中一貫、これはある意味では学校力です。特に学校応援団については、他市町村よりも進んだ学校応援団と思っています。その中に、これから一層学校力をつけていくということを考えると、確かに学校応援団が一層PTAのお力、また地域のお力いただいて、いい学校応援団を一層充実していくことは大事ななことかと思えます。また、この学校応援団が、ある意味では学力にもかかわる支援がいただければ、なおいいかなという考え方はあります。これらを鑑みながら、それぞれの小中学校が学校力のある学校に今後一層邁進できるよう、教員のほうも連携して、一緒に考えて、また応援できれば応援していきたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号8番、河井勝久議員です。

初めに、質問事項1のせせらぎ水路の改造についてです。どうぞ。

〔8番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○8番(河井勝久議員) 第8番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、私は大きな項目として、せせらぎ水路の改造についてご質問をいたします。これは、平沢の区画整理事業の中で、憩いの場になるような形、そういうものの一つとして、このせせらぎ水路をつくるということで始まってきたのだらうというふうに思っているのですけれども。この都市計画道路沿いにあるせせらぎ水路について、設置から数年は平沢の大沼からの通水があって、水辺の空間が保たれる。それが通水が

どういう形で止まったのか、あるいは止めたのかどうかわかりませんが、これが止まってしまって、水路の中、既に議員の皆さんも、町執行の皆さんも、1年に何度か、この清掃やなんか、あるいは草刈りを行っているわけでありましてけれども、全く水路そのものが水が流れていなくて、石ショウブですか、小さなショウブが全部底まで張ってしまっていると。そういうことで、なお一層水が流れない状況もあるし、雑草も埋め尽くされてきていると。

歩行者はとりわけ、あそこにごみやなんかをポイ捨てすると。そういうことで、見た目からしても、景観も壊してきているという状況であるわけです。幾つか春先になると花が咲いたり、四季折々に変化が見られるわけですがけれども、そういう中での形は、見た目では何となく、あれは何のためになってしまっているのだろうということも、私は何度もいろんな人から聞くわけでありましてけれども、そういう面で行きますと、この水路そのものを若干というか、全く変えて、そして利用方法、改善、改造する考え方はないのかどうか、そこら辺をお聞きいたしたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目1についてお答えいたします。

都市計画道路沿い、せせらぎ水路の通水の停止は、現在漏水が主な原因でございます。河井議員のご指摘のとおり、現在は水路としての機能が停止した状態でございます。本来の機能を回復する方法を検討いたしました。水量と保水性能の確保が困難であり現在に至っておりますが、緑地空間としての機能は存続されていると考えております。したがって、財政状況なども考慮いたしますと、引き続き現状で管理を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、景観の維持については、町職員の取り組みに一般のボランティアの方、議員の方などのご協力をいただき、年に3回除草作業が実施されております。自主的な活動でございますので、日程の都合などにより十分な作業が行われないこともあるのが現状でございますが、引き続き多くの方にご協力がいただけるような活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 本来機能を回復するということが、水量をそれだけ確保できないということで通水が止まってしまっていると。そうすると、大沼そのものも、水を流すだけの容量はないということになっているのでしょうか。

私もちょっと聞きましたら、あそこに水を流さないでくださいというのは、お店がそういうことを申し入れたというような話も聞いているのです。飲食店なものですから、あそこを水を流されると、蚊がいたり何かしたり、においが店のほうに入ってくるから、窓もあけられないから流さないでくださいよという形で、それを町のほうで話を聞いて、通水を止めたのかということも、ちょっと変な話を聞いたのですけれども。そうではなくて、全く大沼なり、ほかからの水がもうあそこを流すだけの容量はないということで止まったということになるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきたいと思います。

大沼そのものの水量というのは、現在大沼のほうをごらんいただければわかるとおり十分水量はございますが、大沼からせせらぎ水路までの間、そちらにつきまして、当初は自然流下で、今75ミリ程度の管を既存の雨水排水管の中にはわせてというか、添架して持ってくるような形で施工させていただいております。

しかしながら、まず大沼のところからパイプには水中ポンプで取水するわけですが、魚釣りの方の餌等がどうしても水中ポンプの周りに集まってしまって、水中ポンプがなかなか機能しないと。なおかつ水中ポンプから入ったその魚の餌の溶けたものが、今度は長いパイプの中に詰まってしまうと。そういったものの清掃の繰り返しで、なかなかやっぱり清掃をしながらということが厳しいということを判断させていただいたのがまず一つでございます。

それから、近隣の店舗から水を流さないでもらいたいというような要望をいただいたということは、ちょっと私のほうは聞いておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 大沼について、もう10年以上前ですか、ブラックバスを全部処理というのはですか、それをやったために、全く沼を干して、それを全く取って、その後、全く釣り禁止になっていますよね。そういう中では、魚そのものも放流してい

ないわけですね。全く水はきれいな状態。中に魚もいませんし、釣りに来る人もその後は一切いない状態です。そうすると、北山から相当自然水で流れ込んでいるだろうと思うのですけれども、そこら辺のところの調査というのはされたのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

大沼のその辺の管理の状況が変わったということは、すみません、認識をしておりません。ただ、実際に水量が確保できないということと、それから先ほど申し上げましたとおり、保水の能力が水路そのものにならない状況が現在ございます。保水能力がないというのは、当時のはやりだったと思うのですけれども、できるだけ自然に近い形で緑地環境、水路環境をつくるということで、現在のせせらぎ水路につきましてはコンクリートを打った形での水路になっていないものですから、水路の中にきれいな水が流れると。きれいな水が流れると、そこに生物が生息すると。非常に理想的な環境なのですけれども、ザリガニが穴を掘ってしまうとそこから水が漏れてしまうと。なかなかちょっと平らな場所につくった水路なものですから、ご承知のとおり、都市計画道路の国道254号線側は歩道よりも高い位置が水路の底になっていると。底からだんだん下げて、最終的に鉄道を横断する手前で地下の放水路の中へ放流していくという、ちょっとかなり無理をした構造なものですから、そこから水が漏れてしまうという状況が続いておりますので、現在水を止めさせていただいているという状況でございます。

○大野敏行議長 河井議員の質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時01分

再 開 午後 1時29分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

河井勝久議員の一般質問を続行します。

河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それでは、せせらぎ水路の改造について再質問させていただきます。

先ほどの課長の答弁の中で、この問題については現状でという形で来たのですけれども、一つお伺いしておきたいのは、今まだ区画整理事業が半ばであって、この確定的なものはまだないわけですけれども、それが一つの支障になるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えいたします。

現状の水路と申しますか、緑地についての維持管理につきましては、町のまちづくり整備課のほうでそちらのほうは今行っておりますので、そういった部分での支障はないというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 支障がないということであれば、私は通水はもうしようがない、もうあのまま止めてしまってもいいだろうと思っているのです。一つは、枯山水というか空堀にして、それである程度の高さに大きな白っぽい石を埋めて、そこを埋めて、いかにも水が流れているような形をとって、空堀、枯山水方式をとるのがいいのかなと思っているのですよ。全く歩道と同じ高さにまで埋めてしまって花木を植えるという形も、それは一つは街路樹のような形ではいいのかもしれないのですけれども、現状を維持していくというふうな形ですのだったら、そこら辺のところを考えていけば、ごみや何かも捨てられるのもかなり違ってくるだろうし、清掃も楽になってくるだろうしというふうに思うのですけれども、そこの辺の検討はないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

今ご提案のあった方法というのも一つの方法として考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) ぜひそういう形では管理しやすいような形で考えていただければと思うのですけれども、ちょっとその辺はどうでしょうか。いつも清掃している

のですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状はああいう状況ですので、せつかくもうせせらぎ水路ということにしたわけですよ。最初のときには、区画整理をせせらぎ水路、まさにせせらぎをつかって、それであそこの商業施設から始まって、売り出しを始める住宅地が少しでもグレードを上げて売れるようにというねらいであれをつくったわけですから、しかし、当初の勢いというのは、こここのところに来てこういう状況ですので、区画整理組合としてもいろいろな、そここのところに大量にお金を投資するということもありませんし、知恵の出すところだと思います。

管理しやすいようにというのは、確かにそういう状況がいいと思うのですけれども、すぐすぐということなのかどうなのか、もう組合の考えもあるでしょうし、いろいろ考えていかないと。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 検討していただければというふう思っております。

次に移らせていただきます。大きな2番、子供の貧困と学びの支援、経済的支援についてでありますけれども、子供の貧困について近年大きく問題化されております。新聞等でも、いろんな報道等でも出ているわけでありまして、とりわけ2012年の日本の子供の貧困率が16.3%と過去最悪になったということで、せんだっての毎日新聞にもこれは大きく記事として取り上げられておりました。直近で約20%のことであります。既に2012年から数年過ぎてそういう状況になっていると。また、母子家庭などのひとり親の貧困率は約55%にも達しているというものであります。子供の貧困率と、その国の平均的な年収の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子供の割合ですけれども、それがこの貧困率というふうに言われているわけでありまして、絶対的な貧困とは異なりますが、教育機会や文化的な体験などの格差が著しく、自主的に子供の成長に大きなハンディとなっていると言われております。OECD加盟国の平均は13.3%、ひとり親家庭の世帯でも31%というデータでありますから、日本の子供の貧困は国際規格においても深刻であり、貧困の連鎖が懸念されているところでもあります。

そこで、具体的にお聞きいたします。

(1) として子供の貧困に関しまして、①で子供の貧困をもたらす原因は、要因は何か。

②として、貧困が子供の成長や社会生活に及ぼす短期、長期の影響をどのように考えるか。

③といたしまして、子供の貧困について町はどのような状況を把握しているのか。

④として、一昨年、子供の貧困対策の推進に関する法律が成立して施行となりましたけれども、町政に及ぼす影響はどのようなものなのか、また昨年の8月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱の内容はどのようになっているのかお伺いいたします。

(2) の学びの支援と経済的支援についてでありますけれども、①として、育英に対する状況、とりわけ今の奨学制度なんかはどうなっているのか。

それから、②といたしまして、児童生徒への学校外での学習支援制度はどのようなものがあり、どうなっているのか。また、無料学習塾などはあるのかどうか。

それから、③といたしましては、学童保育における学習支援などは行われているのかどうか。

④といたしましては、奨学金制度の現状と動向は、貧困の連鎖につながる奨学金制度を給付型に変える考えはないか、以上であります。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)の①から④について、前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

①の子供の貧困をもたらす要因は何かということでございますが、これはまさに大人、保護者の貧困が子供の貧困の要因であると認識しております。

②の貧困が子供の成長や社会生活に及ぼす短期、長期の影響をどのように考えるかということでございますが、短期的には子供の成長、学力、健康への影響、虐待、障害に対する対処などが考えられます。また、長期的には将来の子供の職業や所得、犯罪率などにも影響してくるものと考えられます。

③の子供の貧困について、町はどのような状況把握となっているかでございますが、こども課といたしまして、子供のいる世帯の所得状況等を調査し、貧困状況について把握しているものがございません。しかしながら、国の調査でもございますように、

子供の貧困率、17歳以下の子供のいる世帯は16.3%という数字でございますので、嵐山町につきましてもこの数字から類推すると、仮に嵐山町での児童手当の受給世帯、これは15歳以下の子供のいる世帯でございますが、その数から試算してみますと、平成28年1月の時点で受給世帯は1,130世帯ございました。もしこの貧困率で試算すると、184世帯が貧困世帯ということになります。実際の件数については把握しているものはございません。

④の貧困対策の推進に関する法律が町政に及ぼす影響でございますが、この法律に基づき、都道府県は当該都道府県における子供の貧困対策についての計画、都道府県計画が策定されるところでございます。町といたしましては、都道府県計画を踏まえ、県と連携しつつ積極的な役割を果たす必要が出てくるものと考えております。

次に、子供の貧困対策に関する大綱の内容でございます。全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してということで、教育の支援、生活の支援、保護者に関する就労の支援、経済的支援、子供の貧困に関する調査研究等、施策の推進体制等、子供の貧困の改善に向けた重点施策が定められております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）の①から③について、藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、私のほうからは質問項目2の（2）の①から③につきましてお答えいたします。

最初に、①についてお答えいたします。育英に対する状況ということですが、現在国においても高校授業料無償化の制度見直しの中で、高校生等奨学金給付制度等について検討がされているものと認識しております。平成26年8月に文部科学省所管の有識者検討会により取りまとめられた学生への経済的支援のあり方についての中に、給付型奨学金をはじめとする学生等への経済的支援の育英の観点として、経済的な事情により貸与型奨学金の奨学金を受けた学生等のうち、特に成績優秀な成績を収めた学生等へのインセンティブとして奨学金の返還を免除することと記されております。

本町において、奨学金返還の全額免除や、給付型奨学金制度については実施しておりませんが、教育の経済的な支援としまして、就学援助制度、奨学資金貸付制度を実施しております。また、子育て支援の一環として、町単独事業の学年費補助金を実施しているところでございます。

今後も子供の貧困対策に関する大綱に示されている基本的な方針を踏まえ、国・県

の動向を注視し、町として取り組むことのできる教育の支援について推進していきたいと考えております。

続きまして、質問項目2の(2)の②につきましてお答えいたします。学校外での学習支援制度は、県で生活保護受給者チャレンジ支援事業において、生活保護世帯の子供への教育支援として、中学生及び高校生を対象に、県内24カ所の学習教室、さいたま市は独自で7カ所設置しているそうなのですが、24カ所の学習教室を設置し、教員OBの方や大学生のボランティアの方が教育の支援を実施しております。実施状況につきましては、週に1～2回で2時間程度となっております。比企管内では、東松山市に中学生を対象とした学習教室があります。

なお、嵐山町では現在このような学習支援は実施しておりませんが、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略において定めた嵐山町学習支援教室を平成31年度までに開催できるよう、平成28年度から学習支援教室検討委員会を立ち上げ、検討していく予定となっております。

続きまして、質問項目2の(2)の③につきましてお答えいたします。学童保育における学習支援でございますが、学習支援は行ってはおりませんが、子供が自主的に宿題や勉強をしているときにわからないことがあると、支援員さんが教えたりすることはあるようです。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(2)の④について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 奨学資金の貸付制度は、有用な人材を育成することを目的として、進学意欲を有しながら経済的な理由により修学が困難な者に対して、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学に入学または在学者に対して無利子での貸し付けを行っております。

制度の状況ですが、昭和48年の基金設置から平成27年12月時点で153人の貸し付けを行い、過去3年間の貸付実績は平成25年1名、平成26年3名、27年8名となっております。

また、昨年3月議会において、条例の一部改正について議決をいただきまして、平成27年7月から貸付金額の増額、定住促進としての特別貸付金の半額免除、返済期間の延長の制度改正を行い、申請受け付けについても年1回から2回へ拡大をし、近隣自治体と比較しても有利な条件となっております。

次に、奨学金制度の給付型に変えるについてですが、先ほど説明しました昨年度の制度改正に伴いまして、特別貸付金の半額免除規定が運用開始をされております。これは、卒業後に嵐山町に居住している場合の条件つきですけれども、実質的な給付措置と考えております。

奨学金の貸付制度を維持していくためには、恒久的な財源の確保として、返還金を次の世代の奨学金の原資として返還していただくことが必要であります。現在のところ、この減免措置の対象者はありませんが、今後、該当する方がふえてきた場合には、定額基金への財源補填も必要となってまいります。町といたしましては、現行の貸付制度を維持しつつ、今後も継続して制度の見直しを含め検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それでは、(1)の①から質問させていただきます。

貧困をもたらす要因、これは大人の貧困が原因ということでもありますけれども、この要因はいろんな記事を見てきまして、非正規雇用と、それから正規雇用ではかなり違ってきているというふうに言われているわけでありまして。とりわけ小泉内閣以降、この問題がとりわけとられるようになってきたというのは、いわゆる自由主義社会の新自由主義方式がとられるという形の中で、いわゆる格差社会の拡大、勝ち馬に乗るといいう形が出てきて、それが現在まで尾を引いてきて、今日のこの貧困状況が生まれてきたというふうに言われているわけでありましてけれども、とりわけ非正規労働者、そういう雇用形態と合わせてひとり親家庭が増加したと。あるいはさらにはいわゆる勝つ馬、負け馬とあわせて、企業の存続やなんかもあわせてリストラが非常に多くなっている。それから、親御さんの長期的な入院などで収入が減少、経済的に不安定な状況が続いている結果がこういう形になってきたと。また、これは諸外国に比べて日本は、子育て世帯への社会保障の給付が少ないと。これが貧困を生み出す要因の1つに大きくなっているというふうに言われるのですけれども、ここでいくと、大人の貧困が子供の要因という形だけで片づけられる問題なのかどうか、そこら辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 河井議員さんのおっしゃるとおり、この子供貧困が目立ってきたのが、先ほども申し上げましたけれども、正規雇用と非正規雇用、政府のほうで労働者派遣法が成立してから非正規雇用が非常にふえてまいりました。それが原因というのがあると承知をしております。

あとは、ただ単にその保護者の貧困が問題というだけではなくて、社会的にそういった労働形態が変わってきたものとか、先ほど申し上げましたけれども給付の制度、国としての給付の制度が日本としては諸外国に比べて十分に行き届いていないということも承知をしております。何分国としての貧困対策というところが非常に問題になりますので、町としては町としてできるところ、先ほどもありましたけれども、非正規雇用がふえて親御さん、お父さんだけではなかなか経済的に厳しいということで、お母さんも働かなければいけない、そういうことになりますと、当然保育の面とかそういうところで町としてできるところを支援していく必要もあるのだというのは承知をしております。

以上でございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そういう形での貧困がもたらす要因というのは、今課長さん答えられたようなことになるのだらうと思います。

次の②に行かせていただきます。貧困は、子供の成長や社会生活に及ぼす影響についてでありますけれども、先ほど短期的あるいは長期的の中身についてお答えしていただきましたけれども、短期的には衣食住、それから病院や何かへの受診、あるいは学習環境の制限などが強く加わってきて、生活意欲がなくなっている、人間関係にも影響が出てきているというふうに言われているわけですね。長期的な影響というのは、子供のさまざまな可能性の選択肢を制約されてきていると。これは、上級学校への進学を断念せざるを得ないという状況だったり、それから安定的な仕事につけなくなるというような、そういう収入の不安定、先ほども言いましたように非正規のこの雇用や何かがふえてくるという形にもつながってきているわけでありますから、そういうふうなことが、長期、短期的な問題と含めて負の連鎖につながるというふうに考えられるわけでありますけれども。

私は昨年、大阪の寝屋川市ですか、そこで夜、子供さん、これが2人殺された。これ報道では大きな事件報道になったわけでありますけれども、その殺された女の子

がこの寝袋をもう既に用意していながら外に出て、たまたま2人そろって殺されてしまったと。原因は、家庭内の貧困だということが後の報道で段々明らかになってきているという形でいくと、今家庭内の貧困というのは、ひとり親家庭でもお母さんが夜中まで働かなければならないと。ましてそういう形では、家庭内で放置されたような状況にあるという子供ですと、自分の居場所をどこに求めるのかという形では、そういう形で夜中に出て歩いたりなんかすると。

ちょっとお聞きしておきたいのですけれども、嵐山町で夜中まで外を出歩いて、今はコンビニだとか、あるいは24時間営業のこの店舗なんかあるわけでありましてけれども、そういうところで子供たちが補導されていくという、あるいは注意を受けているという報告はありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

確かではないのですけれども、小・中学校からの毎月の事故報告等では、そういった状況はございません。過去においてはかなりたまり場もありまして、地域のパトロール隊員にもご指導いただいたということも聞いておりますけれども、現在のところは聞いておりませんが、全くないと言えるかどうかはちょっと確証を得られません。

以上です。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) こういう子供たちがやっぱり出てきている一つの原因が貧困の中に大きく見られるのだということなのですからけれども、やっぱりこの辺は注意していく必要があるのかなと。昨日の一つの質問の中でも虐待の問題なんかも出されたのですけれども、とりわけそういう面では貧困家庭に虐待がふえてきていると。単なる子育て放棄だけの問題ではないというふうにこれも書かれているわけでありましてけれども、そういう面では、先ほどもおおよそ184世帯が貧困世帯というふうに、これは数ははっきりしないわけでありましてけれども、数ははっきりしないというか、実際に調査ではわからないわけでありましてけれども、推測でそういうふうになるだろうということなのですからけれども、どうなのでしょう。そこら辺のところでは、こういうふうな形があるのかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長 ③と含めてのご質問ということでよろしいですか。

○8番（河井勝久議員） 結構です。はい。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 実際、町で貧困世帯という調査をしてごいませんので、何世帯がという具体的な数字がないということでごいます。実際には、児童手当の支給に伴いまして、当然各家庭の所得は調査はしてごいますが、それがその調査の目的以外に使うことはごいませんので、そういった意味でお答えしたわけでごいますが、多分この国で出しています率、おおむねそのくらいの世帯ではないかというところで推計数値をお答えさせていただいたところでごいます。

以上でごいます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 貧困の関係、子供の貧困についてはいろんなものが左右してくると。そういう形で、こういう形になってくるのだろうと思うのですけれども、町としてもいろんな形で注意していかないと、思わないことになってくる可能性、子供たちがそういう形になっている可能性もあるわけです。ですから、これからはそういう問題も含めて、子供の貧困の問題についてはとりわけ心を配っていただくと。これは学校でも、例えば今、子供たちが着ている服装やなんかでは、もう継ぎ当てだらけの服装しているとかなんとかということはないわけで、ごくごくきれいな服装でいるわけでありましてけれども、それでもやっぱり例えば給食費が滞っているのか、あるいはそれぞれの学費やなんかの関係で、幾らか支払いがおくれてきたり、あるいは修学旅行費がなかなか期日までに納めなかったとか、そういう問題をやっぱりある程度きちっと子供たちの生活状況がどう変わってきているのかというのも、やっぱり学校通しても把握する必要があるのだろうと思いますけれども、この辺はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 お答えさせていただきます。

学校給食費につきましては、毎月必ず全員の方が納めているという状況ではごいませんけれども、今は児童手当を支給、滞納している方には現金支給という形をとら

せていただいております、こども課の窓口におきまして支給するときに滞納分をお支払い願いまして、その都度お支払いをしていただいているという状況でございます。ですから、何カ月もためて給食費が未納になっているということは今現在はございません。また、そのほか滞納と申しますか、その辺は奨学資金の貸付制度今やっておりますけれども、今滞納者リストに載っかっているのは1名でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) いろいろな形で子供の生活、あるいはきのうも虐待なんかの問題でも話が出ていましたけれども、地域的にもやっぱりそういうものを見ていく必要もあるのだろうというふうに思っているのですけれども、この辺はぜひ関心を示していただきたいというふうに思っているのです。それぞれ貧困家庭の状況については全て把握ができないというのは私どももわかるわけでありましてけれども、いろいろな形でその問題は追及していただければというふうに思っています。

それで、④の関係でありますけれども、これについて、大綱の問題で、国は13項目の指標ですか、これを決めて閣議決定して出しているわけでありましてけれども、貧困家庭に、貧困状況に置かれた家庭で育った子供が、大人になっても貧困に陥らないように世代間の負の連鎖を断ち切ることを目標として、生活保護世帯の高校進学率や、あるいはひとり親家庭の子供の進学率、あるいは就職率などの指標を定めたということでありましてけれども、改善するための重要施策としての、先ほどもお答えの中にあつた教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援、5分野で取り組むということであります。目的理念というのは、今のこの貧困の問題を政府でも重要に捉えてきているので、こういう問題が出てきているのだと思いますけれども、子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図ろうとうたわれたのが、この閣議決定の中身でありますけれども、一つ考えていかなければならないのは、こういうことを進めるに当たって、ではどうしていくのかということになってくるのだろうと思うのですけれども、どのくらいの形でこういう支援が、今町としてはいろいろと諸施策が出てきているわけでありましてけれども、とりわけ嵐山町の人口ビジョンの総合戦略、これの中で具体的なものを進めていくという話になってくるのだろうと思うのですけれども、そこら辺のことを考えていくと、この問題についてどのように把握しな

がらどのように進めていくのか、そこら辺はどう考えているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 お答えいたします。

この子供の貧困対策の推進に関する法律の中にございしましたが、これから県のほうで県の計画を策定されていくということでございますので、その具体的な県の計画に沿って、町といたしましては具体的な政策を連携しながら進めていくというのがこれからの施策になると承知しております。

以上です。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そうすると、県と連携しつつということになるわけでありませけれども、こういう形で町も進めていきたいと。そういう形になっているということでもよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 議員さんのおっしゃるとおり、県の計画に基づきまして進めていくということでございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それでは、(2)番に移らせていただきます。

①の関係ですけれども、まず奨学の関係でいろいろと育英に対する制度ができておりまして、この貸し付けの資金貸付はどんなものが町の中で今あるのでしょうか。

それから、そういう中であって、例えば一人親家庭等の貸し付けの利用されているのはどういうふうになっているのか、お聞きしておきたいと思えますけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 今現在町では、先ほどもご案内はしておりますけれども、奨学資金の貸付制度というのがございます。そのほか町のほうの窓口となっております貸付制度というのは、埼玉県のほうでやっております奨学資金の貸付制度、これも無利子でやっております。また、もう一つとしましては、埼玉県の社会福祉協議会のほうでやっております貸付金、これも無利子でやっております。

す。これにつきましては、県のほうでやっておりますので、町のほうは窓口的な立場で対応をしているところでございます。

一人親家庭とか、そういった家庭の状況といたしますか、そういった形ですか。すみませんです。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そういう家庭に貸し付けているというのは把握はできていないのですか、どのくらいあるのか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 ひとり親家庭の貸し付けということでございますと、実は児童扶養手当関係でこども課のこども担当のほうで取り扱っておりますが、窓口といたしまして取り扱っております。これは、西部福祉事務所が県の貸し付けになりますので、嵐山町で受け付けをして県の西部福祉事務所のほうで貸し付けの審査をして貸し付けているところでございます。大体、年間で大学へ進学するお子さんとかで、相談が2～3件ございます。その程度を把握をしております。

以上です。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 2～3件の申請は、町にすると。そうすると、それが実質的に貸し付けられたかどうかというのは把握していないわけですね。それはできないわけですね、県のほうでやるということになっていると。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 窓口は嵐山町のほうで行いまして、その審査を西部福祉事務所のほうで県の担当の方が審査をいたしまして貸し付けになります。ですので、貸し付けが行われれば、その結果は嵐山町のほうを通してまたお話をさせていただきますので、把握のほうはできている状態でございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) では、それで結構です。

②に移らせていただきますけれども、児童・生徒への学校外の学習支援で、これがどのようなものがあるか、どうなっているかの質問でありますけれども、これはいろ

いろとされているようでありますけれども、とりわけこの支援の問題で、やっぱりこれがちゃんとあるのとないのとは、かなり児童・生徒での学習力に影響が出てきているというふうにもお聞きしているのですけれども、嵐山町では無料の学習塾、これは今ないということでありましてけれども、例えばNPO団体なんかによって、少しこういうものについて考えていって、いわゆる校外学習をしていっているという形は把握はないのでしょうかね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 NPO法人とかでは、今のところは考えはございません。先ほどちょっと答弁のほうでも申しましたように、町のほうでは一応学習支援のほうを今後検討しまして、そういったことをやっていきたいというふうに考えております。これは、31年度までにということでもっと先ほど答弁させていただきましてけれども、来年度、検討委員会の予算のほうも計上させていただいております。来年度からこの辺の学習教室、どんなようにしていくかというのを検討して、31年度ならずとも、もっと早くできれば実施をしていきたいとは思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) その支援は、ぜひやってもらいたいというふうに思っているのですけれども、比企管内では東松山に中学生を対象にした学習教室があるということでありましてけれども、これ嵐山からどれくらいの人が行っているのかは把握していただけますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 この学習教室につきましては、埼玉県の福祉部関係のほうでやっている事業の中の教育の学習を手助けしている事業でございまして、直接、町を通してやりとりというのが行われておりませんので、現在嵐山町からここの学習教室に通っている生徒の人数とかというのは、ちょっと把握はできていない状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

この東松山の学習教室でございますけれども、これは老人福祉施設で行っているところでございます、昨年でお一人中学生、3年生だったか、お一人通っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) わかりました。いつも言われているのが、子供を育てる上で、単なる学校だけの教室の中で学習をしていくということではなくて、そういう地域的なものを見ながら、あるいは学校の先生を退官して、既にそういう形で遊んでいる人たちもおる。遊んでいるという言い方はどうかと思うのですけれども、そういう人たちもいるわけで、その人たちがどう子供たちとかかわっていくかによって、自治体によっては子供たちの学習水準かなり上がっているという話を聞くのですけれども、とりわけ貧困家庭の問題なんかについても、ひとり親でなぜかと言ったら、今嵐山町も子供たちをふやしていかなければならないという、そういう形で政策を進めていく、つくっていつているわけなのですけれども、実は子供が欲しくても、そういう形での生活、これから先の生活を考えるとこれ以上子供はつくれないと。1人を面倒見るのが精いっぱいという。それは、250万ぐらいの年収で、派遣だとか、あるいは契約社員だとかになると賃金も上がらないというので、10年も1,000円か2,000円しか賃金が上がっていかないような状況では、とてもではないけれども、将来的なことを考えたら子供ができないという形の、つくれないという家庭もあるということを知りわけでありまして、そういう面を含めると、何らかの形でそういう支援をしていかなければならない状況にもあるのかなと思うわけでありまして、ぜひこれはいろんなボランティアなんかも通して、そういうものが嵐山町としてできてくれば、これにこしたことはないのだろうと思うのです。

それによって、ひとり親家庭あるいは貧困家庭や何かの状況で、子供もお金がかからずに学べるということにもつながっているというふうに思っているのですけれども、それはやっぱりこれからの検討課題、いわゆる人口ビジョンの中でやっぱり十分やって、つくっていかなければならないだろうと思っているのですけれども、その辺はぜひ検討していただければというふうに思っているのです。

③の関係に移りますけれども、学童保育の趣旨というのはわかります。保護者が就労等によって昼間家庭にいない状況の児童に授業終了後、適切な遊び、あるいは生活の場を与えて健康な育成を図ろうとするというふうな目的があるわけで、学童保育が行われているわけでありましてけれども、片方では下校してすぐに塾へ行っているという、そういう子供たちもいるわけですね。これは、やっぱり学力の差が顕著にあらわれてきているというふうに言われているわけでありましてけれども、そういう面からすると、それも学童に行っている人の中でも、向学心に燃えている子供たちというのはいるのだらうと思いますし、ちゃんとまた家庭に帰って、それなりの自習なり何かして、少しでもみんなと同じような形での勉強が進められている方も、子供たちもいるのだらうと思いますけれども、とりわけこの問題についてはそういうふうな、これデータ的に出ているのですけれども、やって子供たちがそういう格差が出ていると。今学童保育の中では、学校から学童保育室に帰ってくると、自習、それから宿題なんかをやって、それでちょっとわからないところについては指導員の人が面倒見てやったり何かしているとお聞きしているのですけれども、そういう形で、これの問題について、その目的が若干違うわけでありましてけれども、そこら辺のところ例えばボランティアの人を入れて、指導員だけではなくて、それで勉強をきちっと見てやれるような形は、中にはしているところもあるということなのですけれども、嵐山町はそういうことは施策としてできないかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 嵐山町の学童保育室につきましては、菅谷小学校、志賀小学校、七郷小学校の3校で学童保育室がございます。全て父母会運営ということで、運営のほうは父母会のほうで行っております。議員さんご承知のとおり、今年度からやっとあの学童保育室につきましても管理条例ができて、国のほうでもそういった基準をちゃんと満たすような方向で、やっと今年度から制度が始まったような状況でございます。先ほども申し上げましたように、学童保育の目的というのが、学校が終わってから保護者が迎えに来るまでの間、安全に保育をするという部分でございます。学校につきましては、文部科学省が所管でございます、学童保育施設につきましては厚生労働省という縦割りの行政なのですけれども、そういったことで若干意味合いが違っております。

ただ、場所によっては、その学童保育室を指定管理者ですとか民間に委託をしてやっているようなところもございまして、その民間の委託が、塾をやっているような企業に委託をして、若干保育料が高くなるのですけれども、そういったことをやっているような事例も聞いております。ただ、嵐山町の場合は父母会の運営ですので、ただ父母会のほうでそういったことも学童保育所の中でやっていくということであれば、それは町としてはやぶさかではないと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 今後の子供の関係については、放課後子ども教室だとか、あるいは学童保育だとか、いろんなことで検討すべき問題が幾つもあるのだろうと思うのですけれども、やっぱりそういう形ではひとり親家庭の子供がそういう形で勉強おくれていくとかなんとかということは、やっぱり避けるべきなのかなと。それが将来の子供の問題に左右されるような形になってくると、大きなまたやっぱり問題になってくるのだと思うんで、そこら辺はやっぱり考えていく必要になっているのかなというふうに思っているのですけれども、これも今後の課題ですから、ぜひ頭の中に入れてもらって進められていただければというふうに思っています。

次に、4番目の問題に移ります。奨学金の制度の現状でありますけれども、これが社会に出てからの負の連鎖につながっているというふうに言われているのです。今奨学金の問題も政府の中でもいろいろと検討してきているし、この貸し付けのあり方や何かの問題についてもいろいろと問われてきて、それぞれ自治体の中でも、さまざまな見直しが始まっているような、町長の答弁の中にもあったのですけれども、嵐山町は嵐山町としてのやり方で今来ているわけです。先ほども私も何回も言っているように、大学を出て、今600万から700万ぐらいの借金を、いわゆるその奨学金だけで抱えて社会に出て行ってしまうと。それが返済すべきものが、先ほども言っているように非正規だとか、雇用形態、それによって払っていない人たちがかなりの数になってふえてきていると。それが自治体の中でも返済してもらえないで滞っていると。これが非常にふえてきているという形で、借りている人も、ちょっと返せないよと。前は、親御さんが大体肩代わりして返してくれたところもいっぱいあるらしいのですけれども、親御さんそのものも年金等も引き下げられてくる、あるいはさまざまな問題を抱えてきていて、親がその肩代わりすらできないような状況の家庭がふえてきていると

いう中では、この奨学金問題というのは大きな問題化しているわけでありましてけれども、嵐山町は先ほどお答えの中にもありましたけれども、いわゆる半額ですか、これの関係でいろんな条件やなんかをつけながらこの貸し付けを行っているわけでありまして。とりわけ嵐山町に住むという条件がこれに付けられてあるわけでありましてけれども、例えば途中から、今の人たちは就職した先で海外に永住しなければならないとか、あるいは他県に住まなければならないという状況ができたときには、この貸し付けた額の全額をまた返済してもらうようになっていっているのでしょうか、その辺はどうなっているのでしょうか。そのままもう貸し付けたから、あとは他県に行ったからとしても、その半額返済の形をとっているのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 就業等によりまして、例えば町外に転出せざるを得ない状況、そういったものというのはやはり適宜、これは半額免除、解除しますよということではなくやっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) こういう問題で、やっぱりそういうことが、今の大学生が社会に出て、一つは生活困窮者になっていく、あるいはそのために結婚ができない。それで、子供さんも減少していく原因になってくるとか、さまざまな要因があって、それは奨学金を借りる人というのはごく少数な数でありますけれども、それでもそれがおのずと負の連鎖につながっているということでもありますから、そこら辺を考えると、この奨学金の貸付制度も、やっぱり給付型にしていくということを検討していかなければならないと。これは、政府支援や何かの問題にも、一つの自治体だけでは厳しい状況があるのだらうと思いますので、これから政府でも検討課題の一つになっていくわけですが、ぜひさまざまな施策を講じる中で追求できていくのかどうか、そこら辺は、町長どう考えておられますか。先ほどの答弁や何かでもいろいろとお聞きしましたけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 奨学金の制度、いろいろ今話をさせていただく中で、問題が出てきてい

るわけですね、そういうようなものをどうするかということなのですから、その一番の、議員さん一番最初に言いましたけれども、絶対的貧困と違うのだという基本の中で話が出てきた中で、それでこの議員さん言っていましたけれども、それだったらどこからどう支援するのだということなのです。それで、この今の貧困というのが平均の半分以下をそういうのだということなのですから、そこのところも線引きというのは全くそういうふうな貧困なのだと思います人と、いやいやというふうな頑張る人とあると思うのですよね。ですので、なかなかそこのところというのは難しいのだなと。

それで、(2) 番のところは学びの支援と経済的支援と、こういうふうな書いてありますけれども、これはやっぱり2つ同じものでなくて、別物だと思うのです。学びの支援というのは、その所得の半分以下だからといって、この学びの支援にどう絡まるかということ、多いという話がありますけれども、これは全てということはないですから、それと経済的支援というのは、その半分以下で、そういうような状況の貧困というような、今言われている中に入ってしまうかなというふうなこともあるわけですから、それを全部ひっくるめた形でのということのを、ちょっとどうなのかなというふうな思うのです。

ですから、分けて考えていかないとあれだどと思うし、これ国の学生への経済的支援のあり方って、こういうものが出ていますのですけれども、それによるとその奨学資金の育英の観点というので、経済的な事由によって貸付型の奨学金を借りている学生でも、特に優秀な成績をおさめた学生のインセンティブとして奨学金の返還を免除する、こうした等の仕組みの充実を図っていくことが望ましいと書いたのです。ですから、全てそういう方向でというのではなくて、やっぱり育英ですから頑張ってやった子にはこういうふうになるという形のものがないのではないかなというふうになったのです。これは、うちのほうの奨学資金の委員会の人たちにも検討していただいたらいいのではないかなと思うのですけれども、やっぱり育英のインセンティブというのは、これは必要なことではないかなと思うのです。ですので、嵐山町でもその奨学金の基金の限度というのがあるわけですから、そういう中でいかにその育英資金を効率的に、そして使っていただく人たちがやる気が持っているような借り方ができる、貸し方ができるというふうな方向がこれからの方向ではないかなというふうに思いますけれども。

○大野敏行議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) とりわけ子供の貧困の問題というのは社会問題化してきているわけですから、少なくともこれから嵐山町にそういう人たちも含めて長期的に住んでもらうと。それには、さまざまな施策を講じながら、貧困家庭あるいは子供たちの支援、こういうものもやっていかなければならないだろうと思っているのです。とりわけ少なくとも嵐山からは、そのために昨日も話が出たように死者が出たり、あるいは自殺者が出たり、そういうことのないようなさまざまなものを、いろんな目を通して見ていていただければというふうに思っているのです。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時44分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の本町の焼却ごみの処理についてからです。どうぞ。

[9番 川口浩史議員一般質問席登壇]

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を始めていきたいと思えます。

質問項目1としまして、本町の焼却ごみの処理について伺いたいと思えます。

エコ計画が焼却炉の改修をするに当たり、炉の拡張をするということでありました。そのため焼却ごみを広く受け入れる方向で、本町の焼却ごみも受け入れたいとのことありました。そこで伺いたいと思えます。

(1)として、中部資源循環組合の焼却施設の場合、これできた場合、距離がありますので、今までと同様の収集にはパッカー車を増車しなければならないと考えます。

さらには、パッカー車を増車するわけですから人件費、また距離による燃料代と増車分の燃料代等を含めた費用はどのくらいふえるのか伺いたいと思います。

(2) としまして、本町はエコ計画で処理をするべきでないかと思います。なお、この(2)につきまして、渋谷議員と同じ答弁であれば答弁はしなくても結構ですので、同じかどうかだけ。同じである場合は同じですと、違う場合はお答えいただければと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)(2)の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。

中部資源循環組合への収集運搬につきましては、現在まで構成市町村間の協議は実施されておられません。したがって、現時点では経費の積算も行っておられません。

現在行っているごみ処理計画の見直しに伴いまして、収集運搬についての構成市町村間の協議が平成28年度から始まるスケジュールとなっております。今後の協議の中で、具体的な数値を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目の2につきましては、先ほど渋谷議員の質問に町長がお答えしたとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 協議をしなければ、これ計算できないものなのですか。本日の渋谷議員の参考資料に距離が載っているわけです。ですから、この距離でいいわけですので、パッカー車が、役場からあそこまで何台行けばこのくらいの燃料代。今どのくらいするかな、あれ。あれは軽油ですか、ディーゼルですか。ディーゼルであれば80円くらいなのかな、今。80円計算でこのくらいになりますということは、ちょっとリッター当たりの燃費を聞けば、簡単にこれ計算できることではないですか。そうですよね。なぜこういうことをしなかったのか、大変ちょっと不審なので、できなかった理由を伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、新しい中部資源循環組合の施設で、可燃ごみの対象範囲をどうするか。今現在は、それぞれの市町村間で若干の差異があるわけなのですが、これを統一していくということがまず行われます。それによりまして、ごみの量が決定してくるかと思えます。

それから、具体的な収集運搬につきましては、各市町村の業務というふうに今現在されておりますけれども、各町村が直接持ち込むのか、あるいはこちらのほうの西側に偏ったような地域での、小川地区衛生組合の町村間で中間施設を設けるのかというようなことも今後の協議ということになるわけでございまして、現時点ではそういった前提が決まらないということで、計算もまだできないという状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そんな細かいことを調べて調査してくれなくてもいいのです。今の条件の中で、対象ごみの中で、このぐらいの距離だと燃費が幾らだからこのぐらいの金額になるということで、そして行ってきて1時間かかってしまうから、パッカー車2台か3台が必要だと。そういう計算でいいのです。これ簡単でしょう、こんなことは。今の条件の中でいいのですから。幾らですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 何とお答えしたらいいのか、今の条件で計算をしてもそれほど意味があるとは思えませんので、やはり新しい方向が決まった上で、それに基づいた数字をお示しするというのが責任ある回答になるかと思えます。

以上でございます。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 意味があるかどうかは、私のほうで判断するのです。課長にとって意味はなくてもね。今度この後でエコ計画に持っていく場合と、中部組合に持っていくのとはどのぐらいの金額の差があるのかということ、大体でいいのですから、このぐらいふえてしまうということ、そこを私は知りたかったわけです。もういいです。

これ、それでふえることは間違いないですよ。減ることはないですよ。ふえることは間違いないのか、ちょっとそこを確認だけしておきたいと思えます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

収集運搬に関しては、距離が長くなりますので、当然ふえることを想定しております。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 正確な、本当は金額でやりたかったのですけれども、まだいいの、課長でいいのかな。2番目も課長のほうで答えたのですか。

町長は、効率的に中部組合でやっていくのだということを再三おっしゃったわけです。ちょっとどっちがいいかあれなのですが。しかし、町内にあるのです。町内にあるのに、これ以上の効率というのはないのではないのですか。何かあるのだったら、ちょっとおっしゃっていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

午前中に渋谷議員の質問に町長がお答えしたとおりでございまして、さまざまな広域処理の中の一事務であるという位置づけでございまして、これのみの直接的な効率のみで計画を進めていくというわけではございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、比企広域組合、小川地区衛生組合、そこに全部縛られてしまうのだと、そういうことなのですか。これ抜けることは一切許されないのだよと、そういうことで今課長はおっしゃったわけなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

抜けることを前提としては今現在進めておりません。町村間の合意のもとに中部資源循環組合で新しい施設を設けて、そこで共同処理をしていくという方向で進んでおりますので、見直す、あるいは抜けるという前提での考え方は今現在持っておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 町民にとって負担がふえる方向を皆さんは選ぶとしているわけですか。こんな不合理なことないのではないのですか。

そういう中で、抜けることを前提としていないなんていうのは、抜けたら何かペナルティーがあるのですか、違約金を払わなければいけないとかという。ちょっと課長ではもうあれですから、町長、お願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

午前中にもお話を申し上げたように、今入っている市町村と一緒に仕事を進めていくという大前提で進めさせていただいておりますので、抜けるという考え方は毛頭ないと何度も申しております。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、ペナルティーは何もないと、抜けてもないということなのですね。あるかどうか聞いても答えないということは。

それで、町長、町民負担は、あるいは町の負担は少なければ少ないほどいいですね、一般論として。いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これも話をしてまいりました。現状議員さんをやっていただいたわけですから、衛生組合の。わかっているわけですよ。あのところをこれからもずっと使っていくということはできないわけで、組合の中で今後どうしたらいいかということをご諮ってきたわけです。

現状でも毎年、川口議員さんご質問をいろいろされておりましたけれども、費用をあれだけかけないと今のごみ処理はできないわけです。そうすると、今ほかのところで行っているごみ処理料に比べて、どうしても割高になってしまっているわけです。ですので、それをどうにかほかのところと同じような形にできないか、そしてそれを継続して、これから先に安定的に、安心して、そしてしかも安価な方法がとれないかというようなことを考えて、今度の方策をとったということでございますので、今の

状況が経費がより高くなって、しかもこれから先にいろんな形の福祉関連予算等に影響が出るような形に、あえてこここのところそういうふうにするわけではなくて、逆ですから。どうか安くできないかということで、みんなで力を合わせて、それでこれから知恵を出し合ってやっていこうと。それで議会ができて、議会でも検討をさせていただいて、一緒にやっていこうという入り口に立ったところなのです。このあれを続けさせてください。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 小川の焼却場が、これがもう老朽化しているというのは、私も同じなのです。ですから、初めは私も中部を支持しました。でも、そこを支持したら、何だ、つくってはいけないところにつくろうとしているわけでしたので、これはまずいということになりました。

ただ、今回はさらにいい話が来たわけです。町内にごみ処理業者が、今度は受け入れてもいいのですよと。これ一番いい話ではないですか。一番安価な話になるのではないですか。だから、もう一度伺いますけれども、負担が低ければ低いほどいいと思うのですけれども、町長いかがですか。そうはお考えにならないということで今の答弁だったのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これも以前からお話をさせていただいておりますけれども、民間のところにも全量をお願いするということをお小川地区衛生組合のほかの構成町村も考えておりませんし、今回一緒にやっていこうというところも、そういうふうには考えていない。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 別に一緒にでなくたっていいわけですよ。先ほど抜けたらペナルティーがあるのかと聞いて、答えていないのですから、ペナルティーはないわけでしょう。ですから、当面嵐山町が先行して、きょうから工事に入ったって、何年間かかかるわけですから、そうは実際はいきませんので。平成34年とかというふうに言っていますから、順調にいったらそういうものだと思うのです。

ですから、こういういい話が来て、町内業者の育成にもなる。こちら負担が少なくなる。両方いい話だと思うのです、これは。それを拒否して、みんながいるからわ

ざわざ遠い吉見まで持って行って、町民には負担を、これ30年も40年も続くわけです、この負担というのは。そういう判断をしていいのかということをお問うて、いい話が来ているわけですから、こっちに乗りかえたほうがいいのではないのですかということでお伺っているわけです。

こちらのほうがよっぽどいい話ではないですか、エコ計画のほうが。このいい話に、いや向こうのほうがまだいい話があるのだということであるのだったら、お答えくださいよ。ないわけですので、町長、なかったらまずいですよ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どういうことを言っているのかわからないですけども、先ほどから言っている内容を聞いていただきたいのです。先ほどから言っているのを、午前中も言いましたけれども。

そういう状況で、今以前にも増して安心して、安定的に、これから長期的に、しかも経済的な面も十分考えながらやっていこうというところで今入り口に立ったという話をしたのではないですか。そこのところを考えていただきたいのです。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 考えて吉見に持っていくのでは、経済的でないと私は考えたから、それで事実負担はふえるとおっしゃっているのです。相当な金額になると思うのです。これ、町長の指示だかわからないですけども、計算するなど言ったのは。わからないですけども、相当な負担になります。しかも、これが30年も40年も続くわけですから。だったら、町内に持っていったほうがよっぽど効率的です。そうでしょう。

それで伺いますけれども、民間だと安定した事業が期待できないということでおっしゃったのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 民間にお願いをして、安定的に安価で、いつまでも心配しないでという状況がどこでも確保できないので、ごみ処理は自治体が責任を持たなければいけないということがあるので、どこでも自治体がやっている。

今おっしゃるようなところで、もしそこのところにごみを持っていった場合に、も

しそのところが拡張しなければだめだとなったときに、スムーズに行くのですか。周りの人は、どういう考え方を持つかわかりませんし、しかもそのところが、経営がどうなったときにはどうなるというようなことというのはお考えにはならないのですか。

先ほども、午前中の議員も言いましたけれども、ガソリンが上がったどうするのだというような話がありましたけれども、どういう状況にいつなるかわからない状況の中で、町民の安心をしっかりと守っていかなければいけないという自治体とすると、それなりの責任というのはしっかりと果していかなければならないということはあるわけです。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 経営的にあそこが安定していないということを今ご質問あったのですけれども、ちょっと心配されるようなところがあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっとそれはおかしい質問ではないですか。経営というのは、民間はいつの時代でも安定していくのを希望してやっているわけですがけれども、目指してやっているわけだけども、そうならない場合が起きてしまっているところがあるではないですか。そういうことは許されませんと言ったのです、行政では。ですので、自分でやるきりない。それをみんなで相談をしてやっているのですということなのです。ご理解ください。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） もう一つ質問させてもらって、プラスチックごみを嵐山はあそこで処理をしていますね。プラスチックごみ、分別し出してからずっと、何か不安定なこととか、特別に金額が引き上がったとかという、そういうことあったのでしょうか。金額が上がっているのは、私も知っているのですけれども、衛生組合で処理するような金額より大きく上がったとかというような、そういうことがあったのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

私分には承知しておりません。

以上です。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ないわけです。ちょっと私も具体的に聞かなかったのですが、関西のほうでは幾つかの自治体がもう民間に任せているところもあるのだということを、私と渋谷議員さんとで一緒に行ったときにお話ししていただいた方は言っていました。ですから、民間も今後は一つの選択肢だなというふうに言うことは言えると思うのです。

エコ計画自身、あそこにつくってから安定して事業をしてくれているわけです。今後でも安定してやってもらうということは、嵐山町にとっても税収の関係でもいいわけです。それをさらに自分たちのごみも処理していただいて、町内業者の育成という観点からもエコ計画を使うというのは、私は本当に理にかなった、全く理にかなった方法だと思うのです。ちょっともう一度伺わせてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いい話だといいのです。ですから、今は最高にいいわけです。今お客さんがしっかりあって、それで炉も休むようなことがなくて、ちょうどいい具合に入ってきて、それでそこのところでこうやっているから、今も安定的に、最高のいい状態なわけです。

それで、その状況が変わった場合には、企業も対応しないといけないわけです。だから、その先のことというのは我々にはわかりません。今はいい状況なのです。ですから、うちのほうも何かあったときにはお願いをして、快く受けていただいているし、嵐山町の大勢の皆さんが、あそこのところを職場として働かせていただいているし、最高のいい企業であるわけです。だから、川口議員おっしゃるとおりなのです。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私の言うとおりであれば、エコ計画を選択すべきであると思うのです。

これ以上言うと、町長もいじじになると思うんで、次の6月議会に移りたいと思うのですけれども。「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法第2条第14項、ぜひ町長、これでほかの市町村長に、いや、悪いと、もう町内にあって、こう

いう話が出てきてしまったのだよと。そうしたら、理解してくれますよ。もう絶対理解してくれます。6月議会もやりますから、きょうはこの程度で終わりにしたいと思います。

2番目に。人口減イコールサービス低下についてです。町長は、ことし1月の広報嵐山で、人口減がサービス低下に直結すると挨拶しておりました。こうした短絡的な見方をしてよいのか、私は疑問を持ったところです。

そこで、(1)として、町長はサービス低下をことしのことを言ったのか、あるいは将来のことを言ったのか伺いたいと思います。

(2)として、人口が何人になったらサービスを低下させなければいけないのか伺いたいと思います。

(3)は、安倍首相は、1億人の維持を目指しておりますが、これはできないからサービス低下をしなければということでおっしゃったのでしょうか。

(4)は、GDP600兆円を目指しておりますが、これもできないということでおっしゃったのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大項目の2についてお答えをさせていただきます。

(1)番ですけれども、本年1月の広報嵐山に、新年の挨拶といたしまして次のように書かせていただきました。町では、第5次嵐山町総合振興計画の中間年に当たる平成27年の目標人口を1万8,600人と見込みました。しかし、12月1日現在の人口は1万8,145人となり、計画目標を下回る結果となっております。このまま人口減少が進むと、財政的にも大変厳しい状況になり、それは町民サービスの低下にも直結しますと書きました。この意味するところは、現在にあっても財政状況が厳しい、そうした中で事業を選択し、実施していることは言うまでもありませんが、人口減少がこのまま続くと、生産年齢人口の減少により地域経済の縮小、それに伴う税収の減収など、さらに厳しい状況が予想され、町民サービスに影響が出ざるを得ないのではないかとしたものであります。

(2)番でございます。現状では、特に何人になったからどのサービスがなくなるとかという考えは持っておりません。しかしながら、数百人、数千人単位で人口が減少し、それに伴う税収も減少することになった場合、その時々々の社会情勢を判断しながら

ら、まさしく選択と集中により、ある部分では町民の方に我慢してもらおうこともあると考えられます。

今後人口減少がさらに続けば、新年の挨拶にも書かせていただきましたが、公共施設の維持管理にも支障が出てきて、これまで以上に維持や修繕もできなくなる状態も想定がされます。また、子供が減り続けると、小中学校の適正な運営もできなくなってしまう事態も想定されると考えたものであります。

(3) 番です。新年の挨拶では、「日本の、そして嵐山町の最優先課題は人口問題です。社会保障にせよ、経済や財政の問題も突き詰めると人口問題に帰結します。」と書かせていただきました。

そのいわゆる負のスパイラル、これを解消すべく、国では長期ビジョンと総合戦略を策定しました。埼玉県でも策定をしております。嵐山町でも、多くの方々の協力により、昨年10月に人口ビジョンと総合戦略を策定いたしました。

それらの計画を着実に実行しつつ検証することにより、国も県も町もそれぞれの人口減少問題に立ち向かうこととしています。その結果、政府は2060年に総人口を1億人程度確保し、2090年ごろには人口が定常状態になるとする方向性を示したものでございます。

(4) 番です。政府は、昨年一億総活躍社会の実現に向け、新しい3本の矢を掲げ、閣議決定をしました。ご存じのとおり、第1の矢がGDP600兆円、第2の矢が希望出生率1.8、第3の矢が介護離職ゼロというものです。そして、その新3本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することで、50年後に人口1億人を維持をすることとしています。

何度も申しますが、このまま人口減少が進めば、これまでのような住民サービスができなくなるおそれがあります。そうならないためにも、国も地方も地方創生や地域経済の活性化、子育て支援、社会保障に取り組むとしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私はこの挨拶を読んで、この後、図書館の関係とダブらせて考えてみて、今1万8,000人ほどいると。町長は、もうすぐにもサービス低下を、図書館の、やるのではないかなと、こういう書き方をしているということは。それをちょっと大変、危惧というより、町長やりたいと思うのですけれども、そう思ったわ

けなのです。

大体町長から返ってくる答弁は私も予想していたので、そんなに違っていたわけではないので、人口が何人になったからすぐサービスを減らすというものではないと。こういう答弁が返ってくるのだらうなというふうに思っていましたので、その答弁を私は聞きたかったのです。

こういう図書館のようなサービス、ほかにもいろいろありますけれども。準備はしていても、私は、実行するのはどの段階になったらかというのを、そこをきちんと見て行ってほしいと思うのです。

今の段階ですべきものと、公共施設とありましたけれども。これ公共施設、きょうもあった、きのうでしたか、当然公共施設を今後考えていく場合に、10年、20年ではない、そんなスパンではなくて、30年、40年という、こういうスパンで考えていかなければいけませんから。これは40年後、人口半分になるという計算ですから、社会人口研究所では、ですから、当然それはやっていかなければならないと思うのです、公共施設の関係は。

だけれども、身近なサービスの問題については、この人口は一つの境目だなというものを持っていただいて、やって行ってほしいと思っているのですけれども、ちょっと最初に総論になってしまうのですけれども、ここの、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 サービスの低下、ちょっと視点が違うかもしれませんが、私なんかの小さいころというのは子守。子守というのは、お兄ちゃんが、お姉ちゃんが、学校から帰ると、歩けない子供であたり何かをおんぶで子守。これ家庭の中のサービスの共有なのです。地域にあっても、何かあったときには隣近所の人が何か応援してくれるとかいうようなことというのは日常茶飯事。学校に行っても同じようなことで、上級生と下級生というのは、上が面倒を見るようなことに学校で教わっていて、そういうことがなっていた。

地域社会でも、まさにそうなのです。お祭りなんかのときには、このうちはきょうお父さんが病気で寝ているから、では隣の人が出て応援をする。そういうサービスのし合いというのは、やり合ってきたわけですから。だけれども、行政ではないですよ。普通のこういうサービスでも、人口が減ったときには、そういう今のような状況になっ

てくる。そうすると、今運動会をしますとって、では誰出てください、当番ですから行ってくださいと言っても、なかなかちょっと都合があってできないという、ほかにかわりの人がいないような状況になってきてしまったときには、やはり誰かが誰かの面倒を見る、誰かが出て行ってかわりにやるというようなことというのは、だんだん人数が少なくなってくるとできなくなる。できにくい状況になってくる。これが、まさに人口減少社会のサービスの低下だと思うのです。

これを行政は、町民の皆さんからお預かりをしている税金、それから国から応援いただくそのお金で、そういうものを意見をみんな合わせながら、これをやったらいい、あれをやったらいいということでやっているわけです。それが、そういうものも入ってこないということになってくると、どうなってくるかということになってしまう。

それで、これも前から話していますけれども、今の例えばシルバー人材センター、これがシルバー人材センターの場合に、いろんな皆さんがつい頼みやすいようなことというのをお願いしてきていたわけですが、やっただくシルバー人材センターの会員さんの高齢化、あるいはいろんな状況があって会員さんがなかなか集まらない状況、あるいは集まってもそういうのができにくい状況になってくると、お願いしてもなかなかできない。そうすると、今やっても庭の草を取ってくださいとか、伸びた植木を切ってくださいって言うても、それは5月になります、6月になりますというような状況になってしまうとかいうようなことというのが、やはり人口減少社会の中に生れてきてしまうサービスの低下だと思うのです。

そういうことが、ですから行政の中にも起きてきてしまうのではないだろうか。現にもう起きているわけですから、これをさらにふやしていくとか、サービス低下を進めていくというようなことのないようにするにはどうしたらいいだろう。このところで、皆さんと知恵を出し合うときは今でしょうという話をさせていただいているわけです。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 若干視点が違うのですけれども、私が言いたいことと視点が若干は違うのですけれども、まあいいでしょう、それはね。

もう少し違う答弁も来るのかなと思って待ったのですけれども、嵐山町は4年後、1万2,260人を目指しているということですね。この(3)の人口の安倍首相の1億人の問題の関係で何うのですけれども、そうすると6,000人今から減るわけです。3

分の1減るわけです。国は今1億2,000万人ですから、3分の1減ると8,000万人になるわけです。これは、何か計算式が嵐山町には、あるいはこういう地方のほうには特別な計算式があって、多く減少を見込んで、東京はふえる、大都市はふえるという、そういう計算式のもとで1億人維持というのができるわけなのですか。これもちょっと答弁来るかなと思ったのですけれども。ちょっとこれ確認したいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回の嵐山町の例えば2060年、9,034人という数字につきましては、人口問題研究所の推計がそのような数値と。これについては、これまでの国勢調査の統計数値、こういったものを用いまして推計をしているということでございます。当然その自治体によって増減の割合異なっております。嵐山は減少でございますが、東京圏、そういったところはふえております。

ただ、日本全体として、今回の国勢調査、平成27年に実施をいたしました国勢調査の速報値というのが先日発表になりました。これまでの調査で初めて日本の人口が減ったと。たしか94万人くらいだったと思うのですけれども、94万人減って1億2,600万人くらいだったと思います。そのくらいに初めて日本全体が減少傾向になったと。ただ、中でも東京圏についてはまだふえているというような、当然地域によってはそのふえ方、減り方、異なると思います。

嵐山は、嵐山の減少率を用いて推計をしました。その推計値ではなくて、さまざまな事業を行うことによって、何とかその減少の傾向を少し緩めていこうよというようなことで1万2,260人、2,600人その推計値よりもふやしていきましようというような計画を立てました。国は、国で減少傾向が始まったわけですから、国全体として。それを何とか踏みとどめて1億人は維持をしよう。こういった計画を国は立てたというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 国は国で、たしかこれ1億人を維持するために、嵐山町は1万2,260人の維持が必要だというふうな書き方がしてあったと思ったのですけれども、そうではないですか。そういうことではないわけですか。嵐山の減り方を見たら、1

億人、だから維持はできないわけです。それとは全く別なことであるわけなのですか。だから、(3)で、町長が答えていますけれども、こういうことでやればできるといふことなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回国が1億人というのを設定をしたこの数値については、全国の市町村の推計値を積み上げて出したものでは当然ないと思います。現時点で策定をしていないところもあろうと思います。国は国の推計、推計というのでしょうか、目標値を定めたと。

ただ、市町村にあっては、国の計画というのでしょうか、国のビジョンに準拠すると。国、県の計画に準拠する。そういった方針が示されておりますので、嵐山町としては、そういった方針に基づきまして減少傾向に歯どめをかけていきたいと思いますよということで計画を立てた、このようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっとよくわからないのですけれども、嵐山町は先ほど申し上げましたように6,000人減ってしまうのですよ、3分の1、2060年には、3分の1を全国に当てはめたら、8,000万人になってしまうわけです。1億人維持できないわけです。

だから、この計算式が何でこんなに離れてしまうような計算式になってしまっているのかなと。いや、嵐山町は、1億人、安倍総理が言ったってこんな維持なんかできるわけないのだよというスタンスで私は捉えたから、こういう1万2,260人という数値が出てきたのかなと思って(3)で質問をしてきているのですけれども、そういうわけではないわけなのですか。これで嵐山町は3分の1減ってしまうけれども、1億人は維持できるのだよという、こういうことなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私のほうからお答えさせていただきます。

担当のほうでは、名前ちょっと忘れましたが、何とかという人口の推計の基準のあれがあるわけですよ。それに沿ってやると、嵐山町はもっと下がってしまうという

のが、これ書いてあります。それで、そうではなくて、今言ったように3本の矢を使って、それでいったらこれぐらいのところに抑えていきたいと思いますという、嵐山町の一番の計画をした数字が出ているのがこれなのです。

それで、全国の中で、全部がそのところの数字に行っているのではないのです。ご承知のとおりです。全国で全部違うわけです、事は。よく新聞出ているからいろいろありますけれども、例えば1次産業について、農業ですとか、あるいはミカン以外の果物をつくっているようなところというのは就業時間が長い。それなので、70歳というのが、今まで農業センサスの場合にはやめる人が多くて、そのところが境目と言われているのですけれども、そのあれが、北陸、日本海側、それから関西圏、山陰、そういうところの農業者の就業時間が長いから、どうしてもやめる。

それで、同じ農業についているのだけれども、若い人がかんきつ類、ミカンだとかというようなものというのは就農時間が短いのです。それで、収入も高いというようなことがあったりして、四国、それから静岡から向こうのところは離農率が少ないと言われて、そういうところというのはやっぱり人口の減少が少ないのです。それで、多いところと少ないところがあるから、全部が全部嵐山町と同じような形の減少率で、それを見直して1万2,260人だったり280人になっているわけではないのです。みんな違うのです。そういう状況の中で、嵐山町はこういうふうになりましたということなのです。

それで、1万2,260人、280人というのはどれぐらいかということ、今嵐山町が町村あれして50周年、町制記念50周年来年迎える。来年に1万人にもうなるぞというので、9,000何人か、1万人近くなってきて、それで町になろうということになったわけです。50年前に、だからちょうど1万人になったのです。そういう状況に限りなく近づいてきているというのは今の状況なのです。ですから、1万人のときに人口がどんどんこういうふうにあふえていって、それで嵐山町が発展と言うとおかしいですけれども、拡大をしてきたわけですから、そのところに一旦戻るような感じになるわけですから、そんなような状況がこの50年間の動きの中にあるのかなという感じがするのです。ですので、これは押しつけられたもので、1億人に合わせるために嵐山町がこの人口にしたのだというわけではありません。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。全国的な計算式があって、地方はちょっと減

少率を高く見て、それでやったのか、ちょっとそこを確認したかったのですけれども、そうでもないみたいですので、嵐山町は嵐山町のあれだと今町長がおっしゃったので、わかりました。

いずれにしても、町長はこの人口1億人の維持というのができるのかということでは、はっきり答えていないわけなのです。それは私も同じです。子供を産まない一番の理由が、子育てにお金がかかり過ぎるといふことがあるわけですから。そこを手当てしないとやっぱりだめだと思ふのです。

村木厚子さんが嵐山の女性会館に来たときに、講演では、どういう人が結婚をしないのかということでは、パワーポイントを使って、パワーポイントが直った後、最初これが見つかなかつたのですから。説明していましたが、要は非正規の方が多いのだということの説明していたわけですね。やっぱりそこを手当てしないと、非正規で、お金が少なくて、結婚もできないと。結婚しても子供を産まないと。産んでも1人だと。そういうことを説明していたわけですねけれども、そのところが政治では全然改善されていないのですから、私は人口減というのに進んでいこうなというふうに思っています。

でも、私は悲観なんかしていません。前にもちょっとお話ししましたが、イギリスやフランスというのは日本の人口の半分です。半分だけでも非常に高い経済力を維持していますので、あそこの2つの国、イタリアはちょっと下がりますが、最近また悪いし。ドイツは8,000万人くらいですから、まだ日本よりは少ないわけですねけれども、高い経済力です。ああいう国から学べば、私は国も大丈夫ですし、地方自治体も大丈夫だというふうに思っているのです。一緒にああいう国に学んで、そういう政治をやってもらうように政府に働きかけていきましょう。これはよろしく願います。2番目はもういいです。600兆円もいいです。

3番目に移ります。町立図書館についてです。前議会で指定管理を一つの選択として検討しているという答弁でありました。この間の検討結果について伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、私のほうから質問項目3につきましてお答えいたします。

図書館の指定管理者制度につきまして、平成27年12月定例会におきまして検討を始めた旨の答弁をさせていただきました。その背景といたしましては、昨日の、また先ほどの一般質問の答弁にもございましたが、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略にも示されているとおり、総合戦略を効果的に施行したとしても嵐山町の人口は減少し、それに伴い町民税も減額となるとされており、またそうしたことにより定数管理による役場職員総数、町の総予算も縮小していくことが想定されます。

さらに、今以上に少子高齢化が進むことにより、必然的に子供・子育て支援や福祉、医療にかかる比重が高くなり、図書館に限ったことではありませんが、人的にも、予算的にも、今後、今のまま現状を維持していくというのではなく、抜本的に適正な対策を講ずることが求められると考えております。

そうした状況の上で、指定管理者制度に関しましては、具体的な導入検討の前段階として、埼玉県内、また全国でどのような導入実態であるのか情報を収集いたしました。総体的なメリット・デメリット等を精査した上で、より具体的な事例として県内の大規模市でなく、嵐山町と人口規模の近い市町での導入例として、宮代町、幸手市、上里町、吉川市、伊奈町、鴻巣市、和光市、毛呂山町の図書館について、導入の経緯と導入後の状況等について担当者から情報収集いたしました。また、近隣の比企地域の状況についても、担当者会議において確認いたしました。

それらと並行して、実際に嵐山町で指定管理者制度を導入した場合にかかる費用がどれくらいになるのか参考見積もりを徴し、概算の費用を得た上で、過去数年の嵐山町の図書館の支出の状況と対比しているところでありますが、単純な金額による費用削減効果という点だけでなく、将来的な町の状況等も考慮した上で、望ましい図書館像とはどうあるべきか、民間の活力の導入がよりよい町民サービスにつながるか等について引き続き検討しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。かなり研究をしてくれているんですね。

これは、かなり早い段階で結論を出す予定なのでしょうか。6月議会までに出すのか、ちょっと時期まで示していただければありがたいのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　こちらに関しまして、期限を限って検討しているという
ものではありません。実際に導入をするとなれば、それが嵐山町の町民サービスにと
ってプラスになるのか、かえってマイナスになるのか、その辺を見きわめた上で、そ
こからがスタートになりますので、いつまでにやるかやらないか決めるというような
ことは考えておりません。

○大野敏行議長　川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　概算の費用を得た上でということですから、まだ得てはいな
いということなのですか。削減になるか、ふえてしまうかという、そこはまだわから
ないということなのでしょう。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　お答えいたします。

実際に導入する場合には、細かい仕様に基づきまして金額等を提示していただくよ
うな形になると思うのですが、あくまでも嵐山町の図書館と同規模で、現在の職員体
制なり蔵書、そういった規模では大体どれぐらいになるかということで、業者から参
考としての見積もりを徴した額で対比しているところであります。

○大野敏行議長　川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　そうですか。安ければ安いほどいいというのは、先ほどと私
もちょっと矛盾しますけれども、ただやっぱり官製のワーキングプアをつくるような
ことは、前回もお話ししましたからもうここでは省きますけれども、そういうことは
しないでいただきたいと思うのです。

先ほど河井議員さんも、貧困家庭の云々ということでお話ししておりましたけれど
も、ワーキングプアの家庭の子供が子供の貧困率につながっていくということが考え
られますので、そういうことをぜひ考慮していただいて、やめろと言ってもやめやし
ないだろうから、ご検討、研究をしていっていただきたいと思います。

答弁は結構です。終わります。

○大野敏行議長　大変どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開を3時55分といたします。

休　　息　午後　3時43分

再 開 午後 3時55分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 松 本 美 子 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号9番、議席番号11番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の格差拡大と貧困についてからです。どうぞ。

〔11番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○11番（松本美子議員） 議長のご指名がございましたので、11番議員、松本美子、一般質問を2項目にわけて質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1項目めでございますけれども、格差拡大と貧困について、原因は何でしょうかということですが、地域社会のつながりの喪失、あるいはIT化に伴う人間の関係の希薄化などいろいろさまざまな原因が考えられる。または勝ち組、あるいは負け組と呼ばれる階層の格差社会の現状が見られています。

そういった中で、(1)ですけれども、厚生労働省は2014年10月、就業形態の多様化に関する総合実態調査を公表なさいました。そういった中で、これは民間企業でございますけれども、パート・派遣などの非正規労働者が2,000万人を超えていると。また、全労働者の中では40%に達しているというふうに公表されました。それは、5人に2人の非正規労働者となって、深刻な所得格差と貧困層の拡大が生まれていますが、現状と方向を質問させていただきます。

(2)ですけれども、15歳から34歳までの非正規労働者の人口は50%を超えて、若者の望みや夢がかなえられない状態となり、労働者派遣法がありますけれども、そういった中で3年ごとの入れかえで非正規労働者を使っております。税金や消費にも影響をもたらしてくるのではないかと思います。実態と、また方向性はどんなふうになっているのか、お伺いをさせていただきます。

(3)ですけれども、教育の格差は低所得者家庭の経済的余裕がなく、成績に反映すると言われております。そういった傾向があり、現状の取り組みと周知が特に早くにという意味ですが、知らせていくのが重要であると思っております。自立した生活ができず、生活保護に頼る人がふえておまして、2015年の発表によりますと、6月

には県内では9万6,230人となっております。

そういったことを踏まえまして、不安定な職業は低所得につながり、教育の格差と悪循環の社会となってくるわけですが、現状と取り組みをお伺いさせていただきます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）（２）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目１の（１）（２）につきまして、あわせてお答えをさせていただきます。

国内の経済は、戦後の高度成長期において高い成長を実現し、世界第２位の経済大国となるとともに、国民の生活は非常に豊かなものとなりましたが、バブル崩壊以降の長引く不況の下で成長は鈍化し、失業率も上昇するなど、国民の生活水準はやや低下の傾向が続いています。また、少子高齢化の進展やアジアを中心とした新興国の台頭などに伴う国際競争の激化など、構造的な課題を抱えているのが現状であります。このような経済環境下で企業が置かれている経営環境の厳しさが続く中、雇用面においても非正規雇用者比率が年々上昇を続けるなどの厳しい状況が続いております。

このような中で、国民１人当たりの所得は、世界の中で相対的な順位を落としてきており、また格差や貧困が広がったと言われるなど、生活や雇用に不安を抱える人が増加しているものと考えられます。

埼玉県の就労実態調査によりますと、平成26年３月末で県内の中小企業における正社員の割合が67.9%、派遣やパートなどの非正規労働者は32.1%という数値結果が公表されております。これを平成24年の経済センサス値であります嵐山町の民間事業所の従業員数8,735人に当てはめると、正社員数は約5,900名、そして非正規数は約2,800名前後ではないかと推計がされるところであります。

企業は、経済のグローバル化により日々技術革新を求められるとともに、厳しい価格競争にもさらされております。一般論としましては、正規雇用が望ましいということと言うまでもないことでありますが、派遣労働者の中には個人のスキルを生かして活躍している人もあり、自由で柔軟な働き方として派遣労働を特に望む方もおります。

また、最近の求人と求職の関係を見ますと、事務的職業や販売的職業に職を求める方が集中するのに対し、土木、建築、医療、介護などの専門的職種では逆に大幅な人材不足という状態が続いているのが実態であります。経済が自律的な回復の軌道に乗

り、安定的な成長を継続していくためには、雇用を安定させることが非常に重要であり、消費の拡大や格差意識の解消に結びつき、結果として安定した財源の確保にもつながるものと考えております。

当町としましてもこのような情勢を鑑み、緊急雇用対策事業や企業誘致対策事業による取り組みを初め、今後はさらに地方創生事業によるさまざまな取り組みにより長期的な対策を講じていく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 （3）につきましてお答えいたします。

貧困の子は、全国で300万人余りいると承知しております。昨日、本日も話題になっておりますように貧困が教育格差を生み、子世代への貧困の連鎖につながると指摘されています。親の経済的理由でさらに教育を受けられない子供は、成人しても親と同じように貧困にあえぐケースが多いと報告されています。生まれ育った環境で将来が左右される事態にあってはなりません。この悪循環を断ち切るためには、税制を初め、さまざまな支援等が必要であると考えます。また、言われております。今後、関係課とも連携した政策を打ち出していくことも考えていきたいと思っております。

学習のおくれがちな小学生、生活面を援助しなければならない中学生への支援は、次世代を担う大人を育てることであることをしっかりと町全体の問題として認識していくことが大切と考えます。貧困の子供たちは、将来に夢や希望が持てるよう、きめ細かな手厚い政策を進めていかなければならないと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、（1）（2）ということでご答弁をいただきました。その中でですけれども、ほぼ第1回目の答弁でわかったつもりではありますけれども、何点かすみません。ただいまの非正規労働者と正規労働者の関係をご答弁いただいたのですけれども、その中で、かなりの人数がいるものだな、嵐山町でもというふうに思いました。

正規の関係につきましては5,900名を推計、あるいは非正規労働者が2,800というような、前後でしょうというような推計だというふうでありますけれども、これは2番のほうで、私年代的なものもちょっと明記してあると思っております。例えば15歳から、

あるいは34歳までの非正規というふうな質問をさせていただいておりますので、正規につきましてもわかりましたけれども、非正規の人数の関係で2,800というようなことですので、これには何歳ぐらいの方が私の質問の中に入っていますか。もし集計ができていれば答弁いただければと思いますけれども、わからなかったら結構です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、大変申しわけないのですが、お答えをさせていただきます。

15歳から34歳までの非正規というふうな内容でございまして、大変申しわけございません。町としましては、数値的には用意してございません。調査をしてございません。ただ、国の調査の結果によりますと、やはり20代、そして30代の非正規の率が大変多いという数値データは出ているのは承知しております。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、この年代的には把握はできていないと。国の関係だということですからわかりましたけれども、それについて町の中でこの非正規労働者について、全体でも結構ですけれども、年代の若い方につきまして、なかなか実態調査というのは難しいと思うのですが、アンケートか、あるいはそれに近いようなものも今後実施をしていって、吸い上げできるものは吸い上げをするような、そういった考え方はあるでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

15歳からの若年層の方のアンケート等の調査というふうなことでございますけれども、今のところそういった調査のほうをしようという考えは、申しわけないのですが、持っておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） できる限り正規の社員さんあるいは職員さんになるということが前提で、そうしていきますと非正規も少なくなり、あるいは低所得者も減ってく

ると。それにつながる結婚あるいはいろんな分野でのことをずっとこれからはつながってくるのではないかというふうに思っていますので、その観点からもう一つ再質問させていただきますけれども、嵐山町は町内の企業といたしまして、花見台というような大きな企業がありますよね。そういったところの会社関係と、それから前これは、ちょっとこういうような形をとったらどうでしょうかということで、何年か前になりますけれども質問させていただいたことがありまして、今回特にまたもう一度させていただきますけれども、非正規にはつながって動くのだけれども、正規にもなかなか入れない、また会社側にすれば、募集をかけてもなかなか来ないとか、そういったことも私なりには把握はしておりますけれども、その辺の橋渡しといいましようか、そういったようなものを町が企業の花見台さんをお願いをして、町の中でそういった、一度研修ではないですけれども、そういったようなものが開けないのか、あるいはそこまでのことが町のほうからは踏み込んで言えないのか、言えるのか。少し教えていただければと思いますけれども、お願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

花見台のほうの工業団地の会社と協力いただいてというふうな内容でございますけれども、今年度企業支援課のほうでは全般的な就職支援としまして、就職支援セミナーの開催を既に2回行っております。最初に全年齢向けのセミナーを開催いたしました。昨年の10月でございますけれども、その後、ことしになりまして2月には中高年者向けのセミナーを開催しております。そういったことで、どちらかといいますと就職活動の支援という形で課としましては今動いているところでございます。

花見台のほうの企業さんの協力をいただいてというような内容でございますけれども、昨年度ぐらいから、一部の企業さんから、募集してもなかなか集まらないのだというふうな内容の相談を賜っています。状況としますと、少し上向いているのかなというふうな感触は受けますけれども、今後は、この後の質問にも出てまいりますけれども、就職情報システムの関係ですとか、就職できる環境づくりのほうで貢献してまいればというふうに考えているところでございます。当然花見台さんのほうにも協力していただく部分は協力していただくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 前回質問したときよりも一歩二歩進んでいただきまして、ありがたいというふうに今感謝しております。支援セミナーというようなものが10月、2月というところで行われたということですが、このときにはどのくらいの人数と、あるいは周知の関係はどんなふうになされたのか、少し私も勉強しておりませんので、すみませんが教えてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

セミナーのほうの関係でございますけれども、昨年10月2日に開催をしております。こちらのほうは、参加人数15名の参加をいただきました。それと、2月8日ですけれども、中高年向けというふうなことでセミナーの開催をさせていただきました。こちらにつきましては、16名の参加をいただいております。そして、周知の方法でございますけれども、こちらにつきましては町ホームページ、それと広報によってお知らせをさせていただいたところでございます。そして、県のほうと共同でこの事業を行っておりまして、県のほうの就労支援課になりますけれども、県のホームページのほうにも掲載がされております。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、(3)のほうに移らせていただきます。まず、学力の関係でございますけれども、ただいま答弁もいただきましたが、やはり貧困の子供は全国では300万人もいるということですので、改めてびっくりしたような形を今思っておりますが、そういったことを踏まえまして、経済力の差がやはり学力や進路、そういった関連にかなり重くのしかかっているなというものがここでよくわかったという形ですが、それだけではやはり未来に夢や希望が持てない子供がかえってふえてくるのではないかというふうにも答弁させていただきました。そういったところで、一番怖いのは格差の固定化ということなのでしょうけれども、所得の少ない家庭を、まず第一歩

としてはどんなふうに把握をする手だてをなさっているのかということをまずお伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

私の先ほどの答弁の中で、表現はしなかったのですが、先ほど河井議員さんもお指摘があったような気がします、ひとり親家庭というのが貧困率55%というのが出ていますよね。これらにやっぱり目を向けていかななくてはいけないかなということをもまず第一に強く意識しております。その中で、所得の少ない家庭となりますと、やはり私ども教育委員会のほうでは、要保護、準要保護の家庭が低いというふうに一般的には捉えております。

以上です。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番(松本美子議員) そういった把握をある面ではしてきているわけですが、それをいち早くというのでしょうか、どんなふうに家庭に知らせているというのでしょうか、こういった方法がありますよというか、町の事業に対してこういうものがあるからということとはなかなか難しく、一つ一つはできない状態なのではないでしょうか。その辺を少し、私わかっておりませんので、質問させていただきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

具体的には、貧困の家庭に対してどう支援したらいいかというのは今後の問題というふうには捉えております。ただ、やはりひとり親の家庭を例にとれば、多分親御さんとの離別、また亡くなられた等、精神的、経済的な面で不安定な状況に置かれているということは事実でございますから、日ごろから親と過ごす時間も限られ、また家庭内でのしつけや教育等も十分に行き届きにくい環境になっていると。そういった中で、例えばひとり親家庭の子供が抱える特有の課題に対応して、貧困の連鎖を防止する観点から、やはりひとり親家庭の子供の生活向上を図ることが課題かなど。それにはどうしたらいいかということについては、やはり先ほども別の内容でもお答えさせていただいておりますけれども、やはり委員会を通して対策を講じていかなければいけな

いかなというふうに思っております。現在のところ、だからこういう状況がありますからということで家庭のほうにはお知らせはしていません。

以上です。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 学校側のほうからは、お知らせはしていないということになりますと、そういった相談はあくまでも親御さんのほう、家庭のほうから相談があればこういうことにつなげられますよというふうに、待っていると言うとちょっと言葉がわかりませんけれども、そういった形が現状なののでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

現在貧困と思われる家庭から、どのようなご相談が各学校のほうへ向けられているかという把握はしていません。今後やはりこういった生活困窮世帯等に対する対応というのは当然考えていかななくてはなりませんので、これらについてやはり働きかける一つの方策、方向については検討していかなければいけないと、こんなふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） やはりひとり親にしても、貧困家庭にしても、なかなか自分のほうからどんなようなことがしていただけるのかなというものの自体がわからない部分もかなりあると思うのです。ですから、そこは行政側のほうからある面では、別にその対象になる家ということではありませんけれども、全体でも構いませんが、そういったことを、学校へ入ったときですか、そういうときにでも、保護者会なんかがあるとしますけれども、こういった形も町のほうの施策としてはやっているのだということを一早く保護者のほうにも知らせていく必要があると思ひまして質問させていただきました。教育長さんのほうから今ご答弁いただき、早急に何らかの方向を位置づけていっていただければと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、学力の関係がまずは出てくるかなというふうにも思ひますので、学力の関係につきまして少し質問をさせていただきますけれども、やはり学力の低い生徒さ

んへの指導というものが、まずはかなりの重要性があるかなと。それイコール貧困という形にもつながってくるかもしれませんが、そればかりではないかなというふうにも感じています。そういったところで、たまたま文化スポーツ課のほうですけれども、ふれあい塾というようなものが長年継続でされておりますよね。七郷小学校全体を、全児童を対象にということですが、そこで、その講座をやっておりますから、それにはいろいろなものに取り組んで、23～25回ぐらいかちょっとわかりませんが、やってきていると思います、年間では。そういった中で、学力の関心の学習も、9回、10回というふうに行っているのだと思いますが、そこで少し学力のほうの関係にもうちよっと力を入れていただいて、大勢の児童さんに来ていただきながら、少しでも向上ができる問題なのかできない問題なのか、少し私もここで質問させていただいてますけれども、やり方というか、難しい部分があるのかわかりませんが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 答えさせていただきます。

今松本議員のほうからお話がありましたふれあい塾、町の人権教育事業として七郷小学校の校区の児童を対象にやっております。七郷小学校の生徒103名中34名、今年度は参加しておりますので、七小のほぼ3分の1の子供たちが参加しております。全部で今年度は23回のさまざまな事業をしておりますけれども、その中で今年度は学習、その日学習だけをやっているわけではないのですけれども、仲間遊び等々と一緒に学習の時間を設けたのが9回ございます。もともとこのふれあい塾、人権教育の事業の一環としてのものが主体でありますので、学習支援というものはまたちょっと意味合いが異なるわけがございますけれども、この辺はまた保護者、子供たちの要望等があるようであれば、学校と相談して中身についてはまたいろいろ変更していくことは可能かと思われまます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 流れといたしましては、このふれあい塾は、前は吉田学習…吉田ではない。吉田ですよ。すみません。ということで、やってきたなというふうに思っています。学力の低下があるために、そういったものに取り組むというふうな経緯がありましたので、それで今は全体的なもので、子供たち同士の触れ合い、あ

るいは大人同士の触れ合いとか、いろいろなものが必要でしょう。道徳関係にもつながるのかなと思っていますけれども、そういった方向に少し動いていまして、23回中それでも9回はということですから、かなり取り組んでいただいているというふうにも思っています。ですけれども、今課長さん答弁いただきましたとおり、あらゆる面からもう少し考えていただきまして、学力の低下が特にある人たちには、それ以外でもやっていますからということでお声をかけていただきながら、取り組める方向で考えていただければと思います。これは、全学年に呼びかけていますよね、年度当初か何かで。ちょっとその辺だけすみません。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 全学年、保護者会の席で、保護者の方、また子供たちにも説明して呼びかけております。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、もう一点、すみませんが、学習支援制度というようなものができ上がっておりまして、先ほどの河井さんのところでは答弁がなされていましてけれども、28年度に委員会を立ち上げるというお話のようでしたけれども、この件につきまして細部をお尋ねしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○大野敏行議長 藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 学習支援制度についてお答えさせていただきます。

来年度、一応これから新年度予算のほうで計上してお願いをするわけですが、これは学習支援制度を実施するための委員会を設置しまして、まだ白紙の状態でございます。来年度になりましたら委員会を設置しまして、その委員会でこういった方向で進めるだとか、場所から何かいろいろ決めることを来年度から始めようということで、その委員の報償費という形で予算のほうも計上させていただいているのですけれども、28年度からゼロから出発というような形で決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 少し私の質問の仕方が悪かったのかなというふうに思います

が、28年度から委員会を立ち上げるということで、報償費の関係がありましたよね。
ですから、それでは委員さんについて何名ぐらいを予定しているのかなとお尋ねした
かったのですけれども、すみません。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 委員さんの人数については、一応
10名程度と考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、3番の最後のほうになってくると思いますけれど
も、生活保護世帯の関係なのですけれども、こういった格差ができたり、低所得者あ
るいは非正規の関係というふうになってくると、どうしても生活的なものが大変にな
ってくるということは誰でもわかるというふうに思いますが、そこで、これはかなり
ふえてきておりまして、私の質問の中には、県内ではということ9万6,230人です
か、そういうふうに統計ではなっておりますよということを指摘してありますけれど
も、これは県のほうの関連であるということですから、町が窓口というふうにな
っていると思うので、現状はどんなふうになっているのか。お尋ねをさせていただけ
ればと思っています。お願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

生活保護受給者の関係でございますけれども、ことし1月分の報告を見ますと、嵐
山町で被保護世帯が167世帯、そして人数としては230名ということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そういたしますと、167世帯ということですから、これ
につきましては若い世帯の方たちはどのくらいいるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

18歳未満のお子さんがある世帯でいますと、18世帯ということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 意外と少ないのだなというので、ちょっと安心したような気がするのですが、そうしますとその残りの方たちにつきましては、高齢者という形の考え方でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

全国的に見ても高齢者がふえているということでございまして、嵐山町も高齢者の方が多くございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） その中で、高齢世帯が多いということですが、独居的なもの、あるいは老老というふうに、一人か二人かということを知っているのですが、そういう分け方も統計がとれておりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

詳しい人数的なものの世帯別というのは統計をとっておりません。申しわけございません。

以上です。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。

では、大きな項目の2番のほうに移らせていただきます。項目の2ですが、人権侵害についてお尋ねをさせていただきます。

まず、21世紀は人権の世紀と言われまして、15年が経過しようとしています。格差の拡大あるいは貧困と、これは背中合わせではないでしょうか。また、いじめ、児童虐待、あるいは高齢者の虐待、少年犯罪は深刻な社会問題だと思っております。そういったことを踏まえまして、(1)ですが、学校でのいじめを文部科学省は2015年

10月には公表しましたが、県内では3,007件、また173件の増加というふうに発表がありました。

また、都道府県別でいきますと、いじめの認知件数につきましては18万8,017件というふうにかかなりの多くのいじめがあるということが現状だというふうに考えておりますが、これをまたお伺いをいたします。

(2)ですけれども、不登校の関係ですが、原因はいじめが一番多くあるのかなというふうに思います。そういった中で、2014年度の文部科学省の調査では、県内では小学校981人、また中学に行きますと1,438人、これは高校に行きますとふえまして、2,667人と公表がされております。嵐山町内の現状と対応をお伺いさせていただきます。

(3)ですけれども、児童虐待でございますが、心理的な虐待が52.3%、また就学前までの乳幼児につきまして43.7%を占め、その中でも虐待者が実父というふうになりますと、これはもう大変ですねと思いましたが、38.6%。実母につきましても、もっと多く48%というふうに厚生労働省のほうは発表を2015年10月に出しております。町の現状と対応を伺わせていただきます。

(4)ですが、高齢者虐待は、今までも言われておりましたけれども、大きな社会問題であるというふうに思います。そういった中で、やはり統計的なものですが、厚生労働省には2014年12月には発表がありまして、虐待者がやはり息子が4割を占めるということですね。その次が配偶者、または娘さんやお嫁さんというふうに続き、心理的な、あるいは身体的虐待が非常に多くなっているということです。そういったところで現状と対応をお伺いをさせていただきます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)(2)について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目の2、(1)につきましてお答えいたします。

いじめの定義が改正されたことによりまして、2015年の再調査でいじめの件数が増加しました。埼玉県は、都道府県別いじめの認知件数3,007件、173件増加で、全国第2位の低い認知件数でした。嵐山町は小学校11件、中学校1件、先月の1月末現在の数字でございます。小学校はいずれも小さいいじめであり、全て解決しております。中学校も解決しております。以上、答弁とさせていただきます。

(2)につきましてお答えいたします。平成26年度の不登校は小学校5名、中学校

11名、計16名。ちなみに平成27年度は1月末現在で小学校2名、中学校14名、計16名でございます。小学校は減少、中学校は増加の傾向にあります。いじめによる不登校の児童生徒はおりません。

青柳議員の質問にお答えさせていただいたとおり、有効な特効薬はございませんが、不登校ぎみの児童生徒の早期対応、また症状に応じたケース会議をスクールパートナーと連携して開き、粘り強く該当の児童生徒及び保護者に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 質問項目2の（3）につきましてお答えいたします。

平成26年度の嵐山町から国への報告数値でございますが、虐待相談に係る件数は18件ございました。内訳といたしましては、身体的虐待が4件、心理的虐待が5件、ネグレクトが9件ございました。また、虐待者につきましては、実父が7件、実母が3件、その他8件でございます。年齢別で見ますと、就学前の児童が8件、就学後の児童が10件でございます。対応といたしましては、面接指導が14件、児童相談所送致が1件、その他7件。これは「7件」とございますが、「3件」の誤りでございました。訂正をしておわび申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（4）について、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目2の（4）につきましてお答えいたします。

平成25年度から現在までの3年間に地域包括支援センターに寄せられた高齢者の虐待に関する相談件数は14件であり、その14件中で高齢者虐待が認められ、実際に対応をした件数は10件ございました。その10件のうち7件、7割が身体的・心理的虐待で、その他には経済的虐待、セルフネグレクトでありました。

虐待者は同居の家族が8件で、そのうち息子によるものが5件と半数を占めております。また、相談者は本人が5件、別居の家族が2件、民生委員が1件、虐待者本人が1件、見守りの訪問看護師が1件となっております。これらに対する町の対応としては、被虐待者の入所や転居が4件、虐待者の入院や転出が3件、その他3件となっております。

町では高齢者を虐待から守り、尊厳を持って安心した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターに高齢者虐待対応専門員を配置し、虐待の予防、防止に関する業務や虐待事例が発生した場合の対応等を行っております。

また、支え愛運動や高齢者等見守り・虐待防止ネットワーク等、地域のネットワークを構築して、できるだけ早い段階で虐待を把握し、支援につなげられるよう努めておるところでございます。

今後は、見守りのネットワークを拡大するとともに、高齢者虐待についての普及・啓発を行い、未然防止を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、(1)からですけれども、学校でのいじめということになりますと、一番やはり子供さんは見えないような形でいじめにされているケースがかなり多いというふうにも思って質問させていただきますけれども、これは児童同士で無視をされるというようなこととか、あるいはちょっとしたことの仲間外れですか、そういったところで少人数でされていたのが、だんだんされる側よりもする側のほうにふえていって、そこからいじめが発生をしていき、もうちょっと大きな問題になってくるというふうにあるわけなのですけれども、この無視とか、あるいは仲間外れとか、そういうようなものはなかなか表に出てこないというふうなものだと思いますけれども、この辺が一番原点で見抜いていかないと大きく進んでいくような問題になってくると思うのですけれども、この辺のことにつきましてはあれですか、学校側では何かこれを見抜く方法というのでしょうか、そういったものに対応していくような活動というか、取り組みというか、そういうようなものはなされているのでしょうか。私としますと、この辺のところはまず原点で大きな問題になっているのかなというふうに思いますので、大切だというふうに自分では考えていますので、お尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

いじめも小さいものでは、今お話のございました無視とか、あるいは陰口を言うとか、あるいは仲間外れ、丸めた紙を投げつけるとか、昔は紙なんか投げつけたのはい

じめと思いませんでしたけれども、今は投げつけられたほうが嫌な気持ちをするのはいじめられたと。こういった見抜く、普段授業の中でまず担任が教室へ、朝のホームルームに行ったときに、さっと見渡すときに、大体いつもと同じ顔でないような子がいるときに話しかけてみるというのがまず第一です。観察ですね。

それぞれの、中学の場合は教科ごとに先生が授業で行きますから、すると一致するわけです。話をこちらから聞いてみる。あるいは毎月統計アンケート。これは、最近かなり頻繁に行っています。最低一月に1回は行ってまして、項目に仲間外れ、無視とか、何か投げつけられたとか、嫌なことを言われたとか、そういうふうな悪口を言われたとかという項目がありまして、それに一人一人がサインを出すわけです。それを見て、もしあった場合には対応していると。名前が書いてあれば、もちろんそれに対応すると。

いろんなやり方があるかと思うのですが、早目に早期発見、前々から申し上げておりますように早期治療。しかし、子供同士は隠れたところで行うというのが一番の問題でありまして、これが一番ある意味で陰湿ないじめになってくるわけです。これをいじめられた側のほうが例えばおたより帳で、きょうはこんなことをやられたと書いてあれば、親も見て、先生も見てわかるのですが、そういうことを意外に書かない場合が多いわけです。そうすると、やっぱり子供から普段いじめられた場合に、いつでも素直に正直に伝えるのだよという環境をつくっておかなくてはいけない。これも大事なことでございまして、親やお友達や先生が絶えず活動しながら、やはりちょっとおかしいなという場合の観察をお互いにしながらいじめを発見していくと、こういうことが一番大事だというふうに捉えておりますし、現実学校ではそういう形でやっているというふうに思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、先ほどの答弁に戻らせていただきますけれども、嵐山町では小学校で11件、あるいは中学校で1件のいじめがあったと。これは、小さいものだったということでありまして、全て解決を今はいたしておりますということの答弁でしたが、この小さいいじめということが、私がただいま再質問をさせていただいたものにつながっているのではないかというふうに感じておりますので、差し支えないようでしたら、内容は小さいといってもどのようなものか、何点か

結構ですけれども、把握ができていますから、ご答弁いただければと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 例えばぶつかるとか、たたくとか、蹴るになると、これは小さいのではないのです。身体に危害を与えると。小さいというのは、さっき話もありましたけれども、からかうとか、あるいは悪口を言うとか、一つの例では、ばかと言った例がありました。あるいはもっとひどくなると、死ねという言葉になる。これが死につながるわけです。あとは文句を言う。意外に文句を言うのが多いのです。掃除をやると思ったら、なかなか掃除に来なかったとか、僕は一生懸命にやっているのにやらないとか、そういう小さいこと。これは、小さいことと捉えているのです。

しかし、それが大きくなっていくと仲間外れになるのです、今度は。みんなで阻害してしまうのです。そういう環境になってはまずいわけです。だから、そういう小さい集団による無視になると、これは小さくないです。みんなで1人の子を無視してしまうわけですから。そういうふうにならないうちの、いじめは人として絶対許されない行為というのを、やはり早いうちに取り除く、これらにやっぱり集中してやっていかなければいけないと。

ただ、子供は、大人でもそういうことがあるかと。冷やかすということが。こっちは、冗談で言っているつもりなのだけれども、受けたほうは冷やかしではないのです。ここのところに、やっぱり言った側と言われた側の捉え方が全く違います。うちへ帰って親御さんに話せば、親御さんもお子さんの言うことは信じますから、するとそこでまた親同士の対立にもなってしまうケースもないわけではないのです。だから、これらについては、嫌なこととか、恥ずかしい思いをしたことは、きちっとおたより帳に書くのだよとか、そういうやっぱり認識というのですか、雰囲気絶えず担任が子供といい関係を続けながら醸成していくということに尽きると思います。

インターネットでどうのこうのというのがありますが、そういう問題は今のところ私はキャッチしておりませんが、今後はそういったことも悪質で陰湿ないじめの一つになりますので、そういったことに発展しないように日ごろから注意していく必要があると思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 全て解決ができたということで、ほっとはしておりますけれども、この解決の方法ですけれども、両者、いじめる側、それからいじめられる側によくよく理解をしていただいてといいたいでしょうか、そういった方法での、あるいは保護者といいたいでしょうか、その辺まで進んでの解決方法だったのか、お尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

ここに記録は現在持っていませんけれども、大部分のいじめは、まずいじめられた児童生徒からいじめられた内容を聞き、そしてその事実を今度いじめた側のほうにも聞き、両方の言った言い分が一致すれば問題はないのですが、一致しない場合も出てくるのです。

そこで、担任が学校で、場合によれば担任一人だけではなくて、学年の先生と複数でお子さんに、一般的には別々に聞きます、まず。そして、照合して、合っていればそれでいじめた側のご家庭にもお伝えし、場合によれば子供同士で解決してしまった場合もありますし、子供同士で解決しない、ちょっといじめの軽いものでも少し上のものになりますと、今度は親御さんに伝えて、親御さんの理解をお互いに理解し合っ、今後いじめのないようにしようねというのが一般的です。これで解決するのが多いと思います。しかし、陰湿になってくるとそれが解決しない。相手側のほうにけがをさせてしまったとか、そうなってくると今度はまた内容的に変わってきますけれども、嵐山町の場合は1月末現在ではそういった段階に行っていない段階で、一応先生と親御さんが入って解決したと、こういうことでございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。わかりましたので、次に進ませていただきます。

それでは、(2)のほうでございませうけれども、このいじめに関してですから、(2)も(1)も余り変わっていない部分もあるかなというふうに思いますけれども、その中で、不登校の関係を質問させていただいておりますけれども、不登校の関係で、先ほどの答弁をいただきまして、26年と27年の関係を答弁いただきましたけれども、これはいじめによる不登校での児童生徒はおりませんでしたということでした。それで

も小学生で3人、あるいは中学生で13名、計16名の不登校生が現実的にいたということは、かなり重要性なのかなというふうに思っています。

そういったことを踏まえまして、少し、これはいじめになるのかならないのかちょっとわかりませんが、例えばこれは現実的に私のほうもある面では自分自身も見ておりますから、いろんな分野でわかっているかなというふうに思っている質問になってきますけれども、下校の際に、私が見るといじめなのかなというふうに思われますので質問させていただくわけですが、特に小学生の関係から質問させていただきましても、かばんとか、あるいは手荷物、そういったものを、何人かのグループで下校しますから、そのときに一人の子供さんに全部しよわせたり持たせたりして、特に暑い時期や何かだと、汗びっしょりかいてふらふらしているような感じで帰っていく生徒を時々見るのです。そういったときに、その周りで持たせなかった人たちも、はやし立てるといいますか。もっとがんばれとか、あるいはもっとしっかりと背負っていけとか、何とかかんとかと、こういうようなことをいろいろやっています。そういったときに、背負わされた子供さんの親からそういうふうな形で、とても子供が帰ってきて疲れたというか、大変だったというか、いじめられたというか、そういうような言葉がかなりあるのだというふうな話を私のほうにも聞かせていただきました。そういうところの把握が学校側のほうではなされているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

七郷小学校の例だと思いますけれども、登校中は現在北部のほうの古里方面、吉田地区方面、二人のボランティアの方が一緒に歩いて学校下まで来ておりますから、朝のほうはまずそういうことはなかったかなというふうに、今の話を聞いて。

下校のときということでございますので、2つこれは考えられますね。今のことについては、ご報告を受けたことはありませんけれども、1つは子供が遊び心で、例えば、見ていないからわかりませんが、じゃんけんで負けた子がかばんをしょって、重たいのだから軽いのだからわかりませんが、そういう気持ちでやっていたのか。あるいは松本議員さんが見られたときに、1人の子が汗だくだくになって、本当にこういうふうにつらい思いをしてやったのかというのが、その場の状況から見て、もしそういうことであれば、これはいじめになると思います。自分にとって嫌なこと

をさせられているわけですから。ここのところが家へ帰って、お父さん、お母さんにお話ししたのでしょうか、その話を学校側のほうにお伝えしたのだというふうに思いますので、その後がどう続いているのか、あるいはぴたっと終わったのかについては、今の段階ではちょっと議員さんもわからないと思いますので、そこら辺については学校のほうに、毎日下校の際には一度校舎の前に並んで、帰る前に学校のほうから、きょうも交通気をつけて帰りましょうと毎日やっております。その中に、下校指導の中で、自分の荷物は自分で持って帰りましょうと、こういう話を校長先生なり下校指導の先生に話してもらおうよう、こちらからも働きかけてもらいたいと思います。

いずれにしても、今聞きました事実ですので、やはり嫌なことはいじめにつながりますので、松本議員がおっしゃったように、いじめの一つというふうにカウントしていいのかなと思います。ただ、解決しておれば、それで今後なければいいかなというふうに思いますので、そういった雰囲気がほかの子にも醸成しないようにぜひこれはやっていかななくてはいけないので、こういったところが大事な、早く気がついて早くなくなると、これが大事だと思いますので、こういうふうにお伝えしてみたいと思います。

以上でございます。

◎会議時間の延長

○大野敏行議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、今の答弁のように、学校のほうでもう一度、再度指導のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点なのですが、またこれは中学校の関係になりますが、中学生は自転車の登下校をしているわけですが、もちろん下校のときでございますけれども、何人か一列になりまして、一番前の方は一生懸命こいでいるわけですね、自転車を。それで、後ろの3人なり4人なりの方たちは、前の人の自転車につかまってこがないのです。ですから、それはやっぱり今教育長さんが答弁なされたように、どういう成り行きでそういうふうなことをやっているのかわかりませんが、そういうことも何

度も見ておりますので、先ほどの小学生の関係もそうですね。たまたま今回は親御さんのほうからそういう話もいただいたので、あえてここで質問させていただいていますが、何れども、何度もそういうところを見ております。そのときに私も見てだまっているわけではありませぬし、また下校時間帯にはなるべくあそこを散歩がてら動くようにはしております。そのとき、小学生のときも中学生のときも、なかなか気をつけて帰ってねと言うのが精いっぱいぐらいで、これからお帰りですかとか、なるべく声はかけるようにしていますけれども、そういったことをやっていることについては、危ないですよぐらいのことは言えますけれども、なかなかとめたりなんかするということは、とめて話すということは難しいので、この辺のところも今の小学生と同じように、学校のほうで把握がもしないようであれば、ぜひとも先ほどの小学生と同じように指導のほうをしていただければと思いますけれども、まず学校側ではその辺のところは把握はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

登校時、下校時の児童生徒の交通事故等、あるいはけが等については、その都度緊急に病院のほうへ飛んでいって、縫うとか、そういう場合も過去になかったわけではありませぬけれども、すぐ連絡がございます。ただいまの件は、今初めて聞いたのですけれども、やはり何が理由で1人の子の後を行ったかというのは、中学生のことで、多分部活動終了後かなというふうに予想していますけれども、やはり正しい自転車の乗り方ではないわけですから、その辺の、多分男子生徒ですよ。正しい乗り方ではないということで、危険な自転車走行に当たるというふうにオーバーで言えば捉えて、事故があつてはならない。これらについても、こういったご指摘もございましたということで、自分の自転車は自分でちゃんと乗ると、こういう基本的なことを学校のほうに、絶対あつてはならないような形で指導をしてまいりたいと思いますので、今後こういったことがいろんな場面で起きて、事故につながったときにはもう間に合わないわけですから、こういった小さいことというふうには捉えないで、大事なことというふうには捉えて、各学校でも家へ帰るまでが、帰って無事に着くまでがやはり、学校のある意味では、外であっても管理下になりますので、そういった意味で徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ぜひそのような方向で、これがいじめであると大変だったということですね。子供同士が、先ほどの教育長さんが答弁なされましたように、遊び心といいましょうか、そういう形でやっているにしても、やはりそれを自分でやらされる側になると大変な思いですよ。ですから、こういうことがないほうが現実的にはいいわけですよ。そういったことで、ぜひともまた学校側のほうにもお話をさせていただきまして、小学校と同じように注意のほうをよろしくお願ひしたいと思います。それでは、（２）のほうへ移らせていただきます

○大野敏行議長 今度、（３）ですね。

○11番（松本美子議員） 不登校の関係ですから、（１）（２）もお願ひをして答弁をいただきましたので、すみません。（３）です。申しわけないです。

それでは、（３）ですけれども、ここの、きょうもきのうもですけれども、児童虐待については各議員さんのほうからの答弁等もありまして、大まかなところは私にもわかったつもりでおりますけれども、特に児童虐待につきましては、毎日のごとくにニュース等で報道されておりました、どなたもそれぞれ心が痛んでいるというふうに思っております。私もその一人でございますけれども、こういったことが特に所得の低い方とか、あるいは精神的に追い込まれている方とか、いろんな分野で、子育て、あるいは身も疲れたというのでしょうか、そういった形で、例えば相談者もないとか、そういったことが引き金になりまして、若い父母につきましては虐待に走ってしまう部分もあるのかなというふうに考えるわけでございますけれども、その辺のところにつきまして、これだけの実父あるいは実母が虐待をしているということは、先ほど第1回目のときにお願ひしましたけれども、あるわけですので、町ではどのように把握をして、もしこういうことが起きたときにはいろいろな連携プレーといいましょうか、そういったことで動いていただきながらやっているというようなことですが、やはり現実的に虐待につきましては、実父について7件もあった、あるいは実母につきましては3件だということですが、その他ということで8件ということの答弁がありました、この8件というものはどのようなものだったのかなと、ちょっとこの答弁書の中では理解ができませんので、これを含めまして、もう一度お願ひできればと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 2点だったと思います。まず、町の対応ということと、あとその他の8件ということですね。

先にその他の8件のほうから答弁させていただきます。この8件でございますが、実父、実母以外に同居人の方、パートナーですね、いわゆる。そういった方から受けている場合もございます。もしくは祖父母、おじいさんですとか、おばあさんからという場合もございます。あと、おじさんとかおばさんがいる場合にはそういった方。同居なさっている家族の方というのがその他に入っております。

また、もう一つですが、早期発見ということで、どういう対応かということでございますけれども、虐待予防という観点から、こども課のほうでは子育て支援センター、嵐丸ひろばですとか、あとは子育て広場レピ、町民ホールですとか、ふれあい交流センターでやってございます。こういうところに就学前のお子さんが来ていただいて、お子さんと一緒にお母さんも来ていただきますので、そういったお母さんのお話を聞きながら、そういったところでちょっとした相談ができるような。そこからつながって行って、いろんな悩みを聞いたりということで、なるべく早期の発見ができるような対応をしてございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） なかなかこういった児童の虐待というものは、とても難しい問題だというふうに思っています。ですけれども、現実的にこういうことが起きて、町のほうでも対応をしているということですが、この中で面接指導が14件、あるいは児童相談所に1件ということですが、その他が3件あったということなのですから、これはあれですか。先ほどの7件なり、あるいは3件なり8件なりという中で全部の面接指導が14件ありましたという理解でよろしいでしょうか。その中に、児童相談所のほうに送致したものが1件だったというふうなご答弁の内容でよろしいでしょうか。確認の意味になると思いますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 この18件の中で面接指導が14件とい

うことで、児童相談所送致が1件、その他が3件。その他というのは、これは調査に行って、その場で終了してしまったというケースです。なので、面談を後日行わなくても、その場で終了してしまったというケースがございますので、それを取り上げてございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 面接指導といいますが、なかなか虐待している側は、していないというふうな認識ももしかしたらあるかなというふうに思っているのですけれども、事例で差し支えない部分について結構ですが、こんなような虐待があって、こんなような指導があり、解決ができたとか、そういうところの部分は、ちょっと難しいでしょうか。もし大丈夫でしたら答弁いただきたい。

○大野敏行議長 個人情報のほうに入ってくるのですけれども、答えられるだけで結構ですから。答弁求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 一般的な町での対応をお答えしたいと思います。

通常の児童虐待の通告ですと、はっきり町のほうの訪問のときに、通報がありますということでお伺いします。通報がありましたのでお伺いしましたというお話をさせてもらって面談をします。それで、後ほど状況が、その場にお父さん、お母さんがいない場合には後日面談の設定をして面接をしたりということがございますので、明らかな通報の場合には、はっきりちゃんとお伝えをして訪問ということで行ってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 通報ということが今出ましたけれども、この通報についてはなかなかちゅうちょする部分もあるのかなと。お隣さんなり、あるいは家族でもそういうことがあるかもしれませんけれども、ぜひこれは早期ということですから、周りの方にもしっかりとその辺のところは事あるごとにこの虐待の関係、人権侵害につながりますよということの指導も全体的には今後ともいろんな分野でお願いしていければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきますけれども、(4)に移らせていただきますけれども、高齢者の虐待ということでご答弁をいただいておりますが、いろんな原因が考えられるということですので、もちろん介護する側も疲れたり、あるいは介護される側の、ある面では痴呆症にかかりまして、いろんな言動、言葉ですけれども、多く投げかけられたりするという分野もあるかもしれません。そういった中で、介護しながら、そういった続ける中で、とても介護者のほうも疲れがたまってきて、これは始まっていくケースも多いのではないかとというふうに統計的にもなっております。

そういった中で、この厚生労働省の虐待の判断調査によりますと、こんなことはあってはならないことですが、介護施設のそこに携わっている従事者が、この間のテレビの報道でもかなり長くやっておられましたけれども、虐待のことがありました。そういった中で、ここでの要介護の施設の関係の従事者の関係では、虐待が221件もあったと。そういったことで、通報はもっと断然多くて、962件ということになってくるわけですが、この施設の関係は町とは離れてしまっていますから、わからなかったら結構ですが、また反対に高齢者の老老世帯あるいは独居老人とか、いろいろあって出てきますけれども、要介護者による虐待が非常に多くなりまして、これは統計で見ますと1万5,000ですか。731件、あるいは通報は2万5,000からあるということですが、こういったことが起きないためには、高齢者の世帯の状況がどんなふうになっているのかということをしかりと把握していくということが必要性になってくるわけです。そこで、どの程度把握をなさっていらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきますけれども、よろしくどうぞ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

虐待等が発生する高齢者等のその世帯の内訳といいますか、どういう構成の内容かということなのですが、今手元にございませぬので。ただ、今現在長寿生きがい課のほうで見守りが必要だというような形で随時行っている方につきましては、84人の方を定期的に見守りの看護師等が訪問をいたしまして見守り活動を行っているというような状況がございます。そのほかの数については、ちょっと申しわけありませんが、手元に資料がございませんので、よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 高齢者の虐待が84人を見守りをしているというような答弁でしたけれども、かなり多いのだなというふうに思います。

この84人につきましては老老世帯。75歳以上、後期高齢の方の家庭でしたか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

その内訳がちょっとわかっていないのですけれども、高齢者の個人、お一人の世帯ですとか、高齢者世帯ですとか、そういった方の世帯がございまして、特に見守りが必要としているだろうというこちらでも判断をさせていただきまして、定期的にそういった見守りをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そういった人数の中で、やはりいろいろな虐待の方法と申しましょうか、そういうものもあるかなというふうに思っています。

そういった中で、答弁の中にも7割が身体的だと。あるいは心理的な虐待、そのほかの虐待だということのようですが、例えば身体的にはどのようなことがあったでしょうか。起こったのでしょうかというのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

身体的な虐待になりますと、暴力というのが一番の問題でございます。

以上です。

○大野敏行議長 松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そういった中で、身体的なことを聞きますけれども、これはあれですか。殴るとか蹴るとか、あるいはいろんなことがあったからと思いますが、かなりのひどい身体的な虐待で、医者へ連れていったとか、そういったことまでの把握はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

個々の細かい内容はちょっと今あれですけれども、先ほど申し上げました10件の虐待があったということでお答えをさせていただきましたが、そのうちの6件が身体的虐待、それから1件が心理的虐待、経済的虐待が2件、セルフネグレクトが1件の10件ということになるのですけれども、その対応方法といたしましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、被虐待者の方を施設等に入所をさせたり、虐待者と分離をするということですね。それとか転居をさせるとか。また、虐待者のほうをそういったことを行っていますので、精神的な面もございますことでもありますので、入院をさせたりですとか転出をさせたりとか、そういったような対応をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○11番（松本美子議員） 長時間ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時16分）

平成28年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

3月7日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第10番議員 清水正之 議員

第12番議員 安藤欣男 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
中嶋秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課長
山岸堅護	税務課	長
金井敏明	町民課	長
石井彰	健康いきいき課	長
山下次男	長寿生きがい課	長
村上伸二	文化スポーツ課	長
植木弘	環境農政課	長
山下隆志	企業支援課	長
菅原浩行	まちづくり整備課	長
新井益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
藤 永 政	昭	教育委員会子ども課 学校教育担当副課長
前 田 宗	利	教育委員会子ども課 子ども担当副課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第1回嵐山町議会定例会第7日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。

長島議会運営委員長。

〔長島邦夫議会運営委員長登壇〕

○長島邦夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告することが2点ほどございますので、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、1点目は執行側より今定例会議案第11号に特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて説明がございました。この特別職の職員、非常勤の者の中に図書館長を1名追加したいとの説明がございました。追加をして差しかえをしたいということでございます。議会運営委員会では確認をし、了解をいたしました。1点目の報告は以上でございます。

2点目でございますけれども、陳情第4号についてであります。今定例会中に委員会を開催できるのか、または定例会終了後にするべきなのか、慎重に審議をいたしました。委員全員の一致を見たことは、議員必携に記載のことについて全国町村議長の事務局に問い合わせをすることになりました。4日の日には結論が出なかったものですから、朝一番できょう問い合わせをいたしました。その結果については、今定例会開催中ができるとの答えをいただきました。陳情者からの説明を受けるといっても可能だというふうなことでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

◎発言の訂正

○大野敏行議長 次に、3月4日の河井議員の一般質問において、藤永こども課副課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございません。一般質問の発言の訂正をお願いいたします。

3月4日の河井勝久議員の一般質問の大項目2の(2)に関しまして、特別奨学資金の半額免除に関する「町外へ転出した場合、半額免除はどうなるのか」の質問に対しまして「就職先等によりやむを得ない場合は、半額免除を取りやめることはありません」といった趣旨の答弁をいたしました。嵐山町奨学資金貸付基金条例第13条第2項の規定により、特別奨学資金の半額免除は奨学金返済期間中に嵐山町に居住していることが条件となっております。

また、嵐山町奨学資金貸付基金条例施行規則第16条第2項の規定により「奨学生であった者が返還期間中に嵐山町の住民登録を抹消したときは速やかに申し出るものとし、住民登録を抹消した日の翌月から半額返還免除を取り消した額を返還しなければならない」となっております。これは、定住促進を図るためでございます。

おわびを申し上げるとともに、発言の訂正をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 清 水 正 之 議 員

○大野敏行議長 それでは、最初の一般質問は受け付け番号10番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の奨学金制度についてからです。どうぞ。

[10番 清水正之議員一般質問席登壇]

○10番(清水正之議員) おはようございます。一般質問を行います。日本共産党の清

水正之です。

今問題になっていた奨学金についてであります。町の奨学金については、今年度貸付条件について変更がありました。新設がありました。この貸付条件について伺いたいというふうに思います。町では既に受け付けが今年度行われたかなというふうに思うのですけれども、今年度の貸付状況についてお伺いしたいというふうに思います。また、今半額免除の支給要件の対象について話がありましたけれども、この対象についてもう一度お聞きしておきたいというふうに思います。3つ目は、町の奨学金の半額制度ではなくて、給付型奨学金への変更についての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。平成27年１月から12月の状況として、８件の貸付実績となっております。内訳といたしましては、大学５件、専門学校３件、貸付決定総額1,328万円となっております。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。特別貸付金の半額免除につきましては、昨年３月議会において条例の一部改正について議決していただき、平成27年４月から貸付金額の増額、特別貸付金の半額免除、返済期間の延長の制度改正を行いました。そのため、平成27年４月以降に借り入れた方が対象者となっております。条件としましては、奨学金返済期間中に嵐山町に居住していることが条件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（３）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目１の（３）についてお答えいたします。

先ほどご説明させていただきました昨年度の制度改正に伴いまして、特別貸付金の半額免除規定が運用を開始されております。これは、卒業後に嵐山町に居住している場合という条件つきですけれども、実質的には給付措置と考えております。

奨学金の貸付制度を維持していくためには、恒久的な財源の確保として、返還金を次の世代の奨学金の原資として返還していただくことが必要であります。現在のところこの減免措置の対象者はありませんけれども、今後該当する方がふえてきた場合に

は定額基金への財源補填が必要となります。

現在国においても高校授業料無償化の制度見直しの中で高校生等奨学金給付制度等についての検討がされていると認識しておりますけれども、町といたしましても、財源的な理由だけではありませんが、現行の貸付制度を維持しつつ、今後も継続をして制度の見直しを含め検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 1つ確認ですけれども、奨学金についてはもう既に受け付けがされて、もう貸し付けは終わっているかなという感じはするのですが、この3月の貸付金については半額免除は該当するのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 今年度といたしますか、今年また1回、3月中に奨学資金の貸付委員会の開催を予定しております。現在ちょっと件数がわかりませんが、貸付委員会を予定しております、これから審議をしまして貸し付けする可能性があると思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それでは、ちょっと詳しくお聞きをしたいと思うのですが、まず今年の卒業生の中に準要保護の家庭というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 今年貸し付けをさせていただいた方、大学5件の専門学校3件ということで、小中学生ではありませんので、準要保護にかかっているかどうかまで確認しておりませんので、また後ほど確認をしたいと思います。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 進学割合というのはどのくらいになっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

- 藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 進学というのは、高校進学とか大学進学とか、その辺は……

〔何事か言う人あり〕

- 藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 高校進学ですか。高校進学につきましては、ほとんどの中学生が高校等に進学しているのが現状と認識しております。

以上でございます。

- 大野敏行議長 清水正之議員。
- 10番（清水正之議員） 準要保護の方については把握をしていないということなのですが、進学についてはほとんどの方が進学をするということでありました。町の準要保護の規定については、どうなっているのでしょうか。
- 大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

- 藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 準要保護に該当する方ということではよろしいでしょうか。大変申しわけありません。対象となる者の規定ということではよろしいでしょうか。これは、生活保護法に規定する要保護である場合には当然要保護ということになりまして、準要保護につきましては、要保護世帯以外の児童生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が校長の助言を求め、援助を必要と認める者につきまして準要保護者として認定をしております。その各号に書かれているものにつきましては、生活保護法に基づく保護の停止または廃止に至った方、地方税法の絡みで、固定資産税の減免だとか、そういったもので該当になった方、国民年金法に基づく方になった方、それから保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者だとか職業安定所に登録をしている労働者の方、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方、学級費ですとかPTA会費等の学校納付金の減免が行われている方、また学校納付金の納付状態の悪い方で被服等が悪い者、または学用品、通学用品等に不自由している方、そういった保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方、あとは経済的理由により欠席日数が多い方、そういったことが規定の中には盛り込まれております。

以上でございます。

- 大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） では、要保護の方はどのくらいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 要保護のほうの資料を今手元に持ってこなかったのも、また後ほど確認させていただければと思います。申しわけありません。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 準要保護も要保護も生活弱者なのです。この人たちは、今の話によると、ほとんどの人が高校に進学をすると。嵐山町の奨学資金については、高校や短大や専門学校や大学進学のとときに奨学金を貸し付けることができるというふうになっています。嵐山町は、義務教育の人たちについてはそれぞれ社会保障の制度というのが一定程度進んでいると。ただ、義務教育が終わると、ほとんど子供たちの制度や家庭に対する支援というものが無いのが嵐山町です。そういう面では、今町長は答弁にもあったように、半額補助はこれから続けていくのだという話でした。そういう面では、生活弱者に対するこの制度、今答弁にもありましたように、国は給付型の奨学金制度を導入していこうという動きが出てきています。これは、義務教育だけではなく、子供たちがどう成長していくか、高校や大学に進学するのに、今奨学金制度というものを充実させていこうという動きが出ています。そういう面では、前回のときに半額制度の条例が施行になって一歩前進かなというお話はしましたけれども、この生活弱者に対して果たして返済能力というものが十分保証されるのかどうか。子供たちが高校に行きたい、大学に行きたいと言ったときに、町の制度として、この給付型の奨学金制度というのは非常に大切になってくるというふうに思います。ただ、原資の問題が確かにあるというふうには思います。この人たちに対する準要保護や要保護の家庭というのは、今現在そういう形で義務教育の中では町は対応していますけれども、一歩義務教育が終わった時点でこの人たちに対する支援というものをどういうふうに考えていますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

現状では、決められた範囲内で実施をするということが原則になっております。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 確かにそのとおりだと思うのですが、今地方創生で全国的には1.8の出生率をつくり上げていこうということで、嵐山町もできるだけ1万8,000を割らないような形でやっていこうというのが町の方針だと思うのですが、そういう点では、どう子供たちを育て上げていくかという面では、非常に町の制度としても大切になってくるというふうに思うのです。そういう面では、次の問題もあるのですが、とりあえず子供たちを産んで育てていく、この育てていく費用というのは莫大なものがあるのです。そういう面では、さっき言いましたけれども、この要保護や準要保護の世帯数についてはわかりませんけれども、こういう家庭、子供たちをどう育てていくか、これはもう総合的になってくるのだとは思いますが、今現在町の援助を受けている家庭、要保護についても、準要保護についても、町はそれぞれ支援をし、また独自に学年費の補助も町はやっている。こういう人たちが高校や大学に行きたいというときに、奨学金制度はあるにしても、それを毎年返済をしていく、こういうことが実際として可能かどうか。我慢せざるを得ない、どこかを削らざるを得ない、そういうふうになっているのだというふうに思うのです。だとすれば、私は給付型の奨学金というのは必要になってくるというふうに思っていますけれども、町長の考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状の話は答弁すると、今決まっているのはこういうことだと思いますこと以外言えないのですが、この奨学金について前の質問等もいただく中でお答えをさせてきていただきましたけれども、国の方向の話を行いました。奨学金や授業料の免除をはじめとする学生等への経済的支援は、憲法及び教育基本法で保障されている教育の機会均等を実現するため、国が責任を持って取り組むべき責務であるというのが、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律にこういうふうに書かれたのです。それで、その方向として高等学校の無償化に向けて暫時進んでいる。そして、無償教育の暫時導入と同時に奨学金のほうについても、奨学金を免除する流れというのはできてきているというのは議員さんおっしゃるとおりなのです。けれども、嵐山町ではまだそこまで行ってなくて、半分のところを嵐山町に在住の意思というか、実際にそういうふうにしていただいた方には半分免除しましょうということ

ろまで進めてきているということでございまして、これから先その人がということは現状では私どもにはわかりません。ただ、方向とすると、そういう方向に国も進んでいるし、嵐山町も今決まっていることを固定的なことではなくて、そういうふうな形に広げていければ、そして勉学の意思のある奨学資金を使っていただく人たちに対して広げた形の対応がとれるような方法をこれからも検討をしていきたいというふうに答弁をさせてきていただいております。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 国が基本的には責任を負うのだというのは、そのとおりだと思います。そういう面では、以前も言いましたように、嵐山町は義務教育が終わってしまうと制度そのものが極端に少なくなる。ほとんど手がつけられないような状況になると。嵐山町に住んでいながら、そうした状況に追い込まれてしまう。これはやっぱり何とかしなければいけないのだらうなというふうに感じるわけです。確かに義務教育の期間中というのはいろんな支援が充実してきました。しかし、一步そこから卒業すると、高校生や大学生の子供たちには全くそういう手が届かなくなる。これは、どこの自治体でも同じような状況になっているのだと思うのです。そういう面では、そういう人たちをどう育てていくかというのはただ単に国がということではなくて、地方自治体そのものも考えていかざるを得ないのかなと。まして出生率が1%を割るような状況にもなっているわけです。その子供たちをどう育てていくか、これはやっぱり自治体の責任で一定程度補わざるを得ないのだというふうに思うのですけれども、そういう面ではこれが一つの制度として充実をしていく、今町長は学ぶ意欲というふうに言われましたけれども、そういう子供たちをこの嵐山町でも育て上げていく必要があるのだらうなというふうに思うのです。

それには、義務教育中に要保護や準要保護として、まして家庭でそういう支援を受けざるを得ない。準要保護の規定って、嵐山町は生活保護の1.3倍です。そのくらいの生活力しかないからこそ、義務教育については支援をしてきているわけです。しかし、義務教育が終わってしまえば、そういう支援というものはなくなってくるわけです。これは、やはり嵐山町の子供たちにはその義務教育を引き継ぐような支援をしていく必要があるのだらうなというふうに思うのですけれども、これはただ単に国の責任ということではなくて、地方自治体、市町村の中でもそういう支援をしていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 奨学金の貸付制度についてお尋ねをいただいているわけで、その方向について、国では広げていく方向に来ていますよと。ですので、嵐山町もその方向に考えていきたいと。それで、一部半額免除というところまで広げましたよというお話まで来ているわけです。そして、それから先のところは、国もそうですけれども、財源との絡みなのです。全部免除という形がとれないから、今こういう状況に来ているのであって、嵐山町も今お答えをさせていただきましたように、基金への財源補填が必要となってまいりますということがありますので、それらと勘案をしながら、今後も継続して制度の見直しを含め考えていきたいというふうに答弁をさせていただいたわけです。ですので、現状でどうという考え方を言われても、現状の範囲内の答弁しかできないということでございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） では、ちょっと教育委員会のほうにお聞きしたいのですが、今回8件の貸付実績というふうになっているわけですが、この中では高校についての貸し付けはありません。大学や専門学校という形になっていますけれども、この人たちが義務教育のときに、こうした町の要保護や準要保護になっていた人たちというのはいますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 先ほども申し上げたのですけれども、今回貸し付けのほうで来ていただいた方で準要保護のほうが、まだデータがなくわからないのですけれども、要保護の方で、お名前で行くと、1人の方が該当しているかなというふうに思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 準要保護に該当している人がいるということですが、半額免除という形になった場合に、それは申し出によるものになるわけですか。町が単独でこの人は所得がこのくらいだから該当にするという決定を下すのですか。どちらなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 これにつきましては、特別奨学資金の貸し付けの半額の免除のほうの申請があれば、受け付けでもしていくような形にはなると思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今回は大学生だけですけれども、高校生の場合もPRすればそういう人たちが出てくるだろうというふうに私は思うのです。そうした場合に、あくまでも申請方式なのです。私は、一定の範囲を決めて、そういう人たちに対しては町がそういう措置をとってもいいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて申しますけれども、現状では決められた範囲内で運用はさせていただく、そして財源との兼ね合いもありますので、今どうこうは言えませんが、今の制度を固定的に動かさないということではなくて、国と同じような方向をとって、拡大ができる方向も視野に入れながら継続して制度の見直しを行っていくというふうに答弁をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今町長が言われた範囲内というのはどういう範囲内ですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 財源の範囲内というのは、この奨学資金に限ったことでなくて、ほかのところでも財源の範囲内がたくさんあるわけでありまして、そういうことでございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 一定の所得、準要保護でいえば生活保護の1.3倍というのが一つの嵐山町の規定だと思うのですが、そういう規定の人には無条件で半額という線を引く考えはありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現行では、変更するという方向にはありません。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一つ伺いたいというふうに思うのですが、財源の範囲内と。この奨学資金の充実をしていくという考えはありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 財源の範囲というのは、行政行為全般に含まれておりまして、その中で教育には、道路には、医療には、福祉にはという判断のもとでこういう結果が出てきている。そして、そのそれぞれの状況については、今議員さんおっしゃるように、奨学金についてはこういう方向はどうですかと、こういう問題がありますと、いろんなそういう状況が発生してきますので、それらの状況を勘案をして判断するというところでございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一つ伺いたいというふうに思うのですが、これを将来的にそうした一定の範囲を設けて、義務教育でいえば、準要保護の人についてはさっき言ったように生活保護の1.3倍と。今1.5倍になっている自治体もあるわけです。そうした一定の範囲を決めて充実をさせていくという考えはありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 奨学資金の貸付委員会が判断をすることでありまして、学業に十分専念できるよう、学生等の学びの社会を全体で支えるという基本的な考え方というのは奨学資金貸付委員会も持っているはずでございますので、考え方とすると、いろんな形でこれからどうしたらいいだろうということは考えていると思います。そして、嵐山町の奨学資金をできるだけ多くの方にご利用いただいて、そして勉学の場がスムーズにできるような、少しでもその一助になればというのが嵐山町の奨学資金の基本的な考え方だと思います。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 全国的には、入学準備の支援金だとか、そういったものの制

度が進められてきています。そういう面では、今回は高校生の貸付金というのはなかったわけですが、私はちょっとPR不足かなという感じもするのですが、準要保護、要保護を受けていた人たちがこういう制度が町にあるとすれば、それは有効に活用してもらうというのは町の姿勢なのだと思うのです。そういう面では、今町長が言われるように、奨学資金の委員会の判断だというふうに言われましたけれども、そうしたものを含めて、現状の要保護、準要保護も含めて、そうした提起というのはこの委員会の中にしていますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

先ほどの清水議員の人数の問い合わせについての把握、もしできているのだったら一緒に答えてください。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは最初に、先ほどの要保護者数と準要保護者数を答弁させていただきます。

まず、要保護者数ですが、小学生が12名、中学生8名の合計20名でございます。続きまして、準要保護者数ですが、小学生が83名、中学生が59名、合計142名、これは3月1日現在でございます。

要保護者数については、以上でございます。

○大野敏行議長 ただいまの質問について、続けてお願いします。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 また、委員会の中での要保護、準要保護の制度の検討というのですか、これにつきましては、私も奨学資金の貸付委員会に出たことがございまして、どこまでそういったものを審議しているかというのはちょっと確認ができておりません。申しわけありません。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 改めて人数が出てきたわけですが、中学生については67名の方が要保護や準要保護に該当しているということなのです。今回先ほど言いましたように貸し付けがなかったにしても、もうほとんどの子供たちが高校に行くというふうになっています。この人たちの熱意というか、子供たちの学ぶ意欲というか、そういったものについては、家庭によっては我慢して行かせている部分もあるのだと思うのです。そういう面での奨学金なのだと思うのです。そういう点では、十分にこの問題を考えて充実をさせていくというふうに思うのです。将来的には、嵐山町の中

の奨学金についても給付型の奨学金に切りかえていくというふうに思うのです。原資そのものは今まだ十分あるにしても、やはりランクをつけて、こういう人たちには奨学金を無償で貸し付けたらどうか、貸与したらどうかというふうに思うのです。そういう面では、給食費も含めて、こういう人たちについては義務教育の中では保障がされているわけです。高校に行ったらなくなってしまう。制度そのものは違いますが、家庭の内容からすれば変わらないというふうに思うのです。私は、ぜひ充実をさせてほしいというふうに思います。

次に移ります。2つ目の情報公開システムについてです。これも何回か導入の要請をしてまいりましたが、前回セキュリティーを完備してから導入したいという答弁であったわけです。ハローワークについては対応するというふうになっているわけですが、現在の進捗状況と、いつごろになったら、セキュリティーの完備という点も含めて、導入のめどについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目の2につきましてお答えいたします。

厚生労働省からの情報提供により、平成27年の9月以降にハローワーク求人情報の検索や閲覧が可能となるソフトウェアの無償提供が可能となる旨の連絡をいただいた後に、県の就業支援課を通じまして、システム構成やセキュリティーレベルを含めた機器要件等の内容確認の結果、特に問題なく稼働が可能であるということが判明したことから、平成28年1月8日に厚生労働省職業安定局長宛てに導入申請をいたしました。また、庁舎内部での導入協議の結果、庁舎内部のサーバーを経由したパソコン本体の操作を第三者に委ねることは内部セキュリティーに抵触することから、当面の運用としましては、東京都内及び埼玉県内の就職情報を窓口での申請によりプリントアウトし、紙面による情報提供を行うという形態をとらせていただくことといたしました。その後、2月12日に導入申請の承諾がおりたことから、平成28年4月1日からの運用開始を目標として、既に準備を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、来月4月1日から運用開始するということになるのだと思うのですが、設置場所はそうすると企業支援課ということになるのでは

ようか。どこに設置をして、申し出により紙ベースの情報が得られるということになるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えいたします。

設置場所に関しましては、企業支援課のほうに設置させていただきます。窓口のほうで所定の申請の様式を作成させていただきます。そちらに就職を希望される業種等々の情報を記入して、窓口で出させていただきます。そちらをもとに企業支援課のほうでプリントアウトをさせていただきます。情報の提供をさせていただくという予定でございます。

以上です。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一つ、今の答弁ですと、東京都内及び埼玉県内ということで限定されているわけですが、全国的な情報というものは現在とはとれないのだと思いますけれども、近いうちそういった方向をとるといふ考え方はあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えさせていただきます。

今回4月から導入予定のものでも、全国の情報はとることが可能でございます。ただ、全国情報になりますので、容量がかなり多うございまして、ダウンロードを朝一実施するわけなのですけれども、それにかかなりの時間が必要になってまいります。今回の申請に関しましては、近隣の状況等を確認させていただいたところは、全国をとるということではなくて、幾つかの県に絞られている市町村が多いことから、参考にさせていただきます。当町としましては東京都内及び埼玉県内というふうなことで選択をさせていただいております。

以上でございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一つお聞きしたいと思うのですが、この検索の申請については、申請書そのものはどこに置くのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 申請書に関しましては、役場の企業支援課の窓口にかけていただくもの、それとこの後ホームページあるいは広報紙等でもPRをさせていただきますけれども、ホームページ上からも申請の用紙がとれるような形をとらせていただく予定にしております。

以上でございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 紙ベースで、今ハローワークの就職案内について役場の入り口に入ってすぐのところに置いてあります。そこに置くという考え方はないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えさせていただきます。

スペース等を確保できれば、同様に今現在、入り口左側、就職情報を置かせていただいておりますけれども、そちらにも用意はさせていただきます。

以上です。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今度の振興計画、将来的には生産人口が50%を割るというふうになっていました。そういう面では、嵐山町を生産人口を少なくとも50%以上にしていくということは私は大事な事なのではないかなというふうに思うのです。今非正規の職員が多いのです。どれだけ正規の職員を雇ってもらうかということで町でも苦勞しているのだと思いますけれども、そういう部分をふやしていく。まして嵐山町の人口の15歳から60歳、それが40何%ですよ。50%近くはあるのですが、50%を割っているのです。生産人口をどんどんふやしていく、そういう点においては、今課長が言われるように、企業支援課の窓口に行かないと情報が得られない。私は、以前に検索システムを導入してほしいという話をしたわけですが、一歩前進かなというふうには思うのですが、それがパソコンで見られるようになったと。私は、いつでもどこでも見られるような方法をとっていくべきだというふうに思うのです。そうすることによって、少なくとも嵐山町の働ける人たち、可能な人たち、そういう人たちが自分で検索できるというような方法を将来的にはとっていくべきだというふうに考

えるのですが、そういう点では今回4月から紙ベースではあるけれども、東京や埼玉の情報が得られるというのは非常に有利な部分が出てきたかなというふうには思うのです。そういう面では、地方創生の中でそうしたパーセントが出てくるといのは、嵐山町の人口構成からしても、生産人口をふやしていくというのは一つの大きな課題なのだろうなというふうに感じました。そういう点では、4月からそうした面が企業支援課に行けばと。ただ、企業支援課というのは役場の敷地内のある面だと真ん中ですよ。来たとき、帰るとき、企業支援課まで行かなくても得られるような情報管理というのはできないものなのではないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんおっしゃるとおりでございます。就業支援というのは極めて大切なことでございます。今企業支援課長が申し上げましたとおり、町としては第1段階というのでしょうか、今町の電算システムの中でできることとして、企業支援課の機械で支援課の職員が検索をして、お客さんのご希望に沿ってプリントアウトして、それをお渡しすると。今まだできるのはその段階ということですが、今町が考えております情報発信拠点、ここには、自分で機械を操作しながらリアルタイムの状況を検索し、自分のつきたい職業、職業のある場所ですとか、さまざまな就職情報を得て、働くことに役立てていただく、それにはちょっとまだ時間がかかるということと、それとシステム上、インターネットでダウンロードするわけですから、今のところ町の機械の中でしか動かせないということですから、単独のインターネットに接続をした機械が入って、セキュリティーもしっかりしていて、国からも使ってよろしいという情報管理もしっかりして、それをまた運用していくというような方法でちょっとお時間のほうをいただいて、議員さんが描いていらっしゃるような、そういういいものを実現していきたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 検索システムについては、ハローワークのある自治体というのはなかなか難しいのです。ハローワークの事務所のない自治体については、そういった市段階では入っているところ、ハローワークの出張所みたいなものができているところもあるのです。以前そういう面では検索システムを導入してほしいと。今副町

長が言われるように、自分で簡単に操作できる、そうしたものの、以前人口の問題で嵐山町にはなかなか入らないのだという話があったわけですが、ぜひ将来的にはそういったものも検討研究をしてほしいなというふうに思います。そういう面では、国やハローワークの考え方というのが出てくるのだと思いますし、以前はもう入らないというものが今回パソコンの中でできてくるという面ではどんどん進んでくると思うのですが、そうした情報のアンテナも高くしていただいて、早く自分で検索できるという方法をとってほしいなというふうに思います。

次に移ります。18歳医療の無料化についてです。嵐山町は中学校卒業までというふうになっていますけれども、今話があるように、まだ高校に行っていない家庭もあるのかなというふうに思います。したがって、18歳までというふうに切りました。そういう面では、18歳の医療費の無料化というもの、県内ではそうしたものに踏み込んでいる自治体もあるわけですし、今年年齢制限はよくわかりませんでした。地方創生の補助金の関係でこれを拡大している市町村も出てきました。かなりこども医療についての充実というものが出てきました。国においてはまだ制度化ができていませんけれども、これを国の制度としてほしいという要望も国に上がってきています。嵐山町はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目の3番につきましてお答えさせていただきます。

こども医療費につきましては、現在埼玉県内で63市町村中5市町、朝霞、新座、越生、滑川、寄居で18歳までの医療費の助成を行っております。嵐山町においては、ご承知のとおり、平成27年10月からこども医療費の窓口払いの廃止を始め、平成28年4月からは重度心身障害者の医療費についても始まります。助成の範囲を拡大することは、財政負担も伴いますので、町の財政状況を考慮し、今後近隣の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 清水議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の一般質問を続けます。

清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今町長のほうから近隣の動向を見ながら検討していくというお話がありました。3月1日現在で18歳の子供というのは何人ぐらいいるのですか。

どのくらいの費用がかかるというふうに予定をしているのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 お答えいたします。

2月1日の状況ですが、16歳から18歳の人数というのが515人でございます。それで、費用の面でございますが、嵐山町として試算をしたものはないのですが、近隣の状況をちょっとお話をさせていただきたいと思います。越生町で平成24年から開始をしているわけでございますが、平成28年度の予算要求を調べてみますと、その18歳以上の方の人数が314名ということで見積もりをしております、約330万円をその費用として予算化しているようでございます。また、滑川町につきましてですが、滑川町につきましては、平成28年2月の時点で18歳対象者が454人と見ておりまして、平成28年度の予算としては、大体800万円くらいをその予算として計上しているようです。

以上でございます。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうしますと、滑川よりもちょっと多いというふうになるのだろうかというふうに思うのですが、この近隣の状況というのは、今全県的には町村では、今副課長のほうから答弁ありましたように、あと寄居で実施をしているのですが、そういう面では、近隣というと、比企郡とすると滑川だけというふうになるのですが、町長が考えている近隣というのはどのくらいの範囲をいうわけですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

医療費の無料化というのはまさに財政負担そのもので、それとイコールのようなこ

となので、広げたいわけですがけれども、なかなか国も県も広げられないというような状況のわけです。嵐山町でもこども医療費を皮切りに進めているわけですがけれども、現状は現状のとおりということでございまして、今後については先ほど申し上げましたような状況の中で判断をしていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 冒頭お話ししました医療費請求だとか新婦人の会だとか、これは県の段階なのですね。国に対してそうした動きというのが要請が出ているわけですがけれども、これだけ広がってきたこども医療費について、国が制度を設けてほしいという要望を今いろんな団体が国に対して要望をしています。私は、国がこの制度をどれだけの範囲で該当させるかというのはあるのだと思いますけれども、近い将来、国が制度をつくらざるを得ないのではないかなという感じだと思います。そのことによって町の持ち出し分については非常に緩和されるというふうになってくるわけです。そういう面では、国が制度をできるだけ早くつくると。そのことによる県や地方自治体の影響力というのは大きくなってくると思うのです。そういう面では、今ですと850万円から900万円というところだと思うのですけれども、子供って大きくなれば大きくなるほど医療費ってそれほどかからないというふうに思うのです。国がその制度をつくることによって、先ほど言いましたように、町の持ち出し分が少なくなると。広げやすくなると。まして地方創生の中で国が出した補正の段階でこれを広げるという地方自治体が全国でかなりありました。この補正予算の中心は、私は医療費だったかなというふうに思いますし、同時に住宅リフォームと医療費だったかなというふうに思うのです。そういう面では、いち早く嵐山町がそういう方向に踏み出すことによって、町長が言われるのと反対に嵐山町がその先頭を切るという、近隣の状況を見て判断するのではなくて、町がそういった方向を切り開くということが国に対しても県に対しても非常に大きな影響になるのかなというふうに思うのです。今埼玉県はこうした方向に進んできているというふうに思うのですが、その辺についてはどうお考えですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 近隣の動向を見ながらと答弁したのですが、そうではなくて嵐山町の独自の考えでということにはまさにそのとおりなのですが、このこども医療費については先ほど来話がありました奨学金の制度なんかと全く同じような状況だ

と思うのです。それで、奨学金の制度もまたこのところで方向が変わってきて、広がってきて、貸し付けではなくて方向が流れてきているわけですが、そういうのに町もできる限りの方向を考慮しながら考えていくという貸付審議会の方向が1つあるわけで、それと同じようにこのこども医療費についても町では考えてきているわけです。こども医療費については、申すまでもないわけですが、嵐山町が一番最後まで窓口払いをしないで、そして違った方法で庶民に還元をするという考え方でやってきたわけですが、先ほど来お話も出ております要保護、準要保護等も含めたセーフティーラインの考え方も含めて、やっぱり一部そういうような面もしっかり考えていかなければいけないということで、今回見直しをして、こども医療費もやってきたわけです。ですので、ほかの医療費についてこども医療費を広げていくというのは考え方を今までもしっかり持っているわけですが、なかなかそこまでは行かないというような状況でございます。それと、これも質問にはありませんけれども、昨年こういうような形でこども医療費が変わってきたわけで、町の推定というのは1.2%ぐらい増というふうに見込んで、議会にも承認をいただいて、報告をさせていただいて、様子を見てきたわけですが、かなりオーバーをしてしまっているというような状況もございます。ですので、現況でもそういうような形で医療費の動きがあるということをご理解いただきたいと思います。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 私は先ほど国の動向についてお話をしましたけれども、今回の国の補正予算についての地方創生の部分のこども医療の拡大分についてはペナルティーを科さないという方向が出ました。そういう面では、このこども医療費についてもいずれ国が制度を設けて、ペナルティーも科しないと。したがって、窓口払いも廃止になるだろうなというふうに感じています。そういう面では、より拡大しやすくなるのかなというふうに感じるのですが、このこども医療費の拡大分というのはよりしやすくなるのかなと。自治体によっては、しやすくなるのかなというふうに思うのです。そういう面では、先ほども言いましたように、奨学金のところでは言いましたように、子供を持つ家庭については負担が非常に重いのです。消費税の10%も含めて、いろんな形で今家庭の問題についての問題が出されています。ぜひこの拡大分というものを図っていただきたいというふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 通告をいただいております無料化に踏み出す考えはないかということでございますので、それについては先ほどお答えをさせていただいているように、財政状況を考慮して今後検討してまいりたいと、現状ではそういう答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 私は、すぐやってほしいというふうにはならないだろうなと思いつつながら通告をしたわけですが、いずれにしても子供を持つ家庭についての負担というのは大きくなるし、国そのものがそういう動向に動いている中で嵐山町は嵐山町の独自の考え方を持っていてもいいのではないかなと。これは、奨学金でも言えることですし、そういう面では国の動向を見ながら近隣ということではなくて、嵐山町の動向を見定めてほしいというふうに思います。

質問を終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労様でした。

◇ 安 藤 欣 男 議 員

○大野敏行議長 続いて、本定例会最後の一般質問は受付番号11番、議席番号12番、安藤欣男議員。

初めに、質問事項1の人・農地プランの見直しについてからです。どうぞ。

〔12番 安藤欣男議員一般質問席登壇〕

○12番（安藤欣男議員） 第12番議員、安藤欣男、議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

私は、大きくは3項目にわたりまして質問をさせていただきますが、よろしく願います。まず最初に、人・農地プランの見直しについてでございますが、2年前、本町は農業農村の未来図として嵐山町人・農地プランを作成いたしましたので、県、国に提出し、農政が展開されてきております。しかしながら、2年たつわけでございますが、農業者の高齢化、あるいは農業後継者の不足、耕作放棄地の増加は進んでおります。そういう状況の中で、やはり見直しが必要だという過程の中だと思うのですが、見直しを進めてきております。見直しを進めるということで取り組んでいるわけですが、次の点についてお伺いをしたいと思います。（1）、人・農地プランの見直し

に係る座談会、3日間やっているわけですが、この開催状況についてまずお聞きをしておきます。それから、(2)、農地の利用については大変担い手にお骨折りをいただいているわけですが、この担い手対策について状況が変わってきているというふうに思っておりますので、お伺いしておきたいと思っております。3つ目ですが、耕作放棄地の現状と対策についてと。対応策でございますが、これについてもお伺いしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、質問項目1の(1)から(3)についてお答えさせていただきます。

まず、(1)につきましてお答えいたします。今回の見直しでは、現在の計画区域ごとに北部、中部、南部の3地区に分けて2月8日から10日の3日間実施をいたしました。参加者につきましては、2月8日、北部でございますが、3名、2月9日、中部が5名、10日の南部については14名の参加がありました。3地区で出された意見として、担い手への中間管理機構等を活用しての集積のあり方、谷津田等の条件の悪い圃場の耕作、集落営農の推進など、さまざまな意見が出されました。今後も見直し作業にあわせて座談会を開催する予定でございます。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。今年度の中心経営体、いわゆる担い手につきましては、32経営体、うち個人が29、法人が3であります。このうち後継者がありとされている方は6名で、後継者不足も懸念されております。担い手の規模拡大には、生産性向上を実現するための土地の集積が課題であり、地域と協議の上、農地バンクあるいは中間管理事業を活用した大規模な集積が求められております。中間管理事業の活用では、平成27年度については勝田地区、志賀地区の2つのエリアで合意が得られ、26ヘクタールを12人の担い手へ集積することができました。今後の担い手対策としては、新規就農者も含め、集落営農組織など集団化を推進することが一つの課題となっております。

続きまして、(3)についてお答えいたします。荒廃農地につきましては、再生利用が可能な農地と困難な農地とに分けられております。本年度27年度では、再生利用可能な農地が82.1ヘクタール、再生が困難な農地とされているものが33.8ヘクタールでございました。前年比で見ますと、再生利用可能な農地は変化なし、再生が困難な

農地については0.3ヘクタールの増加となっております。耕作放棄地の多くは土地改良未整備の箇所が多く、区画が不整形で導水路の便が悪い状況にありますので、一度耕作が途切れますと再生が難しい状況となっております。こうした耕作放棄地対策として遊休農地の再生事業があります。再生に必要な標準的労力と費用が10万円以上の事業、これに対しまして交付されるものでありますが、再生作業後、当該農地において少なくとも5年間の耕作状況の確認が求められております。そうした中、昨今の新規就農希望者の中には自然農法や有機栽培を目指す方が多く、圃場に農薬や除草剤の残留成分がなく、近隣の圃場で農薬等の利用がない場所を希望するケースが見られます。人・農地プランは、土地改良事業実施区域を対象としておりますが、各土地改良区の役員、地域の担い手等と協議し、一層の農地の集積集約を推進するとともに、本年4月より新しい制度のもとスタートする農業委員会と農地利用最適化推進委員にご尽力いただき、新たな耕作放棄地を発生させないよう努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 座談会についてですが、3日間やったと。それで3人と5人と14人だと。これについては、回覧等で座談会を行いますというものが回りました、私も関心があるものですから、北部に行ったわけですが、3人。本当がっかりしたというか、こういう状況にもうなってきちゃったのかなと。無関心というか、関係がないというか、そういう思いの人がふえてきちゃったのだなという、実感的にはそういうことです。担当はお二人参りましたが、回覧だけという周知の方法、しかも担い手となっている方も来ない。それから、農協、農業委員さんも来ない。こういう状況というのはどうなのだねというふうな話をしたわけですけども、この人・農地プランの見直しの重要性というものが余りわかっていないのか諦めてしまっているのか、しかもその後中部は5名でした。南部は14名だった。これは、町外の土地を持っている方には郵送で案内をしました。そんな関係で、町外から何人か来ておりますということは聞いておりますが、この座談会の趣旨といいましょうか、何を求めて座談会をしたのか、ちょっとその辺がわからないですが、その辺とこの座談会に町外から何人来ているのか、それはどういう方、担い手なのか、その辺がおわかりになりましたらお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えさせていただきます。

まず、人・農地プランの見直しにつきましては、原則として毎年行うことになっておりまして、さらに新規就農者ですとか、あるいは担い手の方でリタイアされる方ですとか、そういった状況がございます場合には随時見直しを行うというふうにされております。この新しいプランができるまでの間には、嵐山町の場合はその以前に全戸の農家にアンケートを実施させていただきました。そしてさらに、こうした座談会に地域のいろいろなご意見を出していただきまして、さらにこの後検討会という会議を設けて、そうしたプロセスを踏まえた上で最終的に町が決定をしていくと、こういう工程となっております。こういう中で、この座談会では、今後の中心となる経営体をどうするかとか、どうやって担い手さんへ土地を集めるかとか、あるいはそれ以外の農業者の方をどういうふうに位置づけるか、そういった地域のあり方、それから生産品目、あるいは6次産業化等を含めた経営の複合化とか、そういったさまざまな課題について地域のご意見を伺って、その中からその合意を形成していくということが目的となっております。そういう意味で開催をさせていただいているところでございます。北部につきましては、今中心経営体が13、今年度は新しく予定をされている方を含めて13の経営体の方にご案内を差し上げました。中部については、10の経営体でございます。この座談会そのものには、その経営体の構成員である家族の方ですとか法人の構成員という人たちも参加できることになっておりますので、人数的にはさらに何十人かになるわけなのですけれども、特に北部と中部につきましては、今回今年度の事業として中間管理を使った農地の再編成といいますか、集積が行われた直後ということもありまして、そういう意味でもうある程度その達成感といいますか、そういうようなことも影響しているのかなというような気もいたします。

それから、そういう中で町外からの参加者ということでございますが、こちらにつきましては南部のほうで、南部には今回14の経営体がございます。そのうちの4つの経営体の方が実は町外の方でございます。うち1つは法人でございまして、ほかの3人の方については個人の方でございます。南部については、お隣のときがわ町から参加されている方でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 見直しをしていくための意見を聞くということですが、まさにそのことの大事さというか、農業については幅広いわけで、テーブルで物を集めて整理すればいいということだけでは進展しないのです。ですから、そういう面では私はこの座談会に大勢の方が集まってきていただいてやっていくことが大事なのだというふうに思いますが、これからこの座談会を踏まえて見直しをし、それから検討の会議を持つということですが、この検討の会議を進めた中で見直しのプランができ上がるという捉え方でよろしいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えさせていただきます。

座談会等を踏まえまして、今検討会の準備を進めておりまして、さまざまな北部、中部、南部の座談会で出された意見、その他を踏まえて、町のほうで原案といたしますか、新しい見直しのプランの原案の作成をさせていただきます。それについて検討会のほうでご審議をいただくと。それで、最終的な計画に仕上げていくと、こういう計画でございます。

以上です。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） そうしますと、今度成長戦略の中でも新しい農業を目指すというものがあるわけでございますが、そうしたものも今度はこのプランの中に入れてくるといふ捉え方でいいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 当然この座談会の中でもさまざまな意見をいただいておりますが、新しい町の目指す農業の方向というものも当然この中に反映をされてくるわけですが、基本的にはこの担い手と位置づけた中心経営体の方々がこの町の新しい農業の方向に基づいてどういう農業を目指されていくのかというようなことをきちんとこの中で位置づけていくと。それに対しまして、さまざまな国や県、あるいはいろいろな制度での農家への支援というようなものの基礎的なもととなるようにこのプランの中に位置づけていくということございまして、おっしゃるとおり新しい農業の目指すものというものも入ってくるわけですが、基礎的な部分の町の農業の中核と

なる部分の骨組みをこれで決めていくということになるろうかと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） わかりました。

2番目に移りますが、担い手という話が今出ました。新規就農者というか、この担い手が町で考えているのは32経営体でありますということです。ただ、この中でも後継者がはっきりしているのは6人だと。優良農地をいかに守っていくかということの難しさがここに来て大きくあらわれてきたというか、特に水田ですが、担い手として骨折ってきた方がリタイアをしなければならなくなった。あるいは、嵐山町には今のところ1人リタイアがあったわけですが、よその町のことを言ってもあれですが、滑川町、あるいは一番今大変なのは吉見町、大きな農家が体調を崩して、もうできなくなったと。それは、30町歩とか、そういう農家が急に体調を崩してお亡くなりになってしまうとか、立て続けに今吉見町は起こっているのです。大変なことなのです。それをどうやっていくかと。幸いに嵐山町は法人格が1つあります。南部にも法人格をつくったらどうかという中でなかなか進展しないでここまで来て、南部では1人リタイアがあって、結論的にはときがわ町から進出した方に骨を折ってもらわなければならないというような状況です。だから、こういうものが進展していきますと、やはり嵐山町の農地は嵐山町でできるだけ守る努力というのはしていかなければいけないのだと思うのですが。現実的には、南部でもときがわ町、あるいは滑川町から担い手に耕作に来てもらって、耕作をしてもらわなければならない状況にもなってきているのですが、私は南部にも法人格を持つものを、大変でしょうが、つくっていかなくてはいけないのだなというふうにつくづく今思っております。ここでも中間管理機構を活用して平成27年度、勝田と志賀地区ができたということで、その努力は認めるわけですが、今後この担い手の問題をどういう形にするのがいいのか、改めて見直す必要も出てくるのではないかというふうに思うのですが、その辺については何かお考えがあるでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えさせていただきます。

埼玉県の農林水産統計によりますと、平成25年から平成26年でございますが、いわ

ゆる農業就業人口の販売農家の年齢別で見ますと、嵐山町の場合ですと、59歳以下が49人、60歳から69歳が72人、70歳から79歳が158人、80歳以上が75人というふうになっておりまして、まさに高齢化が顕著となっているわけでございます。こうした中で大規模に経営をされている個人の担い手の方がリタイアをされるということになりますと、即その分の農地をどうするかということになってくるわけですし、大きな問題となっていることは事実であります。では、その再配分をどうするかということでございますが、その受け皿がなかなかないというのが現状でございます。特に他町から来ていただいている法人等につきましては、あくまでも一時的なものであるという位置づけで理解をいただければと思います。あくまでも町内から次の担い手を育てていくということが基本になろうかと思えます。

例えば南部地区の場合、今までは個人の担い手の方何人かで非常に頑張っていたいております。そういう方たちもかなり高齢となつてまいりまして、リタイアを考えている方、あるいはリタイアをされている方という方が出てきておりまして、この地域ではかつて集団化、法人化を一度、検討していただいたことがあったわけですが、個人の担い手の皆さんが頑張っていらっしゃるといふこともありまして、その法人化等については見送られたわけでございます。今現在この座談会等の中で新たな集落営農の組織化ということに向けて新しい検討を始めていただいております。特に南部の地区の場合ですと、年齢的には60歳を超えている方でございますけれども、今現在6人の方にお話をさせていただいて、さらに50代の方で、まだ専業で農業をしっかりとやっていこうというところまではなかなか踏ん切りがついていない方も何人かいらっしゃいますけれども、そういう方たちを含めると10人前後の皆さんに入らせていただいて、将来の集落営農あるいは法人化というような問題について前向きに検討いただいているというところでございます。すぐにこれが実現するかどうかというのは難しい問題もまだあろうかと思えますけれども、そういう方向で進めているということでございます。町内のほかの地域についても、今まで頑張っていた個人の担い手さんたちが高齢化して将来のリタイアということを考えていく、そういう方向が見えてくるという状況の中で、今嵐山営農という法人がございましてけれども、第2、第3の法人、あるいは集落営農の組織化というものをこれからも積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 方向は出てきているということですので、大事に育てながら町のほうも支援できることは支援していただいて、やっていただきたいというふうに思いますが、これは参考までに、この間実は嵐山町土地改良団体連合会で、その会員というか、役員がいるわけですが、秩父に視察に行きました。布里田中地区というので、これは豊かな村づくりの全国表彰を受けているのです。農林水産大臣賞を受けている。ここに行きました。そうしたら、基本的には私たちは自分たちで住むところは自分たちで後世に残していきましようという地域の合意を取りつけることができた。戸数は少ない。集落ですが、小さいからできたのかなというふうには思うのですが、そうは言いながら、その意思統一といいましようか、そうしたものが大事な時代にまた入ってきたのかなというふうには私は思います。ですから、担い手に任せただけでいいというのではなくて、担い手と一緒にその地域もできることは手伝ってやりましようよという機運といいましようか、そうしたものもつくっていく必要があるのだというふうに思います。この布里田中の地域資源を保全する会というところに行って、私も目からうろこではありませんが、やはりこういうことをまた考えなければいけないのだなということ、それはリーダーだけがやっているのではないのです。幾人も若い人も新たな地域のために何ができるかという組織をつくってこの運営をしています。東京農大と連携して、ハウネンエビ、あるいはカブトエビを観察する会とか、ハウネンエビを守る会というのですが、こういうものをやったり、まさに地域のことは地域でやろうという、これが大事なかなというふうには私は思っておりますが、新たな農政への転換にも、この自然を守るという意識をいかにその地域ごとにやっていってもらおうかということが大事だと思います。嵐土連の視察で行っておりますので、各土地改良組合の役員さんはこれを見ておりますので、こうしたものを今後の農村づくり、農地の利用に担い手だけではなくやらなければいけないという、この意識を高めていく必要があろうかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まさに議員さんおっしゃるとおりでございます。例えば今担い手の方に農地を集積していくということは、まずその農地で作られる耕作については、作付、生産についてはある程度お任せができるということになるかと思う

のですが、ところが基本的に農地の例えば畦畔ののり面の管理、草刈り等が大きな問題になってくるわけですが、これらについては農地の所有者の方に本来は管理をする責任があるということでございまして、現在では農地の貸し借りの過程でそのあたりが曖昧となっております、借り手の皆さんのサービスで畦畔の管理等もしていただいているというような状況がございまして、一方、国の多面的機能交付金事業というのがございまして、こちらでは水路ですとか農道ののり面、ため池等の管理についてはこちらでできるということで対応をしていただいているところでありますけれども、秩父の布里田中地区の成功事例に大いに学ぶべきものがあるかと思えます。といいますのも、かけがえのない自然環境、農村環境、これについては、いわゆる里地里山と言われるような環境ですけれども、このかけがえのない自然はどういう環境なのかといいますと、人がそこにかかわって、そこを資源として活用してきたと。常に人がかかわって、手を入れて守り、継承してきたというところでありまして、人の手が加わらなくなりますとすぐに荒れてしまうわけがございまして。

そういうところで、担い手不足だけではなく農家離れということも進んできていまして、農家、担い手だけにその農村のそうした環境をお任せするという事はかなり不可能な時代に来ているわけです。ですから、布里田中地区の事例に学びますと、農業者以外の地域ぐるみでさまざまなその地域にお住いの皆さんの合意をいただいて、そして自分たちのふるさとのそうした環境、景観をきちんと守っていくのだという地域の自然環境に対する価値観といいますか、認識を改めて、農業者以外の地域ぐるみで再認識をしていただくと。そして、そこに合意形成をして地域ぐるみで取り組んでいただくということが一番求められていることではないかというふうに考えております。多面的機能の交付金の事業についても、なかなか地域のそういった農業者以外の参加をいただくのも難しいという現状もございまして、今後さらに地域に呼びかけて、そうした地域の合意を取りつけて、町ぐるみでこの環境を保存していくのだという機運を持っていただけるように、行政もそのような方向に向けて取り組みを進めさせていただければと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 安藤欣男議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時27分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤欣男議員の一般質問を続行します。

安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 質問を続けさせていただきます。

人・農地プランの関係につきましては、いろいろ方向というか、新しいものが出てくるのかなというふうに期待をするところでもございます。緑と清流をうたう我が嵐山町でございまして、この状況をいかに後世に伝えていくのかというのは、これはまず農政がきちんとしていくことが私は一番大事だというふうに思っております。そういう中で、実は北部、私どもの近くでも昨年ホテルが2カ所出てきたと。これは、教育長さんも近くで見ているようでございますが、全町的にこういうホテルが飛び交う自然をいかにしてこれからもつくり上げていくかということが極めて大事だというふうに思っております。私も改良区の中で何かできることを積み上げていきたいというふうに思います。幸い嵐山町には環境農政課の中でこうしたビオトープに詳しい方がおりまして、その方の能力を十分活用していければなと。活用と言うと申しわけありませんが、教えを請いたいなというふうに思っております。これについては、答弁は結構でございます。

次に、2番目の交通安全対策について質問させていただきます。本町は、交通死亡事故ゼロ1,500日の表彰を受けて、その後記録を延ばしておるところでもございます。去る2月7日をもって丸5年、それからまた延びておりますから、先ほど下で見ましたら1,854日ということでございまして、大変喜ばしい限りでもございます。県内でも上位、今3番目ぐらいには入っているというふうに記憶しておりますが、本当に町民も注意してくれているのだな、あるいはこの交通に対する取り組みが結果が出ているなというふうにつくづく感じはいたします。ただ、死亡事故につながりかねない事故は発生をしておりますし、交差点での事故が大変ふえてきているというふうにも聞いてはおります。交通安全対策や交通安全への啓発活動は重要な課題であります。そうした中で、信号機の設置要望というのは現状はどうなっているのか、またこの設置に対する見通しについてお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

交通信号機の設置要望につきましては、行政区やP T Aなどからの要望を踏まえまして、毎年2月に小川警察署宛て設置要望書を提出しております。要望は、全くの新設と歩行者用信号機や音声式の視覚障害者用付加装置などを設置する信号機改良の要望に区分をされますが、新設にあつては、設置する道路環境に関して、信号機の柱を立てる場所があることや歩行者の待機場所があることなど幾つかの要件を備えることが必要となり、設置の可否につきましては、小川警察署が実際の交通量等を調査した後、県警本部で決定をされます。町内の過去3年間の設置状況でございますが、2基であり、社会福祉協議会前交差点と都市計画道路の美容室G A R O前交差点に視覚障害者用付加装置が設置をされました。

今年度は、平成29年度整備分といたしまして、4カ所設置要望書を提出しております。要望箇所の1つ目は、町道1-2号の吉田変電所付近に押しボタン式の新設、2つ目は県道玉川熊谷線の嵐山幼稚園入り口の押しボタン式の信号機を定周期式に変更するもの、3つ目は県道深谷寄居線の栄田歯科医院前の既設信号機に歩行者用信号を設置するもの、4つ目は町立図書館前の既設信号機に視覚障害者用付加装置の新設でございます。今年度の申請の中では、栄田歯科医院前が多方向から通学する児童約120名の合流地点となっておりまして、また県道菅谷寄居線は嵐山小川インターと国道254号をつなぐ幹線道路で、交通量も多いため、優先順位が高いと思われま

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番(安藤欣男議員) 再質問いたします。

今年度は、平成29年度整備分といたしましてということで、28年度ではなくて29年度なのですか。ちょっとずれがあるような気がするのですが、その辺を再度お聞きしておきたいと思いますが、システム的にそういうことなのかお伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

毎年小川警察署のほうから要望書の提出をということで照会をいただきます。その照会をいただく内容が2年度先の分ということで、2年度先の設置分という形で要望

書を提出すると、このようなことになっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 大変不勉強であれですが、嵐山町も各地域からこの設置要望等が出されたり、あるいはここにあるようにPTA等の関係がありますが、こうした中で県に要望して、それがふるかかれて採用されなかったという部分が当然出てくるのですが、それについてはまた翌年といいましょうか、そうした段階をまた再度ローリングではないけれども、出していないとだめなものか、そうした中でこれはもう出してだめですよというものはカットしてしまうのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしていきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

信号機の設置につきましては、最終的には県警本部で設置の可否を決定するということになっております。過日2月末の新聞に記事が載っておりましたが、今開催しております埼玉県議会の中の代表質問でも信号機についてのご質問があったようでございます。その質問の内容からいたしますと、毎年県内全域から多くの要望が上がってくると。それに対して実際設置がされるのはごくわずかと。その代表質問の中では、約3.1%の設置率だと、このようなことが報道されておりました。大変埼玉県としても予算が厳しい状況にあって予算の確保をしているということでございます。こういった状況も鑑みて、例えば必要な箇所と思われるところを一度要望したとしても、なかなか予算との絡みもありまして設置がなされないというような状況もあろうかと思えます。町といたしましては、必要と思われる箇所につきましては、一度申請をしてだめだったからといって、それでやめてしまうのではなく、二度三度と要望をしていくと。これまでもそのようにしております。ただ、要望したとしても、最初の答弁の中でも申し上げましたが、いろいろ要件がございます。信号機の柱を立てる場所が必要であったり、それも私有地ではできないと。換地でそういった場所が必要であるとか、いろいろ要件がございます。そういった要件からして、警察のほうからこの場所ではもう無理ですよと、そういったはっきりと回答いただいたものについては、翌年度は要望のほうは差し控えると、このようなことで行っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 今課長から答弁のあったこの新聞報道について私も見ておりまして、27日の新聞報道なのです。これだと、15年度、中身ですが、道路整備に伴う新設を含め、計28カ所を1億1,600万円かけて設置したと。16年度は、16年度というのは今年ですが、836件の要望に対して30カ所を1億3,400万円かけて整備する予定ですよというふうな記事が出ておりました。29年度の要望が今出ていると説明があったわけですが、28年度分についてはどういうものが嵐山町から出されたのですか。29年度とダブっているのです、その辺をちょっとお伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

28年度設置分といたしましては、平成27年2月、26年度中に要望書のほうを提出してございまして、全体で4件要望させていただいております。4件中3件は以前にも要望したものを再度要望させていただいたというものでございます。箇所につきまして申し上げますと、まず1カ所は大字菅谷内の丹波屋さんの前のところ、そちらに定周期のものを新設すると。2点目が広野の文化村の入り口、こちらに新設と。3点目が吉田の新沼の交差点のところ、こちらに押しボタン式を新設と。この3件につきまして、過去にも要望させていただいております。ただ、この3件につきましては、口頭でございますが、警察からは、例えば交通量の問題があったりとか、あるいは場所の問題があったり、そういったことからしてちょっと設置をするには難しい状況だというようなことがございましたので、今年度の要望の中には入れさせていただいていないということでございます。最後の4点目でございますが、先ほど答弁申し上げましたが、美容室GAROの前、こちらに障害者用付加装置ということで要望させていただきました。こちらにつきましては、28年度分の設置要望ということでございましたが、環境が整っているという状況もございまして、警察のほうでは早期に対応していただき、設置が終了しているということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 設置がGAROのところは既にできたということでございま

す。ただ、今出てきた丹波屋のところというのは嵐山と東松山の境で、新たに道路をあそこにつけた。滑川境につけたわけですから、この整備のときにはこの信号のことについては念頭になかったのかどうか、その辺をもう一回聞いておきますが、それから実は北部でこの正月、熊谷小川線の県道ですが、ドクターヘリが来るような……実際はドクターヘリではなく救急車で運ばれたわけですが、ドクターヘリの出動を要請しなければならぬような大きな事故がありました。やっぱりスピードが出ているわけですが、その間にその古里地区には深谷嵐山線の大きな交差点と熊谷境のところに信号があります。この間がちょうど中間地点なのですが、かつてもう2回も出しているのですが、なかなか信号がつかない。押しボタンでもいいですからということで要望を出したわけですが、何ら進展ができないというのは、設置するに必要な場所ではないという判断の中で県警から回答があったのかどうかわかりませんが、ただここに来てあそこに店舗ができたり、農作業の車が横断したり、あるいはバス停があったり通学路にもなっているんですが、ああいうところは私はこういう事故を考えると必要なのではないかなというふうに思うのですが、あの辺の道路改良を含めて信号機の設置を考えていくと必要があらうかと思いますが、この点については把握しておりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、丹波屋さんの前のところの関係でございますが、地域支援課から警察に要望を上げさせていただくものは、基本的には地域からご要望いただいたもの、そういったものを取りまとめて提出させていただいておるのが現状でございます。議員さんの質問の中では、道路改良をする際にどのような協議が行われたかというようなことでございますが、大変申しわけございませんが、地域支援課のほうではその内容については把握しておらない状況でございます。

2点目は、古里の県道の事故が過去にも起こっているというようなお話でございます。ただいま申し上げましたとおり、地域としてこういった危険な箇所があると。このところに例えば信号機であれば信号機、交通安全施設を設置すべきではないか、そのような事情があるということであれば、ぜひとも要望というような形で町のほうに上げていただければ、当課としても警察のほうに要望をしやすいというようなことがございますので、お願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 信号機については、どうしても道路改良に合わせての設置のほうが早いのかなというふうに思っておりますが、嵐山町は交通死亡事故ゼロが長いということで記録を延ばしているわけですが、信号機の設置数が多いということも大きく貢献をされているのではないかと考えております。それは、過去にこの交通安全対策に大分力を入れてきた結果がこういう状況が出てきているというふうに思いますが、嵐山町は別に交通量が少ないわけではなくて、国道245号、バイパスもありますし、県道も縦横にといいましょうか、南北に2本、それから東西に県道が4本になりましようかね。こんな状況の中で記録を延ばしているわけでございますので、努力の成果が出ているというふうに思います。ただ、この啓蒙といいましょうか、交通安全に対する啓蒙はこの信号機のみならず進めていかななくてはいけないというふうに思っています。下へおりてみましたら、交通安全教育技能大会で地区予選優勝というのが出ていました。これちょっと詳しくお聞きしておきたいのですが、職員が寸劇に出たということですが、こういうものを学校あるいは地域の敬老会等で披露していただくなり、これから決勝大会もあるようですから、ぜひ頑張っていたいただきたいのですが、その辺については交通安全の関係ですので、ちょっとお聞きしておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃったとおり、死亡事故ゼロは継続しておるわけでございますが、そこまでに至らない人身事故であったり物損事故、年間に400数十件、昨年もおとしも事故が起こっているという状況がございます。そういった事故を一件でも減らすべく、町のほうではさまざまな啓発活動、こういったものに取り組んでいるわけでございます。今議員さんからご案内をいただきました交通安全技能コンクールでございますが、こちらに関しましては、毎年開催をされているわけでございますが、小川警察署単位で参加をさせていただくということになっておりまして、管内3町1村、毎年交代で出ております。今年度は、嵐山町が当番ということで、過日参加をさせていただきました。主に出ていただいた方は3名でございますが、うちお一人が役場の臨時職員さんでございます。その方を中心といたしまして、毎週1回夜遅くまで練習し

ていただいて、大変すばらしい結果を残しました。対象としては、幼稚園児、幼児向けの交通安全のPR活動というのでしょうか、8分間の寸劇という形で行ったわけですが、見事優勝の榮譽に輝きまして、4月14日か15日ぐらいだったと思うのですけれども、決勝大会、県大会がございます。またそちらのほうも参加をさせていただきたいというふうに思っております。せっかくこのような形で成果が出てきましたので、今後機会がありましたらこういった活動を、このコンクールだけではなくて通常の啓発活動、こういったものにも取り入れて行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 地道な啓蒙活動あるいは啓蒙が交通安全に本当に役立っているのだというふうに思いますので、これからも交通安全協会の協力をいただきながらますます交通安全対策に力を入れていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、次に3番目に移りますが、よろしく願いいたします。この間、この3月頭に町の選挙管理委員会が開かれて、町長選挙が8月28日、告示が23日という日程が新聞報道されました。今年は、町長の改選の年であります。今人口減少の中で国は地方創生というものを打ち出し、嵐山町も地方創生のためにどういうふうに進めるかということで総合戦略を作成し、進んでおります。また、先般の議員の全員協議会においても、ひと・まち・しごと嵐山町総合戦略の推進の事業計画についての説明があり、また第5次嵐山町総合振興計画の見直しの方針も示されました。3期12年の任期が終わる岩澤町長でございます。極めて今は難しい時代、あるいはそうした中でどう次の時代につないでいくかという極めて大事な時期にあるというふうに私は思っております。そういう観点から、町長にはこの改選に当たってどのようなスタンスで対応されるのか、嵐山町にとっても極めて重要なことでございます。3番目の質問ということになったこと、これは通告の中でこうなったんで、私は一番大事なことだというふうに思っておりますので、ひとつ明快なご答弁がいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目3、町長選挙について、通告に従いましてお答えさせていた

だきます。

嵐山の朝の空気をいっぱい吸い込んで、きょうもやるぞと家を出てまいりました。町民の皆様にご協力いただき、町のために心魂を傾注した毎日でした。そして、3期12年となり、2月8日には74歳となりました。4年前、3期目お世話になるときは仕上げの4年と決意を持って取り組んでまいりました。しかし、ここで大きく潮目が変わりました。人口減少は、静かな危機と呼ばれています。このまま人口減少が進むと自治体が消滅してしまう、研究機関の発表で日本中が覚醒をいたしました。そして、国家目標として、何としても1億人の人口を目指そうという大号令が下されました。町では、来年町制施行50周年の節目を迎えます。人口が1万人になるということで、嵐山町が誕生いたしました。今回町は45年後の人口を1万2,260人を目指すいたしました。50年前の1万人、45年後の1万2,000人、同じようであるわけですが、全く違います。生産年齢人口、働き手、この割合が大きく変わってしまいました。今国の政策の激動を受けて、また町民アンケートからも多くの課題が出されたこのとき、町の近未来をしっかりと方向づけをしなければなりません。

嵐山町を中心としたにぎわいづくり、稼ぐ力を強めるための受け皿づくり、TPP対応の農業をはじめとした産業政策への対応、人口減に対応した医療、介護、上下水道、公共施設などへの対応、教育の充実のため、教育面のソフト、ハードへの対応、町民サービスの低下を防ぐ役場力、行政力の強化対応、人口減による地域力低下、これにはどう対応するのか、町民との協働は今までのままでいいのだろうか、町はこうした渦に巻き込まれています。このとき私は任期を迎えます。しかし、長い間町にお世話になり、今こんなときに逃げ出すことはできません。今後の大きな4年間にきちんと町の近未来の方向性をつけさせていただくために、来たる町長選に立候補させていただきます。超高齢社会は、元気な高齢者が働く社会でもあります。今私はその先頭に立たせていただこうと思います。ぜひ皆様方のご理解とご協力を伏してお願い申し上げます、安藤欣男議員への答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） この大変厳しい状況の中で、力強い覚悟を披瀝していただいて、立候補するというごさいます。嵐山町が今日、3期12年の岩澤町政、本当に着々と進みながら未来に向けて動いてまいりました。今思えば、町長は第1期目は合併が崩れて嵐山町はどうするのだというようなときがありました。3期目の4年前

は、東日本大震災、全国的に大変で、これから日本はどうなるのだろうか。復興で費用もかかるし、どうなるのだろうかなど、そういう不安の中で4年前が過ぎました。そのときに町長はきずなを大事にしながらこれからの町政をやっていくと。地域経営あるいは地域コミュニティというものを大事にしていると。それで町政を進めていくということでございました。4年たって今日、嵐山町が新たに地域コミュニティといえましょうか、国は地方に地方創生ということで、自分たちの町は自分たちで考えるというアプローチが来ました。これを何としてもいち早くやりましょうということで、嵐山町は地方創生の総合戦略をいち早く樹立して、国に今上げているところでございますが、これを何としてもやり遂げていただくということが大事なかなというふうに思っております。地域コミュニティをもう一步バージョンアップをして、私はやはり地域にも、町長がこの4年間、今後の嵐山町に大事なことは地域創生といえましょうか、地域で何ができるか、地域のことは地域で皆さん何かもう少し真剣に考えてもらいたいですねというアプローチをしていくことが大事なのではないかなというふうに思うのです。そういう面におきますと、この夏ですか、この選挙に立候補をしていただいて、そういう面についても力を入れていただければありがたいなというふうに思いますが、今何点か町長に挙げていただきました。この問題の解決のためには、やっぱり町民の理解しかありませんので、私はこれから町長にお願いをする、出いただく、この首長の責務というのは、いかに地域の方々と膝を交えるかということがまた大事なかなと思っておりますが、そういう視点についてはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 地域のコミュニティづくりということでお尋ねをいただいたと思います。ご案内のように、3期12年になりますけれども、一番最初に取り組んだ事業というのは、地域コミュニティ事業という名前のもとで、地域の人たちで地域で企画立案をした事業を展開をしていただいて、そして地域のきずなを深めていただくということをお願いをいたしました事業でございました。これは何を意味するかというと、今議員さんおっしゃるとおり、もう10年前からそうですけれども、地域のきずなというものか私どもの子供のころと比べたら全く違ってきているというような状況が見られた。それで、いかに役場力で何人かの人間が踏ん張っても、とてもこれからはどうにもなるまいという思いもありましたし、地域の皆様にいろんな形でご理解をいただい

て、応援をいただいて、そして一緒にまちづくりをしようということの思いを持ってこの事業を取り上げたわけでございます。幸い地域の中でこの事業を本当に取り入れていただきまして、今ではいろんな地域の事業に大勢の皆様が参加をいただいて、コミュニティが一步二歩進んできているのかなというような感じがいたします。そうはいっても、人口が減っていく中で、高齢化は進む中で、やはり昔の地域のきずなというようなものはだんだん薄れてきているのが現状かと、残念ながらそういう気がいたします。それらを含めまして、今お話をさせていただいた中に町民との協働は今のままでいいのだろうかと書かせていただきました。こういうものもしっかりこれから検討をしていって、そして地域力の低下、あるいは役場力の低下、あるいは地域でのいろんなきずなの弱まりにどうやっていったらいいのかということをもう一度構築をしながらやっていかなければいけないのかな、そんな感じがしております。議員さんおっしゃるとおり、地域づくりが一番の核であるということももう一度肝に銘じて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 先ほどの答弁の中でも、また今の答弁の中でも力強い思いが聞けました。超高齢社会の中で先頭に立っていくという思いのようでございます。今嵐山町が高齢化率30.幾つ、そういう状況に今置かれているわけですので、私は74歳でございますが、できる限りのお手伝い、町長選挙についても出るということでございますので、私もできる限り応援をしていく所存でございます。ひとつご活躍をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○大野敏行議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月8日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月8日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時09分)

平成28年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

3月9日（水）午前10時開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 専決処分承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 2 | 同意第 1号 | 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 同意第 2号 | 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 同意第 3号 | 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 同意第 4号 | 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 同意第 5号 | 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 同意第 6号 | 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 同意第 7号 | 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 同意第 8号 | 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 10 | 議案第 1号 | 嵐山町行政不服審査会条例を制定することについて |
| 日程第 11 | 議案第 2号 | 嵐山町行政不服審査法関係手数料条例を制定することについて |
| 日程第 12 | 議案第 3号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについて |
| 日程第 13 | 議案第 4号 | 嵐山町空家等対策協議会条例を制定することについて |
| 日程第 14 | 議案第 5号 | 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |

- 日程第 1 5 議案第 6 号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 6 議案第 7 号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについて
- 日程第 1 7 議案第 8 号 嵐山町一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正することについて
- 日程第 1 8 議案第 9 号 嵐山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 9 議案第 1 0 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 0 議案第 1 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 1 議案第 1 2 号 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 2 議案第 1 3 号 嵐山町総合農政推進審議会条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 3 議案第 1 4 号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 4 議案第 1 5 号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 5 議案第 1 6 号 嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 6 議案第 1 7 号 嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例の全部を改正することについて
- 日程第 2 7 議案第 1 8 号 平成 2 7 年度嵐山町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 2 8 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 2 9 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 3 0 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 3 1 議案第 2 8 号 第 5 次嵐山町総合振興計画の改定について

日程第 3 2 議案第 2 9 号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
増加及び同組合の規約変更について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
中嶋秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課長
山岸堅護	税務課	長
金井敏明	町民課	長
石井彰	健康いきいき課	長
山下次男	長寿生きがい課	長
村上伸二	文化スポーツ課	長
植木弘	環境農政課	長
山下隆志	企業支援課	長
菅原浩行	まちづくり整備課	長
新井益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
藤 永 政	昭	教育委員会子ども課 学校教育担当副課長
前 田 宗	利	教育委員会子ども課 子ども担当副課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第1回嵐山町議会定例会第9日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて、嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件でございます。

地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条例第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、細部説明を申し上げます。

今回の専決処分の内容は、個人番号の取り扱いを国税と同様のものとするため、地方税分野における個人番号利用手続について見直しがあったことに伴い、嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。第51条の改正は、町民税の減免申請書について、個人番号の記載を不要とするものでございます。

第139条の3の改正は、町民税と同様、特別土地保有税の減免申請書について、個人番号の記載を不要とするものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第2、同意第1号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第1号は、嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに愛澤健雄氏を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

愛澤健雄氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと思います。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 農業委員会法の8条には、選挙権と被選挙権がうたわれているのですけれども、この中に農業委員会は区域内に住所を有する者と書かれているのですけれども、この辺では、愛澤さんはこの要件には該当になるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

今清水議員さん、選挙権というお話を伺いましたけれども、新しい法律のほうでは選挙でなく、公選制から任命制に変わっておりまして、その選挙権云々に関しては、今回は該当、法律には定められておりません。必ずしも町内に住居があつて、選挙権を有する農業者という条件はなくなりました。

以上でございます。

○大野敏行議長 よろしいですか。

ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 住所は浪江町になっていますけれども、現住所は志賀になっていますよね。この考え方は、どういうふうにかんがえたらいいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 あくまでも嵐山町で就農されている方ということで、嵐山町に農地をお持ちで、農業をされている方ということで位置づけをいたしました。

以上です。

○大野敏行議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは、住民票は浪江町にあって、お住まいは志賀ということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 はい、そのとおりでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第3、同意第2号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 同意第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに青木美恵子氏を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

青木美恵子氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧いただきたいと思います。
以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 青木美恵子さんは司法書士ということで、菅谷でやっている、私も存じているのですけれども、この方を農業委員に推薦するという、そうしたことをしようとしたのはどういうことからしたのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

新しい農業委員の任命方法につきましては、国からそのガイドラインが示されておりました、1名は農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることができる者を最低1人は入れることということで示されておりまして、そういう立場からお願いをするものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 先ほど聞けばよかったのですが、これは公募制というか、公募もしておるわけですが、回覧等も回ったり、いろいろしておりました。この公募で応募された方がいらっしゃったのかどうか、その点だけは聞いておきますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

公募の期間を設けました。自薦、それから他薦ということで、公募に応じていただいた方が3名いらっしゃいました。そのほかの皆さんにつきましては、お願いをして公募に応じていただいたということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 3名いらっしゃったと、今回この提案された8名の中に3名が入っておるのですか、何人入っているのですか、それだけお聞きしておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

3名のうち2名については、今回の名簿の中に入っております。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第4、同意第3号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 同意第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第3号は、嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに大塚基氏氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

大塚基氏氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第5、同意第4号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第4号は、嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件

でございます。

農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに小澤秀氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小澤秀氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第4号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第6、同意第5号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第5号は、嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに久保満男氏を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

久保満男氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第5号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第7、同意第6号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第6号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第6号は、嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに杉田哲

氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

杉田哲氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第6号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認め、よって、同意第6号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第8、同意第7号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第7号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第7号は、嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに瀬山和令氏を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

瀬山和令氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第7号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第7号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第8号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第9、同意第8号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第8号は、嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに深澤ふみ子氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

深澤ふみ子氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第8号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第8号 嵐山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第10、議案第1号 嵐山町行政不服審査会条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第1号は、嵐山町行政不服審査会条例を制定することについての件でございます。

行政不服審査会法の全部改正に伴い、嵐山町行政不服審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第1号の細部について説明をさせていただきます。

行政不服審査法が公正性、利便性の向上等の観点から見直しがなされまして、平成26年6月に全部改正法が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなっております。

町ではこれに対応しまして、27年度に業者委託により、関係する条例、規則、規程、要綱等の洗い出しを行ってまいりました。今議会において、本条例案を含めて、新条例の制定及び一部改正条例をお願いするものでございます。

さて、本条例で設置をお願いいたします行政不服審査会も、改正法において公正性の向上の観点から、審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェックするための制度を設けるために設置されるものでございます。審査庁が審査請求に対し判断する場合に、行政不服審査会に諮問し、その答申を受けた上で最終的な判断をすることとなるものでございます。

それでは、議案のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条については、設置でございます。設置根拠につきましては、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づいて設置を行うものでございます。

続きまして、第2条は所掌事務、第3条は組織についてでございます。まず、第1項では、審査会の委員は5人以内をもって組織するというふうに定めております。こちらにつきましては、国の法律、いわゆる国は総務省にこの行政不服審査会を設けることになっておりますが、国は9人、そして埼玉県では12人というふうに定めております。なお、埼玉県におきましては、12人を3人のチーム編成を行って、その審査事項に対応するような形での審査を行うというようなことで、12人というふうに考えているようでございます。本町におきましては、情報公開・個人情報保護審査会の5人を参考にいたしまして、5人というふうに定めさせていただきたいと思っております。

第2項におきましては、委員の選定基準でございますが、この選定基準につきましては、法に準じて選定基準を定めさせていただいております。

第4条の委員の任期につきましては、2年と定めさせていただきました。国においては3年、県においては2年というふうに定めているようでございます。本町におきましては、先ほど申し上げました情報公開・個人情報保護審査会の任期の2年という

ことで、それを参考に2年とさせていただいております。

第4条につきましては、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないということで、委員の活動制限を定めております。こちらにつきましても法に準じて規定をするものでございます。

第5条は、審査会の会長及び副会長について、第6条につきましてはその審査会の会議について、第7条につきましては委員の秘密の保持について規定しております。

第8条は、庶務でございまして、審査会の庶務は総務課において処理をするということに定めさせていただいております。

第9条は委任でございまして。

第10条に罰則規定を定めておりますが、これにつきましても法の定め準じて、その罰則基準を定めております。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 今までは情報公開条例、この後出てきますけれども、個別に持っていなかったわけですね、条例としてね。それは、国が法を持っていたから対応できたわけですね。ちょっと1点、そこで伺いたいのは、空家条例は上位法があるということで、嵐山町では設ける予定はないと。これは今回、吉本議員も質問しましたし、私も前、質問しましたけれども、そういうことですね。上位法ではなく、条例を設ける必要があるというのは、ちょっと空家条例とはどこが違うのか、わかりましたら伺いたいと思います。

それから、審査会は委員5人をもって組織するということであるわけですね。もう4月1日から施行ですから、ある程度の目星がついているのだと思うのですが、どんな方を審査会にしていきたいというふうに考えているのか、その2点を伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、この行政不服審査会につきましては、今回初めて国においても設置をされる、そして地方公共団体においても設置をされると、これは行政不服審査法が改正されたために、こういった第三者機関を設けるというのは初めてでございます。

今までの流れであります、例えばいわゆる審査請求があった場合に、ではどこがこの審査をしたかということになりますと、いわゆる審理を行う者についての規定というのはございませんでした。例えば嵐山町が庶務をした、許可を不許可としたというようなことに対して不満があるということで、今までですと異議申し立てですけれども、今度はそれが審査請求という言葉になります。審査請求をしてきた場合にどこが審査をするかということは、その処分した審査庁である町が審査をした。その審査の中では、誰がその審査をするとか、そういったことは決まっていなかったわけなのです。

ところが、今回それでは処分をしたところが同じ審査をまた異議申し立てに対して審査をするということは、結果論とすると、それほど内容が変わるということは考えられない、不透明である、不公正であるということで、今回この法が改正されたことございまして、この中でいわゆる第三者機関の審査を経て、そして最終的な判断を下さいよということになったものでございます。

ですから、法におきましても、この条例におきましても、行政不服審査会というのは初めて設けられる第三者機関であるということをもまずは申し上げておきたいと思えます。

そして、条例で設置する意味でございますが、先ほど行政不服審査会の第1条のところ、設置の根拠ということで申し上げましたが、行政不服審査法の第8条の第4項で、こういった機関を設ける場合には条例で設けなさいということになっておりますので、嵐山町のこの行政不服審査会については条例で設けるというものでございます。

それから、先ほど2点目の関係で、どのような方をというふうにご質問をいただきました。当初は、この行政不服審査会につきましては、この検討の中で、1つの案として既に設置をされている、いわゆる情報公開・個人情報保護審査会、こういったものと兼ねることもできるというようなことで、そういった方法はどうかと。というのは、情報公開・個人情報保護審査会に関しましては大学の教授、それから弁護士の方、そして行政、町内の有識者という形で、5人で構成されております。これをもって行

政不服審査会を兼ねるといふ形の条例改正というのも考えてまいりました。しかしながら、行政不服審査ということになりますと、情報公開・個人情報の要するに問題だけではなくて、いろんな関係が出てまいる可能性がありますので、もう少し専門的な方を入れたほうがいいのではないかと。今考えておりますのは大学の先生、あるいは弁護士、それに加えて税理士の方、あるいは行政の経験者というような形で、5人を選定させていただくのがいいのではないかとこのように考えております。まだ具体的な人選までは進んでおりません。考えとしては、そのような考えでございます。よろしくお願ひいたします。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町で今まで異議申し立てというのがどのぐらいあったのか、今までですと上級官庁というのですか、嵐山町だったら県がやる、県だったら総務省がやるという形で、上級官庁というのですか、なっていたと思うのですけれども、異議申し立て件数というのはあったのかなのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 異議申し立ての件数につきましては、今ちょっと申し上げましたが、情報公開請求に関する異議申し立てというのはございます。

しかしながら、そのほかの関係で異議申し立てがあったというのは、ちょっとこの近年では承知しておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 社会が複雑化してくる中で、ただ町の権限といいましょうか、そうしたものがどんどん県から移譲されたりしてまいります。今度もこの当初案に対する条例も、嵐山町がやると言って条例制定をするということですが、広げて、枠をね。県がやったものを町がやるというふうに変えていくということですから、これは行政に対する責任というものが大変大きくなる。逆に、不平不満もあると。出てくるというふうにご想定されますから、これは審査会をつくって、やっぱりきちっとしていく体制づくりは必要だろうというふうに思います。

今渋谷議員から、不服はなかったというのですが、行政相談について今までこう、そういう中では何かこれは大変なことになりそうだとというようなことはあったかどうか。今までの経緯で、行政相談で、この不服的なことにつながるようなことがあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 行政相談という中で、そういった相談はなかったかというご質問でございます。

行政相談については、ちょっと地域支援課の担当になってまいります、ちょっとこの1年、私は離れておりますが、その以前の行政相談員さんによる相談については、特に町のそういった許可だとか、あるいは逆に言えば不利益処分的なもの、そういったものに対するものというよりは、どちらかという、行政相談といっても個人的な悩みであったりとか、そういったことが多かったのかなど。直接行政相談員さんのほうから、こういった形で町への苦情だとか、こういったものを改善したほうがいいのかというようなご指摘というのは、やはりこの数年、特にはなかったかなというふうに記憶しております。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号 嵐山町行政不服審査会条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第11、議案第2号 嵐山町行政不服審査法関係手数料条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第2号は、嵐山町行政不服審査法関係手数料条例を制定することについての件でございます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、提出された書類の写し等の交付に係る手数料等を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第2号の細部について説明をさせていただきます。

行政不服審査法の改正に伴うものですが、行政不服審査法の改正前の従来の制度におきましては、処分庁から審査庁に提出された書類や物件につきましては、審査請求人は、その請求を行った場合、閲覧のみが許されておりました。法改正により導入されました審理員による審理手続及び行政不服審査会など第三者機関による調査手続のいずれにおきましても、審査請求人等は提出書類、資料について、閲覧のみならず、今回は写しの交付を求めることができることとされました。

国におきましては、法に基づき、その交付の手数料及び減免について政令で定める額としておりますが、地方公共団体につきましては、これを条例で定めることとしておりますので、条例案としてお願いするものでございます。

では、条例案をごらんいただきたいと思います。まず、第1条でございますけれども、手数料の納付に関する規定でございます。手数料の納付につきましては、自治法の227条は、普通地方公共団体が手数料を徴収することができることを定めた規定でございます。別に定めがあるものとは、嵐山町手数料条例等をいまして、それ以外で行政不服審査に関するものについてはこの条例によるものと定めるために第1条を

規定しております。

第2条につきましては、手数料の額の規定でございます。別表第2条関係をごらんいただきますと、コピー1枚につき、白黒の場合は10円、カラーの場合は50円と定めさせていただくものでございます。

なお、この条例の条文については、非常に回りくどい表現となっておりますが、要するに国の取り扱う案件に対する手数料は政令で定め、地方公共団体が取り扱う案件の手数料は条例で定めることとなっていることを規定しているものでございます。

第3条につきましては、手数料の徴収の時期でございます。

第4条は、手数料を減免できることについて規定をしております。

第5条は手数料の還付で、附則としてこの条例は28年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) この手数料条例を個別に設けた理由を伺いたいと思うのです。情報公開条例の中に手数料の項目、第12条にあるわけですよね。これを個別に設ける必要があったのかというのがちょっと私疑問ですので、伺いたいと思います。

それから、第4条なのですが、手数料の減免をする、減免を認めるのが審理員だということになるわけですよね。この審理員というのは、国にいるわけなのですか、今のご説明ですと。そうすると、かなり時間的なものが必要になってくると思うのです。不服審査を請求して、資料もとりたいということですね。まず、資料をとってからだろうね。それで不服審査を請求することになると思うのですけれども。こういう形に、法律だから仕方ないと思うのですが、もう少し簡便な方法があつていいかなと思うのですが、とりあえずこの4条はどういう仕組みで許可されるのかどうか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 まず、個別の条例で、この行政不服審査法関係の手数料条例を定める必要があるのかと。情報公開条例につきましても、この同じ金額のものがうたわれております。実はこの後、情報公開条例のその部分についての一部改正も願います

るわけですが、今個別条例と言いましたが、基本的には、先ほどちょっとご説明をさせていただきましたが、いわゆる普通地方公共団体が行う手数料については、例えば何か証明の手数料ですとか、そういったものは自治法に定めて、嵐山町の手数料条例の中に一覧で定まっております。

これは行政不服審査に関して、いわゆる審査請求に関してそういったものが要求された場合ということで、これはどれというものではなくて、いわゆる許可に、あるいは不許可に対するそういった不服申し立てに関しては、町が行う処分に関しては審査請求が出てくる可能性というのは必ずあるものでございまして、どれをとすることはちょっとなかなか特定できませんので、行政不服審査に係って請求されてくるそのコピーの枚数については、この条例で定めるところによるということにさせていただいて全体をカバーすると。この審査請求に関してのいわゆるコピー料、これはこの条例の定めるところなのだよということにさせていただいたというものでございます。

それから、減免の関係でございます。先ほど申し上げましたように、国におきましては施行令上に減免の一応規定を定めております。それによりますと、いわゆる減免の申請については、いわゆる生活困窮でありますとか、そういったものを考慮して減免すると。そして、その減免の額は1件につき2,000円を限度とすると、このような形で施行令では定まっております。

そのまま町がそれを参考にするならば、この条例の中にそれを定めればよろしいわけなのですが、実はここでそこまで細かく定めなかったというのは一つの理由がございまして、いわゆるこの法改正の根拠といたしましうか、方針、これに関しては基本的には審査請求人が公平に審査を受けられるように、透明性を持って審理が、審査が行われるということを前提にして全て情報、いわゆる審査請求人から出された審査請求書については、当然審査庁、処分庁に対して、その審査請求書が送られます。

それに対して、今度はそれに対する弁明書が出てまいります。その弁明書は、審査請求人に今度は送ることになっております。それ以外に審理員や、あるいは第三者機関の審査の中で必要であるといった場合には、さらに資料を出しなさいと。請求することもできますし、自主的に出すこともできる。そういった資料も審査請求人が見たいと言った場合には、これはどうぞと、閲覧もさせるし、コピーを欲しいと言えば、それを渡すという制度になるわけなのです。そうなった場合には、いわゆる法の趣旨から言うと、減免というものがどこまでというのは、今のいわゆる税の減免だ

とか、そういったものよりももっと広く減免してもいいのではなかろうかというような考え方をちょっとまだ持っております。

そういったことで、あくまでもこの条例の中で、そこまで政令に準じてうたわなかったというのは、嵐山町の場合においては、その施行令以上の減免、要するに拡大した減免というのがあっていいのではなかろうかと、その辺はまた今後情勢等を含めながら、その判断基準、減免の基準というのは、個別に、個別といたしますか、もう少し決裁なりで、減免を政令以上の形で広めるような基準を設けるべきではないかなということ、ここにはそこまではうたっていないということでございます。そのようなご理解をいただければ、大変ありがたいかなというように思っております。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは不利益処分ですから、例えば今、国会でも審議の途中というか、言われていますけれども、例えば保育園落ちたというふうな形がありますよね。それは、明らかに不利益処分になってきますよね。また、生活保護の申請をして、生活保護が受けられなかった。そのようなことも不利益処分になってくる。そのところで、では今回の場合情報公開ではなく、その審査請求をしたときに、ではどのような形に話が行われて、手続が行われて、そして会議録のようなものが審査請求をしたら、それが弁明書という形で出てくる、審査請求をしますよね。そして、それが弁明書として保育園の審査会、あるいはそれから生活保護に関してだと、嵐山町になるのか県になるのかわかりませんが、その基準の審査というのが話し合われた結果というのが弁明書として出てくる。

でも、弁明書というのは、普通審査請求人は出てくるものですよね。当然渡せるものですよね。そのほかに、さらに会議録的なものが、弁明書以外にその資料として、普通資料として添付されるものだと思うのですが、その弁明書の資料の中にもいろいろなものが添付されるものだと思いますが、それは弁明書しか審査請求人には出されない。その審査請求人がそれを見たときに、例えば会議録的なものを請求することができて、それに関して情報公開のような形で1枚10円という形で出すことができるということなのではないでしょうか。どういう意味なのか。本来弁明書があれば、それプラス、それにくっつけてくるものだと思うのですが、そういったことで、弁明書のほかには資料になるものは出さないよということなのではないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

まず、この法改正において、今ちょっと、先ほど大変申しわけなかったのですが、川口議員さんに審理員のお答えをしなかったのも、これもあわせてちょっとお答えをさせていただきたいと思うのですが、この審理員制度というのは、今まではいわゆる審査請求、異議申し立て、町に対してですと。それが出てきた場合には、その審理員というのを今度は最初に指定することになりました。

その審理員というのは、例えば今渋谷議員さんからお話がございました保育の認定の関係、そういったものが今こども課で取り扱っていると。その審理員は庁内、庁舎内の誰かを指定して、審理員を指定することになります。ですから、例えばこども課に関係する不許可に対して審査請求があって、異議申し立ての審査請求があったという場合には、こども課以外の職員を審理員として指定を行います。そして、その審理員がまずその審査請求を、指定した審理員がその請求を様式、そしてこれが必ずその審査要件に合っているかどうかということをもまずはチェックします。そして、チェックをして、これで要件が合っているということになりますと、まずはその審査請求の内容が当然その中に、こういうことで審査請求をしますよと、こういう決定は不満ですよといういろんな審査請求の項目の中にありますので、それを処分庁、処分担当のほうに渡します。そして、それに対して弁明書を出させる。そして、その出してきた弁明書は審査請求人にお渡しをします。

そうしますと、その弁明書を見て、さらに審査請求人は、今度は、この弁明書はこういったところが不備であるとか、こういったところが不満であるという、今度は反論書というのをまた出せることになります。そして、さらに審理員がこの弁明書と反論書、これだけでは審理員としての判断ができないということになりますと、申し立てにもよるのですけれども、陳述も行うことができます。両方を呼んで陳述をさせる、そういったこともできるし、さらに資料提出をさせることもできるし、任意にさらに反論書や弁明書に対する補足の資料として出すこともできるということになります。

そういったものを審理員が最終的に判断をして、審理員の意見書としてそれを審査庁に送ると。審理員としては、こういった審査を行って、これについては審理員として、これは却下、棄却すべきであるとか、あるいはこれはさらに、やっぱり最初の決

定を見直す必要があるのではないかというふうな意見書をまとめて庁に送ります。その段階から、今度は審理員からの意見書を受けて、第三者機関にもう一度その審査をお願いするということになるわけなのです。

ですから、ちょっと複雑なのですが、確かに時間はかかると思います。審理員がまず審査を行う、そしてその意見書を審査庁に送って、審査庁はさらにもう一度第三者機関である行政不服審査会にその諮問を行うと。行政不服審査会では、審理員と同じような手続をもう一回やるわけです。そして、今度は答申という形で返します。その答申を待つ最終的な決定を行うということになりますので、ある意味では裁判的な、そういった手続がこの審査請求に対しては2回なされるというふうに考えていただければ結構だと思うのです。

ですから、逆にそういった段階で出されてきた資料については、双方が見ることができますよということになります。それを資料としてもらいたいということになれば、そのコピーをくださいよということで請求ができるということになるわけでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号 嵐山町行政不服審査法関係手数料条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時13分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第12、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第3号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについての件でございます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備等を行うため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第3号の細部について説明をさせていただきます。

行政不服審査法の改正によりまして、不服申し立ての種類を従来の処分庁への異議申し立てと上級庁への審査請求に区分されていたものを審査請求に一元化したほか、審査請求があった場合、その審理手続を行う審理員制度の導入、それから議案第1号においてお願いをいたしました行政不服審査会への諮問手続の新設、また使いやすさ向上の観点から、審査請求期間を3カ月に延長するなどの改正が行われました。

このような改正に伴いまして、関係条例の引用条文、あるいは審査請求の期間、文言の整理が必要となるものでございます。本条例におきまして整備する条例は6条例でございますが、第1条から第6条に分けて、それぞれ一部改正をお願いするものでございます。

それでは、内容についてごらんいただきたいと思います。まず、第1条につきまし

ては、嵐山町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございます。この中で、第4条の改正でございますが、「異議申立て」の文言を「審査請求」に改め、また審査請求のできる期間を「30日以内」から「3カ月以内」に改めるものでございます。

また、審査期間に関する2項の規定につきましては、審理員制度の導入等により、削除するものでございます。

第2条は、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。第1条の実費弁償を支給することができる者に関する規定でございますが、第2号及び第4号の改正は、大変申しわけございませんが、地方自治法の引用条文を改めるものでございまして、さきに自治法が改正されたときの改正漏れでございます。

第8号の追加につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、審理員による審理手続または行政不服審査会等による調査手続の中で、参考人等として出頭または参加をした場合に、その費用弁償を、実費弁償を支給できることとするものでございます。

第3条は、嵐山町行政手続条例の一部改正でございますが、第19条中の文言の修正でございます。

第4条は、嵐山町情報公開条例の一部改正でございます。

第13条第1項の改正は、「不服申立て」の文言を「審査請求」に改めること、及び行政不服審査会の改正により規定された「不作為に係る審査請求」を加えるものでございます。

同条第2項の改正につきましては、法改正により導入された審理員制度の適用除外を規定するための改正でございます。

改正法におきましては、審理員制度及び行政不服審査会の諮問制度が創設されましたが、この適用除外として、条例または法令で他の審査会等での審理方法が定められている場合は、これを優先することができると定めております。情報公開請求の決定に関する審査につきましては、情報公開・個人情報保護審査会が設置されているため、この適用除外規定を定めるものでございます。

次の第13条の2につきましては、追加でございますが、審理員制度を適用除外とし、情報公開に対する審査請求は速やかに情報公開・個人情報保護審査会への諮問を規定するものでございます。

第5条は、嵐山町個人情報保護条例の一部改正でございます。改正内容につきましては、第4条の情報公開条例の一部改正と同様でございます。「不服申立て」の文言を「審査請求」に改め、第22条の4の次に審理員による審理手続に関する適用除外規定を加え、さらに第23条の改正におきまして個人情報の開示、訂正等の請求及び不作為に関する審査請求があった場合は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問すべきことを定めるものでございます。

第6条は、嵐山町情報公開・個人情報保護審査会の条例の一部改正でございます。今お願いしております条例改正の第4条で嵐山町情報公開条例の一部改正を、第5条で嵐山町個人情報保護条例の一部改正を行います。この改正によりまして引用条文が変わることに伴い、改正を行うものでございます。

なお、「不服申立人」を「審査請求人」と文言を改めております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 土地改良事業の関係で、異議申し立てから、今度は審査請求に変わるということになるわけですね。これは、言葉を正確にしたということだけで、今までと同じというふうに理解してよろしいのでしょうか。申し立てというのは、同じ階級だったら同じところにできると。審査請求というのは、上級機関にするというふうに書いてあるのですが、そうではないのだと。そうでないと、今までの条例も生きてこないのですけれども、ちょっとそこを確認したいと思うのです。

それと、最後に、6ページの不服申立人、これが審査請求人になっているわけですが、ここも言葉の整理をきちんとやったということでもよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今川口議員お話をいただきましたとおりでございまして、今まで処分庁に対しては異議申し立てという制度になっておりました。今回行政不服審査法の改正によりまして審査請求ということに一本化されましたので、その文言の訂正でございます。

また、同じように、今までは異議申し立てに対する不服申立てという言葉を使ってお

りましたが、これにつきましても言葉の改正で、統一を図ったというものでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第13、議案第4号 嵐山町空家等対策協議会条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第4号は、嵐山町空家等対策協議会条例を制定することについての件でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、嵐山町空家等対策協議会を設置をするため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木環境農政課長。

〔植木 弘環境農政課長登壇〕

○植木 弘環境農政課長 それでは、議案第4号 嵐山町空家等対策協議会条例を制定することについての細部について説明申し上げます。

第1条、協議会の設置は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づくものでございます。

第2条では、所掌事務として、同法第6条の規定に基づき、空家等対策計画の作成、変更、実施等に関するものと定めたものでございます。

第3条、組織では、同法第7条第2項の規定に基づき、委員の選出区分とその任期を定めたものでございます。

第4条の運営では会長及び副会長、第5条の庶務では会議、第6条は庶務、第7条は規則等への委任について定めたものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして、細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 第3条の組織なのですが、（2）として町議会の議員というのが入っておりますが、これは法定でそのように定めるとなっていたのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

特措法の第7条第2項によりますと、協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成すると定められております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、今までもちょっと疑問になっていたのですが、特別職のほうで報酬が、これについて議員も入ってきますよね。それについての考え方というのはどのようにしたらいいのか。例えばほかの方でしたら、地域

住民とか学識経験者、その他町長が認める者に関しては特別職の非常勤の公務にある者ではないのですけれども、この場合の考え方というのは、また別のときの質疑にもなりますけれども、これをどのように考えていくのか今後の課題かなと思うのですけれども、その点については、これに入れたという以上は、嵐山町の議員もこの特別職の報酬が入るといこと、報酬を支出するといことによろしいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうからお答えさせていただきます。

この場合については、非常勤特別職の報酬が支給されるというふうに考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号 嵐山町空家等対策協議会条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第14、議案第5号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第5号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。

平成27年度人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料及び期末勤勉手当の額を改定するため、嵐山町一般職員の給与に関する条例及び嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第5号の細部について説明をさせていただきます。

まず、大変恐縮でございますが、議案第5号の参考資料から説明をさせていただきたいと存じます。

議案第5号の参考資料に沿って説明をさせていただきますが、本議案につきましては、平成27年度人事院勧告に準拠して、第1条におきましては12月に支給した勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げること、並びに若年層の給料表を平成27年4月1日にさかのぼって平均0.16%引き上げることの改定を行うものでございます。

また、第2条におきましては、平成26年度の人事院勧告に基づきまして、給与制度の総合的見直しが勧告されておりましたが、この見直しを行うために、高齢者層を中心に給料表を平成28年4月1日から平均2.02%引き下げる改定を行うものでございます。

表をごらんいただきまして、まず平成27年度の人事院勧告関係でございますが、1の月例給でございますが、給料表を改正するものでございます。一般職給料表の平均改定率は0.16%で、1級及び2級のみでございまして、技能労務職につきましては、平均改定率増減なしでございまして。

続きまして、2のほうをごらんいただきまして、ちょっと関連がありますので、特別職についても、この後の議案になりますが、ご説明をさせていただきたいと思っております。これに関連いたしまして、特別給といたしまして、期末手当及び勤勉手当の改正でございます。

まず、一般職のほうでございますが、平成27年12月支給の一般職の勤勉手当の率が

0.75月でございますが、これを0.85月に0.1カ月引き上げ、期末勤勉手当の年間支給割合を4.01月から4.20月に改定するものでございます。

なお、同様に、町長、副町長等につきましては、平成27年12月期の期末手当を0.1月分引き上げる予定でございます。

なお、平成28年度以降につきましては、一般職にあっては6月、12月の勤勉手当に0.05月ずつを振り分け、町長、副町長等につきましては、6月、12月の期末手当に0.05月ずつ振り分けるという改定を行うものでございます。

実施時期でございますが、月例給の給料表の改正につきましては、人勧分について、平成27年4月1日から遡及適用すると、なお勤勉手当の改定につきましては、27年12月期の遡及適用をさせていただくものでございます。

次に、第2条で行います給与制度の総合的見直し関係でございますが、こちらにつきましては、まず月例給につきまして、今別表で給料表を定めておりますが、この給料表を別表1として改正を行います。

その改正の内容につきましては、この表にございますように一般職給料表の平均改定率は、全体でマイナスの2.02%となるものでございます。各級の改正率につきましては、この表にごらんいただきますように、2級以上がそれぞれのマイナスの引き下げを行うというものでございます。なお、技能労務職員につきましては、規則でございますが、平均改定率がマイナスの1.64%となる改定を行うものでございます。

ただし、こういった大幅な給料表の見直しを行いますので、激変緩和の対策といたしまして、28年4月1日からの給料表の引き下げに関しましては、28年3月31日現在で受けていた給料、それと改定後の給料にマイナスの差額がある場合については、平成31年3月31日までの3年間、その差額について現給の保障をするという激変緩和の規定も設けているところでございます。

それでは、議案のほうをごらんいただきたいと思っております。繰り返しの説明になると思っておりますが、まず議案第1条につきましては、27年度の人事院勧告に準じて、まず一般職員の勤勉手当の支給率を12月分について0.1月引き上げる改正及び給料表につきまして、1、2級でございますが、月例給を27年4月1日にさかのぼって引き上げるものでございます。

第2条につきましては、平成26年度の人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じて、中高年層に重点を置いて、平均2.02%の給料表の引き下げを行うための改定でござ

ございます。

なお、第3条の2を追加して、等級別基準職務表を定めてございます。これにつきましては、地方公務員法の改正で、この等級別基準職務表に関しては条例で定める事項として規定されることになりました。このために、今まではこの基準職務表については規則で定めておりましたが、これをこの給与条例の中に定めさせていただくということで追加をさせていただくものでございます。また、平成28年度以降の期末手当の支給率についても、先ほど説明したとおり、改正をさせていただいているものでございます。

最後に、附則に関しましては、27年度人事院勧告に基づく勤勉手当の引き上げ、給料表の改正並びに給与制度の見直しに伴う給料表の改正の適用月日、給料月額が引き下がることとなる職員の現給保障の期間等を定めているものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっとこれ見て、よくわからないのです。人勧のほうは給料がふえると。1、2級がふえると。特別職のほうもふえると。期末手当のほうもふえるという理解でよろしいわけですかね。

それと、総合的見直し、これは2級以上が減るということですよ。補正予算では人勧分しかのっていないわけですから当然ですけども、ふえておりますけれども、新年度予算では町長や副町長、教育長などが大幅に下がっていますよね。一般職の人は、1級どうだとか2級どうだとかでお聞きしたいのですけれども、結果、給料が1級の人にはふえるのか、6級の人にはふえるのか、その間もちょっとご説明いただきたいのですが、金額がわかれば平均をお聞きしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、今回の改正については、今川口議員ご質問いただきましたとおり、ちょっと複雑な改正になっております。と申しますのは、まず1点、平成26年度の人事院勧告に伴っての給与の総合的見直しというものがまず入っているということ、それと27年度の人事院勧告ということで、2カ年にわたる人事院勧告の内容が今回一緒になって

きているというところで、非常に複雑になっております。

ちょっと経過を説明申し上げますと、まず26年度の人事院勧告につきましては、給料表を一旦こう引き上げる。26年度の人事院勧告も勤勉手当の引き上げと同じように、給料表の引き上げというものが26年度のまず勧告でございました。

そして、その後、同じに給与の総合的見直しと地域手当の見直しというのがございまして、それはまず26年度の人事院勧告の引き上げ分は26年度に行って、その総合的見直しは27年4月に行う、それは給料表を引き下げるという改正でございました。

ただし、給料表は引き下げるのだけれども、地域手当を見直しまして、今まで不支給地域であったところに地域手当が支給されたり、あるいは今まで地域手当が3%だったところは6%に引き上げるというような、給料表は引き下げるけれども、地域手当の支給範囲を広げ、あるいは率を上げるというのが給与制度の総合見直しでございまして、これは27年4月1日に行うというふうになっておりました。

しかしながら、本町にありましては、地域手当が不支給地域になっております。この総合的見直しをそのまま行いますと、給料表だけが引き下がるということになりまして、非常に職員というか、職員給与の体系的には不利益になると。その地域手当の支給の根拠というのものも、その段階ではまだ納得がいくような説明がなされていなかった。と申しますのは、例えばこの近隣においても今まで、その見直しの前は、滑川町は不支給地域でした。この比企郡内で支給されているのは東松山市と鳩山町、それ以外は不支給地域でございました。

しかしながら、今度の見直しでは滑川町は支給地域になりました。そして、支給率も鳩山が3%から6%、滑川も今回で6%、そして東松山は8%から12%というような、そういう改正がなされました。なぜ滑川町が支給をされて、お隣を個別に言っては申しわけないのですが、そこで嵐山町は支給されないのか。鳩山町は支給されて、なぜときがわ町は、川島町は支給されないのかというところが、その説明がちょっとまだ町としても理解できなかったということで、1年間その総合見直しについては見送りをさせていただきました。

そして、国の27年度の人勧につきましては、その総合的見直しで、給料表が下がったものに対して人事院勧告を27年度しておりますから、基本的には全ての給料表は上がる27年度の人勧になっております。

しかしながら、嵐山町ではその引き下げの見直しを1年間見送ってまいりましたの

で、その引き上げ部分だけを今回はさせていただくと。そして、その給与の総合的見直しに関しても1年間町でも研究といいたしめようか、検討をいたしまして、不承不承ではございますが、地域手当に関してはまだ納得はしておりませんが、今まで嵐山町は国の給料表、給与制度に準拠して制度をつくっております。その制度見直しを、さらにこの後無視をするということは町民に対しての理解が得られないだろうということを前提にいたしまして、やはり納得いかない部分はあるにしても、国の制度がそうである以上は、その制度の見直しは町としても行わなければならないという判断で、1年ずれましたが、その総合的見直しの引き下げ分を28年の4月に行わせていただくということで、組合との協議もお願いをいたしまして何とか合意をいただいたところでございます。そういったことでの改正になっているということで、ご理解をいただければと思います。

そういたしまして、もう一つ影響額というお話がございました。まず、基本的にこの引き下げに対しましては、いわゆる大体一番大きいところは、この先ほどの改定表を見ていただきましても、参考資料を見ていただきましても、本当に大きいのは4級の上の年齢層、それから5級、6級、6級については4.08%ということになりますので、引き下げ額も多くなると。大体1、2級、3級、4級の職員にあっては、この3年間の現給保障の期間を経ますと、新給料、要するに毎年の昇給はありますので、新給料表に2年か3年で大体が移れると。

ただ、5級、6級に関しましては、昇給はしますけれども、給料が下がってしまいますので、昇給をしているのは、その下がった給料の現給保障の中ということでございますので、3年後には給料が下がるだろうと。

ただ、この3年間に関しては、28年の3月31日の給料を保障しますので、昇給はしないけれども、その給料だけは維持できるということで、その影響額というふうになってまいります。ですから、本来昇給して給料が上がる職員が上がらないという影響額が出てまいるというふうにご考慮しております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。何か聞いていても、よくちょっとわからなくてね。4級、5級、6級の人は、年齢上がるから上がるのだけれども、こっちで下がるから、結局は相殺だよということなのですか。1、2、3は上がるから、若干上がりますよと、結果的には。そういう理解でよろしいわけなのですか。

ただ、激変緩和は、この3年間だけで維持されるのは、3年後、平成32年からはこの率でがんと下がると、こういうことでいいわけなのですか。

もう一つ、それ確認と、組合は同意を得られたということで今理解してよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今議員お話をいただいた、基本的にそのとおりでございます。ちょっとわかりづらくて大変申しわけないのですが、端的に言いますと、例えば30万の今給料をもらっている人、その人が4%、今度はこの4月1日で引き下げた給料になるということになります。

ですから、それが、例えば38万円になりますと、これが新しい給料表ですね。ですから、その人の給料は今30万であったとしても、引き下げられて28万円になれば、28万円の給料が28年の4月1日の給料ということになります。そこから昇給をしていくのですが、30万の今給料をもらっている人のその保障というのは、3年間だけは30万円の保障をしますよと。ところが、3年後には、例えば昇給をしていて28万円が29万円になったとしたら、そうしたらば3年後はその現給保障の期間が切れますので、30万円の現給保障が切れた、今度は29万円の給料になりますよというような形になるものでございます。

組合につきましては協議を重ねてまいりまして、こういった国の制度とそれに対する町の基本的な考え方、それについてご理解をいただいたということでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 引き下がる人が出てくるわけなのですから、この関係でいって退職金にどのくらいのはね返りが出てくるのでしょうか。例えば、支給額に、全体的にはこれわかっているかどうかわからないのですけれども、どのくらいの今の割合からいくと関係が出てくるのでしょうか、そこだけ1点お聞きしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

退職金、その退職するときの給料がその退職金の支給率に掛けるという形の基本的

な計算になりますので、この3年間の間に退職をする人、あるいはその後現給保障が切れて退職をされる方、この方に関しては、その影響は出るというふうに考えております。大変申しわけありませんが、その率等をちょっと今手元に持っておりませんので、それがどのくらいになるかということとはちょっとお答えできませんが、いわゆるその退職時の給料がその退職金の計算に反映されますので、影響は出るというふうに考えております。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 今手元にないということですから、わからないのだろうと思うのですけれども、例えば最高の差額が出てくるのが100万単位ぐらいで出てくるのでしょうか、あるいはそんなにいかないのだよという形で出てくるのかどうかわからないのですけれども、その辺のところはもしわかりましたら、後でお知らせ願いたいと思いますけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 ちょっと具体的に数字が出ないのですが、こちらにも定年退職時の退職手当の率がございますが、49.59が最高ですね。ということになりますので、例えば1万円下がったとすれば、そのこの率ということになりますので、基本的にはそのような、100万ということにはならないと思います。ある程度の額は、やっぱり影響があるだろうというふうに考えております。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） ちょっと確認しておきたいことがあるのですが、国は経済の好循環ということで、民間には引き上げると、そういう指導をしておるわけですよね。そういう中で、それを踏まえているのですが、人事院勧告がここに出てきた。最終的には、職員のほうも、それに同意をいただいたということではございます。わかりやすいのは、私は年とっているせいか、このラスパイレス指数というのはどんな状況になっているのかで、近隣の町村との兼ね合いといいますか、近隣町村はどういうこの人勧に対する、今回のものに対してどういう動きがあるのか、その辺もちょっとお聞きしておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、ラスパイレス指数の関係でお答えをさせていただきますと、27年の4月1日現在で嵐山町は99.8という数字でございます。国は、基本的に100とっておりますので、それに対して99.8が嵐山町の指数でございます。

なお、今回のこの給与制度の総合的な見直しに関しましては、先ほどのような事情がございまして、まず1点は近隣の状況を申し上げますと、26年の給与制度の見直しを行わなかったところは、比企郡内では滑川町と小川町を除いては全て見送ったという状況です。埼玉県内におきましては、地域手当が支給されているところも含めまして、その総合的な見直しが行われなかったというところが15～16市町あったというように考えております。比企郡内においてもそういった状況でございました。

今回総合的な見直しについては、近隣の状況を申し上げますと、基本的にはこの28年4月1日で今見送っていた団体も、本町と同じように見直しを行うということで一応情報は得ております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

○大野敏行議長 議案審議の途中でございますが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時28分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続けます。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 大野敏行議長 日程第15、議案第6号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。
提案者から提案説明を求めます。
岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

- 岩澤 勝町長 議案第6号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。
議案第6号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。
平成27年度人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。
なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。
以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

- 大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。
中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

- 中嶋秀雄総務課長 議案第6号の細部について説明をさせていただきます。
ただいま町長のほうからお話ございましたように、全議案で平成27年度人事院勧告に伴いまして、職員の12月期に支給されます勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げをお願いしたところでございます。
これに準じまして、第1条では議会の議員の皆様方の期末手当の支給率を現行の2.125月から2.225月に0.1月分引き上げて改正をお願いするものでございます。
なお、第2条におきましては、平成28年度以降の期末手当につきまして、今回引き上げさせていただきます0.1月分を6月期と12月期にそれぞれ0.05月ずつ振り分けて引き上げさせていただくという内容の改定でございます。どうぞよろしくお願ひいた

します。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これですと、議員の期末手当はふえるという形になりますよね。新年度の関係もこれだと、ふえるという形になりますよね。だけれども、新年度予算は大幅に減額になっているのですよね。ちょっと質問のあれがわからないか。

では、この条例は、議員の期末手当は27年度、28年度もふえるという理解でよろしいのでしょうか。金額がわかったらちょっとお願いしたいのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

議員のご質問の趣旨のとおりでございます。27年度の12月分、これについては0.1月さかのぼって引き上げると。そして、28年度以降につきましても、この0.1月分を6月と12月に分けて引き上げをさせていただくという内容でございます。大変申しわけございません。ちょっとその金額については持っておりません。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第16、議案第7号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の

一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第7号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第7号は、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。

平成27年度人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例及び嵐山町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに嵐山町教育委員会教育長の給与に関する条例及び嵐山町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第7号につきまして説明をさせていただきます。

議案第6号と同様に、平成27年度人事院勧告に基づきまして、職員の勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げる改正を行うことに伴いまして、1条、2条では、町長、副町長の27年12月の期末手当の0.1月分の引き上げを、それから第2条では、28年度以降の6月、12月の引き上げの配分を規定するものでございます。

なお、第3条及び第4条につきましては、教育長につきまして同様の改正を行わせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○大野敏行議長 賛成多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第17、議案第8号 嵐山町一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第8号は、嵐山町一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。

地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第8号について説明をさせていただきます。

地方公務員法が能力及び実績に基づく人事管理の徹底や退職管理の適正の確保などを目的に改正されました。また、これとともに、学校教育法が小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化を目的として、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定するなどの改正がなされまして、本年4月から施行されることとなっております。

これに伴いまして、この改正部分を引用している条例につきましては、引用条文の改正並びに文言の整理が必要となってまいります。本議案につきましては、その関連する条例について、所要の改正をお願いするものでございます。

まず、第1条でございますが、嵐山町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。改正分をごらんいただきますと、改正前が「第24条第6項」から改正後が「第24条第5項」というふうに改まっております。地方公務員法の改正に基づきまして、24条の第2項が削除されたために、項が繰り上がっております。こういったことによるこの引用条文の改正でございます。

同様に、第2条は、嵐山町職員等の旅費に関する条例の一部改正、大変申しわけございませんが、この嵐山町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、改正漏れでございます。

それから、第3条が嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、同様の地方公務員法の改正並びに、ここにございます学校教育法の改正に基づいて文言の整理をさせていただいているものでございます。

第4条が、嵐山町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の改正に基づく引用条文の改正でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この中で、義務教育学校の前期課程とあるわけですが、これはどういうものなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） 後で。では、ちょっとそれだけ一言。後で。

○大野敏行議長 それでは、藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 お答えさせていただきます。

すみません。まことに勉強不足で申しわけありませんけれども、ちょっと今資料をお持ちしていませんので、後ほど調べて、確認をしましてお答えさせていただきたいと思っております。すみません。よろしくお願いいたします。

〔「条例の審議だから、きちんと調べて報告してください。そうでないと、賛否がとれない」と言う人あり〕

○大野敏行議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時42分

再 開 午後 1時44分

○大野敏行議長 会議を再開します。

先ほどの第9番、川口浩史議員の質問に対する答弁を求めます。

藤永こども課学課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 大変申しわけありませんでした。

学校教育法の一部を改正するという法律につきまして、義務教育学校の就業年限並びに前期課程及び後期課程の区分というのが設けられまして、義務教育学校の就業年限は9年とし、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分するという法の改正に伴うものでございます。

大変失礼いたしました。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号 嵐山町一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第18、議案第9号 嵐山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第9号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第9号は、嵐山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第9号について説明をさせていただきます。

地方公務員法が改正されまして、人事評価制度の導入が義務づけられることとなりました。これに伴いまして、地方公務員法第58条の2の人事行政の運営等の状況の公表の規定に、報告しなければならない事項として職員の人事評価が追加されました。これに伴いまして、本条例第3条、報告事項に追加をするものでございます。

なお、これもまことに恐縮でございますが、休業に関する条項の追加につきましては、改正漏れのため、今回あわせて追加をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 人事評価の公表の仕方なのですが、どういう形で公表されるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 人事評価の公表の仕方ということでございますが、これにつま

しては、具体的にどこまでの公表をしろというところまでは今決まっておりません。

そういったことで、人事評価、個人個人の評価というのは基本的に評価ができないと思いますが、全体の評価、いわゆる人事評価制度については、今回この地方公務員法で、いわゆる国全体で能力評価と業務評価、この2つを評価をして、そして昇任、昇格あるいは昇給、そういったものに反映しなさいという制度化がなされたということでございます。

嵐山町で今考えておりますのは、全職員についてこの評価を行いますので、その評価の相対的な、いわゆる例えばA、B、C、Dという段階があったとして、その評価の総合的なAの評価をされた職員がどのくらいいる、Bがどのくらいいるというような相対的な統計というか、相加的な結果、こういったものを総合的に公表していくということになるのではないかとこのように考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 公務員の人事評価というのは、大変厳しいものだろうと思っているのです。はかり知れない普通の生産会社だとかそういうところでは、ある程度そういうもの、あるいはサラリーマンの中でも営業に携わる人やなんかについては、ある程度その人の能力や何かで評価が出てくるのだろうと思うのですけれども、例えば、一生懸命、これ一生懸命と言っていいのですか、残業が常に割り当てられているような形での、そのために作業もずっと携わらなければならない人なり、あるいは職種によっては全くそういう仕事なくて、朝も8時15分ですか、大体5時15分には仕事も終わってきちっと帰れるような人と、全くそういう面では、ずっと8時、9時まで仕事をしなければならぬという人があったとしても、一定の労働時間の中では決められてきているから、それ以上の労働時間の延長とかなんとかというのはないわけでありましてけれども、そういう面で行くと、評価はかなり厳しいものがあるのではないかなというふうに思っているのですけれども、その辺の判断はどういうふうにしていくのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

確かに民間のいわゆる、例えば営業成績といいたましようか、どのくらいの売り上げ

を達成したかとか、そういった形での評価というのは、いわゆる地方公務員の評価にはなかなか導入ができないということでございます。

ただ、それぞれの課の役割、そして基本的には町民サービスをどう向上していくか、そして、それに対して職員がどういう気持で、どういう目標を持ってそれに努力をしていくか、いわゆる人材育成という観点の評価、これが一番重要ではないかと。

そして、やはり例えば事業の多い課、例えば道路を建設していくとか、そういった課にとっては、毎年新しい事業が入ってまいります。いわゆる毎年新規事業を行っている。ただ、窓口的な課にあっては、そういった新規事業ということではなくて、いかにその行政サービスを向上させていくか、そういったことが目標になってくると。

それぞれの課の業務に応じた目標、そして能力の発揮、こういったものが目標として定められ、それにいかに努力したかということの評価するということになってまいります。

なかなか一律的なそういった面での、例えば売り上げ目標とか、そういった評価というのはなじまないものでございますが、公務員は公務員のその業務の目標あるいは能力評価というものが、やはり今回そういったものも国のほうから一定の評価の仕方も示されておりまして、そういったことを参考に嵐山町でも今行っていると。嵐山町は、既に導入をしておりますので、そういった業績評価、能力評価を行っていくと。人材育成に一番の重点を置いた評価を行っているという視点で行っていくところでございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、ノルマ評価というのが優先ではないというふう
に判断してよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 はい。議員のご趣旨のとおりでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号 嵐山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○大野敏行議長 賛成多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第19、議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第10号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第10号についてご説明をさせていただきます。

議会の議員、委員会の非常勤の職員等及び非常勤の職員の公務上の災害に対する補償につきましては、本条例に基づいて支給されることとなっております。

そして、この条例につきましては、地方公務員災害補償法及び同施行令に準拠して各規定の整備を行っております。

今回の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令が共済年金と厚生年

金を統一する、いわゆる一元化法が平成27年10月1日に施行されたことに伴い改正されたために、この改正令との整合を図るために行うものでございます。

公務災害の対象となり、傷病補償年金、障害補償年金または遺族補償年金が支給されることとなった場合において、他の法令に基づく年金給付との重複支給を避けるために、重複する可能性のある年金給付ごとに調整率を定めているものでございます。

一元化法の施行に伴いまして、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されることに伴い、表の構成内容を……

〔何事か言う人あり〕

○中嶋秀雄総務課長　　ございません。

なお、第1条の改正につきましては、一元化法の施行日に合わせて平成27年10月1日から適用するものでございます。

第2条の改正につきましては、同じく地方公務員災害補償法施行令が平成28年1月22日付で交付されまして、4月1日から施行されることに伴い、これに準拠して一部改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合の調整率、これを0.86から0.88に改正すること、及び休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を同じく0.86から0.88に改正するものでございます。

なお、第2条の改正は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第10号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第20、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町行政不服審査会委員、図書館長及び空家等対策協議会委員の報酬等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 議案第11号について説明をさせていただきます。

本議案におきましては、議案第1号で設置をお願いいたしました嵐山町行政不服審査会委員、並びに新年度より外部の方に依頼する予定の図書館長、及び議案第4号で設置をお願いいたしました空家等対策協議会委員の報酬額を定めるために一部改正をお願いするものでございます。

議案をごらんいただきたいと思います。別表第1の追加でございます。まず、行政不服審査会につきましては情報公開審査会と同額の日額会長1万1,000円とし、委員につきましては9,500円と定めさせていただきますのでございます。

図書館長につきましては、幼稚園長あるいは学校給食センター所長等との同額といたしまして、月額17万円とさせていただきますのでございます。

空家等対策協議会委員につきましては、日額5,000円と定めるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 先ほど空家対策協議会委員のときにもちょっと質問したのですけれども、この中で都市計画審議会と、それから保育児童の審査委員と、それから民生委員かなんかのが、議員がその中に入っていますよね。今までの、これ全然質問したことなかったのですけれども、兼職なので、充て職の場合は多分報酬というのを支払っていなかったと思うのです。議員も充て職なわけですから、報酬を支払う必要はないのかなと思うのですけれども、その点についてご検討なさったことはありますでしょうか。下水道もあるのかな。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

議員さん今お話ございましたように、非常勤の特別職と、例えば県の職員、嵐山町の一般職員、常勤の職員、こちらについては給料月額、給料が出ております。それと非常勤の特別職を兼ねた場合につきましては、いわゆる給与の二重払いということが可能性がありますので、例えば平日の勤務時間中に、その委員会に仮に職員が、例えば他の町村から依頼をされたとしても、そのところで行った場合には、どちらかを減額をしなければならないということになっております。そういったことで、例えば町から県の職員に依頼をした場合には、町が報酬を支給すれば、給与からその分を減額をするというようなことが必要になってくる場合がございます。

しかしながら、議員さんにおかれましては、非常勤の特別職との兼ね合いとして、議員についてはいわゆる常勤の職員と同じ取り扱いにはならないというふうに考えておまして、その給与の二重支給という問題は生じないだろうというように考えておりますので、その点については問題がなかろうというように考えております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） さまざまな問題がありまして、議員の場合、これ充て職になってくるわけですね、それぞれが。充て職になる場合には、ほかの委員さんとは違うという立場があると思うのです。

ほかの地方議会、例えば組合議会とか、そういうのともまた違って、これは町の特別職になってくるわけですから、非常勤職を、それも議会の議員の場合はまた選挙さ

れてきたものですから、またほかの非常勤職員とは違うなというふうなのがあって、こういったものを今まで検討してこなかったこと自体が問題なのかなと思うのですが、一度検討していただきたいと思います。

○大野敏行議長 要望でよろしいですか。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと答えていただきたい。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 渋谷議員さんもよく経過をご承知だと思うのですが、非常勤特別職の中には町長、執行機関の附属機関としての委員さんのお立場、それから今総務課長が申しあげました非常勤の特別職としてのお立場、2つあるわけなのです。

今まで嵐山町で整理をしてきたのが、議員さんが例えば総合振興計画の審議会の委員さんになっているとか、さまざまな町長の附属機関の委員さんになるのは、これは議会としても避けていこうということで、全ての審議会について全面的な改正を、しばらく前ですけれども行いまして、それ以降は議員さんが附属機関の委員さんになっているということはないわけですけれども、法律が議員さんの高所大所としてのご意見を承る立場として、附属機関ではなくて条例設置の協議会等に参加をするというのを想定しておりまして、そういった場合には議員さんに他の非常勤特別職と同様の報酬をお支払いをします。支払いをしないと、またその役務を提供していただいたのに、その役務の提供にできていないというふうなことがございまして、仕組み上は支払っていると。これは、どこの自治体でも同様だと思いますけれども、そんなふうになっていると思います。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） いろいろあるかと思いますが、それが法律で定めてあるものだったら仕方がないと思うのですが、職員自体は特別職は法定で、例えば都市計画審議会とかいろいろ定めてありますよね。ですけれども、必ず議員に対しても報酬を支払わなければならないと定めてはないと思うのです。そうすると、そのところはもう一度検討し直すべきことではないかと思うのですが、報酬等審議会委員とか、委員ありませんでしたか。そのところで一度検討していただいたほうがいいかなと思うのです。

これは、結構問題かなと思っているのです。もともと問題かなと思っていたのですが、けれども、法定のものであるから議員が入ってきますよね。入ってくるという形で、それは法定であるから仕方がないと思うのです。ですけれども、それに対して、充て職であるわけですから、一応。充て職の議員ですよ。議員であっても充て職なわけです。それで報酬を支払うというのはいかなるものかなというふうに考えておりますので、その点一度検討していただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 渋谷議員さんのおっしゃられていることは、よくわかるのです。構成法上の問題もございまして、条例上は支給するというふうなことになっているのに、いただかないというふうなことになると、それはまた寄附というふうな厄介な問題も生じてくるわけございまして、その辺のことも整理をして今まで進んできたというふうに思います。

ただ、もう一度、確認はさせていただきたいと思いますが、これは嵐山町に限ったことではなくて、全ての自治体が、大体議員さんがいろんな協議会等に加わっているというのが一般的ですので、嵐山が少ないわけございまして、その辺については法的に問題がないようにして進んできていますので、もう一度確認はさせていただきますけれども、今の取り扱いで問題はないというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 今渋谷議員から、いろいろ充て職云々という話がございました。この前のこの審議で、町長が任命するという、このところが、今議員が入っているわけですが、この任命の仕方について、都市計画審議会については議会にも、どういう方が適当でしょうかということで問い合わせがあつて、問い合わせといたしました。その人選についてはワンクッション置いているわけですが、この空き家の関係につきましても極めて大事なことでございまして、町の費用も時には出さなければならぬとか、いろんな複雑な問題が絡んでくると思います。

そういうことから考えますと、やっぱり議会からこういうところに入ってくるのが大事だということの中で、この議員を入れることになっているのだと思うのですが、

その辺の、この議員を選ぶことについて再度、ちょっとずれてしまっていますが、今渋谷議員から、兼職が、充て職がどうのこうのということが出ているものですから、お聞きはしておきたいと思います。

現に都市計画審議会、あるいは嵐山には少ないのですが、個々の町村では審議会に入ったりはしておりますが、これも一長一短な部分があって、政治倫理条例では明確化という、審議機関、執行との明確化ということであってはおりますが、上位法との関係があれば、これはもうどうしようもないといいたいまいしょうか、当然その法をうまく運用していくためにこの上位法が決められているのだと思うので、その辺のことについてちょっと確認をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それとあわせて、これは図書館長の件でございますが、現在この図書館長については再任用でお骨折りいただいているわけですが、今度新たに再任用でなく、非常勤特別職といいたいまいしょうか、そういう形にするのか、外部から入れるというようなこともちょっと聞いてはおりますが、この図書館長の任務といいたいまいしょうか、どういう形で新しく外部から入れるということに至ったのでしょうか。その辺もあわせてお聞きをしておきます。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 私からは、空家対策協議会の議員さんのかかわりについてお答えをさせていただきます。

この協議会につきましては、先ほどの議案第4号でご承認をいただいたばかりでございますが、まだ具体的な人選というものは取りかかっておりません。ほかの都市計画審議会等と同じように、議会からの選出の委員さんに当たりましては、議会の意向を十分にお伺いをして、協議をさせていただいて、決定をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、安藤副町長。

○安藤 實副町長 図書館長の件については、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

知識の森図書館が平成11年度に開館をしまして、もう16～17年たつのでしょうか。当初は、県から派遣職員をとりまして、図書館の勤務をした図書館についての専門家

を県から招いてスタートいたしました。その後、非常勤特別職の方をお願いをして3年間、その後が町の職員が館長に任命をされて現在に至っているというような状況ですけれども、先般図書館長のことで町長からお話をさせていただいたと思うのですが、嵐山町の図書館の重要性、それから学校図書とのかかわり、教育の充実、さまざまなことを考えたときに、図書館の果たす役割というのは今後ますます重要になるだろうと。そういったことを考えたときに、図書館について、提案申し上げましたような役割を発揮していただくためには、どういう人材がいいのだろうというふうなことを考えて、町の職員ではなくて、さまざまな見識を持たれた方にやっていただいたほうが、より嵐山町のためになるだろうというご判断のもとにこの条例を提案させていただいているということでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第21、議案第12号 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

町内における土砂等による土地の埋め立て等の規制について、町の権限強化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木環境農政課長。

〔植木 弘環境農政課長登壇〕

○植木 弘環境農政課長 議案第12号 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正することについての細部について説明を申し上げます。

議案第12号参考資料をごらんをいただきたいと存じます。参考資料に沿って説明をさせていただきます。まず1として、改正の趣旨につきましては、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第35条では、市町村条例との関係について、市町村が定める無秩序な土砂の堆積を防止するための条例の規定の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則の定めるところにより当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては適用しないと規定されております。

この規定に基づく条例の強化を既に先行して定めている市町村の事例に倣い、当町の現状に即した権限強化を図るため、本条例を改正するものでございます。

2としまして、次に主な改正の項目についてご説明を申し上げます。上記のとおり、基本的に県条例の内容に則して規定する内容を追加する形で改正を行いました。

第2条、定義では、町長の許可を受けなければならない事業区域の面積を500平方メートル以上3,000平方メートル未満から300平方メートル以上に変更いたしました。従来は、3,000平方メートル以上は県の条例の適用となっておりました。

第4条、土壌基準に適合しない土砂等による土地の埋め立て等の禁止では、土壌基準に係る土砂等の確認項目を、第5条、事業者及び土地所有者等の責務では、土砂等の再利用促進の項目を、第6条、事業の許可では、町長に事業許可を受けなくてもよい土地の埋め立て等の定義づけ及び許可申請書に記載すべき内容を、第7条、許可基準では、町長が許可申請に対して許可しないことができる項目をそれぞれ追加いたし

ました。

第19条、措置命令は、町長が土地の埋め立て等に関する措置命令を行うことのできる対象範囲を拡大するものでございます。

第20条、許可の取り消し等は、許可事業者が許可基準に適合しない土地の埋め立て等を行った場合、許可を取り消すことができるよう項目を追加いたしました。

第26条、報告の徴収では、事業に関する報告または資料の提出を求めることのできる対象者を、第27条、立入検査では、立入検査の対象者、対象項目をそれぞれ拡大したものでございます。

第28条、土砂等の搬入禁止区域、第29条、土砂等の搬入禁止、第30条、土砂等搬入禁止区域の指定の解除につきましては、それぞれ新規に追加した項目でございます。

第34条の罰則につきましては、第29条を追加したことによる罰則項目変更でございまして、罰金の金額を50万円から100万円に引き上げるものでございます。

なお、附則で公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとあるのは、嵐山町が埼玉県の条例から適用除外となることが県の規則で定められ、施行される予定の10月1日を想定しておりまして、町の規則も県の規則施行日と合わせる形をとらせていただくものでございます。

以上をもちまして細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 私が文教の委員長をしていたときに、昨年の6月議会で委員会報告で町に提言をして、それから9月議会で検討していきたいということで回答があって、早速こうしたことで変更していただいたということには敬意を表したいと思います。

ただ、毛呂山町の埋立て条例、土砂条例から見て、もう少しこういうのも入れたほうがいいのではないかなと思ったものについてお聞きしたいと思うのですが、1つは毛呂山町は事前協議を入れているのです。これについて検討されたのか。された上、入れなかったというのであれば、その理由を伺いたと思います。

それから、住民への周知という項目で、事業区域に隣接する土地所有者等の同意を得ていない場合、この許可基準ですね、得ていない場合はだめですよと。それから、

事業区域に隣接する関係住民、周辺住民の同意を得ていない場合もだめですよというのが毛呂山町はあります。かなり厳しい条件だと思って、これ毛呂山町に行ったときに評価をしたのですけれども、今度の条例ではそれが見当たらないのですけれども、これについても協議をされた上でのことなのか、されてなかったのかを伺いたいと思います。

それから、毛呂山町は、あと手数料も取っているのです、申請についての。これも抑止力に働いているのではないかという説明があったのですけれども、これについても伺いたいと思います。

それから、2ページの第5条の2項、事業者は事業区域の周辺、これは変更されていない部分です。ぜひ変更したほうがいいのではないかなと思ったもので、対し、当該事業の内容について事前に説明し理解を得なければならない。この理解を得なければならないというのが大変くせ者で、事業者はもう説明したのだから、もうそれでいいのだということになりかねないわけです。毛呂山町はどうなっているかという、同意を得なければならないというふうになっているのです。ここは、ちょっと協議をして変えなかったのかどうか。以上の点を伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、毛呂山町と嵐山町の違いでございしますが、嵐山町の場合は、埼玉県の条例に倣っております。条例の施行に当たり、細部につきましては規則に委任をしております、嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則というものを定めております。

こちらの中で、もろもろの基準と申請から許可に至る詳細な手続について定めておりまして、例えば事前協議という項目がございします。この中では、必要な書類のほかには周辺住民への説明会を実施した報告、それから隣地地権者の承諾書、それから下流域の土地改良区等の水利権者の承諾書、その他権利者の同意書、そういったものがその申請の手続に必要であるというふうに規則のほうで定めてあります。

そういうことで、毛呂山町の条例の中にあります事前協議ですとか、あるいは2番目のご質問にあります隣接地の住民の同意、承諾というようなものにつきましては、あるいは4番目の質問項目の事前の説明をし理解を得るといようなことにつしまし

では、このように町では施行規則の中で詳細に定めさせていただいたところがございます。

それから、手数料等につきましては、これは手続上の手数料ということでございましょうか。手続を行っていくに当たって必要な書類を得るための手数料というのは、当然ほかにも基準がございますので、この条例に基づく申請のための必要な手数料等があれば、それも規則の中で定めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それで、規則の中にあるということで今答弁だったのですが、やはり条例に生かしたほうが私はいいのではないかなと思うのです。条例は地方自治体の法律ですから、ほかの規則と違うわけですので、やっぱりそれは今後の方向でいいですから、ぜひしていただけないかということをお願いしたいと思うのです。

ふるさとの柏木沼の上というか、嵐山郷の隣接地が埋め立てが行われたときに、隣地地権者の承諾書がなくて、あれ埋め立てができてしまったのです。そのときはこの条例はなくて、嵐山町環境保全条例、でもあれも規則には隣地地権者の同意が必要だと規則にはあるのです。でも、なくてできてしまったわけなのです。

やっぱりそういう面では、私はきちんと条例に明記をしていかないと、法的裏づけもないのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 例えばこの条例、施行規則では、細かな手続あるいは基準等を事細かに定めておりまして、例えばですが、旧条例の中でも既にもう三十幾つかの様式、提出のための書類様式がございまして、そうした細々としたものにつきましては全て条例の中で制定するというよりも、わかりやすく施行規則の中で定めるということで、今回は県の条例に倣って、同じスタイルをとらせていただいたということでございます。

その効力については全く、条例であるから、規則であるから違いがあるという、守らなくてもいいというものではございません。ただし、今後条例の条文として定めて

いったほうがいいというものがあれば検討させていただいて、見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） いろいろ難しい点があったと思うのですけれども、3,000平米以上の残土の埋め立ての申し出というの、今どの程度ありますか。あるかということ伺いたと思います。

また今回、この条例を改正するに当たって規則が出てきていないので、規則は全く改正点がなかったということでもよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

基本的に、この条例第4条にもあるのですけれども、例えば上位の法令で基づく手続につきましては、この条例によらず、そちらの法令に従うということが原則でございまして、例えば都市計画法、土地改良法、土地区画整理法、その他もろもろのそういった法令に準拠する計画であれば、そちらの法令が優先されるということで、この条例は適用にならないということがございます。

実際に嵐山町内で行われている埋め立て等を伴うような事業につきましては、この条例が適用されるというような事例は、近年ではほとんどございません。

また、2点目の……

〔何事か言う人あり〕

○植木 弘環境農政課長 3,000平米以上の面積の開発があるかということでございますが、3,000平米以上になりますと、今申し上げたように上位法令に伴うものがほとんどでございます。例えば農地であれば農地法、それから森林であれば森林法等が適用になりますので、この法令が適用になるということになると、例えば宅地ですとか原野ですとか、そういったほかの法令で適用外になるような地域ということになりますので、近年の埋め立てを伴うような事業で、この条例が適用になったということはないというふうに考えています。

それから、規則の改正についてでございますけれども、これは施行日を10月1日と

いうふうに想定しておりまして、これにあわせて、さらに細かい部分がたくさんございますので、条文の形式にして、ざっと50ページ以上になりますので、今検討をさせていただいているところでございます。今回の条例改正には間に合わなかったということでございます、今検討をしているところというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、10月1日で埼玉県の条例から、これは適用除外になるわけで、適用除外になるときは、県のほうでは規則というのは関係なく適用除外にしていくのか、それとも一緒に適用除外にしていくのか、その申請の仕方というのはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 あくまでも条例の施行規則でございます、県の条例から町の条例にということで、県の条例から適用除外になれば、ほぼ県と同様の規則を設ける予定でございますので、同様に県条例の施行規則は適用にならないと。町条例が適用になるということでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） これ長年、県の許可ということなものですから、嵐山町の我々住民も大変苦勞してきたということでございます。なかなか県は一定の書式が整えば許可をせざるを得ないというスタンスの中で処理をされてきたと、これが実態です。

ですから、そういうことがないようにということで、いろいろと文教常任委員会でも議論をして、川口さんからもありました。私も当時委員だったものですから、何とか考えないといけないなという。ただ、そうしますと町の責務というのは大変大きくなります。何といたって、許可を3,000平米以上でも、県が職員を置いて対応しているものを、これを町がやるわけですから。それは、大変なことになるのだと思います。

ですから、私は町はここまで時間がかかって、今回この3月議会出されました。それだけに慎重にやってきているのだなというふうに思ったのですが、何か川口さんか

らありましたが、これ県の条例をそっくり、それは加えていますよ。それは、町長が許可できないというか、命令を下したりというか、本当に細かくなっています、県のよりか。

しかしながら、出されたものについては速やかに許可をしなければいけない。これが行政のスタンスだと思うのです。そういう面からしますと、私毛呂山に行って、毛呂山の、今川口議員からもありましたが、この毛呂山のやり方というのが、これはいいなと思ったのです。

それは、今の答弁だとクリアしますよということです。だけれども、クリアすると言いながら、これは条例に、やはり事前協議あるいは周辺住民への周知、そうしたものが条例に盛り込まれたほうが、私はより強いなと思いますし、この毛呂山町は、それが添付書類に住民への周知と同意というものが、その申請書の中に入れて申請しなさいというふうになっているのです。これがこの大きな抑止力になっているというふうに感じたものですから、これはすばらしいなと思ったのですが、今回嵐山にはありません。

このフローもいただいておりますが、やっぱりこれが、では町に申請に来られた、専門職がいるわけでもありません。いろいろなものを審査する中で、県等の指導も受けながらやらなくてはいけないのだと思うのですが、やはり業者が、大きな開発業者が、なかなかこれは大変な規制のある町だということによって抑止力になるのだというふうに、それは毛呂山も言っているのですから、毛呂山町も。これがあって、県とけんかをしながらこれをつくりましたと。抑止力になって、最近では大きな埋め立てはありませんと。これが実態なのです。

ですから、私が言いたいのは、規則で決めるから、これから決めるというのですが、これは嵐山町の施行規則にもあります。これはこの中に入っています、住民との協議をしなさいというのは。入っているけれども、それは許可をするときに決めることではないですか、行政に対して。申請書の段階でそれを出してこない、弱いのではないですか。私はそう思うのですが、いかがでしょうか。

そうでないと町が大変ですよ、これから。だって、県がやっていることをそっくりやろうということだから。そうすると、職員あるいは町、それがすっかり責任を負うわけですから、もっと住民にもその認識を深めてくださいよという、理解をしてくださいよというものを私は求めたほうがいいと思うのだけれども。それが、やっぱり業

者がそこまで説明をしてやらなければだめだということがあれば、それはそれに問題がないような埋め立てならいいわけですがけれども、何が入ってくるかわからない、そういうことが一番危険なものですから、埋め立てに対しては我々は神経を使っているのです。その辺の理解を、もうちょっとしたほうがよかったのではないかと思うのですが。条例をつくることに対しては賛成です。

もう一点、最初に聞けばよかったのですが、今まで500平米以上だったのですが、今度300平米にしました。これは、300平米だと今の宅地をつるといいでしょうか、住民が何かかえって規制がかかってしまうのかどうか、その辺も聞いておきたいと思えます。

- 大野敏行議長 安藤議員の質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を3時といたします。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 3時00分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤欣男議員の質疑に対する答弁からです。

植木環境農政課長。

- 植木 弘環境農政課長 お答えをさせていただきます。

まず、今回の条例改正に当たりまして、施行規則を同時にお示しできなかったということが、恐らく議員さんのご心配のもとになっているかなというふうに感じますので、そのあたりについて少し補足で説明をさせていただければと思います。

まず、事前協議等について、施行規則のほうで細かく定めているということは先ほども申し上げたとおりでございまして、業者が計画をされて役場の窓口に来られますと、条例と規則、両方をまずお示しをします。業者も十分に埼玉県の条例、ほかの市町村の条例や規則については精通されていると思いますけれども、改めてお示しをいたします。そして、事前協議に入るわけですが、ここでさまざまな条例、規則に定めております条件が整わなければ、町はその申請を受け取ることはいたしません。条件が、きちっと書類が整うまで、事前協議が調うまでは何度でも持ち帰りをいただきます。

ということで、全ての条件が整って、その計画に対して判断ができるという段階で

初めて申請を受け付けるということでございますので、出された申請に対して、その後遅滞なく事務が進められるということになるかと考えております。

条例の中に、その事前協議等の項目を入れたほうがよかったのではないかとということでございますが、住民へのアピールという意味では確かに効果はあるかと思いますが、業者側からしますと、十分にそれはご承知の上かなというふうにも感じているところでございます。

それから、300平方メートル以上にしたのはなぜかということで、これは個人の住宅建設等に影響が出ないかというご心配がありましたけれども、これも500平方メートル以上としますと、例えば499平米で計画を立ててきて、その法令の抜け道といえますか、抜け穴をつくって、そのことによって違法なといえますか、無秩序な埋め立てを許さないということで、300平方メートルという数字を設定をさせていただいたところでございます。

なお、この条例制定の趣旨は、何より町はこの条例によりまして、土砂等による無秩序な土地の埋め立て等を防止するというこの目的において、町がみずから強い意思を持って決定できるよう権限を強化しようとするものでございまして、自然を守り環境を整えるという町の町民憲章の精神を実現しようとする町の姿勢というふうには、そのための一つの手段、方法であるというふうにご理解をいただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

渋谷登美子議員、ほかにはいらっしゃいませんか。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 それでは賛成討論、第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 13番、渋谷登美子です。嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

土地の埋め立てについては、非常に嵐山町は悩まされておまして、鳩山町、毛呂

山町の条例について、嵐山町の委員会でも視察しています。ふるさとの馬内の埋め立て、7,000平方メートル以上あったときですけれども、そのときに県に意見書を提出しまして、隣地の同意とってほしい、ぜひとって進めてほしいという意見書を提出したのですが、その回答は、隣地同意が必要ならば、嵐山町で規制する条例をつくるようにというふうな、何かびっくりするような回答でした。悔しい思いでいました。それで、3,000平方メートル以上の埋め立てについては、ぜひ調査して条例を改正していただきたいというふうな要望をしておりました。

安藤議員や川口議員の指摘のように、やはり条例の中に抑止力の効果があるような一文があったほうがよいということであれば、10月1日に県条例から嵐山町が適用除外された段階で、そのような条例にもう一度改正して、臨時議会なりなんなりで提案していただければよいと思うのです。ですから、そこの点について協議していただいて、より強化した条例として提案していただければいいのかなと思いますので、この改正条例には賛成いたします。とてもよい条例をつくっていただいてありがとうございました。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第22、議案第13号 嵐山町総合農政推進審議会条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第13号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、嵐山町総合農政推進審議会条例の一部を改正することについての件

でございます。

嵐山町総合農政推進審議会の組織構成及び委員数を変更することに伴い本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木環境農政課長。

〔植木 弘環境農政課長登壇〕

○植木 弘環境農政課長 議案第13号 嵐山町総合農政推進審議会条例の一部を改正することについての細部についてご説明申し上げます。

改正の趣旨は、条例制定以来20年を経過して、農業を取り巻く諸環境が目まぐるしく変化する現在に合わせて、現状に即応し、T P Pの今後の推移を視野に、将来の農業と食料供給のあり方を総合的に議論する審議会へと転換するための組織改正であります。

第3条では、審議会の委員の定数を30人以内から15人以内とし、従来は農業者を中心に選出していた委員の選出区分を、農林業者、消費者及び異業種の者とするものでございます。

第7条の部会の設置につきましては、これを廃止し、以下の条項を繰り上げるものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） こういうふうには人数を削って行って、半数にしていいのかなというふう率直に思います。

それで、農林業者、消費者、いわゆる生産者と消費者、そのほか異業種というのは、生産者に対して消費者、消費者に対して生産者というふうになると思うのですが、この異業種というのはどういうものを指して言っているのでしょうか。

それから、町長は委員の一部を公募できるということですが、公募をしてい

くお考えはあるのか。また、公募する場合の条件は何かあるのか伺いたしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、この異業種でございますけれども、農業者、そして消費者、さらに農業の今後の展開として6次産業化という課題がございますので、主に農産物等を利用して、それを加工食品として扱っている食品加工にかかわる業者に入っていたらどうかということで考えております。

それから、公募につきましては、今のところまだ委員の人選等については考えておりませんが、詳細については今の段階では決まっておりませんが、公募をできるように検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。公募する方は、どんな人でもいいのですか。いわゆる町民ではなくても、農業委員の場合、外国人でもよかったわけですね。そういうことで、誰でもいいわけなのですか、農業者に限らず。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まだ、具体的には考えておりません。検討されておられませんけれども、公募枠の人数、それから農業者、消費者、異業種、どういう分野の方を対象とするかということにつきましても、公募する場合には今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） まだ検討はされていないということで、公募の条件としてはどなたでもできるというわけなのでしょうか。外国人でもよいし、町民ではない方もよいし、農業の関係者でなくても構わないという、そういうことになっているのでしょうか、法律上。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

特にどういう方でなければならないということはないのですが、この審議会の設置の目的が、やはり嵐山町の農林業の振興とその健全な発展ということが目的でございますので、そういう意味で、全くかわりのない方というのはいかがかと思えます。特に町民でなければならないとか、そういうような決まりは条例の中では設けておりません。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号 嵐山町総合農政推進審議会条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第23、議案第14号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第14号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第14号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、平成28年度より埼玉県から屋外広告物事務の委譲を受けることに伴い所定の改正を行うため、本条例の一部

を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

[菅原浩行まちづくり整備課長登壇]

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、議案第14号の細部についてご説明を申し上げます。

この改正は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、平成28年4月1日より埼玉県屋外広告物条例に基づく事務のうち、許可及び違反是正事務が委譲されます。そのため、委譲される許可事務に係る手数料を追加して改正するものでございます。

条例のほうをごらんいただきたいと思います。第2条の表39号後に、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可手数料について40号から53号までを追加し、40号を54号に繰り下げのものでございます。なお、許可手数料の種類、単位、金額は、県の条例に定められているものでございます。附則については、事務が委譲される平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これですと、大体、どの程度、嵐山町にこういった申請が来て、許可を行うようになるのか伺いたいと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 県のほうに今まで申請が出されたわけでございますが、ここ数年は3件とか2件、そういった状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 嵐山の菅谷のところにも商店がありますけれども、看板かけ

ていますよね、町長のところを出して申しわけないのですが、米寿屋さんの看板出していますよね。あのくらいの看板でも今後はお金が、今後はというか今までもそうなのですが、お金が取られる、お金を払わなければならないという、そういうことでのいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

原則といたしましては、個人の敷地に立てる看板については規制の対象にはなりません。

要は県で、このエリアには看板を出す場合については許可が必要ですよということでエリアを指定しますので、そのエリアを指定をした中では規制の対象になりますので、そういったところにはどういう看板を出しなさいと、どういう看板が出せる、看板が出せないというのは県の条例のほうでも定まっておりますので、それに適合するか適合しないかということになりますので、一般の商店の場合でそういったものが規制がかかるということはありません。

アドバルーンを上げるとか、景観にかなり影響があるような看板、大きな看板に規制がかかるというふうにお考えいただいでよろしいかと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。エリアというと、嵐山町ではどの辺がエリアになっているか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 一番身近なところだと、月川の河川の両サイドには看板を出してはいけませんというような形で、エリアが、それは県の条例で決まっております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第24、議案第15号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第15号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実施に伴い、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

[新井益男上下水道課長登壇]

○新井益男上下水道課長 それでは、議案第15号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

改正条例の裏面をごらんいただきたいと思います。町管理型浄化槽事業の推進を行うため、附則の改正を行うものでございます。

改正後の追加いたしました附則第6項は、使用料を免除する特例を平成28年度にお

いても6カ月間延長するものでございます。附則につきましては、施行期日を定めたものでございまして、本年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第15号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第25、議案第16号 嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第16号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについての件でございます。

行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第16号 嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第26、議案第17号 嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例の全部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第17号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第17号は、嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例の全部を改正することについての件でございます。

子ども・子育て支援法に基づく子供のための教育、保育、給付について、支給認定保育者等が負担すべき保育料に関し必要な事項を定めるため、本条例の全部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

藤永こども課副課長。

[藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長登壇]

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、議案第17号 嵐山町立

幼稚園保育料等に関する条例の全部を改正することについての細部説明を申し上げます。

まず、第1条、趣旨でございますが、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に規定する町が定める額のうち、町立幼稚園にかかわるものについて必要な事項を定めるものとするものでございます。

次に、第2条は定義を定めたものでございます。

次に、第3条、保育料等の額でございますが、別表をごらんいただきたいと存じます。第1号で、別表により階層区分ごとに利用者負担額を定めております。これは、子ども・子育て支援法に基づき、国の基準に準じて認定区分ごとに利用者負担額を設定したものでございます。また、第2号で通園バス使用料を定めたものでございます。

なお、保育料及び通園バス使用料に、現状の条例と金額の変更はございませんで、今の時点で保育料等の値上げをする予定もございません。

次に、第4条は、多子世帯の保育料の額でございますが、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子供から順に、2人目は別表のほうに示されております保育料の月額半額、3人目以降はゼロ円とするものでございます。

次に、第5条は低所得世帯の保育料の額でございますが、ひとり親世帯と在宅障害児のいる世帯、その他の世帯の子供については、第2階層はゼロ円、第3階層は別表の保育料の月額の金額より1,000円減額するものです。

次に、第6条は保育料等の額の決定等を定めたものでございます。

次に、第7条は保育料等の減免について、町長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより保育料の減額または免除することができるものと定めたものでございます。

次に、第8条は保育料等の納入について、第3項を新たに定めたものでございます。

続きまして、第9条は督促について、保護者等が納付期限までに保育料を納付しないときは書面等により督促することを定めたものでございます。

続きまして、第10条の保育料等の還付及び第11条の委任でございますが、現条例と変更はございません。また、附則といたしまして、施行期日、経過措置を定めてございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 第4条の多子世帯の保育料の額なのですが、これ兄弟が3歳から8歳の間のみ適用されるわけですね。これ、もう少し広めるという考えを持ってなかったのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

この多子世帯の基準につきましては、国の基準を使っておりますので、今の段階では、この幼稚園の年少から小学校3年生までの範囲の間においてということと考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 1点だけ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

この別表第3条にあります第2階層の3,000円ですが、この条例が4月から施行されることによって、この点の部分は現状のままというか、不利になるようなところはないということよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

この第2階層につきましては、現状と変わりません。ほかの第1階層から第5階層、現状と料金のほうは変わってはいません。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第17号 嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例の全部を改正すること
についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○大野敏行議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時33分)

平成28年第1回嵐山町議会定例会

議事日程 (第6号)

3月10日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第18号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算(第4号) 議定について
- 日程第 2 議案第19号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 議定について
- 日程第 3 議案第20号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議定について
- 日程第 4 議案第21号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算(第3号) 議定について
- 日程第 5 議案第28号 第5次嵐山町総合振興計画の改定について
- 日程第 6 議案第29号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
中嶋秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課長
山岸堅護	税務課	長
金井敏明	町民課	長
石井彰	健康いきいき課	長
山下次男	長寿生きがい課	長
村上伸二	文化スポーツ課	長
植木弘	環境農政課	長
山下隆志	企業支援課	長
菅原浩行	まちづくり整備課	長
新井益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
藤 永 政	昭	教育委員会子ども課 学校教育担当副課長
前 田 宗	利	教育委員会子ども課 子ども担当副課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第1回嵐山町議会定例会第10日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前 9時57分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件につきまして討論する議員は3月17日午後5時までに議長へ申し出てください。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第1、議案第18号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第18号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第18号は、平成27年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,413万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を66億6,561万4,000円とするものであります。このほか、繰越明許費の設定が8件、地方債の追加が1件、変更が1件であります。なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第18号の細部について説明させていただきます。

最初に、6ページからお願いいたします。6ページ、第2表、繰越明許費の表でございます。繰越明許費で平成28年度に繰り越しをさせていただくものについて記載をさせていただいております。国の第1次補正予算に対応いたしまして、今回補正で計上し、翌年度に繰り越して事業を行うものが主な内容でございます。

その内容といたしまして、まず総務管理費の電子自治体推進事業及び小学校費の小学校施設の改修事業のほか、地方創生加速化交付金関連事業といたしまして、この中ではホームページ運用管理事業、地方活性化事業、農業者支援事業、情報発信拠点整備事業、それから杉山城跡整備事業、この5事業が加速化交付金対象事業で計上させていただいているものでございます。

また、道路橋梁費の町道1-3号線の繰り越しにつきましては、相続関係で年度内に取得できない見込みでございます用地及び補償費につきまして繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、次ページの地方債補正でございますが、まず追加といたしまして地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業700万円を上げさせていただいておりますが、これにつきましては国の第1次補正予算に対応し、実施する事業でございます。

次の変更でございますが、学校教育施設等整備事業790万円を1億7,400万円増額いたしまして、1億8,190万円にさせていただくものでございます。この増額分につきましては菅小プールの改築工事の補助残額を起債させていただくものでございます。なお、この補助残額に関します起債償還に関しましては、交付税算入率が50%となるものでございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、第1款の町税、1目の固定資産税5,200万円の増額につきましては、主に償却資産5,161万円の増額によるものでございます。

続きまして、第14款国庫支出金の民生費国庫負担金の補正につきましては、各項目につきまして、それぞれ負担金の確定及び実績見込みによりまして変更させていただくものでございます。

次の第14款の国庫支出金、1目の総務費国庫補助金のうち地方公共団体情報セキュ

リティー強化対策費補助金につきましては、新規でございますが、県と市町村が共同して高度な情報セキュリティ対策を講じますための経費に対し補助されるものでございまして、補助率は2分の1でございます。

次の、地方創生加速化交付金6,267万円でございますが、こちらにつきましても新規事業でございまして、国の補正予算により一億総活躍社会の実現に向けて地方創生事業に対応する事業として計上するものでございまして、対象事業はこの歳入概要のところに記載されております5事業でございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。17ページの上段からでございますが、2項の民生費国庫補助金のうち子ども・子育て支援制度管理システム整備費補助金30万2,000円につきましては、新規事業でございまして、保育所等の利用者負担軽減措置の実施に伴いまして、子ども・子育て支援制度システムを改修するために必要な経費に交付されるものでございます。補助率は2分の1でございます。

その下の介護報酬システム改修費補助金176万7,000円につきましても新規事業でございまして、平成27年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に対し交付されるもので、補助率は2分の1でございます。

それから、2つ下に行ってくださいまして学校施設環境改善交付金2,946万6,000円につきましては、菅谷小学校プールの改修工事について、国の補正予算に対応し、計上させていただき、それに対応する補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

18、19ページをお願いいたします。18、19ページの第21款の町債でございますが、総務債並びに教育債といたしまして、それぞれ地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債、学校教育施設等整備事業債を上げさせていただいておりますが、これは先ほど説明させていただいた内容でございます。

続きまして、20、21ページをお願いいたします。中段の第2款総務費、1目の一般管理費の中で、事業項目としては21番の電子自治体推進事業、備品購入費で1,353万8,000円を計上させていただいておりますが、これにつきましては地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業といたしまして、手のひら認証の導入経費のほか、インターネット接続用の機器等を備品購入費として計上しているものでございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。中段の目の6の企画費のうち事業項目の(5)、ホームページ運用管理事業、委託料として電算委託料135万円を計上さ

せていただいておりますが、これにつきましては地方創生加速化交付金事業といたしまして、拡大分として嵐山町ホームページの運用管理に要する経費を補正するものでございまして、内容はタウンセールス、スマートフォン対応、むさし嵐丸ページ作成等の委託を行うものでございます。

それから、その下の事業費、(14)の地域活性化事業のうち19節の負担金補助及び交付金、この中で地域活性化人材費補助金につきましては、地域活性化のためのチームリーダーを養成するための人件費、研修費として、現在商工会あるいは観光協会に人件費分を補助するということで280万円、それから比企地域人の流れ創出事業補助金100万円につきましては、比企地域の元気アップ実行委員会へ補助を行いまして、実行委員会の中で婚活イベントや企業誘致のためのPR、そういったものを事業として実施していくというものに対する補助でございます。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。第3款の民生費、目の6、国民健康保険事業費の中で、事業費項目は3、国民健康保険特別会計繰出事業といたしまして、繰出金として3,960万7,000円を増額させていただいております。これにつきましては、今後の医療費の見込みを行いましたところ、国保会計において歳入不足分が生じる予定でございます。このことを見込んで、3,000万円を一般会計から繰り出して補助を行うという内容でございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。第6款の農林水産業費、目の2の3の農業振興費の中の事業費項目の2、農業者支援事業といたしまして3,709万円の増額をさせていただいておりますが、内容につきましては、補正理由のところをごらんいただきまして、地方創生加速化交付金事業といたしまして、拡大分で千年の苑整備につきましては、この中で委託料、工事請負費、補助金等、総額では3,105万円の事業費を計上させていただいております。

次に、(仮称)らんざん地粉うどん「めんこ61」開発といたしまして、備品購入費の604万円を計上させていただいているものでございます。

続いて、34、35ページをお願いいたします。一番上段のところ、目の2、商工振興費、事業では8の情報発信拠点整備事業でございますが、委託料といたしまして、これも地方創生加速化交付金事業といたしまして、新規に情報発信拠点の整備に要する経費を補正するものでございまして、そのための測量設計委託が1,080万円、構想図面作成業務委託料として162万円を計上させていただいているものでございます。

36、37ページをお願いいたします。中段の第10款の教育費の中で、事業項目としては（6）、小学校施設改修事業といたしまして、13の委託料の中にまず測量設計委託料839万2,000円の減額をさせていただいておりますが、これにつきましては施設の改修計画を再度見直しを行うために本年度計上させていただきました志賀小プールの設計委託について、本年度については減額をさせていただくものでございます。

その下の段の施工監理業務委託料の378万円並びに工事請負費の2億37万9,000円につきましては、菅小プールの改築工事費の中でこちらが1億9,980万円、残りについてはその下の志賀小学校の2、3階の流し窓転落防止手すり設置工事等を計上するものでございます。

38、39ページをお願いいたします。中段の下のところに目の3で文化財保護費がございまして、この中で、事業項目5の杉山城跡整備事業でございまして、この中で印刷製本費239万円につきましては、パンフレット作成の印刷製本費を上げさせていただいております。

委託料の杉山城跡利活用構想計画策定業務委託料として216万円、それから土地購入費につきましては949万9,000円の減額となっておりますが、このうち杉山城跡の公有地化事業、これにつきましては確定で1,274万2,000円を減額させていただいております。増額分といたしましては、ガイダンス用地といたしまして278万8,000円の計上をさせていただいて、差し引きこの減額になるものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。今回歳出におきましては、昨日議定いただきました平成27年度の人事院勧告に伴いまして、各款にわたりまして職員、特別職、議会議員の期末手当の増額、あるいは勤勉手当の増額、そして4月1日にさかのぼった1、2級の職員に該当する引き上げ分について補正をさせていただいております。44ページにつきましては、その中の内訳の給与費明細でございまして、まず給料の52万3,000円の増額につきましては職員給与の引き上げに伴うものでございます。その下の職員手当の434万1,000円のうち期末手当19万9,000円については、職員給与の引き上げに伴いまして、6月、12月のはね返し分でございます。勤勉手当の459万9,000円につきましては、0.1カ月分の12月分の引き上げに伴うものでございます。なお、その他の増減分で記載されておりますのは時間外の減でございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。ペー

ジ数、項目を申し述べて質疑をお願いいたします。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 初めに、21ページのセキュリティー強化対策事業で、手のひら認証でセキュリティーを強化したいということなのですが、マイナンバーカードをパソコンに入れて、手のひらをかざすというか、今マイナンバーカードを入れると、どういう情報が画面に出てくるのですか。前々から私はセキュリティーの問題をお話していますので、強化というものについては、マイナンバーには反対なのですが、セキュリティーは実施していますから、必要なもので、このこと自体はいいのですけれども、ただ実態はどうなのか、どういう情報が出てくるのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

それから、23ページの比企地域人の流れ創出事業、これ婚活とか高坂で何かイベントをやるとかという説明がありましたけれども、どの程度の協議をして、これだったら人の流れが創出できるというふうになったのか、あともう一つは決まったのはどういう理由からなのか伺いたしたいと思います。

それから、33ページの千年の苑の関係で、らんざん地粉うどんを使って麺粉をつくるということで載っていますね。これも全協で説明がありましたけれども、販売をしていくのだということで、どこか拠点をつくって販売をしていくのだということですよね。ほかのお店にも協力店を設けるというか、協力していただきたいということであつたわけなのですが、どこで販売をしていくのか伺いたしたいと思います。

それから、36ページの測量設計委託料、これは観光協会の建物を設計するという理解でよろしいのでしょうか。

それから、37ページの志賀小プールをやめて、改修をやめて菅谷小学校のプールにしたと。志賀小学校のプールは、昨年夏は途中でプール授業をやめたというふうに聞いているのですけれども、そのくらいプールが傷んでいるわけですよね。それでも菅谷小学校にした理由を伺いたしたいと思います。そして、志賀小は今後どういう計画なのか、伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、21ページ、セキュリティーの関係につきまして、金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、私のほうからは先ほど議員さんのほうから21ページの

情報セキュリティ強化対策ということでご質問のあった件でございますが、番号カードの発行の関係かと思うのですけれども、こちらの費用とは直接関係はないものかと思うのですけれども、番号カードのほうの発行についてのご説明を申し上げたいと思います。番号カード発行に当たっては、窓口のところでお客様にでき上がったカードを交付するときに暗証番号等を入れていただく機械がございます。そのときに、通常ほかの事務で使っているパソコンもそうなのですけれども、パスワードとか、そういったものを入れて、セキュリティの対策で機械が動作するように進めていくというようなことで対策を講じているかと思うのですけれども、この番号カードの発行の機械を立ち上げるときの手のひら認証で、パスワードを入れるかわりに職員のそれぞれ個人個人がその機械が動作を始める段階のときに手のひら認証ということで、番号のかわりに手のひら認証でやっていくと。そうすると、機械が動くというのですか、作業できるような形になりまして、そういった機械が入っているということがまず1点目でございます。

それとあと、2点目の関係でございますが、どういう情報が出るかということでございますけれども、個人番号カードにつきましては、個人の写真と、あと券面に番号とか、それから住所とか名前とか、そういったものがカードそのものには入っています。さらに、その番号カードですか、ICチップというのがついていまして、そのICチップ等の中にも顔写真の認証ですとか住所とか番号とかというのが入っているわけなのですけれども、それを、カードリーダーというのですか、カードを読み込む機械というのですか、読み込む装置がございますので、そこに置くわけなのですけれども、置いて操作を進めていきますと、画面上でその人の住所とか氏名とか年齢とか、そういったものが出てきます。そういったことで確認をしたりなんかする作業ということで交付前設定をしたりなんかして、発行準備ができた方につきましてはご案内申し上げて、窓口のほうに来ていただきまして、そのときに暗証番号を入れていただくということで、出てくるデータについては、こちらの画面に映るのは顔写真と住所、氏名、年齢等、そういったことが内容的には出てくるものでございます。

以上です。

- 大野敏行議長 次に、23ページ、比企地域人の流れ創出事業につきまして、青木地域支援課長。
- 青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

私は、23ページの比企地域人の流れ創出事業補助金、こちらにつきましてお答えさせていただきますと思います。どのような理由でこういった事業を行うのかというご質問かというふうに思います。議員さんご案内のとおり、比企地域の人の交流を加速化しようということで、平成21年度から比企地域元気アップ実行委員会というもの、比企地域の9市町村並びに県の比企地域創造センターとそういった組織をつくりまして、広域観光ということを目的にずっと進めてまいっております。その中で、例えばサイクリスト、そういった方が大変多くなっているという現状を踏まえまして、そういった方向けの情報提供だとか、いろんなことで活動してまいっております。そうしたところ、今回地方創生と、こういった流れがございまして、この元気アップ実行委員会をもとにして、比企地域で連携してこの地方創生の取り組みを進めていこうではないか、そのような協議がなされました。

今回事業といたしましては、観光PR事業、情報発信型結婚支援事業、就労支援事業、こういった3つの事業を行うということにつきましては、過日の議員全員協議会の中でご説明させていただきましたが、現状を鑑みますと、この比企地域、滑川町を除きまして全ての自治体が人口減少傾向にあると。何とかこういった流れを変えていかなければならない。それに当たっては、1つの事業を実施すれば何か大きな転換があるということではなくて、今申し上げたこの3つの事業、まず観光PR事業、こういったことをやることによって比企地域をまず知っていただく。この地域外の方に知っていただき、まず来てください、この地域においでいただいて、この地域の魅力をどうぞ知ってください、そういった事業から始め、婚活、就労、こういった事業を行うことによって他の地域からこの地域に人の流れをつくる、また就労とかについては、この地域にとどまっていだけるような施策をみんなで共同してやっていきましょう。それには、共同するメリットというのは、それぞれの市町村が持っている強みだとか弱みだとかあります。強みは生かし、弱みはそれぞれが補い合いながら連携をして行っていこう、このような協議がなされ、加速化交付金の申請を行い、事業化を行っていこうというふうに決めたところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、33ページ、千年の苑づくり事業関連につきまして、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えさせていただきます。

仮称でございますが、らんざん地粉うどん「めんこ61」につきましては、将来は販売拠点として地粉うどんをメインメニューとした農村レストランの開店を計画しております。その場所につきましては、JA農産物直売所の周辺とか幾つか候補がありまして、今現在検討中でございます。28年度におきましては、嵐山まつり、あるいは直売所のイベント、千年の苑周辺のイベント等において販売を行いながら、地粉うどんのレシピとそのテキスト化を確立していくということを計画しております。また、町内の飲食店にも地粉を使ったメニューの開発等を働きかけていければというふうを考えております。そうしたことを通じて地産地消を推進していくということでございまして、町内にこの地粉の生産が今後ふえていけば、地産地消に限らず、町外の地産外消と言っていますけれども、そういう方面にもつなげていけるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○大野敏行議長 次に、35ページ、測量設計委託料につきまして、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

35ページの情報発信拠点の測量設計委託料という内容でよろしかったかと思えます。こちらにつきましては、農業、観光、歴史、そして文化、それとまちづくりなど、あらゆることをつなげるというふうなことで、情報発信拠点というふうなことで予定させていただいておりますけれども、駅の未利用地のほうにコーディネーターさんの活動の拠点としても整備していくという予定でございます。施設ができますと、当然管理という部分も出てまいりますので、昨年来観光協会さんが駅前に出ていってとかというふうな協議もさせていただいております。現在のところ候補としましては、観光協会さんに入っていただくというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 次に、37ページ、測量設計委託料で志賀小のプールの見直しのところ、藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。志賀小学校プールの測量設計委託料の減額についてでございますが、これにつきましては、菅谷小学校と志賀小学校、今年度補正予算で測量の設計委託料をお願いしたところでございますけれども、菅谷小学校につきましては、今後の学校教育に関しましては、小中一貫教育を目指して嵐山町は進めていくという方針がありまして、

菅谷小学校、菅谷中学校につきましては、小中一貫教育を進めるに当たりましてはすごく好条件の立地条件になっているということで、今後もこの菅谷小学校、菅谷中学校の小中一貫というのは変わらず行けるだろうということで、菅谷小学校につきましてはプールの改築工事関係を進めていこうということで、予定どおり進めさせていただいております。

志賀小につきましては、北部の小中一貫教育を考えた場合に、七郷小学校と志賀小学校、そして中学校としては玉ノ岡中学校がありますので、この3校、今現在ある中でどのように進めていったらいいかというのを、教育施設の改修といいますか、そういったものをよく検討して、見直しといいますか、検討をしまして、今後どういふうにつくっていったら、小中一貫教育に向けていったらいいのかというのをよく検討しようということになりまして、とりあえず今回はちょっと見送らせていただいたということでございまして、全く今後プールをつくらないとかということではございません。とりあえずちょっと検討させていただきたいということでございます。

また、志賀小のプールのほうなのですが、今年度、夏の最後のほうにちょっとろ過装置のほうで故障が起きまして、確かにちょっとプールができなくなったりとかということがございましたけれども、これは例えば計画どおり来年度プールの工事をやるにしても、結局プールの工事は、夏休みの8月の上旬ぐらいまでプールをやっているのですけれども、それが終わったらすぐ壊して、新しくつくるという予定でございましたので、どっちみち来年度の夏のプールの授業ができなくなってしまうということで、9月のほうでろ過装置の修繕料ということで補正予算のほうをお願いしてありまして、今年度その辺の修繕は終わって、プールはまた来年度以降はできるというような状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 手のひら認証なのですが、この項目はマイナンバーに関してのセキュリティだけではないのですか。金井課長の答弁だと、マイナンバーも入っているけれども、ほかのこともあるのだよという、そういう認識で捉えたのですけれども、ちょっとそこを確認したいと思います。それから、マイナンバーの関係では、町民はその画面を見ることはできないわけで、職員が見られると、そういうものなのですか。私は、操作をする町民が見られるのかなと思いましたので、ちょっとその辺

どうなのか伺いたいと思います。

それから、比企地域人の流れの関係で、23ページですけれども、そうするとこの補助金が国からおろされたので、急にこの事業を考えたのではないということなのか。平成21年から元気アップ事業実行委員会をつくってきて、数年にわたってどんな事業を一緒にやっていたかという中で今回は3つの事業をやっていくと、そういうことなのですか。ちょっと確認をしたいと思います。

観光協会なのですが、観光協会をつくるということでよろしいのですかね。いや、そうではないのだと、観光協会に入ってくださいというのだから、観光協会をつくるのだらうなと思うのですけれども、そこにコーディネーターも置くのですよと。観光協会は置いて、コーディネーターも置くのだと、そういう理解でよろしいのでしょうか。それが1つ確認と、あと場所はどの辺になるのか、ちょっと詳しくご説明いただければと思います。

それから、プールなのですが、志賀小のプールについてもう少し深い検討が必要だということで、わかりました。小学生のプール授業は、今のお話ですと、今のプールでできるような話なのですか、できるわけなのですか。もしできない場合は何かかわりのプールがあるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

最初の2点を青木地域支援課長、お願いいたします。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の21ページの情報セキュリティーの関係でございます。今回のこの制度につきまして、国の補正予算で、2分の1は国が持ち、残りは起債というような内容になっております。なぜこのようなことが行われたかということでございますが、日本年金機構の情報流出、こういったものを受けて、さらに一歩進めた情報セキュリティー対策をとらなければいけない、このような判断が国にあったというふうに思います。今回こういった対策をとということでございますが、主にはマイナンバーによる情報連携に活用されるL GWAN環境、このL GWAN環境というのは、地方公共団体間で情報のやりとりをするために構築している総合行政ネットワークの名称なのですけれども、そのL GWAN環境のセキュリティー確保に資するため、このL GWANとインターネット接続系を完全に分離をするのだと、そういったことが主な内容となっております。その分離をするために必要なサーバー、こういったものを購入す

る、こういった経費を今回の補正でお願いをしているということでございます。

続きまして、2点目、23ページでございますが、先ほど内容につきましてはご説明させていただきました。これまでも共同して元気アップ実行委員会を主体といたしまして、例えば高坂サービスエリアを使ってイベントを行い、PR活動、こういったものも行っております。先ほどサイクリストのお話を申し上げました。また、それとは別に、例えば婚活であったり、あるいは就活であったり、こういったことに関してもそれぞれの自治体で取り組んでいたと思います。こういったことは、この地域にこういった課題があるのですよねということについては、それぞれの市町村がやはり当然認識をしていると。そういった認識のもと、今回この国の10分の10分の交付金を活用し、さらに取り組みを進めていこうではないか、こういったことは当然前々から実行委員会の中でも話し合われておりましたし、今回いい機会だということで、さらに進めていこうということで今回計上させていただいた、このようなことでございます。

以上です。

○大野敏行議長 次に、金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、私のほうからは、先ほどご質問のマイナンバーの関係で、お客様のほうから画面のほうが閲覧可能かということの質問かと存じますが、先ほど申し上げましたのは職員の操作用のパソコンでございますので、フロア内に置いてございます。当然見ることはできなくなってございます。ただ、カウンターの上にお客様がパスワードを設定していただくためのタッチパネル用のパソコンのディスプレイというのですか、画面が置いてございます。その画面というのですか、それにつきましては、パスワードを入れるときにに入れてもらうタッチ式のそのものというのがあります、そのときに出るのは、そのパスワードをここここに入れてくださいという、そういった画面のみでございます。

以上です。

○大野敏行議長 次に、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、拠点施設のほうの関係でございます。こちらにつきましては、まず場所の関係でございますけれども、駅構内の未利用地を利用してというふうなことで考えさせていただいております。実際の場所に関しましては、旧ホームといいましょうか、現在西口の階段があるかと思っておりますけれども、そちらの奥側に旧ホームがございます。

その場所が先日のアンケート等の結果でも、草が生えていて大変見づらい、見にくいというふうなご意見も頂戴しております。そういったこともありまして、あの場所を候補地として現在考えているところでございます。それと、観光協会さんの関係でございすけれども、今のところ協会さんのほうに入っていただくというふうなことで想定をさせていただいておりますけれども、観光協会を新たに作るというふうなことではなくて、今現在でも協会さんはございまして、拠点とする場所をそこに変えていただくというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。来年度、志賀小学校のプールができるかどうかというご質問だったかと思うのですが、通常どおりできる予定でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 観光協会なのですが、質問の仕方が悪かったです。観光協会をつくるといったら、そうだよ。観光協会が入る建物をつくるのですかという質問の意味だったのです。それで、階段の間と線路の間の未利用地を使うという、あそここの場所なのですか。結構細長い建物になるという感じですか。ちょっと確認です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えさせていただきます。

場所の関係でございすけれども、議員さんおっしゃいますように階段と線路の間でございます。建物の構造としまして、やはり若干細長い構造になってこようかと思えます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） まず、15ページなのですが、固定資産税ですけれども、償却資産が5,100万円ほど増になったというのですが、これは1社なのか、どの程度の数の企業なのか伺いたいと思います。

それから、先ほどの電子自治体のことですが、21ページですが、既に1日に1回ぐ

らいはどこかの自治体で故障が起きているというニュースが起きていますが、嵐山町ではそのようなことがないのか、そのセキュリティー強化対策事業の中でそういった部分があって新たに補助が出てきたということなのか、伺いたいと思います。

それから、33ページですけれども、千年の苑という名称なのですが、私はどうも何か千年の苑という悠久な感じがするのですけれども、これはどういうふうなイメージから千年の苑という名称になってきたのか伺いたいと思うのです。

それと、先ほど観光協会が駅構内の未利用地を使って情報発信事業を使うということなのですが、駅が随分変わってきて、確かにこれはおもしろいだろうと思うのですが、実際に情報発信事業というふうになりますと、私自身はITのプラットホームというふうなイメージがあったのですけれども、そのような形のものがあって、そしてそれから皆さんに嵐山町の情報を発信していく場所になるのか、それとも嵐山町のホームページはホームページであって、観光、また別の市民活動などのような情報発信基地になるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、15ページ、固定資産税の中の償却資産の増額補正の内容につきましてお答えを申し上げます。

総務課長の細部説明にございましたとおり、当初予算で償却資産を計上させていただきましたのは、税額で言いますと3億2,727万5,000円でございます。それに対して5,161万円、これを増額いたしまして、今回の補正予算において3億7,888万5,000円を計上させていただきました。

この内容でございます。償却資産につきましては、申告方法と申しますか、申告方法の中で3種類ございます。1つは、一般的な企業がみずから申告をしていただきまして、それに基づいて課税するもの、それからもう一つが多数の都道府県にまたがるような償却資産がある場合、こういったものについては、総務大臣が価格を決定いたしまして、各市町村に償却資産ということで配分がございまして、もう一つが埼玉県知事が価格を決定し、配分するもの、この3種類がございまして、この中で今回増額となりましたのは、各企業が申告をしていただく部分、その部分と総務大臣が決定する部分、こちらが増額となっております。企業の申告に基づいて決定させていただく償却

資産、こちらは、町内の2社の企業が工場の新設、増設、こういったものがありまして、償却資産の増額がございました。

もう一点、総務大臣が価格を決定する償却資産、こちらは東武鉄道、あるいは東京電力、NTT、JR、KDDI、ソフトバンク、こういった企業が対象になっております。この中で東武鉄道と東京電力、こちらの増額がございまして、この5,161万円の償却資産、税の増額という形になっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 私からは2点目の21ページの電子自治体推進事業につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

今回の事業でございしますが、議員さんのご質問にあったように、嵐山町で特に何か問題があつてということではございませんで、国が示しましたセキュリティー対策の抜本的強化の方針、こういった国の方針に基づきまして事業を行うというようなことでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答えさせていただきます。

そもそもこの地は、縄文時代、古墳時代、奈良時代、平安時代と続く大きな集落遺跡があつた場所でございます。数千年前から人々が住んでいたというような歴史のある場所でございます。また、鎌倉武士のかがみとたたえられた畠山重忠公の居館であります菅谷館跡から見おろせる場所でありまして、また木曾義仲生誕の地にも近いところでございます。冷酷な戦乱の時代を生きた源氏の中で純朴で素直なきれいな心を持った木曾義仲、そして豪勇かつ公正で優しい人柄の畠山重忠、彼らは乱世を望まず、穏やかな世の中の実現を真に願っていたに違いないと。そういうことから、当時から約1,000年を経た今日、こうした思いを込めた美しい花園をつくりたいということから「千年の苑」という名称を冠することになったということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、情報発信拠点の関係につきましてお答えさせていただきます。

情報発信のほうの関連でございますけれども、こちらにつきましては、現地においてはコーディネーターさんが中心になっての情報発信、それとITの関係も同時に進行していくような形になるかと思えます。それと、その新たな拠点では、就労の関係ですとか、昨日一般質問等でもございましたけれども、就職先の案内ができるシステム、それと居住、住まい等の相談ができる案内、そして観光は当然行うわけでございますけれども、歴史も含めまして、ほとんどの情報、役場で取り扱っている情報をそこでも発信ができるような形を整えていきたいというふうを考えております。ITの関係に関しましては、役場のものとは独立をしてというのですか、別なものになってくるかと思えます。ただ、内容に関しましては連携をとりながら、それぞれが発信をしていくという形になってこようかと思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第2、議案第19号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第19号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第19号は、平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定の件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,588万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を24億9,686万8,000円とするものであります。なお、細部については担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井町民課長。

〔金井敏明町民課長登壇〕

○金井敏明町民課長 それでは、議案第19号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての細部説明についてご説明申し上げます。

補正予算書の58ページ、59ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、平成27年度療養諸費の額の確定に伴いまして、2,636万4,000円増額し、補正後の額を3億6,300万6,000円とするものでございます。

次に、2目高額医療費共同事業負担金55万9,000円の減額及び3目特定健康診査等負担金20万5,000円の増額につきましては、それぞれ国庫負担分の額の確定に伴いまして、補正をさせていただくものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目災害臨時特例補助金2万3,000円の減額につきましても、額の確定に伴いまして、補正をするものでございます。

次に、4款療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る医療給付費の減少が見込まれるため、2,834万9,000円減額し、補正後の額を7,435万3,000円とするものでございます。

次に、6款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金55万9,000円の減額及び2目特定健康診査等負担金49万8,000円の減額につきましては、国庫支出金と同様に県負担金分をそれぞれの額の確定に伴い、補正させていただくものでございます。

次に、7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金2,130万2,000円の増額及び2目保険財政共同安定化事業交付金160万9,000円の減額は、それぞれの交付金額の確定に伴いまして、補正をさせていただくものでございます。

60、61ページをお開きいただきたいと思います。次に、9款繰入金、1項1目一般

会計繰入金につきましては、3,960万7,000円増額し、補正後の額を1億275万4,000円とするものでございます。

内訳でございますが、保険税軽減相当分として繰り入れる1節保険基盤安定繰入金63万2,000円の増額、3節国保財政安定化支援事業繰入金192万円の減額、5節保険基盤安定保険者支援分繰入金1,089万5,000円の増額は、それぞれ額の確定に伴い、補正をさせていただきますものです。また、4節その他繰入金3,000万円の増額につきましては、歳入不足の見込み分として補正をお願いしたいというものでございます。

62、63ページをお開きください。歳出の関係でございますが、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費4,748万3,000円の増額及び2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1,462万円の増額につきましては、一般被保険者療養費の4月から12月までの支払い実績額、また一般被保険者高額療養費の4月から1月までの支払い実績額が高額となってございまして、今後予算不足となることを見込まれるため、補正をさせていただきますものでございます。

次の3款後期高齢者支援金等及び6款介護納付金につきましては、財源内訳の補正でございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項1目共同事業医療費拠出金155万9,000円の減額、次に64、65ページをお開きください。4目保険財政共同安定化事業拠出金387万4,000円の減額でございますが、これはそれぞれ平成27年度分の額の確定に伴いまして、補正をさせていただきますものでございます。

次の8款保健事業費につきましては、財源内訳の補正でございます。

最後に、12款予備費、1項1目予備費78万9,000円を減額補正させていただきたいというものでございます。

以上、補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 審議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 63ページの一般被保険者療養給付費が4,748万3,000円と増額になっているわけですがけれども、当初のときにはもうこのくらいの金額というのは予測できなかったのか、どういった理由で、どのような症例がふえて一般療養給付費がふえているのか、具体的には3,000万円繰り入れをしたわけですがけれども、3,000万円繰り入れするということを見込んで予算がつくれなかったから、こういうふうな形になってきたのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、お答え申し上げます。

一般被保険者の療養給付費の増額の関係でございますが、当初予算を組むときにはある程度かかるだろうという費用を予測を立てておるわけでございますが、実際に病気になるれたりけがをされたりするということで、医療費のほうが大分今年もふえてきてしまった経緯というのがございます。

参考までに申し上げますと、療養給付費の今年度の状況を見ますと、2月分の支払いまででございますけれども、件数にして6万6,536件であります。昨年1年間の総件数が7万488件でございました。今年度が11カ月で、3月の分がまだ未定でございますけれども、現段階で平均いたしまして12月分を試算いたしますと、件数にして7万2,500件以上となりまして、昨年と比較いたしましても2,000件以上の増額ということが予測されるということになります。

また、金額を比較いたしますと、平成26年度につきましては、1カ月当たり直しますと大体9,953万円でございます。それに対しまして、今年度は1カ月当たり約1億342万円ということになってしまいまして、上がってしまったのかなということで、要因等につきましては、詳しく細かい分析とかというのは把握できてございませんが、医療費が増加している要因といえますのは、国民健康保険に加入されております被保険者の方の高齢化が進んでいるのかなということが考えられます。高齢化に伴い、医療機関にかかることが多くなることも考えられますし、一度病気にかかると、治癒するまでの期間というのが長くなってしまうことも考えられます。

それとあと、病気の内容ということでございますけれども、10万点以上というので

すか、レセプトの10万点以上の関係の内訳を見ますと、内容的には、一番金額で大きいものに関しまして、循環器系の病気、心筋梗塞ですとか脳梗塞、クモ膜下出血等でございます。次いで2番目でございますが、金額的に大きいもので、血液疾患、血友病の関係でございます。次いで3番目が新生物で、がん、白血病等ということで、それらが続いております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 63ページの一般被保険者高額療養費の保険者の負担というところで、1,462万円ということで金額が大きくなっているのですが、たしか平成27年1月からでしたか、高額療養費が今まで年収が決められていたところが8万幾らというところで決まっていたのが、年収のところで段階をつくって、年収の低い方のところは4万4,000円という金額に変わったところがあったと思うのですが、そういうのが影響されて今回その部分で負担がふえてしまったのか、確認をしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 年収の関係でとかというご質問かと思えますけれども、それにつきましての直接の原因というのはちょっと詳しくわかりませんが、先ほど申し上げましたように、療養給付費の関係ですとか高額医療費につきましても、一般被保険者のほうの高額療養費、こちらのほうにつきましても、やはり昨年と比べて金額的にも上がってございまして、それぞれ年間のトータルが大体出ましたので、昨年度と比べてみますと、高額療養費につきましては一月当たり1,437万2,000円、それと今年度につきましては、高額療養費の関係につきましては1,493万円ということで、若干上がっているという状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 1点お尋ねしますが、64、65ページ、特定健診の事業で財源変更があるわけですが、これは県の支出金がマイナスになったと。一般会計から出さないわけにいかないということですが、この変更理由といたしまして、県の事業が減ってしまったということなのではないでしょうか、お伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

- 金井敏明町民課長 県の事業が減ってしまったとかということではなくて、補正予算全体の中で歳出に対する歳入の振り分け等、それらの項目が補正で増額した部分等もございまして、歳入と歳出の調整の中での財源の更正ということで、健康診査のほうの費用が減ったとかというものではございませんので、そちらに対しましては、実績に応じて決まった補助の割合が入ってくる予定でございます。

以上でございます。

- 大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

- 12番（安藤欣男議員） ちょっとわからないのですが、特定健診の事業費ですよ。国庫のほうは変わらなくて、県だけが減額になっていると。国庫はふえているんですよ。県はマイナス、その関係で29万3,000円減額になるものだから、一般財源を振り分けたという、こういう読み方なのですが、それはそういう読み方ではないのですか。特定健診事業について県から支出すべきところが変わってきたという、そういう捉え方、私はそうとったのですが、どういうことなのでしょう。

- 大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

- 金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

こちらにつきましては、国庫支出金と県支出金の割合が変更になったということですのでよろしいかと思うのですが、事業そのものの事業費が減ったとか、そういうことではないということですのでよろしいかと思えます。

以上でございます。

- 大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

- 12番（安藤欣男議員） くどいようすみません。だって、支出金が減ったので財源変更があったということだから、そのところが何でこういう状況になったのだという説明が本来あるべき話です。だから、特定健診の健診率が減るとか、あるいは特定健診について、嵐山がやっているものについて県が補填できない部分があるのか、そういうことかなと思って聞いているのですが、そこはどうなのですか。

- 大野敏行議長 再度答弁を求めます。

金井町民課長。

- 金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

説明の仕方が悪くて大変申しわけございません。こちらにつきましては、歳出のほうの64ページのところでご質問のことかと思うのですけれども、これが58ページの歳入のところでそれぞれの国の補助金と県の補助金の額が確定に伴いましてということで、まず国の分につきましては、第3款第1項国庫負担金の3目のところに特定健康診査等負担金というのがございまして、こちらで確定額に伴いまして、国庫の分につきましては20万5,000円の増額の補正、それとその中段より下の部分でございまして、6款の県支出金、1項県負担金、2目の特定健康診査等負担金というのがございまして、こちらの補正額49万8,000円ですか、こちらの県の分が確定したことよっての割合というのですか、この割合が変更になってございまして、特に歳出のほうの特定健康診査の事業費、これをトータル的には補正の変更はございませんということで、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第19号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第3、議案第20号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第20号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第20号は、平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についてのございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,812万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,680万5,000円とするものであります。このほか地方債の変更が2件であります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、議案第20号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書71ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正でございます。流域下水道事業債は、680万円の減額をし、補正後の限度額を830万円とするものでございます。

次に、浄化槽市町村整備事業債は2,010万円の減額をし、補正後の限度額を1,910万円とするものでございます。2つの事業債は、いずれも起債の方法、利率、償還の方法については変わりません。

補正予算書78、79ページをお願いいたします。歳入でございますが、第1款分担金負担金、1項1目浄化槽事業分担金でございますが、329万7,000円の減額をし、補正後の額を557万5,000円とするものです。当初80基と予定していましたが、実績基数の減少見込みによりまして、補正後の基数を50基とし、30基分の減額補正をお願いするものでございます。

第3款国庫支出金の1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は、浄化槽整備予定基数の減少に伴い、2,192万4,000円の減額をお願いするものでございます。補正後の額を1,922万5,000円とするものです。

第4款県支出金、1項1目浄化槽整備事業費補助金、浄化槽整備事業奨励交付金でございますが、県費の補助対象であります転換分の設置基数ですが、当初は60基から補正後30基としまして、30基の減少とすることに伴いまして600万円の減額を行い、

補正後の額を1,200万円とするものでございます。

第8款町債ですが、1目下水道事業債のうち流域下水道事業債は680万円の減額及び浄化槽市町村整備事業債につきましては2,010万円の減額を行い、補正後の下水道事業債の額を2,740万円とするものでございます。

補正予算書80ページ、81ページをお願いいたします。歳出でございますが、第1款公共下水道費、1項1目一般管理費の職員手当等につきましては、給与改定に伴う補正予算でございます。

27節公課費でございますが、平成26年度確定消費税及び平成27年度中間申告分消費税に相当する額につきまして増額をお願いするものでございます。

次に、第2項公共下水道事業費、1目建設事業費の負担金の内容ですが、市野川流域下水道事業建設負担金の額は675万7,000円の減額を行い、補正後の額を1,352万4,000円とするものでございます。

次に、第2項公共下水道事業費、2目維持管理費でございますが、下水道使用料徴収委託料につきまして11万7,000円の増額及び19節負担金の市野川流域維持管理負担金につきまして342万3,000円の増額をお願いするものでございます。

第2款浄化槽費、1項1目一般管理費の補正でございますが、職員手当等につきましては、給与改定に伴う補正予算でございます。

第2項浄化槽事業費、1目建設事業費でございますが、町が購入する浄化槽基数の減少見込みによりまして、公有財産購入費を3,317万5,000円減額をするとともに、補正予算書82、83ページをお願いいたします。19節補助金の浄化槽配管費補助金600万円の減額及び浄化槽撤去費補助金270万円の減額につきましても、浄化槽整備基数の減に伴うものでございます。

第4款予備費につきましては、不足する一般財源について、予備費から2,264万7,000円の充当を行い、補正後の予備費の額を730万5,000円とするものでございます。

補正予算書84、85ページに掲載しております給与費明細書につきましては、後ほど高覧をお願いいたします。

補正予算書86ページをお願いいたします。86ページ、地方債に関する調書でございますが、表の横列2列目、前年度末現在高の合計欄でございますが、29億5,440万円でございます。表の右側、一番右側ですが、当該年度末現在高見込み額の合計の欄でございます。27億8,658万6,000円となる見込みでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 81ページですけれども、浄化槽の関係ですが、80基から50基というふうになってしまったわけですが、当初予算との兼ね合いというのですか、このように浄化槽設置が進まない。5年目になりますか。理由というのはどのようなことが考えられるか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

浄化槽整備事業につきましては、平成24年度から7年間の整備計画ということで、年間の整備計画を24年度は100基、それから25年度が90基、26年度が80基ということで、100基から段階的に基数を減らすということで、7年間で最終的には500基の整備計画というものを24年度当初につくりまして、整備を進めてきたという経過がございます。その中で、当初に整備が進んだということもございまして、27年度まで来た現在は、7年目の当初計画の目標基数につきましては、平成27年度は70基という整備計画であったわけですが、国の補助金等の関係がありまして、当初80基の目標ということで進めた経過がございます。その中で実績を考えてみますと、やはり高齢化と、それから人口減少も含めて、市街化調整区域の空き家もちょっと出てきたというようなこともあって、単独浄化槽から合併浄化槽への転換という、この需要が当初から考えると大分少なくなってしまったのかなという経過があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 今の質問と関連するのですが、これまで事業がずっと年度ごとに進んできて、今回が80基から50基という形で、これまで設置された当初の500基ですか、それからするとどのくらいの割合になっているのでしょうか。それから、事業費なんかの関係で、工事費が当初の形から若干設置で条件が変わってきているのか、それでこの設置する人たちがだんだん減ってきているのか、その辺はどうなっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

4年目現在、2月末現在でございますけれども、現在の町管理型浄化槽の整備基数につきましては、単独浄化槽からの転換、くみ取り槽からの転換、それから新築、増改築からの町管理型浄化槽へという形で、合計しますと353基でございます。当初目標500基に比べて、現在の割合はちょっと計算していませんのでございますけれども、それなりのところまでは来たかなというふうに思っています。

それから、もう一つは、ご質問にはなかったのですが、寄附浄化槽につきましては7年間で200基という寄附をいただくという目標がございました。寄附をいただいた浄化槽につきましては、3月8日現在で4年間で230基という基数になっておりまして、町で管理する浄化槽につきましては確実にふえて、地域の水質環境にはいい状況になってきているのかなというふうに考えております。

それから、工事費の問題につきましては、当初からの計画の中で個人が負担する金額、それから支払う工事内容につきましては契約をしてありました。その中で済む状況になっております。ただ、個人が出す費用というのですか、そのお宅ごとによってそれぞれ条件が違いますので、町管理型とって、浄化槽の10%部分を納めていただいて、残りは整備するわけですが、配管費については20万円の限度額、それから撤去費につきまして10万円の限度額というのがその中にあるわけですが、条件がいいお宅については進んでいるということかもしれませんけれども、どっちかという、浄化槽というのは建物の裏のほうに排水なんかをとりながら設置するというのがあるのですが、なかなか重機が入らないとか、あるいはその関係で建物の前のほうに浄化槽を設置しますと、どうしても取り込む排水の管が長くなってしまふ。その関係で、その限度額を超えた部分の支出がどうしても個人のお宅で出さなければならぬというようなことになっておりまして、多いお宅については例えば個人負担の額が50万円を超えてしまふと。補助があっても、そういう状況もある。そういうことが進まない原因の一つになっているのかなというふうには考えております。それから、先ほどの割合につきましては、353基を500基で割りますと、70.6%という整備状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） おくれて、だんだん設置ができなくなってくる。私も何件か聞いたことがあるのですけれども、管理型浄化槽でやって、寄附型にしようという形でいっても、事前検査で年数がたってきていると相当傷んできているという形では、その関係を合併浄化槽にするのに中の器具を取りかえたり、そういうものの費用が膨大にかかってしまうということで、金額とのあれでいくと、とてもその整合性に合わなくなってきてしまうと。こんなに負担金がふえてくるのだったらできないよという形で、ちゅうちょしたという人たちもふえてきているようなことを聞くのですけれども、そこら辺でやっぱり変更しよう。やっぱり合併浄化槽にしていこうという人たちの声というのは、町のほうには伝わってきていないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

寄附される浄化槽について、寄附をいただく前に性能検査、それから壊れていないかという調査をさせていただくわけですけれども、その中で費用がかかって、その費用の関係で寄附ができないというような趣旨でよろしいのかなと思うのですけれども、その場合、例えば浄化槽を新たに設置するときに10%部分の費用負担と、それから今ある浄化槽を機能調査の結果、直さなければ受け入れられないという、それを比較検討していただいて、寄附されるよりは、新たにもう一度新しいものにしてから町管理型にされるか、その辺のことも両方検討していただいたらいいのかなというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第20号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第4、議案第21号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第21号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額について、事業収益を134万円減額し、総額を5億1,747万2,000円とし、事業費用を798万6,000円増額し、総額を4億9,487万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を388万5,000円減額し、総額を1,111万5,000円とし、資本的支出を2,188万2,000円減額し、総額を2億8,957万3,000円とするものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

[新井益男上下水道課長登壇]

○新井益男上下水道課長 それでは、議案第21号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書99ページをお願いいたします。平成27年度嵐山町水道事業会計予算執行計画補正（第3号）によりご説明させていただきます。収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款事業収益、3目その他営業利益、2節雑利益でございますが、下水道使用料取り扱い事務費につきまして、本年度の実績により取り扱い手数料の見

込み額を11万7,000円増額するものでございます。

次に、2項営業外収益、4目消費税還付金でございますが、仮受け消費税と仮払い消費税の額を比較し、消費税還付金が発生しないことから、減額とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費、100ページをお願いいたします。及び4目総係費の各目における職員手当に関する補正は、給与改定に伴い、予算の補正を行うものでございます。

100ページ、4目総係費の15節賃借料141万円の減額でございますが、水道管路の管路管理システムについて、システムの見直しと機器の更新を予定しておりましたが、新システムの構成及び導入するデータの内容等につきまして改めて新年度予算に計上して進めていくこととしたいため、全額を減額しております。

5目減価償却費につきましては、平成26年度の決算額の確定により減価償却費を再計算して計上するため、当初見込み額との差額131万8,000円を減額補正するものでございます。

6目資産減耗費につきましても、平成26年度の決算の額の確定により資産減耗費を再計算して計上するため、当初見込み額との差額977万円を増額補正するものでございます。

次に、3項特別損失、1目過年度損益修正損の内容は、過年度の水道料金について不納欠損処分とした額6万3,000円を貸し倒れ引当金繰り入れとして繰り入れを行うものでございます。

101ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入ですが、第1款資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金でございますが、平成27年度当初予算において補助基準額1,500万円を補助要望しておりましたが、国の予算の範囲内において配分された額が交付決定となるため、交付決定のあった額1,111万5,000円を国庫補助金とするため、388万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、第1款資本的支出の1項建設改良費でございますが、職員手当等に関する補正は、給与改定に伴い、予算の補正を行うものでございます。

8目固定資産購入費の2,200万円の減額でございますが、収益的支出の賃借料のところでもご説明させていただきましたが、水道管路の管路管理システムにつきましてシステムの見直しと機器の更新を予定しておりましたが、新システムの構成及び導入

するデータの内容等につきまして改めて新年度予算に計上して進めていくこととしたために全額減額をし、新年度予算において予算のお願いをするものでございます。

96、97ページをお願いいたします。平成27年度嵐山町水道事業予定貸借対照表のご説明でございますが、資産の部、1、固定資産の(1)、有形固定資産及び(2)、無形固定資産及び(3)、投資その他の資産までを合計した固定資産合計でございますが、40億2,145万5,082円となります。

次に、2、流動資産ですが、(1)、現金・預金から(5)、前払金までの流動資産の合計は11億2,171万3,922円となり、固定資産合計と流動資産合計を合わせた資産合計は51億4,316万9,004円となります。

続きまして、97ページをお願いします。負債の部でございます。3、固定負債でございますが、(1)、企業債から(3)、引当金までの固定負債合計が5億6,767万5,064円となります。

次に、4、流動負債ですが、(1)、企業債から(8)、浄化槽使用料までの流動負債合計でございますが、4,829万8,452円となります。

5、繰り延べ収益ですが、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰り延べ収益合計でございますが、8億953万74円となります。負債合計につきましては、14億2,550万3,590円となります。

次に、資本の部の6の資本金でございますが、(1)、固有資本金及び(2)、組み入れ資本金を合わせた資本金合計でございますが、32億1,237万9,747円となります。

7、剰余金でございますが、(1)、資本剰余金は、イ、受贈財産評価額からチ、国庫補助金までの資本剰余金の合計は2億3,376万124円となります。

(2)、利益剰余金でございますが、イ、減債積立金からニ、当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計でございますが、2億7,152万5,543円となります。剰余金合計につきましては、5億528万5,667円となります。

6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせた資本合計は37億1,766万5,414円となりまして、負債資本合計が51億4,316万9,004円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

93ページにあります平成27年度水道事業予定キャッシュフロー計算書及び94、95ページにあります給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 100ページの一番下の貸し倒れ引当金繰り入れ、不納欠損を処理する分だというご説明でした。どういうことで不納欠損にならざるを得なかったのか伺いたいと思います。

それから、次のページのソフトウェア購入費なのですが、当初のシステムより、この1年間というか、もっといいものが出てきた、そういうことでシステムの見直しをすることにしたのでしょうか。あわせて、データについても、新年度でちょっと説明があったのかもしれませんが、どういうデータを加えることにしたのかを伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

初めに、特別損失の関係でございます。過年度損益修正損、この内容につきまして、平成27年度不納欠損した額、この中で貸し倒れ引当金としての過年度分として計上済みの額がございます。平成27年度不納欠損すべき額の全体の中で過年度分として計上済みの額からまだこれから計上しなければならない額として6万3,000円という金額でございます。内容につきましては、居所不明、死亡、支払い不能とか延べ55件で、全体で19万5,169円の中で、貸し倒れ引当金過年度分として計上済みが13万2,765円、残りが6万2,404円ということで、6万3,000円を計上しております。

それから、101ページ、固定資産購入費2,200万円の内容でございます。管路管理システムにつきましては、平成14年度に導入したシステムでございます。当時から現在までシステム改修をしていないということがありまして、大分古くなっているというシステムの中で、どういうシステムにしたらいいかということが課題でありまして、実は平成27年度に埼玉県西部地域、比企に水道研究会というのがありまして、また川越中心にしても入間のほうの水道研究会というのがあります。その埼玉県西部地域の水道研究会のほうに技術的な関係の研修だとか事務的な研修会というのが年に何回か開かれております。そういうところの水道のふだんからかわりのあるところアンケート調査を実施して、どんなシステムを使っているのか、構築しているのかというような調査を行い、なお代表的な何力所か実際に行って、視察して勉強してきま

した。その中で、現在町が使っているシステムは、よそのシステムを見ながら、こういうシステムにしたらどうかというのを27年度いろいろ勉強したのですけれども、時間的なこともありまして、ちょっと27年度の契約というのは忙しい時期になってしまいました。そんなことがありまして、その勉強した成果につきましては仕様書に組み込んで、新たな年度にしっかりしたものでつくっていきたいという考え方で、大変申しわけないのですけれども、今回は落とさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についてのを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中でございますが、暫時休憩いたします。

再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時25分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第5、議案第28号 第5次嵐山町総合振興計画の改定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第28号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、第5次嵐山町総合振興計画の改定についての件でございます。総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第5次嵐山町総合振興計画の一部を改定することについて、嵐山町議会基本条例第11条第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木地域支援課長。

〔青木 務地域支援課長登壇〕

○青木 務地域支援課長 それでは、議案第28号の細部につきましてご説明を申し上げます。

議案第28号は、第5次嵐山町総合振興計画を改定することにつきまして、嵐山町議会基本条例第11条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。平成23年度から平成32年度までを計画期間といたします第5次嵐山町総合振興計画につきましては、10年間という長期の計画であるため、中間年である平成28年度をめぐりまして、必要に応じ計画を見直すこととしておりました。

今回の改定に伴う基本的な考え方でございますが、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災以降の町を取り巻く社会状況の変化をどのように捉えるか、またまち・ひと・しごと創生法に基づく人口ビジョン及び総合戦略をどのように反映させるかを中心に検討いたしました。

恐れ入りますが、参考資料1の改訂版（案）の見え消し版の1ページをお開きいただきたいと存じます。まず、改定の経緯でございますが、人口減少のますますの進行という社会状況の変化によりまして、国と地方が総力を挙げてこの人口減少問題に取り組むため、まち・ひと・しごと創生法が制定され、町では平成27年10月に嵐山町人口ビジョン及び総合戦略を策定いたしました。この人口ビジョン及び総合戦略の趣旨及び重要性を鑑みまして、計画に反映させるとともに、現行計画の検証並びに総合振興計画策定後に策定をされた個別計画との整合性を図るよう改定を行うものでございます。

11ページまでの第1章では、町を取り巻く社会状況について現状を踏まえまして記載をし直しました、人口の状況等を最新の統計数値に改めるとともに、人口ビジョン及び総合戦略策定時の住民意識調査結果を加筆いたしました。

12ページから17ページまでの第2章、まちづくりの将来像では、まず「豊かな自然あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」を実現するための方策といたしまして、町の有する自然、歴史、文化などのあらゆる資源の魅力を高め、つなぎ合わせることを追記いたしました。

また、人口推計では、平成32年の目標値を人口ビジョンによる数値1万7,510人に改めるとともに、参考数値といたしまして、人口ビジョンにおける最終の平成72年の目標数値1万2,260人につきましてもあわせて記載をいたしました。

17ページの土地利用構想図では、現状を踏まえ、次の4カ所を改めました。北から順に申し上げますとまず、インターアクセス道につきまして、滑川町及び熊谷市の土地利用構想との整合性を図るため、その延伸を図ること、次に嵐山花見台工業団地の隣接地を工業系と改めるもの、次に平沢地内の旧水道庁舎周辺を緑地保全系から森林系へ変更するもの、最後に遠山地内の槻川周辺地をふれあいゾーンとすること、以上4点でございます。

18ページから20ページまでの第3章、施策の体系につきましては、現行の6つの施策を踏襲するものでございますが、総合戦略を反映させるために地域資源をつなぎ合わせ、その活用を図ること、定住人口の増加、健康寿命の延伸への取り組み、水道事業の合理的、効率的な運営、学力の向上、駅及びその周辺の活性化、農業のさらなる活性化など必要な追記を行っております。

21ページから23ページまでの第4章、重点的施策におきましては、必要な文言の修正などを行っておりますが、特に1の町民と行政の協働による調和のとれたまちを実現する施策といたしまして、3の地方創生の推進を加えました。これは、今回の総合振興計画改定の大きなテーマである総合戦略につきまして、人口減少問題に取り組むべく、定住促進への取り組み、具体的には雇用や人の流れ、安心して結婚、出産、子育てができる社会、住みよい環境、地域の安全・安心な環境の整備などを推進し、定住人口の増加を図る旨を記載いたしました。

24ページから最後の131ページまでの第5章につきましては、6つの施策の体系ごとに各施策の具体的な内容を記載してございます。見開きの2ページで各施策の現状と

課題、基本的な方針、目指す目標及び施策の内容を記述した構成は、現行計画を踏襲しているものでございます。

なお、関連いたします個別計画がある場合には、施策の内容の次に関連する計画といたしまして記載をさせていただきました。改定の内容を区分いたしますと、国等の制度変更に伴うもの、個別計画の策定に伴うもの、現状の数値を鑑み、目標数値を改めるもの、総合戦略策定に伴うもの、新たな事業の実施などによる見直し及び文言の修正でございます。

それでは、今回改定をしている点につきまして、主なものを説明させていただきます。まず、28ページをお開きいただきたいと存じます。こちらでは、先ほども申し上げましたように、総合戦略に位置づけた事業である定住促進への取り組みといたしまして、活力と生きがい、子供たちの未来、住みよい豊かな環境を創出し、国、県や他の自治体と連携し、定住人口の増加を図ることといたしました。目指す指標といたしましては、市町村内総生産額、納税義務者数、転入者数、出生数といたしました。

次に、40ページをお開きいただきたいと思えます。こちらでは、嵐山町健康増進・食育推進計画の策定に伴いまして、町民の皆様により豊かな人生を元気で快適に生活をしていただくよう健康寿命の延伸を図ることといたしました。目指す指標といたしましては、新たに健康寿命を設定いたしました。

次に、80ページをお願いいたします。今年度策定中の嵐山町第2次地域水道ビジョンでは、人口減少社会の進展や施設老朽化等に伴いまして、現行計画を大きく見直す内容となっており、当該計画により安全確実な給水供給体制を持続すべく、合理的、効率的な水道事業運営に努めることといたしました。目指す指標につきましては、総合戦略を勘案し、目標値を改めたところでございます。

次に、84ページをお願いいたします。こちらでは、子ども・子育て支援事業計画の策定に伴いまして、新たに子育てコンシェルジュの配置や多子世帯への保育料減免等子育て世代のニーズに合った経済的負担の軽減を図ることといたしました。目指す指標につきましては、総合戦略における目標数値との整合性を図るため、数値を改めたところでございます。

次に、122ページをお願いいたします。こちらでは、農業の活性化が喫緊の課題であることを踏まえ、付加価値の高い農業、農業を中心とした特産品の開発、6次産業化による地産地消、地産外消の推進など、質の高い農業の充実を図ることといたしま

した。目指す指標といたしましては、新たに地産地消食堂の来客数を加えました。事業の説明につきましては、以上でございます。

次に、参考資料の2をごらんいただきたいと存じます。1月22日から2月2日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、お一人から6項目にわたる意見提出をいただきました。内容及び回答につきましては、参考のとおりでございます。

次に、参考資料の3をごらんください。平成28年2月15日付にて第5次嵐山町総合振興計画平成27年度改訂版（案）の答申を総合振興計画審議会の正副会長から町長に手渡ししていただいたところでございます。内容につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

最後に、参考資料4をごらんいただきたいと存じます。参考資料4につきましては今回の改訂版策定までの経緯をまとめたものでございます。今回の改定につきましては、人口ビジョン及び総合戦略との関連性が大変深く、平成27年2月19日のまち・ひと・しごと創生推進本部会議から一体として時系列で記載させていただいたものでございます。

なお、総合振興計画の改定作業といたしましては、2ページの中ほど、平成27年11月26日の庁内会議から始め、庁内会議、計画会議、審議会をそれぞれ3回ずつ開催いたしました。

なお、審議会委員につきましては、人口ビジョン及び総合戦略策定委員から引き続き11名にお願いし、平成28年2月15日の第3回審議会まで慎重に審議を重ねていただいたところでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） かなりたくさんあるのですけれども、まず12ページ、それから96ページにもあるのですけれども、一番最後のほうにありますよね。町の自然、歴史、文化等の地域資源を生かし、魅力を磨き続けていきますとなっています。96ページですと、生涯学習活動、文化、芸術の充実という形で書いてあるわけですが、そして各中学校区を文化圏と位置づけ、その形成と各世代をつなげるように各種

事業を推進していきますとなっているのですけれども、嵐山町の地域資源としての文化というのは具体的にはどのようなものを指すのか伺いたいと思います。単純に文化というふうに言われているけれども、これが明確な定義がない。歴史とか自然というのは、はっきりしたものが出てくるわけですが、それがないので、その点について伺いたいと思います。

2点目です。14ページです。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の新区分をつくりました。ところで、社人研の出している人口区分ではこの区分率がどのようになっていくのか、そしてこれが具体的に施策にあらわれている、施策に生かしていきますというふうになっていますけれども、その部分が全く見えてこないのですが、具体的にどこにその部分があるのか伺いたいと思います。

次、17ページですが、土地利用構想図ですが、花見台工業団地の隣接部分を工業地域とするということで、これは工業系にするということですが、具体的には花見台工業団地を拡大するのではなく、隣接する地域を工業系にするというふうになると、もう既にそのような工業系にするということで、進出企業とか、また起業があるのかどうか伺いたいと思います。

次、30ページですが、ICTの積極的な活用というふうな形になっていますが、具体的にはどのようなことを指すのか、これは情報発信基地程度のもなのなのか、それからホームページの更新というものなのか、もっと行政の中で積極的に町民とのかかわりの中にICTが利用されるのかどうか伺いたいと思います。

それと、31ページです。この真ん中のあたり、ユニバーサル視点から、わかりやすく見やすく迅速なホームページの更新に努めますというふうになっていますが、ユニバーサルデザインの視点からという具体的なことはどのようなことを言うのか。例えば視覚障害にある人、麻痺のある人などへの配慮のあるホームページをつくり、それを更新できるようにしていくということなのかどうか伺います。

次に、72ページと76ページになります。今住宅地と隣接した工業地域の公害が問題になってきていますが、基準値以下の場合、工業地域の基準値が活用されるため、住宅地の人たちはその基準値以下でぎりぎりのところで生活したりしていますが、それについての公害調停についての方策がないのですが、76ページについても、それが公害を未然に防止していくことが必要となっています。具体的には公害防止法以下ではない基準値よりも少し低いとかいう場合にはどのような改定にして

いくのかということが必要となっていますと、その基本的な方針以下がないのですが、その点について伺いたいと思います。

それから、116ページ、工業の振興ですが、企業との目指す指標の中で目標値、10年後、平成32年、企業との共同事業1事業となっています。これは具体的なことはどのようなことを考えているのか伺いたいと思います。

124ページです。公共交通の利便性の向上ということになっていますが、これデマンド交通とか民間バス会社というふうな形になっていますが、抜本的な地域の公共交通計画的なものが嵐山町にはないわけですが、その点についてはこの5年間ではつくらないということなのか、もう少し見通しを持っていくということなのか、人口問題ということを考えると、交通の利便性というのはとても重要なことになってきていますが、それについてのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 全部で8項目あったと思います。順次答弁を願いたいと思います。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私が答えられる部分についてまずお答えさせていただきたいというふうに思います。

最初に、12ページと96ページ、文化のことでご質問をいただきました。まず、今回この改定につきましては、総合戦略と大きくかかわっていくということは先ほど申し上げました。その総合戦略を策定する中で、委員さんの中からもいろんなご意見をいただきました。そういったご意見の中で、嵐山町の持っている今ある資源、自然、歴史、文化、こういったものが今だんだん単体になっているというのでしょうか、一つ一つがそれぞれつながりがなくともったいないよねというようなお話がありました。今回のこの総合戦略の大きなポイントとして、連携という言葉があります。それは地域内でいろんな部分が団体であったりいろんなものを連携し、つなげていく、こういったものが一つの基本的な方針としてございます。その一つに文化というものがあるわけですが、具体的に何というご質問でございまして、文化といっても大変広いというふうに私も思います。例えばそれぞれの地域で行われているお祭りであったり、地域の伝統的な行事であったり、こういったものもそれぞれの地域にある文化だというふうに思います。そういったそれぞれの文化、それぞれの魅力をさらに高めて、ほかの自然だとか歴史だとか、こういったものと一体となって、もっと盛り上げ

ていくというのでしょうか、その価値を高めていく、こういったことを今回の総振の改定の中でうたわせていただきました。

また、中学校区を一つの文化圏と。こちらについても、審議会の中のご意見としていただいたものでございます。そのご意見をいただいて、それをこの中に反映させていただいたわけですが、やはり学校というのは単に子供たちが学ぶ場所ではなくて、地域の中にある大変重要な施設だと、そういったご意見でございました。学校を中心として、子供を中心として、そこに地域でのいろんな行事だとかというものがあるのだと。そういった意味からして、一つの中学校区というのが文化圏を形成しているのではないかと、このようなご意見がございました。それを踏まえまして、こうした記載をさせていただいたところでございます。

次の14ページです。この人口構成の新区分につきましては、国がこういったことを示しているわけではございませんで、今回嵐山町が総合戦略を策定する中で今後生産年齢人口が減っていくと、こういった中であってどういった施策を展開すべきか、こういったことについて検討してまいったところでございます。生産年齢人口は15歳から64歳ですが、今の高齢社会にあって、60代、70代、まだまだ現役でばりばりお仕事されている方、活動されている方、たくさんいらっしゃると思います。こういった生産年齢人口の現状から、その上の世代の方でもそういった現状があるわけですから、こういった方たちをもっと、言葉は悪いですがけれども、活用というのでしょうか、活躍していただきたい、そういった思いから、こういった現状の15歳から64歳という区分ではなくて上が69歳まで、そういったところまで考えてみたらどうだろう、こういったことを思い、このような新区分というものを設けさせていただいたところです。これを、具体的にどの施策にどう反映していくかということについては、なかなかこの中では申し上げられないところでございますが、この新区分というものを参考にしながら今後事業を展開していく、あるいは事業を立案していく、そういった一つの目安としてこの総振の中に記載させていただいたというところでございます。

次の17ページは飛ばさせていただきます、30ページのICTの関係でございます。情報化社会も日々進歩しているわけでございます。そういった中であって、町としてはそういったものを積極的に活用していくということで考えております。具体的にこの中にこういう部分というのは記載はないのですが、例えば今嵐山を訪れる観光客の方が大変ふえていると。また、今後日本を訪れる外国人の観光客、大変ふえている状

況にあります。例えば嵐山町に外国の方が訪れていただいたときに、歴史的な遺産を見に来きましたと。そこに掲示板があって、日本語で書いてありますというだけではなくて、ここにスマホをかざすと、画面が出てきて歴史的遺産の案内をするだとか、そういった機器を今後導入ができればいいなというふうには思っております。そういった部分で、それは一例でございますが、積極的に町としてはICTを活用していこうということで記載をさせていただいております。

続いて、31ページのホームページでございます。このユニバーサルデザインの視点からというのは、これは今回の改定の部分ではなくて従前から載っているようなところでございますが、今外国の観光客ということでお話をさせていただきましたが、本日午前中に補正予算の議決をいただいたわけでございますが、来年28年度にホームページの一部リニューアルというのを考えております。そういったものの中では、例えば今日本語でしか見られませんか。そういったものを多言語で対応するだとか、そういったことについては今回実施をしていく予定になっております。今後ホームページについても、例えば障害があったとしても見られるような形で、そういったことを考慮しながら今後進めていくということがこちらの記載になっているかというふうに思います。

124ページの公共交通の関係でございます。こちらにつきましては、平成27年度に町民の皆様方のアンケート調査というものを実施いたしました。そういったものの中で見えてきた実態についてなのですけれども、例えばアンケートをとります。交通の便はいかがですかというふうに問いますと、その交通というのが、ではバスなのか、鉄道なのか、いろいろあるかと思うのです。やはりどうしても交通に対しては不満だと、そのような結果になってしまいます。では、その結果の原因って何でしょうと。鉄道、本数が少ないですよ、こういった不満もあります。バス、実際嵐山町に走っているのは南部と。あとは本当の北部の古里方面だけでございますが、バスがない、あるいは使えるバスがない、このようなご意見をいただいております。ただ、では実際どういったことが不満なのかというところがなかなか見えてこないというのでしょうか、実生活の中ではそれほど困っているというものが多くはないのです。嵐山町は全くの車社会でございますから、車がある以上、多くの方は困っていないというような結果なのです。ただ、今後さらに高齢化が進んできて、車に乗れないような事態になってくる。そういった場合にどうなのだという、そういった漠然とした不安というので

しょうか、そういったものがゆっくり進んでいるというような状況があるのではないかなというふうに今回の調査の結果を見ますと取りました。そういったことからしてすぐ例えばこういった対策をとらなければいけないということは、なかなかそこまでの需要がないというのでしょうか、現状行っている高齢者向けのタクシーの助成事業であるとか、あるいは28年度に新たに計画をしている一部交通弱者に対するタクシー事業だとか、そういった今の取り組みをさらにより広く知っていただき、活用いただきという形で現状としては対応ができるのかなというふうに思っています。ただ、先ほども申し上げましたが、ではいつまでもこの制度でいいのかというところはまた違うと思うのです。そういったことも考えまして、こちらに交通に対する利用者の実態を把握し、総合的な公共交通のあり方を検討していきますと。今回のこの計画期間中に将来の嵐山町の公共交通のあり方というものを、いずれにしてもこれは考えていかなければいけない、そういった思いからこのような記載をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 次に、17ページ及び116ページから117ページにかけて、関連がございます。山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうからは17ページの土地利用構想図中の花見台の地区がございますけれども、こちらの赤で囲われた部分、進出予定の企業があるのかどうかというふうなご質問でよろしかったかと思っておりますけれども、お答えさせていただきます。こちらの地区につきましては、従前から比較をしますと、花見台の図面で言いますと下側といいますか、既存のエコ計画さんがございますけれども、そちらの会社から今現在緑地としてございます森林の部分がございます。その部分を追加させていただいておりますけれども、この部分を今回工業系というふうなことで追加させていただいております。特に進出の予定企業があるというわけではございません。あくまでも追加をさせていただきますして、新年度予算にも出てまいりますけれども、産業団地の適地の選定業務の中で調査をして、町の産業団地の予定地として拡張をとというふうなことで考えているものでございます。

次に、116ページの工業の振興の部分でございます。指標の中で、企業との共同事業が目標値として1事業、具体的な内容はというふうなことでよろしかったかと思っております。この点につきましては、内容としますと、既存の企業さんからなかなか従業員

さんが集まってこないというふうなお話等をいただいております。そういった部分を加味しまして、既存の企業さんの中から抽出をさせていただいて、今後連携で共同事業というふうな形で1事業を計画させていただいていると。企業さんと連携をしながら、町の魅力が何とか上がらないかというふうな内容の協議をさせていただくという予定でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、72ページから76ページにかけて、住宅に隣接している工場との公害の関係、そのこのところの考え方はどうかということでございますが、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えさせていただきます。

町では、公害の発生未然防止のための取り組みをさせていただいているわけですが、そもそも公害とは何かという定義の問題があるわけですし、埼玉県の担当課に問い合わせたところ、いわゆる環境基本法には典型的な7公害というのがあるわけなのですが、そもそもそれぞれの該当法令に定める基準をオーバーしていれば、上回る数値であれば公害なのかということ、必ずしもそうでもない。もちろんそれは公害になるわけですが、では基準を下回っていた場合にはどうか、どういう場合を公害というのかというのは、明確な定義というものはないのだというふうに県のほうから回答をいただきました。基本的には、それぞれの法令に従いまして、特に町の事務とされておりまして水質や騒音や悪臭等につきましては、ここに書いてありますように、発生源の原因者に対し改善の指導を行い、発生源の減少に努めるということが具体的な対応になるわけなのですが、基準を上回らないようにというのがまず基本でありまして、さらにその再発の防止ということで、それぞれの事業者に対しては、自助努力によりまして社会的な責任を果たしていただくようにということが重要であろうと考えておりますので、そのような個々の事例に沿って町は対応をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 順次再質問させていただきますけれども、嵐山町の文化という定義が非常に曖昧だなというふうに思っています。菅谷中と玉ノ岡中の文化圏があるということになると、どのような文化圏になってくるかの定義が必要になってき

ますよね。そういった部分がなくて、文化といいますと、お祭りも入ってきたりするし、いろいろなものがあると思うのですが、そういったことがなく、ただ単純に文化というふうな形になってくると基本計画の中で非常に曖昧になってきて、総合人口計画の中でそうだよねという感じで入ってくるのは余りよろしくないかなと思っています。地域資源としての文化というのは、具体的に何があるというふうな形ですぐに挙げられないということ自体がとても問題があるのかなと。私も嵐山町の文化って何があるのだろうと思いました。歴史とか、そういったものはすぐ出てくるのです、自然とかいうのは。でも、文化というのは何だろう。そして、私自身も私の子供時代と私が嵐山町で子育てをした時代を考えてみますと、何かいい文化にめぐり合わせることができなくて、私よりもいい文化に子供をめぐり合わせることができなかったなというふうな現実があるなというふうに実際一昨日もそのような話をしていたのですけれども、そういったことを考えますと、文化というのをどういうふうに捉えるか、文化にお金を使うというふうな考え方、予算を使うという考え方がどうも嵐山町の中では少ないのかなと。文化の捉え方は人によって違いますから、そういった意味での考え方なのですけれども、菅谷中と玉ノ岡中の文化圏があるとすると、その文化圏はどのような違いがあるのか伺いたと思います。

次、14ページです。14ページは、施策対応が今出てきていないということですが、私はこれが非常に気になったのは、例えば平成22年でしたら、年少人口はここでは16.2%になっていますけれども、実際の年少人口は11%になります。そして、生産年齢人口ですけれども、嵐山町のカウントですと68%になりますが、実際だと65%になります。そして、高齢者人口ですけれども、老年人口ですけれども、15.6%になってきますが、実際には25%とか、そんな数字になってきます。さらに言えば、平成27年ですけれども、これはちょっと数字がはっきり出てきたかなと思って見ていて、年少人口だと14.3%、この嵐山町のあれですと出てきますけれども、現実には10.5%、年少人口が。そして、生産年齢人口が65.7%ですが、現実には59.9%、そして高齢人口は19.5%ですが、現実には29.1%という形になっています。そうすると、70歳まで働いていただくというふうになっても実際には60歳定年制ですよ。その間で納税する人というのはどのくらいいらっしゃるのかわからないし、年金生活に入っているのは65歳からは完全に年金生活というふうになってくるわけで、この区分がどういうふうにして施策に反映されてくるか全くわからないのです。嵐山の場合は、

公立では義務教育段階しかないですから、15歳になりますよね。そこの部分があるにもかかわらず、なぜこれがこういうふうな形になっていかなくてはいけないのか。単純にこういうふうにしていくと、嵐山町だけ年少人口が多くなってという感じになってきて、それだけで何か喜ばしい感じがするのかなと思ってこういう分け方をしたのかなと思うのですけれども、実際何でこんなことをしたのだらうというのが私には疑問なのですが、再度伺います。

それから、30ページですけれども、ICTの積極的な活用というのは、これは観光サービスですよね。観光へのサービスで、そうではなくて具体的に町民と行政とのかかわりの中でどのようなICTの活用があるかということ伺いたいと思うのです。それが無いのに広報広聴、情報公開の実情の中でICTの活用というのは、積極的に町民生活の中で活用とは言えないのではないかなと思うのですけれども、そのところの施策の課題というのは余りつくっていないのかなというふうに思ったので、その点について伺います。

それから、ユニバーサルの視点からのホームページの更新というので、私は特に視覚障害の方へのホームページの更新というのは嵐山町では重要なのかなというふうに考えていて、外国の人へのホームページの更新というのもあっていいのかもしれないけれども、それ以上に町民の方へのサービスという形でユニバーサルなホームページの更新というのは必要だと思うのですが、その点については全く今考えられていなかったということなのかどうか伺いたいと思います。

72、76については、今後公害の考え方がそもそも公害とは何かという形でやっていってらっしゃるといことなのですが、町の方向性としてすぐに積極的にかかわっていくという姿勢がとても大切だと思っているのです。そこの部分が、生活環境の保全、公害調停については、公害防止の充実ということに関しては今嵐山町では弱いのかなというふうに思うのですが、未然に防止していくことが必要になっているわけけれども、実際には未然に防止ではなくて後から来ているという形ですよね。その防止の部分でどのようにつくっていくかということ伺いたいと思います。

116ページなのですけれども、企業との共同事業は従業員が集まってこないの、町と共同して事業を行うということで、企業との共同事業というのは町が新たに事業を一緒につくっていくということだと思ったのですけれども、そういうことではないというふうに考えていいのでしょうか。

124ページのデマンド交通については、難しい問題でもありますが、これ以上言っても申しわけないのかなと思って再質問をやめます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、私からはまず14ページの人口区分のことで答弁をさせていただきますと思います。

なぜこういうふうな分け方をしたのかと。先ほど生産年齢人口の上の部分を上げました。例えば年少人口、ゼロ歳から19歳という区分をしております。今例えば高校への進学率、恐らく100近いような進学率、実際には生産年齢人口に区分がされていますが、皆さん就業されていると。そういった現状を踏まえて、仮にこういうような新区分にしたらどの程度の人口区分になるのだろうというようなことをこちらに示させていただき、こういったことも、今国で定めている人口区分、それは当然もう既定のものでありますから、それはそれとして、仮にこうした場合にはこうだということを示すことによって今後施策を考えていく場合に参考になるだろうと。こういったことも参考にしながら進めていこうということで、このようなことを掲載させていただいたということで、ご理解をいただければと思います。

それと、30ページのICTの関係でございます。行政と町民とのかかわり、どんなことがあるのかというようなご質問でございます。例えば今いろんな情報をメールだとかいろんなツールでやりとりができるということがございます。例えば町に何か申請をするときに電子申請を用いて、町民の方が役場においていただくことなく書類の提出ができる、こういったことも当然一つかなというふうに思っております。こういったことも今後積極的に町としては取り入れて進めていくというようなことでございます。

それと、視覚障害者、ホームページの関係でございます。今全く考えていないのかというようなご質問でございますが、当然どのような障害があっても等しく情報は得ることができる、これは大変重要なことだというふうに思っております。ただ、現時点で例えばホームページ、どのようなことができるのか、そういったことも例えば今音声でというのもあるかと思えます。ただ、ホームページ、それを全て音声でというのが可能かどうかというのはちょっと私、申しわけありません、わかりませんが、そういったことも踏まえて、障害があろうがなかろうが情報を得られるようなことを

目指して町としては進んでいく、このような思いであります。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、文化圏の答弁を村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 では、私のほうから文化圏というか、文化についてをお答えさせていただきたいと思います。

嵐山町の歴史、自然と非常にかかわってくるのですけれども、嵐山町は南北に細長い、西から東に山地、丘陵、台地というふうに地形が変わってくる、この辺が嵐山町の文化と非常に色濃くかかわってきております。例えば嵐山町の北部にはため池がたくさんあります。ため池の文化圏があり、そこでつくられるお米、小麦等、それに伴った小麦による手打ちうどんですか、そういった文化もございます。それに対して南部のほうは、都幾川、槻川という川の文化がございます。逆に町の南部にはため池がほとんどないという、そういった生産にかかわるような地形と自然とのかかわりの中で、先ほど地域支援課長が答弁いたしました伝統文化というもの、伝統行事なり祭りなりというのもそういったものと非常に強くかかわってくると思います。今は大分希薄になってしまいましたけれども、季節ごとの行事、十日夜ですとか、そういうのもありますし、でもそういったものが今であれば、非常に希薄になりつつも、まだそういった地域ごとの伝統行事というものが残っております。そういったものと嵐山町にある歴史、自然といったものを総合的に結びつけて地域コミュニティの強化というものに活用していきたいという意味での文化というふうに捉えております。先ほど言いました北部のため池文化圏と南部の川の文化圏、ちょうど町を南北に2つに分けますと、一つのエリアとして見ると両中学校の校区というのにもかかわってきますし、一定のエリアの中で、また南部の菅谷中学校校区には重忠や義仲をはじめ歴史遺産が非常に色濃く、平沢寺も含めてございます。そういったものも含めて、文化、歴史、自然というものを絡めて活用していきたいということでの記載ということを考えております。

以上です。

○大野敏行議長 次に、公害についての未然防止はどうつくり上げていくかという質疑に対するの答弁を植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 積極的にかかわっていく姿勢が弱いのではないかと、防止の部分をどうやってつくっていくかというご質問でございますが、本来企業の活動をはじめ

めとして、さまざまな社会的な活動については法令のもとに、言ってみれば性善説ということに基づいているというのが基本的な原則だろうと思います。企業活動は、それぞれの企業のコンプライアンスに委ねるということになると思うわけです。ここではあえて施策としてそうしたものを記述するところまでは必要とは考えていないということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、116ページ、工業の振興についての再質問に対して答弁を山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、工業の振興につきましてのご質問でございます。町との共同事業ではないのかというふうな内容だったかと思えます。予定をさせていただいておりますこの1事業に関しましては、例えば企業との協議あるいは連携によりますイベントを行う等、企業さんと共同で町と行っていくというふうな内容で考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 目指す指標の中によって、116ページの企業との共同事業のことですけれども、これ1点で伺います。目指す指標は、企業誘致による立地企業数と企業との共同事業となっていますよね。その企業との共同事業が町と一緒にイベントを行うとか、そういうふうなことが目指す指標になってくるのですか。これは、基本的な方針として、雇用の創出、地域経済の活力向上のため、積極的に企業誘致を図ります。地域と企業の連携を促進し、地域の雇用の拡大を図ります。地元中小企業の体質強化を促進します。企業に優秀な人材が集まるよう、企業等と連携しながら町の魅力向上を図りますと。ここの部分に企業との共同事業としてイベントが入ってくるというふう考えるわけです。私は、企業との共同事業って新たな起業をするということかなと考えていたのですけれども、それは全く工業の振興の中には入ってこないということになるのですか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

この企業との共同事業に関しましては、実は総合戦略を策定するときいろいろな

方とお話をさせていただきました。その中である企業のほうからお話をいただいた内容で、先ほど企業支援課長から人材が不足しているというようなお話がございましたが、その企業としては、将来この嵐山町という地で事業を続けていくには優秀な人材がとにかく必要だと。ただ、この嵐山町という立地からして、なかなか都内から優秀な人材を持ってくるのが難しいというようなことでございました。それを打開する一つの方策として、まず嵐山町の魅力を高める、嵐山町の例えば知名度を上げる、魅力を高める、多くの方に嵐山町を知っていただく、嵐山町に関心を持っていただく、こういった取り組みを一緒にやっていきませんかというようなことでお話をいただきました。これがどういった形で展開できるかということは今後の検討課題だというふうには思っておりますが、今議員さんから起業ということではないのかというご質問をいただいたのですが、一緒に起業するというのではなくて、今答弁申し上げたように、優秀な人材を確保するためにこの町の魅力を高めていく事業をこの町だけではなくて、対外的に多くの地域に対して例えば嵐山町の企業はこんな事業をやっているのだよ、どうですか、皆さん、来てみませんか、関心を持ってくださいよ、そういった事業を一緒になってやっていこう、こういったことをこの計画の中に位置づけをさせていただいたところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 赤字の訂正されているところをちょっとお聞きしたいのですが、3点ほどあるというふうに思うのですが、50ページ、51ページにつながっていますが、嵐山おたすけサービスの事業についてお聞きします。おたすけサービス事業、確かにいろんな方が同じ年代の人にもいろいろやっていただけるので、気兼ねなく利用できていいのですよという話は聞いています。ですから、延べ人数がふえているのですが、それを支えるボランティアの方というのはそうふえていないのだというふうに思うのです。これからこの事業を続けていくのに拡大的にやっていくというふうなことなのでしょうけれども、高齢者の方が期待をするところはかなり多くなるのではないかなというふうに思うところにボランティアの数がそうふえないというのはちょっと心配だなというふうに自分で思うのですが、見通し的なものがあるのかどうかお聞きをいたします。

それとあと、74ページに書かれていることを申し上げますが、赤字のところなので

すが、10行目ぐらいに、意識調査によると、町の改善すべき環境の課題に対する質問では、空き缶、吸い殻などポイ捨てが最も多いなど、日常生活に関する問題意識が高くなっていると。この対策としてだというふうに思うのですが、アダプトプログラムの関係の嵐山町まもり隊、そのようないろんな団体の方の協力をいただいて、それをなくしていきたいというふうに捉えられるのですが、私も前にこれについては規制をするような、してはいけないのだというふうなこの関係から、条例等も考えていただいたほうがいいのではないかとというふうな質問をしたことがございますが、ただ単にそういうボランティアだけに頼るとするのは、ちょっといかがなものかなというふうな感じをしております。

それとあと1点なのですが、95ページなのですが、学校の関係が載っています。学校ブランド事業というふうに載っています。この中に、学校教育環境の充実を図りますということが学校ブランドにつながるのだというふうなことでございますけれども、どういうことをおっしゃっているのか、大体頭の中ではわかるのですが、環境がいいですか、環境がいいということなら、嵐山どこの学校でも非常に環境いいですから、それはいいのですが、ほかにも何かあるのかどうか、それが学校ブランドにつながるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

3点だけ。

○大野敏行議長 審議の途中でございますが、暫時休憩いたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時44分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の質疑に対する答弁からです。

最初に、50ページから51ページ、おたすけサービス関連のことに关しまして、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきたいと思ひます。

50ページ、51ページの関係の嵐山おたすけサービス事業の関係でございます。議員さんがおっしゃいますように、このおたすけサービス事業につきましては、社会福祉協議会のほうで実施していただいている事業でございます、利用されている方は、

かなりの多くの方が利用していただいているというような状況でございます。今のボランティアさんの状況と利用者さんの状況をちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、これは1月現在でございますが、ボランティア登録者数につきましては57人、それから利用者の登録者数につきましては128人ということでございます。昨年の4月でございますが、ボランティア登録者数48人、利用者登録者数が108人というようなことで、両方ふえているような状況にあるわけでございます。

この制度が初めできたとき、元気な高齢者の方にはそういうふうに困っている方を面倒見ていただきましょうというような形の中で始まってきた事業でございますが、今後これから高齢者がふえていく中で介護を必要とするような方というのはまた多くなってくるというふうに思いますが、その中でも元気な高齢者の方、またそれから若い方でもいいわけですが、そういった方については、ぜひそういう困っている方について地域で支え合いをしていきたいと思いますというようなことで今言われておるわけでございますので、ぜひこれからボランティアさんのほうの登録者数をふやしていくようにこれからまた努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、74、75ページにかけて、ポイ捨てなど環境問題、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

ポイ捨て条例等の制定についてはどうかというご質問でございます。産業廃棄物等の不法投棄については、近年めっきり少なくなっているのが事実でございます。町民が美化運動を実施してきた一つの成果であろうかというふうに考えております。今後も住民のこうした善意による前向きな美化意識の向上、これを進めるために一層の啓発活動を推進していきたいというふうに考えております。したがって、ポイ捨て条例の制定までは現在のところ考えておりません。嵐山町まもり隊の活動というものは、まさにこうした町民の善意のボランティア活動でございますが、いましばらくはその活動の経過というものを見守っていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、95ページ、学校ブランド化事業に関して、藤永子ども課副課長。

○藤永政昭教育委員会子ども課学校教育担当副課長 それでは、95ページにつきましてお答えさせていただきます。

学校ブランド化事業に関係したことについてでございますけれども、嵐山町では嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略のほうにも教育関係のほうでちょっと掲載させていただいておりますが、まずは学力の向上、まずこの事業を一つの指標として挙げさせていただいております。また、小中一貫教育推進事業ですとか学校図書館事業、その中にまた学校ブランド化事業ということで、中学校の体操着や制服の変更というような項目がございます。この学校ブランド化事業と中学校の体操着、制服の変更の学校ブランド化事業というのが同じ意味合いなのかなということで、学校教育環境の充実を図りますというのとどう関係があるのかというようなご質問なのかなと思うのですが、95ページのほうに示されております学校教育環境の充実を図りますというのは、今まで申し上げましたように、学力ですとか着るもの、制服、体操着、そういったものも含めて、よその市町村の子が嵐山の町内の学校に行きたいなと思っていただけのような総合的なものを指してございまして、学校教育環境の充実を図りますということで最後に締めくくっているようなことでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、再質問させていただきます。

50ページのおたすけサービスの関連のことでございますけれども、その上にも書かれておりますけれども、シルバー人材センターにおいても就労形態の変化により、需要と供給のバランスが崩れつつあると書かれています。よく最近話を聞きます。この部分に限っては、なかなか来ていただけてととても困っていますと。どういふふうになっているのですかと。私も正確にはよくわかりませんから、なかなかその部分のあれが需要があるのでしょうかというふうなことから質問させていただきました。確かに若い方もやっています。私の二つ三つ上の人もやっておりますし、また八十二、三になってもやっている方もいらっしゃいます。その年齢層のことを言っているわけではないのですけれども、とにかくこのあれでいけば、今のところずっと上へ上がっていくというふうな両方一緒に上へ上がっていくという感じだからいいと思うのですけれども、崩れ始めたら、それこそその体制というのが崩れてくるということは皆さん方にある事態を疑われてしまうので、そこのところだけ気をつけていただきたいと思うのです。どんな事業においても、ボランティアでやっていただくというところのウエートというのは、私には合わない、やめさせていただきたいという方が1

つでも出てくるとがたがたといってしまうので、ぜひ気をつけて、そのバランスが崩れないように注意して、多少なりともボランティアであっても優遇があってもいいと思うのです。そのようなものを考えていただかないとなかなか難しい時代になってくると思うので、提言ということにさせていただきます。

次に移らせていただきます。条例というものは考えていないということで、いいのですが、ちょっと認識が違うのではないかなというふうに思うのですけれども、我々が近所でいろいろやっている限りは、最近美化運動のときは非常に少ないです。少ないのですけれども、その前にボランティアの方がやって少なくなっているという現状を把握しておいていただかないと、その日がないから全体がごみが少なくなったというふうな認識はおかしいと思います。私は昼間3日前に出て、皆さんとお昼に食事が終わった後ちょっと用があるので出かけましたら、白い紙袋が3カ所ぐらいに置いてあって、これ役場へ行って話さなくてはなというふうに言って今現在も忘れていますが、そういうふうな意識的に置いていく方もいらっしゃるのです。ですから、そういうのは片づけてくれる方があるから、そういうふう to 実際町でやろうって言ったときに少ないという現状もあるので、それは日常の課の方の認識が少し甘いのではないかなというふうに思いますので、気をつけてそのごみの対策を考えていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。そんなことは百も承知だと言われればそれまでですけれども、答弁は結構です。

最後に、95ページの学校ブランドのことで、ブランドというのは、学校が誇れるものであって、今言ったように学力の向上も入るのでしょうか。私は余りそうは思わないのですけれども、私学の学校であれば学力向上ということがあるでしょうけれども、体操着、ユニフォーム、格好いいのが、これもブランドになるのでしょうか。私はちょっと疑問にも思いますが、とにかく子供たちが学校へ行って楽しい、それで毎日行って元気にできる学校が何といたって学校のブランドなのだと思います。それが無いから今いろいろ問題や学校ブランドという言葉なんかが出てきてしまうのだと思うのです。地域のブランドだったらわかりますけれども、学校のブランドというのは、そういうのはブランドというのかなというふうな感じには思います。これだけちょっと答弁をお願いしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永子ども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、やっぱり学校というのは楽しく行けないとよくないのかなというのは私も思います。楽しく行けるためには、いじめがなかったりとか、そういうことは当然出てくると思うのですけれども、それに対しましても、95ページのほうには施策の内容ということで出てくるのですけれども、今までもやってきてはおりますけれども、教育相談運営事業ですとか、さわやか相談員、そういった相談員を設けての事業ですとか、いじめをなくそうということで、今でも嵐山町の教育委員会のほうではそういったものをなくそうということで日々努力をしておるつもりでございますので、その辺は当然これからも続けて、そういったことも続けていきまして、不登校等もなくなるような、そういった学校は当然目指していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） いろいろ申し上げましたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。質問は結構です。しません。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 4カ所お願ひします。

まず、71ページの新規で遊び場整備事業が入りました。こちらは、地域や子育て世代の交流のため、子供たちが安心して屋外で遊べる場ということで整備が入ったということで、内容のほうをお伺いしたいと思います。

それと、87ページ、こちらは保育園の名前が書いてありまして、定員数も書いてあります。その中で給食というものがしらこぼとと若草保育園に入ってまいりました。現在もう始まったのか、これから始まるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

そして、110ページ、武蔵嵐山駅での放置車両の台数ということで、駅周辺にはお金を払って置ける場所とかがあるにもかかわらず、放置自動車、これ自転車ではないのよね。放置車両だから車だと思うのですけれども、その台数が今既に82台あって、これを減らしていく対策をするということなのですが、これ現状を今後伺いたいと思います。

それと125ページ、先ほど渋谷議員さんのほうからご質問がありましたけれども、

都市計画の地図を見ますと、住居系というものが駅周辺に多くございますけれども、離れたところにも住居系があります。そういう中でバスが廃止になってしまったわけですけれども、やはり今後はしっかりこの辺取り組んでいただかないと、高齢化が進んでいく中で交通弱者がふえてきます。今でもどうなっているのですかということはよく尋ねられますので、もう一度このところの今後についてどういうふうにお考えになるのか、お話を伺いたいと思います。

以上4点です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

71ページ、遊び場の件につきましては、菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、子供の遊び場の整備ということでご質問がございました。こちらにつきましては、嵐山町の総合戦略のほうで改めて位置づけられたものに対する変更ということでお考えいただければよろしいかと思いますが、町全体の中でどのような形でバランスをとりながら整備を進めていくかということを考えながら、実際に今それぞれの地区に児童公園があつたりとか、あとは多少大きい公園があつたりとか、そういった核となるような大きい公園と、それから各地区ごとで近所で地域の交流のための公園というもののバランスを考えながら整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 次に、87ページ、保育園の給食等について、前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、87ページについてお答えいたします。嵐山しらこぼと保育園さんと若草保育園さんの給食でございますが、これにつきましては、当然保育園につきましては主食と副食等は出ておりますので、あえてここで表記のほうをさせていただいたということでございます。なので、今までもう既にやっていたということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 110ページ、駅の放置自転車等について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、110ページの武蔵嵐山駅での放置車両の台数、この目標でございます。こちらにつきましては、放置自転車ということで目標数値の掲載をさせていただいております。武蔵嵐山駅、例えば都心からおいでになって駅へおり立って嵐山町の玄関口、

一つの顔でございます。そういった顔である駅の環境を整える、これは大変重要なことだというふうに思っております。現状では年間82台程度撤去しているということでございますが、今後こういったものを減少させていくように努めていくということで目標値を入れさせていただいたところでございます。

それと、124、125の交通の関係でございます。先ほども渋谷議員さんのご質問に対してご答弁をさせていただきましたが、現状ご案内のとおり、高齢者向けのタクシー助成事業、こういったものを行っております。こういった事業を行う中で、交通弱者対策、外出機会を設けるということで行っております。28年度それを一部拡大をすると。交通弱者の対象を広げていくと。こういった施策を今後展開していくということで考えておりますが、ただ今行っているものが、抜本的な改革というのでしょうか、改善策になるということではないというふうに思います。今後嵐山町として交通をどう考えていくべきか、そういったことについてこちらに記載させていただいておりますが、総合的な公共交通のあり方を検討してまいると。これについては、先ほども申し上げましたが、すぐどこということではなくて、一つの制度をつくっていくには、地域の皆様方の生の声、こういったものもお聞きしながら制度構築をしていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 71ページに関しましては、核となるところを中心にさまざまなお話がありまして、バランスよくというお話がありましたけれども、今までは遊び場の遊具を撤去するばかりで広場的になってしまっておりましたが、来年度の予算の中に志賀公園でしたっけ、志賀2区の公園のところには何か遊具がつくという予算も入っておりましたけれども、今後子供たちが安心して屋外で遊べる場、また地域の方々も出てきてみんなで交流できるためと書いてあるので、どのようなものができるのかというものもしわかりましたら教えていただきたいと思っております。

それと、87ページの給食に関しましてですけれども、しらこぼとと若草は書いてあって、東昌寺保育園も今既に給食はやっていると思うのですが、書いていなかったものだから、もしかするとしらこぼとは人数が少ない、また若草は人数をふやしたということで、学校給食の給食を提供してもらおうことになるのかなというふうに捉えたのです。しかしながら、今の答弁ですと、今既にやっていますという答弁でしたけれど

も、現状のまま自校式というのか自園式というのか、そのままでやるという考え方でよろしいのか再度確認したいと思います。先日議会でも給食をお金払ったので、いただきましたけれども、幼稚園から中学生までが同じ給食だということで、小さい子と大きなお兄ちゃんたちだとちょっと味がどうなのかねという意見もあったものだから、保育園の子が入ってくると、なおちょっと大変になるなと思ったので、聞きました。教えていただきたいと思います。

110ページのほうは、やはり自転車ということでご答弁いただきましたので、しかしながら東口は無料の駐輪場があるにもかかわらず、ではこれは西口のほうに多く見られるのか。バランス的にはどうなのか。今後減らしていただけるということなのですけれども、バランス的にはどこに。駅の西口なのか東口なのか、ちょっとそれだけ教えていただきたいと思います。

それと、125ページのところの交通弱者の件ですけれども、来年度は妊婦さんも入れていただきましたが、そうではない方々、2キロ以内なら何とか歩ける距離なのですけれども、2キロ以上になるとやはり歩けない。真夏なんか特に歩いて駅とかにも行けなかったりしますので、これはもう早急に対策をしていただかないと、人口減少にこれこそつながっていく課題でもあるのかなと思います。やはり便利のいいところのほうがいいというふうのうちの子供世代の子たちは言いますので、こういうところを何とか早目に考えていっていただきたいと思いますので、これは要望で、答弁は同じだと思いますから、結構です。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 公園の整備の内容ということでお問い合わせがあったかなというふうに思います。総合戦略のアンケートの中でも、公園につきましては多数のご意見をいただいております。大きく充実した公園が欲しいとか、近所に歩いていける公園がなくなってしまって子供が非常に悲しんでいるとか、さまざまな要望がございますので、その要望をくまなくかなえていくというのはなかなか難しい部分があるとは思うのですけれども、基本的に今ある公園を全て存続させていくというのは現実的ではないのかなというふうに考えております。現在ある公園を見直しながら、まとめていけるものはまとめていく、そして当然望まれている中身というのが非常に

高いレベルで望まれている部分がございますので、そういった部分の要求を満たすためには、どうしても嵐山町の公園の中で1カ所なり2カ所なり拠点的な公園で、そういった遊具の充実したものに対しての対応というのはそういったところで対応させていただくということを基本に、かといって小さいお子さんを余り遠くまで連れていくというのは大変な部分もあると思いますし、地域のコミュニティーということであれば、やはり近くにそういった小規模の公園というのも当然必要になってくると思いますので、それはまたバランスを考えながら、あとは皆さんのご意見を取り入れながら選択と集中というわけではないですけれども、ニーズのある場所なり必要な場所に改めて既存のものとのバランスを考えながら整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 続いて、前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、保育園の給食の件でちょっとお話をさせていただきたいと思います。

基本的に認可の保育園につきましては自園調理が基本でございます、全ての保育園で自園調理をしてございます。内容としましては、調理員は2名配置が基本になっておりまして、その中でもまた特色のある給食をやるということで、栄養士がメニューをつくったりするような園もございます。また、子供さんによってはアレルギーに対応するための特殊な食事をつくる場合もございます。そういった意味から、しらこぼとさんと若草保育園さんについては、そういった給食のほうに力を入れたい、栄養士を入れたりとかしてそういったメニューを考えているという意味で、相まってああやって表示させていただいたという部分もございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 110ページの放置自転車車両の関係でございます。

こちらに記載をさせていただいておりますのは、町で管理をしている駐輪場、現状駅の東口に3カ所ございますが、そちらにおける放置車両ということで掲載をしているものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 71ページのところ、もう一回お尋ねします。

皆さんが集ってくるようなところというのは、やはり充実したものを置いたほうがいいと思うのです。拠点となるところとそうでない地域とのバランスというお話がありましたけれども、拠点となるところはやはり駐車場とかがないと無理というか、路駐できませんから、そういう遊具を充実するようなところというのは、必ず駐車場があるべきところに拠点と言われるような遊具を充実したものを持ってきていただければいいと思うのですが、そうするとフィットネスパークとか、あとは菅谷公園のほうだとちょっとどうなのかなと思うのですが、そういう拠点と思われるようなところ、大体今イメージとしては何カ所ぐらい拠点になるようなところはイメージされますでしょうか。

以上です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 今畠山議員がおっしゃいましたとおり、まず拠点の一つとしては、フィットネスパークが1つもう既に完成されているというふうに考えております。あと一つないし2つ拠点として整備ができればなということで考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 16、17の土地利用構想の関係なのですが、1つは花見台の関係で、新しくふやす分はどのくらいの面積になるのでしょうか。これは県がやるのでしょうか、町がやるわけなのでしょう。それと、滑川町のぎりぎりにこの図だとなっているのですが、滑川町の方も一部入るとい形になるのでしょうか、伺いたいと思います。それと、花見台の工業団地は空き区画というのはあるのかどうか伺いたいと思います。

それから、水道庁舎、平沢2区の団地の上を今度開発するという事なのですか、この計画では。森林保全系の土地利用の計画が終了したため改正するという事で、森林保全系が消えているわけですよね。緑地保全になっているのか。開発ではないわけですね。内容がどういうふうになるのかを伺いたいと思います。

それから、19ページの水の件、ここはいいです、ほかにもあったので。40ページの

生活習慣病予防の基本的な方針で、今まで支援できる環境整備を行いますということで支援があったのですけれども、支援を今度しないのですよね。この支援をしなくしたというのはかなり意識して書いたのだと思うのですけれども、支援しなくて生活習慣病の予防ができていくのかなと思うので、ちょっと伺いたいと思います。今回ほかにも支援をしないというのが、46ページの食育の推進のところでも支援が消えていますので、ちょっとあわせて伺いたいと思います。

それから、78ページ、小川地区の衛生組合のごみを今度は東松山、桶川云々8市町村、それに川島町が加わったと。埼玉中部資源循環組合と書かなかったのは、何かちょっとやっぱり書きづらいという面があったので書かなかったのか、伺いたいと思います。

それから、81ページのクリプトスポリジウムの件がばっさり消えているわけです。赤外線でしたっけ、紫外線でしたかの装置をつけるということで、それでも完璧だということで、ここは削ったのか、伺いたいと思います。

それから、84ページに子育て支援センターの件が出ているわけですが、今嵐丸のところで行っているわけですよね。当面は嵐丸というか、2つあったわけですよね、北部にも。北部の件もここでは考えているのかを伺いたいと思います。

それから、86ページの下の方なのですが、これ保育園の待機児童の数ですよね。平成27年度待機児童ゼロ人となっているのですけれども、これ町の捉え方としてゼロ人だったわけなのですか。いたというふうに認識していますので、これを伺いたいと思います。

まだあるのですけれども、以上でやめておきます。

○大野敏行議長 8項目でよろしいですね。

○9番（川口浩史議員） はい。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

16ページから17ページにかけて、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、16ページ、17ページの土地利用構想図の関係でお答えさせていただきます。

まず、花見台の追加した地区の面積でございますけれども、こちらが約10ヘクタールございます。そして、県でやるのか町でやるのかという内容だったかと思えます。仮に造成というふうなことになるれば、こちらは県企業局等が実施するような形になる

うかと思えます。そして、隣接しております滑川町でございますけれども、こちらは今の予定としては入れる予定はございません。嵐山町のみでございます。そして、花見台地区の現況でございますけれども、空き区画というふうな内容だったかと思えます。今現在あいている区画としてはございません。そして、平沢地区の関係でございます。これは、緑地であった部分が森林系に今回移行するという内容でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、40ページ、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

こちらのほうの健康長寿のほうの関係なのですけれども、最近生活習慣病等にかかれる方、町内の方も多いわけでございますけれども、今年度から始まった「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト事業」というのも行ってございまして、こちらのほうもこれから事業を続けてまいるわけですがすけれども、町民の健康のために健康寿命を延ばしていけるように、また安らぎの事業も充実をさせて、こちらのほうの健康寿命を延ばしていけるような事業に取り組んでいければというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 続けて、46ページ、食育について。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 失礼しました。お答えいたします。

46ページですがすけれども、こちらのほうの食育の関係でございますけれども、こちらのほうも一応食育計画等を策定をしておりますので、地域住民に対しまして、またそちらのほうの計画に基づきまして食育関係の浸透を図りまして、健康のために進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 続いて、78ページ、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

ご指摘のような特に特別な意味はございません。意図はございません。25年以降、組合名が途中で変わったりしておりますので、かえって混乱するといけないということで、あえて組合名は入れておりません。特別な意図があるわけではございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、81ページ、新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 81ページのクリプト対策につきましてお答えいたします。

80ページでも書かせていただいておりますけれども、嵐山町の水道ビジョンというものを作成いたしております。その中でクリプト対策については書かせていただいております。ただ、現在の人口減少社会の中で、現在の水道施設それぞれにおいてクリプト対策を実施するという方法ではなく、今後の人口減少社会に対応して施設の統廃合を考えた中でクリプト対策も実施していくという考え方を持っておりまして、ビジョンの中ではクリプト対策を実施するというふうに書かせていただいております。クリプト対策削除というのは現在の施設の中で全て実施するという考え方からちょっと方針転換をしているという意味で、ここでは削除させていただいております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、84ページ及び86ページ、前田こども課副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、84ページの地域子育て支援センターについてお答えいたします。

ちょっと経緯から含めてお話をさせていただきたいと思います。地域子育て支援センター、国では地域子育て支援拠点と申しますが、この設置の基準が中学校区に1カ所という基準になってございます。平成25年までは嵐山若草保育園さんのほうで支援拠点を開設しておりました。そして、平成26年におもちゃ図書館のほうも支援拠点として位置づけさせていただきまして、2カ所、おもちゃ図書館につきましては菅谷中学校区、嵐山若草保育園につきましては玉ノ岡中学校区ということで、国の決めております中学校区に1カ所ということで2カ所できておりました。

それで、昨年27年なのですけれども、27年につきましては嵐山若草保育園さんの建てかえがございまして、若草保育園さんのほうで支援拠点を面積的なものもありまして、人員等がありまして、27年度以降は拠点のほうを実施しないということになりました。ですので、平成27年につきましては、今年度につきましては実は嵐丸広場が嵐山町の中で唯一の地域子育て支援拠点でございます。これは菅谷中学校区になりますので、川口議員さんのおっしゃるとおり、北部、玉ノ岡中学校区のほうの支援拠点は今現在ないという状況でございます。ないということでございますが、今までその次の項目にありますつどいの広場事業ということで、広場事業として、拠点ではございませんが、北部の交流センターを使ったり町民ホールを使ったりして、そういったと

ころで拠点の機能とまではいきませんけれども、補完する意味でやっております。目標数値が2カ所となっておりますので、当然国、県のほうで基準でございますから、中学校区に1カ所ということで、ぜひ北部のほうにも拠点をということでは検討はしております。以上です。

続きまして、86ページの待機児童の関係でございます。ここにありますように、平成27年度ゼロ人でございますが、これはあくまで目標数値でございます。目標数値は待機児童ゼロということで掲げてございました。ただ、上の説明にもございますけれども、平成26年の10月、国のほうの調査は4月1日の調査と10月1日の調査がございます。平成26年4月1日の調査では、待機児童はございませんでした。その後、年度途中で仕事に復帰するというので、保育園に預けたいということで、申し込みが年度途中でも出てまいります。そういった意味もございまして、平成26年10月1日には4名の待機児童がございました。そして、平成27年でございますけれども、今年度の4月1日の調査では待機児童が21名出てしまいました。そういった意味で、ここ何年かで非常に待機児童がふえてまいりまして、ここにも目標数値はゼロということで掲げて、当然目標数値はゼロにしなければいけないと思っております。今後もゼロを目指していろいろな施策を展開していくということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 花見台、空き区画はないのですか。もしあったら、あって広げるのはいかがなものかなと思っていたのですが、ないのであれば、わかりました。水道庁舎のところですが、これ緑地保全系から森林系にと。何かこれで変わるのですかね。変わる内容がちょっとわからないので、それを変えていいのかどうかがありますので、ちょっとお答えいただきたいと思えます。

そのほか、もう言ってもしょうがないので、福祉のほうで支援をやめるというのは何か事業をするとすると、町が持ち出す分というのが当然出てくるわけですよ、あと施策の面でも。多分そういうのをやめたいのだろうなというのが伝わってくるのです。そこを狙っているのだと思うのですけれども、私も何か具体的なことを申し上げられませんので、もういいです、それは。

保育園だけ1つ、保育園の人数なのですが、これ目標値だからゼロだということであって、嵐山町の人口、これはそっくり変えているわけですよ、13ページの。こっ

ちはそっくり変えていて、実際に起きていた待機児童の人数のほうは、目標値なのだから、こっちは変えませんというのは、これはちょっと都合よく作り過ぎているのではないですかという感じがしますので、答弁できないでしょうけれども、何か言いたいことがあったらおっしゃってください。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 1点目の土地利用構想図の平沢の関係につきましてお答えさせていただきますと思います。

この地域にありましては、かなり古い計画というふうに伺っておりますが、この旧水道庁舎周辺は山頂公園構想がございました。水道庁舎一帯を公園化しようではないか、そのような計画が20年、30年前から何かあったというふうに伺っております。今回この計画を見直すに当たりまして、現状ではそのような公園構想を町のほうでは持っていないので、今回改めて緑地保全系から森林系に変えたということでございます。これを変えることによって何か変わるのかというようなご質問でございますが、特に実態としては変わるところはないというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 86ページの件、よろしいですか。お答えできますか。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 では、終了とします。

第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 一般質問で総合戦略の評価指標を全て盛り込んでいただいたということで質問させていただきました。答弁では、なじむもの、なじまないものをいろいろ検討して選択して、必要なものは盛り込んだという回答でした。私もその後も見て、定住人口対策にしても、土地区画整理での実地件数とか、あるいは子育て世帯の奨励事業の転入申し込み件数とか、細かい数字でいろいろと入れたほうがよかったなと今でも思っております。これについては、執行側のほうで判断されましたので、それ以上の追及はしませんが、意見として申し添えさせていただきたいと思えます。それと、確認が2件ありまして、30ページなのですが、ホームページのヒット件数、これは平成21年度の現状値ということで、行政が5,000ヒットですか、あと観光のホームページが1万2,000ヒット、これは当時の件数としての現状値ですか、載っ

ているわけなのですけれども、これを全部トータルしますと、これは1日平均なので620万5,000人になると思うのですが、10年後、平成32年の見通しになると20万件になって、随分減っているという認識を持ってしまうのですけれども、これは当初の間違いだっただのか、あるいは私の数字の読み違いなのか、ちょっと確認をしたいと思います。それと、もう一点は94ページ、これは中学校の不登校率ということで書いてあるのですけれども、新しく加わった数字でございます。平成27年度が2.42%になっておりますので、これが目標値というより現状値なのではないかと思うのですけれども、この2点お願いしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

30ページにつきましては、青木地域支援課長。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 よろしいですか、ホームページのヒット件数。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時36分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの吉本秀二議員の質疑に対しまして答弁をいたします。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 貴重な時間を大変申しわけございませんでした。

30ページのホームページのヒット数の関係でございます。こちらに記載をさせていただいている21年度の現状値、この数値で間違いがないかというようなご質問でございます。この数値については、当時これだけヒット数があったということでございます。ホームページの現行と若干異なっておりまして、当時は行政のホームページと、あとは観光の動画が見られるような、そういったものも一緒に町のほうでやっておりました。当時その観光の部分というのが大変人気がございます、多くの閲覧をいただいたということでございます。それに伴って行政のホームページをごらんいただく方も多かったと。現状につきましては、観光のホームページにつきましては観光協会のほうで運営をいただいております。行政は行政のみということでございますので、当時に比べれば行政のヒット数が減少していると、このようなことでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、94ページ、藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、中学校の不登校率につきましてお答えさせていただきます。

これは不登校率ということで、割合になりますけれども、21年度、現状値ということで2.52%、これは当時の具体的な数字を上げているのかなと思われます。その後5年後の27年度、10年後の32年度の目標値といいますのは、こちらのほうで実際不登校をしている方の人数を減らしまして、あとは分母、率ですから、生徒全体の数といっても変化がございます。その辺を考慮しまして、当然1人でも不登校の子供が減るように目標というのは設定しまして、分母も変わってきますので、一概にぱっとはならないのですけれども、そこで計算のほうを割り出しまして、2.42%ということで目標値を掲げております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) わかりました。ホームページの件につきましては、当時これだけ実際にはあったということで理解いたします。

学校の不登校の関係なのですけれども、そうするとこれは目標値であって現状値ではないという考えでいいわけですね。ただ、私がなぜこの質問をしたかといいますと、10年後の平成32年も同じく2.42%なのです。そうすると、さらに減らそうというような数字ではなくて、今これだけ達していないから、その次の目標値も同じ目標値でいこうというのはわかるのですけれども、要するに義務教育で教育長さんも不登校ゼロだということでお話になっているのもよく聞きます。したがって、2.42%ぐらいまでだったら、いいわけではないのだけれども、許容できるというか、仕方がないのだと、こういう言い方はないかもしれませんが、そういうようなものが映るわけなのです。それで、多分今回達していないから、さらに同じ数字を目標値としたのでしようけれども、この数字に心があるとしたら、2.42%以下とか、いろいろ数字を見ますと、以上というような数字も使っておられますので、同じ数字を並べておくよりも、以下とか、そういう数字が使われたほうが、ほかのものの数字だったらいいのですけれども、殊に学校、教育に関することで、不登校を抱えている本人も悩んでるでしょうし、家族も非常に悩んでる。その身になってみたら大変なことだと思います。

そういった困っている人がたくさんいて、この数字をゼロにするのも、たくさんいる中でそれをゼロにするというような目標を持って、それはちょっと責任のないような話になりますので、数字を入れていただくのはいいのですけれども、数字に心を持たせるということで以下というのを入れられたらよかったなと私は思いました。それだけでございます。

○大野敏行議長 答弁求めます。

藤永こども課副課長。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、お答えいたします。

目標値、先ほどちょっと説明はしたのですが、分母の関係ということでお話をさせていただきました。当然不登校はないほうがいいわけですから、目標なのだから、ゼロではないのかという考え方もあるかとは思いますが。ただ、現実はかなり不登校というのも生徒は多く当時ありましたので、一人でもとにかく減らしていきたいという目標を設定しておりまして、5年後と10年後で、5年間といいますと、また生徒数、先ほども言いましたけれども、かなり減ってきます。ですから、目標人数でいって、同じ設定の例えば今年度の不登校の人数としては、例えば3人以下に抑えようという3人としたとしますと、今度は分母がかなりまた小さくなると率としては上がってしまうのです、逆に。そうしますと、目指す指標で逆にこの数字が上がるのもおかしいということもありまして、とにかくこれは維持、以下でしていこうという意味でこの数字を示させていただいております。基本的には、当然不登校はゼロにしたいという気持ちではございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 生徒の数が減るということを前提としてのお話だったと思うのですけれども、私は5年間の出生数を調べてみて、5年間は何とか110人台で維持している、健闘しているということをお話ししました。これからも目標であればさらに出生数をふやすのだという考えでございますので、その辺も考慮して考えていただければいいかなと思います。これは答弁を求めません。

以上で質問を終わります。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 人口を予想するというのは大変なのだと思いますけれども、

将来人口の設定なのですけれども、平成32年が1万7,510人、平成72年が1万2,000人台というふうになると思うのです。それも国が言っている特殊出生率を1.8に見た場合というふうになっていると思うのです。そういう面では、特殊出生率、年間で130人というのがこの1.8に該当するというふうに考えていいのですか。現在の特殊出生率、どのくらいになっているのかもあわせてお聞きしたいというふうに思うのですが。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えさせていただきます。

平成72年、目標数値1万2,260人ということで設定をさせていただきましたが、合計特殊出生率については、この平成72年に1.80、これを目指すというような計画となっております。現状の出生率ということでございますが、人口ビジョン及び総合戦略のほうにも記載をさせていただいておるわけでございますが、こちらの14ページに嵐山町合計特殊出生率の推移ということで記載をさせていただいております。直近の平成25年の数値、これは0.90というような数値となっております。平成20年から平成25年まで記載をさせていただいておりますが、1.00を境に若干上下、こういったところで推移していると。現状このような合計特殊出生率でございますが、何度も申し上げるようですが、これに対して、この計画の中に位置づけたさまざまな事業、こういったものを行うことによりまして、平成72年1.80を目指していくということでございます。

以上です。

○大野敏行議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　28ページに出生数というのが年間130人というふうになっていると思うのです。これは、特殊出生率の1.8に相当するという考え方でいいのですか。そういう面では、何か暗いなって感じがしないではないのですが、同時に納税義務者が27年から5年後の32年には17人しかふえていないのです。そういう面では、先ほどの話で人口の新分布を変えたというふうには言いながら、生産人口がなかなか変えたものの上がってこない。納税義務者が上がってこないということは、町の財政についてもそれほど裕福になるわけではないというふうに感じるのですが、これどうなのですか。1つは、年間130人の出生率というのが特殊出生率の1.8に該当するかどうか、またそういう中での納税義務者がわずか17人しかふえていない。これ働く

場所がないということなのではないですか。もっともっとそういう場所あるいは条件整備というのが必要になってくるというふうに思うのですが、それにしても町の財政が確保されていないのではないかなというふうを感じるのですが、どうなのですか。

○大野敏行議長 清水議員の質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を4時といたします。

休 憩 午後 3時49分

再 開 午後 3時54分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の質疑に対する答弁からです。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず初めに、社人研の推計値ということで申し上げたいと思います。社人研の推計値でいきますと、平成32年、出生数が推計ですと96人というふうに推計がされております。この96人を合計特殊出生率ということで出しますと、1.10という数字になります。130人目標ということでございますので、合計特殊出生率に関しては1.10よりも高い数値を目標としているということでございます。ただ、大変申しわけございませんが、130人が幾つなのか、この数字については、申しわけございません、お答えのほうができません。大変恐縮です。

それと納税義務者数、ほぼ変わっておらない5年後の目標数値を立てております。こちらに関しては、今後5年先であっても人口減少が進んでいくと。現状でいえば、1年間に100人程度減少しているというような状況がございます。当然これと同時に生産年齢人口も減っていくと、このような見込みが立てられているわけでございますが、そういった中であっても、今回の計画に位置づけた事業を行うことによって、先ほど議員さんのご質問の中にもございましたが、現状の生産年齢人口を上回る方についても、例えばお仕事を皆さん元気させていただいて納税義務者というふうな形になっていけば、何とか現状の数値を維持していこうではないか、このような目標数値を立てさせていただいたところでございます。

また、財政が厳しくなるというようなご質問もいただきました。これは、今回の議会の一般質問の中でも議論があったわけでございますが、人口減少とともに経済自体

も縮小、これはなかなか避けがたいところだなというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、そういった将来見込みが出ている中であっても何とかそういったものを少しでも食いとめていこうではないか、それがこの計画だというふうに町としては位置づけている、このようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 生産年齢人口が32年以降、何年になるのかよくわからないけれども、50%を割るというふうになってくると思うのです。嵐山町の中のプロダクション年齢人口が半分を割るということは、これは大きいことだなというふうに感じるのです。まして32年までの納税義務者がわずかに17人からきりふえていないと。生産額そのものもふえてはいますけれども、それほど大きく伸びるというわけではないのだろうなというふうに思うのです。だから、そういう面では個々の政策をきちんとやってもらおうというのは、これはもう前提になるとは思うのですけれども、そういう中に嵐山町があるというふうな認識でいいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えさせていただきます。

これは、そもそも地方創生が始まった当初の話に戻るわけですが、人口消滅都市ということで、嵐山町もその中に入ったというようなことからしてみれば、今議員さんがお話をされたような自治体にあるのだろう、このような認識は当然持っているわけですが、ただ、そうだからといって、このまま手をこまねいて何もしないというわけには当然いかなと思います。そのために今回この計画をつくった。生産年齢人口が減っていく見込みがある。では、どうしよう。まず、子供を皆さんに持っていただく。持つ前に結婚ですね。希望をかなえ、結婚し、家庭を持ち、子供を持つという施策を行うことによって、将来のプロダクション年齢人口の減少幅を少なくしていく、こういった取り組み、これは全国の自治体が行っていくことになろうと思いますが、嵐山町においてもそのような大変厳しいという状況を認識した上でこの事業を展開していく、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、個々の政策をきちんとやってもらうというのが前提になると思うのですけれども、特に少子化対策についても載っていますし、もう一つ、やっぱり働く場の確保というのをどう構築していくかというのがよく見えてこないのですけれども、その部分での施策というのは考えていますか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えさせていただきます。

総合戦略の中には、先ほど答弁させていただきました若者の希望をかなえると。これとともに人の流れをつくり、仕事をつくりましょう、こういったものがございします。仕事をつくる、この地域の中に新たな産業を興す、例えば農業の6次産業化、こういったものも一つだと思えます。きょうの補正の議論の中にもありました。例えば宣伝の事業を行っていきます。人を呼び込みます。そういった宣伝の事業を行う、それは例えば地域の方たちの就労の場に当然になっていくかと思えます。そういったさまざまな仕事をつくる事業、あと就業機会の提供、就労の促進策、そういったさまざまな事業を行っていくと。こういったことによって、当然嵐山町の中に仕事をつくるということも大変重要なことだと思えますが、ただ働く場として嵐山町の中だけを考えていくのか、これはまた議論があるところだと思うのです。現状を見ても、例えば東松山市だとか川越市だとか、そういった通える範囲内で行われている方も大変多いと思えます。広域的な視点での就労の場、こういったものも当然考えていく必要はあろうかというふうに思えます。

以上です。

○大野敏行議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。議案第28号　第5次総合振興計画改定に賛成しかね、反対します。

第5次総合振興計画改訂版は、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略に基づいて

改定されました。嵐山町議会は、この嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略を議決していなかったことをとても反省しています。嵐山町総合戦略は、日本創生会議の増田レポートから地方創生が動き出し、つくられました。今までは、地方活性化は経済的なものが指標でした。今回の地方創生は人口指標で動いています。もともと30年以上前から日本の人口が減少することは目に見えてわかっていました。ですけれども、なぜかそのことを分析せずに政治を行っていたことに問題があります。

私は、アベノミクスの地方創生のおかしさを指摘します。地方分権の時代であるにもかかわらず、地方創生交付金で自治体を無理やり競争させる中央集権が著しく大きくなっています。国から地方への上意下達の論理で人口減少抑制を無理やり政策としてつくり上げさせています。この弊害は大きいと言えます。一億総活躍など言っていますが、地方も国も女性が全く活躍できない土壌があり、それが全く解決されていません。議会のあり方、行政のあり方も、女性が少な過ぎ、政策が男性中心であるため、何が重要で、何を軽く考えていくのかの判断が間違っていて、現在の子育てのしにくさ、農村部、中山間地から若い女性が転出していく状況をつくっています。人口減少、子供を産みたいけれども、生活を考えると産まないという現象は、国の統治機構の失敗、政策の失敗です。

戦後一貫して日本は農村の生産物を少なくして海外からの輸入を行い、それを加工して輸出することで経済を成り立たせてきました。当然農村地域では食べてはいけても暮らしてはいけない事態になり、人が東京に稼ぎに出ていき、東京の一極集中となっています。このことの分析もせず、今回は行っていますが、各自治体に短時間で自治体の総合戦略を求めるという国の失策がますます嵐山町の行方を危うくしています。今や世界はエネルギー戦争の状態です。やがて水が不足して水の取り合いになっていきます。日本が生き残れるために嵐山町はどんな政策をつくっていくかが総合振興政策のポイントになってきます。

具体的な点を指摘します。1点目、人口区分のあり方です。人口区分を年少人口を20歳まで、生産年齢を20歳から70歳まで、高齢者人口を70歳以上としています。今後の政策に結びつけるということですが、人口区分を変更して、それを生かす政策を見つけることができません。確かに生活様態は5歳ぐらいずつずれ込んでいますが、制度とかかわってこず、国の制度の変更が予定されるということでもないようです。嵐山町だけで行われる政策に意味づけをすることは難しいと考えています。

2点目、議会総務経済委員会では3年前まちづくりについてさまざまな提案をしています。そのことが全く生かされていないと考えます。今の学校のあり方では、若い人は嵐山町から都市部に出ていかざるを得ません。その後帰ってきたいと思うまちづくりが必要ですが、嵐山町に高校、大学がないこともあり、義務教育以後の生涯教育に10代後半の施策が皆無です。総務経済委員会では、若い人の居場所づくりについて提言し、言及していますが、そのことが今回の政策に反映されていません。

3点目、ICTの活用についてです。急激な情報通信技術の進展について指摘がありますが、情報技術の進展が町民の町政参加に結びついていません。例えば区長制度に民生委員制度を取り入れてお互いの情報交換に利用するといった利用方法も考えていくべき時代になっています。そこで時間が短縮されていきます。町民のICT活用のライフスタイルの変化に行政のICT活用がついていかず、若い世代から嵐山町が見放されている状況にあると考えます。障害のある人とのコミュニケーションに関してはICT活用が有効ですが、そのような視点が今の政策の中に入っていません。

4点目、嵐山町の未利用エネルギーの活用が政策にありません。循環型社会の構築において、ごみの適正処理については広域で行うことになったからという理由で、今地球環境と嵐山町の財政、そして少子高齢化で納税額が減少していくことを考えず、中部資源循環において焼却処理を進めています。嵐山町において、食料、エネルギーの自給率を高めていく視点がそこからすっぱり抜け落ちていきます。ここが食料エネルギーの自給率を高めていく、これが新しい産業創出の入り口になりますが、小川地区衛生組合ごみ焼却施設が老朽化しているからということだけで進み、世界の気候変動にかかわる動き、そういったものからおくれており、この点については強く反対するものです。

5点目、地域交通計画の策定が必要ですが、そのことについては全く指摘がなく、現状は認識しているということですが、政策への方向が見えていない、これは大変大きなことであると思います。第5次総合振興計画改訂版は人口指標を加えてつくられています。何を大事にしてまちづくりを進めるかという点ではまだまだ人と命を大切に作る点、女性の視点が弱く、男性目線のコミュニティーづくり、経済効率が大きいこと、アベノミクスの日本で生産せず海外で素材を購入し、日本で加工して、販売利益で経済を成り立たせる視点から抜け出せずいます。第5次総合振興計画改訂版は、地域創生推進の交付金を得るために、いかに素早く形式を整えるかという点で担

当課は本当にご苦勞なされたと考えますが、いい意味でも悪い意味でも、国にとっての財政の問題、そして嵐山町にとって課題が大きく、本議案には賛成できません。

以上、反対討論とします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号 第5次嵐山町総合振興計画の改定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○大野敏行議長 賛成多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第6、議案第29号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第29号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件でございます。平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、細部説明については省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 埼玉東部消防組合が埼玉東部消防組合、草加八潮消防組合に改めると。これは、例えば嵐山町の場合は県の中で第3ブロックに当てはめて今後広域化していこうということになっていきますよね。その一つがここで組合ができたとい

う、そういうことで統合された組合ということになったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

この統合に関しましては、大変恐縮でございますが、そのような形の中でなったかどうかということは承知しておりません。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○大野敏行議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月11日、14日、15日、16日、17日、18日及び22日は休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月11日、14日、15日、16日、17日、18日及び22日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時17分)

平成28年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第7号）

3月23日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第 2 議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 3 議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第 4 議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 5 議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第 6 議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- 日程第 7 議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）
- 日程第 8 議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）
- 日程第 9 議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁）（道路台帳の補正）
- 日程第10 平成27年陳情第4号 日清食品（株）協力工場・明星食品（株）嵐山工場に関する陳情書（継続審査）
- 日程第11 議員派遣の件について
- 日程第12 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 追加
- 日程第13 発議第 1号 安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第 2号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出について
- 日程第15 発議第 3号 嵐山町の廃棄物処理計画を見直す決議の提出について
- 日程第16 発議第 4号 エネルギー基本計画の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第 5号 放射能汚染防止法制定を求める意見書の提出について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實	副町長
中嶋秀雄	総務課	長
青木	務	地域支援課長
山岸堅護	税務課	長
金井敏明	町民課	長
石井彰	健康いきいき課	長
山下次男	長寿生きがい課	長
村上伸二	文化スポーツ課	長
植木弘	環境農政課	長
山下隆志	企業支援課	長
菅原浩行	まちづくり整備課	長
新井益男	上下水道課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦 一	教 育 長	
藤 永 政 昭	教育委員会子ども課 学校教育担当副課長	
前 田 宗 利	教育委員会子ども課 子ども担当副課長	
植 木 弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務	

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。

第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第1回嵐山町議会定例会第23日の会議を開きます。

これより開会いたします。

(午前 9時57分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第22号

平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件、及び議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案6件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件、議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件、及び議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁）（道路台帳の補正）の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました平成27年陳情第4号 日清食品（株）協力工場・明星食品（株）嵐山工場に関する陳情書（継続審査）について審査報告が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案として、発議第1号 安全保障関連法案の強行採決に抗議し先

の国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出についての件、発議第2号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出についての件、発議第3号 嵐山町の廃棄物処理計画を見直す決議の提出についての件、発議第4号 エネルギー基本計画の見直しを求める意見書の提出についての件及び発議第5号 放射能汚染防止法制定を求める意見書の提出についての件、以上5議案が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本5議案につきましては、後刻、日程の追加の件をお諮りいたしまして、審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第1、議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

嵐山予算特別委員長。

〔嵐山美幸予算特別委員長登壇〕

○嵐山美幸予算特別委員長 朗読をもって委員会の報告とさせていただきます。

予算特別委員会報告書。

平成28年3月23日、予算特別委員長、嵐山美幸。

1、付託議案名。

議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定について。

2、審査過程及び結果について。

3月1日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての件を3月11日、3月14日及び3月16日の3日間にわたり審査いたしました。

(1) 3月11日の委員会について。

13名の委員及び委員外として、議長、関係する執行部説明員の出席のもとに、課局ごと歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計

課、地域支援課、町民課及び健康いきいき課の順で審査を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

税務課では、個人町民税、法人税の滞納者の対応について、自宅にまで徴収に伺ったりすることはあるのか、また徴収においてトラブル等はあるのかという質疑に、臨宅徴収を例年は1年に2回の実施であったが、27年度から3回にふやしている。ふやした理由については、徴収のお願いはもちろんですが、そのお宅の状況を見るということでもある。状況を見た上で、納めていただくのは難しいと判断した場合は、停止処分であるとか不納欠損ということで調定額から外すというような措置もある。そういったことで滞納の部分を整理していかないと、効率的な滞納に対する対応ができない。今年度の例を申し上げますと、年末に臨宅徴収を行い、そのときは副町長にも一緒に行っていたが、12月中の集計ですが、300万円ほど納税があった。徴収率は、26年度、県内で63市町村中、4番目の高い率となっている。滞納処分が少なく徴収率が高いということは、町民の皆様の税に対するご理解が高いのだと思われる。こういったことから、臨宅徴収に伺ってもトラブルになるということはないという答弁でした。

総務課・会計課では、一般寄附金における、ふるさと納税における稼ぐ力は大事であると思うが、26年度の決算の実績を見ると20万円程度である。今予算では大幅な増額計上とした根拠について何うという質疑に対して、稼ぐ力という意味において、ふるさと納税の拡大が必要であり、平成27年度途中から運用代行による手続の簡素化と協力事業者の拡大を図った。平成28年度においては、クレジットカード決済によるふるさと納税を可能とすることで、寄附金額の拡大を図りたい。また、協力事業者の一般公募を行い、ふるさと納税額の拡大とともに、協力事業者にとってはPR効果もあわせて進めていきたいとの答弁がありました。

地域支援課では、地方版総合戦略検証等事業についての質疑が何点かあり、委員は何人を選任するのか、また地方版総合戦略と総合振興計画との兼ね合いはどのように考えているのかという質疑に、委員については20名を予定しており、PDCAサイクルの実現に向けて総合戦略の検証を毎年行っていく。総合振興計画との兼ね合いについては総合戦略と同時に検証していくという答弁でした。また、一部事務組合非常備消防負担金事業において、来期より入団する女性消防団員についての進捗状況との質疑に、7名募集しているが、現状6名の応募をいただいているとの答弁でありました。

町民課では、マイナンバー制度に伴う個人番号カードの発行件数と、その補助金についてはという質疑に、個人が申請したものが国へ行き、地方公共団体情報システム機構で作成され、町へ一旦送られてきて、交付前設定を行い、町民の方々にご案内して取りにきていただく。3月初めで320件の交付を行った。補助金に関しては、個人番号カード発行を行うための事業であるとか、新たな出生での通知カードの発行等の事業にかかる費用ということで、歳入として167万円が入ってくる。これを歳出で同じ金額を地方公共団体情報システム機構のほうへ負担をする。この金額については、国のほうで通った予算の中で、カードの発行枚数ではなく、按分されているのは、27年1月1日現在の住基人口によって、各市町村の人口割合で示された金額であるという答弁でした。

健康いきいき課では、母子保健事業の妊産婦外出支援タクシー実施委託料についての条件はどのようなものかとの質疑に、子育て支援との交通弱者対策として町も考えており、経済的負担を軽減し、健康管理と子育て支援の充実を図る目的で実施していく。申請については、母子健康手帳を取得したときに同時に申請していただき、タクシー助成券を発行する。助成の内容としては、高齢者外出支援タクシーと同じく、1人36枚を限度に助成し、1回の乗車につき、タクシーの初乗り運賃に相当する額とする。有効期限は、発行日より2年を経過した日が属する月の月末までとする。利用できるタクシー会社は、高齢者外出支援タクシーと同じであるとの答弁でありました。

(2) 3月14日の委員会について。

委員13名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

長寿生きがい課、文化スポーツ課、環境農政課・上下水道課、企業支援課、まちづくり整備課及びこども課の順で審査を行いました。

主な質疑と答弁は、次のとおりでした。

長寿生きがい課では、在宅高齢者短期入所事業の内容と短期入所を経て、その後に介護認定をしていくことはあるのかという質疑に対し、27年度までは介護保険特別会計で見ていた事業であるが、法改正に伴い28年度からは一般会計に編入した事業である。内容については、嵐山町で条例化されており、介護認定の非該当の方を対象に、おおむね3日間程度、短期入所して生活のリズムを取り戻してもらう。短期入所の利用日数は、町長が認めた場合は最大7日間を認めている。そういった中で非該当にな

った方も状況が刻々と変化していくこともあるため、地域包括支援担当の高齢者見守り事業において状況の変化があった場合には、介護認定の申請も考えていくという答弁がありました。

また、地域密着型サービス等整備助成事業内の、ひだまりの丘グループホームについて、開設はいつごろになるのか、入所者の人数は何人を予定しているのかとの質疑に対し、開設は来年の4月ごろの予定で、入所者人数は9名2ユニットで、定員18名という答弁でした。

文化スポーツ課では、草原ひろばとテニスコートの利用状況と町民からトイレ設置の要望をよく聞くがとの質疑に対し、草原ひろばにおいてはグラウンドゴルフの3団体が利用しており、年2回大会を開催している。テニスコートにおいては人気が高く、予約は抽せんで行っている状況、トイレについては予算的な問題もあるが、トイレ設置は必要と考えているとの答弁でした。

環境農政課・上下水道課では、畜産振興事業のTPP対策支援事業補助金内容はこの質疑に対して、TPPの影響を見越して畜産業の方々に町単独での予算計上であり、農地を活用した自給飼料の面積拡大を図っていく推進補助事業である。自給飼料としてのソルダムとかイタリアン、トウモロコシなどの特殊飼料の種子に対して、2分の1の補助を行っていく補助事業という答弁でした。

都市下水路管理事業内の新田沼都市下水路管渠内状況調査内容はこの質疑に対し、26年・27年度に川島川と新田沼都市下水路の水質検査を実施、その結果、東上線より東側において非常に数値が高く、旧国道から菅谷6区・5区を経由する都市下水路に範囲を絞り込んで詳細な調査を行うもので、約200メートル間の管渠内にテレビカメラを入れて、管渠内の接続状況や水質汚濁が顕著と思われる箇所を確認して、原因を特定する調査であるという答弁がありました。

企業支援課では、情報発信拠点整備事業についての質疑が多くありました。情報発信拠点整備事業の内容と完成後の管理についてという質疑に対し、観光だけではなく、コーディネーターを中心とした活性化チームの拠点でもあり、就労の促進など、町のほとんどのPRを行っていく予定をしており、施設の完成後は、管理のこともあり、観光協会に入っていただくことを構想しているという答弁でした。また、建築・開発総務事業の拡大分の開発権限委譲準備経費についての内容という質疑に対し、都市計画法上の開発許可権を平成29年度より県から移譲を受けるための準備経費という内容

の答弁でした。

まちづくり整備課では、川のまるごと再生事業内の武蔵嵐山遊歩道整備等の内容はこの質疑に対して、遠山の谷川橋のたもとから川沿いに遊歩道を整備し、甌穴まで誘導できるようにするとの答弁がありました。

こども課では、保育所保育事業拡大分の保育所緊急整備事業補助金（東昌第二保育園建替）についての内容と、28年度においての待機児童問題の解消に向けての方策はこの質疑に、東昌第二保育園の移転建築に伴い、定員を60人から71人にふやしていただき、29年4月1日に開園予定。待機児童解消については、小規模保育事業所をふやしていくとか、一時預かり事業とファミリーサポート事業のさらなる拡充と活用を検討して対処していきたいとの答弁でした。また、28年度は、具体的に保育園に子供を預けたいと考えていた方はどれほどいたのかという質疑に対して、新規申込者では、ゼロ歳児19人、1歳児32人、2歳児23人、3歳児16人、4歳児4人、5歳児2人であった。ちなみに、現在認定された平成28年4月1日から保育園に通園予定の人数は、ゼロ歳児13人、1歳児50人、2歳児48人、3歳児55人、4歳児45人、5歳児56人であるという答弁がありました。

（3）3月16日の委員会について。

委員13名及び委員外として、議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

既に全課局に対する質疑が終了しましたので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、渋谷登美子委員、長島邦夫委員、青柳賢治委員、川口浩史委員、清水正之委員の5人から届け出があり、その順に総括質疑を行いました。質疑、答弁の概要は、次のとおりでありました。

障害者差別解消法の施行と嵐山町による障害者が普通に暮らせる仕組みづくりを28年度はどのように行っていくのか、また今後の対応と具体的な差別事例はあるのかという質疑に、障害者差別解消法は25年6月に制定され、28年4月1日から施行される。この法は、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指し、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を行っていく。町では、この法律に基づき不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ職員対応要領を作成し、職員全員がこれを守って仕事をするように研修していく。町内の会社等の事業者には、啓発リーフレットを配布して啓発して

いく予定であり、その後においても障害福祉サービス等により、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援していく。また、町においては、今まで具体的な差別事例はありませんでした。次に、合理的配慮の提供としては、具体的には車椅子利用に段差等があれば補助する。また、スロープが必要であれば設置する。聴覚・視覚障害のある方が来庁されたときには、筆談や読み上げなどを実施するという答弁でした。

町の活性化事業において、嵐山町の人口減少対策の方針と町で行っている施策等のPRが足りないという質疑に、総合教育会議の中でもあるが、子は宝であり、社会全体で育てるという考えが足りないと思う。子は宝であり、結婚とはよいものだというようなムードが地域から出てくるのが大事である。また、国民一人一人の中に人口減少の危機感がどれほどあったのか、大変な事態であるということの意識改革が必要だと思う。PRが足りないということに対しては、もう一度見直しをかけて、PRと情報発信の強化について検討していくとの答弁がありました。

28年度予算に対する姿勢と考え方、また事業数が盛りだくさんである中、総合振興計画にも沿った事業展開、人員配置等も含めて聞くとの質疑に、予算の出方は一つではなく補正でもあり、いろいろである。示されてくる内容によって、嵐山町にぴったり沿うものを選択するというように考慮していきたい。総合振興計画に挙げているものは、町が先頭に立って地域と一緒に進めていきたい。また大型事業が盛りだくさんであり、取り組んでいくには各課が別々の縦割りでやっていたのではとてもできない。恐らく担当業務を割り振ったときには、相当に偏った形で大型の事業が集中する課が出ると思うが、各課の範囲内でやろうとする意識では厳しい。全課を挙げて取り組み、課長級だけでなく、職員一人一人が課を超えて協力し合っていくということが課題になり、各課の仕事だけではなく、事業全てが町の事業であるという職員の意識改革が大事であるとの答弁でした。

窓口払い廃止は貧困対策ではない、子育て支援であると思う。全国的に6人に1人が貧困状態にあるが、それに対応した対策が必要である。また、貧困の連鎖を断ち切るため、足立区は子供の貧困全般に関する調査を実施するが、嵐山町にもこういった考えはあるかという質疑に、国で貧困対策の推進に関する法律があり、それに基づき、県は子供の貧困対策についての計画策定に入っている。町としては県の計画を踏まえて、県と連携しつつ、積極的な役割を果たす必要が出てくると思う。実際に始まってくるのは、来年度以降になるという答弁がありました。

川島の産業団地適地化の中身について、あの地域は工業系用地になっていると思うが、これを嵐山町がどのようにあの地域に適地化を図っていくのか。そのために都市計画道路を延ばすという形で、今回、平沢一川島線等変更図書を作成するわけだが、当然住民の移転も絡んでいく。将来的には道路をつくっていく点で、果たしてその投資が必要なのかどうか。将来的にかなりの負担になると思う。どれほどの予算が費やされようとしているのかとの質疑に、都市計画の中で決められた都市計画道路であり、南はつきのわ駅前から、西は平沢交差点までが都市計画道路。既にむさし台と平沢土地区画整理部分は完成、滑川についても月の輪分は完成している。その間が残っている状況である。以前は、住宅系区画整理（開発）という考えであったが、数年前から工業系に転換、明星食品新工場をその地域に移転してもらう計画で位置づけていたわけだが、24年12月に明星食品は町外に移転せずに、嵐山町に残り今の敷地内で新工場の建て替えをするということになった経緯がある。嵐山町がこれから働く場をつくり、新たな雇用を創出し活力を取り戻していくには欠かせない産業団地であると思っている。都市計画道路をつくり、新たな企業を誘致して嵐山町の活性化に結びつけていきたい。都市計画道路の総事業費は、概算であるが、約12億円を見込んでいるとの答弁でした。

次に、渋谷委員から「平成28年度嵐山町一般会計予算議定について」の議案に対し、修正案が提出されたため、総括質疑終了後に、その提案説明を求め、審査に入りました。

修正案の内容は、次のとおりでありました。

歳出における（第2款）総務費（第1項）総務管理費（11目）人権対策費（19節）負担金補助及び交付金、68万5,000円から35万円を減額して、33万5,000円とする。

（第4款）衛生費（第1項）保健衛生費（4目）環境衛生費（1節）報酬93万1,000円に75万円増額し、168万1,000円とし、（9節）旅費9万7,000円に15万円増額し、24万7,000円とする。

（第4款）衛生費（第2項）清掃費（1目）塵芥処理費（19節）負担金補助及び交付金1億7,653万5,000円から1,645万3,000円を減額し、1億6,008万2,000円とする。

（第10款）教育費（第1項）教育総務費（2目）事務局費（20節）扶助費847万5,000円に803万5,000円を増額し、修正後の額を1,651万円とする。嵐山町立小中学校及び特別支援小中学校の児童生徒の学習環境向上のため、学年費補助費を学習支援費として

小学生1万円、中学生2万円とする。

(第13款) 予備費(第1項) 予備費1,696万6,000円に786万8,000円を増額し、2,438万4,000円とする。

歳出合計は、変更なく60億6,800万円とする修正案の説明がありました。

この修正案に対し、青柳委員から(第4款) 衛生費(第2項) 清掃費(1目) 塵芥処理費(19節) 負担金補助及び交付金を減額するとあるが、埼玉中部資源循環組合では既に予算が通っている。それについて、どういった影響が出るのかという質疑に対して、埼玉中部資源循環組合においては、地権者の同意を得られず全ての予算が進行しない。人件費だけをとっているのは、その後処理をしていくために職員の経費と議会費の経費をとっている。現状では地権者が同意をしていない限り全く事業が進まないという答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決に入りました。初めに修正案について採決を行い、挙手少数により否決すべきものとなりました。次に、原案について採決を行い、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

これもちまして、議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての審査、経過及び結果についての報告といたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、4名の議員から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) それでは、渋谷登美子です。議案第22号 平成28年度予算案に反対します。

岩澤町長もお話されているように、今世界中が情報化社会の変革期の真っただ中にあります。昨日ベルギーでは、ISによるテロのニュースがありました。憎しみの連鎖です。軍需産業と政治が密接に結びつき、グローバル化時代の今、世界は、かつ

ての日本の戦国時代の様相を見せています。この中で、生活に密着する自治体は、人が幸せな生活を送る政治をつくるのが最も大切なことと考えます。

修正案でも示しましたが、主に反対する理由は3点です。

1点目、嵐山町でのごみ処理のあり方について。住民レベルで検討しないで、埼玉中部資源循環組合を設立し、9市町村という広域でのごみ処理計画を進めていること。ごみ処理は、毎日毎日の極めて日常の必要な作業です。そのことを考えずに、広域で行うことになったからという理由で進めていくのは、安易過ぎます。

吉見町地元では、30年前の建設時に裁判闘争を行い、和解で吉見町大串地区には焼却場は建設しないとなっていました。ところが、和解条項に反対する建設ですから、地元は当然反対します。当時自殺者が出たような闘争だったため、地元も和解条項を守ることを求めます。当然可燃ごみ処理施設の建設は膠着状況になります。地権者の数人は、将来も農業を続けるということで、農地除外に反対しています。そして、嵐山町から吉見町大串までは距離があり過ぎ、毎日のことなので、将来的には負担が大き過ぎます。

ごみは、地区内処理が原則です。嵐山町で処理をする、小川地区衛生組合管内で処理をする。原点に立ち戻るべきです。負担が大きくなってから後悔しても遅いのです。

小川地区衛生組合管内においても、資源化率、可燃ごみの比率、一般の可燃ごみ、1トン当たりの経費は最も安いのが小川町で3万7,644円、東秩父村では8万483円、嵐山町では4万1,259円となります。

中部資源循環組合焼却処理の施設であるため、資源ごみについては小川地区衛生組合が存続して事業を行います。中部資源循環組合（9市町村）では、22年度と26年度の1人当たりのごみ量を比較すると、滑川町、ときがわ町、東秩父村、川島町、吉見町、桶川市で増加しています。このような状況を分析しないで、焼却施設、箱物施設の建設は、今後のごみ処理施設運営には決して効果的ではありません。再検討をするならば、早ければ早いほうがよいのです。これからもこの課題については調査研究していきます。

2点目、小中学生学年費の問題です。一昨年までの実績で、小学生1万円、中学生2万円の学年費補助であると、少なくともドリル代、消耗品、遠足の交通費などの教材費の負担はなくなることがわかりました。本来義務教育段階では、無償で保護者の負担はないことが憲法上の権利です。特に公立小中学校では無償であるべきです。そ

れを嵐山町は、医療費窓口払い廃止、子供の事実上の医療費無料をすることを理由に、義務教育段階での保護者負担額の軽減を半分にしました。不合理な理論です。

小学生1万円、中学生2万円で日々の集金がなくなるのは、子育て経費の負担感が軽くなります。考えなければならないのは、いかに子育ての経費の負担を少なくするかということです。そのため、日常的に子供が消耗する費用の全部を嵐山町で公の負担とすべきで、保護者の負担にはしないという原則の確立が必要です。

3点目、運動団体補助金についてです。3年前に見直ししましたが、3年経過し、再度評価すべきところを評価していないと思われます。人権運動団体として、上部団体への納付金や上部団体への研修費に45万円の補助金は多過ぎます。外国人の人権、子供の貧困、障害者の差別、女性差別等さまざまな課題を一運動団体の補助金ではなく、嵐山町全体で使っていく方向が必要で、再度見直しを求めます。

これは、次のことですが、けれども、「何なんだよ、日本。一億総活躍社会じゃねえのかよ。昨日、見事に保育園落ちたわ。どうすんだよ。私、活躍できないじゃねえか」のツイッターへの国会議員、安倍総理の対応に多くの母親が反感を持ち、国会周辺で「保育園落ちたの私」のプラカードを持って集まりました。

日本は、子育てが難しい、女性にとって生きにくい社会です。嵐山町は、さらに子育てがしにくい、女性が活躍しにくい町です。どうやって変えていくか、正念場の時期になっています。男性だけのセンスで考えず、女性の持っているセンスを生かしていく手法が、今嵐山町に必要です。地域創生と国が言い出す前に、本気で女性、若い人の声を聞く姿勢があれば、嵐山町は、消滅可能性自治体には入らなかったと考えています。相変わらず国に従う行政から、事実を見て分析して課題を考え、生活政策をつくる政治を求め、反対討論とします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

次に、賛成討論を行います。

第3番、佐久間孝光議員。

〔3番 佐久間孝光議員登壇〕

○3番（佐久間孝光議員） 賛成討論を行う前に、今回の補正予算、これは今回の28年度の当初予算に大変大きな結びつきがありますので、その点に触れまして、賛成討論をさせていただきたいと思います。

平成28年度一般会計予算に対し、賛成討論を行わせていただきます。日本が今直面

している現状は、世界がかつて経験したことのない急激な少子高齢化、それに伴う人口減少であり、その解決には、今までの既成概念や、積み上げの議論を超越した発想や判断が求められます。

また、国際情勢も日々緊張感が高まり、日本に求められる役割も大きく変化しつつあります。経済においても、日本一国の経済対策だけでは十分機能しない、諸外国との連携したグローバルな経済対策をも同時に実現しなければならない、大変難しいかじ取りを迫られる状況であります。

国から一言、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略を策定しなさいと言われれば、前例もない、国の指示も曖昧な中、地域支援課を中心に手探りの状態でもつくり上げなければならないわけであります。また、だからといって第5次総合振興計画の見直しはしなくてもいいのではなく、総合戦略との整合性をも含めた形で進めていかなければならない現状でありました。

さらに、地方創生、一億総活躍社会というスローガンが突然飛び出し、平成27年度の末の末になって、地方創生加速化交付金を活用する諸事業へも企画立案しなければならなかったのが現実であります。

国は、方針だけを示せばいいかもしれませんが、町は町民と直接向き合う現場を抱えているわけで、その町民からの要望への対応は、町側にどんな事情があろうとも待ったなしで求められます。一転二転する国の方向性に翻弄され、多くの動揺や混乱があったことは明白であり、しかしそのような状況の中であっても、予算編成は進めていかなければならず、大変多くのご苦勞があったであろうことをまず冒頭に申し上げさせていただきたいと思えます。

初めに、子育て支援ですが、平成27年度においては、予想をはるかに上回る保育園への申し込みに、とうとう待機児童が出てしまいました。しかし、企業内保育室に嵐山町民枠を確保するなど一定の努力が感じられ、平成28年度においては安心して出産できる支援の一つである妊産婦外出支援タクシー委託事業をスタートいたします。

また、東昌第二保育園建替事業、小規模保育への意向をも念頭に置いた家庭保育室運営に関する支援も同時に行われています。さらにレビ3歳児クラスの設置、学童保育の時間延長等、積極的に取り組んでいることがうかがえます。ただ、平成28年度の待機児童が発生してしまう状況は、避けがたい現実もあります。

しかし、そのような状況下で、どこまで保護者の理解が得られるのかが担当課に対

する信頼を大きく左右するものであり、入園希望者の選考方法においても提言等がなされたことも踏まえ、人口ビジョンとの整合性を持った柔軟な対応をお願いいたします。

駅周辺の活性化、イメージアップは多くの町民が改善を望み、期待をしている長年の懸案であります。駅東西連絡通路のユニバーサルデザイン、人間工学に基づいた大改修に続き、駅構内のホームを活用した情報発信拠点整備事業は、らんざん活性化チームと観光協会が連携をし、進めていく大変重要な取り組みであります。

また、千年の苑構想は、説明を聞いているだけでも、悠久の時の流れを感じる歴史と自然に恵まれた嵐山町の景勝地にふさわしい計画であることを実感いたしました。また、その景色を眺めながらいただく、めんこ61でつくったおいしいうどんをほおばれば、胃袋もつかむことができ、身も心も嵐山町のとりこになってしまうことは、間違いのないと思います。

教育の分野においては、災害発生時の機能強化という観点と絡めた菅谷小学校プールの改築、時代の流れに合わせて、デジタル教材を用いた授業展開、貧困による学力低下を防ぐいち早い体制づくりの検討、町費によるスクールソーシャルワーカー、スクールパートナー、学校司書の配置は情操教育を高め、精神的にも社会的にも児童生徒を全面的にバックアップしていく、町の覚悟が感じられる教育の町嵐山を象徴するものであると、大変心強く感じております。

都市計画道路である川島一平沢線の開通は、産業団地建設と密接に関係しており、適地選定図書作成とともに、地権者等関係者各位のご理解をいただきながら迅速に進めていきたいと思っております。

または、関越自動車道嵐山パーキングを見て、嵐山町をイメージする人が多くおられる中、インターランプ内の整備が進めば、大きく違った嵐山町のイメージをつくり上げることができる起爆剤ともなり得ます。これら両事業とも、嵐山町の雇用の拡大、定住促進、人口増に大きくかかわっており、今後の町の経済活性化に位置づける重要な事業であります。

多くの利害関係者がいる中で、町側だけの論理でこれらの事業を進めていくのは大変難しいことであることは容易に推察できますが、粛々と進めておられる担当課職員の方々の努力には心より敬意を表しますとともに、大きな期待をいたしております。

緑と清流を守るため、早い時期に上下水道課が取り組んだ浄化槽PFI事業は全国

でも注目を集め、災害時相互応援協定を結んでいる富山県小矢部市の産業建設常任委員会が行政視察に訪れた際、その賢く丁寧、そして迅速な実施過程と大きな成果に、嵐山町の経験から大いに学びたいと大絶賛をしておりました。

また、平成28年度はそのような成功にあぐらをかくことなく、さらに町民の声に耳を傾ける中、4地区を指定し、実情に合った新たな補助金体制を考案したことは、大いに評価し得るとともに、もう一步この事業を進めてくれるものと期待ができます。

嵐山町の税の徴収率は、県下第4位という高水準であります。このような成果は、漫然と日々の業務をこなしているだけでは達成することはできません。その裏には、町の執行側の幹部が先頭に立ち、町民のお宅まで出向き、当たり前前を当たり前前に主張するのではなく、あえて住民の経済状況のみならず、その方の真情をもしっかりと理解した上で、誠意を持ってお願いしている結果として、トラブルもなく多くの方々が納税に同意してくれているものと思います。これこそ嵐山町のような小さな自治体が目指すべき、役場職員と町民の関係であると私は思います。

今回の予算審議の中で、意識改革という言葉が何度も出てまいりました。執行部の意識改革、職員の意識改革、議会の意識改革、全町民の意識改革が絶対に必要です。まさにこの意識改革こそが、これら以上に息を吹き込み、血を通わせ、実現に導いてくれる鍵だということは間違いありません。

この意識改革を持ってこれらの事業の推進に取り組めば、さらに魅力あふれる嵐山町、将来に対し大いに期待できる嵐山町となることを確信をしておりますことをお伝えし、賛成討論といたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

続いて反対討論を行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。私は、日本共産党を代表して、平成28年度一般会計予算に反対の討論を行います。

初めに、安倍政権は大企業への優遇を強力に推し進めてきた結果、大企業の内部留保が300兆円を超えるまでになりました。庶民はというと、実質賃金の低下が4年連続です。これは、官製春闘で給料がふえたと言っていますが、ふえたのは一部の大企業で働く労働者だけで、中小企業の労働者には給料を上げたくても上げられないとい

う状況があり、多くの労働者にはアベノミクスの恩恵がないことをあらわしています。

国の新年度予算では、好調な企業に一層の内部留保をもたらす法人税の減税を32.11%から29.97%へと、2.14%、新年度から2年かけ引き下げる予算になっています。国と地方を合わせ1,000兆円を超える借金を抱えながら、なおも法人税を減税するとは、借金返済を本気で考えない、将来国民に大きな混乱をもたらすことを何もいとわない政権だということが言えます。

また、軍事費が当初案として初の5兆円を超えました。南スーダンには参議院選後に行くと言われていています。参議院選前に行き、死傷者が出たら投票に影響が出るからということです。南スーダンに行けば、まさに殺し殺される場面があるでしょう。敵の判別がつかず、無垢の人々を殺すこともあるでしょう。殺された家族は強い憤りを日本に持つことになり、日本はテロの危険を抱える国に変貌しかねない重大問題です。軍事費の増額は、どんどん日本が平和な国から遠ざかる予算です。こんな中に嵐山町もあります。

さて、嵐山町の新年度予算ですが、スクールソーシャルワーカーを1人ふやし、スクールパートナーも配置するなど、子供たちの置かれている現状を見ますと、適切な措置と考えます。このように評価できるものがある一方、次の点は認めることができません。

第1に、埼玉中部資源循環組合です。既に過去、何度も申し上げているとおり、裁判所の和解によって、もう建設はしないとした吉見町大串地区に、この和解をほごにしての建設を進めるものです。裁判所の和解をほごにすることなど認められません。

それでは、今後どうすればよいのかということになりますが、花見台工業団地にあるエコ計画が焼却炉の改修をします。その改修に当たり、焼却炉も大きくする計画で、焼却ごみを受け入れるということでもあります。今後の嵐山町を展望した場合、人口減による町民税の減が予想され、吉見町まで、数十年運搬する費用と、町内のエコ計画に運搬する費用では相当な費用差が生じることとなります。そのため、財政負担が少ないほうを選ぶのが当然ですが、ところが、岩澤町長は吉見町への建設に固執しています。今後の嵐山町財政を考慮しない、決定したことは何があっても続けるという旧態依然の態度であり、厳しく批判するものであります。

次に保育園の待機児童についてです。新年度、保育園に入れない待機児童は21人ということです。ここには、2つの問題があります。

1つ目は、どういふ保護者の子が入れないのかの基準、選定基準です。その選定基準では、就労時間が長い人が選ばれ、短い人は基準が下がります。これで問題なのが非正規労働者の子です。非正規労働者は、週2～3日しか働けない方がいます。働く日数も少ないが収入も少ない。したがって、安価な認可保育園しか預けられないということです。選定から漏れれば仕事にも行けない、少しの収入も得られないということになるわけです。そのため、この選定基準の改正を求め、質疑しましたが、町長からは答弁すらありませんでした。余りにではありませんか。

2つ目に、非正規の方の子供が認可外保育園に入れた場合、町の責任として、認可保育園と同じ保育料にすべきと質疑したところ、財政を理由に考えがないと答えました。町は、子育て世帯の転入を進めるため補助金まで出しています。認可外保育園をつぶさに調べ、保護者が預けてもいいと言った場合、補助金を出すべきではないでしょうか。

町は、全ての子供の成長に責任があり、保護者が働くことに援助すべきであります。待機児童対策は、転入促進を進めるものではないでしょうか。1人のブログから大きな反響を呼び、安倍総理ですら待機児童ゼロへ至急進めるというのに引きかえ、町長からは何もありません。待機児童ゼロの町に再びする強い決意と実行を求めるものがあります。

次に、子供の貧困対策です。子供の6人に1人が貧困に悩み、待ったなしの対策が求められています。どうしてこうも多くなったのか。NHKの解説者も指摘していますが、正規社員を減らし、非正規社員をふやしたのが、貧困率を押し上げているということです。自然的に生まれたものではありません。政治が子供の貧困を生み出したわけでありませう。そうであれば、正社員をふやせばいいわけですが、それができないところに自民党という企業と一体となった体質がここにあるわけです。

国は、平成25年に子供の貧困対策法を提出し、制定されました。子供の貧困対策のため、新年度、児童手当が増額されることや、保育料の第2子、第3子への軽減などが国によって行われます。貧困対策としては不十分な面がありますが、それでも行われるわけでありませう。しかし、嵐山町は何もありません。子供の貧困によって栄養や衛生、さらには学習意欲の低下など悪影響が言われています。子供の貧困問題に町は取り組むことを求めませう。

最後に同和問題です。既に法律が終了している以上、同和予算を支出する根拠があ

りません。補助金の支出をやめることを求めます。

ところで、稼ぐ力についてですが、稼ぐ力と言おうが言うまいが、ずっと本町は追い求めてきたのではないのでしょうか。いや、本町だけではありません。全国の自治体が追い求めてきたはずです。本町の税務課長をされていた方が、既に亡くなっておりますが、その方が、嵐山町の法人税が1億円を超えるようになるとやりたいことができる。それを目指し、工業団地を誘致してきたのだとおっしゃったことがあります。そして、できた工業団地が花見台工業団地です。ほぼ企業が埋まってからは、法人税が2億円を超えるようになりました。2億円を超えるようになりましたが、もっとふやすために企業誘致を今も進めているわけで、町長自身も強く主張しているわけであります。

したがって、稼ぐ力を聞いて急にやり出したわけではなく、既に自治体はやってきているわけです。そうすると、国はなぜここで稼ぐ力を言い出したのか、裏があるはずです。2～3の自治体の成功例を持ち出し、結果が出なかった自治体には努力不足として、交付税減を迫ってくることです。町長から国に対して悲観めいたことは聞いたことはありませんが、町民の生活を守るために、本町に交付税を削られてはやっていけないのではないのでしょうか。稼ぐ力が交付税減になるのなら、町長はきっぱりと国に対して意見を言うべきではないのでしょうか。そのことを町長に申し上げて、反対討論を終わります。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

最後に賛成討論を行います。

第5番、青柳賢治議員。

〔5番 青柳賢治議員登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 政友会の青柳賢治です。平成28年度一般会計予算に賛成の立場で討論します。

平成28年度事業は、早目の地方創生の取り組みにより、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略の策定が進み、活力と生きがい、子供たちの未来、住みよい豊かな環境を創出するという3つの基本の方針に基づき、申請をしました各事業が地方創生加速化交付金に交付決定されました。45年後の人口ビジョンの維持と、ここに住んでいてやっぱりよかったと言える町であるための、嵐山町としての生き残りをかけた事業がスタートする年となります。

嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略を反映した第5次嵐山町総合振興計画は一部改定されたわけですが、この振興計画と、いかに合致した平成28年度予算となっているかという点について、述べたいと思います。

施策の体系をなす第1節より第5節について申し上げます。

町民と行政の協働による調和のとれたまちにおきましては、地域活性化事業のできふできは、近未来の嵐山町を決定づけることになりましょう。新たな流れを創出することで、地域経済の発展につなげ、必ず成功させなくてはならない事業であります。稼ぐ力、このもととなる仕事の創出に向けた努力、産業団地適地選定図書作成、さらには都市計画道路整備関連事業推進など随所に見ることができます。

健康で互いに支えあう生き活きとしたまちにおきましては、健康寿命を伸ばすプロジェクト事業を活用して介護予防につなげていく。さらには、認知症対策へも配慮した予算となっております。

水と緑に恵まれたうるおいのあるまちにおきまして、都幾川、槻川の周辺整備は最終年となります。本田静六博士が嵐山を訪れたころの嵐山溪谷の姿、これを取り戻す事業は、町民の憩いの場の拡大となり、町民がさらに誇れる町一番の名勝の地となっていくことでしょう。

歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまちにおきまして、補正予算で繰越明許となりました平成28年度事業であります防災拠点の機能を兼ね備えた菅谷小学校のプール改築工事、わずかに交わる事業と事業を結びつけた人口減少の進む自治体が、公共施設の維持管理においていかにコンパクト化が求められるかという方向性も見出した予算と言えます。見事な財源確保であります。

安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまちにおきましては、情報発信拠点の整備は単に駅周辺のにぎわいづくりにとどまることなく、嵐山町の各分野、各地域における調整力が発揮されることにより、それぞれの稼ぐ力が創出され、新たな活力ある嵐山町になることができるのです。

次に、2点目といたしまして、今一番の最重要課題であります人口減少に対しまして、この中で子育て支援をいかに進めていくかという町の姿勢であります。医療費窓口払いを27年度において廃止したにもかかわらず、代替事業として実施してきました各種予防接種に対する助成、小中学校の学年費補助事業を継続していく意味は、子育て支援の意思を強く持った町であるということを示しているものだと捉えるこ

とができます。

待機児童への解消対策として、東昌第二保育園の移転増改築の計画があるため、定員を60人から71人に増員し、保育所緊急整備事業を進めます。国の施策とはいえ、国庫補助金では足りず、町債と一般財源を注いでの大事業です。この事業によって、待機児童解消までに至らないかもしれませんが、常に町としてできる限りの利用者支援を行っていく努力こそ、町民のための行政と言えるのではないのでしょうか。

時には、鋭意努力している町の姿を町民の皆さんに発信していくことも必要でしょう。学校環境の充実と学力向上に向けたスクールソーシャルワーカーの町民単独費での拡大、町独自のスクールパートナーの配置、学校司書の配置、チームとしての学校地域が連携して取り組む活動、これは必ずや未来の嵐山町において貴重な人材を輩出する事業となります。

最後に、3点目といたしまして、大型の事業がかくも多く予定されている事業年度でありますのに基礎的財政収支を黒字に保ったことであります。これこそまさに次世代に責任を持つ町政と言えるのではないのでしょうか。預かった貴重な税金を一円も無駄にすることなく、その姿を執行として、トップとして、意思のあらわれと高く評価するものであります。以上述べました考え方に基きまして、平成28年度一般会計予算に賛成するものであります。

大型の事業に取り組む町の姿勢も聞くことができました。事業は、町の事業であると捉えた各課の連携と、嵐山町役場職員一人一人の意識を通した取り組みに期待をいたします。

町制施行50周年記念準備事業も始まります。嵐山町の契機となる後世に残る事業となるよう、今生きる町民一人一人がみんなで考えていきたいものであります。

我々議員も今の時代に真摯に向かい合い、私たちの町が遠く先にも輝き続けることができるように、ともに汗を流し、できる限りの協力をし、健全な期間、監視を果たしていく覚悟であります。

以上をもちまして賛成討論を終わります。(拍手)

○大野敏行議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成28年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大野敏行議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時14分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号～議案第27号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第2、議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第3、議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第4、議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第5、議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第6、議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案5件を一括議題といたします。

本5議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

島山予算特別委員長。

〔島山美幸予算特別委員長登壇〕

○島山美幸予算特別委員長 朗読をもって委員長報告とさせていただきます。

予算特別委員会報告書、平成28年3月23日、予算特別委員長、島山美幸。

1、付託議案名。

議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について。

議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について。

議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について。

議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定について。

2、審査経過及び結果について。

3月1日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました上記予算議案5件について、3月17日に議案第23号、第24号、第25号、第26号、第27号の審査を13名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもと審査しました。

(1) 3月17日の委員会について。

議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

特定健康診査等事業費内の拡大分で、国保ヘルスアップ事業業務委託の内容はという質疑に対し、被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質向上を目的に、国民健康保険データベース等の被保険者の医療情報や検診情報等データを電子的に用いるツール並びに国民健康保険団体連合会に設置された学識経験者等から構成される支援評価委員会等を活用し、保健事業をデータ分析に基づくPDCAサイクルに沿って、効率的・効果的に実施する事業。まず、その事業を実施するに当たり、4つの要件を全て満たすことが必要である。

要件の1点目は、保健事業全体の中長期的なデータヘルス計画（保健事業実施計画）の策定が必要。2点目は、データヘルス計画に基づく個別の保健事業（単年度分）を策定し実施・評価をする。3点目は、第三者による支援評価委員会の活用、4点目は生活習慣病等の予防視点による健康意識向上の取り組みの推進である。予算584万9,000円の内訳は、データヘルスの策定に216万円、特定健診の受診率向上のための費用として368万9,000円ほどという答弁がありました。

滞納繰越分は、どれくらいの世帯に及んでいるのかという質疑に対して、収入見込みとして滞納繰越分を1,885万9,000円計上している。これを算出するのに、28年度の滞納繰越分の全体的な調定額を算出、予算計上の基本となる調定額は9,789万6,000円と推計している。内訳として、国保滞納者596人で189人が現年分、過去分滞納者が407人という状況。徴収評価においては、その他特別調整交付金のうち、徴収率が一定の率以上であると2,000万円程度の交付金がある。その基準は、平成26年度までは93%以上であって、嵐山町の現年徴収率は93.7%であった。しかしながら、27年度においては徴収率が94%以上でないと減額される。このようなことから、徴収率を上げるため徴収担当職員が努力しているという答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

保険料が若干変更になるということで、均等割が4万2,070円で下がり、所得割が8.34%に上がる。仮に年金所得が50万円とした場合に、その方は保険料がふえるのか減るのかという質疑に、28年度は所得割が8.34%に変更になり1万4,178円、27年度は8.29%で1万4,093円、均等割の28年度は4万2,070円、27年度は4万2,440円で、所得割と均等割を足してもらおうと28年度が合計5万6,248円、27年度が5万6,533円で所得割の率が上がっているが、均等割が減っている関係で、所得の少ない人は昨年よりも保険料が減る可能性が高い。所得の多い人は所得割が上がっているため、その分は上がってしまうとの答弁がありました。

質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることを決定いたしました。

次に、議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

特定入所者介護サービス費の減額計上の理由は、在宅介護利用分の増を見込むということなのかとの質疑に対し、特定入所者介護サービス費負担金については、特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設に正式に入所の方と、在宅サービスでショートステイを使う場合の食費と居住費にかかるもので、27年の介護保険法改正に伴い、昨年8月から対象者の条件で世帯全員が非課税で、かつ本人の預貯金が1人の場合は1,000万円以上、配偶者がいる場合は2,000万円以上の預貯金がある場合は、非課税であっても減額の対象にならない。これについては、27年度当初予算時に説明したが、介護保険計画を策定する中で、国から示された算定用ワークシートに基づき計上しているという答弁でした。

介護予防ケアマネジメント事業の内容はという質疑に対して、28年度から総合事業が開始するに当たり移行された事業であり、今までは二次予防事業対象者に対して行っていたものを、今度は要支援1、要支援2の方が総合事業のサービス（訪問介護・

通所介護)を利用するに当たり、計画などを立てる費用として設定されたものであって、現行の介護予防給付ケアマネジメント費の一部が移行したものであるという答弁でありました。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

浄化槽推進地域補助金80万円は、具体的にどのような形で活用していくものなのかという質疑に対し、現在県費補助金と国庫補助金を活用しながら、町管理型浄化槽推進事業を進めてきたが、浄化槽転換基数が年々減少してきているので、その減少に歯どめをかけるために地域ぐるみで浄化槽転換事業を進めていきたいと考えている。内容としては、浄化槽整備区域の16地区のうち4地区を予算化して、区としてまとめて、3～5件の浄化槽転換の申請をしていただいた場合に、1件当たり5万円を転換浄化槽配管費に対して上乗せ補助をするものであるという答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

最後に、議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

第2水源のポンプ交換と第3配水場施設のポンプ交換修繕の内容についてはという質疑に対して、ポンプ類については法定耐用年数は15年であり、第2水源の取水ポンプは3基のうち1基が設置後30年が経過しており、第3配水場のプースターポンプについても同様であり、配置後22年が経過している。プースターポンプは1基しかなく、第2浄水場で浄化した水を第3配水場に送水するもので、送水経路途中の坂道において増圧することにより水を運ぶポンプ設備である。ポンプ設備が故障した場合には送水が不能となるため、早急に交換しておく必要があることから予算計上をしたという答弁でありました。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上により議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件ほか4議案について全て審査を終了しました。

これもちまして、本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第23号から議案第27号まで一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに議案第23号から順次行います。

まず、議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、1名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。議案第23号 平成28年度国民健康保険特別会計予算議定について、反対をいたします。

政府は、昨年成立させた医療保険制度改革法によって、2018年度から都道府県に財政運営の責任主体を移行させる国民健康保険の都道府県化を行おうとしています。

国民健康保険は、他の公的医療保険に比べ、低所得者層が多く加入しているという構造的な問題を抱えています。その結果、高過ぎる保険税や財政悪化につながっています。このことは、滞納者が596人、滞納調定額が4,789万円にも上り、滞納者は資格証明書、短期保険証の交付などの制裁が待ち受けています。

全国市町村の国保は、2015年度の保険者支援約1,700億円の活用を前提として、保険税の引き下げが広がっています。これは、本来一般会計の繰り出しに使うべきものではなく、この補助金の趣旨は、高過ぎる保険税の引き下げに使うべきです。国民健康保険の広域化に反対し、誰もが安心してかかれる医療制度の実現に向けて反対討論とします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

これより議案第23号 平成28年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○大野敏行議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成28年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○大野敏行議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、1名の議員から届け出をいただいております。

それでは、反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

[10番 清水正之議員登壇]

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。議案第25号 平成28年度介護保険特別会計予算議定について反対をいたします。

介護保険は、本年度、要支援1・2を介護保険から除外し、一般事業に移行します。介護保険は、今施設から在宅へと介護の方向が向いています。老老介護、民民介護などの介護をする人も高齢化しています。最近でも大きな事件が起こっています。

とりわけ在宅での介護は、現在でもサービスを必要とする要支援者が受けられるよう、サービスの充実を図る必要があります。同時に認知症の対策も急務となっています。第7期の見直しそのものも迫っています。介護保険料の引き下げ、サービスの後退を招かぬよう求めて反対討論とします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○大野敏行議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第26号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○大野敏行議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第27号 平成28年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○大野敏行議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成28年度当初予算に関する議案の審議は全て終了いたしました。

◎議案第30号～議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第7、議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件、日程第8、議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件及び日程第9、議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁（道路台帳の補正））の件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

[佐久間孝光総務経済常任委員長登壇]

○佐久間孝光総務経済常任委員長 平成28年3月23日、嵐山町議会議長、大野敏行様、総務経済常任委員長、佐久間孝光。

委員会審査報告。

本委員会は、平成28年3月1日に付託された下記議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本議会におきまして、総務経済常任委員会に付託を受けました議案3件、町道路線の廃止並びに認定について、審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、3月15日午後1時30分から総務経済常任委員会を開催いたしました。付託議案に当たりました議案は、議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁）（道路台帳の補正）の3件であります。

当日は、説明員として、菅原まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換という日程で審査を進めま

した。

審査経過について。

議案第30号は、古里34号線が私有地を含むものであるので、路線延長64.0メートルを全て廃止し、町有地部分を改めて認定させていただくものであります。

私有地については、平成8年、町から個人の方に売却をされましたが、この処理がなされぬまま現在に至ってしまいました。本年に隣接地から道路占有の申請がなされ、現地を確認した際、町道認定がされたままであることが判明。未処理となっている町道認定の廃止をお願いするものであります。

議案第31号は、古里34号線の一部の私有地を含む全ての路線、64.0メートルを廃止し、その後、町有地部分29.8メートル、幅員1.9メートルから2.6メートルを改めて認定するものであります。

菅谷266号線は、道路用地寄附に伴い、新たに延長21.8メートル、幅員4.0メートルを認定するものであります。

平成26年2月18日付で、町から払い下げを受けた土地の所有者が土地利用の計画を立てましたが、その建築計画の協議の中で、道路部分に公共下水道の本管が埋設されることが判明。改めて建築主さんと協議をする中で、町道として管理をしていかなければ下水道等の管理に不都合が生じることということでご理解をいただき、道路敷地の払い下げた部分については町のほうで買い戻し、拡幅になった部分については寄附をいただいたものであります。

議案第32号は、道路橋3本、それぞれ志賀499号線、延長4.4メートル、幅員6.0メートル、志賀500号線、延長3.7メートル、幅員6.0メートル、志賀501号線、延長6.7メートル、幅員5.9メートルを改めて認定するものであります。

道路橋としては、町で管理をしておりましたが、平成26年7月に、橋梁の点検が5年に一度、義務化になったことに伴い、橋梁の点検計画を策定いたしました。その際、この3橋の認定がなされていないことが判明し、認定漏れとなったものを処理させていただきたいというものであります。

現地の確認を行い、帰庁後、質疑、意見交換を行いました。

質疑はなく、直ちに採決に移りました。

採決の結果。

議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件、賛成全員。

議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件、賛成全員。

議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁）（道路台帳の補正）の件、賛成全員。

よって、本委員会は、議案第30号、議案第31号、議案第32号の案件を原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 失礼いたします。議案第30号なのですけれども、この関係で、これまでしばらくの間、私有地土地等、それらに変更されていたという形であったわけですけれども、これについて税制の関係で、土地固定資産税については全く変更がなかったのでしょうか。そこをお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 お答えさせていただきます。

税制に関しては、申しわけないですけれども、確認がとれていませんけれども。確認してございません。すみません。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、この議案の審査の中では、全くその点については触れられなかったということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 そのとおりです。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第30号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第31号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第32号 町道路線を認定することについて（橋梁）（道路台帳の補正）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎平成27年陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第10、平成27年陳情第4号 日清食品（株）協力工場・明星食品（株）嵐山工場に関する陳情書（継続審査）についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 平成28年3月28日、嵐山町議会議長、大野敏行様、文教厚生常任委員長、森一人。

陳情審査報告書。

本委員会に平成27年12月4日に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。

件名、日清食品（株）協力工場・明星食品（株）嵐山工場に関する陳情書。

審査の結果、採択すべきもの。

措置、①町長へ送付。②報告を求める。

文教厚生常任委員会で継続審査になっておりました陳情第4号について、審査経過並びに審査結果をご報告いたします。

本委員会は、3月7日に議事日程終了後、18日の陳情第4号の審査について協議を行った上で、3月18日午後1時半から、202会議室において委員会を開会し、陳情の審査を行いました。

当日は、趣旨説明のため、陳情代表者の三股氏、そのご家族並びに古澤氏に出席していただきました。

陳情第4号を提出するに至った経緯と、水蒸気に含まれている粉と臭気の被害についての現状をお聞きし、プロジェクターで東日本明星株式会社第三工場屋上の排気口から出ている水蒸気の記録映像を拝見。資料等も参考にいただきながら、詳しくご説明をいただきました。

説明内容の一部として、東日本明星株式会社の第三工場の建て替えから、白い粉（でんぷん質）が降り注いで悩ませ続けられている。人体に影響がない、無害なものであっても、車を洗車してもすぐに汚れ、車の塗装も剥げた。窓もあけられない。洗濯物も干しづらい。ベランダ、手すりの塗装も剥げたとの被害状況がある。

また、町の調査、検査を行う体制についても厳しいご意見をいただきました。

住民の話を聞いてから検査する場所等を選定すべき。1号基準値ではなく、また敷地境界線だけではなく、2号基準値レベルで検査をしてほしい。限られた時間で行う検査ではなく、いろいろな時間で行ってほしい等の内容でありました。

詳しく説明をしていただき、質疑は特になし。

次に、臭気測定の結果報告について。

環境農政課の植木課長と青木副課長に説明を求めました。

3月8日から9日にかけて、東日本明星株式会社嵐山工場の敷地境界線の南側2カ所、北側2カ所を測定し、南側1（東日本明星株式会社正門入り口前）は10以下、南側2は13（陳情代表者自宅付近）、北側1は10以下、北側2は12ということで、工業地域・工業専用地域の基準値18以下という結果であった。

質疑において、この時間帯設定の理由は、（8日、9時55分～10時45分、9日、8時37分）答弁として、何日か回ってみて午前中の朝方に臭気が強い。またアンケート調査結果に従い、その時間に実施したということでした。

質疑終了後、植木課長、青木副課長にはご退席いただき、討論に移りました。

内容については、陳情者の被害に遭われているご心情はよくわかった。基準値内であっても大変であると思う。基準値を超えていなくても、もっと東日本明星株式会社の企業努力が必要だと思う。

町の検査体制、情報公開、測定箇所の選定、時間帯等についても、住民の気持ちを酌んだ対処が必要。住民の方々のご意見を酌むべきであるとの意見が出されました。

続いて、表決に移り、全委員一致で陳情第4号は採択すべきものと決しました。

また、下記について、町に要望いたします。

現状、聞き取り調査においても、工場周辺において飛来水が落ちてきていることは明らかであり、飛来水がでんぷん質であるということも検査により結果が出ております。

原因は、東日本明星株式会社であると言えます。臭気においても、基準値を超えていなくても、臭気があるというのは事実であり、町においては今後も東日本明星株式会社に、飛来水、臭気の改善に向けた企業努力を継続してお願いしていただくとともに、町から東日本明星株式会社に、一企業としての社会的責任を踏まえ、陳情代表者及び122名の署名をした周辺住民との前向きな話し合いの場の提供と和解についてお願いいたします。

以上で審査経過並びに結果報告を終わります。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして、採決いたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、平成27年陳情第4号は委員長報告のとおり採択すべきものと決まりました。

◎議員派遣の件について

○大野敏行議長 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○大野敏行議長 日程第12、閉会中の継続調査（所管事務）の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○大野敏行議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第1号　安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出についての件、発議第2号　憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出についての件、発議第3号　嵐山町の廃棄物処理計画を見直す決議の提出についての件、発議第4号　エネルギー基本計画の見直しを求める意見書の提出についての件及び発議第5号　放射能汚染防止法制定を求める意見書の提出についての件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長　ご異議なしと認めます。

よって、本議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

審議の途中でございますが、暫時休憩といたします。再開時間を1時30分といたします。

休　　憩　　午前11時57分

再　　開　　午後　1時28分

○大野敏行議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長　日程第13、発議第1号　安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番　川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員）　安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について、初めに提案理由を述べさせていただきます。

政府は、憲法の枠内しか執行が許されませんが、この法律は憲法を超越しており、立憲主義に反するものであります。そのため元最高裁判所長官、次に元最高裁判所判

事を入れさせていただきます。そして、元内閣法制局長官及び圧倒的多数の憲法学者らが違憲としているものであります。違憲の法律は、法治国家を守る上で認めてはいけないというふうに思います。

以上のことから本意見書を提出するものであります。

それでは、安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書を朗読いたします。

2015年9月19日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決、成立した。

安全保障関連法については、国会における審議を通じて、「新三要件」に基づく自衛隊の出動の要件が曖昧であることが明らかになったほか、後方支援活動等が武力行使と一体化するなどの懸念が示され、憲法違反だとの指摘が相次いだ。もとより政府は、日本国憲法の枠内で行政をつかさどらなければならないわけだが、この安全保障関連法は枠内を超えたものであり、したがって立憲主義に反するものである。そのため多くの憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判所の長官経験者らが、安全保障関連法案は憲法違反であると指摘したわけであり、重く受け止める必要がある。

世論調査においても、国民の多くが、政府の説明が不十分であるとしており、国会における審議を進める中で、安全保障関連法案に反対であるとの声が広がったことは、国民の理解が十分に得られていないことを示している。また、地方公共団体の議会から、安全保障関連法案の慎重な審議を求める意見書が相次いで提出されていたにもかかわらず、一回の国会において、安全保障関連法を成立させたことは極めて遺憾である。

よって、嵐山町議会は、安全保障関連法案の採決に抗議するとともに、安全保障関連法を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大野敏行

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣であります。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今の意見書の中に、参議院本会議において安全保障関連法が

十分な国会審議ができていないということでお話があったのですが、参議院でどのぐらいの時間をとったのか教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） いや、正確にはわかりません。全体で100時間だと、衆参両院で。ということでは聞いていますが。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 衆議院ではどのぐらいの時間を審議されたかは、おわかりでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） いや、詳しい時間まではわかりません。問題は、時間ではなくて、時間時間ということをよく与党の皆さんは言うのですけれども、審議内容が深まったかどうかで大事で、深まっていないから国民が怒っているわけなのです。そういう一部があります。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 審議内容が深まっていないというお話でしたが、衆議院では116時間余りで、参議院では今おっしゃったとおり100時間余りの審議をされているのだけれども、しかしながら中継を見る限り、何か質問も、何で同じことを繰り返して、全然その先に、このことについての審議はやっていなかったように思うのですけれども、どのようにお感じになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それだけ同じことが繰り返されるといのは、納得していないから繰り返されるわけなのです。それは、国民も納得していないわけなのです。納得していないものは何回だって質問するというのは、それは当然のことではないですか。理解していないわけですから。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結します。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を行います。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、賛成討論を始めます。

私たちの国は、70年前……日本国憲法と言いません。70年前、戦争をしないと決めました。これは、憲法の前文にも書いてあります。

この2015年9月19日に成立した安全保障関連の法案ですけれども、自衛隊法改正によってどうなったかということ、自衛隊の任務から「直接侵略及び間接侵略に対し」という文言を削除し、日本への攻撃がなくても存立危機事態で防衛出動、武力行使が可能になり、平時から他国軍隊の船舶などを防護、在外邦人の保護・救出、国内外での職務命令違反への罰則などを追加しました。このような状況になっています。既にもうすぐに武力事態というふうな形で攻撃ができる形になっています。

国際平和維持活動（PKO）協力法の改正ですけれども、PKO活動のほかに、国連の指揮のもとにない多国間の活動にも参加し、住民の「安全確保」や「駆けつけ軍隊」など業務を拡大して、そのときに武器使用の基準を緩和します。

次に、周辺事態法の改正ですけれども、「我が国周辺」との限定を外して、活動範囲を拡大し、「現に戦闘が行われている現場」でなければ派遣可能になりました。米軍以外の外国軍隊も支援し、弾薬の提供もします。発進準備中の戦闘機への給油も可能になりました。

船舶検査活動法の改正では、日本周辺海域、公海に加えて、ほかの外国領域でも活動が可能になりました。

武力攻撃事態対処法改正では、存立危機事態を導入し、日本への攻撃がなくても武力の行使が可能になりました。これは、とても重要なことですよ。自衛隊以上のことをここでやることになって、戦争法が確立しました。

そして、米軍行動関連措置法改正では、存立危機事態にも対応する。だから、安倍政権が存立が危機になっているというふうになったら、ここで米国の軍隊以外でも対象にして応援をするということです。

特定公共施設利用法改正、日本が攻撃を受けそうなとき、自衛隊や米軍や外国軍隊が港や空港、道路、電波、領域、空域を優先利用することができるようになりました。今まで自衛隊とアメリカ軍だけがそうでしたが、それも外国軍隊も対象になりました。

海上輸送規制法の改正では、存立事態にも及ぶ日本周辺海域、公海に加えて、外国領域でも活動が可能になりました。

捕虜取扱法改正では、存立危機事態においても、捕虜についても対応することになりました。

国家安全保障会議設置法改正では、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態に関する事項も審議対象になっています。

国際平和支援法では、国連決議がなくても適用可能になり、戦争中の他国軍への協力支援、戦闘員の捜索・救援、船舶検査の活動をします。これは、普通の市民ではなく支援軍の兵士のことです。現に戦争が行われている現場でなければ自衛隊を派遣可能にし、弾薬の提供、発進準備中の戦闘機への給油も可能になりました。

そして、防衛装備庁を発足しました。10月1日ですね。それで、武器等の研究開発、購入、輸出、外国との共同開発を一元的に行うようになりました。

そして、11月3日には日米同盟調整メカニズムとあって、自衛隊とアメリカ軍が平時からあらゆる段階で一体となって行動するための調整枠組みがつくられ、訓練をしています。

日米共同計画策定メカニズム、自衛隊とアメリカ軍の共同行動計画を平時から策定するというふうな形になっていて、戦後70年前、私たちは戦争をしないと決めたこと、これが憲法なのですけれども、それを憲法違反をしている。このような安全保障関連法案のことをやった強行採決に抗議します。そして、今回のさきの国会で安全保障関連法の廃止を求める意見書には、提出に賛成します。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号 安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第14、発議第2号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

ここにさらっと書きましたが、少し詳しく、初めての提出でありますので、述べさせていただきますと思います。

安倍首相は、憲法に緊急事態条項の創設を求めています。緊急事態条項とは、戦争や大災害が起きたとき、首相の権限を強くし、国会議員の任期延長や、法律と同等の効力を有する政令、首相の権限で財政の支出を行うことができ、自治体の長に対しては必要な指示ができるというものです。国民は、基本的人権が停止され、服従義務が課せられるものであります。

憲法は、国民の権利を守り、権力乱用を防ぐために国家権力を規制する法であります。権力者から憲法を変えたいというときは、警戒する必要があることを最初に申し上げておきたいと思います。

憲法に緊急事態条項がないことを欠陥としていますが、国民の生命、自由、幸福追求の権利を保護する権限は内閣の行政権に含まれるもので、憲法13条及び65条がそれに当たるといことです。したがって、文言としてはなくても、憲法には国民を守る緊急対応があるということです。

衆議院の任期延長も、衆議院が解散中、緊急事態が発生した場合、参議院が国会の権限を代行できるようになっています。これは憲法第54条の2にあります。

さらに緊急時の法律も整備されています。侵略を受けた場合には武力攻撃事態法、内乱には警察官職務執行法や自衛隊の治安出動条項、災害には災害救助法や災害対策基本法があります。

災害対策基本法109条には、状況に応じて供給不足の生活必需物資の配給または譲渡もしくは引き渡しの制限、もしくは禁止や災害応急対策もしくは災害復旧または国民生活の安定のため必要なものの価格または役務その他の給付の対価の最高額の決定、金銭債務の支払いの延期などに関する政令制定権限までもが定められているわけです。

武力攻撃事態法などは、制定されているほうがよいとは思わないものもありますが、それは脇に置いて、今までの災害の教訓が生かされているわけです。

では、それらの法律があれば今後十分なのかと言えば、今後必要になる法律があるかもしれません。そのために緊急事態条項は必要ではないかと思われる方もいると思いますが、必要な訓練も機材も準備もない中では、緊急的対応などはできないというのが災害対策の原則とされています。それでも必要な場面が何か出てくることもあるのではないかとこの方には、緊急的対応を法律の中に設ければよいわけで、何も憲法改正を必要としないものであります。

安倍首相は、他の多数の国が採用しているものですよと言いました。ドイツの憲法には、ドイツ基本法は1968年に制定されました。緊急事態の認定には、両院、衆院、参院の院ですね。両院議員の3分の2以上の賛成が必要であり、緊急事態下でも裁判所の活動ができ、市民や労働組合の運動もできるというものであります。自民党案は閣議決定で発令ができ、市民の自由を保障するものは何もありません。

アメリカでは、災害救助法や国家緊急事態法などで、緊急時に国家が取り入れる措置が法律で定められています。また、1979年にカーター政権の大統領令による連邦緊急事態管理庁（FEMA）という専門の行政組織が設置されましたが、これは、FEMAが関係機関の調整機能を果たすことで、地震やハリケーンなどの大災害に対処してきたとされています。アメリカ憲法には強い権限はなく、大統領に議会招集権を与えているだけであります。

フランスや韓国の憲法規定には、確かに一時的な立法権限を大統領に与えているものの、その発動要件はかなり厳格になっているということでもあります。厳格になっていますが、フランスでは昨年11月の同時多発テロで非常事態を宣言し、実際今、発令をされており、令状のないまま捜索や拘束が行われ、誤認逮捕が次々に起こっており、問題となっているということでもあります。

ついでに、フランスのことを言えば、フランスの状況を言えば、対テロ戦争がテロ

を国内に呼び込み、テロ行為が行われると、権力の拡大を進め、人権が制限されてきているということでもあります。日本に住む私たちも教訓にすべきではないでしょうか。

この緊急事態条項について、連合国軍総司令部（GHQ）が日本にあったときに、日本側と緊急事態条項をめぐる議論をしたことがあります。GHQは「憲法に明文を置かなくても、内閣が超憲法的に対応すればよい」という趣旨の主張をいたしました。日本側は「緊急事態条項のあった明治憲法以上の弊害が起き得る」と反論をいたしました。激論の末、緊急時には、衆院議員が不在でも参院議員で緊急集会の開催が可能と憲法の54条の2項に明記されたということで、その必要はないとしたものがあります。

「明治憲法での弊害」というのは、議会にかけずに発する緊急勅令などが発令された後に起きた不幸な事件を指します。関東大震災（1923年）では、政府が戒厳を布告。軍や警察などによる無政府主義者などへの弾圧につながりました。日本には緊急事態条項がもたらしたこうした苦い経験があるわけでもあります。

これが念頭にあり、現憲法の制定に尽力した金森徳次郎憲法担当相は、1946年7月、帝国議会衆院憲法改正案委員会で、次のように語っております。「緊急勅令及び財政上の緊急処分は、行政当局者にとりましては、実に重宝なものであります。しかしながら、国民の意思のある期間有力に無視し得る制度であります。だから便利を尊ぶか、あるいは民主政治の根本の原則を尊重するか、こういう分かれ目になるのであります」と述べております。

当時の政治家は、緊急事態条項が乱用される危険性を認識し、明治憲法下での人権侵害を反省しておりました。たとえ一時でも為政者をフリーハンドにしてはいけないということでもあります。このように緊急事態条項を憲法に明記する必要はないわけがあります。

それでは、ちょっと間違っちゃって。ちょっと……

○大野敏行議長 訂正を認めます。

〔何事か言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） 失礼しました。憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書を朗読いたします。

安倍首相は、国会答弁で「大規模な災害が発生したような緊急時において、国民の安全を守るため、国家・国民自らがどのような役割を果たすべきかを、憲法にどのよ

うに位置づけるかについては、大切な課題と考えている」と「緊急事態条項」創設に言及している。しかしこのような国家緊急権は、本質的に憲法の効力を一部ないし全部を停止するという点にある。自民党の改憲草案には「法律と同一の効力を持つ政令制定が可能」とされており、行政権の裁量範囲が大きく拡大され、事実上人権条項が停止されることにもなる。「大規模な災害に対応する」ということであれば、現法律でも「災害対策基本法」「災害救助法」「大規模地震対策特別措置法」等設置されており、一時的にも憲法を停止する条項を創設することは全く必要のないことである。

そもそも国家緊急権を否定したのが日本国憲法である。憲法制定の際、連合国軍総司令部（GHQ）から「緊急事態条項」を盛り込む提案があったにもかかわらず、当時の金森憲法担当大臣は「過去何十年の日本の、この立憲政治の経験に徴しまして、間髪を待てないというほどの急務はないのでありまして、そういう場合は何等か臨機応変の措置をとることができます」と日本側が拒否していた。安全な国家緊急権などないというのが歴史の教訓である。憲法第99条（憲法尊重擁護の義務）に規定されているように、安倍首相に憲法改定を発議する権利はなく、国会答弁そのものが憲法違反というべきものである。

よって嵐山町議会は、憲法への「緊急事態条項」の創設を直ちに中止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月23日。

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大野敏行

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣であります。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） では、渋谷登美子、憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出の賛成討論を行います。

2013年ですけれども、麻生財務大臣が、ナチスの手口を学んだらどうかねというのがこの緊急事態条項なのですが、ワイマール憲法には、ナチスは、ヒトラーは、ワイマール憲法は一切改正していません。ワイマール憲法の一つの弱点と言われて、緊急事態条項があったんです。その緊急事態条項を使って全てがナチス憲法に変わりました。

緊急事態と一旦発すると、何でも武力攻撃、内乱、災害などのような犯罪など、全部が緊急事態になります。そして、緊急事態は、首相が解散と言わない限り、衆議院は解散されません。100日間の期限は限りなく延長でき、緊急事態条項がずっと続きます。

選挙がなくなります。独裁が始まります。その緊急事態内では、国会を通さず、国家権力担当者、政府のお仲間と日本の決まりが自由につくれてしまう状況になります。人権、自由、移動、財産の権利の形成が、政府ができるという憲法の改悪が緊急事態条項です。その緊急事態条項ができてしまえば、ヒトラーのような独裁政権を日本でも生み出してしまいます。緊急事態条項、憲法改悪、そして戦争できる国、武器を輸出する、軍事産業に莫大な利益を与える、生活予算が縮小、今の現状ですね。消費税と各種負担金の大幅アップ、そして生活苦が起き、少産多死、そして生活不能になり、日本が縮小し、日本の文化消滅のストーリーが始まってしまいます。

ですから、憲法に「緊急事態条項」創設するというふうなことに關しては、まかり間違ってもやってはいけないことで、この意見書の提出に賛成します。

○大野敏行議長 ほか。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第15、発議第3号 嵐山町の廃棄物処理計画を見直す決議の提出についての件を議題といたします。

提案者より提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、渋谷登美子ですけれども、嵐山町の廃棄物処理計画を見直す決議の提出についての提案理由をお話しします。

嵐山町は小川地区衛生組合構成自治体として、平成33年稼働の埼玉中部資源循環組合において可燃ごみの焼却を始める予定です。

しかし、吉見町の地権者の動向、嵐山町の将来の負担増を考えると、このまま吉見町に依存した形で埼玉中部資源循環組合の動向の流れに任せるのは、今後の嵐山町財政に致命的な傷を残します。

よって、住民主体・議会主体で、ごみ処理のあり方を検討するために本決議を行います。

この決議案を読みます。

嵐山町は、平成26年より埼玉中部資源循環組合構成自治体として、焼却処理施設を造る計画で平成33年稼働予定であるが、吉見町大串は嵐山町から距離がありすぎる。

現在では、5万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国補助金が交付される。近距離の民間焼却施設もある。生ごみのバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内の建設資材の端材、里山の産物等のエネルギー利用を考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要がある。吉見町大串の焼却施設建設・運営を行うには、将来的な負担が大きすぎる。CO₂の排出の大きいガソリン車を、日常的に運行するのは地球環境への影響も大きすぎる。

小川地区衛生組合管内において、ごみ焼却処分の在り方を見直すべく、調査検討することを決議する。

平成28年3月23日。

埼玉県比企郡嵐山町議会です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号 嵐山町の廃棄物処理計画を見直す決議の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第16、発議第4号 エネルギー基本計画の見直しを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、エネルギー基本計画の見直しを求める意見書の提出について、提案理由を説明します。

嵐山町内の状況、または近隣自治体の状況を見ても、太陽光発電の設置が進んでいます。現状では、極めて危険な原発を人間がコントロールすることは、不可能なことです。

よって、原発によるエネルギー確保の計画を速やかに見直し、原発に依存しないエネルギー計画による日本の人々の生活をつくるために、エネルギー基本計画の見直しを求める意見書を提出します。

意見書案を読みます。

東日本大震災から5年経過し、福島第一原発事故の収束のめどは立たず、補償も復興も目途が立っていない。すでに核燃料サイクル事業は進めたくても進められないのが現実です。国民の反対がある中、2013年制定したエネルギー基本計画によって、1月29日川内原発を稼働させ、また2月26日老朽化した高浜原発を稼働させたが、29日

停止させた。

原発によるエネルギー供給消費は、地球規模で生命の危険があることをチェルノブイリ原発事故、福島第一原発事故によって明らかにされている。

多くの原発は免震機能を省き、規模を縮小して再稼働を始めようとしているが、この5年間、原発なしの電気で日本経済に大きな支障はなく国民は生活してきた。

地球の破壊をもたらす原発再稼働のエネルギー計画を速やかに原発を活用しないエネルギー計画に直し、脱原発エネルギー社会を目指すことを求める。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この意見書も、この5年間、原発なしでの電気で、日本経済に大きな支障はなく国民は生活してきたというふうに今うたわれていますけれども、いろいろ今原油の値段も大分安くなっているわけですが、相当やはり当初の3年間ぐらいは、日本に入ってくる原油等ということで、日本の財貨が持ち出されているというようなふうにも聞いていますし、いわゆる火力による石炭、そういったものを含めて、かなり老朽化している部分もあるわけですね。

そういったことを維持しながらこの見直しをするということはやられるのでしょうか、そういった場合に、石炭や石油によっている部分についても止めずにやっていくという基本計画になっていくのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 新しいエネルギー基本計画ですから、再生可能エネルギーを使うということが多くなってくると思いますが、天然ガスを使うのはある程度仕方がないと思いますが、天然ガスに関してはCO₂の排出量が多くないですし、石炭については今使っているかもしれませんが、今石炭ではない形で、この周辺を見ても多くなっていますが、石炭は使う必要はないと思いますが、それでよろしいのですか、今のお答え。ちょっと質問がよくわからなかったのです。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) たかだか原子力の危険という、言っている意味はよくわかるのです。ただ、今実際に日本の置かれている、この2013年にできたエネルギー計画というものは、やはり実態を捉えた計画になっているというふうに私は考えているのです。それについては、いかがお考えですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私は、全く実態を捉えていない計画であると考えていますし、これに関しては原発がなくても今までずっときているわけで、2011年から、今回もやっと2基だけ動ける……1基だけしか動いていないですよ。それでもやっつけている現状があります。

そして、あちこちを見ていきますと太陽光もありますし、風力も進んでいますし、地力もありますし、それから海波の波のエネルギーというのも出てきていますし、どんどん進んできています。開発が進むというか、再生可能エネルギーの開発が進んできています。

そうすると、今の2013年につくったエネルギー計画自体が非常に無駄なものであったというふうに感じていますので、これはもともとエネルギー基本計画に関しましては反対しようという形で意見書を出しましたが、これは、皆さんがあれでしたかね、否決なされたのだからどうか覚えていませんけれども、そういう状況であって、私は全く原発がなくてもできているし、現状でもできていると思っています。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 安定したエネルギーであれば、それは一番安心できるわけですが、今やはりグローバルの中の経済に組み込まれている日本の状況ですよ。そういう点については、こういうふうなエネルギー計画を見直したときに、そういった今できている経済活動、そういったものが維持されていくというふうにお考えなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) アメリカとか、中国とか、原発のエネルギーを使いたいという中で、インドとかで活用したいという、三菱重工が売り出したとか、そういうふうな話は聞いていますがけれども、基本的にそういったのは、企業活動の問題であって、

企業はそうではなくて、市民は……市民といいますか、国民の人たちは普通のエネルギーでやっていて構わないですし、その経済活動は軍事産業にくっついた経済活動ですよ。

それが必要かどうかというと全く必要なくて、それ以外のもので十分賄えるわけですし、むしろ私は青柳さんの考えていらっしゃる経済活動ということ自体がわかりませんし、原発がない活動でも十分産業構造は成り立っていくわけで、そのようなことの意見をやるだけのちょっと手持ちの資料がないのですけれども、その議論をするに当たっては、しっかりした議論を持ってくる必要があると思いますけれども、経済活動は、グローバルな中でも、これはドイツは2022年に原発は全く廃止すると言っていますし、それぞれの自治体、国によって考え方は違いますが、それなりのことをやっているんで、世界は全体的に地球環境を守るために、放射能被曝をこれ以上生命に与えないために、原発のエネルギーには依存しない形に動いていくと思いますが。

○大野敏行議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） この文章の中に速やかにとあるんですが、大体時期はどのくらいとお考えになっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 速やかは速やかです。即刻でもいいです。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今日本は、自分のところで何%の電力を稼ぐ、原子力を抜いてですよ。どれだけの能力があるのか、教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それは、太陽光というふうな形でなくて、天然ガスというふうなことをどのくらい使っているかということですか。逆質問です。どういう質問か、意味がわかりません。

○大野敏行議長 再度、質問をしてください。

○6番（畠山美幸議員） 火力発電や天然ガスなどのものを使って、日本で賄える電力は何%だと思われますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 食料と同じですよ。日本のエネルギー量はすごく少ない。ですけれども、日本が持っているエネルギー量というのは水力もあるし、バイオマスもあるし、それを使っていけば、100%のエネルギーにしていくということ自体のほうの問題で、今天然ガスがここで何%あるから、それを維持しなくてはいけないから、そのかわりに原発を使いましょうというふうな論理にはならないと思いますので、その質問自体がこの意見書に対してのあれとは違うと思いますけど。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、渋谷さんは即刻、もうあしたにでもやめたほうがいいというお話です。私は、即刻ということができれば一番いいのですけれども、今現状4%しか自給率がない中で、すぐにはできないと思うのです。やっぱり徐々に減らしていく、徐々に開発をしていくということが大事だと思うんですけれども、先ほど企業に対しては自分たちの努力でやればいいというお話でしたけれども、では今まで輸入に頼っていた費用がどのくらいかかりましたか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 申しわけないのですけれども、輸入にかかっていた費用がどのくらいかというふうな形のあれにはできませんけれども、2015年まで、この12月ですか、1月29日までは全く原発には頼っていなかったわけです。

原発に頼ってなくて、そのエネルギーの費用が幾らかかるかということは、計算式でいくと、イスラム国とか、そういうふうなところ、イスラムとか、イランとかから持ってきてくるわけですが、それについて、どのぐらいな金額がかかっているかというふうな形を日本で、財界がやっていくことで、そのことまでは私は存じておりません。ですけれども、そういうふうな問題ではないのです。危険性の問題であって、財源の問題ではないということです。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結します。

討論を行います。

討論は、反対から行います。

第6番、畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 私も今回3.11があってから、原発の危険性というものは感じております。しかしながら、今すぐやめるということは、経済的、日本の将来を考えたときに、果たしてできるものでありましようかということをお願いして、反対の討論をいたします。

原発ゼロが続けば、火力発電所で燃やす天然ガスなどの輸入費が年3兆円ふえ、電気料金が上昇して経済に悪影響を及ぼす。石油や天然ガスの輸入額が年間約3兆円余り余分にかかる。これは、東日本大震災前の10年度に、国内の全製造業が稼ぎ出した経常利益、約16兆円のおよそ5分の1に相当します。化石燃料の輸入がふえ続ければ、19年度にも日本の経常収支が赤字に転じる可能性があると言えます。

燃料調達費の増大と電力不足は、日本経済に多くの面でマイナス影響を与えます。家計は電気料金が上がって、節約で支払いを減らし、賄えるかもしれない。しかし、製造業、とりわけ円高などでぎりぎりの経営を強いられてきた中小零細の工場にとり、エネルギーコストの上昇は死活問題になります。

日本エネルギー経済研究所の試算では、燃料費の追加負担は20年までに24兆円となる。国の富が流出するゆえ、電気料金の上昇が日本企業の国際競争力を弱め、国内の空洞化が進みかねません。

日本のエネルギー自給率は約4%です。政府が原発ゼロを選べば、資源国が日本の足元を見るのも避けられません。少なくとも30年までは原発を使い続けることにはなってしまうかもしれません。その間の人材を確保し、安全技術を高める場が欠かせない。耐用年数を迎えた原発を確実に廃炉にする技術の確立も必要になることでしょう。

原子力産業の従事者は約4万6,000人います。原発ゼロを打ち出せば、当面の運転に欠かせない技術者が散り、安全を高める研究に携わる人材も集まらなくなってしまう。廃炉と放射性廃棄物の処分は原発ゼロでも避けられない課題です。原発維持を通じて、優秀な人材と技術を育て保つことが不可欠で、一旦散逸した人材や技術は容易に戻らない。

そういうことを考えると、私たちもできれば早く、速やかにはやっていただきたいところではございますが、そういうものの日本を考えていったときに、経済のこと全

てのことを考えたときに、すぐあしたからできることではないということから、エネルギー基本計画の見直しを求める意見書には反対の立場から討論いたします。

○大野敏行議長 次に賛成討論を行います。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 私は、この意見書に賛成をいたします。

私は、3月12日に福島県の郡山に震災と原発事故5周年の集会に行きまいりました。場所は、市役所の脇の総合グラウンドであります。現地は、5ミリシーベルトでした。そして、芝生の観覧席に入りまして、そこで線量計ではかりましたら、20ミリシーベルトです。芝生は観覧席と、それからグラウンド、合わせて張ってありますので、それを壊すことはできないという形で、除染ができないということになっているそうです。大変な状況であります。

そして、農家の方は、原発事故がなければ農家を続けられた。そして、風評被害が現実で、どうにもならない状況であるけれども、私たちはそこで作物をつくって、嫌だけれども食べていますという話をしました。さらに、原発がなければ一家散り散りならなくて済んだと。そういうふうに訴えておりました。まさか原発事故がこういうふうにならぬ私たちの生活を奪う、そして命まで奪う、そういうことを考えるならば、絶対にこれからはやめてもらいたいという多くの福島の県民の発言があったことをお伝えしておきます。

そして、1月29日にはこの関西電力、この再稼働に関する高浜原発3号機、2月26日に稼働したが、トラブルによって運転が中止していた同4号機に対して、原発が立地する福井県に隣接する滋賀県住民が起こした運転差し止めの仮処分申請に対して、3月9日に大津地裁は、過酷事故の対策や緊急時の対応方法に大変危惧すべき点があるとして訴えを認め、運転差し止めの命を命じる決定を下しました。

決定は、福島原発事故について、この事故は収束しておらず、敷地からは毎日大量の放射能汚染水が流出し続けている。福島県内の1,800平方キロメートルの広大な土地が、年間5ミリシーベルト以上の空間線量を発する可能性のある地域となったこと。深刻な現状を指摘しつつ、耐震性について、津波についても関電は説明をし尽しておらず、日本社会の重要な警鐘であると考えますと、こう訴えておるところであります。

この5年間、原発稼働なしの電気で日本経済に大きな支障はなく、国民は不自由なく生活をしてきました。再び事故が起きたとき、原発による電力エネルギー対策は、

人類に及ぼす地球の破壊を考えるならば、原発再稼働のエネルギー計画を、速やかに原発なし、活動しないエネルギー見直しに、そして脱原発社会を目指すことを求める意見書の提出に賛成をいたします。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第4号 エネルギー基本計画の見直しを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第17、発議第5号 放射能汚染防止法制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 放射能汚染防止法制定を求める意見書の提出について、提案理由をお話いたします。

私江藤さんの議会改革の講演のとき、議員は本当にしっかり議案を議決するときに、眠れない夜があるのではないかというふうに言われたことがあったのですが、どうも嵐山町の議員の皆さんは、眠れない夜はないみたいですね。命を大切にすることというのは、どういうことなのか、皆さんで本当に眠れない夜を考えるくらいに考えていただきたいことが放射能だったり原発だったりします。眠れない夜を考えるほど今の体制がどのようで、眠れない夜を過ごすようなくらい、議案として自分たちがどんな位置づけをするかということを考えていただきたいと思います。

では、提案理由を話します。

3月11日、東日本大震災の被災者の方のために、嵐山町議会も黙祷した。しかし、

政府は放射能汚染に関して全くないものとし、2020年のオリンピック招致のプレゼンテーションで、安倍総理大臣は、福島第一原発の汚染水問題に懸念が出ていることについて、「状況はコントロールされており、東京に決してダメージは与えない」と述べて、オリンピック招致を勝ち取りました。

しかし、原発事故に関して、現在も将来も汚染防止ができる法体制がなく、日本は危険な状況です。日本・世界の環境を少しでも悪化させないために、放射能汚染防止法が必要で、本意見書を提出します。

放射能汚染防止法制定を求める意見書。

福島原発事故5年を経過したが、いまだに被害の状況は深刻で復興のめどは立たない。日本には54基の原発がある。高速増殖炉の「もんじゅ」を入れると55基となる。今後、これらの原発は老朽化していく。脱原発政策を進め、原子炉の稼働をやめたとしても、燃料棒は高熱を出し続け、冷やし続けなければならない。空だき状態になると大事故を起こす。脱原発になったとしても事故が起きないとは限らず、新たな汚染の可能性は高い。福島原発事故は深刻な放射汚染をもたらし、大量の被ばく労働者を生んでいる。

しかし、誰一人として刑事罰を問われていない。東電元会長らにたいしての業務上過失致死傷罪での告訴は不起訴とされ、市民による2度に渡る検察審査会申請で強制起訴となった。

既存の原子力基本法以下の、「原発推進のための法体系」ではなく、「汚染防止のための法体系」に全面的に組み直す必要がある。既存の法体系のもとで、場当たりの、間に合わせ的な法律で対処することは、福島第一原発事故の汚染対応をあいまいにし、脱原発を遅らせ、老朽化する原発の大事故・大汚染という目前の破滅的危機に対応できない。放射能物質を環境汚染物質と位置付け、環境基本法以下の法体系に組み入れること、危険性に関する情報の隠蔽、無視、軽視に厳しく対処すること、民事刑事上の責任追及、国民が有効に監視し責任を問える法制度が必要である。

したがって、以下の4点を組み込んだ放射能汚染防止法の制定を求める。

記

- (1) 放射性物質を環境基本法以下の環境関連法に組み込む。
- (2) 原子炉等の安全基準は、汚染予防基準と位置付け汚染防止法の体系に組み込む。

(3) 汚染の原因となる事故などの危険要因について、危険通報制度を創設し、従来無視ないし軽視されてきた事故防止等にとって有益な情報の恣意的無視や軽視を排除し「安全神話」を払拭する。

(4) 食品の放射能汚染規制には特別法を制定する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) この原発をドイツは今まで進めてきたわけですが、今よそから買うようになりました。その意味でこういうふうな、世界の中で私も不勉強でよくわからないのですが、この汚染防止法というようなものの、放射能の制定というんですけれども、このような近い法律みたいなものができている国はあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 世界的に放射能汚染防止法的なものがあるかどうかはわかりませんが、環境法などの中に放射能の汚染物質として位置づけられ、限界値とか、そういったものは組み込まれています。今日本の状況というのは本当に何も無いような状況です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) なかなかちょっと想像ができませんけれども、このような法律が現在の日本の中で制定された場合に、国民生活がそもそも成り立つものなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 成り立ちます。十分成り立ちます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) その根拠をお尋ねします。

○13番(渋谷登美子議員) 放射能汚染防止法ですけれども、これは放射能を汚染する

だけですから、これ以上、放射能が拡散して行って、そして日本が経済生活が成立しないということ自体は、経済生活が成立しないという、放射能汚染を拡散して行って、放射能を防止することを制定すると経済生活が成り立たなくなるということは、人間生活が成り立たなくなるといことなので、十分に成り立ちます。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第5号 放射能汚染防止法制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○大野敏行議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成28年第1回定例会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

今期定例会は、3月1日に開会をされ、3月23日の本日まで23日間にわたり、極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成28年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案、また全ての原案を可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございます。また、農業委員の任命に当たりまして、ご同意を賜りまして、深く感謝を申し上げます次第であります。

私ども執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託に応える

決意であります。

なお、議案審議並びに一般質問を通じまして、ご提言のありました諸問題につきましても十分検討いたして対処する所存でございます。

間もなく新年度を迎えます。先週末には、国へ申請していた地方創生加速化交付金の採択も決定し、いよいよ嵐山町人口ビジョン総合戦略が始動をいたします。

次の時代もここに住んでいてよかったと笑顔で言ってもらえるよう、英知を結集し、迅速かつ確実に諸事業を展開をしままいります。そして、5年後、10年後、成果となってあらわれるよう、今この正念場に全身全霊を傾注してまいる決意でございます。

議員におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後ともご健勝にて、さらなるご活躍をご祈念を申し上げまして閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○大野敏行議長 次に、本職からも御礼を申し上げます。

3月1日より始まりました本議会も、本日予定どおり23日間をもちまして終了することができました。一般質問では、11名の議員に登壇していただき、活発な議論を展開され、嵐山町の現在、将来のことを真剣に考えている様子がよくわかりました。

また、多くの傍聴の皆様においでいただき、議会に対する関心の深さも感じ取ることができました。

28年度予算審議では、特別委員会にて詳細に審議され、その任に当たられました畠山委員長・森副委員長様には本当にご苦労さまでした。

また、3月定例会中、終始懇切丁寧な答弁をくださいました岩澤町長をはじめとする執行の皆様には敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

暖かい春の始まりですが、しばらく寒の戻りがあるようでございます。体にはご自愛をされ、議員各位、執行の皆様それぞれの立場で町民福祉の向上を求め、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、私の御礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○大野敏行議長 これをもちまして平成28年第1回嵐山町議会定例会を閉会いたしま

す。

お疲れさまでした。

(午後 2時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員